

外国人の受入れ対策に関する行政評価・監視
—技能実習制度等を中心として—
結果報告書

平成 25 年 4 月

総務省行政評価局

前書き

外国人（日本国籍を有しない者）の我が国への入国者数は、平成 22 年に約 944 万人と、過去最高の人数となった。平成 23 年は、東日本大震災の影響に加え、過去最高水準の円高となったことなども要因として、約 714 万人と、前年比で約 231 万人の大幅な減少となったが、翌 24 年は前年比約 204 万人増の約 917 万人（速報値）となっている。

一方、我が国に在留する外国人（外国人登録者数）は、平成 17 年末に約 201 万人と初めて 200 万人を超え、20 年末までは年々増加していたものの、同年末の約 222 万人をピークに、それ以降 3 年連続で微減傾向が続いており、23 年末現在においては約 208 万人となっている。

このように、近年こそ外国人登録者数は減少傾向にあるが、今後、経済社会の一層の国際化等に伴い、国際的な人の移動がより活発化することが予想されており、我が国と近隣諸国間の経済水準の格差を背景に、これらの国々から我が国への労働力の送付圧力が強まることが見込まれている。

こうした状況を踏まえ、出入国の公正な管理を図るため、法務大臣は外国人の入国及び在留の管理に関する施策の基本となるべき「出入国管理基本計画」を平成 4 年から策定している。直近の「第 4 次出入国管理基本計画」（平成 20 年 3 月 30 日法務大臣決定）においては、「本格的な人口減少時代が到来する中、我が国の社会が活力を維持しつつ、持続的に発展するとともに、アジア地域の活力を取り込んでいくとの観点から、積極的な外国人の受入れ施策を推進していく」こと、また、外国人の受入れの在り方に関しては、「我が国の産業、治安、労働市場への影響等国民生活全体に関する問題として、国民的コンセンサスを踏まえつつ、我が国のあるべき将来像と併せ、幅広く検討・議論していく必要がある」とされている。

なお、我が国の雇用政策における「外国人の受入れ」については、雇用対策法（昭和 41 年法律第 132 号）第 4 条第 10 項の規定において、高度の専門的な知識又は技術を有する外国人（いわゆる高度人材）の我が国における就業を促進することとされている。一方、いわゆる単純労働者の受入れの可否については、今日まで、国会等の場で何度も議論されてきているものの、単純労働者を受け入れないとする方針は現在も維持されている。しかし、資格外活動における留学生、技能実習生の中には高度な専門性・知識・技術を要しない単純労働に従事している者もいるとされている。

こうした中、外国人の就労環境や入国・在留に関する改善策や新たな制度が導入されてきている。

外国人研修・技能実習制度については、平成 22 年 7 月の「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」（平成 21 年法律第 79 号）の施行に伴い、新たな技能実習制度が導入され、実務研修中の外国人実習生の法的保護が強化された。その際、技能実習が適切に行われているかどうかを監査する仕組みが導入されているものの、その実効性については疑問があり、地方入国管理局により不正行為認定された機関数は約 180 機関あまり（平成 23 年）に上っている。

外国人の受入れとして新たな制度も導入されている。二国間経済連携協定（E P A）に基づき、平成 20 年度からはインドネシアから、翌 21 年度からはフィリピンから、看護師・介護福祉士候補者の受入れが開始されている。この受入れ枠組みは、外国人の就労が認められていない分野で、候補者本人が国家資格の取得を目指すことを要件の一つとして、一定の要件を満たす病院や介護施設での就労を特例的に認めるものであり、一人でも多くの意欲と能力のある外国人候補者が看護師や介護福祉士の国家試験に合格し、その後、本人と受入れ施設の合意の下、継続して日本に滞在することが期待されているが、外国人候補者の国家試験の合格率は、受験者全体の合格率を下回るものとなっている。

留学生については、平成 20 年 7 月に文部科学省ほか関係省（外務省、法務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省）により策定された『留学生 30 万人計画』骨子に基づき、平成 32 年を目途に留学生の受入れを 30 万にすることを目指している。また、法務省においても、適正かつ円滑な入国・在留審査（審査に係る提出書類の大幅な簡素化）、出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）の改正による在留資格「留学」の在留期間の延長、留学生の就職活動に係る在留手続上の支援などが行われている。さらに、平成 22 年 7 月には、留学生の安定的な在留を図るため、それまで在留期間・資格外活動の範囲等が異なっていた「留学」と「就学」の二つの在留資格が「留学」に一本化されている。しかし、一部の教育機関において大量の除籍処分事案が発生したケースや、除籍・退学者の中には在留期間内に出国せず不法残留者となるケースもみられる。

この行政評価・監視は、以上のような状況を踏まえ、外国人の受入れ対策について、技能実習生、E P A に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者及び留学生という 3 つの異なる対象に関し、適切な受入れの実施を推進する観点から、それぞれの受入れ状況、円滑・適切な受入れの推進に関する施策・事業の実施状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

目次

第1 行政評価・監視の目的等	1
第2 調査結果	
1 技能実習生の受入れ	2
(1) 技能実習制度の概要・受入れ状況	2
(2) 監理団体による監査の適正化	52
(3) 推進事業実施機関による巡回指導の適正化	69
(4) 技能実習制度推進事業の在り方の見直し	96
(5) 在留資格認定証明書交付申請の取次ぎの適正化	107
(6) 技能実習制度の効果の検証	111
2 E P A（経済連携協定）に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者の受入れ	120
(1) 外国人看護師・介護福祉士候補者の受入れ制度と受入れ状況	120
(2) 国家試験合格率の向上及び受入れ施設の負担軽減	169
(3) 外国人看護師・介護福祉士受入支援事業等の見直し	184
(4) 候補者の資格要件の適合性に係る確認手続等の適正化	201
(5) 受入れ施設から徴収する各種契約に基づく手数料等の見直し	222
3 外国人留学生の在籍管理等	267
(1) 外国人留学生の受入れに関する政策・制度の概要	267
(2) 専修学校等における留学生の管理の適正化	296
(3) 留学生の卒業後等の適切な在留管理の推進	317
(4) 留学生の退学・除籍等の届出に関する基準の明確化	336
4 F E I Sを活用した的確かつ効率的な業務の実施	339

図 表 目 次

1 技能実習生の受入れ

(1) 技能実習制度の概要・受入れ状況

図表 1-(1)-① 「出入国管理及び難民認定法」(昭和 26 年 10 月 4 日政令第 319 号) <抜粋>	14
図表 1-(1)-② 「出入国管理及び難民認定法第 7 条第 1 項第 2 号の基準を定める省令の研修の在留資格に係る基準の 6 号の特例を定める件」(平成 2 年 8 月 17 日法務省告示第 247 号) <抜粋>	15
図表 1-(1)-③ 「技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針」(平成 5 年 4 月 5 日法務省告示第 141 号) <抜粋>	15
図表 1-(1)-④ 平成 21 年の類型別受入れ形態別不正行為認定件数	15
図表 1-(1)-⑤ 規制改革・民間開放推進 3 か年計画(再改訂)及び規制改革推進のための 3 か年計画<抜粋>.....	16
図表 1-(1)-⑥ 米国務省人身売買報告書<抜粋>	17
図表 1-(1)-⑦ 入管法改正前の外国人研修・技能実習制度に対する各方面における主な検討・提言等の状況	18
図表 1-(1)-⑧ 在留資格の分類	18
図表 1-(1)-⑨ 「出入国管理及び難民認定法別表第 1 の 2 の表の技能実習の項の下欄に規定する事業上の関係を有する外国の公私の機関を定める省令」(平成 21 年 12 月 25 日法務省令第 52 号) <抜粋>	19
図表 1-(1)-⑩ 「技能実習制度推進事業運営基本方針」(平成 5 年 4 月 5 日厚生労働大臣公示) <抜粋>	19
図表 1-(1)-⑪ 2 号移行対象職種一覧	20
図表 1-(1)-⑫ 「出入国管理及び難民認定法」(昭和 26 年 10 月 4 日政令第 319 号) <抜粋>	21
図表 1-(1)-⑬ 「出入国管理及び難民認定法」(昭和 26 年 10 月 4 日政令第 319 号) <抜粋>	21
図表 1-(1)-⑭ 「出入国管理及び難民認定法」(昭和 26 年 10 月 4 日政令第 319 号) <抜粋>	21
図表 1-(1)-⑮ 出入国管理及び難民認定法施行規則別記第 6 号の 3 様式	22
図表 1-(1)-⑯ 「出入国管理及び難民認定法施行規則」(昭和 56 年 10 月 28 日法務省政令第 54 号) <抜粋>	29
図表 1-(1)-⑰ 「出入国管理及び難民認定法」(昭和 26 年 10 月 4 日政令第 319 号) <抜粋>	30
図表 1-(1)-⑱ 「出入国管理及び難民認定法施行規則」(昭和 56 年 10 月 28 日法務省政令第 54 号) <抜粋>	31
図表 1-(1)-⑲ 「技能実習制度推進事業運営基本方針」(平成 5 年 4 月 5 日厚生労働大	

臣公示) <抜粋>	33
図表 1-(1)-⑳ 技能実習制度に活用される技能検定の概要	34
図表 1-(1)-㉑ 推進事業実施機関が認定した公的評価機関が実施する試験	34
図表 1-(1)-㉒ 研修・技能実習生の外国人登録者数の推移	35
図表 1-(1)-㉓ 平成 23 年の在留資格「技能実習」における区分別の外国人登録者数	35
図表 1-(1)-㉔ 平成 23 年の技能実習生の出身国別外国人登録者数	35
図表 1-(1)-㉕ 平成 23 年において J I T C O が支援を行った技能実習 1 号の産業・業種別の受入れ人数	36
図表 1-(1)-㉖ 平成 23 年度の技能実習 2 号への職種別移行申請者数	36
図表 1-(1)-㉗ 「出入国管理及び難民認定法」(昭和 26 年 10 月 4 日政令第 319 号) <抜粋>	37
図表 1-(1)-㉘ 「出入国管理及び難民認定法第 7 条第 1 項第 2 号の基準を定める省令」(平成 2 年法務省令第 16 号) <抜粋>	38
図表 1-(1)-㉙ 受入れ形態別の不正行為認定機関数	43
図表 1-(1)-㉚ 実習実施機関の業種別の不正行為認定機関数	43
図表 1-(1)-㉛ 平成 23 年の認定基準別の不正行為の認定件数	43
図表 1-(1)-㉜ 平成 23 年における上陸基準省令に基づく不正行為の類型別件数	44
図表 1-(1)-㉝ 労働基準監督機関による監督指導の根拠	45
図表 1-(1)-㉞ 実習実施機関における労働関係法令違反の事業場数	45
図表 1-(1)-㉟ 平成 23 年の実習実施機関における労働関係法令違反の内容	45
図表 1-(1)-㊱ 技能実習制度推進事業運営基本方針(平成 5 年 4 月 5 日厚生労働大臣公示。平成 24 年 3 月 30 日最終改正) <抜粋>	46
図表 1-(1)-㊲ 公益財団法人国際研修協力機構定款<抜粋>	47
図表 1-(1)-㊳ 技能実習制度推進事業の委託事業の内容	47
図表 1-(1)-㊴ 出入国管理及び難民認定法(昭和 26 年政令第 319 号) <抜粋>	48
図表 1-(1)-㊵ 技能実習制度推進事業委託費の予算	48
図表 1-(1)-㊶ 技能実習制度推進事業委託費の予算額の推移(平成 20 年度～24 年度)	48
図表 1-(1)-㊷ 技能実習制度推進事業委託費の契約額及び実績額とその内訳(平成 23 年度～24 年度予算)	49
図表 1-(1)-㊸ 技能実習制度推進事業委託費の契約額の内訳(平成 24 年度)	50
図表 1-(1)-㊹ 技能実習制度推進事業委託費の実績額の内訳(平成 23 年度)	50
図表 1-(1)-㊺ 技能実習制度推進事業の委託費のうち監理団体及び実習実施機関への巡回指導の実施にかかった実績額(平成 23 年度)	51

(2) 監理団体による監査の適正化

図表 1-(2)-① 「技能実習生の入国・在留管理に関する指針」(平成 24 年 11 月改	
--	--

訂) <抜粋>	57
図表 1-(2)-② 「出入国管理及び難民認定法別表第 1 の 2 の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令」(平成 21 年 12 月 25 日法務省令第 53 号) <抜粋>	57
図表 1-(2)-③ 「技能実習生の入国・在留管理に関する指針」(平成 24 年 11 月改訂) <抜粋>	58
図表 1-(2)-④ 「出入国管理及び難民認定法別表第 1 の 2 の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令」(平成 21 年 12 月 25 日法務省令第 53 号) <抜粋>	59
図表 1-(2)-⑤ 「出入国管理及び難民認定法別表第 1 の 2 の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令」(平成 21 年 12 月 25 日法務省令第 53 号) <抜粋>	60
図表 1-(2)-⑥ 各地方入管における監理団体からの監査結果の報告状況の確認方法	60
図表 1-(2)-⑦ 平成 23 年に地方入国管理局から不正行為認定を受けた 90 機関の一覧	61
図表 1-(2)-⑧ 労働基準監督機関により是正勧告を受けたものについての監理団体における監査の状況	67

(3) 推進事業実施機関による巡回指導の適正化

図表 1-(3)-① 平成 23 年度技能実習制度推進事業に係る仕様書<抜粋>	82
図表 1-(3)-② 国際研修協力機構 (JITCO) の体制 (平成 23 年 7 月 1 日現在)	83
図表 1-(3)-③ 技能実習生の入国・在留管理に関する指針 (平成 24 年 11 月改訂、法務省入国管理局) <抜粋>	84
図表 1-(3)-④ 入管法改正 (平成 22 年 7 月) に基づく技能実習制度 (団体監理型) と技能実習制度推進事業の対象範囲との比較	85
図表 1-(3)-⑤ JITCO が把握している監理団体及び実習実施機関数 (平成 21 年度～24 年度)	86
図表 1-(3)-⑥ 推進事業実施機関が監理団体及び実習実施機関を把握する機会 ..	88
図表 1-(3)-⑦ 巡回指導の目標件数に対する達成状況 (平成 21 年度～23 年度) ..	89
図表 1-(3)-⑧ 巡回指導の目標件数に対する達成率 (平成 21 年度～23 年度) ..	89
図表 1-(3)-⑨ 巡回指導の実施機関率 (平成 21 年度～23 年度)	91
図表 1-(3)-⑩ 過去 2 年間、3 年間における巡回指導の実施件数	91
図表 1-(3)-⑪ JITCO の巡回指導結果と平成 23 年に地方入国管理局が不正行為認定した事案との比較結果	92
図表 1-(3)-⑫ JITCO の巡回指導結果と平成 23 年に 2 都道府県労働局管内の労働基準監督署が実習実施機関に対して是正勧告した事案	

との比較結果	92
図表 1-(3)-⑬ J I T C O の巡回指導における文書指導件数（平成 21 年度～23 年度）	93
図表 1-(3)-⑭ 実習実施機関に対する文書指導の実施状況（平成 21 年度～23 年度、地方駐在事務所別）	93
図表 1-(3)-⑮ 特定巡回指導の実施状況（平成 21 年度～23 年度）	94
図表 1-(3)-⑯ 特別巡回指導の実施状況（平成 23 年度）	94
図表 1-(3)-⑰ 文書指導についての改善状況確認の実施状況（平成 21 年度～23 年度）	94
図表 1-(3)-⑱ 巡回指導結果による関係行政機関への通報件数（平成 21 年度～23 年度）	94
図表 1-(3)-㉑ 研修・技能実習制度研究会報告（平成 20 年 6 月、厚生労働省） ＜抜粋＞	95

(4) 技能実習制度推進事業の在り方の見直し

図表 1-(4)-① 平成 24 年度技能実習制度推進事業に係る企画書募集要領 ＜抜粋＞	100
図表 1-(4)-② 技能実習制度推進事業に係る企画書評価委員会構成員	101
図表 1-(4)-③ 技能実習制度推進事業に係る企画書評価の審査項目	102
図表 1-(4)-④ 国際研修協力機構定款＜抜粋＞	103
図表 1-(4)-⑤ 国際研修協力機構の賛助会員規則＜抜粋＞	103
図表 1-(4)-⑥ J I T C O の賛助会員の監理団体数の推移（平成 21 年度～24 年度）	103
図表 1-(4)-⑦ 技能実習制度推進事業の応募状況（平成 21 年度～24 年度）	103
図表 1-(4)-⑧ 「1 者応札・1 者応募」に係る改善方策について（平成 21 年 3 月 31 日厚生労働省） ＜抜粋＞	104
図表 1-(4)-⑨ 技能実習制度推進事業の企画競争の公示期間の推移（平成 20 年度～23 年度）	105
図表 1-(4)-⑩ 技能実習制度推進事業の委託費の予算額及び交付実績額とそ の割合等	105
図表 1-(4)-⑪ 技能実習制度推進事業の委託費のうち実施体制の整備にかか った執行額の実績（平成 23 年度）	105
図表 1-(4)-⑫ J I T C O が把握する監理団体数及び賛助会員数の比較（平成 24 年度）	106
図表 1-(4)-⑬ J I T C O の賛助会費収入の割合（平成 21 年度～23 年度）	106

(5) 在留資格認定証明書交付申請の取次ぎの適正化

図表 1-(5)-① 出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）〈抜粋〉 ＞	109
図表 1-(5)-② 出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和 56 年法務省令第 54 号）〈抜粋〉	109
図表 1-(5)-③ 在留資格認定証明書交付申請の点検・取次にかかる J I T C O の手数料	110

(6) 技能実習制度の効果の検証

図表 1-(6)-① 平成 21 年の入管法改正時における衆参法務委員会での付帯決議	115
図表 1-(6)-② 「第 4 次出入国管理基本計画」（平成 22 年 3 月法務大臣決定）	116
図表 1-(6)-③ 平成 21 年から 23 年に J I T C O による文書指導を受けた実習実施機関 846 機関の職種別の機関数	117
図表 1-(6)-④ 平成 21 年から 23 年に文書指導を受けた実習実施機関 846 機関の従業員規模別の機関数	117
図表 1-(6)-⑤ 平成 21 年から 23 年に文書指導を受けた実習実施機関 846 機関の従業員数に占める技能実習生の割合ごとの機関数	117
図表 1-(6)-⑥ 技能検定等の受験割合	118
図表 1-(6)-⑦ 当省が調査した 24 機関の技能検定等の受験状況	119

2 E P A（経済連携協定）に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者の受入れ

(1) 外国人看護師・介護福祉士候補者の受入れ制度と受入れ状況

図表 2-(1)-① 経済連携協定に基づくインドネシア人候補者 平成 24 年度受入れの流れ	130
図表 2-(1)-② 経済連携協定に基づくフィリピン人候補者 平成 24 年度受入れの流れ	131
図表 2-(1)-③ 平成 25 年度日インドネシア E P A に基づく看護師・介護福祉士候補者の受入れ	132
図表 2-(1)-④ 平成 25 年度日フィリピン E P A に基づく看護師・介護福祉士候補者の受入れ	133
図表 2-(1)-⑤ 経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるインドネシア人看護師等の受入れの実施に関する指針（平成 20 年 5 月 19 日厚生労働省告示第 312 号）	134
図表 2-(1)-⑥ 経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるフィリピン人看護師等の受入れの実施に関する指針（平成 20 年 11 月 6 日厚生労働省告示第 509 号）	145

図表 2 - (1) - ⑦	経済連携協定（E P A）に基づくインドネシア人及びフィリピン人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について（平成 25 年 2 月 26 日閣議決定）	157
図表 2 - (1) - ⑧	経済連携協定（E P A）に基づくインドネシア人及びフィリピン人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について（平成 23 年 3 月 11 日閣議決定）	159
図表 2 - (1) - ⑨	これまでに各省が投じた事業費	161
図表 2 - (1) - ⑩	これまでの候補者数の推移	164
図表 2 - (1) - ⑪	これまでの新規受入れ施設数の推移	164
図表 2 - (1) - ⑫	これまでの看護師国家試験の結果	165
図表 2 - (1) - ⑬	これまでの介護福祉士国家試験の結果	165
図表 2 - (1) - ⑭	候補者等の就労の状況（平成 24 年 12 月 1 日現在）	166
図表 2 - (1) - ⑮	経済連携協定（E P A）に基づく看護師・介護福祉士候補者の受入れ等についての基本的な方針	167

(2) 国家試験合格率の向上及び受入れ施設の負担軽減

図表 2 - (2) - ①	日本語能力試験の認定の目安	178
図表 2 - (2) - ②	平成 24 年度に入国したインドネシア人及びフィリピン人看護師・介護福祉士候補者の日本語研修修了時における日本語能力	179
図表 2 - (2) - ③	平成 23 年度に入国したインドネシア人看護師・介護福祉士候補者及びフィリピン人看護師候補者の訪日後日本語研修修了時における日本語能力	181
図表 2 - (2) - ④	看護師試験合格者（平成 21 年度及び 22 年度入国者）の訪日後日本語研修修了時の日本語能力	182
図表 2 - (2) - ⑤	これまでの看護師国家試験の結果（日本人等含む）	183

(3) 外国人看護師・介護福祉士受入支援事業等の見直し

図表 2 - (3) - ①	厚生労働省が実施する支援事業（都道府県を通じた補助事業を除く。）	193
図表 2 - (3) - ②	巡回訪問	196
図表 2 - (3) - ③	相談窓口	197
図表 2 - (3) - ④	看護・介護導入研修	197
図表 2 - (3) - ⑤	巡回学習指導に係る事業費の予算の積算及び執行	199
図表 2 - (3) - ⑥	外国人看護師・介護福祉士受入支援事業、外国人看護師候補者学習支援事業及び外国人介護福祉士候補者学習支援事業における予算額及び執行額	200

(4) 候補者の資格要件の適合性に係る確認手続等の適正化

図表 2-(4)-①	フィリピン人看護師候補者、介護福祉士候補者、看護師、介護福祉士の送出し及び受入れに関するフィリピン海外雇用庁及び国際厚生事業団の間の覚書 2009年1月12日<抜粋>……………	207
図表 2-(4)-②	政府間合意に基づくフィリピン人看護師・介護福祉士候補者等の日本への送出しとその募集に関するガイドライン 2009年1月13日<抜粋>……………	211
図表 2-(4)-③	インドネシア人看護師候補者・介護福祉士候補者の応募用紙の記載内容<抜粋>……………	213
図表 2-(4)-④	候補者の在留資格要件……………	215
図表 2-(4)-⑤	受入れ施設による資格証明書の確認状況(実地調査結果)……………	216
図表 2-(4)-⑥	候補者受入れ手続きの流れ(看護師・介護福祉士候補者共通)……………	217
図表 2-(4)-⑦	マッチングにおいて受入れ希望機関に提供される求職者情報……………	220
図表 2-(4)-⑧	意識調査結果 抜粋(候補者の受入れに関し、J I C W E L S に求めること)……………	221
図表 2-(4)-⑨	入国手続における査証申請時の必要書類……………	221

(5) 受入れ施設から徴収する各種契約に基づく手数料等の見直し

図表 2-(5)-①	職業紹介に関する契約書(フィリピン人看護師候補者用)……………	228
図表 2-(5)-②	受入れ機関が候補者受入れに要する手数料等……………	230
図表 2-(5)-③	受入れ支援に関する契約書(フィリピン人看護師候補者用)……………	231
図表 2-(5)-④	雇用契約書(フィリピン人看護師候補者用)……………	233
図表 2-(5)-⑤	「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定」に基づき受け入れるインドネシア人看護師等の労働条件等の確保について(厚生労働省労働基準局長通達、平成 20 年 9 月 8 日付け基発第 0908001 号) <抜粋>……………	238
図表 2-(5)-⑥	マッチングが成立したものの未入国の候補者及び受入れ施設での就労・研修前に帰国した候補者の数……………	239

(6) 意識調査結果概要…………… 240

3 外国人留学生の在籍管理等

(1) 留学生の受入れに関する政策・制度の概要

図表 3-(1)-①	出入国管理及び難民認定法(昭和 26 年 10 月 4 日政令第 319 号)別表 在留資格「留学」(平成 22 年 7 月 1 日入管法等改正法施行以降)……………	274
図表 3-(1)-②	出入国管理及び難民認定法施行規則(昭和 56 年 10 月 28 日法	

	務省令第 54 号) 別表 2 在留資格「留学」在留期間	274
図表 3-(1)-③	出入国管理及び難民認定法第 (昭和 26 年 10 月 4 日政令第 319 号) 別表 在留資格「留学」及び「就学」(平成 22 年 7 月 1 日入管法等改正法施行以前)	274
図表 3-(1)-④	出入国管理及び難民認定法第 7 条第 1 項第 2 号の基準を定める省令 (平成 2 年 5 月 24 日法務省令第 16 号) 在留資格「留学」及び「就学」<抜粋>	275
図表 3-(1)-⑤	留学生の入学・卒業等の在留資格等に係る手続きの流れ	278
図表 3-(1)-⑥	留学生 10 万人計画の概要 (昭和 58 年 8 月中曽根内閣提言)	280
図表 3-(1)-⑦	第 169 回国会 (平成 20 年 1 月 18 日) における福田内閣総理大臣 (当時) 施政方針演説<抜粋>	282
図表 3-(1)-⑧	留学生 30 万人計画の概要 (平成 20 年 7 月福田内閣策定)	283
図表 3-(1)-⑨	留学生政策の年表	285
図表 3-(1)-⑩	我が国における留学生数 (各年 12 月 31 日現在)	289
図表 3-(1)-⑪	法務省が把握している留学生を受入れている専修学校等数、留学生数 (平成 21 年度から 24 年度)	289
図表 3-(1)-⑫	留学生を受入れている大学等数、留学生数 (平成 21 年度から 23 年度)	289
図表 3-(1)-⑬	本報告書における「在籍管理」及び「卒業後等の在留管理」の区分	290
図表 3-(1)-⑭	在留資格別不法残留者 (平成 24 年 1 月 1 日現在)	290
図表 3-(1)-⑮	在留資格別不法残留者割合 (平成 24 年 1 月 1 日現在)	291
図表 3-(1)-⑯	留学生数、うち不法残留者数、留学生の不法残留率の推移	291
図表 3-(1)-⑰	私費外国人留学生学習奨励費給付制度の概要	292
図表 3-(1)-⑱	私費外国人留学生学習奨励費予算額・決算額 (平成 21 年度から 24 年度)	292
図表 3-(1)-⑲	私費外国人留学生学習奨励費採用人数・教育機関別数 (平成 21 年度から 23 年度)	292
図表 3-(1)-⑳	私立大学等経常費補助金 (特別補助) 制度の概要	293
図表 3-(1)-㉑	私立大学等経常費補助金特別補助制度「大学等の国際交流の基盤整備への支援」における留学生に対する授業料減免関係の予算・交付額・交付大学等数	295

(2) 専修学校等における留学生の管理の適正化

図表 3-(2)-①	学校教育法第 130 条、134 条 (昭和 22 年 3 月 31 日法律第 26 号) <抜粋>	303
図表 3-(2)-②	私立学校法第 4 条 2 号及び 4 号 (昭和 24 年 12 月 15 日法律第 270 号) <抜粋>	304

図表 3-(2)-③	入国在留審査要領（第 3 分冊第 12 編第 21 節留学）〈抜粋〉	304
図表 3-(2)-④	中長期在留者の受入れに関する届出（平成 24 年 7 月 9 日施行）	305
図表 3-(2)-⑤	中長期在留者の受入れ状況に関する届出（平成 24 年 7 月 9 日施行）	305
図表 3-(2)-⑥	入国在留審査要領（第 1 分冊第 5 編第 3 節留学関係）〈抜粋〉	306
図表 3-(2)-⑦	入国在留審査要領（平成 24 年 7 月改編）〈抜粋〉	307
図表 3-(2)-⑧	適正校及び非適正校の選定の概要	308
図表 3-(2)-⑨	「専修学校等における留学生管理等の徹底について（通知）」（平成 22 年 9 月 14 日付け 22 生生推第 51 号）〈抜粋〉	309
図表 3-(2)-⑩	専修学校及び各種学校における留学生の受入れについて（通知）（平成 22 年 9 月 14 日付け 22 文科生第 473 号）〈抜粋〉	312
図表 3-(2)-⑪	留学生の受入数の取扱いの方法例の提言（専修学校教育の振興方策等に関する調査研究協力者会議）	313
図表 3-(2)-⑫	東京入国管理局管内における適正校・非適正校の選定結果（平成 21 年度から 23 年度）	315
図表 3-(2)-⑬	総入学定員 2 分の 1 を超える際の届出の指導を行っていない都道府県の例	316

(3) 留学生の卒業後等の適切な在留管理の推進

図表 3-(3)-①	「専修学校及び各種学校における留学生の受入れについて（通知）」（平成 22 年 9 月 14 日付け 22 文科生第 473 号）〈抜粋〉	324
図表 3-(3)-②	「外国人留学生の適切な受入れについて（通知）」（平成 24 年 9 月 5 日付け 24 高学留第 60 号）〈抜粋〉	324
図表 3-(3)-③	「留学生及び就学生の入国・在留審査方針について（通達）」（平成 11 年 12 月 28 日付け法務省管在第 4919 号）〈抜粋〉	325
図表 3-(3)-④	私費外国人留学生学習奨励費給付制度募集要項（平成 24 年度）〈抜粋〉	326
図表 3-(3)-⑤	私立大学等経常費補助金取扱要領（平成 10 年 2 月 27 日）〈抜粋〉	327
図表 3-(3)-⑥	各都道府県の教育機関に対する卒業後等の在留管理における責任の範囲の認識	329
図表 3-(3)-⑦	各専修学校の卒業後等の在留管理における責任の範囲の認識	330
図表 3-(3)-⑧	教育機関における留学生の卒業後等の在留管理に関する取組の実態	331
図表 3-(3)-⑨	地方入国管理局から教育機関に提供された不法残留事案に関する情報例	333

図表 3 - (3) - ⑩ 大学・短期大学における不法残留者数（5名以上）の推移（平成 21 年度から平成 23 年度）	335
---	-----

(4) 留学生の退学・除籍等の届出に関する基準の明確化

図表 3 - (4) - ① 各大学における退学除籍等の判断期間の例	338
------------------------------------	-----

図表 3 - (4) - ② 各専修学校における退学除籍等の判断期間の例	338
--------------------------------------	-----

4 F E I S を活用した的確かつ効率的な業務の実施

図表 4 - ① 第 4 次出入国管理基本計画の概要	345
----------------------------	-----

図表 4 - ② 出入国管理業務の業務・システム最適化計画（平成 23 年 5 月 13 日決定）の概要	346
--	-----

第1 行政評価・監視の目的等

1 目的

この行政評価・監視は、外国人（技能実習生、E P Aに基づく外国人看護師・介護福祉士候補者、留学生）の適切な受入れの実施を推進する観点から、それぞれの受入れ状況、円滑な受入れの促進及び不適切事例の発生の防止に関する施策・事業の実施状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

2 対象機関

(1) 調査対象機関

内閣府、国家公安委員会（警察庁）、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省

(2) 関連調査等対象機関

都道府県（11）、関係団体等

3 担当部局

行政評価局

管区行政評価局 7局（北海道、東北、関東、中部、近畿、中国四国、九州）

四国行政評価支局

行政評価事務所 4事務所（茨城、千葉、兵庫、愛媛）

4 実施時期

平成24年3月～25年4月

第2 調査結果

1 技能実習生の受入れ

制度の概要等	説明図表番号
<p>(1) 技能実習制度の概要・受入れ状況</p> <p>ア 技能実習制度の概要</p> <p>(7) 制度の目的と沿革</p> <p>a 制度の目的</p> <p>技能実習制度は、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）に基づく在留資格「技能実習」により入国した者を一定期間産業界で受け入れて、その技能・技術・知識を修得させ、我が国の技能・技術・知識の開発途上国等への移転を図り、当該開発途上国等の経済発展を担う「人づくり」に協力することを目的とした制度である。</p> <p>b 制度の沿革</p> <p>外国人を我が国に受け入れて技術研修を行うというニーズは昭和40年代頃からあり、昭和56年の入管法改正により、入管法第2条の2第1項の規定が設けられ、海外に支店や関連会社のある企業が外国人研修生を1年間受け入れる制度が設けられた。</p> <p>その後、平成2年の入管法改正により、独立した在留資格として「研修」が設けられた。</p> <p>また、同じく平成2年には、中小企業においても研修生を受け入れ、国際協力を行うことができるよう、「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の研修の在留資格に係る基準の六号の特例を定める件」（平成2年法務省告示第247号）により海外企業との関係がない中小企業でも、事業協同組合や商工会議所などを通じた研修生の受入れが可能となった。</p> <p>平成5年には、「技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針」（平成5年法務省告示第141号）により、在留資格「特定活動」の一類型として技能実習が認められ、在留資格「研修」での1年間の研修を修了した者については、引き続き1年を限度として技能実習を行うことを目的に在留することが可能となった。平成9年には、技能実習の滞在期間の上限が2年に延長され、研修及び技能実習を合わせた全体の滞在期間は最長3年となった。</p> <p>その後、平成21年の入管法改正（平成21年7月15日公布。平成22年7月施行。）により、在留資格「技能実習」が単独で設けられ、受入れ1年目からこの資格により受け入れることが可能と</p>	<p>図表1-(1)-①</p> <p>図表1-(1)-②</p> <p>図表1-(1)-③</p> <p>図表1-(1)-① (再掲)</p>

なった。

表 外国人実習生の受入れ制度における在留資格の変遷

	1年目	2年目	3年目
昭和56年	4-1-6-2 (注2)		
平成2年	研修		
平成5年	研修	特定活動 (技能実習)	
平成9年	研修	特定活動 (技能実習)	特定活動 (技能実習)
平成22年	技能実習(1号)	技能実習(2号)	技能実習(2号)

(注) 1 当省の調査結果による。
 2 入管法第4条第1項第6号の2の規定に基づく在留資格を指す。
 3 技能実習1号は、入国1年目の技能実習生の在留資格、2号は2年目以降の技能実習生の在留資格を指す。

(イ) 平成21年の入管法の改正

a 改正の経緯

平成5年以降、1年目は労働関係法令が適用されない在留資格「研修」として座学、実務の研修を行い、その後、2年目以降に労働関係法令が適用される「特定活動」(技能実習)の在留資格で活動するという研修・技能実習制度が運用されていたが、この制度では、研修生や技能実習生を受け入れている機関の一部において、本来の目的を十分に理解せず、研修生等を実質的に低賃金労働者として扱う等の問題が生じていた。

また、平成18年3月31日に閣議決定された「規制改革・民間開放推進3か年計画(再改訂)」では、研修・技能実習制度に係る研修生等の法的保護の検討を行うこととされ、平成19年6月22日に閣議決定された「規制改革推進のための3か年計画」では、法的保護を図るために必要な措置を講じ、技能実習生の在留資格については、遅くとも平成21年通常国会までに関係法案を提出することとされた。

なお、国外からも例えば、平成24年6月の米国務省人身売買報告書において、研修・技能実習制度を利用する事業者における

図表1-(1)-④

図表1-(1)-⑤

図表1-(1)-⑥

<p>虐待や権利侵害など研修生、技能実習生の置かれている実態についての問題点が指摘されている。</p> <p>このような状況の下、国会、各省等において、同制度の適正化や在り方について検討、提言等が行われ、平成 21 年 7 月 15 日に「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」（平成 21 年法律第 79 号。以下「入管法等改正法」という。）が公布され、平成 22 年 7 月 1 日から施行された。</p> <p>b 改正の概要</p> <p>平成 22 年 7 月の入管法等改正法施行後の技能実習制度では、それまで「研修」の在留資格で入国させていた研修生を 1 年目から「技能実習」の在留資格で在留させるものとしている（注）。改正前の研修・技能実習制度においては、1 年目は研修生として報酬を受ける活動が禁止され、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）上の労働者に該当しないものとされていたが、改正後においては、1 年目から労働者として労働基準関係法令の適用を受けることとなるなど、技能実習生の法的保護及びその法的地位の安定化を図るための措置が講じられた。</p> <p>（注） 国の機関、独立行政法人国際協力機構等が実施する公的研修や実務作業を伴わない非実務のみの研修は、引き続き在留資格「研修」で入国・在留する。</p>	<p>図表 1－(1)－⑦</p>
<p>イ 技能実習の区分</p> <p>平成 22 年の入管法等改正法の施行後、技能実習の在留資格は、「技能実習 1 号イ」、「技能実習 1 号ロ」、「技能実習 2 号イ」、「技能実習 2 号ロ」の 4 種類に分類されている。</p> <p>このうち、「1 号」と「2 号」の違いは、技能の修得の段階の違いであり、入国 1 年目の技能実習生が「1 号」とされ、2 年目以降の技能実習生が「2 号」（注）とされている。すなわち、「2 号」の技能実習生とは、「1 号」の技能実習生として技能等を修得した後、2 年目以降において当該技能等に習熟するための活動に従事する者である。</p> <p>一方、「イ」及び「ロ」の違いについては、受入れ形態の違いによるものである。「イ」は我が国の企業による海外の現地法人や合弁企業又は取引先企業の職員の受入れであり、「企業単独型」と言われ、本邦の公私の機関の外国にある事業所又は「出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する事業上の関係を有する外国の公私の機関を定める省令」（平成 21 年法務省令第 52 号）で定め</p>	<p>図表 1－(1)－⑧</p> <p>図表 1－(1)－⑨</p>

<p>られた事業上の関係を有する外国の事業所の職員に限られている。</p> <p>「ロ」については、事業協同組合等が受入れ団体となって技能実習生を受け入れ、当該組合傘下の企業等において技能実習を行うもので、「団体監理型」と言われる。</p> <p>なお、団体監理型における受入れ団体である事業協同組合等は「監理団体」と言われ、技能実習を行う企業は「実習実施機関」と言われる。</p> <p>(注) 技能実習2号は、技能実習1号で修得した技能等について習熟するものであることから、一定水準以上の技能等を修得したことを公的に評価できるものに限られており、平成25年2月12日現在、技能実習制度推進事業運営基本方針（平成5年4月5日厚生労働大臣公示。以下「厚生労働省基本方針」という。）に基づいた67職種124作業となっている（以下、これらを「2号移行対象職種」という。）。</p>	<p>図表1-(1)-⑩</p> <p>図表1-(1)-⑪</p>
<p>ウ 技能実習生の受入れ制度</p> <p>(7) 技能実習生の入国手続</p> <p>a 技能実習生の入国手続</p> <p>我が国に上陸しようとする外国人は、入管法に基づき、原則として有効な旅券及び日本国領事館等が発給した有効な査証を所持し、出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和56年法務省令第54号。以下「入管法施行規則」という。）に定められている出入国港において入国審査官の上陸審査を受けなければならないこととされている。</p> <p>一方で、入管法では、外国人が「短期滞在」以外の在留資格で上陸しようとする場合には、申請に基づき法務大臣があらかじめ在留資格に関する上陸条件の適合性を審査し、当該条件に適合している場合にはその旨の証明書（在留資格認定証明書）を交付することができることとされている。</p> <p>外国人が在留資格認定証明書を日本国領事館等に提示して査証の申請をした場合、在留資格に係る上陸条件については法務大臣の事前審査を終えているものと扱われるため、査証の発給に係る審査は迅速に行われる。また、入国審査においても、必要とされる資料の提出が原則として不要となり、上陸審査も迅速に行われる。このため、「技能実習」の在留資格で入国する者は、基本的に在留資格認定証明書の交付申請を行い、同証明書の交付を受けた上で入国している。</p> <p>なお、在留資格認定証明書の交付申請は、技能実習生を受け入れようとする機関の職員等が代理人として行うことができる。</p>	<p>図表1-(1)-⑫</p> <p>図表1-(1)-⑬</p> <p>図表1-(1)-⑭</p>

<p>b 在留資格認定証明書申請様式</p> <p>在留資格認定証明書の申請様式については、入管法施行規則において定められている。当該様式には、技能実習生の受入れを行う監理団体及び実習実施機関の名称、所在地等の記載欄が設けられており、地方入国管理局では申請の受理後、これらの情報を外国人出入国情報システム（以下「FEIS」という。）（注）に入力している。</p> <p>（注） FEISは個々の外国人に係る出入国審査、在留審査、退去強制・出国命令の各手続のデータ管理を行うもので、入国する外国人の国籍、氏名、性別、生年月日、在留資格、在留期間、出入国年月日、在留資格認定証明書交付申請の受理日、同申請の交付日等が入力されている。</p>	<p>図表 1 - (1) - ⑮</p>
<p>(イ) 在留資格変更許可申請</p> <p>前述の入国手続により、在留が認められた外国人は技能実習 1 号の在留資格が与えられる。技能実習 1 号の在留期間は入管法施行規則により 1 年又は 6 月とされていることから、2 号移行対象職種以外の職種の技能実習生は、原則 1 年までしか在留することはできない。</p>	<p>図表 1 - (1) - ⑯</p>
<p>一方、2 号移行対象職種について、技能実習 2 号への移行を希望する場合、地方入国管理局に在留資格変更許可申請を行い、この変更が認められれば、引き続き在留することができる。</p>	<p>図表 1 - (1) - ⑰</p>
<p>(ウ) 技能修得の到達目標</p> <p>入管法施行規則では、監理団体又は実習実施機関が、実習の具体的なスケジュール、カリキュラム、指導体制等を記載した技能実習計画を策定し、在留資格認定証明書の交付申請時や在留資格の変更時に、地方入国管理局に提出することとされている。また、技能実習計画には、技能実習の内容、必要性、実施場所、期間のほか、到達目標（技能実習の成果を確認する時期及び方法を含む。）を盛り込むこととされている。</p>	<p>図表 1 - (1) - ⑱</p>
<p>技能実習計画に関しては、「技能実習生の入国・在留管理に関する指針」（平成 24 年 11 月改訂法務省入国管理局。以下「法務省指針」という。）及び厚生労働省基本方針において、技能実習 1 号については、技能検定基礎 2 級に相当する技能等が適切に修得することができるよう作成することとされ、技能実習 2 号については、技能実習 2 号を開始した日から 1 年を経過した日においては技能検定基礎 1 級に相当する技能等が、2 年を経過した日においては技能検定 3 級に相当する技能等が適切に修得できるよう作成することとされている。</p>	<p>図表 1 - (1) - ⑲</p>

<p>また、入管法施行規則では、技能実習 2 号に移行する際の在留資格変更許可申請においては、技能検定基礎 2 級又はこれに準ずる検定若しくは試験に合格していることを証する文書の写しを提出することが求められている。このため、技能実習 1 号の技能修得の到達目標に対する達成状況は、職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）に基づく技能検定及び厚生労働省基本方針に基づき推進事業実施機関（注）が認定する公的評価機関の試験により把握することができる。</p> <p>一方、技能実習 1 号のみで帰国する者や技能実習 2 号の到達目標の達成状況の確認方法は明確に定められていないが、技能検定等の試験の受験のほかには社内試験の実施等による確認も認められている。</p> <p>技能検定については、2 号移行対象職種のうち、53 職種 84 作業について実施されており、残りの 14 職種 40 作業については、厚生労働省基本方針に基づき推進事業実施機関が認定した公的評価機関が技能検定に準じた試験を実施している。</p> <p>（注） 厚生労働省が技能実習制度の適正かつ円滑な推進を図ることを目的に委託している技能実習制度推進事業を実施する機関。</p> <p>a 技能検定</p> <p>技能検定は、労働者の有する技能を一定の基準によって検定し、これを公証する国家検定制度であり、職業能力開発促進法に基づいて各都道府県知事が実施している。なお、各都道府県知事は、受験申請書の受付、試験の実施等の業務を都道府県職業能力開発協会に行わせている。</p> <p>技能検定のうち、技能実習制度における実習により修得した技能等を評価する試験として、基礎 2 級、基礎 1 級及び随時に実施される 3 級（注）が利用されている。受検対象者は基礎 2 級が技能実習 1 号の期間の 4 分の 3 程度を経過した者、基礎 1 級が技能実習 2 号の 1 年目の終了予定者、3 級が技能実習 2 号 2 年目の終了予定者とされている。</p> <p>（注） 技能検定の試験の程度は、基礎 2 級が「基本的な業務を遂行するために必要な基礎的な技能及びこれに関する知識の程度」、基礎 1 級が「基本的な業務を遂行するために必要な技能及びこれに関する知識の程度」、随時 3 級が「初級の技能労働者が通常有すべき技能及びこれに関する知識の程度」とされている。</p> <p>b 厚生労働省基本方針に基づき推進事業実施機関が認定した公的評価機関が実施する試験</p> <p>厚生労働省基本方針に基づき推進事業実施機関が認定した公的</p>	<p>図表 1 - (1) - ⑱ （再掲）</p> <p>図表 1 - (1) - ⑳ 図表 1 - (1) - ㉑</p>
---	---

<p>評価機関が実施する試験は、各機関が該当する職種・作業に関連したものを実施している。</p> <p>また、技能検定の基礎2級に相当するものとして「初級」、基礎1級に相当するものとして「中級（又は基本級）」、3級に相当するものとして「専門級」が設けられている。</p> <p>エ 技能実習生の受入れ状況</p> <p>(7) 在留資格における区分別の人数</p> <p>平成23年末現在の在留資格「技能実習」である外国人登録者数は14万1,994人である。</p> <p>この14万1,994人を1号及び2号の別でみたところ、1号の技能実習生は6万1,178人、2号の技能実習生は8万816人となっている。</p> <p>さらに、この14万1,994人を企業単独型と団体監理型の別で見ると、企業単独型の技能実習生は6,717人、団体監理型は13万5,277人であり、全体の約95.3%を団体監理型の技能実習生が占めている。</p> <p>(イ) 出身国別の人数</p> <p>前述(7)の14万1,994人を出身国籍別にみると、中国が10万7,601人で全体の約75.8%を占めており、以下、ベトナム1万3,524人(9.5%)、フィリピン8,233人(5.8%)、インドネシア8,016人(5.6%)と続いている。</p> <p>(ウ) 職種別・業種別の人数</p> <p>平成23年において公益財団法人国際研修協力機構（以下「JITCO」という。）(注1)が支援(注2)を行った1号の技能実習生（4万8,297人）の産業・業種別の受入れ人数をみると、衣服・その他の繊維製品製造業（1万268人(21.3%)）、食料品製造業（7,449人(15.4%)）及び農業（6,130人(12.7%)）での受入れが多い。</p> <p>一方、平成23年度に技能実習1号から2号へ移行申請した技能実習生（5万1,109人）の職種別の移行者数をみると、機械・金属（1万2,164人(23.8%)）、繊維・衣服（1万837人(21.2%)）、食料品製造（6,401人(12.5%)）が多い。</p> <p>(注1) JITCOは外国人研修・技能実習制度の適正かつ円滑な推進に寄与するため、平成3年に当時の法務、外務、通産、労働の4省共管（平成4年に建設省が追加）により設立された財団法人であり、平成5年度から24年度までの間、厚生労働省から技能実習制度の円滑かつ適正な実施を図ることを目的に技能実習制度推進事業を受託している。</p> <p>(注2) JITCOが行う支援とは、在留資格認定証明書の交付申請において、申請書の事前点検等を行うこと等をいう。</p>	<p>図表1-(1)-㉔</p> <p>図表1-(1)-㉓</p> <p>図表1-(1)-㉔</p> <p>図表1-(1)-㉕</p> <p>図表1-(1)-㉖</p>
---	--

<p>オ 不適正な受入れに対する行政機関の取組</p> <p>(7) 地方入国管理局による実態調査</p> <p>a 不正行為認定機関数</p> <p>地方入国管理局は、入管法第 19 条の 19 及び第 59 条の 2 の規定に基づき技能実習が適正に実施されているかを確認するために、監理団体や実習実施機関等に対して実態調査を実施している。実態調査の結果、「出入国管理及び難民認定法第 7 条第 1 項第 2 号の基準を定める省令」（平成 2 年法務省令第 16 号。以下「上陸基準省令」という。）に記載されている不適正な行為を行った機関に対しては、「不正行為」の認定を行い、上陸基準省令の規定に基づく期間、技能実習生の受入れを認めていない。</p> <p>平成 23 年に「不正行為」が認定された機関は 184 機関（監理団体 14 機関、実習実施機関 170 機関）である。「不正行為」の認定を受けた機関を受入れ形態別にみると、企業単独型が 2 機関（1.1%）、団体監理型が 182 機関（98.9%）である。団体監理型の受入れについて、受入れ機関別では、監理団体が 14 機関（7.7%）、実習実施機関が 168 機関（92.3%）となっている。</p> <p>なお、前述の実習実施機関 168 機関を業種別にみると、繊維・被服関係が 123 機関（73.2%）と 7 割以上を占めている。</p> <p>b 平成 22 年 7 月の入管法等改正法施行後の認定件数</p> <p>平成 23 年に「不正行為」が認定された機関数は 184 機関であるが、一つの機関に対し複数の不正行為について認定が行われているものがあるため、認定件数ベースでは 248 件（企業単独型 2 件、団体監理型 246 件〔監理団体 22 件、実習実施機関 224 件〕）となっている。</p> <p>また、平成 22 年 7 月から入管法等改正法に基づく新たな技能実習制度が施行されたが、新制度施行前に行われた不正行為については、施行前の上陸基準省令に基づく「研修生及び技能実習生の入国・在留管理に関する指針（平成 19 年改訂）」（平成 19 年 12 月法務省入国管理局）により「不正行為」の認定が行われ、新制度施行後は、施行後の上陸基準省令に基づいた「不正行為」の認定が行われている。</p> <p>平成 23 年において、新制度施行後の上陸基準省令に基づき「不正行為」に認定された件数は 156 件（企業単独型 2 件、団体監理型 154 件〔監理団体 9 件、実習実施機関 145 件〕）となっている。</p>	<p>図表 1 - (1) - ⑳</p> <p>図表 1 - (1) - ㉑</p> <p>図表 1 - (1) - ㉒</p> <p>図表 1 - (1) - ㉓</p> <p>図表 1 - (1) - ㉔</p> <p>図表 1 - (1) - ㉕</p>
--	---

<p>c 不正行為の類型別の件数</p> <p>前述bの156件を類型別にみると、「賃金の不払」が84件(53.8%)、「労働関係法令違反」が28件(17.9%)であり、この2類型で全体の7割を超えている。</p>	<p>図表1-(1)-㉔</p>
<p>(4) 労働基準監督署による監督指導</p> <p>労働基準監督官は、労働基準法第101条等の規定に基づき、事業場へ立ち入り、帳簿及び書類の提出を求めることなどができることとされており、賃金の支払や労働時間管理など労働基準関係法令の遵守状況について確認を行っている。これは、一般的に監督指導と呼称されており、監督指導の結果、法令違反が認められた場合には、是正勧告書により是正を図るよう行政指導を行っている。</p>	<p>図表1-(1)-㉕</p>
<p>厚生労働省は、技能実習生の適正な労働条件の確保に取り組んでおり、全国の労働基準監督署等の労働基準監督機関において、平成23年に実習実施機関に対して2,748件の監督指導を実施し、このうち2,252件(82%)で労働基準関係法令違反が認められている。</p>	<p>図表1-(1)-㉖</p>
<p>なお、主な違反内容としては、安全衛生関係(労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)関係)が最も多く1,233件(44.9%)で、以下、労働時間(労働基準法第32条)871件(31.7%)、割増賃金不払(労働基準法第37条)631件(23.0%)となっている。</p>	<p>図表1-(1)-㉗</p>
<p>カ 技能実習制度推進事業(厚生労働省の委託事業)</p>	
<p>(7) 概要</p> <p>厚生労働省は、平成5年度から、技能実習制度の適正かつ円滑な推進を図るため、技能実習生の受入れ企業・団体に対する指導・支援、技能実習生からの相談等を行う技能実習制度推進事業を委託事業として実施している(以下、委託を受けて同事業を実施する機関を「推進事業実施機関」という。)。同省は、技能実習制度推進事業の円滑かつ適正な実施を図ることを目的として、厚生労働省基本方針を定めている。厚生労働省基本方針では、推進事業実施機関の役割等が示されており、また、監理団体、実習実施機関及び技能実習生に対する支援等として、①技能実習2号の技能実習計画の評価、②技能実習2号への移行に係る修得技能等の評価、③監理団体及び実習実施機関に対する自主点検及び巡回指導の実施、④技能実習生に対する母国語電話相談の実施等11項目が示されている。</p>	<p>図表1-(1)-㉘</p>
<p>技能実習制度推進事業は、事業が開始された平成5年度以降24年度までは、JITCOが受託し、実施している。</p> <p>なお、厚生労働省は、平成19年度以降、技能実習制度推進事業を</p>	<p>図表1-(1)-㉙</p>

<p>企画競争により推進事業実施機関に委託しており、この結果、毎年度、JITCOが受託している。</p> <p>(4) 事業内容、予算及び実績</p> <p>a 平成24年度の事業内容</p> <p>厚生労働省は、平成24年度の技能実習制度推進事業において、①自主点検、②巡回指導、③母国語電話相談の実施、④実習生手帳の発給、⑤フォローアップ調査の実施等13項目(注1)を推進事業実施機関に委託し実施している。</p> <p>なお、技能実習制度推進事業の項目の中には、平成23年度で廃止されたもの及び24年度に新規に開始されたものがある。例えば、平成23年度で「法的保護情報の提供」が廃止されている一方、24年度は新規に「フォローアップ調査」や「労働関係法令等講習会の開催」が予定されている(注2)。</p> <p>(注1) 厚生労働省基本方針においては、技能実習制度推進事業に関して11項目が示されているが、厚生労働省の平成24年度予算では、事業内容ごとに13項目に区分されている。このため、技能実習制度推進事業に関しては、以下この区分によるものとする。</p> <p>(注2) 平成22年7月からの入管法等改正法施行により、技能実習生の法的保護の強化のため、技能実習生の法的保護情報に関して、外部講師による講習が義務化された。これにより、講師養成等が喫緊の課題となったため、平成22年度から「法的保護情報の提供」事業が開始されたものである。厚生労働省では、当該事業について、平成22年度及び23年度の2年間実施した結果、講師養成を相当程度達成する等の成果があり、法的保護講習が円滑に行われるための基盤ができたことから、23年度をもって廃止している。</p> <p>また、平成24年は、「フォローアップ調査」事業及び受託者の企画に基づく「労働関係法令等講習会の開催」事業が新規に実施されている。</p> <p>厚生労働省では、「フォローアップ調査」事業について、入管法等改正法の附則第60条において、施行3年後の見直しが規定されており、平成22年7月以降に入国した技能実習生に関して制度改正の効果を把握する必要があることから、平成24年度から実施することとしている。なお、同省では、当該事業について、平成25年度は入管法等改正法の施行後に入国した技能実習生が初めて帰国することから、引き続き効果把握のために実施する予定であるが、26年度以降については、24年度及び25年度の調査結果を分析した上で、継続の必要性について検討することとしている。</p> <p>b 予算及び実績</p> <p>(a) 予算</p> <p>技能実習制度推進事業の委託費の予算は、一般会計である政府開発援助技能実習制度推進事業等委託費及び労働保険特別会計の雇用勘定である若年者等職業能力開発支援事業委託費から</p>	<p>図表1-(1)-㉔</p> <p>図表1-(1)-㉕</p> <p>図表1-(1)-㉖</p>
---	--

<p>計上されており、これら2費目の額の割合はおおむね半々となっている。</p> <p>また、同委託費の予算額は、平成20年度の約5億4,637万円をピークに減少傾向にあり、23年度は3億8,315万円、24年度は3億8,643万円となっている。</p>	<p>図表1-(1)-④</p>
<p>(b) 技能実習制度推進事業の委託事業の計画</p> <p>厚生労働省が作成する技能実習制度推進事業の委託事業の計画について、項目ごとの予算額をみると、平成23年度及び24年度ともに実施体制の整備のための費用が全体の約7割を占めており、23年度は2億5,217万円、24年度は2億6,877万円と最も大きく、次いで、巡回指導のための費用が23年度は6,266万円(約2割)、24年度は5,093万円(約1割)となっている(注)。</p> <p>前述のとおり、平成24年度の技能実習制度推進事業に係る予算の合計約3億8,642万円のうち、最も多い費用は事業を実施するための体制の整備にかかる費用であり、予算全体の約7割を占めている。</p> <p>JITCOでは、同事業の契約額の編成について、平成19年度以降は、厚生労働省の企画競争に応募し、受託者として選定された後に、委託事業の計画に基づく費用を積算している。</p> <p>(注) 実施体制の整備については、本事業に係る地方駐在事務所の借料、通信運搬費等のほか、本部及び地方駐在事務所において巡回指導や技能実習計画の評価を担当する職員の人件費を含む合計である。</p> <p>なお、例えば、巡回指導を担当している業務委託相談員や、母国語電話相談を担当しているスタッフ等に対する謝金は予算に含まれていない。</p>	<p>図表1-(1)-④</p> <p>図表1-(1)-④</p>
<p>(c) 実績</p> <p>平成23年度の技能実習制度推進事業における項目ごとの支出額の実績についてみると、交付実績額3億7,777万円のうち、実施体制の整備にかかった費用が2億5,366万円(約7割)と最も大きく、次いで、巡回指導にかかった費用が6,504万円(約2割)となっている。</p> <p>次に、平成23年度の支出額の内訳(人件費、謝金、旅費、庁費の別)についてみると、人件費が1億8,946万円(前述交付実績額の約5割)と最も多く、次いで、庁費が1億2,361万円(同約3割)(注)となっている。</p> <p>(注) 庁費内訳は、地方駐在事務所家賃等が5,245万円(庁費全体の約4割)、印刷製本費、消耗品費、通信運搬費等が7,116万円(庁費全体の約6割)となっている。</p>	<p>図表1-(1)-④ (再掲)</p> <p>図表1-(1)-④</p>

<p>(ウ) 巡回指導にかかる費用の実績（平成 23 年度）</p> <p>前述(c)のとおり、巡回指導にかかった費用は、平成 23 年度の実績で、6,504 万円となっており、交付実績額全体の約 2 割（17.2%）を占めている。</p> <p>この費用の内訳をみると、旅費が約 3,000 万円と最も多く、次いで、委託相談員への謝金が約 1,700 万円、印刷製本費、自動車借上代、通信運搬費等を含む庁費が約 1,800 万円となっている。</p> <p>また、巡回指導を実施するためには、体制整備も必要であり、地方駐在事務所の借料、光熱費、人件費等の費用がかかっている。巡回指導の実施体制の整備にかかった費用は、平成 23 年度の実績で、2 億 5,366 万円となっており、交付実績額全体の約 7 割（67.1%）を占めている（注）。この費用の内訳をみると、①スタッフの配置にかかった費用が約 1 億 8,000 万円であり、②本部・地方の事業実施体制整備にかかった費用が約 7,300 万円となっている。また、②のうち、本部にかかった費用が約 300 万円、地方駐在事務所にかかった費用が約 7,000 万円となっている。</p> <p>JITCO では地方駐在事務所の業務は、国からの委託事業が中心で、その中でも巡回指導が主な業務となっており、自主事業は、セミナーの開催、講師派遣、教材販売（名古屋事務所及び大阪事務所のみ）等であるとしている。また、自主事業として、入国・在留手続支援を行っている 7 地方駐在事務所では、地方入国管理局への在留資格認定証明書の交付申請書等の点検取次業務も主な業務の一つであるとしている。</p> <p>（注）実施体制の整備にかかった費用の実績は、技能実習制度推進事業全体のものであるが、その多くは巡回指導にかかったものである。</p>	<p>図表 1 - (1) - ㊸</p>
--	-----------------------

図表 1 - (1) - ① 「出入国管理及び難民認定法」(昭和 26 年 10 月 4 日政令第 319 号) <抜粋>

(在留資格及び在留期間)

第 2 条の 2 本邦に在留する外国人は、出入国管理及び難民認定法及び他の法律に特別の規定がある場合を除き、それぞれ、当該外国人に対する上陸許可若しくは当該外国人の取得に係る在留資格(技能実習の在留資格にあつては、別表第 1 の 2 の表の技能実習の項の下欄に掲げる第 1 号イ若しくはロ又は第 2 号イ若しくはロの区分を含む。以下同じ。)又はそれらの変更に係る在留資格をもつて在留するものとする。

2 在留資格は、別表第 1 の上欄(技能実習の在留資格にあつては、2 の表の技能実習の項の下欄に掲げる第 1 号イ若しくはロ又は第 2 号イ若しくはロの区分を含む。以下同じ。) 又は別表第 2 の上欄に掲げるとおりとし、別表第 1 の上欄の在留資格をもつて在留する者は当該在留資格に応じそれぞれ本邦において同表の下欄に掲げる活動を行うことができ、別表第 2 の上欄の在留資格をもつて在留する者は当該在留資格に応じそれぞれ本邦において同表の下欄に掲げる身分若しくは地位を有する者としての活動を行うことができる。

別表第 1 の 2

2

技能実習	<p>1 次のイ又はロのいずれかに該当する活動</p> <p>イ 本邦の公私の機関の外国にある事業所の職員又は本邦の公私の機関と法務省令で定める事業上の関係を有する外国の公私の機関の外国にある事業所の職員がこれらの本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関の本邦にある事業所の業務に従事して行う技能、技術若しくは知識(以下「技能等」という。)の修得をする活動(これらの職員がこれらの本邦の公私の機関の本邦にある事業所に受け入れられて行う当該活動に必要な知識の修得をする活動を含む。)</p> <p>ロ 法務省令で定める要件に適合する営利を目的としない団体により受け入れられて行う知識の修得及び当該団体の策定した計画に基づき、当該団体の責任及び監理の下に本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関の業務に従事して行う技能等の修得をする活動</p> <p>2 次のイ又はロのいずれかに該当する活動</p> <p>イ 前号イに掲げる活動に従事して技能等を修得した者が、当該技能等に習熟するため、法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関において当該技能等を要する業務に従事する活動</p> <p>ロ 前号ロに掲げる活動に従事して技能等を修得した者が、当該技能等に習熟するため、法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関において当該技能等を要する業務に従事する活動(法務省令で定める要件に適合する営利を目的としない団体の責任及び監理の下に当該業務に従事するものに限る。)</p>
------	---

(注) 下線は当省が付した。

図表 1 - (1) - ② 「出入国管理及び難民認定法第 7 条第 1 項第 2 号の基準を定める省令の研修の在留資格に係る基準の 6 号の特例を定める件」(平成 2 年 8 月 17 日法務省告示第 247 号) <抜粋>

出入国管理及び難民認定法第 7 条第 1 項第 2 号の基準を定める省令(平成 2 年法務省令第 16 号)の表の法別表第 1 の 4 の表の研修の項の下欄に掲げる活動の項(以下「研修の項」という。)の下欄第 6 号ただし書の規定に基づき、同号本文を適用しない場合は、出入国管理及び難民認定法(昭和 26 年政令第 319 号)(以下「法」という。)第 6 条第 2 項の申請を行った者(以下「申請人」という。)が当該申請に係る活動を行うことにより法第 19 条第 1 項の規定に違反するおそれがない場合であって、次の各号のいずれかに該当するときとする。

(以下略)

図表 1 - (1) - ③ 「技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針」(平成 5 年 4 月 5 日法務省告示第 141 号) <抜粋>

第 2 在留資格の変更

実習希望者は、法第 20 条第 2 項の規定により法別表第 1 の 5 の表の上欄の特定活動の在留資格への変更の申請を行うこと。

(注) 下線は当省が付した。

図表 1 - (1) - ④ 平成 21 年の類型別受入れ形態別不正行為認定件数

		企業単独型	団体監理型		合計
			第一次受入機関	第二次受入機関	
第 1 類型	① 二重契約	0	0	0	0
	② 研修・技能実習計画との齟齬	0	14	14	28
	③ 名義貸し	0	9	87	96
	④ 虚偽文書の作成・行使	0	19	2	21
第 2 類型	研修生の所定時間外作業	1	9	111	121
第 3 類型	悪質な人権侵害行為等	0	3	28	31
第 4 類型	問題事例の未報告等	0	3	1	4
	不法就労者の雇用	0	0	20	20
第 5 類型	労働関係法規違反	1	2	120	123
	準ずる行為の再発生	0	0	0	0
合計		2	59	383	444

(注) 法務省の資料に基づき、当省が作成した。

図表 1 - (1) - ⑤ 規制改革・民間開放推進 3 年計画（再改訂）及び規制改革推進のための 3 年計画＜抜粋＞

規制改革・民間開放推進 3 年計画（再改訂）

○「規制改革・民間開放推進 3 年計画（再改訂）」（平成 18 年 3 月 31 日閣議決定）（抜粋）

研修生が実質的な低賃金労働者として扱われる等労働に従事させられることなく、制度本来の目的である技能移転が適正に行われ、かつ、研修手当が適切に支払われるよう、法的保護の在り方について幅広く検討し、結論を得る。

規制改革推進のための 3 年計画

○「規制改革推進のための 3 年計画」（平成 19 年 6 月 22 日閣議決定）（抜粋）

ア 実務研修中の法的保護の在り方

現在の研修期間中に支払われる研修手当は、出入国管理及び難民認定法上、在留資格「研修」が非就労資格と規定されていることから賃金ではなく、「生活する上で必要と認められる実費の支給」という位置付けとなっている。しかしながら、研修生を受入れる企業等の中には、これを悪用して研修生を実質的に低賃金労働者として扱っているものも見受けられ、国内のみならず研修生送出国からも適正化が求められているところである。したがって、研修・技能実習制度の見直しの中で、在留資格「研修」の在留活動の一部である実務研修中の研修生が、実質的な低賃金労働者として扱われる等労働に従事させられることなく、制度本来の目的である技能移転が適正に行われ、かつ、研修手当が適切に支払われるよう、その法的保護を図るために必要な措置を講ずる。

イ 技能実習生に係る在留資格の整備【遅くとも平成 21 年通常国会までに関係法案提出】

平成 17 年の技能実習生への移行者数は 32,394 人を数え、他の就労可能な在留資格の多くと遜色ない水準にあるものの、その在留資格は「特定活動」として、在留活動は「法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動」とされており、その内容は法律において明確になっていない。したがって、第 2 次出入国管理基本計画（平成 12 年法務省告示第 119 号）において既に指摘事項でもあったこの点については、技能実習生の安定的な法的地位を確立する観点から、出入国管理及び難民認定法別表第一に、技能実習に係る在留資格を早急に整備する。

（注）下線は当省が付した。

図表 1 - (1) - ⑥ 米国務省人身売買報告書<抜粋>

○「米国務省人身売買報告書」(平成 24 年 6 月 19 日付け) <抜粋>

- 日本政府は、基本的な産業上の技能・技術を育成し、実用的な技能・技術を習得する機会を提供する目的で政府が運営する外国人研修生・技能実習生制度における強制労働の存在を公式には認めていない。しかし、政府は同制度における労働者の虐待に対処する多くの取り組みを行った。
- マスコミや非政府組織 (NGO) は、これまでよりも少なくなっているものの、外国人研修生・技能実習生制度での悪用事例を引き続き報告した。こうした悪用事例には、借金による束縛、移動の制限、賃金や残業代の未払い、詐欺、労働者を他の雇用主の下で働かせる「飛ばし」などがあった。こうした要素は人身売買という状態を示唆している可能性がある。技能実習生の大半は中国人であり、中には中国を出国する前に、中国人の労働者ブローカーに最高 1400 ドル相当の手数料、または最高 4000 ドル相当の保証金を支払う者もいる。こうした手数料を支払うため、意欲ある労働者は融資を受けたり、財産を担保にすることを余儀なくされる場合もあり、結果として借金による束縛という状態に置かれる可能性がある。これらの手数料、保証金、および「罰則」契約は 2010 年以降、禁止されているが、技能実習生制度に参加する中国人の間では依然として広く行われている。逃亡や外部との連絡を防ぐために、実習生がパスポートや渡航書類を取り上げられ、移動を制限されたとの報告は減少した。この傾向は、政府がこうした慣行の監視を強化した成果であると労働問題の活動家は認めた。
- 日本政府は、人身売買撲滅のための最低基準を十分に満たしていないが、満たすべく著しく努力している。(中略) NGOによると、外国人研修生・技能実習生制度における労働法の執行の強化により、同制度での悪用事例の報告件数が減少した。
- 日本への勧告
外国人研修生・技能実習生制度における強制労働の一因となる保証金、罰則の合意、パスポートの取り上げ、その他の行為の禁止の実施を強化する。

図表 1 - (1) - ⑦ 入管法改正前の外国人研修・技能実習制度に対する各方面における主な検討・提言等の状況

公表年月	検討・提言等の結果
平成 18 年 6 月	「外国人労働者の受入れを巡る考え方のとりまとめ」 副大臣会議（外国人労働者問題に関するプロジェクトチーム）
平成 18 年 9 月	「今後の外国人の受入れに関する基本的な考え方」 法務省（今後の外国人の受入れに関するプロジェクトチーム）
平成 19 年 5 月	「外国人研修・技能実習制度に関する研究会」とりまとめ 経済産業省（外国人研修・技能実習制度に関する研究会）
平成 19 年 9 月	「外国人研修・技能実習制度の見直しに関する提言」 日本経済団体連合会
平成 20 年 1 月	「外国人研修・技能実習制度の現状と課題」 衆議院調査局法務調査室
平成 20 年 6 月	「研修・技能実習制度研究会報告」 厚生労働省（研修・技能実習制度研究会）

（注）当省の調査結果による。

図表 1 - (1) - ⑧ 在留資格の分類

区分	1 年目	2、3 年目
企業単独型	技能実習 1 号イ	技能実習 2 号イ
団体監理型	技能実習 1 号ロ	技能実習 2 号ロ

（注）入管法に基づき、当省が作成した。

図表 1 - (1) - ⑨ 「出入国管理及び難民認定法別表第 1 の 2 の表の技能実習の項の下欄に規定する事業上の関係を有する外国の公私の機関を定める省令」(平成 21 年 12 月 25 日法務省令第 52 号) <抜粋>

出入国管理及び難民認定法(昭和 26 年政令第 319 号)別表第 1 の 2 の表の技能実習の項の下欄第 1 号イの規定に基づき、出入国管理及び難民認定法別表第 1 の 2 の表の技能実習の項の下欄に規定する事業上の関係を有する外国の公私の機関を定める省令を次のように定める。

出入国管理及び難民認定法別表第 1 の 2 の表の技能実習の項の下欄第 1 号イに規定する法務省令で定める事業上の関係を有する外国の公私の機関は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 1 技能実習生を雇用契約に基づいて受け入れる本邦の公私の機関と引き続き一年以上の国際取引の実績又は過去一年間に十億円以上の国際取引の実績を有する機関
- 2 前号に掲げるもののほか、技能実習生を雇用契約に基づいて受け入れる本邦の公私の機関と国際的な業務上の提携を行っていることその他の事業上の関係を有する機関であって、法務大臣が告示をもって定めるもの

(注) 下線は当省が付した。

図表 1 - (1) - ⑩ 「技能実習制度推進事業運営基本方針」(平成 5 年 4 月 5 日厚生労働大臣公示) <抜粋>

II 各論

2 対象技能等

- (2) 技能実習 2 号の対象技能等は、技能実習 1 号で修得した技能等に習熟するものであって、一定水準以上の技能等を修得したことについて公的に評価できるものとして別表に掲げる職種及び作業(以下「移行対象職種・作業」という。)に従事するのに必要な技能等とする。
- (3) (2)の対象技能等に係る公的評価制度については、技能実習制度推進事業の実施機関(以下「推進事業実施機関」という。)が、有識者により構成する会議(以下「公的評価システム認定会議」という。)を設置し、同会議において、評価の基準、評価の方法、試験実施体制等を審議の上、認定し、公表するものとする。

(注) 下線は当省が付した。

図表1-(1)-⑪ 2号移行対象職種一覧

(平成25年2月12日現在)

1 農業関係(2職種5作業)

職種名	作業名
耕種農業	施設園芸
	畑作・野菜
畜産農業	養豚
	養鶏
	酪農

2 漁業関係(2職種9作業)

職種名	作業名
漁船漁業	かつお一本釣り漁業
	まぐろはえ縄漁業
	いか釣り漁業
	まき網漁業
	底曳網漁業
	流し網漁業
	定置網漁業
	かに・えびかご漁業作業
養殖業	ホタテガイ・マガキ養殖作業

3 建設関係(21職種31作業)

職種名	作業名
さく井	パーカッション式さく井工事作業 ロータリー式さく井工事作業
建築板金	ダクト板金作業
冷凍空調和機器施工	冷凍空調和機器施工作業
建具製作	木製建具手加工作業
建築大工	大工工事作業
型枠施工	型枠工事作業
鉄筋施工	鉄筋組立て作業
とび	とび作業
石材施工	石材加工作業 石張り作業
タイル張り	タイル張り作業
かわらぶき	かわらぶき作業
左官	左官作業
配管	建築配管作業 プラント配管作業
熱絶縁施工	保温保冷工事作業
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事作業
	カーペット系床仕上げ工事作業
	鋼製下地工事作業 ボード仕上げ工事作業 カーテン工事作業
サッシ施工	ビル用サッシ施工作業
防水施工	シーリング防水工事作業
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事作業
ウェルポイント施工	ウェルポイント工事作業
表装	壁装作業
建設機械施工	押土・整地作業
	積込み作業
	掘削作業
	締固め作業

4 食品製造関係(7職種12作業)

職種名	作業名
缶詰巻締	缶詰巻締
食鳥処理加工業	食鳥処理加工作業
加熱性水産加工食品製造業	節類製造
	加熱乾製品製造
	調味加工品製造
非加熱性水産加工食品製造業	くん製品製造
	塩蔵品製造
	乾製品製造
水産練り製品製造	発酵食品製造
ハム・ソーセージ・ベーコン製造	かまぼこ製品製造作業 ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業
パン製造	パン製造作業

5 繊維・衣服関係(11職種20作業)

職種名	作業名
紡績運転	前紡工程作業
	精紡工程作業
	巻糸工程作業
織布運転	合燃糸工程作業
	準備工程作業
	製織工程作業
染色	仕上工程作業
	糸浸染作業 織物・ニット浸染作業
ニット製品製造	靴下製造作業
	丸編みニット製造作業
たて編ニット生地製造	たて編ニット生地製造作業
婦人子供服製造	婦人子供既製服製造作業
紳士服製造	紳士既製服製造作業
寝具製作	寝具製作用業
カーペット製造	織じゆうたん製造作業
	タフテッドカーペット製造作業
帆布製品製造	ニードルパンチカーペット製造作業
	帆布製品製造作業
布はく縫製	ワイシャツ製造作業

6 機械・金属関係(15職種28作業)

職種名	作業名
鋳造	鋳鉄鋳物鋳造作業
	銅合金鋳物鋳造作業
	軽合金鋳物鋳造作業
鍛造	ハンマ型鍛造作業
	プレス型鍛造作業
ダイカスト	ホットチャンバダイカスト作業
	コールドチャンバダイカスト作業
機械加工	旋盤作業
	フライス盤作業
金属プレス加工	金属プレス作業
鉄工	構造物鉄工作業
工場板金	機械板金作業
めっき	電気めっき作業
	溶融亜鉛めっき作業
アルミニウム陽極酸化処理	陽極酸化処理作業
仕上げ	治工具仕上げ作業
	金型仕上げ作業
	機械組立仕上げ作業
機械検査	機械検査作業
機械保全	機械系保全作業
電子機器組立て	電子機器組立て作業
	回転電機組立て作業
	変圧器組立て作業
電気機器組立て	配電盤・制御盤組立て作業
	開閉制御器具組立て作業
	回転電機巻線製作作業
プリント配線板製造	プリント配線板設計作業
	プリント配線板製造作業

7 その他(9職種19作業)

職種名	作業名
家具製作	家具手加工作業
印刷	オフセット印刷作業
製本	製本作業
	圧縮成形作業
プラスチック成形	射出成形作業
	インフレーション成形作業
	ブロー成形作業
強化プラスチック成形	手積み積層成形作業
塗装	建築塗装作業
	金属塗装作業
	鋼橋塗装作業
溶接	噴霧塗装作業
	手溶接
工業包装	半自動溶接
	工業包装作業
紙器・段ボール箱製造	印刷箱打抜き作業
	印刷箱製箱作業
	貼箱製造作業
	段ボール箱製造作業

(注) 厚生労働省の資料に基づき、当省が作成した。

図表 1 - (1) - ⑫ 「出入国管理及び難民認定法」(昭和 26 年 10 月 4 日政令第 319 号) <抜粋>

(外国人の入国)

第 3 条 次の各号のいずれかに該当する外国人は、本邦に入ってはならない。

- 1 有効な旅券を所持しない者(有効な乗員手帳を所持する乗員を除く。)
- 2 入国審査官から上陸許可の証印若しくは第 9 条第 4 項の規定による記録又は上陸の許可(以下「上陸の許可等」という。)を受けないで本邦に上陸する目的を有する者(前号に掲げる者を除く。)

図表 1 - (1) - ⑬ 「出入国管理及び難民認定法」(昭和 26 年 10 月 4 日政令第 319 号) <抜粋>

(在留資格認定証明書)

第 7 条の 2 法務大臣は法務省令で定めるところにより、本邦に上陸しようとする外国人(本邦において別表第 1 の 3 の表の下欄に掲げる活動を行おうとする者を除く。)から、あらかじめ申請があつたときは、当該外国人が前条第 1 項第 2 号に掲げる条件に適合している旨の証明書を交付することができる。

(注) 下線は当省が付した。

図表 1 - (1) - ⑭ 「出入国管理及び難民認定法」(昭和 26 年 10 月 4 日政令第 319 号) <抜粋>

(在留資格認定証明書)

第 7 条の 2

- 2 前項の申請は、当該外国人を受け入れようとする機関の職員その他の法務省令で定める者を代理人としてこれを行うことができる。

(注) 下線は当省が付した。

図表 1 - (1) - ⑬ 出入国管理及び難民認定法施行規則別記第 6 号の 3 様式

別記第六号の三様式(第六条の二関係)
 申請人等作成用 1
 For applicant, part 1

日本国政府法務省
 Ministry of Justice, Government of Japan

在留資格認定証明書交付申請書
APPLICATION FOR CERTIFICATE OF ELIGIBILITY

入国管理局長 殿
 Regional Immigration Bureau

To the Director General of

写 真
Photo
40mm × 30mm

出入国管理及び難民認定法第7条の2の規定に基づき、次のとおり同法第7条第1項第2号に掲げる条件に適合している旨の証明書の交付を申請します。
 Pursuant to the provisions of Article 7-2 of the Immigration Control and Refugee Recognition Act, I hereby apply for the certificate showing eligibility for the conditions provided for in 7, Paragraph 1, Item 2 of the said Act.

1 国籍・地域 Nationality/Region _____
 2 生年月日 Date of birth _____ 年 Year _____ 月 Month _____ 日 Day _____

3 氏名 Name _____
 4 性別 Sex 男 Male / 女 Female _____ 5 出生地 Place of birth _____ 6 配偶者の有無 Marital status 有 Married / 無 Single _____

7 職業 Occupation _____ 8 本国における居住地 Home town/city _____

9 日本における連絡先 Address in Japan _____
 電話番号 Telephone No. _____ 携帯電話番号 Cellular phone No. _____

10 旅券 (1) 番号 Passport Number _____ (2) 有効期限 Date of expiration _____ 年 Year _____ 月 Month _____ 日 Day _____

11 入国目的 (次のいずれか該当するものを選んでください。) Purpose of entry: check one of the followings
 I「教授」 *Professor I「教育」 *Instructor J「芸術」 *Artist J「文化活動」 *Cultural Activities K「宗教」 *Religious Activities L「報道」 *Journalist
 L「企業内転勤」 *Intra-company Transferee M「投資・経営」 *Investor / Business Manager L「研究(転勤)」 *Researcher (Transferee) N「研究」 *Researcher N「技術」 *Engineer
 N「人文知識・国際業務」 *Specialist in Humanities / International Services N「技能」 *Skilled Labor N「特定活動(イ・ロ)」 *Designated Activities (a/b) O「興行」 *Entertainer P「留学」 *Student
 Q「研修」 *Trainee Y「技能実習(1号)」 *Technical Intern Training (i) R「家族滞在」 *Dependent R「特定活動(ハ)」 *Designated Activities (c) R「特定活動(EPA家族)」 *Dependent of EPA
 T「日本人の配偶者等」 *Spouse or Child of Japanese National T「永住者の配偶者等」 *Spouse or Child of Permanent Resident T「定住者」 *Long Term Resident U「その他」 *Others

12 入国予定年月日 Date of entry _____ 年 Year _____ 月 Month _____ 日 Day _____ 13 上陸予定港 Port of entry _____

14 滞在予定期間 Intended length of stay _____ 15 同伴者の有無 Accompanying persons, if any 有 Yes / 無 No _____

16 査証申請予定地 Intended place to apply for visa _____

17 過去の出入国歴 Past entry into / departure from Japan 有 Yes / 無 No
 (上記で「有」を選択した場合) (Fill in the followings when the answer is "Yes")
 回数 times(s) _____ 回 _____ 直近の出入国歴 The latest entry from _____ 年 Year _____ 月 Month _____ 日 Day _____ から _____ 年 Year _____ 月 Month _____ 日 Day _____

18 犯罪を理由とする処分を受けたことの有無 (日本国外におけるものを含む。) Criminal record (in Japan / overseas) 有 (具体的内容) Yes (Detail: _____) - 無 No _____) / No _____

19 退去強制又は出国命令による出国の有無 Departure by deportation / departure order 有 Yes / 無 No
 (上記で「有」を選択した場合) (Fill in the followings when the answer is "Yes") 回数 times(s) _____ 回 _____ 直近の送還歴 The latest departure by deportation _____ 年 Year _____ 月 Month _____ 日 Day _____

20 在日親族(父・母・配偶者・子・兄弟姉妹など)及び同居者 Family in Japan (Father, Mother, Spouse, Son, Daughter, Brother, Sister or others) or co-residents

続柄 Relationship	氏名 Name	生年月日 Date of birth	国籍・地域 Nationality/Region	同居予定 Intended to reside with applicant or not	勤務先・通学先 Place of employment/school	在留カード番号 特別永住者証明書番号 Residence card number Special Permanent Resident Certificate number
				はい/いいえ Yes / No		
				はい/いいえ Yes / No		
				はい/いいえ Yes / No		
				はい/いいえ Yes / No		

※ 20については、記載欄が不足する場合は別紙に記入して添付すること。なお、「研修」、「技能実習」に係る申請の場合は記載不要です。
 Regarding item 20, if there is not enough space in the given columns to write in all of your family in Japan, fill in and attach a separate sheet.
 In addition, take note that you are not required to fill in item 20 for applications pertaining to "Trainee" / "Technical Intern Training".

(注) 裏面参照の上、申請に必要な書類を作成して下さい。 Note: Please fill in forms required for application. (See notes on reverse side.)

申請人等作成用 2 Y (「技能実習(1号)」)
For applicant, part 2 Y ("Technical Intern Training (1)")

在留資格認定証明書用
For certificate of eligibility

21 実習実施機関(勤務先)
Organization implementing the technical intern training (place of employment)

(1)名称
Name _____

(2)所在地(本社・本店) _____ 電話番号 _____
Address (Head quarters/Head Office) Telephone No.

22 監理団体(「技能実習1号ロ」に該当する場合に記入)
Organization supervising the technical intern training (fill in the following in cases which fall under "Technical Intern Training (1)(b)")

(1)名称
Name _____

(2)所在地 _____ 電話番号 _____
Address Telephone No.

23 技能実習実施に係る保証金の徴収その他財産の管理又は違約金等の支払い契約の有無
Existence of a contract for collection of a deposit, custody of other property and payment of penalties concerning the technical intern training

有(徴収又は管理機関名: _____) 徴収金額又は管理財産: _____) ・ 無
Yes Collecting or custodial organization Amount of deposit or property in custody / No

24 技能実習終了後の予定
Plans after the technical intern training

帰国後復職 帰国後自営業(業種 _____) その他(_____)
Back to work after returning Self-employed after returning Others

25 外国の送出し機関(所属機関)
Foreign sending organization (organization to which the trainee belongs)

(1)名称
Name _____

(2)所在地 _____ 電話番号 _____
Address Telephone No.

26 外国の送出し機関(上記25以外の送出し機関がある場合に記入)
Foreign sending organization (in cases where an organization other than that given in 25 above is sending the trainee)

(1)名称
Name _____

(2)所在地 _____ 電話番号 _____
Address Telephone No.

27 職歴 Employment history

年 Year	月 Month	職歴 Employment history	年 Year	月 Month	職歴 Employment history

28 申請人, 法定代理人, 法第7条の2第2項に規定する代理人
Applicant, legal representative or the authorized representative, prescribed in Paragraph 2 of Article 7-2.

(1)氏名 _____ (2)本人との関係 _____
Name Relationship with the applicant

(3)住所 _____
Address

電話番号 _____ 携帯電話番号 _____
Telephone No. Cellular phone No.

以上の記載内容は事実と相違ありません。 I hereby declare that the statement given above is true and correct.
申請人(代理人)の署名/申請書作成年月日 Signature of the applicant (representative) / Date of filling in this form

年 _____ 月 _____ 日 _____
Year Month Day

注意 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合, 申請人(代理人)が変更箇所を訂正し, 署名すること。
Attention In cases where descriptions have changed after filling in this application form up until submission of this application, the applicant (representative) must correct the part concerned and sign their name.

※ 取次者 Agent or other authorized person

(1)氏名 _____ (2)住所 _____
Name Address

(3)所属機関等 Organization to which the agent belongs _____ 電話番号 Telephone No. _____

1 招へいする外国人の氏名
Name of the foreign national being invited _____

2 実習実施機関(勤務先) Organization implementing the technical intern training (place of employment)

(1)名称
Name _____

(2)事業内容 Type of business
 農業関係 Agriculture 漁業関係 Fishery (漁船漁業 Fishery on fishing vessels) 建設関係 Construction work 食品製造関係 Food manufacturing
 繊維・衣服関係 Textiles / clothing 機械・金属関係 Machinery / metalwork その他(Others) _____

(3)所在地(本社・本店) Address (Head quarters/Head Office) _____ 電話番号 Telephone No. _____

(4)実習施設名 Facilities for the training _____ 所在地 Address _____

(5)資本金 Capital _____ 円 Yen (6)年間売上金額(直近年度) Annual sales (latest fiscal year) _____ 円 Yen

(7)常勤職員数(技能実習生を除く。) Number of full-time employees (except for technical intern trainees) _____ 名 (8)外国人技能実習生数 Number of foreign technical intern trainees _____ 名 うち技能実習1号の数 The number of technical intern trainees of (1) out of the total number of foreign technical intern trainees _____ 名

(9)経営者名 Name of the operator _____ (10)管理者名 Name of the manager _____

(11)技能実習指導員名 Name of the technical intern training coordinator _____ 経験年数 Years of experience _____ 年 year(s)

(12)生活指導員名 Name of the adviser assisting technical intern trainees with living in Japan _____

(13)技能実習に係る不正行為を行った場合は、直ちに、地方入国管理局(「技能実習1号イ」に該当する場合。)又は監理団体(「技能実習1号ロ」に該当する場合。)に当該不正行為に関する事実を報告することとしていることの有無
In cases where misconduct pertaining to the technical intern training was committed, whether or not measures are taken immediately to report the fact of such misconduct to the Regional Immigration Bureau (when coming under "Technical Intern Training (1)(a)") or the supervising organization (when coming under "Technical Intern Training (1)(b)"). 有・無 Yes / No

(14)技能実習の継続が不可能となる事由が生じた場合は、直ちに、地方入国管理局(「技能実習1号イ」に該当する場合。)又は監理団体(「技能実習1号ロ」に該当する場合。)に当該事実及び対応策を報告することとしていることの有無
In cases where any cause has occurred making it impossible for trainees to continue their technical intern training, whether or not measures are taken immediately to report the fact and measures of such cause to the Regional Immigration Bureau (when coming under "Technical Intern Training (1)(a)") or the supervising organization (when coming under "Technical Intern Training (1)(b)"). 有・無 Yes / No

(15)技能実習の実施状況に係る文書を作成し、技能実習を実施する事業所に備え付け、当該技能実習の終了の日から1年以上保存することとしていることの有無
Whether or not documents have been made on the state of the implementation of technical intern training, kept by the organization implementing the technical intern training and preserved for more than one year from the day on which the training ended. 有・無 Yes / No

(16)実習実施機関・経営者・管理者・技能実習指導員・生活指導員が外国人の技能実習・研修に係る不正行為を行ったことの有無
Whether or not the implementing organization, operator, manager, technical intern training coordinator or adviser has committed misconduct concerning training and technical internships for foreign nationals. 有 (内容・該当者名) _____) ・ 無 Yes Details/name of the person / No

(17)実習実施機関・経営者・管理者・技能実習指導員・生活指導員が入管法・労働関係法令に違反して刑に処せられたことの有無
Whether or not the implementing organization, operator, manager, technical intern training coordinator or adviser has been convicted of violation of the Immigration Control and Refugee Recognition Act or the Labor Act. 有 (内容・該当者名) _____) ・ 無 Yes Details/name of the person / No

(18)実習実施機関・経営者・管理者・技能実習指導員・生活指導員が外国人に不正に入国・在留に係る許可を受けさせる目的で、偽造文書等の行使・提供を行ったことの有無(申請書等に虚偽の記載をしたことの有無を含む。)
Whether or not the organization implementing the technical intern training, operator, manager, technical intern training instructor, adviser for life in Japan used or provided a forged or altered document or some other material for the purpose of having a foreign national illegally receive permission to enter or reside in Japan (including having made a false statement in a written application or other such document). 有 (内容・該当者名) _____) ・ 無 Yes Details/name of the person / No

(19)経営者又は管理者が過去に他の機関の経営者、役員又は管理者として外国人の技能実習・研修の運営・監理に従事していた場合、その従事期間中に当該他の機関が技能実習・研修に係る不正行為を行ったことの有無
Whether or not the operator or the manager was previously responsible for managing or supervising training and technical internships as the operator, director or manager of some other organization in the past and committed misconduct concerning the training or technical internships for foreign nationals while working there. 有 (内容・機関名・該当者名) _____) ・ 無 Yes Details/organization/name of the person / No

(20)技能実習指導員が毎日1回以上、各漁船における技能実習の実施状況を確認し、無線その他の通信手段を用いて監理団体に対して報告することとされていることの有無(「技能実習1号ロ」で漁船漁業に従事する場合に記入)
Whether or not the technical intern training coordinator reports to the supervising organization more than once a day through radio equipment or other measures of communication, confirming the state of implementation of the technical internship on each fishing vessel (fill in the following in cases of engaging in fishery on fishing vessels as "Technical Intern Training (1)(b)"). 有・無 Yes / No

3 監理団体(「技能実習1号」に該当する場合に記入)
Organization supervising the technical intern training (fill in the following in cases which fall under "Technical Intern Training (1)(b)")

(1)名称
Name _____

(2)団体の区分 Type of organization
 ①商工会議所・商工会 Chamber of commerce/commercial and industrial association
 ②中小企業団体 Small or medium-sized enterprise cooperative
 ③職業訓練法人 Vocational training corporation
 ④農業協同組合 Agricultural cooperative
 ⑤漁業協同組合 Fishery cooperative
 ⑥公益社団法人・公益財団法人 Public interest incorporated association foundation
 ⑦その他(告示 _____ 号) Others Notification No. _____

(3)所在地 Address _____ 電話番号 Telephone No. _____

(4)常勤職員数 Number of full-time employees _____ 名 (5)監理する技能実習生数 Number of technical intern trainees _____ 名 (6)監理する実習実施機関数 Number of supervising organizations implementing the technical intern training _____ 機関

(7)役員名 Name of the director _____ (8)技能実習事業の管理者名 Name of the person managing the technical intern training _____

(9)技能実習事業の監理に従事する常勤職員名 Name of the person engaged in supervising the technical intern training _____

(10)技能実習1号計画策定者名 Name of the person formulating plans for the technical intern training (i) _____ 有する経験・知識 Experience or knowledge _____

(11)技能実習生からの技能実習に係る監理費徴収の有無
Whether or not the supervising organization profits from the technical intern trainees by arranging the technical intern training. 有・無 Yes / No

(12)技能実習生が技能実習を終了して帰国した場合又は技能実習の継続が不可能となる事由が生じた場合は、直ちに、地方入国管理局に当該事実及び対応策(技能実習の継続が不可能となる事由が生じた場合に限る。)を報告することとしていることの有無
Whether or not notification was given to the Regional Immigration Bureau of the facts as soon as the technical intern trainees finished their technical internships and returned to their home country or of the facts and measures taken when any cause occurred making it impossible for the trainees to continue their technical internships. 有・無 Yes / No

(13)講習の実施状況に係る文書を作成し、主たる事業所に備え付け、当該講習を含む技能実習の終了の日から1年以上保存することとしていることの有無
Whether or not documents have been made on the state of the implementation of lectures, kept by the organization supervising the technical intern training and preserved for more than one year from the day on which the technical intern training ended, including the abovementioned lectures. 有・無 Yes / No

(14)技能実習に係るあっせんに関して収益を得ることの有無
Whether or not the supervising organization profits from arranging the technical intern training. 有・無 Yes / No

(15)監理団体・役員・管理者・技能実習の監理に従事する常勤職員が外国人の技能実習・研修に係る不正行為を行ったことの有無
Whether or not the supervising organization, director, manager or a full-time employee engaged in supervising the technical intern training has committed misconduct concerning training and technical internships for foreign nationals. 有 (内容・該当者名) / 無 Yes Details/name of the person / No

(16)監理団体・役員・管理者・技能実習の監理に従事する常勤職員が入管法・労働関係法令に違反して刑に処せられたことの有無
Whether or not the supervising organization, director, manager or a full-time employee engaged in supervising the technical intern training has been convicted of violation of the Immigration Control and Refugee Recognition Act or the Labor Act. 有 (内容・該当者名) / 無 Yes Details/name of the person / No

(17)監理団体・役員・管理者・技能実習の監理に従事する常勤職員が外国人に不正に入国・在留に係る許可を受けさせる目的で、偽変造文書等の行使・提供を行ったことの有無(申請書等に虚偽の記載をしたことの有無を含む。)
Whether or not the supervising organization, director, manager or a full-time employee used or provided a forged or altered document or some other material for the purpose of having a foreign national illegally receive permission to enter or reside in Japan (including having made a false statement in a written application or other such document). 有 (内容・該当者名) / 無 Yes Details/name of the person / No

(18)役員又は管理者が過去に他の機関の経営者、役員又は管理者として外国人の技能実習・研修の運営・監理に従事していた場合、その従事期間中に当該他の機関が技能実習・研修に係る不正行為を行ったことの有無
Whether or not the director or the manager was previously responsible for managing or supervising training and technical internships as the operator, director or manager of some other organization in the past and committed misconduct concerning the training or technical internships for foreign nationals while working there. 有 (内容・機関名・該当者名) / 無 Yes Details/organization/name of the person / No

(19)職業紹介事業の許可・届出番号
Number of permission / notification of the employment placement business _____

(20)技能実習に係る不正行為を行った場合は、直ちに、当該不正行為に関する事実を地方入国管理局に報告することとしていることの有無
In cases where misconduct pertaining to the technical intern training was committed, whether or not measures are taken immediately to report the fact of such misconduct to the Regional Immigration Bureau. 有・無 Yes / No

(21)団体要件省令第1条第3号に規定する監査を行い、その結果を地方入国管理局に報告することとしていることの有無
Whether or not auditing has been conducted in accordance with the Ministerial Ordinance on Requirements for Supervising Organizations Article 1, paragraph 3 and the results have been reported to the Regional Immigration Bureau. 有・無 Yes / No

(22)技能実習生からの相談に対応する措置を講じていることの有無
Whether or not measures are being taken to respond to consultation and concerns from the technical intern trainees. 有 (内容) / 無 Yes Details / No

(23) 実習実施機関における技能実習の継続が不可能となった場合に、監理団体が新たな実習実施機関の確保に努めることとしていることの有無
Whether or not measures have been taken by the supervising organization to secure a new organization which will implement technical intern training in cases where it has become impossible for the implementing organization to continue the technical intern training.

有 (内容)) ・ 無
Yes Details / No

(24) 役員又は職員が、実習実施機関に対し月1回の訪問指導を行い、当該訪問指導に係る文書を作成し、主たる事務所に備え付け、当該技能実習の終了の日から1年以上保存することとしていることの有無
Whether or not the director or a full-time employee visits and instructs the implementing organization once a month and makes documents of the said visit and instructions, keeps the documents at the supervising organization and preserves them for more than one year from the day on which the technical intern training ended. 有 ・ 無
Yes / No

(以下(25)から(27)は「技能実習1号」で漁船漁業に従事する場合に記入)
(Fill in (25) to (27), in cases of engaging in fishery on fishing vessels as "Technical Intern Training (1) (b)";)

(25) 技能実習生が毎月(技能実習が船上において実施されない月を除く。)1回以上、技能実習の実施状況に係る文書を監理団体に提出することとしていることの有無
Whether or not technical intern trainees submit documents on the state of implementation of the technical intern training to the supervising organization more than once a month (excluding months when the technical intern training is not conducted on the fishing vessel). 有 ・ 無
Yes / No

(26) 上記2(20)の報告及び上記3(25)の文書により、技能実習が適正に実施されていることを確認し、その結果を3月につき少なくとも1回地方入国管理局に報告することとしていることの有無
Whether or not confirmation has been made that the technical intern training is being implemented properly through the documents of 2(20) above and of 3(25) and the results have been notified to the Regional Immigration Bureau at least once every three months. 有 ・ 無
Yes / No

(27) 上記2(20)の報告について記録を作成し、上記3(25)の文書とともに主たる事業所に備え付け、当該技能実習の終了の日から1年以上保存することとしていることの有無
Whether or not records have been made concerning the reports of 2(20) above, kept with the documents of 3(25) and preserved for more than one year from the day on which the technical intern training ended. 有 ・ 無
Yes / No

4 国等からの援助・指導の内容(上記3(2)で①から⑥に該当する場合に記入)
Type of assistance and instruction from the government (fill in the following when the answer to Question 3(2) is any of ① to ⑥)

(1) 援助・指導する機関 Organization which assists and instructs
 日本国政府 () 地方公共団体 () 独立行政法人 ()
 Japanese government Local government Incorporated administrative agency

(2) 援助・指導の内容 Type of assistance and instruction
 資金援助 講師派遣 講習施設提供 その他 ()
 Assistance funds Dispatch of a lecturer Provision of facilities for the lectures Others

5 技能実習内容 Details of technical intern training
 耕種農業 加熱性水産加工食品製造業 非加熱性水産加工食品製造業
 Cultivation agriculture Heated fishery processed food production work Non-heated fishery processed food production work
 婦人子供服製造 機械加工 金属プレス加工 電子機器組立て
 Ladies' and children's dress making Machining Metal pressing Electronic machinery and apparatus assembling
 プラスチック成形 塗装 溶接
 Plastic molding Painting Welding
 その他技能実習2号移行対象職種 (職種名) その他 (内容)
 Other occupations for technical intern training (ii) transfers Name of occupation Others Details

6 技能実習期間
 Period of technical intern training from _____ 年 _____ 月 _____ 日 から _____ 年 _____ 月 _____ 日まで
 Year Month Day to Year Month Day
 うち技能実習1号計画の期間
 Of which, the period for the technical intern training (i) plan from _____ 年 _____ 月 _____ 日 から _____ 年 _____ 月 _____ 日まで
 Year Month Day to Year Month Day

7 雇用契約期間
 Period of employment from _____ 年 _____ 月 _____ 日 から _____ 年 _____ 月 _____ 日まで
 Year Month Day to Year Month Day

8 就業時間
 Starting and finishing times from _____ 時 _____ 分 から _____ 時 _____ 分 まで
 Time Minute to Time Minute

9 所定労働時間(週平均)
 Working hours (per week on average) _____ 時間 10 月額報酬 _____ 円
 hours Monthly salary Yen

11 本邦入国後の講習
 Lectures after entry into Japan
 (1) 実施機関名
 Organization implementing the lectures _____
 (2) 実施施設名 所在地
 Facilities for the lectures Address _____
 (3) 実施期間
 Period of the lectures from _____ 年 _____ 月 _____ 日 から _____ 年 _____ 月 _____ 日まで
 Year Month Day to Year Month Day
 (4) 実施時間
 Hours of the lectures Total _____ 時間 (①日本語 _____ 時間
 hours Japanese language hours
 ②本邦での生活一般に関する知識 時間 ③技能実習生の法的保護に必要な情報 時間
 Knowledge for living in Japan hours Necessary information on legal protection of technical intern trainees hours
 ④本邦での円滑な技能等の修得に資する知識 時間)
 Knowledge contributing to the smooth acquisition of skills in Japan hours
 (5) 月額講習手当 円
 Monthly allowance for the lectures Yen
 (6) 技能実習第1号実施計画のうち講習の割合 1/6以上 1/12以上1/6未満 1/12未満
 Ratio of lectures out of the technical intern training (i) plan One-sixth or more One-twelfth or more but less than one-sixth Less than one-twelfth

(7) 上記(4)③の講義を行う講師名
Name of the lecturer giving the lecture of (4) ③ above

所属・経歴
Organization to which the lecturer belongs and career

12 本邦入国前の講習・外部講習(実施又は実施予定の場合に記入)
Advance lectures before entry into Japan (to be filled in if advance lectures have been conducted or are to be conducted)

(1) 実施機関名
Organization implementing the advance lectures

(2) 実施施設名
Facilities for the advance lectures

所在地
Address

(3) 実施期間
Period of the advance lectures

年 月 日 から 年 月 日まで
Year Month Day to Year Month Day

(4) 実施時間
Hours of the advance lectures

合計 時間 (①日本語 時間)
Total hours Japanese language hours

②本邦での生活一般に関する知識 時間 ③本邦での円滑な技能等の修得に資する知識 時間
Knowledge for living in Japan hours Knowledge contributing to smooth acquisition of skills in Japan hours

13 宿泊施設名
Accommodation

所在地
Address

(宿泊施設を確保した機関 : 実習実施機関 監理団体 その他())
Organization securing accommodation Implementing organization Supervising organization Others

14 労災保険加入等の措置の有無
Whether or not measures are being taken for the workers' accident insurance

有 (内容) / 無
Yes Details / No

(措置を講じた機関 : 実習実施機関 監理団体 その他())
Organization taking the measures Implementing organization Supervising organization Others

15 帰国旅費の確保
Securing expenses for the return travel fare

実習実施機関が確保・負担 監理団体が確保・負担
Secured and paid for by the implementing organization Secured and paid for by the supervising organization

監理団体が確保, 実習実施機関が負担 その他()
Secured by the supervising organization, paid for by the implementing organization Others

16 外国の推薦機関(「技能実習1号」に該当する場合に記入)
Recommended foreign organization (in cases which fall under "Technical Intern Training (1)(b)")

17 本邦の技能実習あっせん機関(「技能実習1号」で2又は3の機関とは別の機関が技能実習をあっせんした場合に記入)
Japanese agent making arrangements for the training applicant (fill in the following in cases where an organization other than that given in 2 or 3 above is arranging the training, under "Technical Intern Training (1)(b)").

(1) 名称
Name

(2) 事業内容
Type of business

(3) 所在地
Address

電話番号
Telephone No.

(4) 経営者名
Name of the operator

(5) 管理者名
Name of the manager

(6) 職業紹介事業の許可・届出番号
Number of permission / notification of the employment placement business

(7) 技能実習に係るあっせんにして収益を得ることの有無
Whether or not the arranging agent profits from arranging the technical intern training

有 / 無
Yes / No

(8) あっせん機関・経営者・管理者・常勤職員が外国人の技能実習・研修に係る不正行為を行ったことの有無
Whether or not the arranging agent, operator, manager or a full-time employee has committed misconduct concerning training and technical internships for foreign nationals.

有 (内容・該当者名) / 無
Yes Details/name of the person / No

(9) あっせん機関・経営者・管理者・常勤職員が入管法・労働関係法令に違反して刑に処せられたことの有無
Whether or not the arranging agent, operator, manager, or a full-time employee has been convicted of violation of the Immigration Control and Refugee Recognition Act or the Labor Act.

有 (内容・該当者名) / 無
Yes Details/name of the person / No

(10) あっせん機関・経営者・管理者・常勤職員が外国人に不正に入国・在留に係る許可を受けさせる目的で、偽変造文書等の行使・提供を行ったことの有無(申請書等に虚偽の記載をしたことの有無を含む。)
Whether or not the arranging agent, operator, manager, or a full-time employee used or provided a forged or altered document or some other material for the purpose of having a foreign national illegally receive permission to enter or reside in Japan (including having made a false statement in a written application or other such document).

有 (内容・該当者名) / 無
Yes Details/name of the person / No

(11) 経営者又は管理者が過去に他の機関の経営者、役員又は管理者として外国人の技能実習・研修の運営・監理に従事していた場合、その従事期間中に当該他の機関が技能実習・研修に係る不正行為を行ったことの有無
Whether or not the operator or the manager was previously responsible for managing or supervising training and technical internships as the operator, director or manager of some other organization in the past and committed misconduct concerning the training or technical internships for foreign nationals while working there.

有 (内容・機関名・該当者名) / 無
Yes Details/organization/name of the person / No

18 外国の送出し機関(所属機関) Foreign sending organization (organization to which the trainee belongs)

(1) 名称
Name

(2) 事業内容
Type of business

(3) 所在地
Address

電話番号
Telephone No.

(4) 経営者名
Name of the operator

(5) 管理者名
Name of the manager

(6) 実習実施機関との関係 (「技能実習1号イ」に該当する場合に記入)
Relationship with the organization implementing the technical intern training (fill in the following in cases which fall under "Technical Intern Training (1)(a)").
 海外の事業所・子会社等 取引関係 (年間取引額 _____ 円・取引期間 _____ 年) その他 (告示 _____ 号)
Overseas place of business/ Business relationship (amount of business per year / period of business) Others Notification no.
subsidiary company etc.

(7) 送出し機関・経営者・管理者が外国人に不正に入国・在留に係る許可を受けさせ、又は外国人の技能実習・研修に係る不正行為に関する事実を隠蔽する目的で、偽変造文書等の行使・提供を行ったことの有無 (申請書等に虚偽の記載をしたことの有無を含む。)
Whether or not the foreign sending organization, operator or manager used or provided forged documents or hid a relevant fact concerning misconduct relating to the training or technical internships of foreign nationals in order to have a foreign national unlawfully receive permission to enter and stay in Japan (including having made a false statement in a written application or other such document).
有 (内容・該当者名)) 無
Yes Details/name of the person / No

19 外国の送出し機関 (上記18以外の送出し機関がある場合に記入)
Foreign sending organization (In cases where an organization other than that given in 18 above is sending trainees)

(1) 名称 (2) 事業内容
Name Type of business
(3) 所在地 電話番号
Address Telephone No.
(4) 経営者名 (5) 管理者名
Name of the operator Name of the manager

(6) 送出し機関・経営者・管理者が外国人に不正に入国・在留に係る許可を受けさせ、又は外国人の技能実習・研修に係る不正行為に関する事実を隠蔽する目的で、偽変造文書等の行使・提供を行ったことの有無 (申請書等に虚偽の記載をしたことの有無を含む。)
Whether or not the foreign sending organization, operator or manager used or provided forged documents or hid a relevant fact concerning misconduct relating to the training or technical internships of foreign nationals in order to have a foreign national unlawfully receive permission to enter and stay in Japan (including having made a false statement in a written application or other such document).
有 (内容・該当者名)) 無
Yes Details/name of the person / No

20 上記2, 3又は17から19の機関相互間における違約金等の契約の有無
Whether or not a contract exists between the organizations of 2, 3, 17, 18 and 19 for payment of a penalty.

有 (内容)) 無
Yes Details / No

以上の記載内容は事実と相違ありません。 I hereby declare that the statement given above is true and correct.
実習実施機関又は監理団体名、代表者氏名の記名及び押印 / 申請書作成年月日
Name of the organization implementing the technical intern training or supervising the technical / Date of filling in this form
intern training and representative, and official seal of the organization

印 年 月 日
Seal Year Month Day

注意 Attention
申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、実習実施機関又は監理団体に変更箇所を訂正し、押印すること。
In cases where descriptions have changed after filling in this application form up until submission of this application, the organization implementing the technical intern training or supervising the technical intern training must correct the part concerned and press its seal on the correction.

図表 1 - (1) - ⑯ 「出入国管理及び難民認定法施行規則」(昭和 56 年 10 月 28 日法務省政令第 54 号)
 <抜粋>

(在留期間)

第 3 条 法第 2 条の 2 第 3 項に規定する在留期間は、別表第 2 の上欄に掲げる在留資格に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

別表 2 (第 3 条関係)

在留資格	在留期間
技能実習	1 法別表第 1 の 2 の表の技能実習の項の右欄第 1 号イ又はロに掲げる活動を行う者にあつては、 <u>1 年又は 6 月</u> 2 法別表第 1 の 2 の表の技能実習の項の右欄第 2 号イ又はロに掲げる活動を行う者にあつては、1 年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間

(注) 下線は当省が付した。

図表 1 - (1) - ⑰ 「出入国管理及び難民認定法」(昭和 26 年 10 月 4 日政令第 319 号) <抜粋>

(在留資格の変更)

- 第 20 条 在留資格を有する外国人は、その者の有する在留資格（これに伴う在留期間を含む。以下第 3 項まで及び次条において同じ。）の変更（技能実習の在留資格（別表第 1 の 2 の表の技能実習の項の下欄第 2 号イ又はロに係るものに限る。）を有する者については、法務大臣が指定する本邦の公私の機関の変更を含み、特定活動の在留資格を有する者については、法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動の変更を含む。）を受けすることができる。
- 2 前項の規定により在留資格の変更を受けようとする外国人は、法務省令で定める手続により、法務大臣に対し在留資格の変更を申請しなければならない。ただし、永住者の在留資格への変更を希望する場合は、第 22 条第 1 項の定めるところによらなければならない。
- 3 前項の申請があつた場合には、法務大臣は、当該外国人が提出した文書により在留資格の変更を適当と認めるに足りる相当の理由があるときに限り、これを許可することができる。ただし、短期滞在の在留資格をもつて在留する者の申請については、やむを得ない特別の事情に基づくものでなければ許可しないものとする。

(技能実習の在留資格の変更の特則)

- 第 20 条の 2 技能実習の在留資格（別表第 1 の 2 の表の技能実習の項の下欄第 2 号イ又はロに係るものに限る。）への変更は、前条第 1 項の規定にかかわらず、技能実習の在留資格（同表の技能実習の項の下欄第 1 号イ又はロに係るものに限る。）をもつて本邦に在留していた外国人でなければ受けることができない。
- 2 法務大臣は、外国人から前条第 2 項の規定による技能実習の在留資格（別表第 1 の 2 の表の技能実習の項の下欄第 2 号イ又はロに係るものに限る。）への変更の申請があつたときは、当該外国人が法務省令で定める基準に適合する場合でなければ、これを許可することができない。

(注) 下線は当省が付した。

図表 1 - (1) - ⑱ 「出入国管理及び難民認定法施行規則」(昭和 56 年 10 月 28 日法務省政令第 54 号)
 <抜粋>

(在留資格の変更)

第 20 条 法第 20 条第 2 項 の規定により在留資格の変更を申請しようとする外国人は、別記第 30 号様式による申請書一通を提出しなければならない。

2 前項の申請に当たっては、写真一葉、申請に係る別表第 3 の上欄に掲げる在留資格に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる資料及びその他参考となるべき資料各一通を提出しなければならない。

別表第 3 (第 6 条、第 6 条の 2、第 20 条、第 21 条の 2、第 24 条関係)

在留資格	活動	資料
技能実習	法別表第 1 の 2 の表の技能実習の項の右欄に掲げる活動	一 法別表第 1 の 2 の表の技能実習の項の下欄第 1 号イに掲げる活動を行おうとする場合 イ 技能実習の内容、必要性、実施場所、期間及び到達目標(技能実習の成果を確認する時期及び方法を含む。)を明らかにする技能実習計画書 ロ 本邦入国後に行う講習の期間中の待遇を明らかにする文書 ハ 帰国後本邦において修得した技能等を要する業務に従事することを証する文書 ニ 基準省令の表の法別表第 1 の 2 の表の技能実習の項の下欄第 1 号イに掲げる活動の項(以下「基準省令の技能実習第 1 号イの項」という。)の下欄第 5 号イに規定する送出し機関の概要を明らかにする資料 ホ 基準省令の技能実習第 1 号イの項の下欄第 5 号に規定する実習実施機関の登記事項証明書、損益計算書の写し、常勤の職員の数を明らかにする文書及び技能実習生名簿 ヘ 外国の所属機関と本邦の実習実施機関の関係を示す文書 ト 外国の所属機関における職務内容及び勤務期間を証する文書 チ 送出し機関及び実習実施機関と当該外国人の間に締結された技能実習実施に係る契約書の写し リ 実習実施機関における労働条件を当該外国人が理解したことを証する文書 ヌ 基準省令の技能実習第 1 号イの項の下欄第 9 号に規定する技能実習指導員の当該技能実習において修得しようとする技能等に係る経歴を証する文書 ル 本邦外において講習又は外部講習を受けた場合は、当該講習又は外部講習の内容、実施機関、実施場所及び期間を証する文書

	<p>二 法別表第1の2の表の技能実習の項の下欄第1号口に掲げる活動を行おうとする場合 前号イからホまで及びチからルまでに掲げるもののほか、次に掲げる資料</p> <p>イ 職歴を証する文書</p> <p>ロ 国籍・地域若しくは住所を有する国の国若しくは地方公共団体の機関又はこれらに準ずる機関から推薦を受けていることを証する文書</p> <p>ハ 基準省令の表の法別表第1の2の表の技能実習の項の下欄第1号口に掲げる活動の項（以下「基準省令の技能実習第1号口の項」という。）の下欄第6号に規定する監理団体の登記事項証明書、定款、技能実習生受入れに係る規約、損益計算書の写し、常勤の職員の数を明らかにする文書及び技能実習生名簿</p> <p>ニ 監理団体と送出し機関との間に締結された技能実習実施に係る契約書の写し</p> <p>ホ 監理団体が出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令（平成21年法務省令第53号）第1条第1号イからへまでのいずれかに該当する場合は、当該監理団体が技能実習の運営に関し我が国の国若しくは地方公共団体又は独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）からの資金その他の援助及び指導を受けていることを明らかにする文書</p> <p>ヘ 監理団体が監理に要する費用を徴収する場合は、当該費用の負担者、金額及び使途を明らかにする文書</p> <p>ト 基準省令の技能実習第1号口の項の下欄第6号ニに規定するあつせん機関がある場合は、その概要を明らかにする資料及び常勤職員名簿</p> <p>三 法別表第1の2の表の技能実習の項の下欄第2号イに掲げる活動を行おうとする場合 第1号イ、ハ及びチからヌまでに掲げるもののほか、次に掲げる資料</p> <p>イ 基礎二級の技能検定（職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条第2項に規定する技能検定をいう。）その他これに準ずる検定又は試験に合格していることを証する文書の写し</p> <p>ロ 技能実習の進ちよく状況を明らかにする文書</p> <p>ハ 年間の収入及び納税額に関する証明書</p> <p>ニ 実習実施機関が受け入れている技能実習生名簿</p> <p>四 法別表第1の2の表の技能実習の項の下欄第2号ロに掲げる活動を行おうとする場合 第1号イ、ハ及びチからヌまでに掲げる資料、前号イからニまでに掲げる資料並びに監理団体が受け入れている技能</p>
--	---

		実習生名簿
--	--	-------

(注) 下線は当省が付した。

図表 1 - (1) - ⑱ 「技能実習制度推進事業運営基本方針」(平成 5 年 4 月 5 日厚生労働大臣公示) <抜粋>

<p>II 各論</p> <p>5 技能実習の実施に関し留意すべき事項</p> <p>(1) 技能実習 2 号への移行を予定する場合の技能実習計画の作成</p> <p>イ 監理団体及び実習実施機関(企業単独型にあつては実習実施機関)は、技能実習 2 号への移行を予定する技能実習生が技能実習 1 号及び技能実習 2 号の期間全体を通じて効果的な技能の修得が図られるよう技能実習計画を策定しなければならない。同計画の策定に当たっては、各段階の到達目標及び実習内容を具体的に明記するとともに、到達目標が達成されたことを確認するため、各年毎の技能検定等の受験など、修得した技能を評価する時期及び方法を明記する必要がある。</p> <p>ロ <u>技能実習 1 号の期間の計画については、入国当初の講習と併せて技能検定基礎 2 級に相当する技能等が適切に修得できるよう作成するものとし、特に、安全衛生に関する技能等の修得について十分配慮されたものとする必要がある。</u></p> <p>ハ <u>技能実習 2 号の期間の計画は、技能実習 1 号で修得した技能等をさらに向上させ、技能実習 2 号を開始した日から 1 年を経過した日においては技能検定基礎 1 級に相当する技能等、2 年を経過した日においては技能検定 3 級に相当する技能等が適切に修得できるものとする</u>こと。</p>

(注) 下線は当省が付した。

図表 1 - (1) - ㉔ 技能実習制度に活用される技能検定の概要

1 概要
技能実習制度における技能実習生に対する修得された技能等についての認定に活用されるものとして随時に実施する 3 級、基礎 1 級及び基礎 2 級を設定し、実施。
2 技能検定試験の内容
随時 3 級、基礎 1 級及び基礎 2 級の技能検定は、都道府県知事及び都道府県職業能力開発協会が実施。試験の実施に当たっては、都道府県職業能力開発協会と受入企業等の間で調整した上、随時に実施。
3 技能検定の等級区分
随時 3 級：初級の技能労働者が通常有すべき技能及びこれに関する知識の程度。 基礎 1 級：基本的な業務を遂行するために必要な技能及びこれに関する知識の程度。 基礎 2 級：基本的な業務を遂行するために必要な基礎的な技能及びこれに関する知識の程度。
4 試験内容
検定職種ごとに実技試験及び学科試験により実施。 合格基準は、原則として、実技試験及び学科試験ともに 100 点満点中、60 点以上。

図表 1 - (1) - ㉕ 推進事業実施機関が認定した公的評価機関が実施する試験

職種名	試験実施機関
耕種農業	全国農業会議所
畜産農業	
漁船漁業	社団法人 大日本水産会
養殖業	
建設機械施工	一般社団法人 日本建設機械施工協会
缶詰巻締	公益社団法人 日本缶詰協会
食鳥処理加工業	一般社団法人 日本食鳥協会
加熱性水産加工食品製造業	全国水産加工業協同組合連合会
非加熱性水産加工食品製造業	
紡績運転	一般財団法人 日本綿業技術・経済研究所
織布運転	
溶接	社団法人 日本溶接協会
たて編ニット生地製造	日本経編協会

図表 1 - (1) - ㉔ 研修・技能実習生の外国人登録者数の推移

(単位：人)

区分	平成 19 年	20 年	21 年	22 年	23 年
研修生	88,086	86,826	65,209	9,343	—
技能実習生	89,033	104,990	109,793	150,088	141,994
計	177,119	191,816	175,002	159,431	141,994

(注) 1 法務省の資料に基づき、当省が作成した。

2 平成 22 年 6 月までの制度では、入国 1 年目は在留資格が「研修」であり、この「研修」の在留資格の外国人登録者数には、研修・技能実習制度以外の研修目的での入国者が含まれているため、研修・技能実習制度で在留する研修生の正確な人数は不明である。

図表 1 - (1) - ㉕ 平成 23 年の在留資格「技能実習」における区分別の外国人登録者数

(単位：人、(%))

区分	1 号	2 号	計
企業単独型 (イ)	3,991	2,726	6,717 (4.7)
団体監理型 (ロ)	57,187	78,090	135,277 (95.3)
計	61,178 (43.1)	80,816 (56.9)	141,994 (100.0)

(注) 法務省の資料に基づき、当省が作成した。

図表 1 - (1) - ㉖ 平成 23 年の技能実習生の出身国別外国人登録者数

(単位：人、(%))

区分	1 号	2 号	計
中国	45,470	62,131	107,601 (75.8)
ベトナム	6,571	6,953	13,524 (9.5)
フィリピン	3,400	4,833	8,233 (5.8)
インドネシア	3,290	4,726	8,016 (5.6)
その他	2,447	2,173	4,620 (3.3)
計	61,178	80,816	141,994 (100.0)

(注) 法務省の資料に基づき、当省が作成した。

図表 1 - (1) - ㉔ 平成 23 年において J I T C O が支援を行った技能実習
1 号の産業・業種別の受入れ人数

(単位：人 (％))

分類	人数
衣服・その他の繊維製品製造業	10,268 (21.3)
食料品製造業	7,449 (15.4)
農業	6,130 (12.7)
輸送用機械器具製造業	3,933 (8.1)
金属製品製造業	3,442 (7.1)
その他	17,075 (35.4)
計	48,297 (100.0)

(注) J I T C O の資料に基づき、当省が作成した。

図表 1 - (1) - ㉕ 平成 23 年度の技能実習 2 号への職種別移行申請者数

(単位：人 (％))

分類	人数
機械・金属製造	12,164 (23.8)
繊維・衣服製造	10,837 (21.2)
食料品製造	6,401 (12.5)
農業	6,329 (12.4)
建設	3,679 (7.2)
漁業	467 (0.9)
その他	11,232 (22.0)
計	51,109 (100.0)

(注) J I T C O の資料に基づき、当省が作成した。

図表 1 - (1) - ㉔ 「出入国管理及び難民認定法」(昭和 26 年 10 月 4 日政令第 319 号) <抜粋>

(事実の調査)

第 19 条の 19 法務大臣は、中長期在留者に関する情報の継続的な把握のため必要があるときは、この款の規定により届け出ることとされている事項について、その職員に事実の調査をさせることができる。

2 入国審査官又は入国警備官は、前項の調査のため必要があるときは、関係人に対し、出頭を求め、質問をし、又は文書の提示を求めることができる。

3 法務大臣、入国審査官又は入国警備官は、第一項の調査について、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

(事実の調査)

第 59 条の 2 法務大臣は、第 7 条の 2 第 1 項の規定による証明書の交付又は第 12 条第 1 項、第 19 条第 2 項、第 20 条第 3 項本文(第 22 条の 2 第 3 項(第 22 条の 3 において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)、第 21 条第 3 項、第 22 条第 2 項(第 22 条の 2 第 4 項(第 22 条の 3 において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)、第 50 条第 1 項若しくは第 61 条の 2 の 11 の規定による許可若しくは第 22 条の 4 第 1 項の規定による在留資格の取消しに関する処分を行うため必要がある場合には、入国審査官に事実の調査をさせることができる。

2 入国審査官は、前項の調査のため必要があるときは、外国人その他の関係人に対し出頭を求め、質問をし、又は文書の提示を求めることができる。

3 法務大臣又は入国審査官は、第 1 項の調査について、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

(注) 下線は当省が付した。

図表 1 - (1) - ㉔ 「出入国管理及び難民認定法第 7 条第 1 項第 2 号の基準を定める省令」(平成 2 年法務省令第 16 号) <抜粋>

出入国管理及び難民認定法(昭和 26 年政令第 319 号)第 7 条の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法第 7 条第 1 項第 2 号の基準を定める省令を次のように定める。

出入国管理及び難民認定法(以下「法」という。)第 7 条第 1 項第 2 号の基準は、法第 6 条第 2 項の申請を行った者(以下「申請人」という。)が本邦において行おうとする次の表の上欄に掲げる活動に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

活動	基準														
法別表第 1 の 2 の表の技能実習の項の下欄第 1 号口に掲げる活動	16 <u>監理団体又はその役員、管理者若しくは技能実習の監理に従事する常勤の職員が外国人の技能実習に係る不正行為で次の表の上欄に掲げるものを行ったことがある場合は、当該不正行為が終了した日後同表下欄に掲げる期間を経過し、かつ、再発防止に必要な改善措置が講じられていること。</u> ただし、当該不正行為が技能実習の適正な実施を妨げるものでなかった場合は、この限りでない。														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="363 947 1316 1010">外国人の技能実習に係る不正行為</th> <th data-bbox="1316 947 1426 1010">期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="363 1010 1316 1167">イ 監理団体、実習実施機関又はあっせん機関において、受け入れ、雇用し、又はあっせんした技能実習生に対して暴行し、脅迫し又は監禁する行為</td> <td data-bbox="1316 1010 1426 1167">5 年間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="363 1167 1316 1323">ロ 監理団体、実習実施機関又はあっせん機関において、受け入れ、雇用し、又はあっせんした技能実習生の旅券又は在留カードを取り上げる行為</td> <td data-bbox="1316 1167 1426 1323">5 年間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="363 1323 1316 1424">ハ 監理団体又は実習実施機関において、受け入れ又は雇用した技能実習生に支給する手当又は報酬の一部又は全部を支払わない行為</td> <td data-bbox="1316 1323 1426 1424">5 年間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="363 1424 1316 1581">ニ イからハマまでに掲げるもののほか、監理団体、実習実施機関又はあっせん機関において、受け入れ、雇用し、又はあっせんした技能実習生の人権を著しく侵害する行為</td> <td data-bbox="1316 1424 1426 1581">5 年間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="363 1581 1316 1783">ホ 監理団体、実習実施機関又はあっせん機関において、この表に掲げる外国人の技能実習に係る不正行為に関する事実を隠蔽する目的で、偽造若しくは変造された文書若しくは図画若しくは虚偽の文書若しくは図画を行使し、又は提供する行為</td> <td data-bbox="1316 1581 1426 1783">5 年間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="363 1783 1316 1939">ヘ 監理団体、実習実施機関又はあっせん機関において、第 6 号に規定する保証金の徴収若しくは財産の管理又は同号若しくは第 7 号に規定する契約の締結をする行為(ハ及びニに該当する行為を除く。)</td> <td data-bbox="1316 1783 1426 1939">3 年間</td> </tr> </tbody> </table>	外国人の技能実習に係る不正行為	期間	イ 監理団体、実習実施機関又はあっせん機関において、受け入れ、雇用し、又はあっせんした技能実習生に対して暴行し、脅迫し又は監禁する行為	5 年間	ロ 監理団体、実習実施機関又はあっせん機関において、受け入れ、雇用し、又はあっせんした技能実習生の旅券又は在留カードを取り上げる行為	5 年間	ハ 監理団体又は実習実施機関において、受け入れ又は雇用した技能実習生に支給する手当又は報酬の一部又は全部を支払わない行為	5 年間	ニ イからハマまでに掲げるもののほか、監理団体、実習実施機関又はあっせん機関において、受け入れ、雇用し、又はあっせんした技能実習生の人権を著しく侵害する行為	5 年間	ホ 監理団体、実習実施機関又はあっせん機関において、この表に掲げる外国人の技能実習に係る不正行為に関する事実を隠蔽する目的で、偽造若しくは変造された文書若しくは図画若しくは虚偽の文書若しくは図画を行使し、又は提供する行為	5 年間	ヘ 監理団体、実習実施機関又はあっせん機関において、第 6 号に規定する保証金の徴収若しくは財産の管理又は同号若しくは第 7 号に規定する契約の締結をする行為(ハ及びニに該当する行為を除く。)	3 年間
	外国人の技能実習に係る不正行為	期間													
	イ 監理団体、実習実施機関又はあっせん機関において、受け入れ、雇用し、又はあっせんした技能実習生に対して暴行し、脅迫し又は監禁する行為	5 年間													
	ロ 監理団体、実習実施機関又はあっせん機関において、受け入れ、雇用し、又はあっせんした技能実習生の旅券又は在留カードを取り上げる行為	5 年間													
	ハ 監理団体又は実習実施機関において、受け入れ又は雇用した技能実習生に支給する手当又は報酬の一部又は全部を支払わない行為	5 年間													
	ニ イからハマまでに掲げるもののほか、監理団体、実習実施機関又はあっせん機関において、受け入れ、雇用し、又はあっせんした技能実習生の人権を著しく侵害する行為	5 年間													
	ホ 監理団体、実習実施機関又はあっせん機関において、この表に掲げる外国人の技能実習に係る不正行為に関する事実を隠蔽する目的で、偽造若しくは変造された文書若しくは図画若しくは虚偽の文書若しくは図画を行使し、又は提供する行為	5 年間													
ヘ 監理団体、実習実施機関又はあっせん機関において、第 6 号に規定する保証金の徴収若しくは財産の管理又は同号若しくは第 7 号に規定する契約の締結をする行為(ハ及びニに該当する行為を除く。)	3 年間														

ト 監理団体、実習実施機関又はあっせん機関において、受け入れ又はあっせんした技能実習生を第8号に規定する講習の期間中に業務に従事させる行為	3年間
チ 監理団体、実習実施機関又はあっせん機関において、受け入れ、雇用し、又はあっせんした技能実習生の技能実習に係る手当若しくは報酬又は実施時間について技能実習生との間で法第6条第2項、第7条の2第1項、第20条第2項又は第21条第2項の申請内容と異なる内容の取決めを行う行為（ホに該当する行為を除く。）	3年間
リ 監理団体又は実習実施機関において、法第6条第2項、第7条の2第1項、第20条第2項又は第21条第2項の申請の際提出した技能実習計画と著しく異なる内容の技能実習を実施し、又は当該計画に基づく技能実習を実施しないこと（ホに該当する行為を除く。）	3年間
ヌ 監理団体、実習実施機関又はあっせん機関において、法第6条第2項、第7条の2第1項、第20条第2項又は第21条第2項の申請内容と異なる他の機関に技能実習を実施させる行為又は当該他の機関において、技能実習を実施する行為（ホに該当する行為を除く。）	3年間
ル 監理団体において、技能実習の継続が不可能となる事由が生じた場合の地方入国管理局への報告を怠る行為	3年間
ロ 監理団体において、出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令（平成21年法務省令第53号。以下「団体要件省令」という。）第1条第2号の2から第4号まで、第6号及び第8号（文書の作成及び保管に係る部分を除く。）に規定する措置を講じないこと	3年間
ワ 監理団体又は実習実施機関において、受け入れ又は雇用した技能実習生（研修生を含む。以下このワにおいて同じ。）の行方不明者について、その前一年以内に、次の表の上欄に掲げる受入れ総数（当該期間に受け入れられ又は雇用されていた技能実習生の総数をいう。以下このワにおいて同じ。）に応じ、同表の下欄に掲げる人数（一人未満の端数があるときは、これを切り上げた人数とする。）以上の行方不明者を発生させたこと（監理団体又は実習実施機関の責めに帰すべき理由がない場合を除く。）	3年間
受入れ総数	人数
50人以上	受入れ総数の5分の1
20人以上49人以下	10人
19人以下	受入れ総数2分の1

カ 監理団体、実習実施機関又はあっせん機関において、外国人に 法第24条第3号の4イからハまでに掲げるいずれかの行為を行 い、唆し、又はこれを助けること	3年間
コ 監理団体又は実習実施機関において、技能実習に関し労働基準 法又は労働安全衛生法その他これらに類する法令の規定に違反 する行為（イ、ハ及びニに該当する行為を除く。）	3年間
タ 実習実施機関において、この表に掲げる外国人の技能実習に係 る不正行為を行った場合又は技能実習の継続が不可能となる事由 が生じた場合の監理団体への報告を怠る行為	3年間
レ 営利を目的とするあっせん機関において、技能実習に関してあ っせんを行う行為又は監理団体若しくは営利を目的としないあっ せん機関において、技能実習に関して収益を得てあっせんを行う 行為	3年間
ソ この表（ツ及びネを除く。以下このソにおいて同じ。）に掲げ る外国人の技能実習に係る不正行為、技能実習第1号イの表に掲 げる不正行為又は研修の表に掲げる不正行為を行い、地方入国管 理局から改善措置を講ずるよう指導を受けた後3年以内に、この 表に掲げるいずれかの不正行為を行うこと	3年間
ツ 監理団体又は実習実施機関において、技能実習（監理団体が本 邦外において実施する講習を含む。）の実施状況に係る文書の作 成、備付け又は保存を怠る行為	1年間
ネ 監理団体において、技能実習生が技能実習の活動を終了して帰 国した場合の地方入国管理局への報告を怠る行為	1年間

31 実習実施機関又はその経営者、管理者、技能実習指導員若しくは生活指導員が技能実習第1号ロの表に掲げる不正行為、技能実習第1号イの表に掲げる不正行為又は研修の表に掲げる不正行為を行ったことがある場合は、当該不正行為が終了した日後それぞれの表の下欄に掲げる期間を経過し、かつ、再発防止に必要な改善措置が講じられていること。ただし、当該不正行為が技能実習の適正な実施を妨げるものでなかった場合は、この限りでない。

(第1号イの表)

外国人の技能実習に係る不正行為	期間
イ 実習実施機関において、受け入れ又は雇用した技能実習生に対して 暴行し、脅迫し又は監禁する行為	5年間
ロ 実習実施機関において、受け入れ又は雇用した技能実習生の旅券又 は在留カードを取り上げる行為	5年間

ハ 実習実施機関において、受け入れ又は雇用した技能実習生に支給する手当又は報酬の一部又は全部を支払わない行為	5年間
ニ イからハまでに掲げるもののほか、実習実施機関において、受け入れ又は雇用した技能実習生の人権を著しく侵害する行為	5年間
ホ 実習実施機関において、この表に掲げる外国人の技能実習に係る不正行為に関する事実を隠蔽する目的で、偽造若しくは変造された文書若しくは図画若しくは虚偽の文書若しくは図画を行使し、又は提供する行為	5年間
ヘ 実習実施機関において、第5号に規定する保証金の徴収若しくは財産の管理又は同号若しくは第6号に規定する契約の締結をする行為（ハ及びニに該当する行為を除く。）	3年間
ト 実習実施機関において、受け入れた技能実習生を雇用契約に基づかない講習の期間中に業務に従事させる行為	3年間
チ 実習実施機関において、受け入れ又は雇用した技能実習生の技能実習に係る手当若しくは報酬又は実施時間について技能実習生との間で法第6条第2項、第7条の2第1項、第20条第2項又は第21条第2項の申請内容と異なる内容の取決めを行う行為（ホに該当する行為を除く。）	3年間
リ 実習実施機関において、法第6条第2項、第7条の2第1項、第20条第2項又は第21条第2項の申請の際提出した技能実習計画と著しく異なる内容の技能実習を実施し、又は当該計画に基づく技能実習を実施しないこと（ホに該当する行為を除く。）	3年間
ヌ 実習実施機関において、法第6条第2項、第7条の2第1項、第20条第2項又は第21条第2項の申請内容と異なる他の機関に技能実習を実施させる行為又は当該他の機関において、技能実習を実施する行為（ホに該当する行為を除く。）	3年間
ル 実習実施機関において、この表に掲げる外国人の技能実習に係る不正行為を行った場合又は技能実習の継続が不可能となる事由が生じた場合の地方入国管理局への報告を怠る行為	3年間
ヲ 実習実施機関において、受け入れ又は雇用した技能実習生（研修生を含む。以下このヲにおいて同じ。）の行方不明者について、その前一年以内に、次の表の上欄に掲げる受入れ総数（当該期間に受け入れられ又は雇用されていた技能実習生の総数をいう。以下このヲにおいて同じ。）に応じ、同表の下欄に掲げる人数（一人未満の端数があるときは、これを切り上げた人数とする。）以上の行方不明者を発生させたこと（実習実施機関の責めに帰すべき理由がない場合を除く。）	3年間

受入れ総数	人数	
50人以上	受入れ総数の5分の1	
20人以上49人以下	10人	
19人以下	受入れ総数2分の1	
フ 実習実施機関において、外国人に法第24条第3号の4イからハマまでに掲げるいずれかの行為を行い、唆し、又はこれを助けること		3年間
カ 実習実施機関において、技能実習に関し労働基準法又は労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他これらに類する法令の規定に違反する行為（イ、ハ及びニに該当する行為を除く。）		3年間
ヨ この表（タを除く。以下このヨにおいて同じ。）に掲げる外国人の技能実習に係る不正行為、法別表第1の2の表の技能実習の項の下欄第1号ロに掲げる活動の項の下欄第16号の表の上欄に掲げる外国人の技能実習に係る不正行為（以下「技能実習第1号ロの表に掲げる不正行為」という。）（同表ツ及びネに係るものを除く。以下第20号、法別表第1の2の表の技能実習の項の下欄第1号ロに掲げる活動の項下欄第18号、第32号及び第37号並びに法別表第1の4の表の研修の項下欄第10号の表カ、第12号及び第17号において同じ。）又は法別表第1の4の表の研修の項の下欄に掲げる活動の項の下欄第10号の表の上欄に掲げる外国人の研修に係る不正行為（以下「研修の表に掲げる不正行為」という。）（同表ヨに係るものを除く。以下第20号、法別表第1の2の表の技能実習の項の下欄第1号ロに掲げる活動の項下欄第16号の表ソ、第18号、第32号及び第37号並びに法別表第1の4の表の研修の項下欄第12号及び第17号において同じ。）を行い、地方入国管理局から改善措置を講ずるよう指導を受けた後3年以内に、この表に掲げるいずれかの不正行為を行うこと		3年間
タ 実習実施機関において、技能実習（実習実施機関が本邦外において実施する講習を含む。）の実施状況に係る文書の作成、備付け又は保存を怠る行為		1年間

図表 1 - (1) - ㉨ 受入れ形態別の不正行為認定機関数

(単位：機関)

区分		平成 19 年	20 年	21 年	22 年	23 年
企業単独型		9	7	2	3	2
団体 監理型	監理団体	36	29	34	17	14
	実習実施機関	404	416	324	143	168
計		449	452	360	163	184

(注) 法務省の資料に基づき、当省が作成した。

図表 1 - (1) - ㉩ 実習実施機関の業種別の不正行為認定機関数

(単位：機関、%)

区分	平成 21 年	22 年	23 年
繊維・被服関係	110(34.0)	82(57.3)	123(73.2)
農業・漁業関係	63(19.4)	17(11.9)	7(4.2)
食品製造関係	35(10.8)	15(10.5)	12(7.1)
機械・金属関係	43(13.3)	13(9.1)	11(6.5)
建設関係	28(8.6)	5(3.5)	9(5.4)
その他	45(13.9)	11(7.7)	6(3.6)
計	324(100.0)	143(100.0)	168(100.0)

(注) 1 法務省の資料に基づき、当省が作成した。

2 平成 23 年の () は同年に不正行為認定を受けた実習実施機関数に占める業種別の割合。

図表 1 - (1) - ㉪ 平成 23 年の認定基準別の不正行為の認定件数

(単位：件)

区分	企業単独型	団体監理型		計
		監理団体	実習実施機関	
旧指針	0	13	79	92
上陸基準省令	2	9	145	156
計	2	22	224	248

(注) 法務省の資料に基づき、当省が作成した。

図表 1 - (1) - ㉔ 平成 23 年における上陸基準省令に基づく不正行為の類型別件数

(単位：機関、(%))

区分	企業単独型	団体監理型		合計
		監理団体	実習実施機関	
暴行・脅迫・監禁	0	0	0	0(0.0)
旅券・外国人登録証明書の取上げ	0	0	0	0(0.0)
賃金等の不払い	1	1	82	84(53.8)
人権を著しく侵害する行為	0	0	0	0(0.0)
偽変造文書等の行使・提供	0	4	3	7(4.5)
保証金の徴収等	0	0	0	0(0.0)
雇用契約に基づかない講習の期間中の業務への従事	0	1	1	2(1.3)
二重契約	0	0	0	0(0.0)
研修・技能実習計画との齟齬	1	2	12	15(9.6)
名義貸し	0	1	5	6(3.8)
研修生の所定時間外作業	0	0	9	9(5.8)
実習継続不可能時の報告不履行	0	0	0	0(0.0)
監査、相談体制構築等の不履行	0	0	0	0(0.0)
行方不明者の多発	0	0	0	0(0.0)
不法就労者の雇用等	0	0	3	3(1.9)
労働関係法令違反	0	0	28	28(17.9)
営利目的のあっせん行為	0	0	0	0(0.0)
再度の不正行為に準ずる行為	0	0	0	0(0.0)
日誌等の作成不履行	0	0	2	2(1.3)
帰国時の報告不履行	0	0	0	0(0.0)
計	2	9	145	156(100.0)

(注) 1 法務省の資料に基づき、当省が作成した。

2 合計欄の()は、同年に上陸基準省令に基づいて行われた不正行為認定の件数に占める不正行為の種類ごとの割合。

図表 1 - (1) - ㉓ 労働基準監督機関による監督指導の根拠

「労働基準法」(昭和 22 年 4 月 7 日法律第 49 号) <抜粋>

(労働基準監督官の権限)

第 101 条 労働基準監督官は、事業場、寄宿舎その他の附属建設物に臨検し、帳簿及び書類の提出を求め、又は使用者若しくは労働者に対して尋問を行うことができる。

「労働安全衛生法」(昭和 47 年 6 月 8 日法律第 57 号) <抜粋>

(労働基準監督官の権限)

第 91 条 労働基準監督官は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業場に立ち入り、関係者に質問し、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは作業環境測定を行い、又は検査に必要な限度において無償で製品、原材料若しくは器具を収去することができる。

図表 1 - (1) - ㉔ 実習実施機関における労働関係法令違反の事業場数

(単位：事業場)

区分	平成 19 年	20 年	21 年	22 年	23 年
監督指導実施事業場数	2,633	2,612	2,309	3,145	2,748
違反事業場数	1,907	1,890	1,627	2,328	2,252

(注) 1 厚生労働省の資料に基づき、当省が作成した。

2 違反は実習実施機関に認められたものであり、日本人労働者に係る違反も含まれる。

図表 1 - (1) - ㉕ 平成 23 年の実習実施機関における労働関係法令違反の内容

(単位：件(％))

主な違反内容	違反事業場数
労働時間(労働基準法第 32 条)	871(31.7)
割増賃金不払(労働基準法第 37 条)	631(23.0)
賃金不払(労働基準法第 24 条)	467(17.0)
労働条件の明示(労働基準法第 15 条)	354(12.9)
寄宿舎関係(労働基準法第 96 条)	229(8.3)
安全衛生関係(労働安全衛生法関係)	1,233(44.9)
最低賃金(最低賃金法第 4 条)	141(5.1)

(注) 厚生労働省の資料に基づき、当省が作成した。

図表 1 - (1) - ③⑥ 技能実習制度推進事業運営基本方針（平成 5 年 4 月 5 日厚生労働大臣公示。平成 24 年 3 月 30 日最終改正） <抜粋>

11 技能実習制度推進事業実施機関の役割等

- (1) 推進事業実施機関は、技能実習制度の円滑かつ適正な実施を図るため、この基本方針により、(2)の委託事業を適切に実施するものとする。また、関係府省及び関係業界等と連携を図りつつ、監理団体、実習実施機関及び技能実習生に対する支援の充実を図るものとする。
- (2) 監理団体、実習実施機関及び技能実習生に対する支援等
厚生労働省は、技能実習制度の円滑かつ適正な実施を図るため、次に掲げる事業を内容とする技能実習制度推進事業を推進事業実施機関に委託して実施する。
- イ 公的評価システム認定会議の設置及び認定
 - ロ 技能実習 2 号の技能実習計画の評価
 - ハ 技能実習 2 号への移行に係る修得技能等の評価
 - ニ 修得技能等の評価の受験手続の支援
 - ホ 不正行為認定時等の実習継続支援の実施
 - ヘ 監理団体及び実習実施機関に対する自主点検及び巡回指導の実施
 - ト 技能実習指導員の養成
実習実施機関において技能実習を担当しようとする指導員に対し、必要な知識、指導技法等を修得させるための講習会を開催する。
 - チ 技能実習生手帳の発給
技能実習生の在留中の利便を図るため、技能実習生の心構え、生活、衛生面における情報、労働関係法令等を記載した技能実習生手帳を作成し、技能実習生に配付する。
 - リ 技能実習生に対する母国語電話相談の実施
 - ヌ 監理団体及び実習実施機関との連絡協議会の開催
地方において、監理団体及び実習実施機関に対し、技能実習制度に係る情報提供、指導等を行うための連絡協議会を開催する。
 - ル 関係行政機関との会議等の開催
中央及び地方において、関係行政機関との連携を図るための会議等を開催する。
- (3) 推進事業実施機関は、技能実習制度推進事業の効果的な推進が図られるよう、次に掲げる事業の実施に努めるものとする。
- イ モデル労働条件通知書の作成及び普及
実習実施機関において適正な労働条件通知が実施されるよう、モデル労働条件通知書を作成し、その普及を図る。
 - ロ 日本語教育支援の実施
監理団体及び実習実施機関が実施する日本語教育に対し、支援を行う。
 - ハ 福利厚生事業の実施
技能実習生に対し、地域との交流事業等の福利厚生事業を実施する。
 - ニ 教材の支援等
教材、標準カリキュラム、技能実習計画に係る助言、支援、各種相談等を実施する。

(注) 下線は当省が付した。

図表 1 - (1) - ㉔ 公益財団法人国際研修協力機構定款 <抜粋>

<p>第 2 章 目的及び事業</p> <p>(目的)</p> <p>第 3 条 <u>本機構は、国際相互理解の促進及び開発途上にある海外の地域に対する経済協力を資するため、外国人研修生・技能実習生の受入れの拡大と円滑化を図り、我が国の技能、技術又は知識を開発途上国等に積極的に移転し、もってこれらの国の人材育成と経済社会の発展に寄与することを目的とする。</u></p> <p>(事業)</p> <p>第 4 条 本機構は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1) 外国人研修生・技能実習生の円滑な送出し・受入れに関する情報の収集・提供、助言、支援</p> <p>(2) 外国人研修生・技能実習制度の適正な推進に関する助言、支援</p> <p>(3) 外国人研修生・技能実習生に対する技能、技術又は知識の移転の成果向上に関する助言、支援</p> <p>(4) 外国人研修生・技能実習生に対する母国語相談、安全衛生・健康の確保等の保護に関する相談、助言</p> <p>(5) 外国人の研修・技能実習に関する広報・啓発活動</p> <p>(6) その他本機構の目的を達成するために必要な事業</p> <p>2 前項各号の事業は、本邦及び海外において行うものとする。</p>

(注) 下線は当省が付した。

図表 1 - (1) - ㉕ 技能実習制度推進事業の委託事業の内容

項目	開始年度	平成 23 年度 実施	24 年度 実施
① 公的技能評価システムの認定等	平成 5 年度	○	○
② 技能実習計画の評価	平成 5 年度	○	○
③ 自主点検	平成 18 年度	○	○
④ 巡回指導	平成 5 年度	○	○
⑤ 母国語電話相談の実施	平成 20 年度	○	○
⑥ 実習継続支援の実施	平成 5 年度	○	○
⑦ 技能実習修了証明書の発行等	平成 6 年度	○	○
⑧ 技能実習指導員の養成	平成 5 年度	○	○
⑨ 技能実習実施機関等の連絡会議の開催	平成 5 年度	○	○
⑩ 法的保護情報の提供	平成 22 年度	○	×
⑪ 地方関係行政機関等との連絡会議	平成 5 年度	○	○
⑫ 実習生手帳の発給	平成 5 年度	○	○
⑬ フォローアップ調査の実施	平成 20 年度のみ	×	○
⑭ 労働関係法令等講習会の開催	平成 24 年度	×	○

- (注) 1 厚生労働省及び J I T C O の資料に基づき、当省が作成した。
 2 この他、事業内容として、「実施体制の整備」も実施されている。
 3 「○」は実施、「×」は未実施を示す。

図表 1 - (1) - ㉔ 出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号） <抜粋>

附則（平成 21 年法律第 79 号）抄

第 60 条 政府は、この法律の施行後 3 年を目途として、新入管法及び新特例法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、これらの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（注）下線は当省が付した。

図表 1 - (1) - ㉕ 技能実習制度推進事業委託費の予算

（単位：百万円）

費 目	平成 23 年度	24 年度	25 年度（要求）
（目）若年者等職業能力開発支援事業委託費（雇用勘定）	211	202	192
（目）政府開発援助技能実習制度推進事業等委託費（一般会計）	172	185	179
計	383	387	371

（注）厚生労働省の資料に基づき、当省が作成した。

図表 1 - (1) - ㉖ 技能実習制度推進事業委託費の予算額の推移（平成 20 年度～24 年度）

（単位：千円）

区分	平成 20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
計	546, 372	509, 415	415, 838	383, 149	386, 428

（注）厚生労働省の資料に基づき、当省が作成した。

図表 1 - (1) - ④ 技能実習制度推進事業委託費の契約額及び実績額とその内訳（平成 23 年度～24 年度予算）

（単位：千円）

項目	平成 23 年度 契約額	23 年度実績	24 年度契約額
※ 実施体制の整備 （地方駐在事務所借料、人件費等）	252,174 (65.8%)	253,660 (67.1%)	268,774 (69.6%)
① 公的技能評価システムの認定等	772 (0.2%)	89 (0.0%)	999 (0.3%)
② 技能実習計画の評価	※ 人件費が中心であり、「実施体制の整備」に含まれる。		
③ 自主点検	9,263 (2.4%)	8,046 (2.1%)	9,636 (2.5%)
④ 巡回指導	62,658 (16.4%)	65,038 (17.2%)	50,934 (13.2%)
⑤ 母国語電話相談の実施	7,785 (2.0%)	7,443 (2.0%)	5,909 (1.5%)
⑥ 実習継続支援の実施	1,155 (0.3%)	493 (0.1%)	697 (0.2%)
⑦ 技能実習修了証明書の発行等	4,338 (1.1%)	4,369 (1.2%)	4,338 (1.1%)
⑧ 技能実習指導員の養成	2,482 (0.6%)	2,202 (0.6%)	1,949 (0.5%)
⑨ 技能実習実施機関等の連絡会議の開催	1,364 (0.4%)	1,110 (0.3%)	1,380 (0.4%)
⑩ 法的保護情報の提供	8,054 (2.1%)	2,145 (0.6%)	—
⑪ 地方関係行政機関等との連絡会議	4,152 (1.1%)	2,746 (0.7%)	3,438 (0.9%)
⑫ 実習生手帳の発給	10,673 (2.8%)	12,439 (3.3%)	9,425 (2.4%)
⑬ フォローアップ調査の実施	—	—	9,481 (2.5%)
⑭ 労働関係法令等講習会の開催	—	—	1,062 (0.3%)
計	383,114 (100.0%)	377,769 (100.0%)	386,424 (100.0%)

(注) 1 当省の調査結果による。

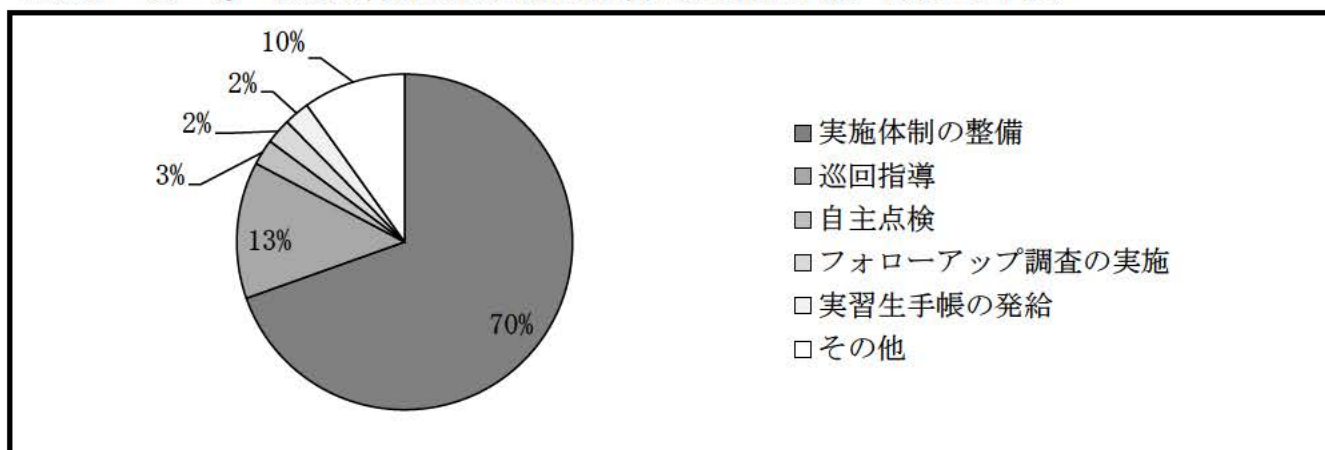
2 千円未満は、四捨五入している。

3 合計は、各事業の契約額又は実績額に消費税額が含まれるため、各事業の内訳の合計とは一致しない。

4 J I T C O が作成している資料によると、本事業に係る本部及び地方駐在事務所において巡回指導や技能実習計画の評価を担当する職員の人件費は、「※ 実施体制の整備」に含まれる。

なお、例えば、同資料によると、巡回指導を担当している業務委託相談員や、母国語電話相談を担当しているスタッフ等に対する謝金による支出の場合は、「※ 実施体制の整備」ではなく、各事業の内訳に含まれる。

図表 1 - (1) - ㉔ 技能実習制度推進事業委託費の契約額の内訳（平成 24 年度）



(注) 1 J I T C Oの資料に基づき、当省が作成した。

2 J I T C Oが作成している資料によると、本事業に係る本部及び地方駐在事務所において巡回指導や技能実習計画の評価を担当する職員の人件費は、「※ 実施体制の整備」に含まれる。

なお、例えば、巡回指導を担当している業務委託相談員や、母国語電話相談を担当しているスタッフ等に対する謝金による支出の場合は、「※ 実施体制の整備」ではなく各事業の内訳に含まれる。

図表 1 - (1) - ㉕ 技能実習制度推進事業委託費の実績額の内訳（平成 23 年度）

(単位：千円)

内 訳	金額	支 出 先
合計	377,769	
人件費	189,457	本部担当職員、地方駐在事務所職員 (注 2)
謝金	27,285	業務委託相談員、講師等
旅費	37,414	旅行代理店等
庁費	123,613	
地方駐在事務所家賃等	52,452	
印刷製本費、消耗品費、通信運搬費等	71,161	印刷業者、事務用品業者、郵便局等

(注) 1 J I T C Oの資料に基づき当省が作成した。

2 本部担当役員、地方駐在事務所長及び事務職員の人件費には支出されていない。

図表 1 - (1) - ④ 技能実習制度推進事業の委託費のうち監理団体及び実習実施機関への巡回指導の実施にかかった実績額（平成 23 年度）

（単位：千円）

区 分		執行額
監理団体及び実習実施機関への巡回指導の実施		205,386
	人件費（本部担当職員、地方駐在事務所職員）	140,348
	謝金（業務委託相談員）	16,992
	旅費	30,159
	庁費	17,886
	自動車借上げ代	13,174
	その他	4,711

- （注） 1 当省の調査結果による。
 2 千円未満は四捨五入している。このため、合計は各内訳を一致しない。
 3 庁費の「その他」は、①損害保険料、②チェック票、労務管理ハンドブック等にかかる印刷製本費、③技能実習生との面談票にかかる翻訳費及び④通信運搬費である。

勧告	説明図表番号
<p>(2) 監理団体による監査の適正化</p> <p>【制度の概要等】</p> <p>(監理団体による実習実施機関に対する監査の枠組み)</p> <p>入管法では、団体監理型の技能実習は、「出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令」(平成21年法務省令第53号。以下「団体要件省令」という。)で定める営利を目的としない団体(監理団体)の責任及び監理の下で行うものとされている。また、この「監理」とは、法務省指針によると、技能実習生を受け入れる団体が、技能実習を実施する各企業等において、技能実習計画に基づいて適正に技能実習が実施されているか否かについて、その実施状況を確認し、適正な実施について企業等を指導することとされ、これに基づき、監理団体は実習実施機関に監査を行っている。</p> <p>監理団体による監査の実施については、団体要件省令に定められており、監理団体の役員で当該技能実習の運営について責任を有する者が、実習実施機関において行われる技能実習の実施状況について3月につき少なくとも1回監査を行うほか、監理団体において実習実施機関による不正行為を知った場合は直ちに監査を行い、その結果を当該監理団体の所在地を管轄する地方入国管理局に報告することとされている。</p> <p>監査の実施内容については、法務省指針において、現地に赴き技能実習生の技能実習の実施状況を直接確認し、技能実習の実施状況を把握するものとされ、また、賃金台帳その他の文書を実際に確認することにより、技能実習生の労働時間や賃金の支払が労働基準関係法令の規定に適合しているか確認する必要があるとされている。</p> <p>なお、監理団体が監査につき、必要な報告を怠った場合や、虚偽の報告を行った場合には、上陸基準省令の監査・相談体制構築等の不履行や偽変造文書等の行使・提供に係る不正行為に認定される。</p> <p>(監理団体と実習実施機関の関係)</p> <p>企業単独型で技能実習生を受け入れる事業者以外が技能実習生を受け入れる場合、当該技能実習生の在留資格は、技能実習1号ロ又は技能実習2号ロに該当するため、監理団体を通じた受入れを行うこととなる。</p> <p>監理団体は、団体要件省令により、商工会議所・商工会、中小企業団体、職業訓練法人、農業協同組合、漁業協同組合、公益社団法人・公益財団法人等であることが要件とされており、このうち、商工会議所・商工会、中小企業団体、農業協同組合及び漁業協同組合については、さらに実習実施機関がその会員や組合員であることが要件となっている。</p> <p>また、監理団体は、上陸基準省令で規定される講習、監査及び訪問指導の実</p>	<p>図表1-(1)-① (再掲)</p> <p>図表1-(2)-①</p> <p>図表1-(2)-②</p> <p>図表1-(2)-③</p> <p>図表1-(2)-④</p> <p>図表1-(2)-⑤</p>

施、相談体制の構築、宿泊施設の確保、帰国担保措置等の監理に要する費用を監理費用として実習実施機関から徴収することができる。

このように、監理団体と監理団体が監査の対象とする実習実施機関との間には、自団体の運営に関する権限を有する会員又は組合員であったり、自団体の運営財源の一部である会費・組合費又は監理費用の拠出元であるなど、一定の利害関係が存在する。

(団体監理型の技能実習制度における監査の位置付け)

団体監理型の技能実習制度は、監理団体の責任と監理の下で実施されるものであり、監理団体による実習実施機関に対する監査は、当該制度の根幹をなす重要な取組となっている。

したがって、監理団体による監査については、これを励行するとともに利害を排した公正中立で実効性ある実施が求められている。

【調査結果】

今回、地方入国管理局における監理団体及び実習実施機関の把握状況、監理団体からの監査結果報告の確認状況、管轄する監理団体による監査の実施状況について調査したところ、以下のような状況がみられた。

ア 地方入国管理局による監理団体及び実習実施機関の把握状況

地方入国管理局は、上陸審査時又は在留資格認定証明書交付申請の審査時に、技能実習1号の在留資格で新たに入国してくる技能実習生の受入れ先の監理団体及び実習実施機関の名称や所在地等を把握している。また、それらの情報は、FEISに入力・蓄積され、個々の在留資格者がどの監理団体及び実習実施機関に受け入れられているのかといった情報について適時に抽出できるものとなっている。

しかし、技能実習生を受け入れている監理団体及び実習実施機関に関して、現在どのような団体や機関があるのかといった点に着目した情報は、FEISの仕様上、容易に抽出することができない。このため、今回調査した9地方入国管理局（札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、高松及び福岡入国管理局並びに神戸支局をいう。以下同じ。）では、技能実習生の所属する監理団体及び実習実施機関や監理団体ごとの傘下の実習実施機関等に関して、FEISを用いた網羅的な把握は行っていなかった。

一方、9地方入国管理局の中には、在留資格認定証明書の交付申請時に把握した情報等を基に、技能実習生を受け入れている監理団体及び実習実施機関についてのデータベースを独自に作成し、把握を行っているところもあるが、地方入国管理局が統一的に行っているものではなく、また、FEISとは別にデータベース化していることから、それぞれの情報を結びつけた検索等は行うことができないものとなっていた。

イ 監理団体からの監査結果報告の確認状況

前述アのとおり、FEISでは、監理団体ごとの傘下の実習実施機関について網羅的な把握を行うことができない。このため、地方入国管理局では、特定の実習実施機関に関する監査結果について、報告を励行していない監理団体があったとしても、その存在を完全には把握できず、また、十分に監査や報告を督促することができない状況であった。

一方、9地方入国管理局の一部には、技能実習生を受け入れている監理団体及び実習実施機関についてのデータベースを作成し、実習実施機関ごとの監査結果の報告状況を把握・確認しているものもあったが、監査結果の報告状況の確認は、各地方入国管理局の判断で行われており、全国統一に行うものとなっていなかった。

今回、9地方入国管理局について、監査結果報告の報告状況の確認方法をみたところ、4局（東京、名古屋、広島及び高松入国管理局）においては、監理団体ごとに傘下の実習実施機関のリスト化を行っておらず、報告が提出された監理団体ごとに傘下の全ての実習実施機関について報告されているかどうかの確認までは逐一行っていないかった。

このため、次のとおり、監理団体からの監査結果の報告が確認できないものがみられた。

① 平成23年に地方入国管理局による不正行為認定を受けた実習実施機関90機関（注1）のうち7機関については、不正行為が行われていた時期に係る関係監理団体による監査結果が管轄の地方入国管理局に報告された事実が確認できなかった（注2）。

（注1）平成23年において上陸基準省令に基づき行われた不正行為認定145件を機関数でみると100機関である（1機関で複数件の不正行為認定を受けているものもあるため）。そこから、データを保存しているシステムに不具合があり、現時点で詳細な情報を把握できない高松入国管理局分の5機関、関連資料による確認がとれなかった名古屋入国管理局分3機関、広島入国管理局分2機関を除外したものである。

（注2）平成22年7月の入管法等改正法施行前においては、第一次受入れ機関（現行制度における監理団体）による監査は、入国1年目の在留資格「研修」の間のみを対象としており、在留資格「特定活動（技能実習）」の者しか所属しない第二次受入れ機関（現行制度における実習実施機関）に対しては監査を行うことは求められていなかった。当該7機関における当時の技能実習生の在留資格は既に確認することができないため、監査結果の報告を行う必要性があったのか否か、あるいは未報告であったのかについての確認をすることはできない。

② 平成23年に労働基準監督機関から地方入国管理局に通報（注1）された是正勧告事案519件から当省が任意に抽出した23件のうち1件については、労働基準関係法令違反の発生時期に係る関係監理団体による監査結果が管轄の地方入国管理局に報告された事実が確認できなかった（注2）。

図表1-(2)-⑥

図表1-(2)-⑦

(注1) 地方入国管理(支)局長は労働基準関係法令に違反する疑いが認められた事案を地方労働局長宛てに、地方労働局長は労働関係法令違反が認められた事案を地方入国管理(支)局長宛てに通報することとされている(以下「相互通報制度」という)。

(注2) 前述①と同様に当該機関における当時の技能実習生の在留資格は既に確認することができないため、監査結果の報告を行う必要性があったのか否か、あるいは未報告であったのかについての確認をすることはできない。

ウ 監理団体による監査の実施状況

監理団体が商工会議所・商工会、中小企業団体等である場合には、実習実施機関がその会員や組合員であることが要件となっているなど、監理団体にとって実習実施機関は運営財源である組合費等の拠出元であり、一定の利害関係がある。

また、監査の実施方法については、法務省指針において、労働関係法令の適合状況に関し、「賃金台帳その他の文書を実際に確認すること」とされているほか、「技能実習指導員などの担当者から状況を聴く」だけでなく、「技能実習生から技能実習の進捗状況を聴取」し、「その場で技能実習日誌の記載内容を確認する」などが示されているが、具体的な監査の視点、手順、方法等は示されておらず、実際の監査に役立つ実践的な研修も行われていなかった。

さらに、監理団体が不正行為事例を把握できなかった場合に、当該監理団体に対し不正行為の認定を行うことは、監査の厳正な実施を確保する上で有効であると考えられる。こうした場合の不正行為認定の適用基準は、法務省指針において、監査体制の構築不履行の場合とされているものの、必ずしも明確でない。このため、平成23年に地方入国管理局から不正行為認定を受けた実習実施機関90機関の監理団体60団体のうち、監査未報告又は実習実施機関の不正行為等を監査により把握していなかったことを理由として不正行為認定を受け、技能実習生の受入れ停止となった団体はなかった。

今回、地方入国管理局において、平成23年に不正行為認定を受けた事案、労働基準監督機関による是正勧告を受けた事案について、監理団体の監査による指摘状況をみたところ、次のとおり、監理団体による監査の実効性に疑義があるものがあつた。

(7) 不正行為認定事案に係る指摘

地方入国管理局に不正行為認定を受けた実習実施機関90機関のうち、不正行為が行われていた時期に係る監査の結果が管轄の地方入国管理局に報告されていた83機関について、監査における指摘状況をみたところ、81機関(97.6%)において不正行為認定の対象となった行為について指摘することができていなかった。

図表1-(2)-③
(再掲)

図表1-(2)-⑦
(再掲)

図表1-(2)-⑦
(再掲)

(イ) 労働基準関係法令違反事案に係る指摘

平成 23 年に相互通報制度に基づいて労働基準監督機関から地方入国管理局に通報された 519 件の中から、当省が任意に 23 件抽出したもののうち、労働基準監督機関が是正勧告した労働基準関係法令違反の発生時期に係る監査の結果が管轄の地方入国管理局に報告されていた 22 件について、監査における指摘状況をみたところ、その全てで、監査において労働基準関係法令違反の対象となった行為について指摘することができていなかった。

図表 1 - (2) - ⑧

エ 監理団体による監査の厳正な実施の確保

前述イ、ウのとおり、監理団体の監査に関しては、①実習実施機関が不正行為認定や是正勧告の原因となる行為を行った時期に係る監査結果報告が地方入国管理局に対して行われたか否か確認できない、②実習実施機関に対して不正行為認定や是正勧告が行われた原因となった行為について指摘がなされていないという状況がみられた。

このような状況を踏まえると、監理団体による監査の厳正な実施を確保するためには、地方入国管理局に対して監査結果報告の励行を図る等の対応のみならず、監理団体等の支援・指導を行う推進事業実施機関も、当該監査の実施状況について第三者的な立場から確認していくことが必要であると考えられる。

【所見】

したがって、法務省及び厚生労働省は、監理団体による監査の適正化を図る観点から、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 法務省は、技能実習生を受け入れている監理団体及び実習実施機関ごとの名称、所在地、技能実習生数等をリスト化すること。
- ② 法務省は、各地方入国管理局において、当該リストを基に監査結果が未報告又は傘下の実習実施機関の監査結果が報告漏れとなっている監理団体に対し、報告の督促、実態調査等を行い、監査の実施及び監査結果の報告を徹底させること。
- ③ 法務省は、監理団体が傘下の実習実施機関における不正行為等を監査で指摘することができない場合に適用する不正行為の認定基準について、更に具体化・明確化を図り、より一層厳格な対応を行うこと。
- ④ 法務省及び厚生労働省は、監理団体による監査の厳正な実施を確保するため、推進事業実施機関に監理団体による監査の実施状況を確認させること。

また、具体的な監査の視点、手順、方法等について監理団体に対する実践的な研修が行われるよう措置すること。

図表 1 - (2) - ① 「技能実習生の入国・在留管理に関する指針」(平成 24 年 11 月改訂) <抜粋>

第 2 適正な技能実習の実施について

3 適正な入国・在留のための留意点

(2) 監理団体の役割

① 「監理」の在り方

技能実習制度における「監理」とは、技能実習生を受け入れる団体が、技能実習を実施する各企業等において、技能実習計画に基づいて適正に技能実習が実施されているか否かについて、その実施状況を確認し、適正な実施について企業等を指導することを言います。

そして、団体監理型の技能実習は、商工会、中小企業団体等の「責任及び監理」の下で技能実習を実施することにより、中小の企業等の実習実施能力を補完して、適正な技能実習を実施するものです。

したがって、これらの団体が名目のみ監理団体となり、実際の「監理」は他の機関が行うような場合は、当該技能実習は監理団体の「責任及び監理」の下に行われているとは認められず、不適正な受入れとなります。

なお、従来の研修・技能実習制度では、受入れ団体による受入れ企業等に対する「監理」は在留資格「研修」の期間だけが対象となっていました。新たな技能実習制度では、従来の「研修」に相当する在留資格「技能実習 1 号口」の期間中だけでなく、従来の技能実習に相当する在留資格「技能実習 2 号口」の期間も監理団体による「監理」の対象となります。

(注) 下線は当省が付した。

図表 1 - (2) - ② 「出入国管理及び難民認定法別表第 1 の 2 の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令」(平成 21 年 12 月 25 日法務省令第 53 号) <抜粋>

第 1 条 出入国管理及び難民認定法(以下「法」という。)別表第 1 の 2 の表の技能実習の項の下欄第 1 号口に規定する法務省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

3 監理団体の役員で当該技能実習の運営について責任を有する者が、実習実施機関において行われる技能実習の実施状況について三月につき少なくとも一回監査を行うほか、監理団体において実習実施機関による不正行為(出入国管理及び難民認定法第 7 条第 1 項第 2 号の基準を定める省令(平成 2 年法務省令第 16 号)の表の法別表第 1 の 2 の表の技能実習の項の下欄第 1 号口に掲げる活動の項の下欄第 16 号の表の上欄に掲げる外国人の技能実習に係る不正行為をいう。)を知った場合は直ちに監査を行い、その結果を当該監理団体の所在地を管轄する地方入国管理局に報告することとされていること。ただし、当該役員が実習実施機関の経営者又は職員を兼務するときは、当該実習実施機関の監査については、監理団体の他の役員が行うこととされていること。

(注) 下線は当省が付した。

図表 1 - (2) - ③ 「技能実習生の入国・在留管理に関する指針」(平成 24 年 11 月改訂) <抜粋>

第 2 適正な技能実習の実施について

3 適正な入国・在留のための留意点

(2) 監理団体の役割

⑬ 監査・報告の在り方

a 監査・報告の必要性

監理団体は、実習実施機関に対して指導した事項及び実習実施機関が関係法令にのっとり適正に技能実習を行っているかについて監査し、それを地方入国管理局(支局を含む。以下同じ。)に報告しなければなりません(団体要件省令第 1 条第 3 号)。

これは、技能実習が監理団体の「責任及び監理」の下で適正に行われていることを確認するためのものであり、また、実際の技能実習の状況を把握することは問題発生 of 未然防止にもつながるものです。

なお、監査報告以外にも、失踪等の問題事例や不適正な技能実習内容、あるいはその疑いのあるもの等が発生したときは、速やかに地方入国管理局に報告することが必要です(上陸基準省令「技能実習 1 号ロ」第 9 号)。

必要な報告を怠った場合や、虚偽の報告を行った場合には、後述の、監査、相談体制構築等の不履行、実習継続不可能時の報告不履行又は偽変造文書等の行使・提供に係る不正行為となります。

以下、監査と報告の在り方を具体的に示します。

b 監査報告

監理団体は団体要件省令において 3 月につき少なくとも 1 回、監理団体の役員で技能実習の運営について責任を有する者が実習実施機関に対し監査を行い、その結果を地方入国管理局に対して報告しなければならないものとされていますが、当該役員が実習実施機関の経営者又は職員を兼務するときは、当該実習実施機関の監査については、監理団体の他の役員が行わなければなりません(団体要件省令第 1 条第 3 号)。

新規に技能実習生を受け入れる監理団体及び不正行為が技能実習の適正な実施を妨げるものであったと判断され、一定期間(行為の重大性に応じて 5 年、3 年又は 1 年の期間)技能実習生の受入れが認められなかった後初めて技能実習生を受け入れる監理団体は、最初の 6 か月間は毎月監査を行い、その結果を報告しなければなりません。

監査を行うに当たっては、現地に赴き技能実習生の技能実習の実施状況を直接確認することが肝要です。その際、技能実習指導員などの担当者から状況を聴くだけでは、実際の技能実習の実施状況を十分に把握することはできません。通訳を同行させて、指導を受ける技能実習生から技能実習の進捗状況等を聴取したり、その場で技能実習日誌の記載内容を確認する等して、技能実習の実施状況を把握することが大切です。

また、賃金台帳その他の文書を実際に確認することにより、技能実習生の労働時間や賃金の支払が労働基準関係法令の規定に適合しているか確認する必要があります。

(注) 下線は当省が付した。

図表 1 - (2) - ④ 「出入国管理及び難民認定法別表第 1 の 2 の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令」(平成 21 年 12 月 25 日法務省令第 53 号) <抜粋>

出入国管理及び難民認定法(昭和 26 年政令第 319 号)別表第 1 の 2 の表の技能実習の項の下欄第 1 号口及び第 2 号口の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法別表第 1 の 2 の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令を次のように定める。

第 1 条 出入国管理及び難民認定法(以下「法」という。)別表第 1 の 2 の表の技能実習の項の下欄第 1 号口に規定する法務省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

1 技能実習生の技能、技術又は知識(以下「技能等」という。)を修得する活動の監理を行う営利を目的としない団体(以下「監理団体」という。)が次のいずれかに該当すること。

イ 商工会議所法(昭和 28 年法律第 143 号)第 2 章の商工会議所又は商工会法(昭和 35 年法律第 89 号)第 2 章の商工会(実習実施機関(本邦にある事業所において技能実習を実施する法人(親会社(会社法(平成 17 年法律第 86 号)第 2 条第 4 号に規定する親会社をいう。))若しくは子会社(同条第 3 号に規定する子会社をいう。))の関係にある複数の法人又は同一の親会社をもつ複数の法人が共同で実施する場合はこれら複数の法人)又は個人をいう。以下同じ。)が当該商工会議所又は商工会の会員である場合に限る。)

ロ 中小企業団体の組織に関する法律(昭和 32 年法律第 185 号)第 3 条の中小企業団体(実習実施機関が当該中小企業団体の組合員又は会員である場合に限る。)

ハ 職業能力開発促進法(昭和 44 年法律第 64 号)第 4 章の職業訓練法人

ニ 農業協同組合法(昭和 22 年法律第 132 号)第 2 章の農業協同組合(実習実施機関が当該農業協同組合の組合員で農業を営む場合に限る。)

ホ 水産業協同組合法(昭和 23 年法律第 242 号)第 2 章の漁業協同組合(実習実施機関が当該漁業協同組合の組合員で漁業を営む場合に限る。)

ヘ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成 18 年法律第 49 号)第 2 条の公益社団法人又は公益財団法人(トに掲げるものを除く。)

ト イからホまでに掲げるもののほか、法務大臣が告示をもって定める監理団体

(注) 下線は当省が付した。

図表 1 - (2) - ⑤ 「出入国管理及び難民認定法別表第 1 の 2 の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令」(平成 21 年 12 月 25 日法務省令第 53 号) <抜粋>

出入国管理及び難民認定法(昭和 26 年政令第 319 号)別表第 1 の 2 の表の技能実習の項の下欄第 1 号口及び第 2 号口の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法別表第 1 の 2 の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令を次のように定める。

第 1 条 出入国管理及び難民認定法(以下「法」という。)別表第 1 の 2 の表の技能実習の項の下欄第 1 号口に規定する法務省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

6 監理団体が監理に要する費用を徴収する場合は、技能実習生を受け入れる前に、費用を負担することとなる機関に対してその金額及び使途を明示するとともに、技能実習生に直接又は間接に負担をさせないこと。

(注) 下線は当省が付した。

図表 1 - (2) - ⑥ 各地方入国管理局における監理団体からの監査結果の報告状況の確認方法

入国管理局	確認方法
札幌	独自のデータベース等により実習実施機関ごとの監査の実施状況を把握。
仙台	独自のデータベース等により実習実施機関ごとの監査の実施状況を把握。
東京	実習実施機関ごとの監査の報告状況については把握していない。
名古屋	実習実施機関ごとの監査の報告状況については把握していない。
大阪	独自のデータベース等により実習実施機関ごとの監査の実施状況を把握。
兵庫	独自のデータベース等により実習実施機関ごとの監査の実施状況を把握。
広島	実習実施機関ごとの監査の報告状況については把握していない。
高松	実習実施機関ごとの監査の報告状況については把握していない。
福岡	独自のデータベース等により実習実施機関ごとの監査の実施状況を把握。

(注) 当省の調査結果による。

図表 1 - (2) - ⑦ 平成 23 年に地方入国管理局から不正行為認定を受けた 90 機関の一覧

実習実施機関	監理団体	不正行為の種類	不正行為が行われていた期間	左記の不正行為が行われていた期間における監査の実施状況	左記監査における指摘事項	監理団体に対する措置内容
1	Aa	16号ハ 賃金の不払い	平成23年2月～同年7月	平成23年4月、8月	指摘なし	嚴重注意
		16号ホ その他虚偽文書の作成・行使				
2	Ab	16号ハ 賃金の不払い	平成21年9月～22年11月	平成21年9月 平成22年3月、6月	指摘なし	嚴重注意
3	Ac	16号ハ 賃金の不払い	平成22年8月～同年10月	平成22年10月	指摘なし	嚴重注意
		16号ヨ 労働関係法令違反				
4	Ad	16号ハ 賃金の不払い	平成21年9月～22年10月	平成21年11月	指摘なし	嚴重注意
5	Ae	16号ヨ 労働関係法令違反	平成21年9月～23年4月	平成22年9月、12月 平成23年3月	指摘なし	嚴重注意
6	Af	16号ハ 賃金の不払い	平成21年8月～23年9月	平成22年9月、12月 平成23年3月、5月、6月、8月、9月	指摘なし	嚴重注意
7	Ag	10号ホ その他虚偽文書の作成・行使	平成21年12月～22年10月	平成22年1月、4月、9月	指摘なし	嚴重注意
		10号リ 研修生の所定時間外作業				
8	Ah	16号ホ 偽変造文書等の行使・提供	平成22年3月～同年10月	平成22年9月、10月	指摘なし	なし
9	Ai	16号ハ 賃金の不払い	平成22年5月～23年3月	平成22年9月 平成23年5月	指摘なし	嚴重注意
		16号ソ 日誌の作成等の不履行				
10	Aj	16号カ 不法就労者の雇用	平成21年9月～23年2月	平成21年12月 平成22年4月、6月、 平成23年1月	指摘なし	不正行為に準ずる行為 (16号ヲ 監査、相談体制構築等の不履行)
11	Ak	16号ヨ 労働関係法令違反	平成22年11月～23年1月	不明(3回の監査を実施を確認)	指摘なし	嚴重注意
12	Al	16号ハ 賃金不払い	平成21年11月～22年12月	平成22年8月	指摘なし	不正行為に準ずる行為 (16号ヲ 監査の不履行)
		10号リ 研修生の所定時間外作業				
13	Am	16号ハ 賃金不払い	平成21年11月～22年12月	平成22年8月	指摘なし	不正行為に準ずる行為 (16号ヲ 監査の不履行)
		10号リ 研修生の所定時間外作業				
14	An	16号ハ 賃金不払い	平成21年2月～22年12月	平成22年8月、11月	指摘なし	不正行為に準ずる行為 (16号ヲ 監査の不履行)
		10号リ 研修生の所定時間外作業				
15	Ao	16号ハ 賃金不払い	平成22年2月～22年7月	平成21年8月、9月、10月	賃金不払い	なし
16	Ap	16号ハ 賃金不払い	平成21年4月～22年12月	平成22年8月、11月	指摘無なし	嚴重注意
17	Aq	16号ハ 賃金不払い	平成21年4月～22年12月	平成22年8月、11月	指摘なし	嚴重注意

18	Ar	16号ハ 賃金不払い	平成21年9月～23年3月	平成22年12月 平成23年3月、6月	指摘なし	嚴重注意
19	As	16号ハ 賃金不払い	平成22年8月～23年5月	平成22年8月、11月 平成23年2月、4月、6月	指摘なし	嚴重注意
20	At	16号ハ 賃金不払い	平成22年1月～同年12月 平成21年3月～23年8月	平成22年8月 平成23年1月	指摘なし	嚴重注意
21	Au	16号ハ 賃金不払い	平成22年10月	平成22年11月	指摘なし	なし
22	Av	16号ハ 賃金不払い	平成21年7月～22年10月	平成22年7月 平成23年4月	指摘なし	嚴重注意
	Aw	16号ヨ 労働関係法令違反		平成22年8月、11月		嚴重注意
23	Ax	16号ハ 賃金不払い	平成21年4月～6月 平成22年7月～11月	平成22年7月、12月	指摘なし	嚴重注意
24	Ay	16号ハ 賃金不払い	平成20年10月～22年7月	なし	-	なし
		16号ヨ 労働関係法令違反				
25	Az	16号ハ 賃金不払い	平成20年10月～22年7月	なし	-	なし
		16号ヨ 労働関係法令違反				
26	Ba	16号ハ 賃金不払い	平成22年3月～23年2月	平成22年8月、10月 平成23年1月、4月	指摘なし	嚴重注意
		16号ヨ 労働関係法令違反				
27	Bb	16号ハ 賃金不払い	平成22年12月	平成23年1月	指摘なし	なし
		16号ヨ 労働関係法令違反				
28	Bc	16号ハ 賃金不払い	平成20年1月～22年2月	報告書提出されていない	-	なし
29	Bd	16号ハ 賃金不払い	平成22年4月～9月	平成22年7月	指摘なし	嚴重注意
30	Be	16号ハ 賃金不払い	平成21年7月～22年11月	平成22年9月、12月	指摘なし	嚴重注意
31	Bf	16号ハ 賃金の不払い	平成21年3月～23年2月	平成23年1月、4月	指摘なし	嚴重注意
		16号ヨ 労働関係法令違反				
32	Bg	16号ハ 賃金の不払い	平成22年9月～11月	平成22年9月	指摘なし	なし
	Bh	16号ヨ 労働関係法令違反		平成23年1月		なし
33	Bi	16号ハ 賃金の不払い	平成22年4月～23年2月	平成22年7月、9月、10月、12月 平成23年1月、4月	指摘なし	嚴重注意
34	Bj	16号ハ 賃金の不払い	平成22年3月、9月	平成22年9月、12月	指摘なし	なし
35	Bk	16号ハ 賃金の不払い	平成22年3月、9月	平成22年9月、12月	指摘なし	なし

36	Bl	16号ハ 賃金の不払い	平成21年3月～22年11月	平成22年9月、12月、3月	指摘なし	不正行為 (16号ハ賃金の不払い)
37	Bm	16号ハ 賃金の不払い	平成21年8月～22年11月	平成22年10月 平成23年1月	指摘なし	不正行為 (16号ハ賃金の不払い)
38	Bn	16号ハ 賃金の不払い	平成21年10月～22年12月	平成22年7月、9月、12月 平成23年3月	指摘なし	不正行為 (16号ハ賃金の不払い)
		16号ヨ 労働関係法令違反				
39	Bo	16号ハ 賃金の不払い	平成21年9月～22年12月	平成22年7月、8月、10月 平成23年1月	指摘なし	不正行為 (16号ハ賃金の不払い)
		16号ヨ 労働関係法令違反				
40	Bp	10号ハ 研修手当の不払い	平成20年9月～22年11月	平成22年8月、10月 平成23年2月	指摘なし	不正行為 (16号ハ賃金の不払い)
	Bq	10号リ 所定時間外作業	平成21年9月～23年2月			
		10号ハ 賃金の不払い	平成21年9月～23年2月			
41	Br	10号ハ 研修手当の不払い	平成21年11月～23年7月	平成22年7月、9月、12月 平成23年3月、6月、9月	指摘なし	不正行為 (16号ハ賃金の不払い)
		16号ハ 賃金の不払い				
		16号ヨ 労働関係法令違反				
42	Bs	16号ハ 賃金の不払い	平成23年1月～8月	平成23年1月、4月	指摘なし	不正行為に準ずる行為 (第5類型 監理責任)
		16号ヨ 労働関係法令違反				
43	Bt	16号ハ 賃金の不払い	平成23年7月	平成23年7月	指摘なし	なし
		16号ヨ 労働関係法令違反				
44	Bu	16号ハ 賃金の不払い	平成21年9月、10月 平成22年8月～10月 平成23年8月	平成22年9月、12月	指摘なし	なし
	Bv	16号ヨ 労働関係法令違反	平成21年9月、10月 平成22年8月～10月 平成23年8月	平成22年12月 平成23年9月		
45	Bw	16号ハ 賃金の不払い	平成22年8月～10月 平成23年8月	平成22年9月、12月	指摘なし	なし
	Bx	16号ヨ 労働関係法令違反		なし		
46	By	16号ハ 賃金の不払い	(平成21年度) (平成22年度) ※年度内全月かは不明	なし	—	なし
	Bz			平成23年2月	指摘なし	なし
47	Ca	16号ハ 賃金の不払い	平成22年12月～23年9月	平成23年2月、5月、8月、11月	指摘なし	なし
48	Cb	16号ハ 賃金の不払い	平成22年12月～23年9月	平成22年12月 平成23年1月、3月、4月、6月、7月、9月	指摘なし	なし

49	Cd	16号ハ 賃金の不払い	平成22年10月～23年9月	平成22年8月、10月 平成23年1月、4月、7月、10月	指摘なし	厳重注意
50	Ce	16号ハ 賃金の不払い	平成22年11月～23年9月	平成22年7月、8月、9月、10月、11月 平成23年1月、4月、7月	指摘なし	なし
51	Cf	16号リ 技能実習計画との齟齬	平成21年3月～22年9月	平成21年5月 平成22年1月、3月、7月	指摘なし	厳重注意
		10号ト 研修計画との齟齬				
52	Cg	16号ヨ 労働関係法令違反	平成22年8月～12月	該当期間に監査実施報告なし	—	なし
53	Ch	16号ヨ 労働関係法令違反	平成22年8月～12月	該当期間に監査実施報告なし	—	なし
54	Ci	16号ハ 賃金の不払い	平成22年12月～23年7月	平成23年7月、10月	指摘なし	なし
55	Cj	16号ハ 賃金の不払い	平成21年8月～23年8月	平成22年1月、2月、3月、4月、5月、6月、 7月、8月、9月、10月(2回)、11月 平成23年1月、4月、7月	指摘なし	厳重注意
56	Ck	16号ハ 賃金不払い	平成20年11月～22年8月	監査報告書の提出なし	—	なし
57	Cl	10号リ 研修生の所定時間外作業	平成22年8月、9月	平成22年7月、12月	指摘なし	なし
58	Cm	16号ハ 賃金不払い	平成21年2月～22年12月	平成22年8月、10月	指摘なし	なし
59	Cn	16号ハ 賃金不払い	平成21年2月～22年12月	平成22年10月	指摘なし	なし
60	Co	16号リ 技能実習計画との齟齬	平成22年8月～10月	平成22年6月、8月	指摘なし	厳重注意
		10号ト 研修計画との齟齬				
61	Cp	16号ハ 賃金不払い	平成20年12月～22年10月	監査未実施	—	なし
		16号ヨ 労働関係法令違反				
62	Cq	10号ト 研修計画との齟齬	平成22年2月～8月	平成22年4月、6月、7月	指摘なし	不正行為に準ずる行為 (10号ホ 偽変造文書等の行使・提供)
63	Cr	16号リ 技能実習計画との齟齬	平成22年5月～11月	平成22年11月	指摘なし	不正行為 (16号リ技能実習計画との齟齬)
64	Cs	16号ハ 賃金不払い	平成21年8月～22年7月	平成22年10月	指摘なし	なし
65	Ct	16号ハ 賃金不払い	平成21年8月～22年7月	平成22年10月	指摘なし	なし
66	Cu	16号ハ 賃金不払い	平成21年8月～22年7月	平成22年10月	指摘なし	なし
67	Cv	16号ハ 賃金不払い	平成21年10月～22年9月	平成22年5月	指摘なし	厳重注意
		10号リ 所定時間外作業				

68	Cw	16号ハ 賃金不払い	平成22年1月～10月	平成22年6月、10月	指摘なし	なし
69	Cx	16号リ 技能実習計画との齟齬	平成22年6月	平成22年6月、9月	指摘なし	不正行為に準ずる行為 (16号ホ 偽変造文書等の行使・提供)
70	Cy	16号ソ 日誌の作成等の不履行	平成22年7月～11月	平成22年11月、12月	指摘なし	不正行為に準ずる行為 (16号ヲ 監査の不履行)
71	Cz	16号ハ 賃金不払い	平成21年11月～22年12月	平成22年11月	指摘なし	なし
72	Da	16号ハ 賃金不払い	平成23年5月より以前	平成22年12月	指摘なし	なし
	指摘なし				なし	
73	Dc	16号ハ 賃金不払い	平成21年1月～23年2月	平成22年11月 平成23年2月、5月、8月、11月	指摘なし	なし
74	Dd	16号ハ 賃金の不払い	平成21年12月～23年6月	平成22年12月 平成23年3月、6月	指摘なし	なし
75	De	16号ハ 賃金の不払い	平成22年2月～23年6月	平成22年10月、11月 平成23年2月、3月、4月	指摘なし	なし
		16号ヨ 労働関係法令違反				
76	Df	16号ハ 賃金の不払い	平成21年7月～23年7月	平成22年10月、12月 平成23年3月、7月	指摘なし	なし
77	Dg	16号ハ 賃金の不払い	平成21年7月～23年7月	平成22年10月、12月 平成23年3月、7月	指摘なし	なし
78	Dh	16号ト 雇用契約に基づかない講習期間中の業への従事	平成22年12月～23年5月	平成23年1月、3月、4月	指摘なし	不正行為 (16号ホその他虚偽文書の作成・行使)
		16号リ 技能実習計画との齟齬 技能実習指導員の虚偽				不正行為(16号ト雇用契約に基づかない講習期間中の業への従事)
79	Di	16号ハ 賃金の不払い	平成23年1月～同年5月	平成23年1月、2月、4月	指摘なし	なし
80	Dj	16号ハ 賃金の不払い	平成22年4月～10月	平成22年7月	指摘なし	なし
81	Dk	16号ハ 賃金の不払い	平成21年8月～23年5月	平成22年9月、12月 平成23年3月、6月	指摘なし	なし
		16号ヨ 労働関係法令違反				
82	Dl	16号ハ 賃金の不払い	平成23年12月まで常態的に行われていた模様。	平成23年1月、3月、6月、9月、12月	指摘なし	なし
		16号ヨ 労働関係法令違反				
83	Dm	16号ハ 賃金の不払い	平成23年12月まで常態的に行われていた模様。	平成23年1月、4月、7月、10月	指摘なし	なし
		16号ヨ 労働関係法令違反				
84	Dn	10号ト 研修計画との齟齬	平成21年11月～22年8月	組合職員が定期的に訪問	指摘なし	厳重注意
		10号リ 所定時間外作業				

85	Do	16号ハ 賃金の不払い	平成22年7月～10月	監査責任を問われる態様は認められない	指摘なし	嚴重注意
		16号ヨ 労働関係法令違反				
86	Dp	10号ハ 研修手当の不払い	平成21年12月～22年11月	平成22年2月、3月、5月、6月、9月、11月	指摘なし	10号ホ 偽変造文書等の行使・提供 10号ト 研修計画との齟齬
		10号ト 研修計画との齟齬				
87	Dq	16号ハ 賃金の不払い	平成22年9月、10月	平成22年11月	時間外手当の支払い不足	不正行為 (16号ホ、ヌ その他虚偽文書の作成・ 行使、名義貸し) 不正行為に準ずる行為 (16号ハ 賃金の不払い)
		16号ヌ 名義貸し				
88	Dr	16号ハ 賃金の不払い	平成22年9月、10月	平成22年10月	指摘なし	不正行為 (16号ホ、ヌ その他虚偽文書の作成・ 行使、名義貸し) 不正行為に準ずる行為 (16号ハ 賃金の不払い)
		16号ヌ 名義貸し				
89	Ds	16号ハ 賃金の不払い	平成22年9月、10月	平成22年10月	指摘なし	不正行為 (16号ホ、ヌ その他虚偽文書の作成・ 行使、名義貸し) 不正行為に準ずる行為 (16号ハ 賃金の不払い)
		16号ヌ 名義貸し				
90	Dt	16号ハ 賃金の不払い	平成23年2月14日以前	平成22年1月	指摘なし	不正行為 (16号ホ、ヌ その他虚偽文書の作成・ 行使、名義貸し) 不正行為に準ずる行為 (16号ハ 賃金の不払い)

(注) 当省の調査結果による。

図表 1 - (2) - ⑧ 労働基準監督機関により是正勧告を受けたものについての監理団体における監査の状況

番号	不正行為が行われていた時期	監理団体による監査年月日	労働基準監督機関による指摘内容	監理団体による指摘
1	平成 23 年 4 月～同年 6 月	平成 23 年 7 月	労働基準法第 37 条	なし
2	平成 22 年 8 月～同年 10 月	平成 22 年 10 月	労働基準法第 32 条、37 条	なし
3	平成 22 年 12 月～23 年 9 月	平成 23 年 2 月	労働基準法第 24 条、37 条 最低賃金法第 4 条	なし
4	平成 23 年	監査報告なし	労働基準法第 32 条、37 条、101 条、102 条	—
5	平成 23 年 9 月	平成 23 年 9 月	労働基準法第 32 条、37 条	なし
6	平成 23 年 8 月	平成 23 年 10 月	労働基準法第 32 条	なし
7	平成 23 年 9 月	平成 23 年 10 月	労働基準法第 32 条	なし
8	平成 23 年 1 月～6 月	平成 23 年 3 月 平成 23 年 6 月	労働基準法第 32 条	なし
9	平成 23 年 8 月～10 月	平成 23 年 8 月 平成 23 年 12 月	労働基準法第 24 条	なし
10	平成 23 年 2 月、3 月	平成 23 年 5 月	労働基準法第 32 条	なし
11	平成 23 年 5 月～6 月	平成 23 年 6 月	労働基準法第 32 条	なし
12	平成 23 年 5 月～同年 6 月	平成 23 年 6 月	労働基準法第 32 条	なし
13	平成 23 年 9 月	平成 23 年 9 月 平成 23 年 11 月	労働基準法第 32 条	なし
14	平成 23 年 4 月	平成 23 年 5 月	労働基準法第 32 条	なし
15	平成 21 年 10 月～22 年 2 月 平成 22 年 3 月～23 年 10 月 平成 23 年 5 月～同年 10 月	平成 22 年 10 月 平成 23 年 1 月 平成 23 年 4 月 平成 23 年 7 月 平成 23 年 11 月	労働基準法第 24 条、32 条、37 条 最低賃金法第 4 条	なし
16	平成 22 年 6 月～23 年 9 月	平成 23 年 9 月	労働基準法第 24 条 最低賃金法第 4 条	なし
17	平成 22 年 9 月～23 年 9 月	平成 23 年 9 月	労働基準法第 37 条	なし

18	平成22年4月～ 6月	平成23年5月	労働基準法第37条	なし
19	平成22年12月～ 23年5月	平成23年5月	労働基準法第37条	なし
20	平成22年6月～ 23年6月	平成23年5月	労働基準法第24条 最低賃金法第4条	なし
21	平成22年6月～ 23年6月	平成23年4月	労働基準法第24条 最低賃金法第4条	なし
22	平成21年1月～ 23年10月	平成23年10月	労働基準法第24条、32条、37条	なし
23	平成21年1月～ 23年10月	平成23年10月	労働基準法第24条、32条、37条	なし

(注) 当省の調査結果による。

勧告	説明図表番号
<p>(3) 推進事業実施機関による巡回指導の適正化</p> <p>【制度の概要等】</p> <p>(巡回指導の概要)</p> <p>推進事業実施機関が監理団体及び実習実施機関に対して行う巡回指導については、厚生労働省が示している技能実習制度推進事業に係る仕様書に定められており、平成23年度は、</p> <p>① 全監理団体と面接し、当該団体による傘下の実習実施機関に対する監理・指導状況を把握し、必要な助言・指導を行う</p> <p>② 全実習実施機関の半分(10,000件)程度を原則、直接訪問し、実習実施計画に則った技能実習が実施されているか、及び適正な雇用管理が行われているかについて把握するとともに、技能実習状況に応じた指導等を行うこととされている。</p> <p>(巡回指導の実施体制)</p> <p>JITCO(平成5年度から24年度まで推進事業実施機関)では、巡回指導を主に全国17都市に設置している地方駐在事務所(注1)において、担当者が監理団体及び実習実施機関を直接訪問し実施している。</p> <p>地方駐在事務所における巡回指導の実施体制は、各事務所が管轄する都道府県内の監理団体及び実習実施機関の数に応じて、担当職員がおおむね3人から6人配置されている。管轄する監理団体及び実習実施機関の数が最も多い名古屋事務所では、最多の11人が巡回指導を担当している。</p> <p>また、巡回指導の担当者は、事務所長を始め、駐在員、相談員及び業務委託相談員であり(注2)、当該担当者は、元地方労働局職員、元自治体職員、元民間企業職員や社会保険労務士の資格を有する者等となっている。</p> <p>なお、JITCO本部においては、巡回指導を能力開発部が担当している。</p> <p>(注1) 平成23年度は、札幌、仙台、水戸、宇都宮、千葉、東京、新潟、富山、長野、静岡、名古屋、大阪、松江、広島、高松、松山及び福岡に設置している。</p> <p>なお、24年度に新潟事務所を廃止し、熊本事務所を新設している。</p> <p>(注2) 巡回指導の担当者は、遠方での巡回も可能となるよう地方駐在事務所とは別に遠隔地にある府県等に配置される場合もあり、例えば、札幌事務所では、網走市に在住している者が配置されている。また、当該担当者は、巡回指導以外に、技能実習2号への移行申請書類の点検、関係行政機関等との連絡会議、実習実施機関との連絡協議会等への対応、監理団体及び実習実施機関からの相談等への対応も行っている。</p> <p>なお、相談員は、月15日勤務の非常勤職員であり、雇用契約があるが、業務委託相談員は、巡回指導業務を委託した相談員であり、雇用契約はない。</p>	<p>図表1-(3)-①</p> <p>図表1-(3)-②</p>

(巡回指導の実施目標)

厚生労働省は、毎年度、推進事業実施機関である J I T C O に対し、技能実習制度推進事業の仕様書において、巡回指導の目標件数を示しており、平成 21 年度は、監理団体が 1,500 件、実習実施機関が 9,000 件、22 年度は、監理団体が 1,879 件、実習実施機関が 1 万件、23 年度は、監理団体は把握する全ての監理団体、実習実施機関が 9,500 件（注 1）としている（注 2）。

J I T C O は、この数値を基に、毎年度、駐在事務所ごとの巡回指導の年間目標件数案を策定し、駐在事務所に巡回指導実施方針で提示している。また、これを受けた地方駐在事務所は、その数を基に、管内状況及び職員配置状況を踏まえて目標件数を決定している。

（注 1）平成 23 年度は、当該仕様書において示した実習実施機関に対する目標件数は、1 万件であったが、平成 23 年 3 月以降の東日本大震災の影響により、9,500 件へ契約変更の手続をしている。

（注 2）厚生労働省では、毎年度、技能実習制度推進事業の評価を行い、行政事業レビューとして公表している。行政事業レビューにおいては、巡回指導の当初見込み数として、監理団体と実習実施機関への巡回指導件数を活動指標としており、平成 22 年度は 1 万 1,879 件、平成 23 年度は 1 万 843 件としている。

また、同省では、雇用保険二事業の評価に際して、実習実施機関への巡回指導件数の目標値を、平成 21 年度は 9,000 件、平成 22 年度は 1 万件、平成 23 年度は 9,000 件としている。

(巡回指導における指導区分)

J I T C O では、巡回指導において、技能実習計画と実際の職種・作業とのミスマッチ、賃金の不払、不適正な割増賃金の支払等をチェックしており、J I T C O は、これらに関する問題を把握した場合に、監理団体又は実習実施機関に対して、文書指導又は口頭指導を実施することとしている。

文書指導にあつては、地方入国管理局の不正行為認定等の対象となるような問題を把握した場合に、改善指導書を交付して指導し、改善報告書を期限を付して提出させることとしている。また、口頭指導にあつては、口頭で助言・指導を行い、必要に応じて改善状況を報告させることとしている。

(関係機関との連携)

技能実習制度推進事業の仕様書においては、事業の受託者は、巡回指導の結果を取りまとめ、必要に応じて関係行政機関に情報提供を行うこととされている。

また、J I T C O では、巡回指導の実施要領において、技能実習の適正な実施の観点から重大な問題があると認められる事案については、事案の

<p>内容等に応じて関係行政機関へ通報することとしている。</p> <p>(地方入国管理局による実態調査に基づく不正行為認定)</p> <p>地方入国管理局では、法務省指針に基づき、技能実習の適正な実施のために必要な事項や留意すべき事項が実行されているかを確認するために実態調査を実施しており、不適正な受入れを行っている実習実施機関等に対しては、不正行為認定を含めた厳正かつ的確な対応を行うこととされている。</p> <p>地方入国管理局が行う不正行為認定については、上陸基準省令に規定されており、技能実習の適正な実施を妨げる不正行為を行った実習実施機関等は、1年間から5年間技能実習生の受入れが認められないこととなる。</p> <p>また、この不正行為については、技能実習計画との齟齬、賃金の不払等の上陸基準省令に規定する行為とされている。</p> <p>なお、JITCOが行う文書指導に該当する事項は、地方入国管理局が行う不正行為認定に該当する事項をほぼ対象としている。</p> <p>(労働基準監督機関による監督指導に基づく是正勧告)</p> <p>労働基準監督機関では、労働基準法第101条等の規定に基づき、労働基準関係法令の遵守徹底を図るため、事業場に対して、立入権限や帳簿書類等の調査権限に基づく監督指導を行っており、違反があった場合は、当該事業場に対し行政指導等を行っている。</p> <p>労働基準監督機関による監督指導は、労働基準法、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、その他労働基準関係法令の遵守状況を確認するものである。</p> <p>なお、JITCOの巡回指導で確認すべき事項にも、労働関係法令の遵守状況を確認する事項が含まれている。</p> <p>(団体監理型の技能実習制度における巡回指導の役割)</p> <p>団体監理型の技能実習制度は、監理団体の責任と監理の下で実施されるものであり、監理団体による実習実施機関に対する監査は、当該制度の根幹をなす重要な取組であると言える。</p> <p>このため、監理団体による監査は、その励行と利害を排した公正中立で実効性ある実施が求められるが、会員・組合員等である傘下の実習実施機関に対して行われる場合もある。このため、推進事業実施機関の巡回指導による第三者的チェック機能は、企業単独型及び団体監理型の区別なく双方を対象とするものである（注）ものの、特に団体監理型の技能実習制度の適正な運営を図る上で、重要な役割を担っている。</p> <p>（注）技能実習制度推進事業において実施される巡回指導は、企業単独型及び団体監理型</p>	<p>図表1－(3)－③</p> <p>図表1－(1)－⑳ (再掲)</p> <p>図表1－(1)－㉓ (再掲)</p>
--	--

のいずれをも対象とする。このため、本項目の以下の調査結果では、両者を含む機関数及び件数である。

なお、JITCOが把握している企業単独型と団体監理型の実習実施機関の割合は、おおむね1：9である。

【調査結果】

今回、推進事業実施機関であるJITCOによる巡回指導の実施状況について調査したところ、以下のような状況がみられた。

ア 巡回指導対象の把握状況

(7) 技能実習1号を受け入れる監理団体及び実習実施機関を巡回指導の対象とする必要性

平成5年度から実施されている技能実習制度推進事業は、平成22年7月の改入管法等改正法の施行以前は、在留資格「研修」を経て、入国2年目と3年目となる在留資格「特別活動（技能実習）」で活動する技能実習生の技能等の修得を支援することを目的としていた。

入管法等改正法の施行前は、入国1年目は在留資格が「研修」、2年目から在留資格が「特定活動」とされていたため、2年目以降の者が、技能実習を受け、また、労働関係法令の適用を受けることとされており、技能実習の実施状況及び適正な雇用管理の実施状況をチェックする巡回指導は、2年目以降の受入れがある監理団体及び実習実施機関のみを対象としていた。

その後、入管法等改正法の施行により、それまで在留資格「研修」であった1年目の者が、新たに在留資格「技能実習1号」を付与され、技能実習生という位置付けとなり、労働関係法令の適用を受けることとなった。このため、これら技能実習1号の技能実習生を受け入れている監理団体及び実習実施機関も推進事業実施機関が実施する巡回指導の対象とする必要が生じている。

しかし、技能実習制度推進事業は、平成22年7月以降においても、在留資格「技能実習」のうち、3年間で技能等を修得することを前提とした2年目又は3年目の技能実習2号として活動する技能実習生のみを対象としており、技能実習1号として活動する技能実習生は、対象となっていない。

このため、技能実習1号のみを受け入れている監理団体及び実習実施機関も、当該事業の対象となっておらず、また、巡回指導の対象にもなっていない。

(イ) JITCOの巡回指導の対象となっている監理団体数及び実習実施機関数

JITCOにおける巡回指導の対象となる監理団体及び実習実施

図表1-(3)-④

機関の把握状況をみたところ、技能実習 1 号に係る監理団体及び実習実施機関については把握していなかった（注 1）。

J I T C O が把握しているのは、技能実習 2 号の技能実習生を受け入れている監理団体及び実習実施機関であり、その数は、平成 23 年度で、監理団体 1,955 団体、実習実施機関 2 万 1,223 機関となっている（注 2）。

（注 1） ただし、技能実習 1 号及び 2 号の両方の受入れを行っている監理団体及び実習実施機関については、技能実習 1 号の技能実習生の受入れについて把握している場合や、母国語相談等を通じて、独自に把握している場合がある。

（注 2） 技能実習 2 号の技能実習生が所属する監理団体及び実習実施機関については推進事業実施機関として実施している、技能実習 1 号から 2 号へ移行する際に必要となる実習実施計画の評価業務を通じて把握しており、平成 23 年度は、技能実習 2 号への移行の際に評価を行った監理団体 1,625 団体、実習実施機関 1 万 6,178 機関について網羅的に把握している。

図表 1 - (3) - ⑤

図表 1 - (3) - ⑥

（ウ）巡回指導の対象となっていない技能実習生数、監理団体数及び実習実施機関数（推計）

J I T C O が把握できていないのは、技能実習 1 号として活動する技能実習生のみを受け入れている監理団体及び実習実施機関である。これら監理団体数及び実習実施機関数について推計してみると、監理団体については約 195 団体、実習実施機関については約 2,100 機関となり、これらの団体、機関については、巡回指導の対象にもなっていないものと考えられる。

（推計方法）

i) 平成 23 年 12 月末の在留資格「技能実習」の外国人登録者数は、14 万 1,994 人（内訳は、技能実習 1 号の技能実習生数 6 万 1,178 人、技能実習 2 号の技能実習生数 8 万 816 人）である。

このうち、J I T C O が把握できる技能実習生数は、12 万 9,113 人（注）であり、その差 1 万 2,881 人が技能実習 1 号の活動のみを行う技能実習生と考えられる。

（注） 平成 23 年度に在留資格認定証明書の交付申請書の事前点検等を行った技能実習 1 号の技能実習生 4 万 8,297 人（ただし、事前点検等については、J I T C O で記録を保持しているものではない。）と外国人登録者数における技能実習 2 号の技能実習生 8 万 816 人の合計である。

ii) J I T C O が把握している平成 23 年度の監理団体数は 1,955 団体、実習実施機関数は 2 万 1,223 機関である。

iii) i)、ii) の数値に基づき、J I T C O が把握できない技能実習 1 号として活動する技能実習生のみを受け入れている監理団体及び実習実施機関の数を推計すると次のとおりである。

① J I T C O が把握できていない監理団体数（約 195 団体）

a 1 監理団体当たりの技能実習生数＝巡回指導の対象実習生数／巡回指導の対象監理団体数＝12万9,113人／1,955団体≒66.04人

b J I T C Oが把握できていない監理団体数＝巡回指導の対象外技能実習生数／1 監理団体当たりの技能実習生数 (a)＝1万2,881人／66.04人≒195.05団体

なお、J I T O C Oが把握できていない監理団体数とは、現在、巡回できていないと考えられる監理団体数と同義となる。

② J I T C Oが把握できていない実習実施機関数（約2,100機関）

a 1 実習実施機関当たりの技能実習生数＝巡回指導の対象技能実習生数／巡回指導の対象実習実施機関数＝12万9,113人／2万1,223機関≒6.08人

b J I T C Oが把握できていない実習実施機関数＝巡回指導の対象外実習生数／1 実習実施機関当たりの実習生数 (b)＝1万2,881人／6.08人≒2,118.59団体

なお、J I T C Oが把握できていない実習実施機関数とは、現在、巡回できていないと考えられる実習実施機関数と同義となる。

イ 巡回指導の実施状況

平成21年度から23年度におけるJ I T C Oによる巡回指導の実施状況についてみたところ、次のような状況となっていた。

(7) 巡回指導の目標件数の達成状況

巡回指導の目標件数を達成できていない地方駐在事務所は、毎年度発生しており、監理団体に対する巡回指導に関しては、東京、富山及び広島の3事務所が、実習実施機関に対する巡回指導に関しては、東京、名古屋及び福岡の3事務所が、いずれも3年連続で未達成となっていた。

特に東京事務所については、監理団体に対する巡回指導は、全国平均が約8割から9割となっているのに対し、同事務所は約3割から4割、実習実施機関に対する巡回指導は、全国平均がおおむね9割以上となっているのに対し、同事務所は約6割から8割と極めて低調であり、事務所の中で最も低くなっていた。

一方、目標件数の達成率が3年連続で100%を超える地方駐在事務所が6事務所あった。

図表1-(3)-⑦

図表1-(3)-⑧

(イ) 巡回指導の実施機関率の状況

巡回指導は、平成 23 年度の技能実習制度推進事業に係る仕様書においては、監理団体の全部、実習実施機関の全機関の半分（1 万件）程度について実施することとされている。しかし、JITCO が把握する監理団体及び実習実施機関に対して、実際に行った巡回指導の実施割合（以下「実施機関率」という。）についてみると、毎年度、監理団体に対する巡回指導については約 7 割から 8 割、実習実施機関に対する巡回指導については約 4 割となっていた（注）。

特に、東京事務所については、監理団体で約 2 割から 3 割、実習実施機関で約 2 割から 4 割と低調であり、駐在事務所の中で最も低い水準となっていた。

（注）実習実施機関に対する巡回指導の目標は、総数（平成 21 年度 2 万 3,716 件、22 年度 2 万 3,636 件、23 年度 2 万 1,223 件）に対し 1 万件（23 年度は 9,500 件）であるため、総数の 4 割で達成となる。

また、技能実習生 1 人が技能実習を受ける標準的な期間（技能実習 1 号として、及び 2 号として技能実習を受ける標準的な期間）である 1 年から 3 年間の間に、これを受け入れている全ての監理団体及び実習実施機関に対して、JITCO が巡回指導を行っているか否かについてみたところ、次のとおり、2 年間または 3 年間のうちに巡回されていない監理団体及び実習実施機関が一定程度あることが分かった。

① 平成 21 年度及び 22 年度の 2 年間において、監理団体 2,018 団体のうち 178 団体（8.8%）、実習実施機関 2 万 3,716 機関のうち 5,681 機関（24.0%）が巡回できていなかった。また、平成 22 年度及び 23 年度の 2 年間についても監理団体 2,018 団体のうち 136 団体（6.7%）、実習実施機関 2 万 3,636 機関のうち 6,367 機関（26.9%）が巡回できていないなど 2 年間で巡回できていない監理団体が全体の約 7%、実習実施機関が全体の約 25%となっていた。

② 平成 21 年度から 23 年度の 3 年間において、実習実施機関 2 万 3,716 機関のうち、巡回できていない機関が 1,051 機関あった。

巡回指導は、監理団体及び実習実施機関における技能実習の実施状況及び適正な雇用管理の実施状況について、唯一網羅的かつ第三者的にチェックできる仕組みであるが、技能実習生 1 人が技能実習を受ける期間である 2、3 年の間に、必ずしも巡回できていない状況であると考えられる。

図表 1 - (3) - ⑨

図表 1 - (3) - ⑩

(ウ) 巡回指導の対象の選定状況

巡回指導の対象の選定について、JITCOは、原則として、全ての監理団体及び実習実施機関を対象としているが、特に、①新規に技能実習生を受け入れる機関等これまでに巡回指導の実績がない実習実施機関、②直近の巡回指導から相当程度期間が経過している実習実施機関、③技能実習の適正な実施の観点から指導の必要がある実習実施機関、④適正な技能実習実施の観点から傘下の実習実施機関の状況把握や指導に問題がある監理団体を優先することとしている。

しかし、平成23年に①地方入国管理局が実態調査を実施し不正行為認定を行った100機関(145件)及び②当省において愛知及び福井労働局を任意に選定し管内の労働基準監督署が実習実施機関に対し監督指導を実施し是正勧告を行ったもののうち、それら処分の原因となった行為が行われていた時期が明らかな80機関(82件)(注1)を対象に、当該時期のJITCOの巡回指導の実施状況についてみると、次のとおり、巡回指導の実施率が3年間で約95.4%という水準であることを考慮しても、対象機関の選定が効果的に実施されているとは言えない状況であった。

① 不正行為認定を受けた実習実施機関100機関(145件)のうち、28機関(28.0%)(41件)について、平成21年度から23年度までの3年間を通じて一度も巡回指導をしていなかった(注2)。

図表1-(3)-⑪

② 是正勧告を受けた実習実施機関80機関(82件)(注1)のうち、17機関(21.3%)(18件)について、平成21年度から23年度までの3年間を通じて一度も巡回指導をしていなかった。

図表1-(3)-⑫

(注1) 愛知及び福井労働局で実習実施機関に対して是正勧告を行ったものうち相互通報制度により地方入国管理局に通報された156件から処分の原因となった行為が行われていた時期が明らかな80機関(82件)を抽出した。

(注2) これらの機関数は巡回指導の対象となっていない技能実習1号のみの受入れの場合も含むものである。

(イ) 巡回指導における指導状況

JITCOの平成21年度から23年度における文書指導の実施状況をみると、改善を促すために有用な文書指導の枠組みは、推進事業実施機関の内規により設けられており、その運用も推進事業実施機関による裁量に委ねられていることから、毎年度、巡回指導を監理団体から1,500件前後、実習実施機関が9,500件以上実施しているものの、文書指導を行った件数は、監理団体では平成23年2月から24年3月までの1年1か月間で2件、実習実施機関では毎年度300件程度にとどまっていた。

図表1-(3)-⑬

このことについて、JITCOは、巡回指導は改善を目的とするも

のであるため、文書指導案件であっても口頭指導で対応している場合があるとしている。しかし、口頭指導とした場合、文書指導の場合と異なり、改善報告書の提出を求める枠組みになっていないため、指導事項に対する改善の実効性の担保が必ずしも図られないものとなっていた。

また、平成21年度から23年度における地方駐在事務所ごとの実習実施機関に対する文書指導の件数を3年間の合計で見ると、富山事務所288件、広島事務所193件と多い事務所がある一方、3年間で10件未満となっているものが6事務所(注)あるなど、文書指導の取扱いが事務所によって区々となっていた。

(注) 6事務所は水戸、宇都宮、長野、松江、高松、松山の各事務所を指す。なお、高松事務所では、独自に「指摘件数」として、チェックリストのようなものを用い交付しているため、文書指導の実施件数は少なくなっている。

(オ) 巡回指導の指摘状況

JITCOによる巡回指導において、問題の指摘が的確に行われているかとの観点から、平成23年に①地方入国管理局が実態調査を実施し不正行為認定を行った100機関(145件)及び②当省において愛知及び福井労働局を任意に選定し管内の労働基準監督署が実習実施機関に対し監督指導を実施し是正勧告を行ったもののうち処分の原因となった行為が行われていた時期が明らかでない80機関(82件)(注)を対象に、当該時期に実施していたJITCOの巡回指導における文書指導による指摘状況についてみると、次のとおり、的確な指摘ができていない状況がみられ、これが見られたものは、不正行為認定で1件、是正勧告では0件であった。

① 不正行為認定を受けた実習実施機関100機関(145件)のうち、45機関(59件)については、不正行為の時期から地方入国管理局の実態調査までの間に巡回指導を実施したが、文書指導はしていない。また、1機関(1件)については、文書指導をしたが当該行為に関する指摘はしていなかった。

② 是正勧告を受けた実習実施機関80機関(82件)(注)のうち、12機関(13件)については、違反の時期から労働基準監督機関の監督指導までに巡回指導を実施したが、文書指導はしていなかった。

(注) 愛知及び福井労働局で実習実施機関に対して是正勧告を行ったもののうち相互通報制度により地方入国管理局に通報された154機関(156件)から処分の原因となった行為が行われていた時期が明らかでない80機関(82件)を抽出した。

なお、巡回指導の実効性に関して、JITCOでは、次のとおりとしている。

図表1-(3)-⑭

図表1-(3)-⑪
(再掲)

図表1-(3)-⑫
(再掲)

① 巡回指導は、監理団体及び実習実施機関の理解と協力を得て実施しており、権限を有する行政機関の監督指導等とは根本的に異なるものである。

② 実際の巡回指導においては、事前（おおむね1か月前）に監理団体及び実習実施機関に連絡し日程調整を行い、合意の上で実施しているため、不正行為認定事案に多い二重帳簿や「とぼし」のような悪質なケースを現場で発見することは困難である。

③ また、巡回指導については、技能実習制度推進事業に対し、巡回先の監理団体及び実習実施機関から理解を得られず、対応を拒否される場合もあり、これを行えない場合もある。

なお、このように対応を拒否した監理団体及び実習実施機関については、繰り返し説明することによって理解と協力を得て、巡回指導を実施しているところである。しかし、対応を拒否した監理団体及び実習実施機関に関する情報を関係行政機関に連絡し、その改善を図るようなことはしていない。

(カ) 特定巡回指導及び特別巡回指導の実施状況

JITCOは、特定巡回指導として、事前通知を行わない、いわゆる抜き打ちの手法を取り入れた巡回指導を、当該手法が効果的と考えられる案件を対象に、平成21年度から導入している。

このほか、特別巡回指導として、母国語相談で情報提供があった場合など、特に問題があると思われる事項を中心に、呼出しや訪問の直前の通知などの手法による巡回指導も平成23年末から取り入れている。

これらの手法は、巡回指導の実効性を高めるために効果的な手法であり、JITCOが厚生労働省と相談し、技能実習制度推進事業の委託の範囲内において、自ら取り入れている手法である。

これらの実績をみると、特定巡回指導については、監理団体に対するものが、平成23年度1件、実習実施機関に対するものが、平成21年度6件、22年度0件、23年度6件、また、特別巡回指導については、平成23年度に、監理団体に対するものが3件、実習実施機関に対するものが5件となっていた。

(キ) 巡回指導における指摘事項の改善確認状況

平成21年度から23年度における実習実施機関に対する文書指導をした846事案について、おおむね1か月を目途に提出することになっている改善報告書の提出状況を見ると、毎年度約1割から2割の機関が提出しておらず、JITCOでは改善状況が確認できていなかった。

図表1-(3)-⑮

図表1-(3)-⑯

図表1-(3)-⑰

なお、口頭指導については、必要に応じ改善状況の報告を求めるものとなっているが、前述イ(エ)のとおり、JITCOは、巡回指導は監理団体及び実習実施機関の主体的な取組を促すことを主眼としているため、文書指導すべき事案を口頭指導にとどめているケースもあるとしており、この点からも、巡回指導により把握した不正行為等の改善状況の確認が必ずしも適切に行われていないと考えられる。

(ク) 関係行政機関との連携状況

a JITCOによる関係機関への通報事案

巡回指導の結果については、技能実習制度推進事業に関する仕様書において、必要に応じ関係機関に連絡することとなっている。しかし、JITCOは、不正行為に該当する事案と考えられる文書指導事案について、地方入国管理局や労働基準監督機関に連絡することとしていなかった。

また、JITCOは、内部規定である関係行政機関への通報等実施要領において、不正行為認定に相当する事案で、とりわけ重大な問題のみられる事案、地方駐在事務所の度重なる指導にもかかわらず改善の意志がみられない悪質な事案などを重大事案と位置付け、これらを通報事案の対象範囲に定めているが、平成21年度から23年度における重大事案23件のうち関係行政機関に連絡したものは8件となっており、3分の1程度しか連絡していなかった。

b JITCOから厚生労働省への報告状況

JITCOは、技能実習制度推進事業の委託元である厚生労働省（職業能力開発局）に対し、同事業に関する仕様書に基づき、母国語相談で把握した問題のある事案については、毎月平均7件程度を月末に報告しているが、巡回指導については、そのような取り決めがなく、毎月の報告は行っていなかった。

(ケ) 巡回指導の実効性確保

巡回指導の実効性が低い点について、厚生労働省の「研修・技能実習制度研究会報告」（平成20年6月）においては、「JITCOの巡回指導については、一定のチェック機能を果たしているものの、JITCO自体が受入れ団体や企業からの会費収入に依存しているサービス援助機関であるという性格や法的権限がないこともあり、受入れ企業に法令違反の疑いがあった場合も指導・助言等により自主的な改善を促すにとどまるなど不正行為の摘発に対しては必ずしも十分な実効力を伴っていない面がある。」との指摘がなされている。また、同報告書

図表1-(3)-⑱

図表1-(3)-⑲

においては、検討の方向性として、「受入れ企業・団体における法令遵守や実習実施についての適正化を徹底するため、こうした監理的な面について一元的にチェックする機能を強化する方向で、今後そのあり方を検討していく必要がある。」とされ、具体の方策も提示されているが、JITCOと監理団体との関係性の改善策は何ら提示されていない。

【所見】

したがって、法務省及び厚生労働省は、厚生労働省が実施している技能実習制度推進事業の委託先である推進事業実施機関による巡回指導の適正な実施を確保する観点から、以下の措置を講ずる必要がある。

① 厚生労働省は、巡回指導について、技能実習1号の技能実習生のみを受入れを行う監理団体及び実習実施機関も対象とすること。

また、法務省は、技能実習生を受け入れている監理団体及び実習実施機関のリスト（監理団体及び実習実施機関の名称及び所在地並びに当該監理団体及び当該実習実施機関の技能実習生の受入れ人数等の情報が盛り込まれたもの。）を厚生労働省からの求めに応じ提供するものとし、厚生労働省は、これを推進事業実施機関に提供すること。

② 法務省及び厚生労働省は、巡回指導の実効性を高める観点から、次の措置を講ずること。

i) 厚生労働省は、巡回指導の実施が低調な地域がある場合は、推進事業実施機関に対し、地方事務所の配置やその職員配置についても指導を行うなど必要な措置を講ずること。

ii) 法務省は、巡回指導対象の適切な選定に資するため、厚生労働省からの求めに応じ、不正行為認定事案に関する情報を法令の範囲内で提供すること。

また、厚生労働省は、当該事案や労働基準監督機関による監督指導等に関する情報を分析するなどして、推進事業実施機関に対し、必要な情報提供を行うこと。

iii) 厚生労働省は、巡回指導における指導の基準（文書指導に関する基準、改善報告書の提出に関する基準及び抜き打ち又は訪問直前連絡の実施に関する基準を含む。）及び地方入国管理局又は労働基準監督機関へ情報提供する事案（巡回指導を拒否された事案を含む。）の基準を策定すること。

その際、文書指導に関する基準及び関係行政機関への情報提供の基準の適用範囲については、地方入国管理局による不正行為認定及び労働基準監督機関による是正勧告の検討対象となる事案を踏まえて設定すること。

また、推進事業実施機関に対し、上記基準を提示し、これに沿った指導及び関係行政機関への情報提供の厳格な実施を徹底するよう指導すること。

さらに、法務省及び厚生労働省は、上記基準に基づき推進事業実施機関から情報提供された問題事案については、当該問題事案の内容・緊急性を勘案し、可能な限り迅速かつ適切に処理すること。

iv) 厚生労働省は、推進事業実施機関が定期的に行う実施状況の報告において、巡回指導の実施目標に向けた進捗状況等を聴取し、上記iii)の巡回指導における指導の基準に沿った取組が確実に実施されるよう、必要な指導を行うこと。

図表 1 - (3) - ① 平成 23 年度技能実習制度推進事業に係る仕様書 <抜粋>

5 事業内容

(1) 技能実習制度の円滑な推進

① 実施体制の整備

本事業を効果的かつ効率的に行うに当たって必要となる中央及び地方における体制の整備を行う。

ア 中央組織の事業実施体制整備

受託者は、本事業を実施するための独立した部門を設ける等の事業実施体制を整備するものとする。

イ 地方事務所の事業実施体制整備

受託者は、本事業のうち、(1)②③④⑤⑦イ、(2)②の円滑な実施のため、国内の適所に地方事務所を設置し、必要なスタッフの配置等事務処理体制を整備するものとする。

ウ 監理団体、実習実施機関等の情報管理

本事業を実施したことで得る情報、事業を実施する上で必要である監理団体、実習実施機関等の情報について、必要に応じ情報が取り出せるような管理を行う。

② 実習実施機関への巡回指導等の実施

全実習実施機関の半分（10,000 件）程度を原則、直接訪問し、技能実習計画に則った技能実習が実施されているか及び適正な雇用管理が行われているかについて把握するとともに、技能実習状況に応じた指導等を行う。指導の結果を、取りまとめ、委託者へ報告するとともに、必要に応じて関係行政機関に情報提供を行う。なお、訪問する企業数は、委託者の指示により変更することがある。（別紙 1 に監理団体、実習実施機関の都道府県別数を参考添付）

③ 監理団体への巡回指導

全監理団体と面接し、当該団体による傘下の実習実施機関に対する監理・指導状況を把握し、必要な助言・指導を行う。指導の結果について、取りまとめ、委託者へ報告するとともに、必要に応じて、関係行政機関へ情報提供を行う。

（省略）

6 受託者の講ずべき措置等

（省略）

(5) 調査等

① 受託者は、委託事業の実施状況を定期的に委託者に報告するものとする。

② 委託者は、本事業の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、受託者に対し、技能実習制度推進事業の状況に関し必要な報告を求めるとともに、必要があると認めるときは、受託者に対し、必要な措置をとるべきことを指示するものとする。

（注）下線は当省が付した。

図表 1 - (3) - ② 国際研修協力機構（JITCO）の体制（平成 23 年 7 月 1 日現在）

○ 地方駐在事務所 17 か所

職員 117 人（※ 1 平成 24 年度は 114 人）

（※ 2 平成 23 年度の技能実習制度推進事業の担当者は 78 人）

※ 地方駐在事務所所在地（平成 23 年度）

事務所	管轄地域	※ 平成 24 年度中に変更
札幌	北海道	
仙台	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島	
水戸	茨城	
宇都宮	栃木、群馬	
千葉	千葉	
東京	埼玉、東京、神奈川、山梨	
新潟	新潟	※ 廃止。長野事務所が管轄
富山	富山、石川、福井	
長野	長野	※ 新潟事務所の廃止に伴い、管轄は新潟、長野
静岡	静岡	
名古屋	岐阜、愛知、三重	
大阪	滋賀、京都、大阪、奈良、和歌山、兵庫	
松江	鳥取、島根	
広島	岡山、広島、山口	
高松	徳島、香川、高知	
松山	愛媛	
福岡	福岡、佐賀、長崎、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	※ 熊本事務所の新設に伴い、管轄は福岡、佐賀、長崎、大分、沖縄
(熊本)		※ 熊本事務所を新設、管轄は熊本、宮崎、鹿児島

(注) 1 JITCOの資料に基づき、当省が作成した。

2 なお、平成 25 年 3 月末をもって、松江事務所を廃止し、同年 4 月 1 日以降、広島事務所の担当地域が鳥取、島根、岡山、広島、山口に変更。

図表 1－(3)－③ 技能実習生の入国・在留管理に関する指針（平成 24 年 11 月改訂、法務省入国管理局）＜抜粋＞

第 3 実態調査の実施

技能実習の適正な実施のために必要な事項、留意すべき事項は、第 2 に記載したとおりですが、これが実行されているかを確認するために、地方入国管理局が実態調査を実施することがあります。

調査事項は、本指針の内容に沿ったものとなりますので、実習実施機関等は、日頃から本指針を遵守した技能実習を行うとともに、実態調査の際には地方入国管理局の調査に協力しなければなりません。

第 4 不正行為

1 基本的考え方

「不正行為」の具体的内容は上陸基準省令の「技能実習 1 号イ」の項の第 18 号の表の上欄及び「技能実習 1 号ロ」の項の第 16 号の表の上に規定されている行為で、かつ、これらの号の本文により技能実習に係る行為であるものです。このような不正行為を行った場合は「技能実習の適正な実施を妨げるもの」であるか否かを問わず、地方入国管理局への報告の対象となります。また、地方入国管理局では、監理団体又は実習実施機関からの報告の有無にかかわらず、第 3 で示したように実態調査を実施するなどし、「不正行為」に対して厳正かつ的確に対応することとしています。

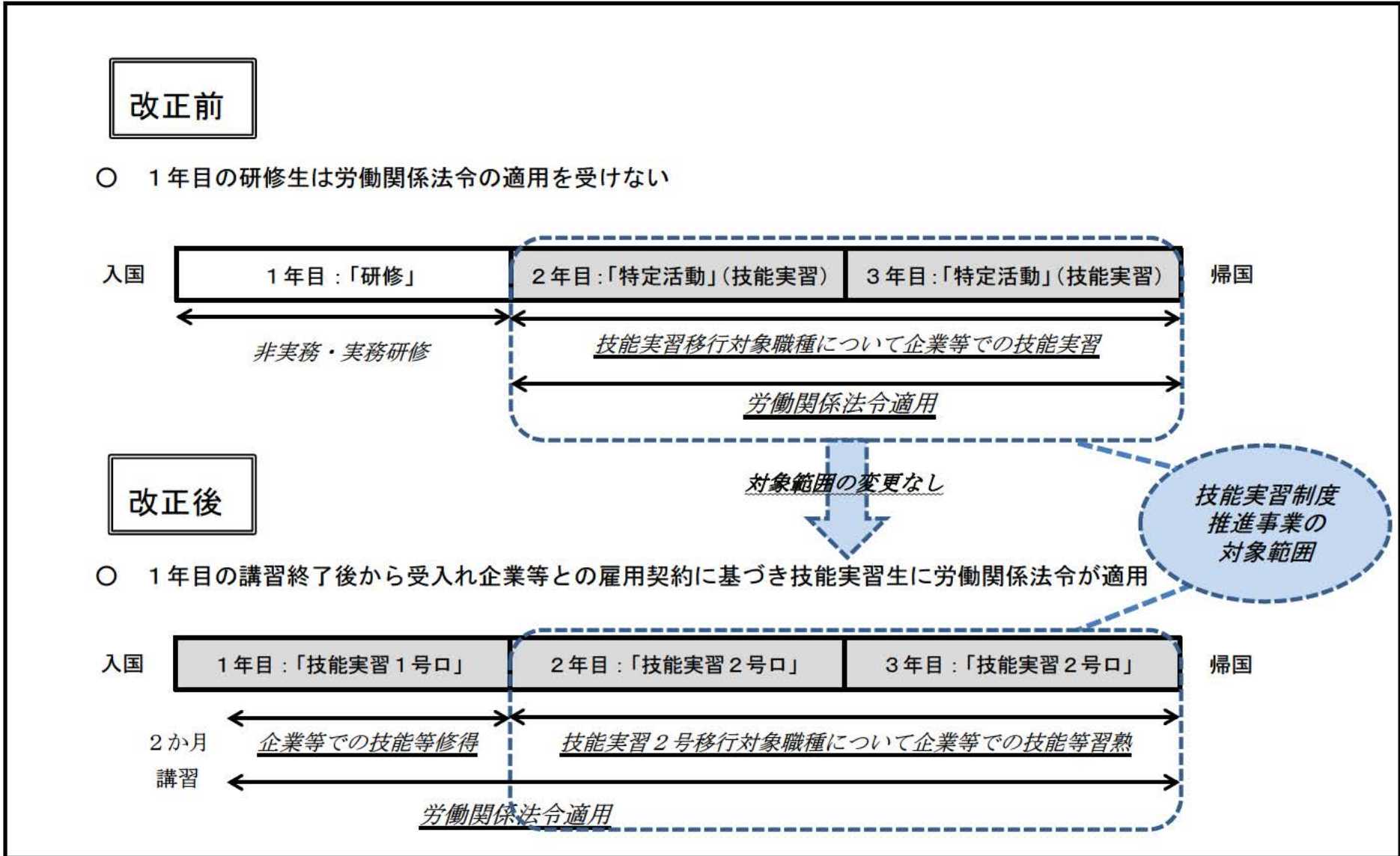
(省略)

2 「不正行為」の具体的内容（※ 詳細な場合及び受入れ停止期間は省略）

- (1) 暴行・脅迫・監禁
- (2) 旅券・在留カードの取上げ
- (3) 賃金等の不払い
- (4) 人権を著しく侵害する行為
- (5) 偽変造文書等の行使・提供
- (6) 保証金の徴収等
- (7) 雇用契約に基づかない講習の期間中の業務への従事
- (8) 二重契約
- (9) 技能実習計画との齟齬
- (10) 名義貸し
- (11) 実習実施機関における「不正行為の報告不履行」・「実習継続不可能時の報告不履行」
- (12) 監理団体における「不正行為等の報告不履行」・「監査、相談体制構築等の不履行」
- (13) 行方不明者の多発
- (14) 不法就労者の雇用等
- (15) 労働関係法令違反
- (16) 営利目的のあっせん行為
- (17) 再度の不正行為
- (18) 日誌等の作成等不履行
- (19) 帰国時の報告不履行

(注) 下線は当省が付した。

図表1-(3)-④ 入管法改正(平成22年7月)に基づく技能実習制度(団体監理型)と技能実習制度推進事業の対象範囲との比較



(注) 当省が作成した。

図表 1 - (3) - ⑤ J I T C Oが把握している監理団体及び実習実施機関数(平成 21 年度～24 年度)
(単位：団体、機関)

	平成 21 年度	22	23	24
監理団体	1, 843	2, 018	1, 955	2, 010
実習実施機関	23, 716	23, 636	21, 223	20, 227
計	25, 559	25, 654	23, 178	22, 237

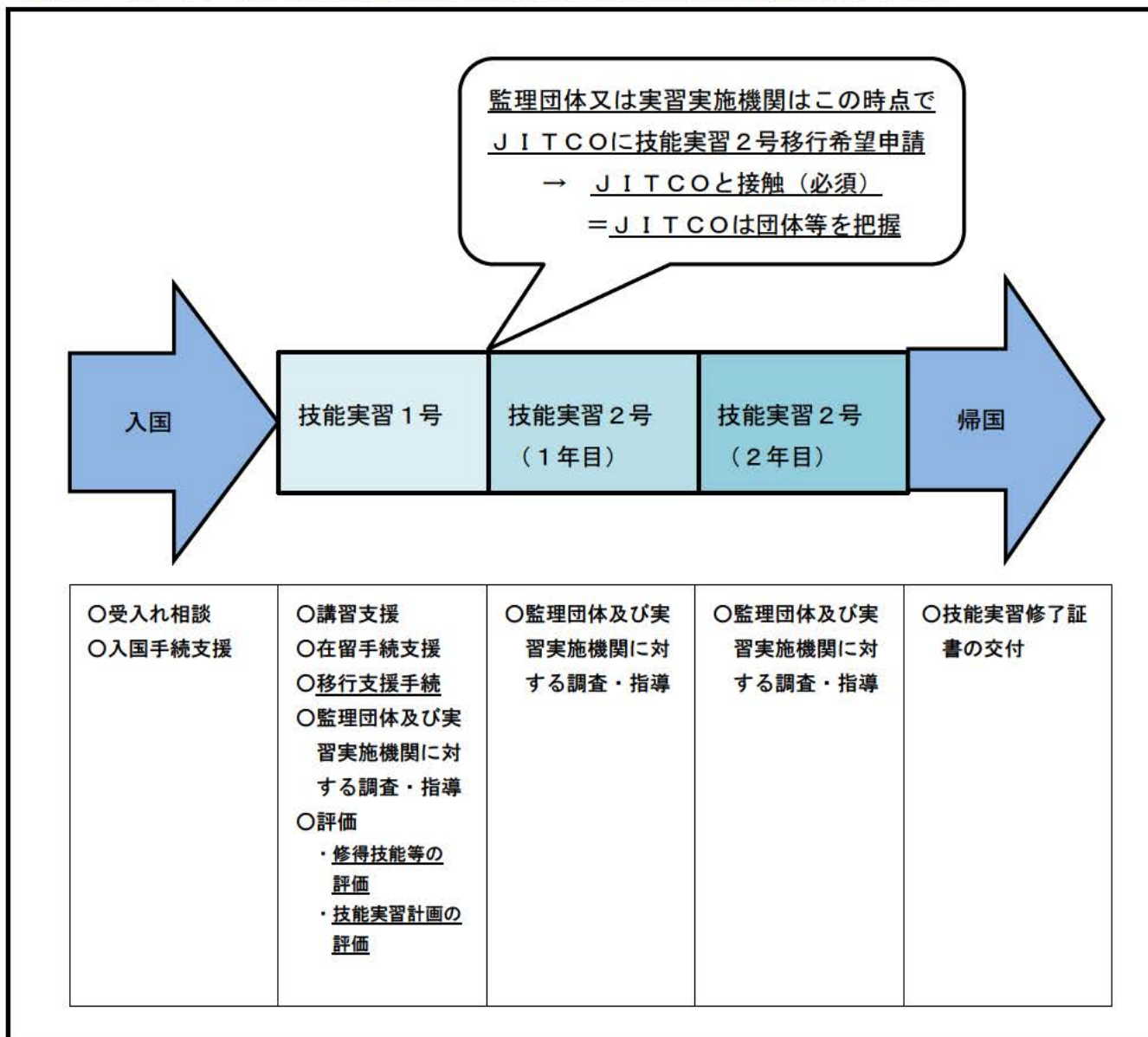
- (注) 1 厚生労働省及び J I T C Oの資料に基づき、当省が作成した。
2 平成 24 年度は、同年 8 月 17 日現在の数である。

<参考> J I T C Oが把握している監理団体・実習実施機関数（平成21年度～24年度、都道府県別及び地方駐在事務所別）（単位：団体、機関）

都道府県	21年度			22年度			23年度			24年度(24.8.17現在)			地方駐在事務所	24年度地方駐在事務所
	監理団体数	実習実施機関数	合計	監理団体数	実習実施機関数	合計	監理団体数	実習実施機関数	合計	監理団体数	実習実施機関数	合計		
北海道	53	506	559	58	546	604	59	591	650	68	633	701	札幌	札幌
青森	19	99	118	17	104	121	16	99	115	18	88	106	仙台	仙台
岩手	14	144	158	16	156	172	16	95	111	14	101	115		
宮城	14	164	178	18	177	195	15	128	143	12	67	79		
秋田	20	160	180	19	146	165	17	128	145	15	109	124		
山形	17	116	133	19	119	138	19	106	125	20	97	117		
福島	19	209	228	16	192	208	17	154	171	11	108	119		
茨城	73	1,722	1,795	82	1,948	2,030	86	1,599	1,685	95	1,794	1,889	水戸	水戸
栃木	38	475	513	40	473	513	39	411	450	36	434	470	宇都宮	宇都宮
群馬	30	562	592	34	537	571	34	489	523	36	514	550		
千葉	53	1,026	1,079	62	1,067	1,129	55	999	1,054	58	970	1,028	千葉	千葉
東京	121	701	822	144	670	814	149	519	668	164	432	596	東京	東京
埼玉	42	870	912	46	826	872	45	747	792	47	718	765		
神奈川	21	442	463	25	422	447	24	372	396	27	341	368		
山梨	3	108	111	2	97	99	3	93	96	4	92	96		
新潟	26	283	309	26	274	300	25	248	273	22	214	236	新潟	長野(※)
富山	50	549	599	54	531	585	51	443	494	49	447	496	富山	富山
石川	32	418	450	32	395	427	30	346	376	29	357	386		
福井	44	538	582	47	519	566	44	470	514	45	447	492		
長野	46	501	547	52	500	552	49	456	505	49	444	493	長野	長野
静岡	29	921	950	39	911	950	41	822	863	47	691	738	静岡	静岡
岐阜	148	1,655	1,803	162	1,599	1,761	155	1,465	1,620	161	1,360	1,521	名古屋	名古屋
愛知	154	2,730	2,884	169	2,714	2,883	170	2,425	2,595	177	2,235	2,412		
三重	53	790	843	57	760	817	55	681	736	59	654	713		
兵庫	56	600	656	64	587	651	60	540	600	60	499	559	大阪	大阪
滋賀	24	279	303	25	289	314	26	264	290	25	245	270		
京都	11	186	197	9	185	194	9	172	181	10	155	165		
大阪	72	1,025	1,097	76	1,009	1,085	75	866	941	81	724	805		
奈良	17	169	186	15	173	188	15	159	174	16	158	174		
和歌山	16	96	112	17	96	113	14	80	94	10	76	86		
鳥取	29	140	169	29	132	161	24	120	144	24	120	144	松江	松江
島根	26	202	228	26	195	221	22	183	205	20	167	187		
岡山	46	560	606	54	562	616	53	512	565	50	486	536	広島	広島
広島	95	1,144	1,239	106	1,124	1,230	101	981	1,082	103	971	1,074		
山口	28	208	236	31	210	241	26	193	219	26	186	212		
徳島	52	392	444	55	364	419	51	357	408	50	327	377	高松	高松
香川	55	424	479	59	413	472	60	394	454	60	379	439		
高知	22	167	189	20	174	194	14	165	179	13	158	171		
愛媛	42	590	632	44	577	621	42	548	590	40	521	561	松山	松山
福岡	44	466	510	56	473	529	57	436	493	63	401	464	福岡	福岡
佐賀	10	105	115	9	103	112	8	101	109	8	104	112		
長崎	16	228	244	18	218	236	14	214	228	16	197	213		
熊本	24	461	485	26	442	468	26	432	458	29	405	434		
大分	22	202	224	25	210	235	24	193	217	20	165	185		
宮崎	9	164	173	8	186	194	10	183	193	13	180	193		
鹿児島	7	180	187	9	194	203	8	208	216	8	223	231		
沖縄	1	39	40	1	37	38	2	36	38	2	33	35	福岡(※)	
合計	1,843	23,716	25,559	2,018	23,636	25,654	1,955	21,223	23,178	2,010	20,227	22,237	合計	

(注) 1 J I T C O提出資料に基づき、当省が作成した。
2 「※」は、平成24年度の地方駐在事務所の体制変更による。

図表 1 - (3) - ⑥ 推進事業実施機関が監理団体及び実習実施機関を把握する機会



(注) JITCOの資料に基づき、当省が作成した。

図表 1 - (3) - ⑦ 巡回指導の目標件数に対する達成状況（平成 21 年度～23 年度）

（監理団体）

（単位：事務所）

区分	平成 21 年度	22 年度	23 年度
目標件数を達成した事務所	11	8	8
目標件数を達成できなかった事務所	6	9	9
計	17	17	17

（実習実施機関）

（単位：事務所）

区分	平成 21 年度	22 年度	23 年度
目標件数を達成した事務所	11	13	11
目標件数を達成できなかった事務所	6	4	6
計	17	17	17

（注）当省の調査結果による。

図表 1 - (3) - ⑧ 巡回指導の目標件数に対する達成率（平成 21 年度～23 年度）

（監理団体）

（単位：団体）

区分		管内団体数 a	目標件数 b	実施件数 c	達成率 c / b
平成 21 年度	東京事務所	187	144	47	32.6%
	全国	1,843	1,501	1,397	93.1%
22 年度	東京事務所	217	195	58	29.7%
	全国	2,018	1,879	1,636	87.1%
23 年度	東京事務所	221	203	81	39.9%
	全国	1,955	1,899	1,686	88.8%

（実習実施機関）

（単位：機関）

区分		管内機関数 a	目標件数 b	実施件数 c	達成率 c / b
平成 21 年度	東京事務所	2,121	832	536	64.4%
	全国	23,716	9,750	9,556	98.0%
22 年度	東京事務所	2,015	832	552	66.3%
	全国	23,636	10,000	9,868	98.7%
23 年度	東京事務所	1,731	832	693	83.3%
	全国	21,223	9,675	9,594	99.2%

（注）1 当省の調査結果による。

2 1つの監理団体及び実習実施機関に対して、同一年度に複数回巡回することがあり、「実施件数」は延べ数である。

<参考> 巡回指導の目標の達成状況（平成21年度～23年度、地方駐在事務所別）

（単位：団体、機関）

監理団体	21年度						22年度						23年度					
	JITCO 把握数 z	目標件数 a	実施件数 b	実施 団体数 c	達成率 b/a	実施 団体率 c/z	JITCO 把握数 z	目標件数 a	実施件数 b	実施 団体数 c	達成率 b/a	実施 団体率 c/z	JITCO 把握数 z	目標件数 a	実施件数 b	実施 団体数 c	達成率 b/a	実施 団体率 c/z
札幌	53	46	44	44	95.7%	83.0%	58	54	55	55	101.9%	94.8%	59	56	55	55	98.2%	93.2%
仙台	103	86	86	85	100.0%	82.5%	105	106	98	97	92.5%	92.4%	100	103	78	77	75.7%	77.0%
水戸	73	54	40	39	74.1%	53.4%	82	77	78	77	101.3%	93.9%	86	85	62	60	72.9%	69.8%
宇都宮	68	52	54	51	103.8%	75.0%	74	67	36	36	53.7%	48.6%	73	71	42	42	59.2%	57.5%
千葉	53	41	43	43	104.9%	81.1%	62	54	20	20	37.0%	32.3%	55	55	44	43	80.0%	78.2%
東京	187	144	47	47	32.6%	25.1%	217	195	58	58	29.7%	26.7%	221	203	81	78	39.9%	35.3%
新潟	26	23	25	25	108.7%	96.2%	26	26	31	25	119.2%	96.2%	25	24	24	24	100.0%	96.0%
富山	126	124	87	86	70.2%	68.3%	133	128	100	99	78.1%	74.4%	125	130	115	114	88.5%	91.2%
長野	46	40	46	46	115.0%	100.0%	52	46	48	48	104.3%	92.3%	49	53	54	52	101.9%	106.1%
静岡	29	23	28	28	121.7%	96.6%	39	28	30	30	107.1%	76.9%	41	41	41	41	100.0%	100.0%
名古屋	355	272	297	293	109.2%	82.5%	388	352	365	354	103.7%	91.2%	380	364	372	370	102.2%	97.4%
大阪	196	151	169	166	111.9%	84.7%	206	197	185	184	93.9%	89.3%	199	191	180	180	94.2%	90.5%
松江	55	50	50	50	100.0%	90.9%	55	57	61	46	107.0%	83.6%	46	48	58	42	120.8%	91.3%
広島	169	119	105	105	88.2%	62.1%	191	181	165	165	91.2%	86.4%	180	169	166	166	98.2%	92.2%
高松	129	121	125	123	103.3%	95.3%	134	129	131	116	101.6%	86.6%	125	134	136	116	101.5%	92.8%
松山	42	40	28	27	70.0%	64.3%	44	43	39	39	90.7%	88.6%	42	33	38	38	115.2%	90.5%
福岡	133	115	123	123	107.0%	92.5%	152	139	136	136	97.8%	89.5%	149	139	140	140	100.7%	94.0%
合計	1,843	1,501	1,397	1,381	93.1%	74.9%	2,018	1,879	1,636	1,585	87.1%	78.5%	1,955	1,899	1,686	1,638	88.8%	83.8%
					100%で達成	100%で達成					100%で達成	100%で達成					100%で達成	100%で達成
実習実施機関	21年度						22年度						23年度					
	JITCO 把握数 z	目標件数 a	実施件数 b	実施 機関数 c	達成率 b/a	実施 機関率 c/z	JITCO 把握数 z	目標件数 a	実施件数 b	実施 機関数 c	達成率 b/a	実施 機関率 c/z	JITCO 把握数 z	目標件数 a	実施件数 b	実施 機関数 c	達成率 b/a	実施 機関率 c/z
札幌	506	284	304	300	107.0%	59.3%	546	289	295	294	102.1%	53.8%	591	289	348	347	120.4%	58.7%
仙台	892	420	463	444	110.2%	49.8%	894	472	485	476	102.8%	53.2%	710	254	314	305	123.6%	43.0%
水戸	1,722	646	658	658	101.9%	38.2%	1,948	656	656	654	100.0%	33.6%	1,599	600	558	557	93.0%	34.8%
宇都宮	1,037	408	420	420	102.9%	40.5%	1,010	452	454	454	100.4%	45.0%	900	452	455	455	100.7%	50.6%
千葉	1,026	307	313	312	102.0%	30.4%	1,067	336	373	373	111.0%	35.0%	999	336	337	337	100.3%	33.7%
東京	2,121	832	536	536	64.4%	25.3%	2,015	832	552	548	66.3%	27.2%	1,731	832	693	691	83.3%	39.9%
新潟	283	237	240	235	101.3%	83.0%	274	237	204	202	86.1%	73.7%	248	216	205	174	94.9%	70.2%
富山	1,505	595	580	575	97.5%	38.2%	1,445	626	713	710	113.9%	49.1%	1,259	626	659	651	105.3%	51.7%
長野	501	270	282	281	104.4%	56.1%	500	270	277	270	102.6%	54.0%	456	255	261	254	102.4%	55.7%
静岡	921	477	482	475	101.0%	51.6%	911	487	490	480	100.6%	52.7%	822	436	438	428	100.5%	52.1%
名古屋	5,175	1,898	1,876	1,843	98.8%	35.6%	5,073	1,898	1,871	1,845	98.6%	36.4%	4,571	1,898	1,855	1,830	97.7%	40.0%
大阪	2,355	954	939	914	98.4%	38.8%	2,339	954	975	962	102.2%	41.1%	2,081	954	994	965	104.2%	46.4%
松江	342	230	259	255	112.6%	74.6%	327	230	243	239	105.7%	73.1%	303	230	266	263	115.7%	86.8%
広島	1,912	784	782	779	99.7%	40.7%	1,896	784	807	804	102.9%	42.4%	1,686	784	797	793	101.7%	47.0%
高松	983	420	435	433	103.6%	44.0%	951	440	449	445	102.0%	46.8%	916	462	466	458	100.9%	50.0%
松山	590	270	316	315	117.0%	53.4%	577	270	288	288	106.7%	49.9%	548	270	268	267	99.3%	48.7%
福岡	1,845	718	671	668	93.5%	36.2%	1,863	767	736	728	96.0%	39.1%	1,803	781	680	677	87.1%	37.5%
合計	23,716	9,750	9,556	9,443	98.0%	39.8%	23,636	10,000	9,868	9,772	98.7%	41.3%	21,223	9,675	9,594	9,452	99.2%	44.5%
					100%で達成	50%で達成					100%で達成	50%で達成					100%で達成	50%で達成

- (注) 1 実習実施機関は、1年間で全機関数の半数を超すことが目標とされているため、実施機関率は50%を越すか否かが達成又は未達成の基準となる。
 2 塗りつぶしは、未達成を示す。
 3 厚生労働省とJITCOは、平成23年度の目標件数については、東日本大震災の影響により、10,000件から9,500件に下げる内容の契約変更の手続きをしている。これに伴いJITCOは各地方駐在事務所の目標件数を変更している。

図表 1 - (3) - ⑨ 巡回指導の実施機関率（平成 21 年度～23 年度）

（監理団体）

（単位：団体）

区分		管内団体数 a	実施機関数 d	実施機関率 d / a
平成 21 年度	全体	1,843	1,381	74.9%
	東京事務所	187	47	25.1%
22 年度	全体	2,018	1,585	78.5%
	東京事務所	217	58	26.7%
23 年度	全体	1,955	1,638	83.8%
	東京事務所	221	78	35.3%

（実習実施機関）

（単位：機関）

区分		管内機関数 a	実施機関数 d	実施機関率 d / a
平成 21 年度	全体	23,716	9,443	39.8%
	東京事務所	2,121	536	25.3%
22 年度	全体	23,636	9,772	41.3%
	東京事務所	2,015	548	27.2%
23 年度	全体	21,223	9,452	44.5%
	東京事務所	1,731	691	39.9%

（注） 1 当省の調査結果による。

2 1つの監理団体及び実習実施機関に対して同一年度に複数巡回することがあり、「実施機関数」は実数である。

3 実習実施機関に対しては、委託事業の仕様書において、半数とされているため、「機関率」は 50%で半数は巡回できていることとなる。

図表 1 - (3) - ⑩ 過去 2 年間、3 年間における巡回指導の実施件数

（単位：団体、機関）

区分		2 年間		3 年間
		平成 21 年及び 22 年	平成 22 年及び 23 年	
監理団体	対象団体数 (a)	2,018	2,018	2,018
	巡回した団体数 (b)	1,840	1,882	2,057
	巡回できていない団体数 (a) - (b)	178	136	— (注)
実習実施機関	対象機関数 (c)	23,716	23,636	23,716
	巡回した機関数 (d)	18,035	17,269	22,665
	巡回できていない機関数 (c) - (d)	5,681	6,367	1051

（注） 1 同一の実習実施機関に対し、複数年度巡回していたとしても 1 回とカウントしている。

2 対象団体数及び対象機関数は、本来であれば対象期間内に存在した団体・機関の実数を用いるべきところ、把握することができないため、当該期間内のうち最も把握団体・機関数の多い年度の団体・機関数を用いた。

一方、巡回した数は当該期間を通じた数を記載しているため、巡回した数が対象数を上回っている。

図表 1 - (3) - ⑪ J I T C O の巡回指導結果と平成 23 年に地方入国管理局が不正行為認定した事案との比較結果

(単位：機関、件)

実施機関	事 項		機関	件
地方入国管理局	不正行為認定 (a)		100 (100.0%)	145 (100.0%)
J I T C O	うち 3 年間巡回なし (b)		28 (28.0%)	41 (28.3%)
	うち不正行為の時期から地方入国管理局の実態調査までの間に巡回 (c)		46 (46.0%)	60 (41.4%)
	うち不正行為の時期から地方入国管理局の実態調査までの間に巡回しているが、文書指導をしていない (d)		45 (97.8%)	59 (98.3%)
	うち文書指導をしているが、当該行為に関する指摘をしていない (e)		1 (2.2%)	1 (1.7%)

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 件数は不正行為認定件数であり、指摘事項の数である。
 3 不正行為認定の機関数 (件数) と不正行為の時期から地方入国管理局の実態調査までの間に巡回している機関数 (件数) との差は、不正行為認定の時期以前又は地方入国管理局の実態調査以後に巡回していた機関数 (件数) である。

図表 1 - (3) - ⑫ J I T C O の巡回指導結果と平成 23 年に 2 都道府県労働局管内の労働基準監督署が実習実施機関に対して是正勧告した事案との比較結果

(単位：機関、件)

実施機関	事 項		機関	件
労働基準監督署 (2 都道府県労働局管内の全署)	是正勧告		—	154
	うち違反時期が判明しているもの (a)		(a) / (a)	80 (100.0%)
J I T C O	うち 3 年間巡回なし (b)		17 (21.3%)	18 (22.0%)
	うち是正勧告の時期から労働基準監督署の監督指導までの間に巡回 (c)		12 (15.0%)	13 (15.9%)
	うち是正勧告の時期から労働基準監督署の監督指導までの間に巡回しているが、文書指導をしていない (d)		12 (100.0%)	13 (100.0%)
	うち文書指導をしているが、当該行為に関する指摘をしていない (e)		0 (0.0%)	0 (0.0%)

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 件数は、是正勧告の件数であり、指摘事項の件数ではない。
 3 労働基準監督署の是正勧告は、2 都道府県労働局管内の全署を抽出した。
 4 是正勧告の機関数 (件数) と違反の時期から労働基準監督署の監督指導までの間に巡回している機関数 (件数) との差は、違反の時期以前又は労働基準監督署の監督指導以後に巡回していた機関数 (件数) である。

図表1-(3)-⑬ J I T C Oの巡回指導における文書指導件数（平成21年度～23年度）

（単位：件、場）

区分		平成21年度	22年度	23年度	
J I T C O の 巡 回 指 導	監理団体	実施件数	1,397	1,636	1,686
		文書指導件数	—	—	2
	実習実施機関	実施件数	9,556	9,868	9,594
		文書指導件数 (文書指導率)	197 (2.1%)	305 (3.1%)	344 (3.6%)
参 考	労基署の検査 (実習実施機関)	実施事業場数	2,309	3,145	2,748
		是正勧告事業数	1,627	2,328	2,252
	入管局の実態調査 (実習実施機関)	(通報)	—	—	—
		不正行為認定件数	358	160	182

(注) 1 法務省及び厚生労働省の資料並びに当省の調査結果による。

2 監理団体に対する文書指導は、平成21年度及び22年度は実施されていなかったため、実績は23年度のみとなっている。

図表1-(3)-⑭ 実習実施機関に対する文書指導の実施状況（平成21年度～23年度、地方駐在事務所別）

（単位：件）

駐在事務所別	平成21年度	22年度	23年度	3年間の平均	計
札幌事務所	13	13	3	9.7	29
仙台事務所	9	14	17	13.3	40
水戸事務所	0	0	7	2.3	7
宇都宮事務所	0	2	4	2.0	6
千葉事務所	1	29	23	17.7	53
東京事務所	14	18	3	11.7	35
新潟事務所	9	8	20	12.3	37
富山事務所	57	93	138	96.0	288
長野事務所	0	3	6	3.0	9
静岡事務所	1	12	28	13.7	41
名古屋事務所	13	27	21	20.3	61
大阪事務所	19	3	10	10.7	32
松江事務所	1	0	1	0.7	2
広島事務所	52	80	61	64.3	193
高松事務所	3	0	0	1.0	3
松山事務所	0	0	0	0.0	0
福岡事務所	5	3	2	3.3	10
文書指導件数 計	197	305	344	282.0	846

(注) 1 当省の調査結果による。

2 高松事務所では、「指摘件数」として、独自にチェックリストのようなものを用い交付しているため、文書指導の実施件数は少なくなっている。

図表 1 - (3) - ⑮ 特定巡回指導の実施状況（平成 21 年度～23 年度）

（単位：件）

区分	平成 21 年度	22 年度	23 年度	計
監理団体数	0	0	1	1
実習実施機関数	6	0	6	12
計	6	0	7	13

（注）当省の調査結果による。

図表 1 - (3) - ⑯ 特別巡回指導の実施状況（平成 23 年度）

（単位：件）

区分	平成 23 年度
監理団体数	3
実習実施機関数	5
計	8

（注）当省の調査結果による。

図表 1 - (3) - ⑰ 文書指導についての改善状況確認の実施状況（平成 21 年度～23 年度）

（監理団体）

（単位：件）

区分	平成 21 年度	22 年度	23 年度	計
文書指導件数	—	—	1	1
改善報告書の提出件数	—	—	0	0
提出率	—	—	0.0%	0.0%

（実習実施機関）

（単位：件）

区分	平成 21 年度	22 年度	23 年度	計
文書指導件数	197	305	344	846
改善報告書の提出件数	171	258	297	726
提出率	86.8%	84.6%	86.3%	85.8%

（注） 1 当省の調査結果による。

2 平成 24 年 6 月 18 日現在の状況である。

3 提出率は、当該年度に文書指導を受けた案件に対する改善報告の提出があったものの割合である。

4 監理団体に対する文書指導は、平成 21 年度及び 22 年度は実施されていなかったため、実績は 23 年度のみとなっている。

図表 1 - (3) - ⑱ 巡回指導結果による関係行政機関への通報件数（平成 21 年度～23 年度）

（単位：件）

区分	平成 21 年度	22 年度	23 年度	合計
重大事案件数	14	6	3	23
うち関係機関への通報件数	2	6	0	8

（注） 1 当省の調査結果による。

2 関係行政機関とは、法務省入国管理局入国在留課及び厚生労働省職業能力開発局外国人研修推進室を指す。

Ⅲ 各論（今後の課題と検討の方向性）

3. 法令遵守・実習状況に係るチェック機能の強化

（現状と課題）

これまで、制度の適正化に向けて、JITCOにおいて巡回指導等の強化を図るとともに、労働基準監督機関や出入国管理機関等においても、JITCOから提供された情報も踏まえ、実習生受入れ事業場に対する監督指導、実態調査を積極的に実施してきたところであるが、依然として、飛ばし、パスポート取上げ等の不正行為や、労働関係法令違反も頻発しており、こうした不正行為等に対するチェック体制の強化が大きな課題となっている。

このため、上記Ⅰの2にあるように、19年度、さらにJITCOにおいて巡回指導件数を大幅に増加する等取組を強化しているとともに、労働基準監督機関、出入国管理機関等関係機関相互の連携を緊密にし、受入れ団体・受入れ企業に関する情報の共有化を図っているところである。

しかしながら、JITCOの巡回指導については、一定のチェック機能を果たしているものの、JITCO自体が受入れ団体や企業からの会費収入に依存しているサービス援助機関であるという性格や法的権限がないこともあり、受入れ企業に法令違反の疑いがあった場合も指導・助言等により自主的な改善を促すに止まるなど不正行為の摘発に対しては必ずしも十分な実効力を伴っていない面がある。

（検討の方向性）

このため、受入れ企業・受入れ団体における法令遵守や実習実施についての適正化を徹底するため、こうした監理的な面について一元的にチェックする機能を強化する方向で、今後そのあり方を検討していく必要がある。

具体的には、次のようなことが可能となるよう制度設計を検討していくことが適当である。

- ① 適正な実習実施や雇用管理・労働条件等に係る「ガイドライン」を策定し、ガイドラインに基づき、一定の公的機関が受入れ企業に立入調査等を行い、助言・指導等を実施し、悪質なケースに対しては勧告等の措置を実施できるようにする。
- ② 法令違反や指導等に応じない受入れ企業については、入国管理局と連携し、受入れ停止等の措置を科す。
- ③ こうしたケースについて、受入れ団体の指導等が不十分と認められる場合は団体に対しても改善を指導し、悪質なケースについては許可を取消す。

（注）下線は当省が付した。

勧告	説明図表番号
<p>(4) 技能実習制度推進事業の在り方の見直し</p> <p>【制度の概要等】</p> <p>(技能実習制度推進事業の委託先の選考方法)</p> <p>厚生労働省は、技能実習制度推進事業の委託先について、平成 19 年度から企画競争により選考することとしている。</p> <p>企画競争に参加した団体については、同省職業能力開発局内に設置された企画書評価委員会（委員 5 人、うち 2 人は外部有識者）において、同局が定めた「技能実習制度推進事業に係る企画書等評価基準及び採点表」に基づき、提出された企画書等の内容について、本業務範囲の妥当性及び業務実施体制の妥当性を中心に、審査項目別に A から E までの 5 段階で評価が行われ、全項目の採点結果を係数化して得た総得点が最も高い競争参加者が契約候補者として選定されている。</p> <p>なお、技能実習制度推進事業は、企画競争となった平成 19 年度以降も含め、当該制度が始まった平成 5 年度以来継続して、J I T C O が委託先として選考されている。</p> <p>(J I T C O の賛助会員制度)</p> <p>J I T C O の賛助会員制度は、自主事業として行われているものであり、設立目的に賛同した団体、企業又は個人が入会しており、技能実習生を受け入れている監理団体も任意で入会している。</p> <p>賛助会員になった場合、監理団体は、毎年度、賛助会費（基礎会費 1 口 10 万円と、傘下の実習実施機関数に応じて支払う比例会費との合計額）を支払い、賛助会員のみの特典として、①技能実習生の受入れに関する個別相談、②地方入国管理局に提出する各種申請書類の書き方の支援及び申請書類の取次ぎ、③技能実習に関するテキスト・教材等の割引価格での提供等を受けられるものとなっている。</p> <p>平成 24 年 9 月現在で賛助会員になっている監理団体は 1,758 団体となっている。</p> <p>【調査結果】</p> <p>今回、厚生労働省における技能実習制度推進事業の企画競争の実施状況及び同事業と J I T C O における賛助会員制度との関係性についてみたところ、以下のような状況であった。</p> <p>ア 企画競争の実施状況等</p> <p>(7) 応募状況</p> <p>平成 21 年度から 24 年度までの技能実習制度推進事業の応募状況をみると、いずれの年度も、応募は J I T C O 1 者のみとなっており、委託</p>	<p>図表 1 - (4) - ①</p> <p>図表 1 - (4) - ②</p> <p>図表 1 - (4) - ③</p> <p>図表 1 - (4) - ④</p> <p>図表 1 - (4) - ⑤</p> <p>図表 1 - (4) - ⑥</p> <p>図表 1 - (4) - ⑦</p>

先として J I T C O が選考される結果となっていた。

他方、こうした一者応募・一者応札については、厚生労働省に設置された公共調達中央監視委員会が平成 21 年 3 月に取りまとめた「「1 者応札・1 者応募」に係る改善方策について」において、その改善方策として、入札の公示期間の延長、公告の周知の工夫、実績等参加要件の緩和、内容が分かりやすい仕様書の作成等が示されているところである。

この内容の技能実習制度推進事業への反映状況についてみると、

- ① 入札の公示期間については、15 日から 25 日に延長した平成 22 年度事業以降、毎年度、2 月中を公示期間とし 28 日前後で推移しており、大幅な延長は行われていない
- ② 仕様書の内容については、平成 24 年度事業の応募要領（添付される仕様書を含む。）では、委託先が行う巡回指導の内容や方法が具体的に記されていない。また、巡回指導を全国に所在する監理団体及び実習実施機関に対して行うことになるが、それに必要となる実施体制の整備に係る費用（地方事務所の借料、人件費等）にも委託費を充てることができることは明らかにされていないなど、一者応募・一者応札を改善するための更なる取組が求められるものとなっている。

(イ) 委託費の交付・執行状況

厚生労働省は、技能実習制度推進事業の委託先の募集の際、企画書募集要領において委託費の上限を示しているが、企画競争であるため、委託費の契約額の多寡については審査対象となっていない。

このため、同事業の予算額に対する契約額の割合についてみると、平成 21 年度事業は予算額が 5 億 942 万円であるのに対して契約額が 5 億 939 万円で予算額比 100.0%、22 年度事業は予算額が 4 億 1,584 万円であるのに対して契約額が 4 億 1,503 万円と予算額比 99.9%、23 年度事業は委託の予算額が 3 億 8,315 万円であるのに対して契約額が 3 億 8,313 万円（注）と予算額比 100.0%と、毎年度、委託費の上限とほぼ同額の委託費が交付されていた。

また、同事業の契約額に対する執行額の割合についてみると、平成 21 年度事業は執行額が 4 億 7,870 万円で予算額比 94.0%、22 年度事業は執行額が 4 億 1,218 万円で予算額比 99.1%、23 年度事業は執行額が約 3 億 7,777 万円で予算額比 98.6%の執行となっており、また、その執行内容について 23 年度事業でみると、総額約 3 億 7,777 万円の約 7 割（約 2 億 5,366 万円）が地方駐在事務所の借料や人件費などに支出されていた。

（注）平成 23 年度の契約額については、23 年 12 月 19 日に契約変更を行い、3 億

図表 1 - (4) - ⑧

図表 1 - (4) - ⑨

図表 1 - (4) - ⑩

図表 1 - (4) - ⑩
（再掲）

図表 1 - (4) - ⑪

8,311万円となっているが、この場合も予算額比は、100.0%である。

イ 技能実習制度推進事業とJITCOにおける賛助会員制度との関係性

監理団体やその傘下の実習実施機関は、技能実習制度推進事業による巡回指導の対象となるため、その信頼性を確保するためにも、推進事業実施機関は、それらの団体・機関との関係に十分な留意が必要であるが、JITCOにおける賛助会員制度の運用状況をみると、次のような状況であった。

(ア) 監理団体における賛助会員の加入率

平成24年度時点で技能実習生を受け入れている監理団体における賛助会員への加入率をみると、JITCOが同年度に把握している監理団体2,010団体のうち、賛助会員が1,758機関（加入率87.5%）と、技能実習制度推進事業によりJITCOが実施する巡回指導の対象となる監理団体の多くが、賛助会員となっていた。

図表1-(4)-⑫

(イ) 賛助会費収入への依存度

平成21年度から23年度におけるJITCOの総事業収入に占める賛助会費収入の割合をみると、毎年度、賛助会費収入が総事業収入の約6割を占めており、事業運営財源における賛助会費への依存度は高いものとなっていた。

図表1-(4)-⑬

(ウ) JITCOにおける巡回指導による指摘

厚生労働省の研究会が公表した「研修・技能実習制度研究会報告」（平成20年6月）においては、JITCOの巡回指導について、「一定のチェック機能を果たしているものの、JITCO自体が受入れ団体や企業からの会費収入に依存しているサービス援助機関であるという性格や法的権限がないこともあり、受入れ企業に法令違反の疑いがあった場合も指導・助言等により自主的な改善を促すにとどまるなど不正行為の摘発に対しては必ずしも十分な実効力を伴っていない面がある。」との指摘がなされている。

図表1-(3)-⑱
(再掲)

前述(3)イ(エ)のとおり、JITCOによる巡回指導は、平成21年度から23年度において、毎年度、監理団体にあつては1,500件前後、実習実施機関にあつては9,500件以上実施しているが、文書指導を行っている件数は、監理団体では、平成23年2月から24年3月までの1年1か月間で2件、実習実施機関では、毎年度300件程度にとどまっていた。

図表1-(3)-⑳
(再掲)

【所見】

したがって、厚生労働省は、技能実習制度推進事業における適切な委託先の選定及び適正な事業の実施を確保する観点から、以下の措置を講ずる必要がある。

① 当該事業の委託に当たっては、一者応募・一者応札が継続していることから、競争性が生じるよう仕様書の内容の明確化(巡回指導の内容の詳細、委託費で支出可能な経費等の記載)、公示期間の延長等必要な措置を検討すること。

また、技術面の評価のみならず経費面での効率性も高める総合評価落札方式の導入に向けて取り組むこと。

さらに、推進事業実施機関に対し、当該事業の効率的な実施により委託費の執行額の節減に努めるよう指導すること。

② 当該事業の応募に当たって、公平かつ公正な事業実施を担保できるよう、外部の有識者で構成される組織体制を備え、当該組織に厚生労働省が示す巡回指導における指導の基準及び関係行政機関への情報提供の基準等に沿った厳正な事業の実施について審査させることを参加条件とすること。

また、当該事業の実施に当たって、定期的に当該組織による審査状況を確認すること。

図表 1 - (4) - ① 平成 24 年度技能実習制度推進事業に係る企画書募集要領 <抜粋>

4 参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結時に必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合とする。
- (2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 厚生労働省から業務に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 平成 22・23・24 年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）における「役務の提供等」において、「A」、「B」、「C」の等級に格付されている者であること。
- (5) 職業安定法第 33 条第 1 項に規定する無料職業紹介事業の許可を受けた者、又は受ける見込みのある者。
- (6) 企画書提出時点において、外国人技能実習生を受け入れていないこと、かつ、当該業務受託期間中に外国人技能実習生を受け入れる予定がないこと。
- (7) 過去 5 年間に於いて出入国管理及び難民認定法の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反していないこと。
- (8) 過去 5 年間に於いて職業安定法若しくは労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（第 3 章第 4 節の規定を除く。）の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反していないこと。
- (9) 労働保険・厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の未適用及びこれらに係る保険料の滞納がないこと（企画書提出時において、直近 2 年間の保険料の未納がないこと）。
- (10) 企画書提出時に、支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出すること。

(注) 下線は当省が付した。

図表 1 - (4) - ② 技能実習制度推進事業に係る企画書評価委員会構成員

平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
職業能力開発局海外協力課外国人研修推進室長	職業能力開発局海外協力課外国人研修推進室長	職業能力開発局海外協力課外国人研修推進室長	職業能力開発局海外協力課外国人研修推進室長
職業能力開発局海外協力課外国人研修推進室長補佐	職業能力開発局海外協力課外国人研修推進室長補佐	職業能力開発局海外協力課外国人研修推進室長補佐	職業能力開発局海外協力課外国人研修推進室長補佐
職業能力開発局海外協力課長補佐	労働基準局安全衛生部計画課国際室長補佐	労働基準局安全衛生部安全課安全衛生機関審査官	労働基準局安全衛生部安全課長補佐
職業能力開発局能力評価課調査官	大学教授 (※)	大学教授 (※)	大学教授 (※)
労働基準局安全衛生部計画課国際室長補佐	大学准教授 (※)	大学教授 (※)	大学准教授 (※)
大学教授 (※)	大学教授 (※)		

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 「※」は、外部有識者である。

図表 1 - (4) - ③ 技能実習制度推進事業に係る企画書評価の審査項目

<審査項目>

1 企画内容

- 全体計画の妥当性
- 本業務範囲の妥当性
 - ・ 技能実習制度の趣旨・目的を理解・把握しているか
 - ・ 技能実習生の現状を把握する能力を有しているか
 - ・ 巡回指導の対象、件数及び指導項目が適正か
 - ・ 自主点検の対象、件数及び点検項目が適正か
 - ・ 不正行為認定時等の実習継続支援の実施方法が適正か
 - ・ 技能実習指導員の養成講習会の回数、開催場所及び内容が適正か
 - ・ 各種技能試験等が技能実習生に対する修得技能の評価として適切であるかを評価する能力を有しているか
 - ・ 技能実習計画の審査及び修得技能等の評価の受験手続の支援方法（技能検定 3 級に相当する検定等の受験が行われるための指導方法を含む）が適正か
 - ・ フォローアップ調査の内容（対象者、対象国、回収率を高めるための工夫及び調査項目）が適正か
 - ・ 技能実習生手帳の内容、発給の対象者が適正か
- 業務実施体制の妥当性
 - ・ 中央及び国内の適所に設置された地方事務所における業務実施体制が十分であるか
 - ・ 労働基準監督署、公共職業安定所、地方入国管理局等の関係機関等と連携することとなっているか
 - ・ 技能評価について専門的知識を有する者を配置する予定があるか、また、母国語電話相談について、相談員の配置予定数、言語能力及び制度に関する知識が適正か
 - ・ 事業の進行・情報管理が適切になされる体制となっているか
- その他、委託者が指定する事業以外で、技能実習制度の適正な運用における問題点を踏まえた対策の内容の適正性

(注) 厚生労働省の資料に基づき、当省が作成した。

図表 1 - (4) - ④ 国際研修協力機構定款 <抜粋>

第 10 章 賛助会員

(賛助会員)

第 46 条 本機構の目的に賛同し、所定の会費を納入する個人又は団体を、本機構の賛助会員とすることができる。

2 賛助会員に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

(注) 下線は当省が付した。

図表 1 - (4) - ⑤ 国際研修協力機構の賛助会員規則 <抜粋>

(目的)

第 1 条 この規則は、公益財団法人国際研修協力機構（以下「本機構」という。）の定款第 46 条に規定する、本機構の目的に賛同し、所定の会費を納入する個人又は団体（以下「賛助会員」という。）に関する事項を定め、その運営を適切かつ円滑に行うことを目的とする。

(注) 下線は当省が付した。

図表 1 - (4) - ⑥ J I T C O の賛助会員の監理団体数の推移（平成 21 年度～24 年度）

(単位：先 (団体)、機関)

区分	平成 21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
監理団体	1, 912	1, 871	1, 782	1, 758
傘下企業等	24, 513	22, 791	20, 540	不明

(注) 1 J I T C O の資料に基づき当省が作成した。

2 平成 24 年度の会員の団体数は、24 年 9 月 18 日現在の数である。

図表 1 - (4) - ⑦ 技能実習制度推進事業の応募状況（平成 21 年度～24 年度）

(単位：機関)

区分	平成 21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
応募機関数	1	1	1	1

(注) 1 当省の調査結果による。

2 いずれも J I T C O のみの応募である。

図表1－(4)－⑧ 「1者応札・1者応募」に係る改善方策について（平成21年3月31日厚生労働省）＜抜粋＞

2. これまでの厚生労働省公共調達中央監視委員会での主な意見等

これまで、厚生労働省公共調達中央監視委員会において、31件の1者応札・1者応募案件を審議し、次の意見がなされた。

- 公示期間の延長が必要。
- 契約締結から履行開始までの期間や契約期間の延長が必要。
- 公告の周知の工夫。
- 実績等参加要件の緩和が必要。
- 発注ロットが大きすぎる。
- 公示、仕様書の内容がわかりにくい。

3. 改善方策

○ 公示に関する事項

- ・ 公示は、公示情報から事業規模等が容易に推測できるよう可能な限り詳細に記載する。
- ・ 公示は、全てホームページに掲載することとする。さらに、参入が予想される業者に広くPRを行うなど周知に努める。
- ・ 公示は、可能な限り開庁日で10日間以上を確保する。

○ 参加資格に関する事項

- ・ 資格要件は、官公庁の業務実績を設定する等、不当に競争参加者を制限する要件を設定しない。

○ 仕様書に関する事項

- ・ 仕様書は、業務内容を具体的に分かりやすく書き、特定の者が有利となる仕様にししない。また、入札説明会等は可能な限り実施する。
- ・ 発注単位は、発注コスト、地域性等の諸条件を考慮し、適切な発注単位となるよう配慮する。

○ 参加者への配慮に関する事項

- ・ 契約相手方の金銭的負担となる契約は、契約期間や契約金額を勘案し部分払を活用するなど配慮する。
- ・ 契約締結から履行開始までの期間や契約期間は、十分な期間を設けるなど履行しやすくなるよう配慮する。
- ・ 複写機の賃貸借や情報システムなどの運用・保守契約は、長期的な収支予測が可能となるよう、複数年契約を検討する。

(注) 1 厚生労働省の資料に基づき、当省が作成した。

2 下線は当省が付した。

図表 1 - (4) - ⑨ 技能実習制度推進事業の企画競争の公示期間の推移（平成 20 年度～23 年度）

区分	平成 21 年度事業 (20 年度応募)	22 年度事業 (21 年度応募)	23 年度事業 (22 年度応募)	24 年度事業 (23 年度応募)
公示期間 (日数)	21 年 2 月 18 日 ～ 3 月 4 日 (15 日間)	22 年 2 月 1 日 ～ 2 月 25 日 (25 日間)	23 年 2 月 1 日 ～ 2 月 28 日 (28 日間)	24 年 2 月 1 日 ～ 2 月 29 日 (29 日間)

(注) 厚生労働省の資料に基づき、当省が作成した。

図表 1 - (4) - ⑩ 技能実習制度推進事業の委託費の予算額及び交付実績額とその割合等

(単位：千円)

区分	平成 21 年度事業 (20 年度応募)	22 年度事業 (21 年度応募)	23 年度事業 (22 年度応募)	24 年度事業 (23 年度応募)
厚生労働省が企画競争に当たって示した委託費の上限額(委託費の予算額) (a)	509,415	415,838	383,149	386,428
契約額 (b)	509,394	415,025	383,129 変更後 383,114	386,424
割合 (b/a)	100.0%	99.8%	100.0% 変更後 100.0%	100.0%
執行額 (c)	478,698	412,177	377,769	—
割合 (c/a)	94.0%	99.1%	98.6%	—

(注) 1 当省の調査結果による。

2 平成 23 年度契約額については、23 年 12 月 19 日に契約変更を行い、383,114 千円となっている。

3 「割合 (b/a)」については、小数点第 1 位未満を四捨五入している。

図表 1 - (4) - ⑪ 技能実習制度推進事業の委託費のうち実施体制の整備にかかった執行額の実績
(平成 23 年度)

(単位：千円)

区 分		執行額
実施体制の整備		253,659
	スタッフの配置	180,435
	本部スタッフ人件費	53,541
	地方スタッフ人件費(駐在員、相談員)	113,213
	法定福利	13,680
	本部・地方の事業実施体制整備	73,224
	本部の事業実施体制整備	2,951
	地方駐在事務所の事業実施体制整備	70,273

(注) 1 当省の調査結果による。

2 千円未満は四捨五入しているため、各内訳の合計は一致しない。

3 人件費は、基本給に通勤費を含む。

図表 1 - (4) - ⑫ J I T C O が把握する監理団体数及び賛助会員数の比較 (平成 24 年度)

(単位：団体)

区分	把握している 監理団体数	賛助会員数	非賛助会員数
平成 24 年度	2,010 (100.0%)	1,758 (87.5%)	252 (12.5%)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 把握している監理団体数は、平成 24 年 8 月 17 日現在のものである。

3 賛助会員数は、平成 24 年 9 月 18 日現在の数であり、() 内の割合は、その数を 24 年度に把握している監理団体数 (2,010 機関) で除したものである。

図表 1 - (4) - ⑬ J I T C O の賛助会費収入の割合 (平成 21 年度～23 年度)

(単位：百万円)

区分	平成 21 年度	22 年度	23 年度
賛助会費収入	1,596 (57.6%)	1,405 (57.2%)	1,274 (60.4%)
総事業収入	2,773 (100.0%)	2,455 (100.0%)	2,108 (100.0%)

(注) 1 J I T C O の資料に基づき、当省が作成した。

2 () 内の数値は、総事業収入に占める割合を示す。

調査結果・勧告等	説明図表番号
<p>(5) 在留資格認定証明書交付申請の取次ぎの適正化</p> <p>【制度の概要等】</p> <p>(在留資格認定証明書交付申請の取次業務)</p> <p>我が国に入国しようとする外国人が地方入国管理局へ提出する在留資格認定証明書については、当該外国人のほかに、入管法第7条の2の規定に基づき当該外国人を受け入れようとする機関の職員と入管法施行規則で定める者が、代理人として、提出することができることとされている。また、入管法施行規則第6条の2第3項の規定では、在留資格「技能実習」の場合、当該証明書提出の代理人は、監理団体の職員又は実習実施機関の職員とされている。</p> <p>また、この在留資格認定証明書交付申請の書類の取次業務については、入管法施行規則第6条の2第4項第1号の規定に基づき、外国人の円滑な受入れを図ることを目的とする公益社団法人又は公益財団法人の職員で、地方入国管理局長が適当と認めたものは、当該外国人や代理人から依頼を受けた場合、当該外国人等に代わって申請書等の提出を行うことができることとされている。</p> <p>現在、在留資格「技能実習」について、取次業務を行っている公益社団法人又は公益財団法人の職員は、JITCOの職員のみとなっている(注)。</p> <p>(注) 在留資格認定証明書の申請の取次ぎについては、入管法施行規則第6条の2第4項第1号の規定に基づき、財団法人入管協会も実施しているが、同協会では、「外交」及び「公用」を除く全ての在留資格の中で、「興業」に一部例外があるものの、「技能実習」については、事前点検のみを行っており、申請の取次ぎは実施していない。</p> <p>【調査結果】</p> <p>今回、JITCOによる在留資格認定証明書交付申請の取次業務の実施状況について調査した結果、以下のような状況がみられた。</p> <p>ア 在留資格認定証明書交付申請の取次業務の運用状況</p> <p>JITCOは、入管法施行規則第6条の2第4項第1号の規定に基づき、地方入国管理局長の認定を受けて、在留資格認定証明書交付申請の取次業務を、自主事業である申請書類の点検業務と一体として、点検・取次業務として実施している。</p> <p>しかし、当該業務は、JITCOが独自制度として、賛助会員の特典として実施しているものである。このため、賛助会員でない者は、自ら申請、又は弁護士等に依頼することも可能であるが、JITCOによる取次ぎを受けるためには、賛助会員にならざるを得ず、この取次業務を利用して賛助会員の拡大を図る構造となっていた。</p> <p>なお、調査時点で、在留資格「技能実習」に関して同申請の取次ぎを</p>	<p>図表1-(5)-①</p> <p>図表1-(5)-②</p>

行っているのは、JITCOの職員ほか、弁護士、行政書士及び受入れ機関の職員であるが、弁護士や行政書士の申請取次ぎ（書類の点検を含む。）の手数料は、JITCO（1人から10人までが一括5,500円、11人から20人までが一括6,600円等（注1））に比べ、1人当たり約10万円から15万円とする弁護士等もあり（注2）、一般的に高くなっていた。

（注1）JITCOは、書類の点検と取次ぎを行っており、その両方に要する人件費、通信・運搬費、交通費等を点検・取次料としている。

（注2）実際には、複数依頼する場合が多く、その場合は、その分割安となっていく。また、弁護士等の場合は、当該証明書の作成料としての費用が含まれている。

【所見】

したがって、法務省は、入管法施行規則に基づき地方入国管理局長が特別に認めている、在留資格認定証明書交付申請の申請取次ぎについて、他の事業と関連付けて特定の者のみに限定する、又は特定の者のみを不合理に優遇する方法で実施する公益社団法人又は公益財団法人の職員には認めないものとするよう措置を講ずる必要がある。

図表 1 - (5) - ① 出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号） <抜粋>

(在留資格認定証明書) 第 7 条の 2 法務大臣は、法務省令で定めるところにより、本邦に上陸しようとする外国人（本邦において別表第 1 の 3 の表の短期滞在の項の下欄に掲げる活動を行おうとする者を除く。）から、あらかじめ申請があつたときは、当該外国人が前条第 1 項第二号に掲げる条件に適合している旨の証明書を交付することができる。 2 <u>前項の申請は、当該外国人を受け入れようとする機関の職員 <u>その他の法務省令で定める者を代理人としてこれをすることができる。</u></u>	
--	--

(注) 下線は当省が付した。

図表 1 - (5) - ② 出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和 56 年法務省令第 54 号） <抜粋>

(在留資格認定証明書) 第 6 条の 2 法第 7 条の 2 第 2 項の規定により在留資格認定証明書の交付を申請しようとする者は、別記第 6 号の 3 様式による申請書一通を地方入国管理局に出頭して提出しなければならない。 (省略) 3 <u>法第 7 条の 2 第 2 項に規定する代理人は、当該外国人が本邦において行おうとする別表第 4 の上欄に掲げる活動に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる者とする。</u> 4 第 1 項の規定にかかわらず、地方入国管理局長において相当と認める場合には、 <u>本邦にある外国人又は法第 7 条の 2 第 2 項に規定する代理人</u> （以下「外国人等」という。）は、地方入国管理局に出頭することを要しない。この場合においては、次の各号に掲げる者（第一号及び第二号については、当該外国人等から依頼を受けた者）が、当該外国人等に代わつて第 1 項に定める申請書並びに第 2 項に定める写真及び資料の提出を行うものとする。 一 <u>外国人の円滑な受入れを図ることを目的とする公益社団法人又は公益財団法人の職員</u> （以下「公益法人の職員」という。）で、地方入国管理局長が相当と認めるもの 二 <u>弁護士又は行政書士で所属する弁護士会又は行政書士会を經由してその所在地を管轄する地方入国管理局長に届け出たもの</u> 三 当該外国人の法定代理人 別表第 4（第 6 条の 2 関係）	
本邦に上陸しようとする者（以下「本人」という。）が本邦において行おうとする活動	代理人
(省略)	(省略)
法別表第 1 の 2 の表の技能実習の項の下欄に掲げる活動（ <u>技能実習</u> ）	一 法別表第 1 の 2 の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動を行おうとする場合 <u>実習実施機関の職員</u> 二 法別表第 1 の 2 の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動を行おうとする場合 <u>監理団体の職員</u>

(注) 下線は当省が付した。

図表 1 - (5) - ③ 在留資格認定証明書交付申請の点検・取次ぎにかかる J I T C O の手数料

申請・取次人数	手数料	申請・取次人数	手数料
1 人から 10 人	一括 5,500 円	31 人から 40 人	一括 8,800 円
11 人から 20 人	一括 6,600 円	41 人から 50 人	一括 9,900 円
21 人から 30 人	一括 7,700 円	51 人以上	一括 1 万 1,000 円

(注) 1 J I T C O の資料に基づき、当省が作成した。

2 J I T C O は、書類の点検と取次ぎを行っており、その両方に要する人件費、通信・運搬費、交通費等を点検・取次料としている。

なお、点検だけを希望する場合も、上表と同額としている。

勧告	説明図表番号
<p>(6) 技能実習制度の効果の検証</p> <p>【制度の概要等】</p> <p>(技能実習制度の抜本的な見直しについて)</p> <p>技能実習制度は、平成 21 年の入管法改正の際、衆議院法務委員会及び参議院法務委員会の附帯決議において、外国人研修生・技能実習制度について、「同制度の在り方の抜本的な見直しについて、できるだけ速やかに結論を得よう、外国人研修生・技能実習生の保護、我が国の産業構造等の観点から、総合的な検討を行うこと」とされた。</p> <p>また、平成 22 年 3 月に策定された「第 4 次出入国管理基本計画」(法務大臣決定)においては、技能実習制度の抜本的な見直しについて、「専門的・技術的分野に属しない外国人の受入れの問題とも密接に関連しているので、この点については、諸外国における例や国民のコンセンサスを踏まえた上で、専門的・技術的分野に属しない外国人の受入れ問題への対応と合わせて検討を進めていく」とされ、出生率の向上への取組、生産性の向上、若者、女性や高齢者などの潜在的な労働力の活用に取り組むことを前提に、これらの取組によっても対応が困難である場合には、「それに対処する外国人の受入れはどのようにあるべきか、我が国の産業、治安、労働市場への影響等国民生活全体に関する問題として、国民的コンセンサスを踏まえつつ、我が国のあるべき将来像と併せ、幅広く検討・議論していく必要がある」とされている。</p> <p>(修得技能等の到達目標)</p> <p>技能実習制度の目的を達成するために必要となる技能実習生における技能等の修得を効果的かつ効率的に実施するため、入管法施行規則においては、実習実施機関が、実習の具体的なスケジュール、カリキュラム、指導体制等を記載した技能実習計画を策定し、在留資格認定証明書の交付申請時や在留資格の変更時に、地方入国管理局に提出することとされ、同計画には、技能実習の内容、必要性、実施場所、期間のほか、到達目標(技能実習の成果を確認する時期及び方法を含む。)を盛り込むこととされている。</p> <p>また、この到達目標については、法務省指針及び厚生労働省基本方針において、技能実習 2 号について開始した日から 1 年を経過した日においては技能検定基礎 1 級に相当する技能等が、2 年を経過した日においては技能検定 3 級に相当する技能等が適切に修得できるものとする事とされている。</p>	<p>図表 1 - (6) - ①</p> <p>図表 1 - (6) - ②</p> <p>図表 1 - (1) - ⑱ (再掲)</p> <p>図表 1 - (1) - ⑲ (再掲)</p>

<p>(技能の修得状況の確認方法)</p> <p>技能実習1号のみで帰国する者や技能実習2号の到達目標の達成状況の確認方法は法令上明確な規定はなく、技能検定等の試験の受験のほかに社内試験の実施等による確認も認められており、JITCOが作成した技能実習計画書の記載例では、2号の1年目の修得状況を確認するものとして技能検定基礎1級、技能評価試験中級(又は基本級)、2年目の修得状況を確認するものとして技能検定3級、技能評価試験専門級が例示されている。</p> <p>【調査結果】</p> <p>今回、平成21年度から23年度において、文書指導を受けた実習実施機関の態様、技能実習生における技能の修得状況等について調査したところ、以下のような状況がみられた。</p> <p>ア JITCOによる文書指導の指摘事項における発生態様</p> <p>平成21年度から23年度にJITCOによる文書指導を受けた実習実施機関846機関について、実施されている技能実習の職種別、従業員の規模別、従業員に占める技能実習生の割合別に、その分布を整理してみたところ、次のとおりであった。</p> <p>① 職種別では、婦人子供服製造が116機関(13.7%)で最も多く、以下、溶接が111機関(13.1%)、畜産農業が57機関(6.7%)と続き、これら3職種で全体の約3割となっていた。</p> <p>これらの3職種が属する製造業や農業では、名目GDPの産業別構成比において中長期的にその割合が低下しており、特に農業においては担い手不足、繊維産業においては空洞化が指摘されているところである。</p> <p>② 従業員の規模別では、従業員が1人から19人の機関の構成比が5割以上を占めており、これを50人未満とすると全体の約8割となっていた。</p> <p>また、従業員に占める技能実習生の割合についてみると、157機関において従業員数の半数以上が技能実習生であり、そのうち34機関においては、従業員が全て技能実習生であるなど、文書指導を受けた実習実施機関においては、技能実習生に対する依存度が高いものも多かった。</p> <p>このように、従業員規模が小さく、外国人従業員に対する依存度が高い事業所においては、改善を要するような行為が多く、技能実習生が単純労働力として雇用されやすい環境にあることが危惧される。</p> <p>イ 技能実習生における技能の修得状況</p> <p>技能実習生の技能修得状況を確認するために行う技能検定や技能評価の受験状況についてみたところ、次のとおり、受験率が極めて低く、技能の修得状況も確認しないまま帰国する技能実習生が多かった。</p>	<p>図表1-(6)-③</p> <p>図表1-(6)-④</p> <p>図表1-(6)-⑤</p> <p>図表1-(6)-⑥</p>
--	---

① 技能実習 2 号の技能実習生全体の技能検定及び技能評価試験の受験対象者に占める受験者数の割合をみると、それぞれ受験率が 1 %を下回るなど、技能検定基礎 1 級、3 級、技能評価試験中級及び上級の受験率は著しく低かった。

② 当省で任意に抽出した 24 実習実施機関について、技能実習 2 号に係る技能実習計画で定める到達目標の設定状況及びその達成状況の確認方法をみたところ、いずれの機関も技能実習 2 号の 1 年目の到達目標については、「技能検定基礎 1 級程度」又は「技能評価中級の技能レベル」、2 年目については、「技能検定 3 級の技能レベル」又は「技能評価試験専門級レベル」としていた。また、その確認方法については、「技能検定の受験」又は「技能評価試験の受験」としているものが 18 機関、「社内試験」「社内基準」によるとしているものが 6 機関であった。

このうち、技能検定等を受験することとしている 18 機関について、その受験状況をみると、技能検定 3 級の受験が 1 社 1 名あったのみで、それ以外に技能実習生が受験している機関はなかった。

なお、技能実習生が技能検定等を受験しない理由について、調査対象の実習実施機関では、「技能実習 2 年目及び 3 年目の到達目標はあくまで目標であり、法令により技能検定の受験及び合格が義務付けられたものではないことから受験させていない」、「日本の技能検定基礎 1 級あるいは 3 級に合格しても、母国では評価されないので技能実習生が受験しようとしなない」、「受験料も負担となっている」ことなどを挙げている。

図表 1 - (6) - ⑦

ウ 技能実習制度の抜本の見直しに向けた取組

技能実習制度については、平成 21 年の入管法改正における附帯決議や「第 4 次出入国管理基本計画」において、その抜本的な見直しを行うこととされているところ、現在、法務省では監理団体等に対して制度の定着状況を確認するための実態調査を行っており、また、厚生労働省では、帰国した技能実習生のフォローアップ調査を行うなど現行制度における問題点等の把握を進めている。しかし、調査時点においては、関係機関で技能実習制度の抜本的な見直しのための具体的な取組は行われていなかった。

【所見】

したがって、法務省及び厚生労働省は、関係省と連携し、技能実習制度について、平成 21 年の入管法改正時における附帯決議及び「第 4 次出入国管理基本計画」における趣旨・内容に沿って、かつ、国民的なコンセンサスを踏まえつつ進められる検討・議論に資するため、平成 25 年 7 月には改正入管法（22 年 7 月施行）の下で初の実習期間 3 年を終了する技能実習生が帰国の時期を迎えることから、この 3 年間を通じた新制度の運用状況を的確に

把握し、その効果を検証する必要がある。	
---------------------	--

図表 1 - (6) - ① 平成 21 年の入管法改正時における衆参法務委員会での附帯決議

衆議院法務委員会附帯決議 (平成21年 6 月 19 日)	参議院法務委員会附帯決議 (平成21年 7 月 7 日)
<p>1～7 (略)</p> <p>8 外国人研修生・技能実習生の受入れについては、本法律案が提出された趣旨にかんがみ、専ら低賃金労働力としての活用が横行することや、外国人研修生・技能実習生が劣悪な居住環境・就労環境に置かれることのないよう、<u>入国管理官署、労働基準監督機関等の連携の下、人的体制を充実・強化し、法令違反、不正行為等について厳格な取締りを行うこと。</u></p> <p>9 <u>外国の送出し機関が外国人研修生・技能実習生から徴収する保証金等については、外国人研修生・技能実習生を不当に拘束する面があることにかんがみ、その徴収を行う外国の送出し機関からの外国人研修生・技能実習生の受入れを認めないことを含め、必要な措置を講ずること。</u></p> <p>10 本法による外国人研修・技能実習制度の見直しに係る措置は、外国人研修生・技能実習生の保護の強化等のために早急に対処すべき事項についての必要な措置にとどまるものであることにかんがみ、<u>同制度の在り方の抜本的な見直しについて、できるだけ速やかに結論を得るよう、外国人研修生・技能実習生の保護、我が国の産業構造等の観点から、総合的な検討を行うこと。</u></p> <p>10～12 省略</p>	<p>1～10 (略)</p> <p>11 外国人研修生・技能実習生の受入れについては、本法律案が提出された趣旨にかんがみ、専ら低賃金労働力としての扱いが横行することや、外国人研修生・技能実習生が劣悪な居住環境・就労環境に置かれることのないよう、<u>入国管理官署、労働基準監督機関等の連携の下、人的体制を充実・強化し、法令違反、不正行為等について厳格な取締りを行うこと。</u></p> <p>12 外国の送出し機関が外国人研修生・技能実習生から徴収する保証金等については、外国人研修生・技能実習生を不当に拘束する面があることにかんがみ、その徴収を行う外国の送出し機関からの外国人研修生・技能実習生の受入れを認めないことを含め、必要な措置を講ずること。</p> <p>13 本法による外国人研修・技能実習制度の見直しに係る措置は、外国人研修生・技能実習生の保護の強化等のために早急に対処すべき事項についての必要な措置にとどまるものであることにかんがみ、同制度の在り方の抜本的な見直しについて、できるだけ速やかに結論を得るよう、外国人研修生・技能実習生の保護、我が国の産業構造等の観点から、総合的な検討を行うこと。</p> <p>14、15省略</p>

(注) 下線は当省が付した。

図表 1 - (6) - ② 「第 4 次出入国管理基本計画」(平成 22 年 3 月法務大臣決定)

Ⅲ 出入国管理行政の主要な課題と今後の方針

1 我が国社会に活力をもたらす外国人の円滑な受入れ

(5) 研修・技能実習制度の適正化への取組

研修・技能実習制度は、開発途上国の人材育成を支援する国際貢献を目的とするもので、中小企業を中心として制度の着実な利用が進んでいる一方、研修生・技能実習生を実質的に低賃金労働者として扱うなどの問題が、主に団体監理型の受入れにおいて顕在化しており、本制度の適正化に向けた取組が喫緊の課題となっている。

このような状況に対応するため、平成21年の入管法等の改正により、研修生・技能実習生の保護の強化のための措置等が講じられたが、同改正や新たに整備された関連省令等に基づき、次のとおり、研修・技能実習制度の適正化に向けた取組を進めていく。

なお、本制度の抜本的見直しは専門的・技術的分野に属しない外国人の受入れの問題とも密接に関連しているので、この点については、諸外国における例や国民のコンセンサスを踏まえた上で、専門的・技術的分野に属しない外国人の受入れ問題への対応と合わせて、検討を進めていく。

(6) 外国人の受入れについての国民的議論の活性化

厚生労働省の人口動態統計によれば、平成20年において、出生数(109万1,156人)と死亡数(114万2,407人)の差である自然増加数はマイナス5万1,251人となるなど、人口減少の進行が本格化しつつある。

人口減少は我が国の社会に様々な影響・問題を及ぼすものと考えられている。労働力人口の減少は1人当たりの労働生産性を向上させない限り、経済成長に対してマイナスの影響を与えることになる。また、高齢者医療費・介護費が増大する中での社会保障制度の維持、高速道路や鉄道等の公共的なインフラの人口減少に対応した整備、過疎地域の存立の危機への対応など様々な問題への検討が必要である。

人口減少時代への対応については、出生率の向上に取り組むほか、生産性の向上、若者、女性や高齢者など潜在的な労働力の活用等の施策に取り組むことが重要である。他方で、これらの取組によっても対応が困難、不十分な部分がある場合に、それに対処する外国人の受入れはどのようにあるべきか、我が国の産業、治安、労働市場への影響等国民生活全体に関する問題として、国民的コンセンサスを踏まえつつ、我が国のあるべき将来像と併せ、幅広く検討・議論していく必要がある。我が国の将来の形や我が国社会の在り方そのものに関わるこの問題について、国民的な議論を活性化し、国全体としての方策を検討していく中で、出入国管理行政においても、その方策の検討に積極的に参画していく。

(注) 下線は当省が付した。

図表 1 - (6) - ③ 平成 21 年から 23 年に JITCO による文書指導を受けた
実習実施機関 846 機関の職種別の機関数

(単位：機関、%)

職種名	機関数
婦人子供服製造	116 (13.7)
溶接	111 (13.1)
畜産農業	56 (6.6)
その他	563 (66.5)
合計	846 (100.0)

(注) 当省の調査結果による。

図表 1 - (6) - ④ 平成 21 年から 23 年に文書指導を受けた実習実施機関
846 機関の従業員規模別の機関数

(単位：機関、%)

従業員規模	文書指導を受けた事業者における従業員規模
1～9 人	266 (31.4)
10～19 人	206 (24.3)
20～49 人	207 (24.5)
50～99 人	80 (9.5)
100～299 人	69 (8.2)
300 人以上	17 (2.0)
不明	1 (0.1)
合計	846 (100.0)

(注) 当省の調査結果による。

図表 1 - (6) - ⑤ 平成 21 年から 23 年に文書指導を受けた実習実施機関 846
機関の従業員数に占める技能実習生の割合ごとの機関数

(単位：機関、%)

従業員数に占める技能実習生の割合が半数未満	従業員数に占める技能実習生の割合が半数以上	
	うち、従業員全てが技能実習生	
688(81.3)	157(18.6)	
	34	

(注) 1 当省の調査結果による。

2 従業員数が不明の実習実施機関があるため、合計は 846 機関にはならない。

図表 1 - (6) - ⑥ 技能検定等の受験割合

(単位：人)

	平成 23 年度		
	受験申請者数	移行申請者数	移行申請者に対する受験率
技能検定基礎 1 級	183	46,985 (平成 22 年度)	0.6%
J I T C O 認定評価システム中級	76		
技能検定随時 3 級	131	57,996 (平成 21 年度)	0.3%
J I T C O 認定評価システム専門級	36		

(注) 当省の調査結果による。

1-(6)-⑦ 当省が調査した24機関の技能検定等の受験状況

	2号1年目			2号2年目		
	目標	確認方法	受験	目標	確認方法	受験
1	技能評価中級の技能レベル	技能評価中級の受験	×	技能評価専門級レベル	技能評価専門級の受験	×
2	技能評価中級の技能レベル	技能評価中級の受験	×	技能評価専門級レベル	技能評価専門級の受験	×
3	技能評価中級の技能レベル	技能評価中級の受験	×	技能評価専門級レベル	技能評価専門級の受験	×
4	技能評価中級の技能レベル	技能評価中級の受験	×	技能評価専門級レベル	技能評価専門級の受験	×
5	技能検定基礎1級合格	技能検定基礎1級の受験	×	技能検定随時3級合格	技能検定随時3級の受験	×
6	技能検定基礎1級合格	技能検定基礎1級の受験	×	技能検定随時3級合格	技能検定随時3級の受験	×
7	技能検定基礎1級の合格レベル	技能検定基礎1級の受験	×	技能検定随時3級の技能レベル	技能検定随時3級の受験	×
8	技能検定基礎1級の合格レベル	技能検定基礎1級の受験	×	技能検定随時3級の技能レベル	技能検定随時3級の受験	×
9	技能評価試験中級レベル	技能実習指導員による試験	—	技能評価試験専門級レベル	技能指導員による試験	—
10	技能検定基礎1級相当の技能レベル	技能検定基礎1級の受験	×	技能検定3級相当の技能レベル	技能検定3級の受験	×
11	技能検定基礎1級合格	技能検定基礎1級の受験	×	技能検定3級合格	技能検定3級の受験	×
12	技能評価中級合格	技能評価中級の受験	×	技能評価専門職合格	技能評価専門職の受験	×
13	技能検定基礎1級レベル	独自様式による社内試験	—	技能検定随時3級レベル	独自様式による社内試験	—
14	技能評価検定基礎1級レベル	社内基準	—	技能評価検定3級レベル	社内基準	—
15	技能評価検定基礎1級レベル	社内基準	—	技能評価検定3級レベル	社内基準	—
16	技能評価検定基礎1級レベル	技能評価検定基礎1級相当に準じた社内試験	—	技能評価検定3級レベル	技能検定3級相当に準じた社内試験	—
17	技能検定基本級合格	技能評価試験基本級の受験	×	技能評価試験専門級合格	技能評価試験専門級の受験	×
18	中級合格	農業技能評価試験中級の受験	×	専門級合格	農業技能評価試験専門級の受験	×
19	基本級溶接技術評価試験レベル	社内溶接評価試験実施	—	専門級溶接技能評価試験レベル	社内溶接評価試験実施	—
20	技能評価試験中級	技能評価試験中級の受験	×	技能評価試験専門級	技能評価試験専門級の受験	×
21	技能検定基礎1級合格	技能検定基礎1級の受験	×	技能検定3級合格	技能検定3級の受験	3人中1名
22	技能検定基礎1級の技能レベル	技能検定基礎1級の受験	×	技能検定3級の技能レベル	技能検定3級の受験	×
23	技能検定基礎1級の技能レベル	技能検定基礎1級の受験	×	技能検定3級の技能レベル	技能検定3級の受験	×
24	技能検定基礎1級の技能レベル	技能検定基礎1級の受験	×	技能検定基礎3級の技能レベル	技能検定3級の受験	×

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「受験」欄の「×」は、技能実習計画において技能検定等の受験を目標としているが、受験しなかったもの。「—」は、技能実習計画において目標を社内試験等としているものため、技能検定等の受験状況については調査しなかったものを指す。

2 EPA（経済連携協定）に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者の受入れ

制度の概要等	説明図表番号
<p>(1) 外国人看護師・介護福祉士候補者の受入れ制度と受入れ状況</p> <p>ア 受入れ制度の概要</p> <p>外国人看護師・介護福祉士候補者の受入れについては、現在、以下のとおり、経済連携協定（以下「EPA」という。）に基づき、インドネシア及びフィリピンとの間で実施しているが、この受入れについて、政府は、看護・介護分野の労働力不足への対応として行うものではなく、相手国からの強い要望に基づく経済活動の連携の強化の観点から実施するものであるとしている。</p> <p>(7) EPA</p> <p>a 日インドネシア経済連携協定</p> <p>インドネシア人候補者の受入れについては、「日インドネシア経済連携協定」（平成20年7月発効。以下「日インドネシアEPA」という。）の附属書10「（第7章関係）自然人の移動に関する特定の約束」に基づき、平成20年度から実施している。</p> <p>b 日フィリピン経済連携協定</p> <p>フィリピン人候補者の受入れについては、「日フィリピン経済連携協定」（平成20年12月11日発効。以下「日フィリピンEPA」という。）の附属書8「（第9章関係）自然人の移動に関する特定の約束」に基づき、平成21年度から実施している。</p> <p>(イ) 厚生労働省の告示及び通知</p> <p>日インドネシアEPA及び日フィリピンEPAを受け、厚生労働省は、看護及び介護分野における円滑な受入れを図ることを目的として、受入れの仕組み及びその運営における基本的事項を明らかにするため、「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との協定に基づく看護及び介護分野におけるインドネシア人看護師等の受入れの実施に関する指針」（平成20年厚生労働省告示第312号。以下「インドネシア人候補者受入れ指針」という。）及び「経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との協定に基づく看護及び介護分野におけるフィリピン人看護師等の受入れの実施に関する指針」（平成20年厚生労働省告示第509号。以下「フィリピン人候補者受入れ指針」という。）また、インドネシア人候補者受入れ指針と合わせて、「受入れ指針」という。）を定めている。</p> <p>受入れ指針においては、それぞれ、候補者や受入れ機関の責務、資格取得前の受入れ機関での就労、受入れ施設の要件、資格取得後の就労、受入れ調整機関によるあっせん、監督指導等、円滑な受入れを实</p>	<p>図表2-(1)-① ～④</p> <p>図表2-(1)-⑤ 図表2-(1)-⑥</p>

施するための措置について規定されており、具体的には、次のとおりである。

a 受入れの目的

受入れの目的は、「「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるインドネシア人看護師等の受入れの実施に関する指針」について」（平成 20 年 5 月 19 日付け医政発第 0519001 号・職発第 0519001 号・社援発第 0519001 号・老発第 0519004 号都道府県知事、政令市・中核市長、地方厚生（支）局長及び都道府県労働局長宛て厚生労働省医政局長、職業安定局長、社会・援護局長及び老健局長通知）及び「「経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるフィリピン人看護師等の受入れの実施に関する指針」等について」（平成 20 年 11 月 6 日付け医政発第 1106012 号・職発第 1106003 号・社援発第 1106004 号・老発第 1106007 号都道府県知事、政令市・中核市長、地方厚生（支）局長及び都道府県労働局長宛て厚生労働省医政局長、職業安定局長、社会・援護局長及び老健局長通知）（以下、両通知を合わせて、「指針について」という。）によれば、インドネシア人及びフィリピン人の看護師・介護福祉士の候補者に対して、E P A で定められた期間内に国家資格を取得させ、引き続き我が国に滞在できるようにさせることとなっている。

インドネシア人候補者の受入れにおいては、候補者の在留資格が「特定活動」（注）とされ、在留期間は、看護師・介護福祉士の国家資格を取得することを目的として E P A で認められる滞在の期間とされ、看護は 3 年間、介護は 4 年間の就労・研修が認められている。

フィリピン人候補者の受入れにおいては、インドネシアの場合と異なり、介護福祉士候補者の受入れが就労コースと就学コースとに分かれている。介護福祉士の就学コースを除く、看護師候補者及び介護福祉士候補者（就労コース）の受入れの目的、在留資格、活動内容、在留期間及び受入れ調整機関については、インドネシア人候補者の場合と同様である。

（注）他の在留資格に該当しない活動について、法務大臣が個々の外国人について特に活動を指定する在留資格をいう。

b 受入れ調整機関の役割・責務・事業

E P A に基づく候補者の受入れにおいては、双方の政府の合意により、円滑かつ適正に実施するため、多数の医療・福祉関係団体との連携が適切に図られるよう、政府が監督する福祉・医療関係の一元的な受入れ組織により、これを実施することとされている。

日本国の受入れ調整機関は、公益社団法人国際厚生事業団（以下

「JICWELS」という。)となっており、相手国の送出し調整機関は、インドネシアにおいてはインドネシア海外労働者派遣・保護庁(以下「BNP 2TKI」という。)、フィリピンでは、看護師・介護福祉士(就労コース)においては海外雇用庁(以下「POEA」という。)、介護福祉士(就学コース)においては高等教育委員会(CHEd)となっている。

受入れ調整機関が行う事業については、受入れ指針において定められており、主な事業は、次のとおりである。

- ① 受入れ機関の募集及び受入れの仕組みの説明に係る周知広報、あっせん等
- ② 現地で行われる説明会への職員の派遣等
- ③ 日本語研修実施機関との連携
- ④ 受入れ機関からの定期報告及び随時報告の受理並びに厚生労働省大臣への報告の提出
- ⑤ 受入れ施設に対する巡回訪問
- ⑥ 候補者等からの相談等に対する対応
- ⑦ 候補者等の就労前又は就学前の受入れ施設に対する研修の実施及び雇用管理等に関する説明会の実施
- ⑧ 受入れ機関に対する助言
- ⑨ 都道府県労働局、地方入国管理局等関係行政機関との連携

c 候補者の責務

候補者の責務については、受入れ指針において、受入れ機関の指導に従い、日本国の法律に基づく看護師及び介護福祉士の資格の取得に必要な知識及び技術の修得に精励するとともに、当該資格取得後は両国の保健医療及び福祉の発展に貢献するよう、努めることとされている。

d 受入れ機関の役割・責務

受入れ機関とは、国内にある医療法人、社会福祉法人等であり、候補者がその法人の傘下の施設・病院で就労・研修を行うことについて候補者等と雇用契約を結んだ公私の機関をいう。また、フィリピンの就学コースに関しては、傘下の介護福祉士養成施設に入学する許可を与えた法人等の公私の機関をいう。

受入れ機関の責務については、受入れ指針において、看護師及び介護福祉士の国家資格取得に必要な知識及び技能の習得が図られるよう、受入れ体制の整備に取り組むとともに、専門的人材として、候補者が地域の保健医療及び福祉の現場において専門的能力を発揮

し、活躍する環境づくりに努め、更に、労働関係法令等の遵守を通じ、適正な労働条件の確保を図ることとされている。

e 受入れ施設における研修

受入れ施設における研修の要件については、受入れ指針において、それぞれ次表のとおりとされている。

表 受入れ施設における研修の要件

病院における研修	介護施設における研修
① 研修内容は、国家試験の受験に配慮した適切なものとし、これを実施するための研修計画が作成されていること。	
② 研修を統括する研修責任者並びに専門的な知識及び技術に関する学習の支援、日本語学習の支援、生活支援等を行う研修支援者が配置され、研修計画を実施するために必要な体制が整備されていること。	
③ 研修責任者は、原則として看護部門の教育責任者とし、研修支援者は、原則として三年以上の業務経験のある看護師とすること。	③ 研修責任者は、原則として、五年以上介護業務に従事した経験があつて介護福祉士の資格を有する者とする。
④ 日本語の継続的な学習、職場への適応促進及び日本の生活習慣習得の機会を設けること。	
⑤ 研修が行われる病床は、医療保険が適用されるものに限ること。	

(注) 厚生労働省公表資料に基づき、当省が作成した。

イ 受入れ制度開始後の関連施策に関する改正等

(7) 候補者に対する訪日前日本語研修の実施

平成 22 年度に外務省による委託事業として、また、平成 23 年度から独立行政法人国際交流基金運営費交付金事業として、E P A に基づく訪日後 6 か月の日本語研修の前に現地での日本語研修を実施している。本研修は、訪日後の 6 か月の日本語研修の効果が最大限に発揮されるよう、その準備段階として行う研修と位置付けられている。

(4) 国家試験における候補者への配慮措置の導入

看護師国家試験及び介護福祉士国家試験においては、厚生労働省に設置された各有識者会議において、外国人候補者への配慮から、試験の在り方等について検討がなされ、それを受けて、次のような措置が講じられている。

a 看護師

「看護師国家試験における用語に関する有識者検討チーム」の取りまとめを受け、平成 23 年 2 月に実施された第 100 回看護師国家試験からは、試験の質を担保した上で、日本語を母国語としない看護師候補者にとっても分かりやすい文章となるよう問題を作成し、難解な漢字への振り仮名付記や疾病名への英語併記等の対応を行っている。また、平成 24 年度の第 102 回国家試験では、これまでの対応に加え、試験時間を約 1.3 倍に延長し、全ての漢字に振り仮名を付ける措置が導入されることとなっている。

加えて、「新成長戦略」（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）及び「経済連携協定（EPA）に基づく看護師・介護福祉士候補者の受入れ等についての基本的な方針」（平成 23 年 6 月 20 日人の移動に関する検討グループ。以下「基本的方針」という。）を踏まえ、平成 23 年 12 月に新たに設置された「看護師国家試験における母国語・英語での試験とコミュニケーション能力試験の併用の適否に関する検討会」において、看護師国家試験における母国語・英語での試験とコミュニケーション能力試験の併用の適否について検討が行われた。

b 介護福祉士

「経済連携協定（EPA）介護福祉士候補者に配慮した国家試験のあり方に関する検討会」における検討結果を受け、平成 24 年度の試験から、全ての漢字に振り仮名を付記（選択可能）することや分かり易い日本語への改善、試験時間を一般の受験生の 1.5 倍に延長することなどの措置が導入されることとなっている。

(ウ) 滞在資格に係る特例措置

政府は、国家資格取得者の数が非常に限られていたことから、平成 20 年度に入国したインドネシア人の看護師候補者（第 1 陣）の 3 年の在留期間が 23 年度で終了することを受け、外交上の配慮の観点から、政府による追加的な学習支援（注）が本格的に開始される前に入国した平成 20 年度又は平成 21 年度の候補者について、「経済連携協定（EPA）に基づくインドネシア人及びフィリピン人の候補者の滞在期間の延長について」（平成 23 年 3 月 11 日閣議決定）により、協定外の枠組みとして特例的に滞在期間の 1 年間延長を認めている。

さらに、6 か月の訪日前日本語研修の開始前に入国した、平成 22 年度及び 23 年度のインドネシア人及びフィリピン人看護師・介護福

図表 2 - (1) - ⑦

図表 2 - (1) - ⑧

祉士候補者並びに 24 年度のフィリピン人看護師・介護福祉士候補者についても、「経済連携協定（E P A）に基づくインドネシア人及びフィリピン人の候補者の滞在期間の延長について」（平成 25 年 2 月 26 日閣議決定）により、協定外の枠組みとして特例的に滞在期間の 1 年間延長を認めている。

（注）外国人看護師候補者学習支援事業、外国人介護福祉士候補者学習支援事業、外国人看護師候補者就労研修支援事業及び外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業（全て厚生労働省所管事業）

ウ 受入れの実態

(7) 平成 18 年度から 23 年度までの事業費

a 日本語研修に係る事業費

E P A に基づく訪日後の 6 か月日本語研修は、外務省及び経済産業省の 2 省から委託を受けた機関（以下「訪日後日本語研修実施機関」という。）により実施されている。その事業費については、2 省で分担し負担しており、平成 20 年度から 23 年度までの間で、毎年度 1 億 3,175 万円から 12 億 2,329 万円を執行し、その 4 年間の合計は 24 億 3,884 万円となっている。

また、平成 22 年度から実施している候補者の出身国で行う訪日前日本語研修の事業費については、全て外務省が負担しており、22 年度及び 23 年度の 2 年間の執行総額は約 5 億となっている。

b 受入施設での就労・研修支援に係る事業費

厚生労働省は、E P A に基づく訪日後の 6 か月日本語研修修了後、受入れ施設での就労・研修を開始した候補者及び候補者の受入れ施設に対し、国家資格取得に向けた必要な知識及び技術が習得できるよう、各種学習支援や研修体制の整備のための補助金等様々な支援を実施している。それら支援のための事業費は、平成 18 年度から 23 年度までの間で、毎年度 1,789 万円から 6 億 4,861 万円が投入され、6 年間で総額 14 億 1,949 万円が執行されている。

(4) E P A に基づく看護師・介護福祉士候補者の受入れに要した費用

E P A に基づく候補者の受入れに係る各府省の事業執行額については、平成 18 年度から 23 年度までの総額で、外務省が 16 億 5,928 万円、厚生労働省が 14 億 1,949 万円、経済産業省が 12 億 7,959 万円あり、合計 43 億 5,836 万円となっている。

図表 2 - (1) - ⑨
～⑭

エ 受入れに係る手続等

(7) 候補者の選定等に係るEPAにおける取極

日インドネシアEPA及び日フィリピンEPAの両附属書において、『日本国の権限のある当局によりその活動を行うことについて許可された調整のための機関』が、送出し国の権限のある当局と詳細についての契約を締結」することとされている。この「契約」に当たるのが、JICWELSとBNP2TKIの間の覚書及びJICWELSとPOEAの間の覚書である。これらの覚書において、受入れに係る手続の詳細が二国間で決められている。

(4) 選定から送出しまでの手続

JICWELSが候補者の受入れを検討している機関（病院・介護施設）に向けて発行している「(看護師等) 候補者受入れの手引き」等によると、候補者の選定から送出しのプロセスの概略は、次のとおりである。

まず、送出し調整機関は、日本とのEPAに基づき、外国人看護師候補者・介護福祉士候補者として日本での滞在・就労が許可される要件に合致し、日本での就労を希望する者（以下「就労希望者」という。）を募集する。一方、受入れを希望する病院・施設（以下「受入れ希望機関」という。）の募集、要件審査及び選考はJICWELSが行い、要件審査を通過した受入れ希望機関による総求人数がJICWELSから送出し調整機関に伝えられる。送出し調整機関では、総求人数の3倍程度となるよう、就労希望者の審査及び選考が行われる。

送出し調整機関及びJICWELSは、それぞれの審査・選考を通過した就労希望者リスト及び受入れ希望機関のリストを作成・交換し、そのリストを用いて就労希望者と受入れ希望機関とのマッチングが行われる。このマッチングに先立ち、JICWELSは、リストにある就労希望者と現地で面接、人物評価を行い、その結果と共に、就労希望者の学歴、職歴、日本語能力等の情報が受入れ希望機関に提供される。一方、就労希望者には受入れ希望機関の雇用条件等の情報が提供される。

なお、JICWELSでは、就労希望者の面接において、その同意を前提として、面接の一部をビデオに収録し、これを当該就労希望者が就労を希望する施設に対して提供している（インドネシア人は平成22年度から、フィリピン人は21年度から実施）。そして、これらの情報を基に、就労希望者、受入れ希望機関の双方が希望を出し合い、マッチングが行われる。

就労希望者と受入れ希望機関の双方がマッチング結果に同意した場合、採用が内定する。採用が内定した後は、入国手続のため速やかに、受入れ予定機関と就労予定者の中で雇用契約が締結される。

雇用契約が締結されると、送出し調整機関により候補者の入国手続がとられる。具体的には、インドネシア及びフィリピンにある日本国大使館において、送出し調整機関が提出した各就労予定者の必要書類を審査し、査証発給の手続が行われる。

(ウ) 受入れ機関が受入れを行うまでの手続等

受入れ希望機関は、J I C W E L S の募集に対し応募を行い、J I C W E L S は応募施設が、受入れに係る資格要件に適合しているかどうかの審査を行う。その審査に通過した施設は、この段階で J I C W E L S との間で職業紹介に関する契約及び受入れ支援に関する契約を交わし、求人登録を行うこととなる。この段階で受入れ希望機関は求人申込手数料を支払う。

この後、受入れ希望機関と就労希望者のマッチングが成立し、受入れ希望機関が候補者と雇用契約を締結する段階で、受入れ希望機関は J I C W E L S に対し、あっせん手数料等を支払うこととなる。

受入れ機関は、候補者を受け入れた場合、受入れ指針に基づき、施設での就労に伴う給与、国家試験合格のための支援、日本語習得のための支援、日本での生活のための支援等様々な人的・経済的支援を行っている。また、就労前の日本語研修が免除とならないほとんどの候補者に関し、当該候補者の日本語研修費用等の一部を訪日後日本語研修実施機関に支払うこととなっている。

(I) J I C W E L S の概要

a 設立・事業概要

J I C W E L S は、国際的な保健・福祉の発展に貢献することを目的とし、昭和 58 年に厚生労働省（旧厚生省）から社団法人の認可を受け、設立された。

主な事業は、アジア地域を中心とした開発途上国の人材育成を目的とした研修事業、調査やプロジェクトの実施、国際会議の実施等、保健医療・福祉分野の政府開発援助事業やその他の国際協力事業である。

b 事業活動収入等

J I C W E L S が公表している平成 22 年度から 24 年度までの収支計算書総括表（ただし、24 年度は収支予算総括表）をみると、

E P A 関連事業は次のとおりとなっている。

事業活動収入をみると、平成 22 年度における全体の収入は 4 億 1,532 万円に対し、E P A 関連事業は 1 億 9,119 万円となっている。

同様に、平成 23 年度は事業活動収入 5 億 7,742 万円に対し E P A 関連事業は 2 億 453 万円、24 年度は事業活動収入 5 億 1,622 万円に対し E P A 関連事業は 1 億 8,529 万円となっている。

なお、E P A 関連事業とは、外国人看護師・介護福祉士候補者受入れ支援事業及び自主事業として得られるあっせん手数料を合わせたものであり、企画競争により受託した委託事業、滞在管理費等は含んでない。

表 J I C W E L S の事業活動収入における E P A 関連事業費
(単位：千円)

区分	平成 22 年度	23	24
事業活動収入 計	415,317	577,423	516,220
E P A 関連事業	191,191	204,529	185,288
うち、受入れ支援事業	148,162	153,952	156,860
うち、あっせん手数料	43,029	50,577	28,428

(注) 1 J I C W E L S 公表資料に基づき、当省が作成した。

2 平成 24 年度については、収支予算である。

3 受入れ支援事業とは、外国人看護師・介護福祉士受入れ支援事業を表す。

c J I C W E L S が唯一の受入れ調整機関とされた理由

E P A に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者の受入れにおいては、J I C W E L S が唯一の受入れ調整機関とされ、受入れ希望機関へのあっせんやその他受入れに関する様々な支援を実施している。

J I C W E L S を唯一の受入れ調整機関として相手国政府に通報した理由について、厚生労働省は「公正・中立な立場から業務を実施すること及び送り出し国政府から信頼されていることという条件を基に、機関を選定する必要があったことから、これまで A S E A N 地域を中心とした保険・福祉に関する国際的な研修の実績があり、医療・福祉に関する知見を有するとともに、送出し国政府からも信頼されている J I C W E L S がふさわしいとの判断に至った」と説明している。

<p>オ 看護師・介護福祉士候補者の受入れに係る政府の取組</p> <p>看護師・介護福祉士等の海外からの人の移動に関する課題への取組について検討することを目的として、平成 22 年 11 月に「人の移動に関する検討グループ」（議長は内閣府副大臣（当時の国家戦略担当））が設置された。さらに、基本の方針において、政府は以下のような取組を進めることとされた。</p> <p>① 看護師・介護福祉士候補者受入れに対する取組</p> <p>i) 日本語能力向上のための取組として、引き続き訪日前の日本語研修を実施していくとともに、候補者の現地での日本語能力の強化、相手国関係者による日本の看護・介護制度への理解の促進のための諸施策の実施に努める。</p> <p>また、中長期的には、現地看護大学等における日本語等の教育の実施を目指す。</p> <p>ii) 国家試験に不合格となり母国に帰国した候補者が、帰国後も試験にチャレンジしやすい環境を提供するため、e ラーニングや現地での模擬試験等の実施を進める。</p> <p>iii) ベトナムからの受入れについては、一定の日本語能力を有する候補者の受入れについて、検討を行う。</p> <p>インドネシア及びフィリピンについては、E P A の改正を要さない見直しは、早急に実施する。改正を要す見直しについては、相手国の意向も踏まえ、制度の改革の可能性について検討する。</p> <p>② その他の取組</p> <p>看護師・介護福祉士候補者の国家試験合格率・合格者数向上の観点から、母国語・英語でのコミュニケーション能力試験の併用、国家試験の出題範囲の適正化、介護福祉士国家試験の複数回の受験機会の提供及び介護福祉士候補者の定員配置基準換算の見直し等の適否について検討を行う。</p>	<p>図表 2 - (1) - ⑮</p>
---	-----------------------

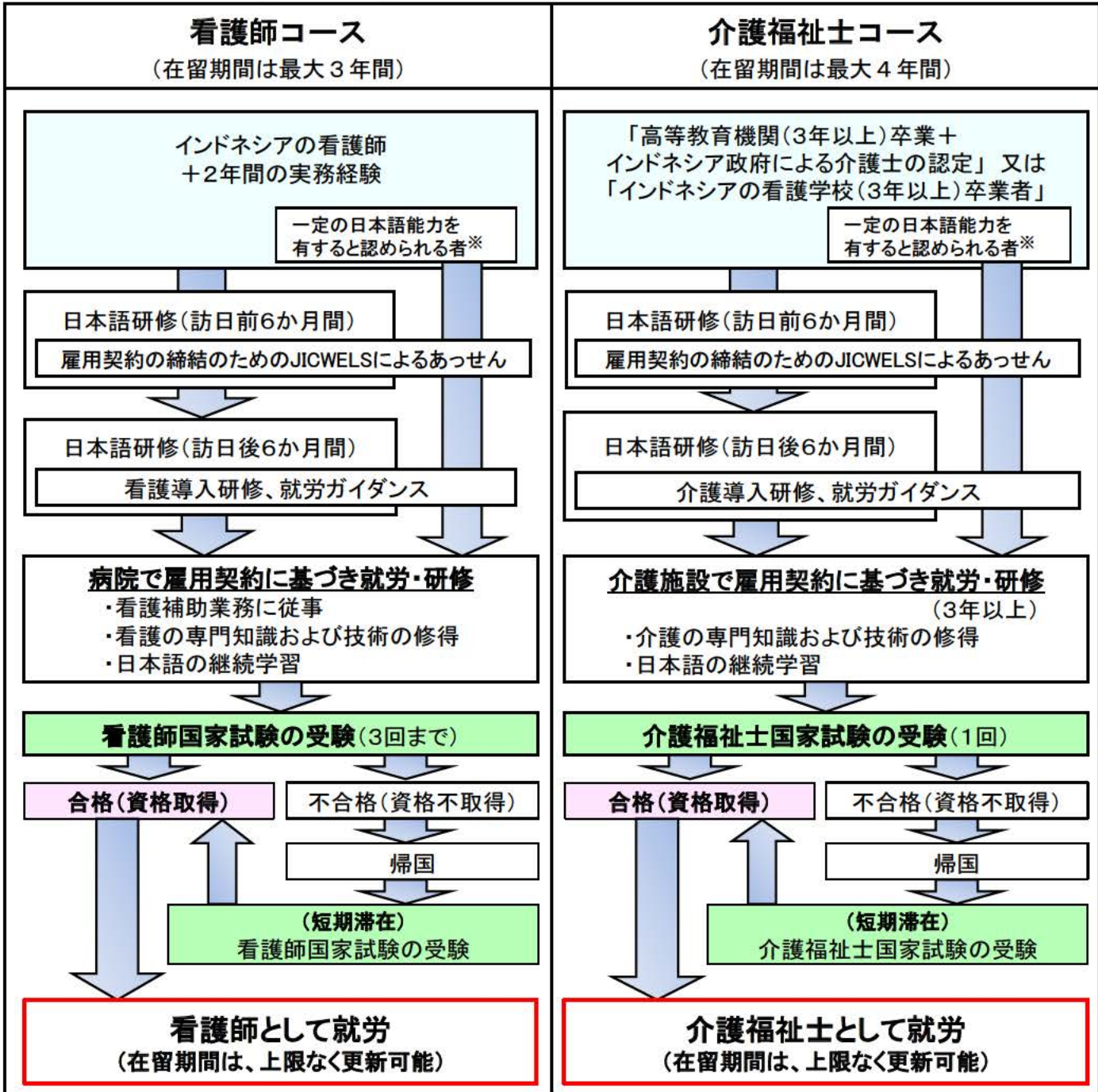
図表2-(1)-① 経済連携協定に基づくインドネシア人候補者 平成24年度受入れの流れ

趣旨・目的等

- ・日インドネシア経済連携協定（平成20年7月1日発効）に基づく看護師・介護福祉士候補者等の受入れは、原則として外国人の就労が認められていない分野において、経済活動の連携の強化の観点から、二国間の協定に基づき、公的な枠組みで特例的に行うものである。
（看護・介護分野の労働力不足への対応ではなく、国内労働市場への影響を考慮して受入れ最大人数を設定。）
- ・候補者の受入れを適正に実施する観点から、我が国においては国際厚生事業団（JICWELS）が唯一のあっせん機関として位置づけられ、これ以外の職業紹介事業者や労働者派遣事業者にあっせんを依頼することはできない。

受入れ実績等

平成20年度は208人（看護104人、介護104人）、平成21年度は362人（看護173人、介護189人）、平成22年度は116人（看護39人、介護77人）、平成23年度は105人（看護47人、介護58人）、平成24年度は101人（看護29人、介護72人）が入国。



※ 日本語能力試験N2(旧2級)程度の日本語能力がある場合(累計7人(看護0人、介護7人))

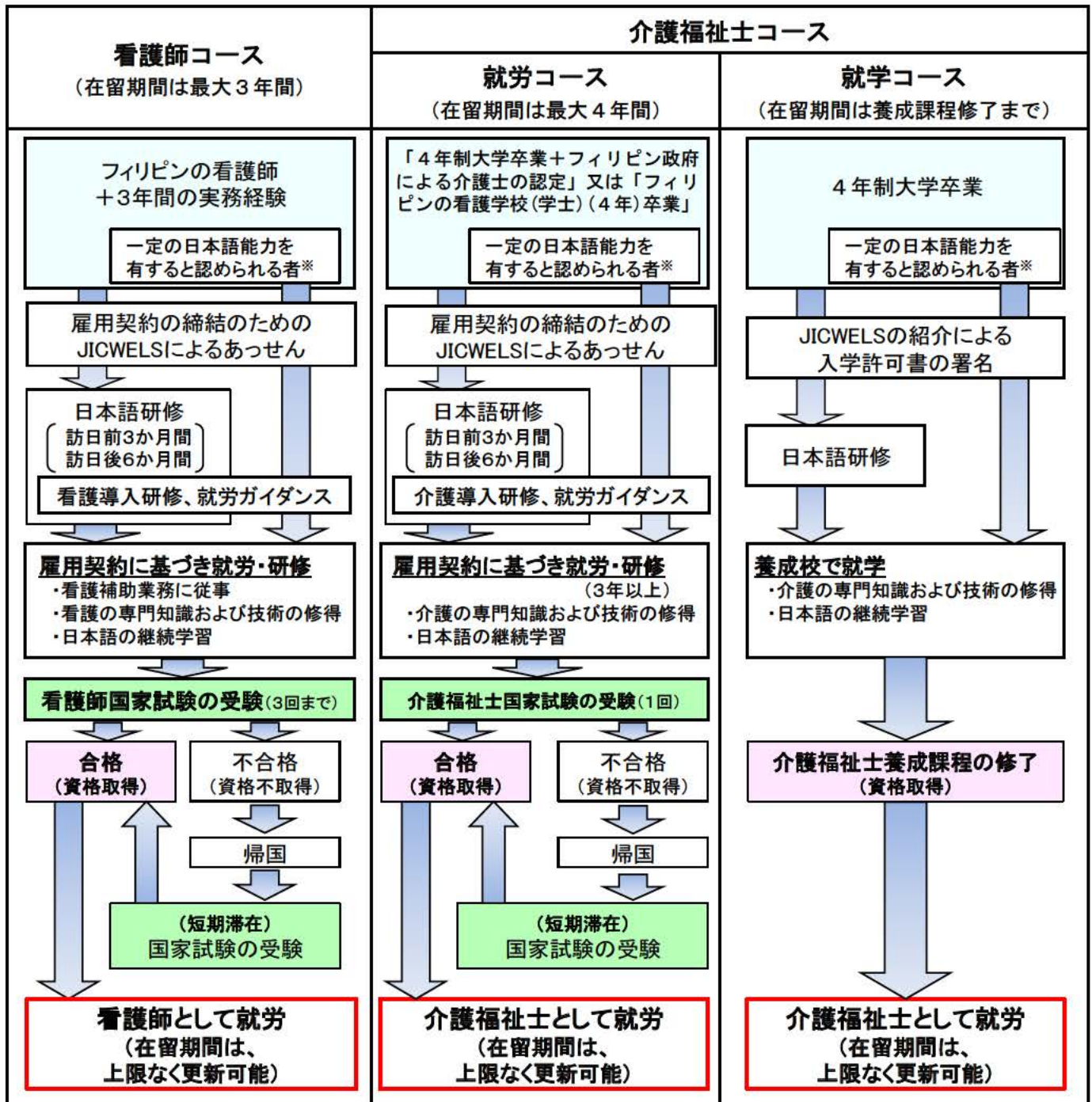
図表 2-(1)-② 経済連携協定に基づくフィリピン人候補者 平成24年度受入れの流れ

趣旨・目的等

- ・日フィリピン経済連携協定（平成20年12月11日発効）に基づく看護師・介護福祉士候補者等の受入れは、原則として外国人の就労が認められていない分野において、経済活動の連携の強化の観点から、二国間の協定に基づき、公的な枠組みで特例的に行うものである。（看護・介護分野の労働力不足への対応ではなく、国内労働市場への影響を考慮して受入れ最大人数を設定。）
- ・候補者の受入れを適正に実施する観点から、我が国においては国際厚生事業団（JICWELS）が唯一のあっせん機関として位置づけられ、これ以外の職業紹介事業者や労働者派遣事業者にあっせんを依頼することはできない。

受入れ実績等

平成21年度は310人（看護93人、介護217人（就労190人、就学27人））、
 平成22年度は128人（看護46人、介護82人（就労72人、就学10人））、
 平成23年度は131人（看護70人、介護61人（就労61人、就学は募集なし））、
 平成24年度は101人（看護28人、介護73人（就労73人、就学は募集なし））が入国。



※ 日本語能力試験N2(旧2級)程度の日本語能力がある場合(累計15人(看護0人、介護15人))

図表 2 - (1) - ③ 平成 25 年度日インドネシア E P A に基づく看護師・介護福祉士候補者の受入れ

区分	看護師	介護福祉士
目的	看護師の国家資格取得と取得後の就労	介護福祉士の国家資格取得と取得後の就労
在留資格	二国間の協定に基づく「特定活動」の在留資格	
活動内容（国家資格の取得前）	日本国内の病院で就労・研修	日本国内の介護施設で就労・研修
活動内容（国家資格の取得後）	日本国内の医療施設等で看護師として就労（利用者宅でのサービスを除く。）	日本国内の介護施設で介護福祉士として就労（利用者宅でのサービスを除く。）
在留期間等	<ul style="list-style-type: none"> 資格取得前：看護 3 年、介護 4 年が上限 期間内に資格不取得の場合は期間満了を以て帰国（帰国後も短期滞在ビザで来日し、受験・資格取得可能） 資格取得後：在留期間の更新回数に制限無し 労働市場への悪影響を避ける観点から、受入れ最大人数を設定（平成 25 年度は看護 200 人、介護 300 人） 	
入国の要件	<ul style="list-style-type: none"> インドネシアの看護師資格の保有者（看護学校の修了証書Ⅲ取得者又は大学の看護学部卒業生） 2 年以上の看護師の実務経験 雇用契約の締結（日本人都同等以上の報酬） 	<ul style="list-style-type: none"> 「大学又は高等教育機関の修了証書Ⅲ以上の取得者＋介護士としてインドネシア政府から認定された者」又は「看護学校の修了証書Ⅲ取得者又は大学の看護学部卒業生」 雇用契約の締結（日本人都同等以上の報酬）
日本語等研修	訪日前 6 か月間の日本語研修（※ 1、※ 2）、訪日後 6 か月間の日本語研修（※ 2）、看護・介護導入研修、就労ガイダンス	
送出し調整機関	インドネシア海外労働者派遣・保護庁（BNP 2 TK I）	
受入れ調整機関	（社）国際厚生事業団（J I C W E L S）	

（注）厚生労働省の資料に基づき、当省が作成した。

（※ 1）協定外の枠組みで行うもの。

（※ 2）日本語能力試験 N 2 級（旧 2 級）程度の日本語能力がある場合には研修を受講しないことも可能。

図表 2 - (1) - ④ 平成 25 年度日フィリピン E P A に基づく看護師・介護福祉士候補者の受入れ

区分	看護師	介護福祉士	
		就労コース	就学コース（※1）
目的	看護師の国家資格取得と取得後の就労	介護福祉士の国家資格取得と取得後の就労	
在留資格	二国間の協定に基づく「特定活動」の在留資格		
活動内容（国家資格の取得前）	日本国内の病院で就労・研修	日本国内の介護施設で就労・研修	日本国内の養成施設で就学
活動内容（国家資格の取得後）	日本国内の医療施設等で看護師として就労（利用者宅でのサービスを除く。）	日本国内の介護施設で介護福祉士として就労（利用者宅でのサービスを除く。）	
在留期間等	<ul style="list-style-type: none"> 資格取得前：看護 3 年、介護 4 年（就学コースの場合は、養成課程修了に必要な期間）が上限 期間内に資格不取得の場合は期間満了を以て帰国（帰国後も短期滞在ビザで来日し、受験・資格取得可能） 資格取得後：在留期間の更新回数に制限無し 労働市場への悪影響を避ける観点から、受入れ最大人数を設定（平成 25 年度は看護 200 人、介護 300 人） 		
入国の要件	<ul style="list-style-type: none"> フィリピンの看護師資格の保有者 3 年間の看護師の実務経験 雇用契約の締結（日本人と同等以上の報酬） 	<ul style="list-style-type: none"> 「4 年制大学卒業業者 + フィリピン介護士研修終了者（TESDA の認定保持）」又は「看護学校（学士）卒業業者」 雇用契約の締結（日本人都同等以上の報酬） 	4 年制大学の卒業業者
日本語等研修	訪日前 6 か月間の日本語研修（※2、※3）、訪日後 6 か月間の日本語研修（※3）、看護・介護導入研修、就労ガイダンス		日本語研修
送出し調整機関	フィリピン海外雇用庁（POEA）		高等教育委員会（CHED）
受入れ調整機関	（社）国際厚生事業団（JICWELS）		

（注） 1 厚生労働省の資料に基づき、当省が作成した。

（※1）平成 23 年度以降、介護福祉士の就学コースの受入れは実施していない。

（※2）協定外の枠組みで行うもの。

（※3）日本語能力試験 N 2 級（旧 2 級）程度の日本語能力がある場合には研修を受講しないことも可能。

2 フィリピンの場合は、インドネシアと異なり、介護福祉士候補者の受入れが就労コースと就学コースとに分かれている。介護福祉士の就学コースを除く、看護師候補者及び介護福祉士候補者（就労コース）の受入れの目的、在留資格、活動内容、在留期間及び受入れ調整機関（JICWELS）については、インドネシア人候補者の場合と同様である。

図表 2 - (1) - ⑤ 経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるインドネシア人看護師等の受入れの実施に関する指針（平成 20 年 5 月 19 日厚生労働省告示第 312 号）（抄）

第一 総論

一 目的

この指針は、経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定（以下「協定」という。）第九十四条 1 及び 4 並びに協定附属書十第一編第六節の規定に基づくインドネシア人看護師等の受入れの仕組み及びその運営に関する基本的事項を明らかにすることにより、看護及び介護分野におけるインドネシア人看護師等の円滑かつ適正な受入れを図ることを目的とする。

二 インドネシア人看護師等及び受入れ機関の責務

1 インドネシア人看護師等の責務

インドネシア人看護師等は、受入れ機関の指導に従い、日本国の法律に基づく看護師及び介護福祉士の資格の取得に必要な知識及び技術の修得に精励するとともに、当該資格取得後は両国の保健医療及び福祉の発展に貢献するよう、努めるものとする。

2 受入れ機関の責務

受入れ機関は、日本国の法律に基づく看護師及び介護福祉士の資格の取得に必要な知識及び技術の修得が図られるよう、受入れ体制の確保に取り組むとともに、専門的人材としてのインドネシア人看護師等に対する国民の理解に資するよう、インドネシア人看護師等が地域の保健医療及び福祉の現場において専門的能力を発揮して活躍する環境づくりに努めるものとする。また、労働関係法令等の遵守を通じ、適正な労働条件の確保を図るものとする。

三 出入国管理上の取扱い

協定に基づくインドネシア人看護師等に対する出入国管理は、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「入管法」という。）、出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件（平成二年法務省告示第百三十一号）及び法務大臣が定める告示等に従って実施される。

四 定義

この指針において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ次に定めるところによる。

- 1 インドネシア人看護師等 インドネシア人看護師候補者及びインドネシア人介護福祉士候補者並びにインドネシア人看護師及びインドネシア人介護福祉士をいう。
- 2 インドネシア人看護師候補者 保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）に基づく看護師の資格（以下「看護師の資格」という。）を取得することを目的として、協定附属書十第一編第六節 1 の規定に基づき、入国及び一時的な滞在が許可されたインドネシア人をいう。
- 3 インドネシア人介護福祉士候補者 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）に基づく介護福祉士の資格（以下「介護福祉士の資格」という。）を取得することを目的として、協定附属書十第一編第六節 2 の規定に基づき、入国及び一時的な滞在が許可されたインドネシア人をいう。
- 4 インドネシア人看護師 看護師の資格を有するインドネシア人であって、協定附属書十第一編第六

節3の規定に基づき、入国及び一時的な滞在が許可された者をいう。

- 5 インドネシア人介護福祉士 介護福祉士の資格を有するインドネシア人であって、協定附属書十第一編第六節3の規定に基づき、入国及び一時的な滞在が許可された者をいう。
- 6 受入れ調整機関 協定附属書十第一編第六節1から3までの規定に基づき、インドネシア人看護師等と受入れ機関との間の雇用関係の成立をあっせんする機関として、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十条第一項の規定により有料職業紹介事業の許可を受けて、日本国政府からインドネシア政府に通報された機関をいう。
- 7 受入れ機関 協定附属書十第一編第六節の規定に基づき、その設立している施設において雇用する契約をインドネシア人看護師等との間で締結した日本国内にある医療法人、社会福祉法人等の公私の機関をいう。
- 8 受入れ施設 協定附属書十第一編第六節の規定に基づき、インドネシア人看護師候補者が受入れ機関との労働契約に基づき就労する病院、インドネシア人介護福祉士候補者が受入れ機関との労働契約に基づき就労する特別養護老人ホーム、介護老人保健施設その他の介護施設並びにインドネシア人看護師及びインドネシア人介護福祉士が受入れ機関との労働契約に基づき就労する施設をいう。

第二 資格取得前の受入れ機関での就労等

一 看護師の資格取得を目的とした就労等

1 インドネシア人看護師候補者

(1) インドネシア人看護師候補者は、次のイ及びロの活動に従事する。

イ 2の規定による六月間の日本語の語学研修、看護導入研修及び就労ガイダンス（ロにおいて「六月間の研修」という。）の履修

ロ 六月間の研修の修了後、看護師の監督の下での研修を通じた病院における必要な知識及び技術の修得

(2) インドネシア人看護師候補者は、協定附属書十第一編第六節1の規定により、インドネシアの法令に基づいて登録された、資格を有する看護師であって、インドネシアにある看護専門学校から修了証書Ⅲ（インドネシアの高等教育に関する政令（千九百九十九年政令第六十号）に定義する高等学校教育の修了後、インドネシアにおいて三年間の専門教育を修了した資格をいう。以下同じ。）を取得し、又はインドネシアにある大学の看護学部を卒業しており、かつ、少なくとも二年間看護師としての実務経験を有する者でなければならない。

(3) (1)の活動は、協定附属書十第一編第六節1の規定により、病院を設立している受入れ機関であって、受入れ調整機関が紹介したものと労働契約に基づいて行われることを条件とする。

(4) インドネシア人看護師候補者の入国及び一時的な滞在は、協定附属書十第一編第六節1の規定により、一年間（この期間は、更新することができる。ただし、更新は、その都度一年間ずつとし、かつ、二回を超えてはならない。）の滞在とされ、第一の三による。

2 日本語の語学研修、看護導入研修及び就労ガイダンスの履修

(1) インドネシア人看護師候補者は、協定附属書十第一編第六節1の規定により、入国後六月間、日本語の語学研修（日本語研修実施機関（協定附属書十第一編第六節1及び2に規定する日本語の語学研修を行う機関をいう。以下同じ。）の行うものをいう。）、看護導入研修（病院で就労し、看護師の資格を取得するために必要となる知識及び技術を修得させるための研修をいう。以下同

じ。)及び就労ガイダンス(受入れ機関の就労環境等に係る母国語による相談窓口及びその他の相談窓口の説明、労働関係法令の内容、受入れ機関の不正な行為への対処方法その他の法的保護に必要な情報に関する説明会をいう。以下同じ。)を受けなければならない。ただし、1の(1)の口の活動に従事するために十分な言語能力を有すると認められる者については、日本語の語学研修を受けることを要しない。

(2) (1)の日本語の語学研修は、協定附属書十第一編第六節6の規定に基づき、日本国政府からインドネシア政府に通報された機関が行う。

(3) (1)の看護導入研修及び就労ガイダンスは、社団法人国際厚生事業団(昭和五十八年七月十二日に社団法人国際厚生事業団という名称で設立された法人をいう。以下「事業団」という。)が行う。

3 インドネシア人看護師候補者が就労する受入れ施設の要件

インドネシア人看護師候補者が就労する受入れ施設は、看護師学校養成所の臨地実習受入れ病院と同等の体制が整備されている病院(医療保険が適用される病床を有するものに限る。)であって、次の(1)から(9)までに掲げる要件を満たしていなければならない。

(1) 原則として、看護学生の臨地実習に係る実習指導者(厚生労働省又は都道府県が実施する実習指導者講習会等を受けた者をいう。)が配置されていること。

(2) 看護師及び准看護師の員数が、入院患者の数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、精神病床においては、入院患者の数が四又はその端数を増すごとに一以上、療養病床においては、入院患者の数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。

(3) 看護職員の半数以上が看護師であること。

(4) 看護の組織部門が明確に定められていること。

イ 病院の組織の中で、看護部門が独立して位置付けられていること。

ロ 看護部門としての方針が明確であること。

ハ 看護部門の各階級及び職種の業務分担が明確であること。

ニ 看護師の院内教育及び学生の実習指導を調整する責任者が、4の(1)の看護研修計画に明記されていること。

(5) 看護基準(各病院が提供する看護内容を基準化し、文章化したものをいう。)が、使用しやすいように配慮して作成され、常時活用されていること及び看護手順(各病院で行われる看護業務を順序立てて、一連の流れとして標準化し、文章化したものをいう。)が作成され、評価され、かつ、見直されていること。

(6) 看護に関する諸記録が適正に行われていること。

イ 看護記録が正確に作成されていること。

ロ 各患者に対する医療の内容が適正かつ確実に記録されていること。

ハ 患者のケアに関するカンファレンスが行われ、その記録が正確に作成されていること。

(7) 過去三年間に、インドネシア人看護師等、フィリピン人看護師等(経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるフィリピン人看護師等の受入れの実施に関する指針(平成二十年厚生労働省告示第五百九号。以下「フィリピン人看護師等受入れ指針」という。)第一の四の1に規定するフィリピン人看護師等をいう。以下同じ。)若しくはベトナム人看護師等(看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する日本国政府とベトナム

ム社会主義共和国政府との間の交換公文に基づく看護及び介護分野におけるベトナム人看護師等の受入れの実施に関する指針（平成二十四年厚生労働省告示第五百七号。以下「ベトナム人看護師等受入れ指針」という。）第一の四の1に規定するベトナム人看護師等をいう。以下同じ。）又は特例インドネシア人看護師候補者等（特例インドネシア人看護師候補者及び特例インドネシア人介護福祉士候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針（平成二十三年厚生労働省告示第百九十二号。以下「特例インドネシア人看護師候補者等指針」という。）第一の二の1に規定する特例インドネシア人看護師候補者等をいう。以下同じ。）若しくは特例フィリピン人看護師候補者（特例フィリピン人看護師候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針（平成二十四年厚生労働省告示第百九十号。以下「特例フィリピン人看護師候補者指針」という。）第一の二の1に規定する特例フィリピン人看護師候補者をいう。以下同じ。）の受入れにおいて、虚偽の求人申請、二重契約その他の不正の行為をしたことがない機関により設立されたものであること。

(8) 過去三年間に、第四の二の4、フィリピン人看護師等受入れ指針第四の二の4若しくはベトナム人看護師等受入れ指針第四の二の4又は特例インドネシア人看護師候補者等指針第五の一の2若しくは特例フィリピン人看護師候補者指針第五の一の2の規定による報告（以下「受入れ機関等報告」という。）を拒否し、又は不当に遅延させたことがない機関により設立されたものであること。

(9) 過去三年間に、第四の二の5、フィリピン人看護師等受入れ指針第四の二の5若しくはベトナム人看護師等受入れ指針第四の二の5又は特例インドネシア人看護師候補者等指針第五の一の3若しくは特例フィリピン人看護師候補者指針第五の一の3の規定による巡回訪問（以下「受入れ調整機関による巡回訪問」という。）の際の求められた必要な協力を拒んだことがない機関により設立されたものであること。

4 病院における研修の要件

1の(1)のロの病院における研修は、次の(1)から(5)までに掲げる要件を満たしていなければならない。

(1) 研修内容は、看護師国家試験の受験に配慮した適切なものとし、これを実施するための看護研修計画が作成されていること。

(2) 研修を統括する研修責任者並びに専門的な知識及び技術に関する学習の支援、日本語学習の支援、生活支援等を行う研修支援者が配置され、看護研修計画を実施するために必要な体制が整備されていること。

(3) 研修責任者は、原則として看護部門の教育責任者とし、研修支援者は、原則として三年以上の業務経験のある看護師とすること。

(4) 日本語の継続的な学習、職場への適応促進及び日本の生活習慣習得の機会を設けること。

(5) 研修が行われる病床は、医療保険が適用されるものに限ること。

5 病院を設立している受入れ機関との労働契約の要件

1の(3)の労働契約は、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けることを内容とするものでなければならない。

二 介護福祉士の資格取得を目的とした就労等

1 インドネシア人介護福祉士候補者

(1) インドネシア人介護福祉士候補者は、次のイ及びロの活動に従事する。

イ 2の規定による六月間の日本語の語学研修、介護導入研修及び就労ガイダンス（ロにおいて「六月間の研修」という。）の履修

ロ 六月間の修了後、介護福祉士の監督の下での研修を通じた介護施設における必要な知識及び技術の修得

(2) インドネシア人介護福祉士候補者は、協定附属書十第一編第六節2の規定により、次のイからハまでのいずれかに該当する者でなければならない。

イ インドネシアにある大学の看護学部を卒業した者

ロ インドネシアにある看護専門学校から修了証書Ⅲを取得した者

ハ インドネシアにある他のいずれかの専門学校又は大学から修了証書Ⅲ又はそれ以上の学位を取得しており、かつ、協定第九十六条(c)の規定に基づき自然人の移動に関する小委員会により採択される指針に基づく適当な研修の修了後、インドネシアの法令に従い、インドネシア政府により必要な技術を有する介護福祉士としての資格を与えられた者

(3) (1)の活動は、協定附属書十第一編第六節2の規定により、介護施設を設立している受入れ機関であって、受入れ調整機関が紹介したものと労働契約に基づいて行われることを条件とする。

(4) インドネシア人介護福祉士候補者の入国及び一時的な滞在は、協定附属書十第一編第六節2の規定により、一年間（この期間は、更新することができる。ただし、更新は、その都度一年間ずつとし、かつ、三回を超えてはならない。）の滞在とされ、第一の三による。

2 日本語の語学研修、介護導入研修及び就労ガイダンスの履修

(1) インドネシア人介護福祉士候補者は、協定附属書十第一編第六節2の規定により、入国後六月間、日本語の語学研修、介護導入研修（介護施設で就労し、介護福祉士の資格を取得するために必要となる知識及び技術を修得させるための研修をいう。以下同じ。）及び就労ガイダンスを受けなければならない。ただし、1の(1)のロの活動に従事するために十分な言語能力を有すると認められる者については、日本語の語学研修を受けることを要しない。

(2) (1)の日本語の語学研修は、協定附属書十第一編第六節6の規定に基づき、日本国政府からインドネシア政府に通報された機関が行う。

(3) (1)の介護導入研修及び就労ガイダンスは、事業団が行う。

3 インドネシア人介護福祉士候補者が就労する受入れ施設の要件

インドネシア人介護福祉士候補者が就労する受入れ施設は、別表第一に掲げる介護施設（定員が三十名以上（指定介護療養型医療施設の場合にあつては、介護保険の指定を受けた病床数が三十床以上）のものに限る。以下この3において同じ。）又は別表第二に掲げる介護施設（別表第一に掲げる介護施設と同一の敷地内において一体的に運営されているものに限る。）であつて、次の(1)から(6)までに掲げる要件を満たしているものでなければならない。

(1) 介護福祉士養成施設（社会福祉士及び介護福祉士法第三十九条第一号に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校並びに厚生労働大臣の指定した養成施設をいう。）における実習施設と同等の体制が整備されていること。

(2) 介護職員の員数（就労するインドネシア人介護福祉士候補者、フィリピン人介護福祉士候補者（フィリピン人看護師等受入れ指針第一の四の3に規定するフィリピン人介護福祉士候補者を

いう。)及びベトナム人介護福祉士候補者(ベトナム人看護師等受入れ指針第一の四の3に規定するベトナム人介護福祉士候補者という。)並びに特例インドネシア人介護福祉士候補者(特例インドネシア人看護師候補者等指針第一の二の3に規定する特例インドネシア人介護福祉士候補者をいう。)(以下この(2)において「介護福祉士候補者」という。)を除く。)が、法令に基づく職員等の配置の基準を満たすこと。ただし、別表第三に掲げる規定に基づく職員等の配置の基準については、介護福祉士候補者のうち次のいずれかに該当するものを職員等とみなして当該規定を適用するものとする。

イ 受入れ施設において就労を開始した日から一年を経過した者

ロ 日本語能力試験(独立行政法人国際交流基金及び財団法人日本国際教育支援協会(昭和三十二年三月一日に財団法人日本国際教育協会として設立された法人をいう。)が実施する日本語能力試験をいう。)においてN1又はN2(平成二十二年三月三十一日までに実施された審査にあっては、一級又は二級)に合格した者

(3) 常勤の介護職員の四割以上が、介護福祉士の資格を有する職員であること。

(4) 過去三年間に、インドネシア人看護師等、フィリピン人看護師等若しくはベトナム人看護師等又は特例インドネシア人看護師候補者等若しくは特例フィリピン人看護師候補者の受入れにおいて、虚偽の求人申請、二重契約その他の不正の行為をしたことがない機関により設立されたものであること。

(5) 過去三年間に、受入れ機関等報告を拒否し、又は不当に遅延させたことがない機関により設立されたものであること。

(6) 過去三年間に、受入れ調整機関による巡回訪問の際の求められた必要な協力を拒んだことがない機関により設立されたものであること。

4 介護施設における研修の要件

1の(1)のロの介護施設における研修は、次の(1)から(4)までに掲げる要件を満たしていなければならない。

(1) 研修内容は、介護福祉士試験の受験に配慮した適切なものとし、これを実施するための介護研修計画が作成されていること。

(2) 研修を統括する研修責任者並びに専門的な知識及び技術に関する学習の支援、日本語学習の支援、生活支援等を行う研修支援者が配置され、介護研修計画を実施するために必要な体制が整備されていること。

(3) 研修責任者は、原則として、五年以上介護業務に従事した経験があつて介護福祉士の資格を有する者とする。

(4) 日本語の継続的な学習、職場への適応促進及び日本の生活習慣習得の機会を設けること。

5 介護施設を設立している受入れ機関との労働契約の要件

1の(3)の労働契約は、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けることを内容とするものでなければならない。

第三 資格取得後の就労

一 インドネシア人看護師の就労

1 インドネシア人看護師

(1) 協定附属書十第一編第六節 3 の規定に基づき、入国及び一時的な滞在を許可された次のイ又はロに該当するインドネシア人は、看護師としてのサービスの提供に従事する。

イ 第二の一の 1 の(4)の滞在中に看護師の資格を取得した者

ロ 第二の一の 1 の(4)の滞在中に看護師の資格が与えられなかった後の期間に看護師の資格を取得した者

(2) (1)のサービスの提供は、協定附属書十第一編第六節 3 の規定により、受入れ機関との労働契約に基づいて行われることを条件とする。

(3) インドネシア人看護師の入国及び一時的な滞在は、協定附属書十第一編第六節 3 の規定により、三年までの期間（この期間は、更新することができる。）の滞在中とされ、第一の三による。

(4) (1)のイに該当する者（再入国の許可を取得することなく日本国を出国した者に限る。）及び(1)のロに該当する者に対する入国及び一時的な滞在中の許可は、協定附属書十第一編第六節 3 の規定により、インドネシア政府により指名され、及び日本国政府に通報されること並びに(2)の労働契約が当該インドネシア人と受入れ機関であって受入れ調整機関が紹介したものと間で締結されることを条件とする。

2 インドネシア人看護師が就労する受入れ施設の要件

インドネシア人看護師が就労する受入れ施設は、別表第四に掲げる施設であって、次の(1)から(4)までに掲げる要件を満たしているものでなければならない。

(1) 施設を設立している受入れ機関が、当該施設で就労するインドネシア人看護師を、利用者の居室においてサービスを提供する業務に従事させないこと。

(2) 過去三年間に、インドネシア人看護師等、フィリピン人看護師等若しくはベトナム人看護師等又は特例インドネシア人看護師候補者等若しくは特例フィリピン人看護師候補者の受入れにおいて、虚偽の求人申請、二重契約その他の不正の行為をしたことがない機関により設立されたものであること。

(3) 過去三年間に、受入れ機関等報告を拒否し、又は不当に遅延させたことがない機関により設立されたものであること。

(4) 過去三年間に、受入れ調整機関による巡回訪問の際の求められた必要な協力を拒んだことがない機関により設立されたものであること。

3 受入れ機関との労働契約の要件

1 の(2)の労働契約は、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けることを内容とするものでなければならない。

二 インドネシア人介護福祉士の就労

1 インドネシア人介護福祉士

(1) 協定附属書十第一編第六節 2 の規定に基づき、入国及び一時的な滞在を許可された次のイ又はロに該当するインドネシア人は、介護福祉士としてのサービスの提供に従事する。

イ 第二の二の 1 の(4)の滞在中に介護福祉士の資格を取得した者

ロ 第二の二の 1 の(4)の滞在中に介護福祉士の資格が与えられなかった後の期間に介護福祉士の資格を取得した者

(2) (1)のサービスの提供は、協定附属書十第一編第六節 3 の規定により、受入れ機関との労働契約

に基づいて行われることを条件とする。

(3) インドネシア人介護福祉士の入国及び一時的な滞在は、協定附属書十第一編第六節3の規定により、三年までの期間（この期間は、更新することができる。）の滞在とされ、第一の三による。

(4) (1)のイに該当する者（再入国の許可を取得することなく日本国を出国した者に限る。）及び(1)のロに該当する者に対する入国及び一時的な滞在の許可は、協定附属書十第一編第六節3の規定により、インドネシア政府により指名され、及び日本国政府に通報されること並びに(2)の労働契約が当該インドネシア人と受入れ機関であって受入れ調整機関が紹介したものととの間で締結されることを条件とする。

2 インドネシア人介護福祉士が就労する受入れ施設の要件

インドネシア人介護福祉士が就労する受入れ施設は、別表第一、別表第二又は別表第五に掲げる施設であって、次の(1)から(4)までに掲げる要件を満たしているものでなければならない。

(1) 施設を設立している受入れ機関が、当該施設で就労するインドネシア人介護福祉士を、利用者の居宅においてサービスを提供する業務に従事させないこと。

(2) 過去三年間に、インドネシア人看護師等、フィリピン人看護師等若しくはベトナム人看護師等又は特例インドネシア人看護師候補者等若しくは特例フィリピン人看護師候補者の受入れにおいて、虚偽の求人申請、二重契約その他の不正の行為をしたことがない機関により設立されたものであること。

(3) 過去三年間に、受入れ機関等報告を拒否し、又は不当に遅延させたことがない機関により設立されたものであること。

(4) 過去三年間に、受入れ調整機関による巡回訪問の際の求められた必要な協力を拒んだことがない機関により設立されたものであること。

3 受入れ機関との労働契約の要件

1の(2)の労働契約は、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けることを内容とするものでなければならない。

第四 受入れ調整機関によるあっせん等

一 受入れ調整機関の設置

受入れ調整機関は、事業団とする。

二 受入れ調整機関の事業

事業団は、インドネシア人看護師等の円滑かつ適正な受入れを実施するため、次に掲げる事業を実施する。

1 受入れ機関の募集、あっせん等

事業団は、受入れ調整機関として、受入れ機関の募集を行い、受入れ施設の要件、研修の要件及び労働契約の要件を満たすことを確認し、かつ、4の規定による報告及び5の規定による巡回訪問に関する守秘義務を含む受入れ支援に係る契約を当該受入れ機関と締結した上で、インドネシア海外労働者派遣・保護庁と協力して、受入れ機関及びインドネシア人看護師等に対し、就業に関する必要な情報を提供し、相談を行い、受入れ機関とインドネシア人看護師等との間における雇用関係の成立のあっせんを行う。なお、事業団は、受入れ機関の募集に当たり、円滑かつ適正な受入れを図るため、協定に基づく受入れの仕組みに関し、広報活動等を通じて周知を図るものとする。

2 インドネシア人看護師等の円滑な受入れのための協力

事業団は、外務省等の関係機関と連携し、インドネシアにおいて実施されるインドネシア人看護師候補者及びインドネシア人介護福祉士候補者に対する説明会に職員を派遣する等その円滑な受入れのために必要な協力を行う。

3 日本語研修実施機関等との連携

事業団は、日本語研修実施機関からの報告の受理など、日本語研修実施機関その他の関係機関との必要な連携を行う。

4 受入れ機関からの報告の受理

(1) 定期報告

イ インドネシア人看護師候補者又はインドネシア人介護福祉士候補者の受入れ機関は、受入れ施設の要件の遵守状況、研修の実施状況及び労働契約の要件の遵守状況について、毎年一月一日現在で、事業団に報告するものとする。

ロ インドネシア人看護師又はインドネシア人介護福祉士の受入れ機関は、当該インドネシア人看護師又はインドネシア人介護福祉士が在留期間の更新の許可を申請する際、受入れ施設の要件の遵守状況及び労働契約の要件の遵守状況を事業団に報告するものとする。

(2) 随時報告

イ 受入れ機関は、受け入れている特定活動の在留資格（インドネシア人看護師等又は特例インドネシア人看護師候補者等に係る活動を指定されたものに限る。）以外の在留資格をもって在留する者が、特定活動の在留資格（インドネシア人看護師等に係る活動を指定されたものに限る。）への変更の許可を受けた場合には、速やかにその旨を事業団に報告するものとする。

ロ 受入れ機関は、受け入れているインドネシア人看護師等が受入れ施設の変更に係る在留資格の変更の許可を受けた場合には、速やかにその旨を事業団に報告するものとする。

ハ 受入れ機関は、受け入れているインドネシア人看護師等が死亡若しくは失踪した場合又は当該インドネシア人看護師等が入管法第十九条第一項の規定に違反して収入を伴う事業を運営する活動若しくは報酬を受ける活動を行っていると思料する場合には、速やかに事業団に報告するものとする。

ニ 受入れ機関は、受け入れているインドネシア人看護師等が特定活動の在留資格（インドネシア人看護師等又は特例インドネシア人看護師候補者等に係る活動を指定されたものに限る。）以外の在留資格への変更の許可を受けた場合には、速やかにその旨を事業団に報告するものとする。

ホ 受入れ機関は、受け入れているインドネシア人看護師等との労働契約を終了する場合には、あらかじめ、その旨を事業団に報告するものとする。

ヘ 受入れ機関は、インドネシア人看護師又はインドネシア人介護福祉士が受入れ機関との間で労働契約を締結し、受入れ機関の変更に係る在留資格の変更の許可を受けたことにより、受入れ施設において就労を開始した場合には、速やかにその旨を事業団に報告するものとする。

ト 受入れ機関は、受け入れているインドネシア人看護師候補者又はインドネシア人介護福祉士候補者の国家試験の合否が判明した場合には、その結果を速やかに事業団に報告するものとする。

チ 受入れ機関は、一時的な滞在の期間内に資格を取得しなかったインドネシア人看護師候補者又はインドネシア人介護福祉士候補者の帰国後、速やかにその旨を事業団に報告するものとする。

(3) 事業団は、(1)及び(2)に掲げるほか、協定に基づくインドネシア人看護師等の受入れの円滑かつ適正な実施を図るため、必要と認める場合には、受入れ機関に対し、必要な報告を求めるものとする。

(4) 事業団は、(1)から(3)までの報告その他整理した必要な情報を厚生労働大臣に提出するものとする。

5 受入れ施設に対する巡回訪問

事業団は、定期的に又は必要に応じてインドネシア人看護師等の受入れ施設を巡回訪問し、受入れ機関によるインドネシア人看護師等の雇用管理の状況又はインドネシア人看護師候補者若しくはインドネシア人介護福祉士候補者の研修の実施状況等を把握する。

6 インドネシア人看護師等からの相談等に対する対応

事業団は、インドネシア人看護師等から、受入れ機関における研修、指導体制、就労環境等について相談、苦情等があった場合には、適切に相談、苦情等に応じ、説明等を行う。

7 受入れ機関に対する相談支援等

事業団は、受入れ機関から、インドネシア人看護師等の研修、雇用管理等について相談等があった場合には、適切に相談等に応じ、説明、助言等を行う。また、事業団は、インドネシア人看護師候補者及びインドネシア人介護福祉士候補者の就労の開始前に、必要に応じて、受入れ機関に対し、インドネシア人看護師候補者及びインドネシア人介護福祉士候補者の病院又は介護施設における研修の実施、雇用管理等に関する説明会を実施する。

8 受入れ機関に対する助言

事業団は、4の規定による報告又は5の規定による巡回訪問の実施等に関して、必要があると認めるときは、受入れ機関に対し、必要な助言を行う。

9 関係行政機関との連携等

事業団は、4の規定による報告、5の規定による巡回訪問の実施、6若しくは7の規定による相談への対応又は8の規定による助言等に関して、必要があると認めるときは、都道府県労働局、地方入国管理局等の関係行政機関に連絡すること等により、問題の解決を図る。

三 受入れ調整機関に対する指導監督等

厚生労働大臣は、インドネシア人看護師等の円滑かつ適正な受入れを実施するため、事業団に対し、受入れ機関における研修の実施状況その他の必要な事項の報告を徴収し、その他必要な指導及び監督を行う。

第五 円滑かつ適正な受入れを実施するための措置

厚生労働大臣は、インドネシア人看護師等に対する質の高い研修体制並びにインドネシア人看護師等による適切な保健医療及び福祉サービスの提供を確保するとともに、インドネシア人看護師等の受入れの円滑かつ適正な実施を図るため、以下の措置を実施する。

一 報告

厚生労働大臣は、第四の二の4に規定する報告がないときその他インドネシア人看護師等の職業の

安定に関し必要があると認めるときは、受入れ機関から必要な報告の提出を求めることができる。

二 改善指示

厚生労働大臣は、事業団が、この指針で定める受入れ施設の要件、研修の要件又は労働契約の要件を満たさない施設を設立する受入れ機関とインドネシア人看護師等との間における雇用関係の成立をあっせんしようとするときその他協定に基づくインドネシア人看護師等の受入れの円滑かつ適正な実施を図る観点から、事業団が行う職業紹介事業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、事業団に対し、必要な措置（要件を満たさない施設を設立する受入れ機関に紹介を行わないことを含む。）を採ることを指示することができる。

第六 受入れ人数等

- 一 インドネシア人看護師等の入国及び一時的な滞在の人数は、協定附属書十第一編第六節4(a)及び(b)に基づき定められる人数を超えないものとする。
- 二 協定に基づくインドネシア人看護師等の入国及び一時的な滞在については、必要に応じ、協定附属書十第一編第六節4(c)に基づき、一時停止の措置が講じられる。

図表 2 - (1) - ⑥ 「経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるフィリピン人看護師等の受入れの実施に関する指針」（平成 20 年 11 月 6 日厚生労働省告示第 509 号）

第一 総論

一 目的

この指針は、経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定（以下「協定」という。）第百十条 1 (f)、2 及び 3 並びに協定附属書八第一部第六節の規定に基づくフィリピン人看護師等の受入れの仕組み及びその運営に関する基本的事項を明らかにすることにより、看護及び介護分野におけるフィリピン人看護師等の円滑かつ適正な受入れを図ることを目的とする。

二 フィリピン人看護師等及び受入れ機関の責務

1 フィリピン人看護師等の責務

フィリピン人看護師等は、受入れ機関の指導に従い、日本国の法律に基づく看護師及び介護福祉士の資格の取得に必要な知識及び技術の修得に精励するとともに、当該資格取得後は両国の保健医療及び福祉の発展に貢献するよう、努めるものとする。

2 受入れ機関の責務

受入れ機関は、日本国の法律に基づく看護師及び介護福祉士の資格の取得に必要な知識及び技術の修得が図られるよう、受入れ体制の確保に取り組むとともに、専門的人材としてのフィリピン人看護師等に対する国民の理解に資するよう、フィリピン人看護師等が地域の保健医療及び福祉の現場において専門的能力を発揮して活躍する環境づくりに努めるものとする。また、労働関係法令等の遵守を通じ、適正な労働条件の確保を図るものとする。

三 出入国管理上の取扱い

協定に基づくフィリピン人看護師等に対する出入国管理は、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「入管法」という。）、出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件（平成二年法務省告示第百三十一号）及び法務大臣が定める告示等に従って実施される。

四 定義

この指針において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ次に定めるところによる。

- 1 フィリピン人看護師等 フィリピン人看護師候補者及びフィリピン人介護福祉士候補者並びにフィリピン人看護師及びフィリピン人介護福祉士をいう。
- 2 フィリピン人看護師候補者 保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）に基づく看護師の資格（以下「看護師の資格」という。）を取得することを目的として、協定附属書八第一部第六節 1 (a) の規定に基づき、入国及び一時的な滞在が許可されたフィリピン人をいう。
- 3 フィリピン人介護福祉士候補者 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）に基づく介護福祉士の資格（以下「介護福祉士の資格」という。）を取得することを目的として、協定附属書八第一部第六節 1 (b) 又は (c) の規定に基づき、入国及び一時的な滞在が許可されたフィリピン人をいう。
- 4 フィリピン人看護師 看護師の資格を有するフィリピン人であって、協定附属書八第一部第六節 2

の規定に基づき、入国及び一時的な滞在が許可された者をいう。

- 5 フィリピン人介護福祉士 介護福祉士の資格を有するフィリピン人であって、協定附属書八第一第六節2の規定に基づき、入国及び一時的な滞在が許可された者をいう。
- 6 受入れ調整機関 協定附属書八第一部第六節1(a)及び(b)並びに2の規定に基づき、フィリピン人看護師等と受入れ機関との間の雇用関係の成立をあっせんする機関として、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十条第一項の規定により有料職業紹介事業の許可を受けて、日本国政府からフィリピン政府に通報された機関であり、かつ、フィリピン人介護福祉士候補者の介護福祉士養成施設（社会福祉士及び介護福祉士法第三十九条第一号に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校並びに厚生労働大臣の指定した養成施設をいう。以下同じ。）への入学をあっせんする機関をいう。
- 7 受入れ機関 協定附属書八第一部第六節の規定に基づき、その設立している施設において雇用する契約をフィリピン人看護師等との間で締結し、又はその設立している介護福祉士養成施設に入学する許可をフィリピン人介護福祉士候補者に対し与えた日本国内にある医療法人、社会福祉法人等の公私の機関をいう。
- 8 受入れ施設 協定附属書八第一部第六節の規定に基づき、フィリピン人看護師候補者が受入れ機関との労働契約に基づき就労する病院、フィリピン人介護福祉士候補者が受入れ機関との労働契約に基づき就労する特別養護老人ホーム、介護老人保健施設その他の介護施設、フィリピン人介護福祉士候補者が受入れ機関による入学の許可に基づき就学する介護福祉士養成施設並びにフィリピン人看護師及びフィリピン人介護福祉士が受入れ機関との労働契約に基づき就労する施設をいう。

第二 資格取得前の受入れ機関での就労等

一 看護師の資格取得を目的とした就労等

1 フィリピン人看護師候補者

(1) フィリピン人看護師候補者は、次のイ及びロの活動に従事する。

イ 2の規定による六月間の日本語の語学研修、看護導入研修及び就労ガイダンス（ロにおいて「六月間の研修」という。）の履修

ロ 六月間の研修の修了後、看護師の監督の下での研修を通じた病院における必要な知識及び技術の修得

(2) フィリピン人看護師候補者は、協定附属書八第一部第六節付録二1の規定により、フィリピンの法令に基づき資格を有する看護師であって、少なくとも三年間看護師としての実務経験を有する者でなければならない。

(3) (1)の活動は、協定附属書八第一部第六節1の規定により、病院を設立している受入れ機関であって、受入れ調整機関が紹介したものとの労働契約に基づいて行われることを条件とする。

(4) フィリピン人看護師候補者の入国及び一時的な滞在は、協定附属書八第一部第六節付録一3(a)の規定により、一年間の滞在とし、一年ずつ二回に限り更新することができるとされ、第一の三による。

2 日本語の語学研修、看護導入研修及び就労ガイダンスの履修

(1) フィリピン人看護師候補者は、協定附属書八第一部第六節1の規定により、入国後六月間、日本語の語学研修（日本語研修実施機関（協定附属書八第一部第六節1に規定する日本語の語学研

修を行う機関をいう。以下同じ。)の行うものをいう。)、看護導入研修(病院で就労し、看護師の資格を取得するために必要となる知識及び技術を修得させるための研修をいう。以下同じ。))及び就労ガイダンス(受入れ機関の就労環境等に係る母国語による相談窓口及びその他の相談窓口の説明、労働関係法令の内容、受入れ機関の不正な行為への対処方法その他の法的保護に必要な情報に関する説明会をいう。以下同じ。))を受けなければならない。ただし、1の(1)の口の活動に従事するために十分な言語能力を有すると認められる者については、日本語の語学研修を受けることを要しない。

(2) (1)の日本語の語学研修は、協定第十二条に基づく日本国政府とフィリピン共和国政府との間の実施取極(以下「実施取極」という。)第二章第十条の規定に基づき、日本国政府からフィリピン政府に通報された機関が行う。

(3) (1)の看護導入研修及び就労ガイダンスは、社団法人国際厚生事業団(昭和五十八年七月十二日に社団法人国際厚生事業団という名称で設立された法人をいう。以下「事業団」という。)が行う。

3 フィリピン人看護師候補者が就労する受入れ施設の要件

フィリピン人看護師候補者が就労する受入れ施設は、看護師学校養成所の臨地実習受入れ病院と同等の体制が整備されている病院(医療保険が適用される病床を有するものに限る。)であって、次の(1)から(9)までに掲げる要件を満たしていなければならない。

(1) 原則として、看護学生の臨地実習に係る実習指導者(厚生労働省又は都道府県が実施する実習指導者講習会等を受けた者をいう。)が配置されていること。

(2) 看護師及び准看護師の員数が、入院患者の数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、精神病床においては、入院患者の数が四又はその端数を増すごとに一以上、療養病床においては、入院患者の数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。

(3) 看護職員の半数以上が看護師であること。

(4) 看護の組織部門が明確に定められていること。

イ 病院の組織の中で、看護部門が独立して位置付けられていること。

ロ 看護部門としての方針が明確であること。

ハ 看護部門の各階級及び職種の業務分担が明確であること。

ニ 看護師の院内教育及び学生の実習指導を調整する責任者が、4の(1)の看護研修計画に明記されていること。

(5) 看護基準(各病院が提供する看護内容を基準化し、文章化したものをいう。)が、使用しやすいように配慮して作成され、常時活用されていること及び看護手順(各病院で行われる看護業務を順序立てて、一連の流れとして標準化し、文章化したものをいう。)が作成され、評価され、かつ、見直されていること。

(6) 看護に関する諸記録が適正に行われていること。

イ 看護記録が正確に作成されていること。

ロ 各患者に対する医療の内容が適正かつ確実に記録されていること。

ハ 患者のケアに関するカンファレンスが行われ、その記録が正確に作成されていること。

(7) 過去三年間に、フィリピン人看護師等、インドネシア人看護師等(経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるインドネシア人看護師

等の受入れの実施に関する指針（平成二十年厚生労働省告示第三百十二号。以下「インドネシア人看護師等受入れ指針」という。）第一の四の1に規定するインドネシア人看護師等をいう。以下同じ。）若しくはベトナム人看護師等（看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文に基づく看護及び介護分野におけるベトナム人看護師等の受入れの実施に関する指針（平成二十四年厚生労働省告示五百七号。以下「ベトナム人看護師等受入れ指針」という。）第一の四の1に規定するベトナム人看護師等をいう。以下同じ。）又は特例フィリピン人看護師候補者（特例フィリピン人看護師候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針（平成二十四年厚生労働省告示第九十号。以下「特例フィリピン人看護師候補者指針」という。）第一の二の1に規定する特例フィリピン人看護師候補者をいう。以下同じ。）若しくは特例インドネシア人看護師候補者等（特例インドネシア人看護師候補者及び特例インドネシア人介護福祉士候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針（平成二十三年厚生労働省告示第九十二号。以下「特例インドネシア人看護師候補者等指針」という。）第一の二の1に規定する特例インドネシア人看護師候補者等をいう。以下同じ。）の受入れにおいて、虚偽の求人申請、二重契約その他の不正の行為をしたことがない機関により設立されたものであること。

(8) 過去三年間に、第四の二の4、インドネシア人看護師等受入れ指針第四の二の4若しくはベトナム人看護師等受入れ指針第四の二の4又は特例フィリピン人看護師候補者指針第五の一の2若しくは特例インドネシア人看護師候補者等指針第五の一の2の規定による報告（以下「受入れ機関等報告」という。）を拒否し、又は不当に遅延させたことがない機関により設立されたものであること。

(9) 過去三年間に、第四の二の5、インドネシア人看護師等第四の二の五又は特例フィリピン人看護師候補者指針第五の一の3若しくは特例インドネシア人看護師候補者等指針第五の一の3の規定による巡回訪問（以下「受入れ調整機関による巡回訪問」という。）の際の求められた必要な協力を拒んだことがない機関により設立されたものであること。

4 病院における研修の要件

1の(1)の口の病院における研修は、次の(1)から(5)までに掲げる要件を満たしていなければならない。

(1) 研修内容は、看護師国家試験の受験に配慮した適切なものとし、これを実施するための看護研修計画が作成されていること。

(2) 研修を統括する研修責任者並びに専門的な知識及び技術に関する学習の支援、日本語学習の支援、生活支援等を行う研修支援者が配置され、看護研修計画を実施するために必要な体制が整備されていること。

(3) 研修責任者は、原則として看護部門の教育責任者とし、研修支援者は、原則として三年以上の業務経験のある看護師とすること。

(4) 日本語の継続的な学習、職場への適応促進及び日本の生活習慣習得の機会を設けること。

(5) 研修が行われる病床は、医療保険が適用されるものに限ること。

5 病院を設立している受入れ機関との労働契約の要件

1の(3)の労働契約は、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けることを内容とするものでなければならない。

二 介護福祉士の資格取得を目的とした就労等

1 フィリピン人介護福祉士候補者

(1) フィリピン人介護福祉士候補者（協定附属書八第一部第六節1(b)の規定に基づき、入国及び一時的な滞在が許可された者に限る。以下この二において同じ。）は、次のイ及びロの活動に従事する。

イ 2の規定による六月間の日本語の語学研修、介護導入研修及び就労ガイダンス（ロにおいて「六月間の研修」という。）の履修

ロ 六月間の研修の修了後、介護福祉士の監督の下での研修を通じた介護施設における必要な知識及び技術の修得

(2) フィリピン人介護福祉士候補者は、協定附属書八第一部第六節付録二2の規定により、卒業に要する期間が少なくとも四年間である高等教育機関から学士号を取得して卒業したフィリピン人であって、フィリピンの法令に従いフィリピン政府により介護士として認定された者又は看護学校（フィリピン政府により認められた高等教育機関であって、看護学士の課程を運営するためのものをいう。）を卒業した者でなければならない。

(3) (1)の活動は、協定附属書八第一部第六節1の規定により、介護施設を設立している受入れ機関であって、受入れ調整機関が紹介したものと労働契約に基づいて行われることを条件とする。

(4) フィリピン人介護福祉士候補者の入国及び一時的な滞在は、協定附属書八第一部第六節付録一3(b)の規定により、一年間の滞在とし、一年ずつ三回に限り更新することができるとされ、第一の三による。

2 日本語の語学研修、介護導入研修及び就労ガイダンスの履修

(1) フィリピン人介護福祉士候補者は、協定附属書八第一部第六節1の規定により、入国後六月間、日本語の語学研修、介護導入研修（介護施設で就労し、介護福祉士の資格を取得するために必要となる知識及び技術を修得させるための研修をいう。以下同じ。）及び就労ガイダンスを受けなければならない。ただし、1の(1)のロの活動に従事するために十分な言語能力を有すると認められる者については、日本語の語学研修を受けることを要しない。

(2) (1)の日本語の語学研修は、実施取極第二章第十条の規定に基づき、日本国政府からフィリピン政府に通報された機関が行う。

(3) (1)の介護導入研修及び就労ガイダンスは、事業団が行う。

3 フィリピン人介護福祉士候補者が就労する受入れ施設の要件

フィリピン人介護福祉士候補者が就労する受入れ施設は、別表第一に掲げる介護施設（定員が三十名以上（指定介護療養型医療施設の場合にあつては、介護保険の指定を受けた病床数が三十床以上）のものに限る。以下この3において同じ。）又は別表第二に掲げる介護施設（別表第一に掲げる介護施設と同一の敷地内において一体的に運営されているものに限る。）であって、次の(1)から(6)までに掲げる要件を満たしているものでなければならない。

(1) 介護福祉士養成施設における実習施設と同等の体制が整備されていること。

(2) 介護職員の員数（就労するフィリピン人介護福祉士候補者、インドネシア人介護福祉士候補者（インドネシア人看護師等受入れ指針第一の四の3に規定するインドネシア人介護福祉士候補者をいう。）及びベトナム人介護福祉士候補者（ベトナム人看護師等受入れ指針第一の四の3に規定

するベトナム人介護福祉士候補者をいう。)並びに特例インドネシア人介護福祉士候補者(特例インドネシア人看護師候補者等指針第一の二の3に規定する特例インドネシア人介護福祉士候補者をいう。)(以下この(2)において「介護福祉士候補者」という。)を除く。)が、法令に基づく職員等の配置の基準を満たすこと。ただし、別表第三に掲げる規定に基づく職員等の配置の基準については、介護福祉士候補者のうち次のいずれかに該当するものを職員等とみなして当該規定を適用するものとする。

イ 受入れ施設において就労を開始した日から一年を経過した者

ロ 日本語能力試験(独立行政法人国際交流基金及び財団法人日本国際教育支援協会(昭和三十二年三月一日に財団法人日本国際教育協会として設立された法人をいう。))が実施する日本語能力試験をいう。)においてN1又はN2(平成二十二年三月三十一日までに実施された審査にあつては、一級又は二級)に合格した者

(3) 常勤の介護職員の四割以上が、介護福祉士の資格を有する職員であること。

(4) 過去三年間に、フィリピン人看護師等、インドネシア人看護師等若しくはベトナム人看護師等又は特例フィリピン人看護師候補者若しくは特例インドネシア人看護師候補者等の受入れにおいて、虚偽の求人申請、二重契約その他の不正の行為をしたことがない機関により設立されたものであること。

(5) 過去三年間に、受入れ機関等報告を拒否し、又は不当に遅延させたことがない機関により設立されたものであること。

(6) 過去三年間に、受入れ調整機関による巡回訪問の際の求められた必要な協力を拒んだことがない機関により設立されたものであること。

4 介護施設における研修の要件

1の(1)のロの介護施設における研修は、次の(1)から(4)までに掲げる要件を満たしていなければならない。

(1) 研修内容は、介護福祉士試験の受験に配慮した適切なものとし、これを実施するための介護研修計画が作成されていること。

(2) 研修を統括する研修責任者並びに専門的な知識及び技術に関する学習の支援、日本語学習の支援、生活支援等を行う研修支援者が配置され、介護研修計画を実施するために必要な体制が整備されていること。

(3) 研修責任者は、原則として、五年以上介護業務に従事した経験があつて介護福祉士の資格を有する者とする。

(4) 日本語の継続的な学習、職場への適応促進及び日本の生活習慣習得の機会を設けること。

5 介護施設を設立している受入れ機関との労働契約の要件

1の(3)の労働契約は、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けることを内容とするものでなければならない。

三 介護福祉士の資格取得を目的とした就学等

1 フィリピン人介護福祉士候補者

(1) フィリピン人介護福祉士候補者(協定附属書八第一部第六節1(c)の規定に基づき、入国及び一時的な滞在が許可された者に限る。以下この三において同じ。)は、次のイ及びロの活動に従事す

る。

イ 2の規定による六月間の日本語の語学研修（ロにおいて「六月間の研修」という。）の履修

ロ 六月間の研修の修了後、介護福祉士養成施設における必要な知識及び技術の修得（当該介護福祉士養成施設における養成課程の期間は四年を超えないものとする。）

(2) フィリピン人介護福祉士候補者は、協定附属書八第一部第六節付録二3の規定により、卒業に要する期間が少なくとも四年間である高等教育機関から学士号を取得して卒業したフィリピン人でなければならない。

(3) (1)の活動は、介護福祉士養成施設を設立している受入れ機関であって、受入れ調整機関が紹介したものによる入学の許可があることを条件とする。

(4) フィリピン人介護福祉士候補者の入国及び一時的な滞在は、協定附属書八第六節付録一3(c)の規定により、一年間の滞在とし、(1)のロの介護福祉士養成施設における養成課程の修了のために必要な期間まで更新することができるとされ、第一の三による。

2 日本語の語学研修の履修

(1) フィリピン人介護福祉士候補者は、協定附属書八第一部第六節1の規定により、入国後六月間、日本語の語学研修を受けなければならない。ただし、1の(1)のロの活動に従事するために十分な言語能力を有すると認められる者については、日本語の語学研修を受けることを要しない。

(2) (1)の日本語の語学研修は、実施取極第二章第十条の規定に基づき、日本国政府からフィリピン政府に通報された機関が行う。

3 フィリピン人介護福祉士候補者が就学する介護福祉士養成施設の要件

フィリピン人介護福祉士候補者が就学する介護福祉士養成施設は、次の(1)から(6)までに掲げる要件を満たしていなければならない。

(1) 養成課程が、昼間課程であること。

(2) 適切な教育の体制が整備されていること。

(3) 社団法人日本介護福祉士養成施設協会（平成三年三月二十七日に社団法人日本介護福祉士養成施設協会という名称で設立された法人をいう。）による卒業時共通試験を実施するとともに、介護福祉士養成施設が低得点と認める就学者に対し、補習、再試験、レポート提出等の措置を採っていること。

(4) 過去三年間に、フィリピン人看護師等、インドネシア人看護師等若しくはベトナム人看護師等又は特例フィリピン人看護師候補者若しくは特例インドネシア人看護師候補者等の受入れにおいて、虚偽の学生の募集、不正な入学の許可その他の不正の行為をしたことがない機関により設立されたものであること。

(5) 過去三年間に、受入れ機関等報告を拒否し、又は不当に遅延させたことがない機関により設立されたものであること。

(6) 過去三年間に、受入れ調整機関による巡回訪問の際の求められた必要な協力を拒んだことがない機関により設立されたものであること。

第三 資格取得後の就労

一 フィリピン人看護師の就労

1 フィリピン人看護師

(1) 協定附属書八第一部第六節 2 の規定に基づき、入国及び一時的な滞在を許可された次のイ又はロに該当するフィリピン人は、看護師としてのサービスの提供に従事する。

イ 第二の一の 1 の(4)の滞在中に看護師国家試験に合格することにより看護師の資格を取得した者

ロ 看護師国家試験に合格することにより看護師の資格を取得した者（第二の一の 1 の(4)の滞在中に看護師の資格を取得した者を除く。）

(2) (1)のサービスの提供は、協定附属書八第一部第六節 2 の規定により、受入れ機関との労働契約に基づいて行われることを条件とする。

(3) フィリピン人看護師の入国及び一時的な滞在中は、協定附属書八第一部第六節付録一 4 の規定により、三年間（この期間は、三年を超えない範囲内で更新することができる。）の滞在中とされ、第一の三による。

(4) (1)のイに該当する者（再入国の許可を取得することなく日本国を出国した者に限る。）及び(1)のロに該当する者に対する入国及び一時的な滞在中の許可は、協定附属書八第一部第六節 2 の規定により、フィリピン政府により指名され、及び日本国政府に通報されること並びに(2)の労働契約が当該フィリピン人と受入れ機関であって受入れ調整機関が紹介したものと間で締結されることを条件とする。

2 フィリピン人看護師が就労する受入れ施設の要件

フィリピン人看護師が就労する受入れ施設は、別表第四に掲げる施設であって、次の(1)から(4)までに掲げる要件を満たしているものでなければならない。

(1) 施設を設立している受入れ機関が、当該施設で就労するフィリピン人看護師を、利用者の居室においてサービスを提供する業務に従事させないこと。

(2) 過去三年間に、フィリピン人看護師等、インドネシア人看護師等若しくはベトナム人看護師等又は特例フィリピン人看護師候補者若しくは特例インドネシア人看護師候補者等の受入れにおいて、虚偽の求人申請、二重契約その他の不正の行為をしたことがない機関により設立されたものであること。

(3) 過去三年間に、受入れ機関等報告を拒否し、又は不当に遅延させたことがない機関により設立されたものであること。

(4) 過去三年間に、受入れ調整機関による巡回訪問の際の求められた必要な協力を拒んだことがない機関により設立されたものであること。

3 受入れ機関との労働契約の要件

1 の(2)の労働契約は、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けることを内容とするものでなければならない。

二 フィリピン人介護福祉士の就労

1 フィリピン人介護福祉士

(1) 協定附属書八第一部第六節 2 の規定に基づき、入国及び一時的な滞在を許可された次のイ又はロに該当するフィリピン人は、介護福祉士としてのサービスの提供に従事する。

イ 第二の二の 1 の(4)又は第二の三の 1 の(4)の滞在中に介護福祉士の資格を取得した者

ロ 第二の二の 1 の(4)の滞在中後に介護福祉士試験に合格することにより介護福祉士の資格を

取得した者（当該滞在の間に介護福祉士の資格を取得した者を除く。）

(2) (1)のサービスの提供は、協定附属書八第一部第六節2の規定により、受入れ機関との労働契約に基づいて行われることを条件とする。

(3) フィリピン人介護福祉士の入国及び一時的な滞在は、協定附属書八第一部第六節付録一4の規定により、三年間（この期間は、三年を超えない範囲内で更新することができる。）の滞在とされ、第一の三による。

(4) (1)のイに該当する者（再入国の許可を取得することなく日本国を出国した者に限る。）及び(1)のロに該当する者に対する入国及び一時的な滞在の許可は、協定附属書八第一部第六節2の規定により、フィリピン政府により指名され、及び日本国政府に通報されること並びに(2)の労働契約が当該フィリピン人と受入れ機関であって受入れ調整機関が紹介したものと間で締結されることを条件とする。

2 フィリピン人介護福祉士が就労する受入れ施設の要件

フィリピン人介護福祉士が就労する受入れ施設は、別表第一、別表第二又は別表第五に掲げる施設であって、次の(1)から(4)までに掲げる要件を満たしているものでなければならない。

(1) 施設を設立している受入れ機関が、当該施設で就労するフィリピン人介護福祉士を、利用者の居宅においてサービスを提供する業務に従事させないこと。

(2) 過去三年間に、フィリピン人看護師等、インドネシア人看護師等若しくはベトナム人看護師等又は特例フィリピン人看護師候補者若しくは特例インドネシア人看護師候補者等の受入れにおいて、虚偽の求人申請、二重契約その他の不正の行為をしたことがない機関により設立されたものであること。

(3) 過去三年間に、受入れ機関等報告を拒否し、又は不当に遅延させたことがない機関により設立されたものであること。

(4) 過去三年間に、受入れ調整機関による巡回訪問の際の求められた必要な協力を拒んだことがない機関により設立されたものであること。

3 受入れ機関との労働契約の要件

1の(2)の労働契約は、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けることを内容とするものでなければならない。

第四 受入れ調整機関によるあっせん等

一 受入れ調整機関の設置

受入れ調整機関は、事業団とする。

二 受入れ調整機関の事業

事業団は、フィリピン人看護師等の円滑かつ適正な受入れを実施するため、次に掲げる事業を実施する。

1 受入れ機関の募集、あっせん等

事業団は、受入れ調整機関として、受入れ機関の募集を行い、受入れ施設の要件、研修の要件及び労働契約の要件を満たすことを確認し、かつ、4の規定による報告及び5の規定による巡回訪問に関する守秘義務を含む受入れ支援に係る契約を当該受入れ機関と締結した上で、フィリピン海外雇用庁又は高等教育委員会と協力して、受入れ機関及びフィリピン人看護師等に対し、就業又は就

学に関する必要な情報を提供し、相談を行い、受入れ機関とフィリピン人看護師等との間における雇用関係の成立及び介護福祉士養成施設への入学のあっせんを行う。なお、事業団は、受入れ機関の募集に当たり、円滑かつ適正な受入れを図るため、協定に基づく受入れの仕組みに関し、広報活動等を通じて周知を図るものとする。

2 フィリピン人看護師等の円滑な受入れのための協力

事業団は、外務省等の関係機関と連携し、フィリピンにおいて実施されるフィリピン人看護師候補者及びフィリピン人介護福祉士候補者に対する説明会に職員を派遣する等その円滑な受入れのために必要な協力を行う。

3 日本語研修実施機関等との連携

事業団は、日本語研修実施機関からの報告の受理など、日本語研修実施機関その他の関係機関との必要な連携を行う。

4 受入れ機関からの報告の受理

(1) 定期報告

イ フィリピン人看護師候補者又はフィリピン人介護福祉士候補者（介護福祉士養成施設で就学する者を除く。）の受入れ機関は、受入れ施設の要件の遵守状況、研修の実施状況及び労働契約の要件の遵守状況について、介護福祉士養成施設で就学するフィリピン人介護福祉士候補者の受入れ機関は、受入れ施設の要件の遵守状況及び就学するフィリピン人介護福祉士候補者の就学状況について、毎年一月一日現在で、事業団に報告するものとする。

ロ フィリピン人看護師又はフィリピン人介護福祉士の受入れ機関は、当該フィリピン人看護師又はフィリピン人介護福祉士が在留期間の更新の許可を申請する際、受入れ施設の要件の遵守状況及び労働契約の要件の遵守状況を事業団に報告するものとする。

(2) 随時報告

イ 受入れ機関は、受け入れている特定活動の在留資格（フィリピン人看護師等又は特例フィリピン人看護師候補者に係る活動を指定されたものに限る。）以外の在留資格をもって在留する者が、特定活動の在留資格（フィリピン人看護師等に係る活動を指定されたものに限る。）への変更の許可を受けた場合には、速やかにその旨を事業団に報告するものとする。

ロ 受入れ機関は、受け入れているフィリピン人看護師等が受入れ施設の変更に係る在留資格の変更の許可を受けた場合には、速やかにその旨を事業団に報告するものとする。

ハ 受入れ機関は、受け入れているフィリピン人看護師等が死亡若しくは失踪した場合又は当該フィリピン人看護師等が入管法第十九条第一項の規定に違反して収入を伴う事業を運営する活動若しくは報酬を受ける活動を行っていると思料する場合には、速やかに事業団に報告するものとする。

ニ 受入れ機関は、受け入れているフィリピン人看護師等が特定活動の在留資格（フィリピン人看護師等又は特例フィリピン人看護師候補者に係る活動を指定されたものに限る。）以外の在留資格への変更の許可を受けた場合には、速やかにその旨を事業団に報告するものとする。

ホ 受入れ機関は、受け入れているフィリピン人看護師等との労働契約を終了し、又は受け入れているフィリピン人介護福祉士候補者への養成課程の履修の許可を取り消す場合には、あらかじめ、その旨を事業団に報告するものとする。

へ 受入れ機関は、フィリピン人看護師又はフィリピン人介護福祉士が受入れ機関との間で労働契約を締結し、受入れ機関の変更に係る在留資格の変更の許可を受けたことにより、受入れ施設において就労を開始した場合には、速やかにその旨を事業団に報告するものとする。

ト 受入れ機関は、受け入れているフィリピン人看護師候補者又はフィリピン人介護福祉士候補者の国家試験の合否が判明した場合には、その結果を速やかに事業団に報告するものとする。

チ 介護福祉士養成施設を設立している受入れ機関は、受け入れているフィリピン人介護福祉士候補者の養成課程の修了結果を速やかに事業団に報告するものとする。

リ 介護福祉士養成施設を設立している受入れ機関は、受け入れているフィリピン人介護福祉士候補者が介護福祉士として就労する施設（以下このりにおいて「就労施設」という。）を決定した場合には、当該受入れ機関及び就労施設を設立している受入れ機関の連名により、就労施設の名称及び所在地並びに当該就労施設を設立している受入れ機関の名称及び所在地を速やかに事業団に報告するものとする。

ヌ 受入れ機関は、一時的な滞在の期間内に資格を取得しなかったフィリピン人看護師候補者又はフィリピン人介護福祉士候補者の帰国後、速やかにその旨を事業団に報告するものとする。

(3) 事業団は、(1)及び(2)に掲げるほか、協定に基づくフィリピン人看護師等の受入れの円滑かつ適正な実施を図るため、必要と認める場合には、受入れ機関に対し、必要な報告を求めるものとする。

(4) 事業団は、(1)から(3)までの報告その他整理した必要な情報を厚生労働大臣に提出するものとする。

5 受入れ施設に対する巡回訪問

事業団は、定期的に又は必要に応じてフィリピン人看護師等の受入れ施設を巡回訪問し、受入れ機関によるフィリピン人看護師等（介護福祉士養成施設で就学するフィリピン人介護福祉士候補者を除く。）の雇用管理の状況、受入れ機関によるフィリピン人看護師候補者若しくはフィリピン人介護福祉士候補者（介護福祉士養成施設で就学する者を除く。）の研修の実施状況又は介護福祉士養成施設で就学するフィリピン人介護福祉士候補者の就学状況若しくは在籍状況等を把握する。

6 フィリピン人看護師等からの相談等に対する対応

事業団は、フィリピン人看護師等から、受入れ機関における研修、指導体制、就労環境等について相談、苦情等があった場合には、適切に相談、苦情等に応じ、説明等を行う。

7 受入れ機関に対する相談支援等

事業団は、受入れ機関から、フィリピン人看護師等の研修、雇用管理等について相談等があった場合には、適切に相談等に応じ、説明、助言等を行う。また、事業団は、フィリピン人看護師候補者及びフィリピン人介護福祉士候補者の就労又は就学の開始前に、必要に応じて、受入れ機関に対し、フィリピン人看護師候補者及びフィリピン人介護福祉士候補者の病院又は介護施設における研修の実施、雇用管理等に関する説明会を実施する。

8 受入れ機関に対する助言

事業団は、4の規定による報告又は5の規定による巡回訪問の実施等に関して、必要があると認めるときは、受入れ機関に対し、必要な助言を行う。

9 関係行政機関との連携等

事業団は、4の規定による報告、5の規定による巡回訪問の実施、6若しくは7の規定による相談への対応又は8の規定による助言等に関して、必要があると認めるときは、都道府県労働局、地方入国管理局等の関係行政機関に連絡すること等により、問題の解決を図る。

三 受入れ調整機関に対する指導監督等

厚生労働大臣は、フィリピン人看護師等の円滑かつ適正な受入れを実施するため、事業団に対し、受入れ機関における研修の実施状況その他の必要な事項の報告を徴収し、その他必要な指導及び監督を行う。

第五 円滑かつ適正な受入れを実施するための措置

厚生労働大臣は、フィリピン人看護師等に対する質の高い研修体制並びにフィリピン人看護師等による適切な保健医療及び福祉サービスの提供を確保するとともに、フィリピン人看護師等の受入れの円滑かつ適正な実施を図るため、以下の措置を実施する。

一 報告

厚生労働大臣は、第四の二の4に規定する報告がないときその他フィリピン人看護師等の職業の安定に関し必要があると認めるときは、受入れ機関から必要な報告の提出を求めることができる。

二 改善指示

- 1 厚生労働大臣は、事業団が、この指針で定める受入れ施設の要件、研修の要件又は労働契約の要件を満たさない施設を設立する受入れ機関とフィリピン人看護師等との間における雇用関係の成立をあっせんしようとするときその他協定に基づくフィリピン人看護師等の受入れの円滑かつ適正な実施を図る観点から、事業団が行う職業紹介事業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、事業団に対し、必要な措置（要件を満たさない施設を設立する受入れ機関に紹介を行わないことを含む。）を採ることを指示することができる。
- 2 厚生労働大臣は、介護福祉士養成施設が、フィリピン人介護福祉士候補者に対する入学許可の後、この指針で定める受入れ施設の要件又は研修の要件を満たさないと認めるときその他協定に基づくフィリピン人看護師等の円滑かつ適正な受入れを実施するため必要があると認めるときは、当該介護福祉士養成施設に対し、必要な措置（介護福祉士養成施設におけるフィリピン人介護福祉士候補者の就学の一時的な停止を含む。）を採ることを指示することができる。

第六 受入れ人数等

- 一 フィリピン人看護師等の入国及び一時的な滞在の人数は、協定第百十条3に基づき定められる人数を超えないものとする。
- 二 協定に基づくフィリピン人看護師等の入国及び一時的な滞在については、必要に応じ、協定第百十条3に基づき、一時停止の措置が講じられる。

図表 2-(1)-⑦ 「経済連携協定（E P A）に基づくインドネシア人及びフィリピン人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について」（平成23年 3月11日閣議決定）

「包括的経済連携に関する基本方針」（平成22年11月 9日閣議決定）に基づき国家戦略担当大臣の下に設置された「人の移動に関する検討グループ」（平成22年11月15日国家戦略担当大臣決定）において、経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定（平成20年条約第 2号。以下「日インドネシア E P A」という。）及び経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定（平成20年条約第16号。以下「日フィリピン E P A」という。）に基づき本邦に滞在しているインドネシア人及びフィリピン人の看護師候補者並びに介護福祉士候補者（以下「外国人看護師・介護福祉士候補者」という。）の扱いについて検討を行ってきたところ、同グループにおける検討結果を踏まえ、次のとおり決定する。

1. 決定の趣旨

日インドネシア E P A又は日フィリピン E P Aに基づき本邦に入国・滞在する外国人看護師・介護福祉士候補者は、協定に基づく滞在期間中に国家資格を取得できない場合、帰国することとなるが、受験時期までの就労・研修期間が短かった事情はあるものの、これまでのところ国家資格取得者の数は非常に限られており、候補者が国家資格取得という目的を達成することが容易ではないことが判明した。

本件決定は、上記「包括的経済連携に関する基本方針」における「国を開く」という観点から、また、相手国との関係で一定の外交上の配慮が求められる状況の下、一定の範囲の外国人看護師・介護福祉士候補者が、協定外の枠組みにおいて、協定に基づく滞在期間を超えて日本で就労・研修を継続し国家試験を受験する機会を特例的に一回に限り得られるようにするものである。

2. 本邦に滞在している外国人看護師・介護福祉士候補者の特例的な滞在期間の延長

政府は、日インドネシア E P A及び日フィリピン E P Aに規定する義務を超えて、就労開始後に受入施設で行われる外国人看護師・介護福祉士候補者に対する追加的な学習支援を平成22年度から本格的に開始したところである。この本格的な支援が開始される前の平成20年度又は平成21年度に入国した外国人看護師・介護福祉士候補者、すなわちインドネシア人看護師候補者及び介護福祉士候補者第1陣及び第2陣並びにフィリピン人看護師候補者及び介護福祉士候補者第1陣（注：各国との受入制度開始初年度に入国した候補者を「第1陣」という。）については、外交上の配慮の観点から別途の扱いとすることも許容されるとの考え方から、日インドネシア E P A及び日フィリピン E P Aによる受入枠組みを前提とした上で、研修意欲の低下を招かないよう配慮しつつ、3. の一定の条件に該当した場合に、就労・研修しながら協定に基づく滞在期間中の最後の国家試験の次年度の国家試験合格を目指すこと等を可能とするため、追加的に1年間の滞在期間延長を認める対象とする。

3. 滞在期間の延長を認めるに当たっての条件

(1) インドネシア人第1陣看護師候補者

インドネシア人第1陣看護師候補者のうち、次のいずれにも該当する場合に限り、所要の手續及び審査を経て、2. のとおり一年間の追加的滞在を認めることができるものとする。

ア 追加的な滞在期間における就労・研修は、協定に基づく受入機関との雇用契約に基づいて行わ

れること。

イ 候補者本人から平成23年度の国家試験合格に向けて精励するとの意思が表明されていること。

ウ 受入機関により、平成23年度の国家試験合格を目指すため、候補者の特性に応じた研修改善計画が組織的に作成されていること。

エ 受入機関により、平成23年度の国家試験合格に向けた受入体制を確保するとともに、上記計画に基づき適切な研修を実施するとの意思が表明されていること。

オ 平成22年度の国家試験の得点が一定の水準以上の者であること。

(2) その他の滞在期間の延長の対象者

2. の外国人看護師・介護福祉士候補者のうち、インドネシア人看護師候補者第1陣以外の候補者（以下「その他の対象者」という。）が、一回に限り日本で就労・研修しながら国家試験を受験する機会を得られるようにするための追加的な滞在期間の延長は、就労開始後に行う研修に対する政府による支援を受けた程度及びインドネシア人第1陣看護師候補者に対して適用する3.（1）オの基準（注：その他の対象者にとって協定に基づく滞在における最後の受験機会となる国家試験の得点）も勘案しつつ、基本的には3.（1）と同様の条件の下にこれを認めることとする。その具体的な内容については、改めて検討する。

図表 2-(1)-⑧ 「経済連携協定（EPA）に基づくインドネシア人及びフィリピン人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について」（平成25年2月26日閣議決定）

経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定（平成20年条約第2号。以下「日インドネシアEPA」という。）及び経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定（平成20年条約第16号。以下「日フィリピンEPA」という。）に基づき本邦に滞在しているインドネシア人及びフィリピン人の看護師候補者及び介護福祉士候補者（以下「外国人看護師・介護福祉士候補者」という。）の扱いについて、次のとおり決定する。

1. 決定の趣旨

政府は、平成23年3月11日の閣議決定において、平成20年度又は平成21年度に入国した外国人看護師・介護福祉士候補者、すなわちインドネシア人看護師候補者及び介護福祉士候補者第1陣及び第2陣並びにフィリピン人看護師候補者及び介護福祉士候補者第1陣（注：各国との受入制度開始初年度に入国した候補者を「第1陣」という。）については、就労開始後に受入施設で行われる外国人看護師・介護福祉士候補者に対する追加的な学習支援が本格的に開始される前に入国したことから、外交上の配慮の観点から、追加的に1年間の滞在期間延長を認める対象とすることとした。

しかし、訪日前日本語研修については、現在の6か月間の訪日前日本語研修が実施されるようになったのは、インドネシア人看護師・介護福祉士候補者については平成24年度に入国した候補者、フィリピン人看護師・介護福祉士候補者については平成25年度に入国する候補者、すなわちインドネシア人看護師・介護福祉士候補者及びフィリピン人看護師・介護福祉士候補者それぞれの第5陣からであり、それ以前に入国した候補者については、6か月間の訪日前日本語研修を受講していない。

このため、平成22年度から平成24年度までに入国し、かつ、6か月間の訪日前日本語研修を受講していない外国人看護師・介護福祉士候補者についても、外交上の配慮の観点から、協定外の枠組みにおいて、追加的に国家試験の受験機会を与える特例措置を講ずることも許容されるとの考えの下、日インドネシアEPA及び日フィリピンEPAによる受入枠組みを前提とした上で、研修意欲の低下を招かないよう配慮しつつ、下記3.に掲げる一定の条件に該当した場合に、就労・研修しながら協定に基づく滞在期間中の最後の国家試験の次年度の国家試験合格を目指すことを可能とするため、協定に基づく滞在期間を超えて追加的に1年間滞在期間を延長し、日本での就労・研修を継続し国家試験を受験する機会を特例的に一回に限り得られるようにするものである。

2. 滞在期間延長の対象者

特例的な滞在期間延長の対象者は、平成22年度及び23年度に入国したインドネシア人・フィリピン人看護師・介護福祉士候補者並びに平成24年度に入国したフィリピン人看護師・介護福祉士候補者、すなわち、インドネシア人看護師・介護福祉士候補者第3陣及び第4陣並びにフィリピン人看護師・介護福祉士候補者第2陣、第3陣及び第4陣とする。

3. 滞在期間延長を認めるに当たっての条件

(1) インドネシア人看護師候補者第3陣及びフィリピン人看護師候補者第2陣

インドネシア人看護師候補者第3陣及びフィリピン人看護師候補者第2陣のうち、次のいずれにも該当する者に限り、所要の手続及び審査を経て、上記2. のとおり1年間の追加的滞在を認める

ことができるものとする。

ア 追加的な滞在期間における就労・研修は、協定に基づく受入機関との雇用契約に基づいて行われること。

イ 候補者本人から平成 25 年度の国家試験合格に向けて精励するとの意思が表明されていること。

ウ 受入機関により、平成 25 年度の国家試験合格を目指すため、候補者の特性に応じた研修改善計画が組織的に作成されていること。

エ 受入機関により、平成 25 年度の国家試験合格に向けた受入体制を確保するとともに、上記計画に基づき適切な研修を実施するとの意思が表明されていること。

オ 平成 24 年度の国家試験の得点が一定の水準以上の者であること。

(2) その他の滞在期間延長の対象者

上記 2. の外国人看護師・介護福祉士候補者のうち、インドネシア人看護師候補者第 3 陣及びフィリピン人看護師候補者第 2 陣以外の候補者（以下「その他の対象者」という。）については、一回に限り日本で就労・研修しながら国家試験を受験する機会を得られるようにするための追加的な滞在期間の延長は、インドネシア人看護師候補者第 3 陣及びフィリピン人看護師候補者第 2 陣に対して適用する上記 3. (1) オの基準（注：その他の対象者にとって協定に基づく滞在における最後の受験機会となる国家試験の得点）も勘案しつつ、基本的には、上記 3. (1) と同様の条件の下にこれを認めることとする。その具体的な内容については、改めて関係府省にて検討する。

図表 2 - (1) - ⑨ これまでに各省が投じた事業費

1 外務省執行事業におけるこれまでの予算額及び執行額

(単位：円)

区分	平成 20 年度	21	22	23	24
予算	974, 228, 000 (注 3、4)	—	—	453, 228, 000	618, 308, 000
実績	131, 750, 886	524, 800, 755	388, 729, 992	613, 993, 843	
訪日前研修	—	—	153, 324, 992	346, 704, 000	
訪日後研修	131, 750, 886	524, 800, 755	235, 405, 000	267, 289, 843	

- (注) 1 外務省への調査結果に基づき、当省が作成した。
 2 外務省はインドネシア・フィリピンの訪日前研修及びインドネシアの訪日後研修事業の執行を、経済産業省はフィリピンの訪日後研修事業の執行を担当している。
 3 平成 20 年度予算の内訳は、当初予算 164, 893, 000 円及び補正予算 809, 335, 000 円である。
 4 外務省及び経済産業省が 20 年度補正予算にて ASEAN 事務局に拠出した資金（それぞれ 809, 335, 000 円）から、21 年度～23 年度までのインドネシアの訪日後研修及び 22 年度のインドネシア・フィリピンの訪日前研修に充当している。
 5 24 年度は、インドネシアの訪日後研修事業費について経済産業省から外務省に対して支出委任を行っている。
 6 「—」は、該当がないことを表す。

2 経済産業省執行事業におけるこれまでの予算額及び執行額

(単位：円)

区分	平成 20 年度	21	22	23	24
予算	809, 335, 000 (注 3、4)	1, 620, 000, 000	1, 959, 348, 000	302, 193, 000	618, 308, 000
実績	—	698, 493, 180	299, 713, 151	281, 387, 600	

- (注) 1 経済産業省への調査結果に基づき、当省が作成した。
 2 外務省はインドネシア・フィリピンの訪日前研修及びインドネシアの訪日後研修事業の執行を、経済産業省はフィリピンの訪日後研修事業の執行を担当している。
 3 平成 20 年度は補正予算の額である。
 4 外務省及び経済産業省が 20 年度補正予算にて ASEAN 事務局に拠出した資金（それぞれ 809, 335, 000 円）から、21 年度～23 年度までのインドネシアの訪日後研修及び 22 年度のインドネシア・フィリピンの訪日前研修に充当している。
 5 24 年度は、インドネシアの訪日後研修事業費について経済産業省から外務省に対して支出委任を行っている。
 6 「—」は、該当がないことを表す。

3 厚生労働省所管事業におけるこれまでの予算額及び執行額

(1) 外国人看護師・介護福祉士受入支援事業

(平成18年度及び19年度については、比国看護師・
介護福祉士受入支援事業)

(単位：円)

区分	平成18年度	19
予算	17,889,000	20,631,000
実績	17,889,000	17,427,531

(注) 厚生労働省への調査結果に基づき、当省が作成した。

(単位：円)

区分	平成20年度	21	22	23	24
予算	69,191,000	183,773,000	148,162,000	153,952,000	155,383,000
医政局	20,418,000	125,477,000	51,431,000	50,869,000	50,632,000
職業安定局	29,831,000	34,730,000	49,600,000	45,851,000	48,932,000
社会・援護局	18,942,000	23,566,000	47,131,000	57,232,000	55,819,000
実績	65,141,918	182,527,000	148,162,000	153,952,000	
医政局	20,418,000	125,460,000	51,431,000	50,869,000	
職業安定局	25,781,918	33,501,000	49,600,000	45,851,000	
社会・援護局	18,942,000	23,566,000	47,131,000	57,232,000	

(注) 厚生労働省への調査結果に基づき、当省が作成した。

(2) 外国人看護師候補者学習支援事業

(単位：円)

区分	平成20年度	21	22	23	24
予算	—	—	117,002,000	116,894,000	102,348,000
実績	—	—	117,000,000	116,894,000	

(注) 1 厚生労働省への調査結果に基づき、当省が作成した。

2 「—」は、該当がないことを表す。

(3) 外国人介護福祉士候補者学習支援事業

(単位：円)

区分	平成20年度	21	22	23	24
予算	—	—	62,273,000	129,268,000	120,560,000
実績	—	—	59,676,000	129,268,000	

(注) 1 厚生労働省への調査結果に基づき、当省が作成した。

2 「—」は、該当がないことを表す。

(4) 外国人看護師候補者就労研修支援事業

(単位：円)

区分	平成 20 年度	21	22	23	24
予算	—	—	251,818,000	100,473,000	
実績	—	—	83,825,000	105,246,000	

- (注) 1 厚生労働省への調査結果に基づき、当省が作成した。
2 「—」は、該当がないことを表す。
3 24年度予算は、医療提供体制推進事業費補助金の内数である。

(5) 外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業

(単位：円)

区分	平成 20 年度	21	22	23	24
予算	—	—	289,990,000	289,990,000	
実績	—	—	79,229,000	143,253,000	

- (注) 1 厚生労働省への調査結果に基づき、当省が作成した。
2 「—」は、該当がないことを表す。

4 3省のこれまでの執行額

(単位：千円)

区分	平成 18 年度	19	20	21	22	23	計
厚労省	17,889	17,428	65,142	182,527	487,892	648,613	1,419,490
外務省	—	—	131,751	524,801	388,730	613,994	1,659,275
経産省	—	—	—	698,493	299,713	281,388	1,279,594
3省計	17,889	17,428	196,893	1,405,821	1,176,335	1,543,995	4,358,359

- (注) 1 厚生労働省、外務省及び経済産業省への調査結果に基づき、当省が作成した。
2 「—」は、該当がないことを表す。
3 「厚労省」は厚生労働省、「経産省」は経済産業省を表す。

図表 2 - (1) - ⑩ これまでの候補者数の推移

(単位：人)

区分		平成 20 年度	21	22	23	24	計
コース別	看護	104	266	85	117	57	629
	インドネシア	104	173	39	47	29	392
	フィリピン	—	93	46	70	28	237
	介護(就労)	104	379	149	119	145	896
	インドネシア	104(3)	189(1)	77(2)	58(1)	72(1)	500(8)
	フィリピン	—	190(10)	72(2)	61(1)	73(2)	396(15)
	介護(就学) ※	—	27	10	—	—	37
国籍別	インドネシア	208	362	116	105	101	892
	フィリピン	—	310	128	131	101	670
	計	208	672	244	236	202	1,562

(注) 1 平成 24 年 12 月 1 日現在の数値。

2 厚生労働省の資料に基づき、当省が作成した。

3 インドネシアからの受入れは平成 20 年度から、またフィリピンからの受入れは 21 年度から開始。

4 介護(就学)は、フィリピンのみ設けられたコースであり、平成 23 年度以降、相手国からの送出しは行われていない。

5 () 内は、E P A に基づく 6 ヶ月間の日本語研修の免除者(日本語能力試験 N 2 (旧 2 級)相当以上)の人数(内数)。

6 「—」は、該当がないことを表す。

図表 2 - (1) - ⑪ これまでの新規受入れ施設数の推移

(単位：施設数)

区分	平成 20 年度	21	22	23	24	計
看護	47	101	19	21	5	193
介護(就労)	53	152	35	22	20	282
介護(就学)	—	6	2	—	—	8
計	100	259	56	43	25	483

(注) 1 平成 24 年 6 月 1 日現在の数値。

2 厚生労働省の資料に基づき、当省が作成した。

3 介護(就学)は、フィリピンのみ設けられたコースであり、平成 23 年度以降、相手国からの送出しは行われていない。

4 「—」は、該当がないことを表す。

図表 2 - (1) - ⑫ これまでの看護師国家試験の結果

(単位：人、%)

区分		平成 20 年度	21	22	23
インドネシア	受験者数	82	195	285	257
	合格者数	0 (0.0)	2 (1.0)	15 (5.3)	34 (13.2)
フィリピン	受験者数	—	59	113	158
	合格者数	—	1 (1.7)	1 (0.9)	13 (8.2)
計	受験者数	82	254	398	415
	合格者数	0 (0.0)	3 (1.2)	16 (4.0)	47 (11.3)

(注) 1 厚生労働省公表資料に基づき、本省が作成した。

2 () 内は合格率を表す。

3 「—」は、該当がないことを表す。

図表 2 - (1) - ⑬ これまでの介護福祉士国家試験の結果

(単位：人、%)

区分		平成 23 年度
インドネシア	受験者数	94
	合格者数	35 (37.2)
フィリピン	受験者数	1
	合格者数	1 (100.0)
計	受験者数	95
	合格者数	36 (37.9)

(注) 1 厚生労働省公表資料に基づき、本省が作成した。

2 () 内は合格率を表す。

3 フィリピンの1名はEPAによる来日前に国内の就業期間があり、
3年間の実務経験を満たしている。

図表 2 - (1) - ⑭ 候補者等の就労の状況（平成 24 年 12 月 1 日現在）

（単位：人）

区分		平成 20 年度入国	21	22	23	24	計	
看護	候補者	80	231	78	117	57	563	
	就労中	0	80	66	109	57	312	
	帰国者	80	151	12	8	0	251	
	合格者	24	35	7	0	0	66	
	就労中	20	33	7	0	0	60	
	帰国者	4	2	0	0	0	6	
	入国時	104	266	85	117	57	629	
介護	就 労	候補者	69	378	149	119	145	860
		就労中	18	305	132	117	145	717
		帰国者	51	73	17	2	0	143
		合格者	35	1	—	—	—	36
		就労中	24	1	—	—	—	25
		帰国者	11	0	—	—	—	11
		入国時	104	379	149	119	145	896
	就 学	候補者	—	5	10	—	—	15
		就労中	—	0	10	—	—	10
		帰国者	—	5	0	—	—	5
		合格者	—	22	—	—	—	22
		就労中	—	22	—	—	—	22
		帰国者	—	0	—	—	—	0
		入国時	—	27	10	—	—	37

（注） 1 厚生労働省への調査結果に基づき、当省が作成した。

2 介護（就学）は、フィリピンのみ設けられたコースであり、平成 23 年度以降、相手国からの送出しは行われていない。

3 「—」は、該当がないことを表す。

図表 2 - (1) - ⑮ 経済連携協定（E P A）に基づく看護師・介護福祉士候補者の受入れ等についての基本的な方針（平成 23 年 6 月 20 日人の移動に関する検討グループ）

昨年 1 1 月に閣議決定した「包括的経済連携に関する基本方針」に基づき設置された本検討グループでは、主要国・地域との間での高いレベルの経済連携に向け、「国を開く」という観点から適切な国内改革を推進するべく、看護師・介護福祉士等の海外からの人の移動に関する課題にどう取り組むかについて検討を進めてきた。

インドネシア及びフィリピンとの経済連携協定（E P A）に基づき実施されている看護師・介護福祉士候補者の受入れに関しては、日本語能力の不足等に伴い、現場でのコミュニケーションの問題も見られるとともに、看護師候補者の国家試験の合格率が低迷し、また看護師・介護福祉士候補者の受入れ希望施設が減少傾向にあるなど、現在の受入れの枠組みの改善が必要となっている。一方、ベトナム、タイ及びインドからも、看護師・介護福祉士候補者等の受入れについて要望が提起されてきている。

今次方針を策定するに当たり、E P Aの人の移動に関する分野での当面の課題である看護師・介護福祉士候補者の受入れ等について検討した結果、以下の取組を進めることとした。

I 看護師・介護福祉士候補者受入れに関する取組

E P Aによる看護師・介護福祉士候補者の受入れ枠組みを改善するため、以下の取組を実施する。

1 日本語能力等の向上に向けての取組

十分な受入れ希望施設を確保し、看護師・介護福祉士候補者の国家試験の合格率及び合格者数を向上させるためには、候補者の日本語能力等の向上が必須である。そのために、本年から開始した訪日前の日本語研修を引き続き着実に実施していくことに加え、相手国の状況や意向を踏まえ、その協力を得つつ、早ければ本年から①候補者に対する現地での日本語能力等の強化、②相手国関係者の我が国看護・介護制度への理解促進のための諸施策の実施に努める。

また、中長期的には、現地主要看護大学等における日本語及び日本の看護・介護事情等の教育の実施や、その際に民間の活力も用いることを目指す。

2 再チャレンジ支援の実施

E P Aによる看護師・介護福祉士候補者の中で、国家試験に合格しないまま帰国する者が出てくることが見込まれるが、これら候補者は、一定の日本語能力と日本の病院等での実習経験を有する貴重な人材であることから、引き続き我が国との繋がりを維持し、これらの候補者が母国への帰国後においても国家試験に再チャレンジがしやすい環境を提供することが望ましい。そのために e ラーニング（注）の仕組みを利用した学習支援や現地での模擬試験の実施等を積極的に進める。

（注）パソコンやコンピュータネットワークなどを利用した教育

3 看護師・介護福祉士候補者受入れに関する各国別の対応

既に交渉が開始されているベトナムの看護師・介護福祉士候補者の受入れについては、E P Aに基づき本年 9 月までに結論を出すに当たり、ベトナムの看護師資格制度の整備状況や看護カリキュラムの内容等を確認した上で、一定の日本語能力を有する候補者を受け入れる枠組み

について、検討を行う。

インドネシア及びフィリピンからの看護師・介護福祉士候補者の受入れに関し、協定を改正することなく実施可能な制度見直しは、相手国の理解を得た上で、早急に実施する。また、協定見直しに関する交渉に際しては、インドネシア及びフィリピンの意向もそれぞれ踏まえ、両国間の取扱いに配慮しつつ対応することとし、その際、我が国にとって適当と判断される制度の改革の可能性を真摯に検討する。

その他、タイ、インド等からの要請については、先行する国からの受入れに伴う国内の状況等を踏まえて改めて検討する。

II その他の取組

EPAに基づき受け入れている看護師・介護福祉士候補者の国家試験合格率・合格者数を向上させる観点などから、本検討グループの議論において、①母国語・英語での試験とコミュニケーション能力試験の併用、②看護師・介護福祉士国家試験の出題範囲の適正化、③介護福祉士国家試験の複数回の受験機会の提供、④介護福祉士候補者の定員配置基準換算の見直しについて検討すべきとの問題提起もなされた。これらの諸点の多くは、看護師・介護福祉士制度やそれらの国家試験制度の根本的な変更を惹起するものであることから、その適否について、当該制度の趣旨や患者・利用者への影響、実現可能性等も踏まえつつ、検討を行うこととする。

また、看護師・介護福祉士以外の分野の人の移動に関する各国からの要望については、それぞれの交渉に際して、相手国の要望内容を精査の上、個別に検討を行う。

III 今後の対応

今後とも、「人の移動に関する検討グループ」を随時開催し、上記の取組の実施状況を確認するとともに、包括的経済連携に関する基本方針に基づき、更なる取組について引き続き検討を行う。

勧告	説明図表番号
<p>(2) 国家試験合格率の向上及び受入れ施設の負担軽減</p> <p>【制度の概要等】</p> <p>(候補者の日本語能力向上のための取組)</p> <p>外国人看護師・介護福祉士候補者は、EPAに基づき、看護師候補者の場合は来日年度から3回の国家試験を、介護福祉士候補者の場合は、来日4年目の年度の国家試験(合計1回)を受験することになっている。</p> <p>この試験に合格するためには高い日本語能力が必要とされるため、これまで訪日前にあつては、候補者の出身国で行う日本語研修を独立行政法人国際交流基金(以下「国際交流基金」という。)が、訪日後にあつては、EPAに基づく6か月の日本語研修を外務省及び経済産業省の委託(注1)を受けて、財団法人海外産業人材育成協会、ヒューマンリソシア株式会社、財団法人ひろしま国際センター、学校法人新井学園赤門会日本語学校、株式会社エヌ・アイ・エス、株式会社アークアカデミー及び国際交流基金が実施しており、日本語学習だけでなく、日本社会や職場へ円滑に適応できるような研修も含めた幅広い内容で行っている。</p> <p>また、EPAに基づく6か月の日本語研修が修了し、その後候補者を受け入れた介護施設・病院でも、候補者への日本語の学習支援を独自に行っており、厚生労働省では、こうした受入れ施設における取組に対し、JICWELS等を通じた日本語学習に係る支援事業や、都道府県を通じた日本語学習等に係る費用の支援を行っている。</p> <p>(注1) 平成21年度から23年度までは企画競争、24年度は一般競争入札である。</p> <p>(訪日前の日本語研修における日本語能力の目標)</p> <p>訪日前の日本語研修は、平成22年度から候補者の来日前に現地で行われている研修(注2)で、インドネシアについては平成22年度が3か月間、23年度からは6か月間、フィリピンについては、平成22年度から23年度までが2か月から3か月間、24年度からは6か月間行われている。</p> <p>この研修の到達目標については、平成22年度の外務省による企画競争の説明書によると、「日本語：協定上6か月研修を開始する時点で日本語の授業について行けるレベル」とされている。また、平成23年度の研修は、国際交流基金では、「基礎的な日本語の会話力と読み書き能力の習得」とし、6か月間の日本語研修がなされたインドネシアの場合は、初級後期修了レベル(日本語能力試験におけるN4(注3)程度)、3か月間の日本語研修がなされたフィリピンの場合は初級前期修了レベル(N5(注3)程度)としている。</p> <p>(注2) 候補者の来日は23年度となる。</p> <p>(注3) 日本語能力試験における日本語能力のレベル認定の目安の概要</p>	<p>図表2-(2)-① ～④</p>

表 日本語能力試験における日本語能力のレベル認定の目安の概要

レベル(注)	認定の目安
N 1	幅広い場面で使われる日本語を理解する。
N 2	日常的な場面で使われる日本語の理解に加え、より幅広い場面で使われる日本語をある程度理解することができる。
N 3	日常的な場面で使われる日本語をある程度理解することができる。
N 4	基本的な日本語を理解することができる。
N 5	基本的な日本語をある程度理解することができる。

(注) 日本語能力のレベルは、平成 22 年に現在の N 1～N 5 の区分になり、それまでは 1 級～4 級という区分であった。

(訪日後の日本語研修における日本語能力の目標等)

訪日後の日本語研修は、日インドネシア E P A 及び日フィリピン E P A に基づき、候補者が来日した後に日本で行う研修で、インドネシア及びフィリピンともに 6 か月間行われる。

また、この研修の修了は、候補者が日本に滞在するための要件の一つとなっているが、日本語能力試験 N 2 以上（旧 2 級以上含む。）及び日本語教育機関において一定期間以上日本語教育を受けたことが確認された者については、受入れ施設で就労・研修を行う上で十分な言語能力を有すると認められ、当該訪日後研修における日本語の語学研修部分については受講を免除されている。

この研修の到達目標については、外務省及び経済産業省ともに、「病院・介護施設において日本語を使って就労・研修ができるレベル」としている。加えて、経済産業省では、当該日本語研修に係る企画競争募集要領において、到達目標の目安となる研修修了時の日本語能力について、平成 23 年度募集要領では「日本語能力試験 N 3 レベル」としている。

(候補者の選定要件における日本語能力の取扱い)

日インドネシア E P A 及び日フィリピン E P A では、候補者への応募・就労等の条件に、日本語能力に関する特段の定めがない。

他方、平成 26 年度からベトナム政府との間の交換公文に基づき開始されるベトナムからの日本への候補者の受入れにおいては、候補者が日本に入国するための条件として、第 1 陣の受入れから 5 年間は、日本語能力試験 N 3 の保有を候補者に課すこととされており、この N 3 を目指すための日本語研修を現地で約 12 か月行い、その後マッチングを行うことになっている。

また、第 1 陣の受入れから 5 年後に日本側でベトナムとの協議の後、見直しを行い、改めて、日本語能力の要件について必要な場合には変更されることとなっている。

(候補者における国家試験の合格率)

平成 21 年度から 23 年度までの看護師試験の合格率をみると、日本人も含めた全体では、21 年度が 89.5%、22 年度が 91.8%、23 年度が 90.1%と毎年度 90%前後で推移しているが、候補者（来日まもなく受験した者も含む。）では 21 年度が 1.2%、22 年度が 4.0%、23 年度が 11.3%となっている。

また、平成 23 年度の介護福祉士試験の合格率をみると、日本人も含めた全体では約 64%であるが、候補者では 37.9%となっている。

(受入れ施設数及び候補者受入れ数の推移)

インドネシア及びフィリピン両国から候補者の受入れが始まった平成 21 年度以降の受入れ施設数の推移をみると、21 年度の 311 施設をピークに減少傾向にあり、24 年度においては 97 施設となっている。

また、候補者受入れ数の推移をみると、最も受入れ人数が多い平成 21 年度で 672 人、最も少ない 24 年度で 202 人となっている。

【調査結果】

ア 候補者の日本語能力の修得状況

候補者の就労・研修開始時点の日本語能力については、インドネシア又はフィリピンの現地で行われる訪日前の日本語研修が 6 か月間なされ、E P Aに基づく訪日後の日本語研修と合わせて計 12 か月間の日本語研修を修了した場合に N 3 程度が目安とされている。

今回、訪日前の日本語研修及び訪日後の日本語研修を通じた候補者における日本語能力の修得状況について調査したところ、以下のとおり研修修了時の目安とされるレベルの日本語能力に達していない候補者がいる状況がみられた。

(7) 平成 24 年度に入国したインドネシア人看護師・介護福祉士候補者

日本語研修期間が訪日前 6 か月及び訪日後 6 か月の計 12 か月実施された平成 24 年度に入国したインドネシア人看護師・介護福祉士候補者について、訪日前日本語研修修了時及び訪日後日本語研修修了時の日本語能力についてみると、

- ① 訪日前日本語研修修了時の成績については、全 105 人のうち、N 4 程度の者は 66 人(62.9%)、N 4 から N 3 程度の者は 20 人(19.0%)で、N 4 程度以上に達した者は合わせて 86 人(81.9%)である一方、N 4 程度に達しなかった者は 19 人(18.1%)、
- ② ①の訪日前日本語研修の後に実施された訪日後日本語研修修了時の成績については、全 101 人のうち、目安とされる N 3 程度の者は 65 人(64.4%)、N 2 程度の者は 23 人(22.8%)、N 1 程度の者は

図表 2 - (2) - ⑤

1人(1.0%)で、N3程度以上に達した者は合わせて89人(88.1%)である一方、N3程度に達しなかった者は12人(11.9%)となっていた。

(イ) 平成24年度に入国したフィリピン人看護師・介護福祉士候補者

日本語研修期間が訪日前3か月及び訪日後6か月の計9か月実施された平成24年度に入国したフィリピン人看護師・介護福祉士候補者について、訪日前日本語研修修了時及び訪日後日本語研修修了時の日本語能力についてみると、

① 訪日前日本語研修修了時の成績については、全99人のうち、目安とされるN5程度の者は49人(49.5%)、N5からN4程度の者は9人(9.1%)、N4程度の者は10人(10.1%)、N4からN3程度の者は12人(12.1%)で、N5程度以上に達した者は合わせて80人(80.8%)である一方、N5程度に達しなかった者は19人(19.2%)、

② ①の訪日前日本語研修の後に実施された訪日後日本語研修修了時の成績については、全99人のうち、N4程度の者は24人(24.2%)、N3程度の者は48人(48.5%)、N2程度の者は22人(22.2%)で、N4程度以上に達した者は合わせて94人(94.9%)である一方、N4程度に達しなかった者は5人(5.1%)

となっていた。

(注4) 当省では、当該候補者に対する訪日前日本語研修の実施期間に鑑み、訪日前日本語研修修了時の日本語能力についてはN5程度、訪日後日本語研修修了時の日本語能力についてはN4程度を基準として分析した。

(ウ) 平成23年度に入国したインドネシア人及びフィリピン人看護師・介護福祉士候補者

参考として、平成23年度に入国したインドネシア人看護師・介護福祉士候補者(日本語研修期間は訪日前3か月及び訪日後6か月の計9か月)の訪日後日本語研修修了時の成績(注5)については、全104人のうち、N4程度の者は14人(13.5%)、N3程度の者は58人(55.8%)で、N4程度以上に達した者は合わせて72人(69.2%)である一方、N4程度に達しなかった者は32人(30.8%)となっていた。

同様に、平成23年度入国のフィリピン人看護師候補者(日本語研修期間は訪日前2か月及び訪日後6か月の計8か月)(注6)の訪日後日本語研修修了時の日本語能力についてみると、全69人のうち、N4程度の者は8人(11.6%)、N3程度の者は22人(31.9%)で、N4程度以上に達した者は合わせて30人(43.5%)である一方、N4程度に達しなかった者は39人(56.5%)となっていた。

(注5) 訪日前日本語研修修了時の日本語能力については、日本語能力試験に照らし

た評価となっていないことから不明である。

(注6) フィリピン人候補者のうち、介護福祉士候補者に係るデータについては、各研修実施団体により評価基準が異なることから記載していない。

(注7) 経済産業省の当該事業に係る平成23年度の企画競争募集要領においては、訪日後日本語研修の到達目標の目安として日本語能力試験N3レベルとされているが、当省では、当該候補者に対する訪日前日本語研修の実施期間に鑑み、訪日後日本語研修修了時の日本語能力について、N4程度を基準として分析した。

イ 国家試験に合格した候補者における日本語能力の状況

看護師又は介護福祉士の国家試験に合格したインドネシア人候補者又はフィリピン人候補者における訪日後研修修了時の日本語能力についてみると、

- ① 平成21年度及び22年度に入国した候補者173人のうち、平成22年度又は23年度の看護師国家試験合格者18人の訪日後日本語研修の修了時の日本語能力についてみると、次表のとおり、候補者の国家試験合格に向けた学習については、受入れ施設での支援や候補者の学習への取組が重要であるものの、訪日後日本語研修の修了時において、日本語能力試験N3程度以上のレベルとされた者が、合格者全18人のうち、11人(約6割)を占めていることから、就労・研修開始時の日本語能力が高い者ほど合格率が高い傾向がみられた。

表 看護師国家試験合格者(平成21年度及び22年度入国者)の訪日後日本語研修修了時の日本語能力(概要) (単位:人、%)

到達レベル	候補者	合格者(構成比%)	合格率
N5程度未満	33	2(11.1)	6.1
N5程度	99	3(16.7)	3.0
N4程度	8	2(11.1)	25.0
N3程度	33	11(61.1)	33.3
計	173	18(100.0)	10.4

(注) 日本語研修実施機関への調査結果に基づき、当省が作成した。

- ② 平成23年度の介護福祉士国家試験に合格した第1陣のインドネシア人候補者が受講した20年度の訪日後日本語研修については、日本語能力試験区分による能力評価を実施していないため、研修修了時の日本語能力は不明であった。しかし、第1陣インドネシア人候補者のうち、日本語能力試験N2以上の認定を受け、訪日後日本語研修が免除された3人については、いずれも平成23年度の国家試験において合格していた。

ウ EPA以外の外国の看護師学校養成所を卒業した者の看護師国家試験に関する日本語能力の取扱い

外国の看護師学校養成所を卒業し、外国において看護師免許を取得した者が日本で看護師国家試験を受験するためには、厚生労働大臣の認定が必要である。

その認定基準については、外国看護師学校養成所の修業期間、教育内容、履修時間等に関するものに加え、日本の中学校及び高等学校を卒業していない者については、N1（旧1級含む。）の認定を受けていることが要件となっている。

このように、N1レベルの高度な日本語能力が求められる理由について、厚生労働省では、医療関係の国家資格については、国民の健康に重大な影響を及ぼすおそれがあるため、日本の医療現場における専門用語の修得や医学知識等の理解力が不可欠であるとともに、十分なコミュニケーションが図れない場合には、医療事故等の発生により患者の健康に重大な損害を与える可能性があり、患者や患者家族、医師と看護師及び薬剤師等他の専門職とのコミュニケーションを十分に図れることが求められるためとしている。

エ ベトナム政府との間の交換公文における日本語能力の取扱い

ベトナムについては、ベトナム政府との間の交換公文により、平成26年度から候補者受入れが開始される予定となっているが、基本的方針を踏まえ、N3の認定を有していることが来日する候補者の条件となっている。

オ 候補者の日本語能力に関する有識者等の意見

有識者等からは、外国人候補者が国家試験に合格するためには、以下のとおり、日本語能力の習得が課題であると指摘する意見がある。

- ① 出身国で看護師の資格を取って実務にも従事しているにもかかわらず、日本語のハードルが高いために国家試験に合格できない（厚生労働省「看護師国家試験における母国語・英語での試験とコミュニケーション能力試験の併用の適否に関する検討会」の資料）。
- ② 候補者が就労・研修開始時に一定の日本語能力を有していることは重要である。一定の日本語能力の下地があれば、その後の日本語学習や試験対策の吸収も良くなる（学識経験者への当省のヒアリング結果）。
- ③ 日本語がある程度できる者を送り出してもらおうと、受入れ施設は日本語の学習をさせる必要がないので、3年で国家試験対策の支援ができると考える（学識経験者へのヒアリング結果）。

カ 候補者の日本語能力に関する受入れ施設における意識

候補者の日本語能力に関する受入れ施設における意識についてみると、以下のとおり、施設で受け入れた後の就労・研修の効果的な実施と施設の負担軽減、また、資格取得後における職員としての活用度の向上を図るため、日本語能力の高い候補者を求める声が多かった。

(7) 厚生労働省医政局が平成 23 年 9 月に実施した看護師候補者受入れ施設を対象とした意識調査の結果では、候補者が十分に効果的な就労・研修を行うために有すべき日本語能力について、受入れ施設 125 施設のうち、

- ① 日本語能力試験 N 1 レベルと回答した受入れ施設が 32 施設 (25.6%)、
- ② 日本語能力試験 N 2 レベルと回答した施設が 60 施設 (48.0%) となっており、現在の訪日後日本語研修における到達目標の目安とされる N 3 レベルを超える日本語能力が必要と考えるものが 72 施設と、全体の 7 割以上であった。

(注 8) 調査対象の受入れ施設の者は日本語専門家ではない。

(イ) また、今回、当省が 226 施設に対し実施した意識調査の結果は、次のとおりであった。

a 訪日前日本語研修が開始された平成 23 年度以降に受入れを行った受入れ施設全 96 施設に対し、直近で受け入れた候補者 1 人又は 2 人の就労・研修開始時の日本語能力について調査したところ、次のとおり、受入れ施設の求める日本語能力を有していないとされる候補者が約半数がいる状況がみられた。

- ① 看護師候補者に関しては、全候補者 70 人のうち、26 人 (37.1%) の者については、受入れ施設が就労・研修に当たって必要な日本語能力を有していたと回答し、44 人 (62.9%) の候補者については、受入れ施設が必要な日本語能力を有していなかったと回答した。
- ② 介護福祉士候補者に関しては、全候補者 107 人のうち、54 人 (50.5%) の者については、受入れ施設が必要な日本語能力を有していたと回答し、53 人 (49.5%) については、受入れ施設が必要な日本語能力を有していなかったと回答した。

b 受入れ施設全 226 施設に対し、候補者の日本語能力が低いために苦勞しているか否かについて調査したところ、次のとおり多数の受入れ施設で候補者の日本語能力不足が負担となっている状況がみられた。

- ① 候補者の意欲は見られるものの、日本語能力が不足しているため、日本語習得のための学習が思うように進まないと回答した施

設が 80 施設 (35.6%)。

② 同様の理由により国家試験のための学習が思うように進まない
と回答した施設が 134 施設 (59.6%)。

c 国家試験の合格者を輩出し、当該合格者が現在も就労中である受
入れ施設 36 施設に対し、当該候補者の就労状況について調査したと
ころ、次のとおりであった。

① 「日勤・夜勤ともに日本人と同程度の業務量をこなしている」
と回答した施設が 18 施設 (50.0%)。

② 一方、「合格者は日勤においては日本人職員と同程度の業務がで
きるが、夜勤はできない」と回答した施設が 10 施設 (27.8%)。

③ 「合格者は日勤・夜勤共に日本人職員と同程度の業務はできな
い」と回答した施設が 8 施設 (22.2%)。

また、②、③と回答した 18 施設のうち、「日常業務で用いる日本
語能力が不足しているため」という設問に対し「そう思う」又は「ど
ちらかと言えばそう思う」と回答した施設が 13 施設 (72.2%)、「患
者・利用者の容体急変時や緊急時に対応できる日本語能力が不足し
ているため」という設問に対し「そう思う」又は「どちらかと言
えばそう思う」と回答した施設が 17 施設 (94.4%) みられるなど、受
入れ施設による多大な支援を受けて国家試験に合格した者が、その
後の就労において、日本語能力不足により十分な戦力になっていな
い状況がみられた。

d 候補者を受け入れたことに起因する問題点

受入れ施設に対し、候補者受入れに起因する問題点についてその
意識を調査したところ、全 226 施設のうち、

① 「学習指導のために、研修支援者の負担が増えている」という
設問に対し、「そう思う」又は「どちらかと言えばそう思う」と
回答した施設は 200 施設 (88.5%)、

② 「業務をサポートするために、現場スタッフの負担が増えてい
る」という設問に対し、「そう思う」又は「どちらかと言えばそ
う思う」と回答した施設は 149 施設 (65.9%)

であった。

e 受入れを行わない理由

平成 23 年度以降、候補者の受入れを行っていない病院・施設に対
し、その理由を調査したところ、全 130 施設中、「以前受け入れた候
補者の国家試験の結果をみてから検討するため」(49 施設) とする
意見が最も多かった。

また、以下、「就労開始前の日本語研修の充実だけでは、受入れを
検討する材料にはならないため」(34 施設)、「25 年度は受け入れる

予定」(20 施設)、「以前受け入れた候補者が国家試験に合格せず、支援が無駄になったため」(14 施設) と続いた。

さらに、自由記載欄におけるその他の理由として、「受入れ施設の負担が大きいため」(16 施設) といった回答もあった。

【所見】

したがって、外務省、厚生労働省及び経済産業省は、外国人看護師・介護福祉士候補者における国家試験合格率及び合格者数の向上並びに受入れ施設の負担軽減を図る観点から、日本語能力の不足等に伴う問題に対応するため、ベトナムからの受入れの枠組みも参考とし、候補者の選定要件及び日本語研修について検討し、その結果を踏まえ必要な措置を講ずる必要がある。

その際、外務省及び経済産業省は、候補者に対する日本語研修については、それぞれの現場において十分なコミュニケーション能力が求められることを踏まえたものとする必要がある。

図表 2 - (2) - ① 日本語能力試験の認定の目安

レベル	認定の目安 各レベルの認定の目安を「読む」「聞く」という言語行動で表す。それぞれのレベルには、これらの言語行動を実現するための言語知識が必要とされる。
N1	<p>幅広い場面で使われる日本語を理解することができる。</p> <p>読む・幅広い話題について書かれた新聞の論説、評論など論理的にやや複雑な文章や抽象度の高い文章などを読んで、文章の構成や内容を理解することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・さまざまな話題の内容に深みのある読み物を読んで、話の流れや詳細な表現意図を理解することができる。 <p>聞く・幅広い場面において自然なスピードの、まとまりのある会話やニュース、講義を聞いて、話の流れや内容、登場人物の関係や内容の論理構成などを詳細に理解したり、要旨を把握したりすることができる。</p>
N2	<p>日常的な場面で使われる日本語の理解に加え、より幅広い場面で使われる日本語をある程度理解することができる。</p> <p>読む・幅広い話題について書かれた新聞や雑誌の記事・解説、平易な評論など、論旨が明快な文章を読んで文章の内容を理解することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般的な話題に関する読み物を読んで、話の流れや表現意図を理解することができる。 <p>聞く・日常的な場面に加えて幅広い場面で、自然に近いスピードの、まとまりのある会話やニュースを聞いて、話の流れや内容、登場人物の関係を理解したり、要旨を把握したりすることができる。</p>
N3	<p>日常的な場面で使われる日本語をある程度理解することができる。</p> <p>読む・日常的な話題について書かれた具体的な内容を表す文章を、読んで理解することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新聞の見出しなどから情報の概要をつかむことができる。 ・日常的な場面で目にする範囲の難易度がやや高い文章は、言い換え表現が与えられれば、要旨を理解することができる。 <p>聞く・日常的な場面で、やや自然に近いスピードのまとまりのある会話を聞いて、話の具体的な内容を登場人物の関係などとあわせてほぼ理解できる。</p>
N4	<p>基本的な日本語を理解することができる。</p> <p>読む・基本的な語彙や漢字を使って書かれた日常生活の中でも身近な話題の文章を、読んで理解することができる。</p> <p>聞く・日常的な場面で、ややゆっくりと話される会話であれば、内容がほぼ理解できる。</p>
N5	<p>基本的な日本語をある程度理解することができる。</p> <p>読む・ひらがなやカタカナ、日常生活で用いられる基本的な漢字で書かれた定型的な語句や文、文章を読んで理解することができる。</p> <p>聞く・教室や、身の回りなど、日常生活の中でもよく出会う場面で、ゆっくり話される短い会話であれば、必要な情報を聞き取ることができる。</p>

(注) 1 日本語能力試験公式ホームページに基づき、当省が作成した。

2 平成 22 年に、現試験 (N 1 ~ N 5) に改定された。それまでは 1 級 ~ 4 級であった。

図表 2 - (2) - ② 平成 24 年度に入国したインドネシア人及びフィリピン人看護師・介護福祉士候補者の日本語研修修了時における日本語能力

i) インドネシア人看護師・介護福祉士候補者

・訪日前日本語研修修了時

(単位：人)

研修開始時レベル		研修修了時の日本語能力		N 4 程度到達率
N 5 未満	20	N 4 超～N 3 程度未満	20	
未習	85	N 4 程度	66	
		N 5 超～N 4 程度未満	16	
		N 5 程度未満	3	
計	105		105	

(注) 1 日本語研修実施機関への調査結果に基づき、当省が作成した。

2 N 4 程度到達率とは、N 4 超～N 3 未満程度に到達した者及びN 4 程度に到達した者の和を受講者の計で除したもの。

・訪日後日本語研修修了時

(単位：人)

候補者数	研修修了時の日本語能力 (構成比%)		N 3 程度到達率
101	N 1 程度	1 (1.0%)	88.1%
	N 2 程度	23 (22.8%)	
	N 3 程度	65 (64.4%)	
	N 4 程度	12 (11.9%)	

(注) 1 外務省への調査結果に基づき、当省が作成した。

2 N 3 程度到達率とは、N 1 程度、N 2 程度及びN 3 程度に到達した者を候補者数で除した数を表す。

ii) フィリピン人看護師・介護福祉士候補者

・訪日前日本語研修修了時

(単位：人)

研修開始時レベル		研修修了時の日本語能力 (構成比%)		N 5 程度到達率
N 5 超～N 4 程度未満	12	N 4 超～N 3 程度未満	12 (12.1%)	80.8%
N 5 程度未満	19	N 4 程度	10 (10.1%)	
		N 5 超～N 4 程度未満	9 (9.1%)	
未習	68	N 5 程度	49 (49.5%)	
		N 5 程度未満	19 (19.2%)	
計	99		99(100.0%)	

(注) 1 日本語研修実施機関への調査結果に基づき、当省が作成した。

2 フィリピン人候補者に対する当該研修期間は3か月であり、日本語能力試験N 5程度が到達目標の目安となる。

3 N 5程度到達率とは、N 4超～N 3程度未満に到達した者、N 4程度に到達した者、N 5超～N 4程度未満に到達した者及びN 5程度に到達した者の和を受講者数の計で除したものの。

・訪日後日本語研修修了時

(単位：人)

受講者数	研修修了時の日本語能力 (構成比%)		N 4 程度到達率
99	N 2 程度	22 (22.2%)	94.9%
	N 3 程度	48 (48.5%)	
	N 4 程度	24 (24.2%)	
	N 5 程度	5 (5.1%)	

(注) 1 経済産業省への調査結果に基づき、当省が作成した。

2 N 4程度到達率とは、N 2程度、N 3程度及びN 4程度に到達した者を候補者数で除した数を表す。

図表 2 - (2) - ③ 平成 23 年度に入国したインドネシア人看護師・介護福祉士候補者及び
 フィリピン人看護師候補者の訪日後日本語研修修了時における日本語能力
 (単位：人)

区 分	受講者数	研修修了時の日本語能力 (構成比%)		N 4 程度到達率
インドネシア	104	N 3 程度	58 (55.8%)	69.2%
		N 4 程度	14 (13.5%)	
		N 5 程度	31 (29.8%)	
		N 5 程度未満	1 (1.0%)	
フィリピン	69	N 3 程度	22 (31.9%)	43.5%
		N 4 程度	8 (11.6%)	
		N 5 程度	36 (52.2%)	
		N 5 程度未満	3 (4.3%)	

- (注) 1 日本語研修実施機関への調査結果に基づき、当省が作成した。
 2 23年度のインドネシア人看護師候補者及び介護福祉士候補者の日本語研修受講期間は9か月、フィリピン人看護師候補者の日本語研修受講期間は8か月である。
 3 フィリピン人介護福祉士候補者に係るデータについては、研修実施団体により評価基準が異なることから記載していない。
 4 N 4 程度到達率とは、N 3 程度及びN 4 程度に達した者を候補者数で除した数を表す。

図表 2 - (2) - ④ 看護師試験合格者（平成 21 年度及び 22 年度入国者）の訪日後日本語研修
修了時の日本語能力

(単位：人、%)

日本語能力	平成 21 年度入国			平成 22 年度入国						計		
	フィリピン			インドネシア			フィリピン					
	候補者	合格者	合格率	候補者	合格者	合格率	候補者	合格者	合格率	候補者	合格者 (構成比%)	合格率
N 3 程度	14	5	35.7	5	2	40.0	14	4	28.6	33	11(61.1)	33.3
N 4 程度	2	1	50.0	5	1	20.0	1	0	0.0	8	2(11.1)	25.0
N 5 程度	50	3	6.0	23	0	0.0	26	0	0.0	99	3(16.7)	3.0
N 5 程度未満	22	2	10.0	6	0	0.0	5	0	0.0	33	2(11.1)	6.1
計	88	11	12.5	39	3	7.7	46	4	8.7	173	18(100.0)	10.4

(注) 1 日本語研修実施機関への調査結果に基づき、当省が作成した。

2 合格率は、当該日本語能力の候補者数に占める合格者数の割合。

3 平成 21 年度及び 22 年度の研修結果は日本語能力試験相当による総合評価を実施していないため、上記日本語能力は 23 年度の総合評価基準（日本語能力試験相当）を元に算出。

4 当該研修の実施団体では、20 年度に入国者し、その後国家試験に合格した者の訪日後日本語研修修了時の成績は、その評価基準が日本語能力試験と異なるため、日本語能力試験相当に適用できないとしている。

図表 2 - (2) - ⑤ これまでの看護師国家試験の結果（日本人等含む）

（単位：人）

区分	平成 21 年度		22 年度		23 年度	
	受験者	合格者	受験者	合格者	受験者	合格者
受験者全体	52,883	47,340	54,138	49,688	53,702	48,400
E P A 以外の受験資格認定者	82	67	95	84	88	69
E P A 候補者	254	3	398	16	415	47
インドネシア	195	2	285	15	257	34
フィリピン	59	1	113	1	158	13

（注）厚生労働省への調査結果に基づき、当省が作成した。

勧告	説明図表番号																																
<p>(3) 外国人看護師・介護福祉士受入支援事業等の見直し</p> <p>【制度の概要等】</p> <p>(外国人看護師・介護福祉士受入支援事業の概要)</p> <p>外国人看護師・介護福祉士受入支援事業（以下「受入れ支援事業」という。）は、厚生労働省の委託事業として、外国人看護師・介護福祉士の円滑かつ適正な受入れが実施できるよう、これらの雇用管理に万全を期すとともに、国家資格の取得に向けた必要な知識及び技術を習得することを目的に、平成 18 年度から実施されているものである（平成 18 年度及び 19 年度は「比国看護師・介護福祉士受入事業」として実施）。</p> <p>主な事業内容は、候補者・施設の両者に対する支援として行われる巡回訪問や母国語による相談窓口の設置等や、候補者に対して行われる看護・介護導入研修や就労ガイダンス、受入れ施設に対して行われる国内説明会や就労前説明会などがある。</p> <p>事業実施主体については、受入れ指針に基づき、唯一の受入れ調整機関とされている J I C W E L S が実施することとされている。</p> <p>予算額は、次表のとおり、平成 24 年度で約 1 億 6,000 万円であり、毎年度の執行率は 84.5% から 100% となっている。</p> <p>表 受入支援事業の予算及び執行</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円、%)</p> <table border="1" data-bbox="172 1196 1145 1447"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 18 年度</th> <th>19</th> <th>20</th> <th>21</th> <th>22</th> <th>23</th> <th>24</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予 算 額</td> <td>17,889</td> <td>20,631</td> <td>69,191</td> <td>183,773</td> <td>148,162</td> <td>153,952</td> <td>155,383</td> </tr> <tr> <td>執 行 額</td> <td>17,889</td> <td>17,428</td> <td>65,142</td> <td>182,527</td> <td>148,162</td> <td>153,952</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>執行率</td> <td>100.0</td> <td>84.5</td> <td>94.1</td> <td>99.3</td> <td>100.0</td> <td>100.0</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 厚生労働省の資料に基づき、本省が作成した。 2 平成 24 年度の予算 155,383 千円の内訳は、インドネシア・フィリピン分 144,980 千円、ベトナム分 10,403 千円となっている。</p> <p>(巡回訪問の内容)</p> <p>J I C W E L S は、「E P A に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者受入れパンフレット」（以下「受入れパンフレット」という。）において、巡回訪問は、J I C W E L S の職員及び日本語専門家により、全ての受入れ施設について少なくとも年に 1 回訪問し、候補者の就労上の労務管理状況、研修実施状況、日本語学習の進捗状況等を確認するものであると説明している。</p> <p>なお、訪問時の体制については、J I C W E L S の職員が労務管理状況、研修実施状況等の確認を行い、日本語学習の進捗状況の確認については同</p>		平成 18 年度	19	20	21	22	23	24	予 算 額	17,889	20,631	69,191	183,773	148,162	153,952	155,383	執 行 額	17,889	17,428	65,142	182,527	148,162	153,952	—	執行率	100.0	84.5	94.1	99.3	100.0	100.0	—	<p>図表 2 - (3) - ①</p>
	平成 18 年度	19	20	21	22	23	24																										
予 算 額	17,889	20,631	69,191	183,773	148,162	153,952	155,383																										
執 行 額	17,889	17,428	65,142	182,527	148,162	153,952	—																										
執行率	100.0	84.5	94.1	99.3	100.0	100.0	—																										

行した日本語指導員が行っている。

訪問の際は、受入れ施設の研修担当者、候補者等は、事前に J I C W E L S から送られてきた事前調査票に回答し、J I C W E L S の職員及び日本語指導員は、その回答を基に種々の確認作業を行っている。

巡回訪問は、平成 24 年 9 月の受入れ指針の改正により、受入れ調整機関が実施する事業の一つとして明記されることになり、また、「巡回訪問の際の求められた必要な協力を拒んだことがない機関により設立されたものであること」等が受入れ施設の要件に加えられた。

(相談窓口の内容)

相談窓口は、電話、eメール等により、受入れ施設における候補者の研修や雇用管理等に関する疑問や相談について、候補者や受入れ施設の職員等から直接受け付ける窓口として設置されている。

(看護・介護導入研修の内容)

看護・介護導入研修は、候補者が受入れ施設での就労を開始する前に、看護・介護の基礎的な知識・技能を一定程度習得することで、受入れ施設内研修への円滑な移行を図ることを目的として実施されており、E P A に基づく訪日後の日本語研修の期間中に、約 40 時間行われる。

(外国人看護師候補者学習支援事業の概要)

外国人看護師候補者学習支援事業（以下「看護学習支援事業」という。）は、厚生労働省の委託事業として、候補者の日本語学習を含む看護師国家試験の受験に向けた効率的かつ効果的な学習を支援するため、eラーニングを活用した日々継続的な自己学習が可能となる学習環境の提供や定期的な集合研修及び学習指導などにより、候補者の学習を総合的に支援することを目的に、平成 22 年度から実施されているものである。

主な事業内容は、模擬試験とその解説を行う集合研修、看護専門家又は日本語専門家が受入れ施設の研修責任者等や候補者に対して個々の学習状況に応じた学習方法等の指導を行う巡回学習指導、eラーニング、国家資格を取得できずに帰国した候補者の母国での模擬試験等の再チャレンジ支援等である。

実施主体は、外国人看護師候補者学習支援事業実施団体公募要領に基づき、企画競争により選定されており、平成 22 年度から 24 年度までは、J I C W E L S が当該事業を実施している。

予算額は、次表のとおり、平成 24 年度で約 1 億円であり、毎年度の執行率はほぼ 100%となっている。

表 看護学習支援事業の予算及び執行 (単位：千円、%)

	平成 22 年度	23	24
予 算 額	117,002	116,894	102,348
執 行 額	117,000	116,894	—
執 行 率	100.0	100.0	—

(注) 厚生労働省の資料に基づき、当省が作成した。

(巡回学習指導の内容)

巡回学習指導は、候補者及び受入れ施設の希望に応じ、日本語指導専門家又は看護専門家が受入れ施設を訪問し、候補者等へ対面で学習指導等を行う支援のことである。また、平成 23 年度からは、対面での指導だけでなく、スカイプと呼ばれるインターネットを介したビデオ通話ツールを利用した指導も開始されている。

(厚生労働省が実施するそのほかの委託事業)

厚生労働省では、前述の受入れ支援事業並びに看護学習支援事業のほかに、介護福祉士候補者の介護福祉士国家試験の受験に向けた効率的かつ効果的な学習を支援するため、平成 22 年度から外国人介護福祉士候補者学習支援事業（22 年度の事業名は「日本語定期研修事業」で、(財)海外産業人材育成協会が実施。以下「介護学習支援事業」という。）を実施し、23 年度からは J I C W E L S が実施している。

予算額は、次表のとおり、平成 24 年度で約 1 億 2,000 万円であり、23 年度の執行率はほぼ 100%となっている。

表 介護学習支援事業の予算及び執行 (単位：千円、%)

	平成 22 年度	23	24
予 算 額	62,273	129,268	120,560
執 行 額	59,676	129,499	—
執 行 率	95.8	100.2	—

(注) 厚生労働省の資料に基づき、当省が作成した。

このため、平成 23 年度及び 24 年度においては、次表のとおり、J I C W E L S が受入支援事業、看護学習支援事業及び介護学習支援事業の 3 事業を実施するものとなっている。

表 J I C W E L S が実施する受入れ支援事業、看護学習支援事業
及び介護学習支援事業の予算額 (単位: 千円)

	平成 22 年度	23	24
受入れ支援事業	148, 162	153, 952	155, 383
看護学習支援事業	117, 002	116, 894	102, 348
介護学習支援事業	—	129, 268	120, 560

(注) 厚生労働省への調査結果に基づき、当省が作成した。

【調査結果】

ア 受入れ支援事業の実施状況

今回、J I C W E L S による受入れ支援事業の実施状況について調査したところ、厚生労働省は、J I C W E L S に対し事業を委託するに当たり、実施目標（数値目標）を示していなかった。

また、以下のとおり、予算の積算と執行との間に乖離がみられ、事業実施に係る人件費に予算上の謝金が充てられている業務がみられた。

(7) 巡回訪問

a 予算の積算と執行との乖離

平成 22 年度及び 23 年度における巡回訪問の謝金、旅費等（人件費を除く。）の予算の積算と執行についてみると、22 年度は予算額 6, 948 万円に対し執行額 2, 933 万円、23 年度は予算額 5, 644 万円に対し執行額 3, 251 万円と約 2, 000 万円から 4, 000 万円の予算残が生じていた。

この原因としては、巡回訪問を行う専門家について、予算の積算上は謝金として計上されているが、実態は専門の法人職員が行っているため、その経費が、別途区分される人件費として支出されていること等によるものである。

また、巡回訪問の体制については、平成 22 年度及び 23 年度の予算の積算において、常時 3 人の専門家（日本語指導員、看護師又は介護指導員ほか 1 人）で訪問するとして計上しているが、実際の巡回訪問の体制について 23 年度でみると、1 受入れ施設当たり平均 2.2 人（主に日本語指導員と J I C W E L S 職員の 2 人体制）で実施していた。

さらに、巡回訪問の訪問施設数については、受入れパンフレットにおいて、少なくとも年 1 回全ての受入れ施設に実施するものとされており、予算の積算においては、毎年度 1, 000 を超える施設数を対象に、1 日 2 施設の訪問を行うとして計上している。しかし、平成 22 年度における巡回訪問では、22 年度に受入れを行った受入れ施設を除く、20 年度又は 21 年度に受入れを行った 316 施設を対象

図表 2 - (3) - ②

とし、23年度では、23年度に受入れを行った受入れ施設を除く、20年度、21年度又は22年度に受入れを行った326施設を対象として実施しており、施設が遠隔地にあることが多いこと、労務管理状況、研修状況及び日本語学習の進捗状況の確認には一定の時間を要すること等から1日1施設の訪問が主となっている。

b 業務の実施状況

(a) 指導の実績及び内容

平成21年度から23年度の巡回訪問における雇用管理に係る指導件数は、21年度は全100施設中20件、22年度は全316施設中47件、23年度は全326施設中9件となっていた。

なお、指導内容をみると、「健康診断の受診を指導」、「労働基準法を周知」といった内容が大半を占めていた。

(b) 巡回訪問以外の仕組み

巡回訪問のような受入れ施設の実態を把握するための他の仕組みとしては、次の4つがある。

① 定期報告

受入れ指針においては、全ての受入れ機関からJ I C W E L Sを通じ、年に一回、厚生労働大臣及び地方入国管理局長宛てに受入れ施設の要件の遵守状況、研修の実施状況及び労働契約の遵守状況を報告することとされている。

当該報告においては、受入れ施設の要件の遵守状況については、受入れ施設の体制（代表者の氏名、住所、患者数・入所者数等）及び候補者に係る情報（就労開始日等）を、研修の実施状況については、研修責任者等に関する情報、研修内容並びに研修責任者及び候補者による研修の進捗状況等に対する評価を、労働契約の遵守状況については、候補者の過去1年間の賃金、同程度の業務に従事する日本人職員の給与等を報告するものとなっている。

② 受入れパンフレット等による周知

J I C W E L Sは、受入れパンフレット等において、候補者の就労中に受入れ施設等が留意すべき雇用管理上の事項について周知している。

③ 相談窓口

相談窓口では、候補者からは受入れ施設の研修、指導体制、就労環境等について、また、受入れ施設からは候補者の研修、雇用管理等についての相談が受け付けられ、必要なアドバイスが行われており、候補者や受入れ施設は雇用管理や研修等に関

する疑問があれば、巡回訪問を待たずに相談できる体制が整備されている。

④ 巡回学習指導

J I C W E L S が看護学習支援事業の一つとして実施している巡回学習指導については、候補者及び受入れ施設の希望に応じ、日本語指導専門家又は看護専門家が受入れ施設を訪問し、候補者等へ対面で学習指導等を行うものとなっている。

(c) 受入れ施設の評価

受入れ施設に対して、J I C W E L S が行う巡回訪問に関する意識について調査したところ、次のとおりとなっていた。

① 「対面で具体的指導を受けられるので役立つ」との設問に対して、「そう思う」又は「どちらかといえばそう思う」と回答したものが、全 210 施設中 143 施設 (68.1%) ある一方、「そう思わない」又は「どちらかと言えばそう思わない」と回答したものが 58 施設 (27.6%) あった。

② 「機械的なチェックであるため、書類提出等ほかの方法で済ませられるならば、訪問の必要はない」との設問に対して、「そう思わない」又は「どちらかと言えばそう思わない」と回答したものが 118 施設 (56.2%) ある一方、「そう思う」又は「どちらかといえばそう思う」と回答したものが、82 施設 (39.0%) あった。

③ さらに、自由記載欄の記述において、「候補者の居住等の生活環境も見ること、受入れ施設の体制・受入れに対する考え方・取り組みを理解すべきである。」「労務管理・指導により、施設ごとの労働条件の差異を極力少なくすべきである。」等といった巡回訪問への提案・期待について 10 施設から意見がある一方、「意見を聴いてもらえる場としてはありがたいが、大きな問題がなければ書面のやり取りで十分である。」「訪問の目的が分からない。」等の巡回訪問への疑問や問題の指摘について 10 施設から意見があった。

また、そのほか、当省の実地調査において、20 施設中 13 施設から「指導を受けられてありがたい。」「施設職員が気づかない点について指導が受けられ参考になる。」等、巡回訪問を評価する意見がある一方、6 施設においては、「候補者の受入れ年度や在日期間に応じた指導を希望する（就労期間が長くなれば、異なる問題点が出てくるはずだが、毎年同じ質問項目のアンケートを基に聴き取りしている。）。」「毎年 1 月は、国家

試験と重なり、時期の繰り上げを希望する。」等といった、巡回訪問の在り方について更なる改善や工夫を求める意見があった。

(イ) 相談窓口

・ 予算の積算と執行の乖離

平成22年度及び23年度における相談窓口の予算の積算と執行についてみると、22年度は予算額936万円に対し執行額656万円、23年度は予算額936万円に対し執行額327万円と約300万円から600万円の予算残が生じていた。

この原因としては、22年度及び23年度の予算の積算において、相談窓口の体制を通訳含む6人のスタッフを配置し、計624日(週2日)相談に当たることを想定した積算としていたが、実際の業務に当たっては、21年度から、外国語を話すことができる相談員を配置していること等により、積算の想定と比較し、人数が少ない体制で実施していることが挙げられる。

図表2-(3)-③

(ウ) 看護・介護導入研修

a 看護導入研修

看護導入研修は、看護師候補者を対象にした8日間程度(研修時間40時間)の集合研修(2か所から3か所で実施)で、平成22年度及び23年度の執行額は、約1,500万円から2,000万円となっていた。

また、平成22年度及び23年度における看護導入研修の予算の積算と執行についてみると、22年度は予算額1,146万円に対し執行額1,905万円、23年度は予算額1,613万円に対し執行額1,477万円となっていた。その内容をみると、予算の積算においては、毎年度の候補者最大受入れ人数(平成22年度以降は毎年度計400人)を研修対象者数として計上しているが、実際の研修における受講者数は、平成21年度の266人が最大であり、それ以降は22年度85人、23年度117人、24年度57人と積算の半数以下の状況となっていた。

図表2-(3)-④

b 介護導入研修

介護導入研修は、介護福祉士候補者を対象にした8日間程度(研修時間40時間)の集合研修(2か所から3か所で実施)で、平成22年度及び23年度の執行額は、約800万円から1,500万円となっていた。

図表2-(3)-④
(再掲)

また、平成 22 年度及び 23 年度における介護導入研修の予算の積算と執行についてみると、22 年度予算額 911 万円に対し執行額 849 万円、23 年度予算額 1,487 万円に対し執行額 1,839 万円となっていた。その内容をみると、予算の積算においては、毎年度の候補者最大受入れ人数（22 年度以降は毎年度計 600 人）を研修対象者数として計上しているが、実際の研修における受講者数は、平成 21 年度の 379 人が最大であり、それ以降は 22 年度 149 人、23 年度 119 人、24 年度 145 人と積算の半数以下の状況となっていた。

イ 看護学習支援事業等の実施状況

今回、J I C W E L S による看護学習支援事業及び介護学習支援事業の実施状況について調査したところ、厚生労働省は、これら事業を委託するに当たり、実施目標（数値目標）を示していなかった。

また、看護学習支援事業の巡回学習指導業務について、平成 22 年度及び 23 年度における予算の積算と執行についてみると、22 年度予算額 1,997 万円に対し執行額 474 万円（執行率 23.7%）、23 年度予算額 1,943 万円に対し執行額 481 万円（執行率 24.8%）と約 1,500 万円の予算残が生じていた。

なお、平成 23 年度から訪問による学習指導に加え、スカイプと呼ばれるインターネットを利用した電話ツールによる学習指導が開始されているが、仮に、スカイプによる学習指導を訪問による学習指導と想定した場合であっても、予算の執行率は 34.3%（予算額 1,943 万円に対し執行額 667 万円）と約 1,300 万円の予算残が生じていることとなる。

この原因としては、予算の積算上は平成 22 年度が 3 人体制で 221 日間（延べ 663 日間）、23 年度が 3 人体制で 214 日間（延べ 654 日間）と、土日を除く全営業日に 3 人の職員が巡回学習指導を行うと想定しているものの、同業務が受入れ施設からの要請があった場合に実施するものであり、実績としても年間 90 施設程度（平成 22 年度 91 施設、23 年度 94 施設）と利用が低調となったことが挙げられる。

ウ 各事業における人件費の執行状況

今回、J I C W E L S が厚生労働省から受託している受入れ支援事業、看護学習支援事業及び介護学習支援事業における人件費の支出状況について調査したところ、以下のとおり、全ての事業において、人件費が予算上の想定を超える支出となっていた。

- ① 受入れ支援事業については、平成 22 年度は予算の積算上 2,876 万円に対し執行は 4,109 万円、23 年度は予算の積算上 3,317 万円に対し執行 5,332 万円となっていた。この理由としては、予算上は専門

図表 2 - (3) - ⑤

図表 2 - (3) - ⑥

家へ支弁する謝金として計上されているものが、実態は専門の法人職員が行っているため、その経費が人件費として支出されていること等が挙げられる。

また、支出規模を平成 23 年度における人件費の充当人員でみると、予算上人件費は職員 6 人分としていたものが、執行段階では約 7.9 人分（清算においては従事した日数に応じて人件費が支出されており、本計算における人件費の充当人員については 12 か月従事で 1 人として計算している。）の人件費として執行されていた。

- ② 看護学習支援事業については、平成 22 年及び 23 年ともに予算の積算上人件費は計上されておらず、執行段階で 22 年度 2,930 万円、23 年度 2,944 万円が支出されていた。

また、支出規模を平成 23 年度における人件費の充当人員でみると、執行段階では約 4.7 人分（清算においては従事した日数に応じて人件費が支出されており、本計算における人件費の充当人員については 12 か月従事で 1 人として計算している。）の人件費として執行されていた。

- ③ 介護学習支援事業については、平成 23 年度は予算の積算上人件費は計上されておらず、執行段階では 2,365 万円が支出されている。

また、支出規模を平成 23 年度における人件費の充当人員でみると、執行段階では約 4.3 人分（清算においては従事した日数に応じて人件費が支出されており、本計算における人件費の充当人員については 12 か月従事で 1 人として計算している。）の人件費として執行されていた。

【所見】

したがって、厚生労働省は、受入れ支援事業、看護学習支援事業及び介護学習支援事業（以下「3 事業」という。）の効果的かつ効率的な実施を図る観点から、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 3 事業については、各業務の実施目標（数値目標）を明らかにし、委託先に示すとともに、積算及び執行について、各業務の規模、内容、実績等を踏まえた適正な内容に見直すこと。

また、委託先に対し、適正な執行及び効率的な業務の実施により、経費の縮減に努めるよう指導すること。

- ② 受入れ支援事業における巡回訪問については、定期報告や受入れ前後の各種説明会における周知、相談窓口での対応、巡回学習指導やスカイプによる個別指導等の他の業務との連携も勘案し、その支援内容の改善を図ること。

図表 2-(3)-① 厚生労働省が実施する支援事業（都道府県を通じた補助事業を除く。）

事業名：外国人看護師・介護福祉士受入支援事業

※ 外国人看護師・介護福祉士受入支援事業委託費交付要綱第3条（交付の対象）において、J I C W E L S が実施することとされている事業（外国人看護師就労研修導入・指導事業、外国人看護師・介護福祉士就労研修雇用管理指導事業及び外国人介護福祉士就労研修導入・指導事業）を指す。

所管部局：厚生労働省医政局、職業安定局、社会・援護局

開始年度：平成 18 年度

※ 平成 18 年度及び 19 年度の事業名は、比国看護師・介護福祉士受入事業という。

補助・委託の別：委託事業

※ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年 8 月 27 日法律第百 79 号）が適用される。

実施主体：J I C W E L S

※ 外国人看護師・介護福祉士受入支援事業委託府交付要綱により、J I C W E L S が実施することとされている。

- 事業内容**：
- ① 経済連携協定により入国した外国人候補者に対し、看護・介護導入研修を実施。
 - ② 受入施設に対して巡回訪問を実施すること等により、外国人候補者の研修・就労等の状況を把握し、必要な場合は受入施設に対して指導を行うとともに、外国人候補者からの就労・研修等に係る相談・苦情等に対応。
 - ③ 経済連携協定に基づく受入れの枠組みについて周知広報を行い、枠組みの詳細、研修及び雇用契約等の要件を説明内容とする国内説明会を実施。
 - ④ 本事業に関わり、受入施設から提出された定期報告等を厚生労働大臣に提出。
 - ⑤ その他本事業を実施するために必要な事務事業の実施。

事業メニュー：※ 平成 23 年度事業実績報告書を基に受入施設及び候補者に向けた支援メニューを記載。

- ① 募集要項資料の作成
- ② 受入施設向け国内説明会
入国した看護師・介護福祉士候補者に対して、受入施設で就労する前の看護・介護分野の基礎研修や就労ガイダンスを実施。
- ③ 受入施設向け就労前説明会
受入れ予定機関（施設）を対象に、候補者との交流、受入れの留意点等の説明会を実施。
- ④ 過去の国家試験問題の翻訳
- ⑤ 看護・介護導入研修
受入施設で就労し、看護師・介護福祉士の資格を取得するために必要となる知識及び技術を修得させるための研修。
- ⑥ 就労ガイダンス
受入れ機関の就労環境等に係る母国語による相談窓口及びその他の相談窓口の説明、労

働関係法令の内容、受入れ機関の不正な行為への対処方法その他の法的保護に必要な情報に関する説明会。

⑦ 巡回訪問

受入施設の看護師・介護福祉士候補者の就労・研修の状況を把握。必要な場合は雇用管理に関する指導や研修方法等の指導を実施。

⑧ 相談窓口

看護師・介護福祉士候補者や受入施設からの相談・苦情対応を専門の相談員がメール又は電話にて受付け。

(注) 厚生労働省の資料に基づき、本省が作成した(以下の3事業について同じ)。

事業名 : 外国人看護師候補者学習支援事業

所管部局 : 厚生労働省医政局

開始年度 : 平成 22 年度

補助・委託の別 : 委託事業

※ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年 8 月 27 日法律第百 79 号)が適用される。

実施主体 : 平成 22 年度から 24 年度まで、すべて J I C W E L E L S が実施。

他社の企画応募状況(実施主体を除く.) : 平成 22 年度 3 社、23 年度 1 社、24 年度 0 社。

事業内容 : ① 看護師国家試験に向けた具体的な学習内容や方法、学習スケジュールを作成し、各受入施設へ提示。

② E P A 候補者向け学習サポートシステム(以下「eラーニング」という。)を運用し、候補者個々の習得状況の確認や苦手分野の分析などの学習管理ができる環境の提供。

③ eラーニングやテキストにより学習教材を提供し、候補者の日々の継続的な自己学習を支援するとともに、eラーニングには、必要に応じコンテンツや演習問題等を追加。

④ eラーニングを活用するなどにより、看護専門家及び日本語専門家が候補者の個々のレベルに応じた指導や相談への対応。

⑤ 定期的な集合研修により候補者個々の達成度を評価するとともに、その評価に応じた指導を実施し、国家試験までの計画的な学習の提供。

⑥ 受入施設の必要に応じ看護専門家又は日本語専門家が巡回訪問し、研修責任者や候補者に対して個々の学習状況に応じた学習方法等の指導の実施。

事業メニュー: ※ 平成 23 年度事業実績報告書を基に受入施設及び候補者に向けた支援メニューを記載。

① 集合研修

模擬試験と解説講義、受験直前対策講義を実施。

② 巡回学習指導

日本語学習や国家試験対策の専門家が受入れ施設を訪問し、候補者等と対面で学習指導を実施。

③ eラーニング

候補者個々の習得状況の確認や苦手分野等の分析などの学習管理ができる環境を整備。
また、学習教材を提供し日々の継続的な自己学習を支援。

- ④ 学習プログラム
- ⑤ 教材の配布

事業名 : 外国人介護福祉士候補者学習支援事業

所管部局 : 厚生労働省社会・援護局

開始年度 : 平成 22 年度

補助・委託の別 : 委託事業

実施主体 : 平成 22 年度は H I D A が実施し、23 年度及び 24 年度は、J I C W E L S が実施。

他社の企画応募状況（実施主体を除く。） : 平成 22 年度 1 社、23 年度 1 社、24 年度 2 社。

事業内容 : ① 外国人介護福祉士候補者に対し、介護福祉士の資格取得に向けた介護の専門知識や日本語の学習方法及び介護福祉士として必要な専門知識や技術、日本の社会保障制度等を学ぶための集合研修の実施。
② 就労 2 年目及び 3 年目の外国人介護福祉士候補者に対する介護分野の専門知識に関する通信添削指導（定期的な小テスト）の実施。
③ 事業を円滑かつ効果的に実施するための検討委員会の設置・運営。
④ その他、本事業を実施するために必要な事務事業の実施。

事業メニュー : ※ 平成 23 年度事業実績報告書を元に受入施設及び候補者に向けた支援メニューを記載。

- ① 集合研修
介護の日本語や介護福祉士として必要な専門知識と技術の講義、模擬試験を実施。
- ② 通信添削
就労 2 年目及び 3 年目の候補者に対して介護分野の専門知識に関する通信添削指導を実施。
- ③ 学習プログラム
- ④ 教材の配布

図表 2 - (3) - ② 巡回訪問

i) 謝金、旅費等の予算の積算及び執行

区分		予算の積算	執行
平成 22 年度	事業費	69,482 千円	29,330 千円
	訪問施設数	1,040 施設	316 施設 <実施率 30.4%>
平成 23 年度	事業費	56,440 千円	32,505 千円
	訪問施設数	1,059 施設	326 施設 <実施率 30.8%>

- (注) 1 厚生労働省への調査結果に基づき、当省が作成した。
 2 訪問施設数は、J I C W E L S への調査結果に基づくもの。
 3 事業費には人件費を含んでいない。

ii) 巡回訪問における雇用管理に係る指導内容

(単位：施設)

区分	平成 21 年度	22	23
指導件数	20	47	8
労働基準法等を周知	4	12	0
外国人雇用状況届出の届け出を指導	3	2	0
パスポートの本人保管を指導	0	3	1
外国人登録証の本人保管を指導	0	1	0
健康診断の受診を指導	13	28	2
雇用契約書の再発行を指導	0	0	1
社会保険の加入を指導	0	1	0
候補者への支援体制等の相談に対する助言	0	0	2
候補者へ業務内容の説明	0	0	2

- (注) J I C W E L S 提供資料に基づき、当省が作成した。

図表 2 - (3) - ③ 相談窓口（謝金等の予算の積算及び執行）

区分		予算の積算	執行
平成 22 年度	事業費	9,360 千円	6,565 千円
	相談体制	6 人	相談員 3 人 (ほか社労士 1 名、精神科医 1 名)
	<延べ窓口開設日数>	<計 624 日>	<計 255 日>
平成 23 年度	事業費	9,360 千円	3,272 千円
	相談体制	6 人	相談員 3 名 (ほか社労士 1 名、精神科医 1 名)
	<延べ窓口開設日数>	<計 624 日>	<開設日数は不明>

- (注) 1 厚生労働省への調査結果に基づき、当省が作成した。
2 事業費には人件費を含んでいない。

図表 2 - (3) - ④ 看護・介護導入研修

i) 看護導入研修に係る謝金等の予算の積算及び執行

区分		予算の積算	執行
平成 22 年度	事業費	11,462 千円	19,053 千円 <執行率 166.2%>
	受講候補者数	496 人	85 人 <実施率 17.1%>
平成 23 年度	事業費	16,129 千円	14,772 千円 <執行率 91.6%>
	受講候補者数	496 人	118 人 <実施率 23.8%>

- (注) 1 厚生労働省への調査結果に基づき、当省が作成した。
2 事業費には人件費を含んでいない。

ii) 看護師候補者数の推移

(単位：人)

区分	平成 20 年度	21	22	23	24
看護	104	266	85	117	57
インドネシア	104	173	39	47	29
フィリピン	—	93	46	70	28

- (注) 1 平成 24 年 12 月 1 日現在の数値。
2 厚生労働省提供資料に基づき、当省が作成した。
3 インドネシアからの受入れは平成 20 年度から、フィリピンからの受入れは 21 年度から開始。
4 「—」は、該当がないことを表す。

iii) 介護導入研修に係るに係る謝金等の予算の積算及び執行

区分		予算の積算	執行
平成 22 年度	事業費	9,111 千円	8,492 千円 < 執行率 93.2% >
	受講候補者数	610 人	149 人 < 実施率 24.4% >
平成 23 年度	事業費	14,871 千円	18,391 千円 < 執行率 123.7% >
	受講候補者数	600 人	119 人 < 実施率 19.8% >

- (注) 1 厚生労働省への調査結果に基づき、当省が作成した。
2 事業費には人件費を含んでいない。

iv) 介護福祉士候補者数の推移

(単位：人)

区分	平成 20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
介護（就労）	104	379	149	119	145
インドネシア	104(3)	189(1)	77(2)	58(1)	72(1)
フィリピン	—	190(10)	72(2)	61(1)	73(2)

- (注) 1 平成 24 年 12 月 1 日現在の数値。
2 厚生労働省提供資料に基づき、当省が作成した。
3 インドネシアからの受入れは平成 20 年度から、フィリピンからの受入れは 21 年度から開始。
4 () 内は、EPA に基づく 6 ヶ月間の日本語研修の免除者(日本語能力試験 N 2 (旧 2 級)相当以上)の人数 (内数)。
5 「—」は、該当がないことを表す。

図表 2 - (3) - ⑤ 巡回学習指導に係る事業費の予算の積算及び執行

区分		予算の積算	執行
平成 22 年度	事業費	19,970 千円	4,735 千円 ＜執行率 23.7%＞
	訪問日数・ 利用施設数	(訪問日数) 663 日	(利用施設数) 91 施設
平成 23 年度	事業費	19,428 千円	6,671 千円 ＜執行率 34.3%＞
	訪問日数・ 利用施設数	(訪問日数) 642 日	(利用施設数) 209 施設 ※スカイプ利用を含む。

- (注) 1 厚生労働省への調査結果に基づき、当省が作成した。
 2 予算及び実績は人件費を含んでいない。
 3 平成 23 年度から国家試験対策については、スカイプでの指導も開始されたため、実績の利用施設数は訪問による指導施設数 94 施設とスカイプによる指導数 115 施設 (23 年度外国人看護師・介護福祉士受入支援事業委託費変更交付申請書より算出) を合わせた数である。
 4 23 年度はスカイプによる学習指導を、受入れ施設に訪問指導をした仮定し算出。

図表 2 - (3) - ⑥ 外国人看護師・介護福祉士受入支援事業、外国人看護師候補者学習支援事業及び外国人介護福祉士候補者学習支援事業における予算額及び執行額

i) 外国人看護師・介護福祉士受入支援事業 (単位：千円)

区分	平成 22 年度		23		
	予算 (a)	実績 (b)	予算 (a)	実績 (b)	
外国人看護師・介護福祉士受入支援事業	総額	148,162	148,438	153,952	154,340
	差額 (b-a)	276		388	
	うち人件費	28,761	41,094	33,173	53,319
	差額 (b-a)	12,333		20,146	
	うち事業費	99,657	95,299	100,029	83,942
	差額 (b-a)	▲ 4,358		▲ 16,087	
	(参考) 交付額	148,162		153,952	

(注) 厚生労働省への調査結果に基づき、当省が作成した。

ii) 外国人看護師候補者学習支援事業 (単位：千円)

区分	平成 22 年度		23		
	予算 (a)	実績 (b)	予算 (a)	実績 (b)	
外国人看護師候補者学習支援事業	総額	117,002	117,030	116,894	116,944
	差額 (b-a)	28		50	
	うち人件費	-	29,296	-	29,436
	差額 (b-a)	29,296		29,436	
	うち事業費	117,002	87,734	116,894	114,000
	差額 (b-a)	▲ 29,268		▲ 2,894	
	(参考) 交付額	117,000		116,894	

(注) 厚生労働省への調査結果に基づき、当省が作成した。

iii) 外国人介護福祉士候補者学習支援事業 (単位：千円)

区分	平成 22 年度		23		
	予算 (a)	実績 (b)	予算 (a)	実績 (b)	
外国人介護福祉士候補者学習支援事業	総額	62,273	59,885	129,268	129,499
	差額 (b-a)	▲ 2,388		231	
	うち人件費	-	17,337	-	23,652
	差額 (b-a)	17,337		23,652	
	うち事業費	62,273	42,548	129,268	105,847
	差額 (b-a)	▲ 19,725		▲ 23,421	
	(参考) 交付額	59,676		129,268	

(注) 厚生労働省への調査結果に基づき、当省が作成した。

勧告	説明図表番号
<p>(4) 候補者の資格要件の適合性に係る確認手続等の適正化</p> <p>【制度の概要等】</p> <p>(候補者の選定に関する基本的考え方)</p> <p>候補者の受入れについては、「指針について」において、経済活動の連携強化の観点から、これまで我が国として外国人労働者の受入れを認めてこなかった分野について、2国間の協定に基づき、公的な枠組みで特例的に受入れを行うものであり、看護・介護分野における労働力不足への対応のために行うものではないとされている。</p> <p>また、「第4次出入国管理基本計画」においては、我が国社会の秩序を維持し、治安や国民の安全等を守るため、不法滞在者や今後増加が懸念される偽装滞在対策等を強力に推進することとされているところである。</p> <p>このため、EPAの趣旨に反し就労のみの目的のために経歴・資格を偽るなどした入国・就労の資格要件に適合しない者を候補者として入国させることがないよう、就労希望者から候補者を選定する際は、入国・就労要件の適格性について厳格な確認が求められる。</p> <p>(送出し調整機関による候補者の資格要件の審査方法)</p> <p>フィリピンの場合は、JICWELSとPOEAとの間の「フィリピン人看護師候補者等の送り出し及び受入れに関する覚書」において、募集から送り出しまでの詳細な手続を定め、それに基づきPOEAがフィリピン国内の関係機関に向けたガイドラインを示している。これによると、就労・研修希望者はPOEAに対し、卒業証書や技術等の認定書の原本を提示し、その写しを提出することとなっている。</p> <p>インドネシアの場合も、JICWELSとBNP2TKIとの間の「インドネシア人看護師候補者等の送り出し及び受入れに関する覚書」に基づき、就労・研修希望者が応募する際、EPAに基づく各資格要件に係る証明書類を、応募書類に添付することが指示されている。この応募書類には、当該就労・研修希望者により提出された書類が適正なものであることをBNP2TKIの担当者が確認し署名する欄が設けられている。</p> <p>(送出し調整機関による資格要件の審査業務を取り巻く環境)</p> <p>平成25年度の入入れの場合でみると、送出し調整機関では、7月中旬に募集を開始し、JICWELSによる現地面接・合同説明会が開始される9月中・下旬までの約2か月の間に、資格要件等に係る書類の確認と審査を行うことが必要となっているが、例えばフィリピンの介護福祉士候補者の場合、応募者数は3,000人から5,000人と言われている。</p> <p>また、受入れ施設が候補者と雇用契約を締結した際、受入れ施設は職業</p>	<p>図表2-(4)-①</p> <p>図表2-(4)-②</p> <p>図表2-(4)-③</p>

<p>紹介に関し、J I C W E L Sを通じて、送出し調整機関に対し、手数料（フィリピンは約4万円、インドネシアは約3万円）を支払うことになっているが、この手数料は、候補者と雇用契約が締結されれば、たとえ、その後、候補者の経歴・資格に問題があったことが発覚しても、返還を求められるものとなっていない。</p> <p>なお、フィリピンでは偽造証明作成ビジネスが盛んで、業者の偽造技術が高度化する中、フィリピン政府もその摘発に苦慮しているとの報道（平成24年1月17日CNN報道）もある。</p> <p>このような状況を踏まえると、日本国政府は、責任を持って候補者を受け入れる立場にあることから、候補者の資格要件の適合性に係る確認について、日本国側関係機関による対応に関する検討も求められる。</p> <p>（候補者の選定等に係るE P A等における取極）</p> <p>日フィリピンE P A、日インドネシアE P Aの各附属書においては、「『日本国の権限のある当局によりその活動を行うことについて許可された調整のための機関』が、送り出し国の権限のある当局と詳細についての契約を締結」することとなっており、この契約に当たるのが、J I C W E L SとB N P 2 T K Iの間の覚書及びJ I C W E L SとP O E Aの間の覚書である。</p> <p>附属書等においては、候補者の入国・就労の資格となる要件として、大学卒であること、必要な認定資格や実務経験等を有していることなどが定められており、資格要件を満たす者に限って相手国政府が指名し、日本政府に通報することとしている。</p> <p>他方、これらの覚書においては、以下のとおり、送出し・受入れの手続に関する具体的な事項についての取極がなされているが、受入れ施設で就労・研修中の候補者が日フィリピンE P A又は日インドネシアE P Aに基づく資格要件に合致しないことが発覚した場合又はその疑いが生じた場合における対応については、特段の規定はない。</p> <p>① 相手国政府の担当部局は、就労希望者が看護師・介護福祉士候補者等としての資格要件に適合していることに関する確認についての責任を負うこととされている。</p> <p>② 送出し調整機関は、選定した就労・研修希望者を一覧にし、そのリストをJ I C W E L Sに渡し、一方、J I C W E L Sは、記述内容に不正な記述や虚偽を発見した場合は、その者を当該リストより削除することができることとされている。</p> <p>③ 全ての雇用者・就労者における不法滞在の防止等も含めた日本国及び送出し国の法令等遵守のため、送出し調整機関とJ I C W E L Sが協調的努力に取り組むこととされている。</p>	<p>図表2-(4)-④</p>
---	------------------

【調査結果】

今回、候補者の選定時等における候補者の資格要件の適合性の確認及び候補者受入れ後における候補者の資格要件の疑義等に関する対応について、日本側関係機関（受入れ希望機関、J I C W E L S、在外公館、地方入国管理局）における取組状況を調査したところ、以下のような状況がみられた。

ア 候補者の選定時等における日本側関係機関による候補者の資格要件の適合性の確認状況

候補者の選定時等における資格要件の審査・確認は、日フィリピンE P A、日インドネシアE P A等において相手国政府が行うものとされており、受入れ希望機関、J I C W E L S、在外公館における確認状況は次のとおりとなっていた。他方、候補者における学歴詐称による資格要件の不適合事案も発生していた。

(ア) 受入れ希望機関による資格要件の確認

J I C W E L Sは、受入れ希望機関に向けて発行している「(看護師等) 候補者受入れの手引き」において、受入れ施設に向けて、「候補者等の我が国への入国及び滞在(許可)については、入管法等に基づいて、特定活動という在留資格となります。個々のフィリピン人、インドネシア人ごとに、具体的に雇用される機関、就労する施設が特定された上で、当該施設における活動の内容が指定されて許可されます。これらに違反して就労を行った者は、入管法に基づき国外退去等の処分の対象となります。受け入れ機関においては、雇い入れる候補者等の在留資格が適正なものであるかどうか確認を行って下さい。」との要請を行っている。

当該要請は、適切な在留資格が許可されているかどうか(実際に就労を行う受入れ施設での活動が指定された「特定活動」であるかどうか等)の確認を求めるものであり、資格要件そのもの又は卒業証書や資格認定証等、資格要件に係る書類の確認を求めるものではない。

一方、資格要件の確認状況についてみたところ、雇用契約時、受入れ施設が自ら就労希望者(候補者)の資格要件の適合性を確認している例はほとんどなかった。調査対象とした21受入れ施設のうち、雇用契約を締結する際に、卒業証書や資格認定書等の証明書、在留資格に係る書類を確認しているところは5施設であり、残りの16施設は、就労予定者の資格について確認は行っていなかった。なお、確認を行っているとする5施設のうち、証明書類に原本証明が付いており、書類の真性が確認できているのは2施設であった。

16施設において確認を行っていない理由は、大別して、「資格要件

図表2-(4)-⑤

<p>の確認が既になされていると理解しているため」及び「施設が証明書等の真性を確認することが不可能なため」の2点である。このうち前者についての詳細は、①送出し調整機関が審査を行うこととなっていること、②J I C W E L Sがあっせん手続を行っていること、③マッチングに際しては、J I C W E L Sにより学歴・資格などの情報が提供されていることなどから、資格要件の確認が既になされていると理解しているとの回答である。</p>	
<p>(イ) J I C W E L Sによる資格要件の確認</p>	
<p>送出し調整機関は、覚書に基づき、その責任において資格要件の審査・選考を行い、就労・研修希望者のリストにまとめ、J I C W E L Sは、そのリストを基に、現地において面接を行う。これは、受入れ希望機関においては、経済面、体制面等の理由から全て機関が現地に渡航できるわけではないため、その公平を期す観点から、J I C W E L Sが代わって面接を行っているものである。</p>	<p>図表2-(4)-⑥</p>
<p>その後のマッチング時、J I C W E L Sは受入れ希望機関に対し、面接結果と共に就労・研修希望者の学歴・職歴などの情報を提供している。</p>	<p>図表2-(4)-⑦</p>
<p>J I C W E L Sは、覚書において、送出し調整機関が作成した就労・研修希望者リストの記述内容に不正な記述や虚偽を発見した場合は、その者をリストから削除することができるとされており、また、候補者の受入れ及び送出しを適正に実施するために国から指定を受けた唯一のあっせん機関として、各施設から一定のあっせん手数料を徴収して職業紹介事業を実施している立場である。</p>	
<p>当省が全受入れ施設(477施設)を対象として実施した意識調査において、候補者の受入れに関しJ I C W E L Sに求めることを尋ねたところ、回答のあった226施設のうち204施設(90.3%)が、「あっせん機関として候補者の学歴や職歴に関する情報を確認すること」に「そう思う」又は「どちらかと言えばそう思う」と回答としている。なお、この設問は、資格要件の適合性の確認が相手国政府の役割であると取り極められていることには言及せず、J I C W E L Sに対する何らかの期待として尋ねているものである。</p>	<p>図表2-(4)-⑧</p>
<p>J I C W E L Sは、この面接や情報提供に際し、送出し調整機関から提供される学歴・職歴等の情報を活用しており、施設にもその情報を提供することとしているが、不正が疑われる事案を発見した場合には、送出し調整機関に通報する等の対応を行っている。</p>	
<p>(ウ) 在外公館(査証発給審査)による資格要件の確認</p>	

<p>送出し調整機関では、マッチングが成立し、就労・研修予定者と受入れ予定機関との間で雇用契約が締結されると、インドネシア及びフィリピンにある日本国大使館において入国手続をとることになる。これらの大使館では、入国手続における査証審査について、送出し調整機関の作成した候補者リストに基づき、各候補者の本人確認書類（身分証明書や出生証明書）、雇用契約書の写し、履歴書の写し等の書類を基に行うが、候補者としての資格要件に係る書類（卒業証明書や資格認定書）の提出は求めておらず、資格要件への適合性は確認していない。</p> <p>(I) 候補者における学歴詐称による資格要件の不適合事案の発生</p> <p>平成22年度のインドネシアからの候補者のうち1人について、日本に入国する前の日本語研修の途中、学歴詐称を行っていることが発覚し、BNP 2 TK Iの指示により研修が打切りとなり入国が取りやめとなった事案が発生している。</p> <p>イ 候補者の受入れ後に資格要件の適合性に関する疑義が生じた場合の日本側関係機関の対応</p> <p>(7) J I C W E L Sの対応</p> <p>日フィリピンEPA、日インドネシアEPA等においては、候補者の資格要件の適合性の確認は相手国政府の責任において行われるものとされており、J I C W E L Sにおいては、当該候補者から在留資格に係る証明書等の提出を求める権限がないなど、厳格な調査を実施することは困難である。</p> <p>(i) 地方入国管理局における対応</p> <p>法務省は、地方入国管理局における審査においては、各国の偽造証明書等に関する情報を活用したり、事実関係を確認したりすることなども可能であるため、例えば、候補者の在留期間の更新に併せて資格要件に疑義があるとの相談が受入れ施設からあれば、書類の提出等を候補者から求め、審査を行うことも可能であるとしている。</p> <p>また、審査の結果、候補者としての要件を満たしていないことが判明した場合には、在留期間の更新を認めない取扱いとなるとしている。</p> <p>(ii) 相手国政府への対応</p> <p>日本国政府は、前述ア(エ)「学歴詐称による資格要件の不適合事案」の発生を受けて、先方政府に対し、再発防止のための対応強化を、外</p>	<p>図表2-(4)-⑨</p>
--	------------------

務省を通じ求めている。

ウ 候補者の資格要件に関する相手国との取極内容

現行の日フィリピンEPA、日インドネシアEPA等においては、次のとおり、就労希望者の資格要件の適合性に関する問題事案の早期解決や未然防止・再発防止の視点に立った必要な措置が不十分である。

- ① 覚書は、雇用契約に至るまでの手続を定めたものであり、雇用契約締結後に入国・就労資格要件に不適合であることが発覚した場合の手続については定められていない。
- ② 受入れ施設等において資格要件の適合性に疑義が生じた場合等に、必要に応じて我が国の関係機関が在留資格に係る原本書類を確認できるような枠組みになっていない。

【所見】

したがって、法務省、外務省及び厚生労働省は、候補者の資格要件に係る確認がより確実に実施され、また仮に、候補者の資格要件への適合性について疑義が生じた場合は、事実関係調査等の対応が迅速かつ適切に行われるよう、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 法務省、外務省及び厚生労働省は、雇用契約締結後に候補者の資格要件に係る不正行為が発覚した場合や疑義が生じた場合の資格要件の確認のための手続等について検討を行うこと。
- ② 厚生労働省は、受入れ調整機関に対し、就労中の候補者の資格要件の適合性について疑義が生じた場合は、地方入国管理局に事実関係を明らかにするための対応を相談することなどの手続について、受入れ施設に周知徹底するよう指導すること。

また、法務省は、当該相談が受入れ施設からあった場合には、事実関係を明らかにするための調査等の措置について、在留期間更新時を待つことなく迅速に対応すること。

さらに、その結果、資格要件に適合しない候補者が入国していることが判明した場合は、入管法に基づく必要な措置を講ずるとともに、外務省に通報すること。

- ③ 外務省は、当該通報があった場合には、当該候補者の送出し国に対し、その事実確認とともに再発防止策を講じるよう求めること。

図表 2 - (4) - ① フィリピン人看護師候補者、介護福祉士候補者、看護師、介護福祉士の送出し及び受入れに関するフィリピン海外雇用庁及び国際厚生事業団の間の覚書(2009年1月12日)
 <抜粋>

英文	和訳（仮訳）
<p align="center">Memorandum of Understanding (MOU) Between The Philippine Overseas Employment Administration And The Japan International Corporation of Welfare Service On the Deployment and Acceptance of Filipino Candidates for “Kangoshi”, Filipino Candidates for “Kaigofukushishi”, Filipino “Kangoshi” and Filipino “Kaigofukushishi”</p>	<p align="center">フィリピン海外雇用庁及び 国際厚生事業団の間における フィリピン人看護師候補者、フィリピン人介護福祉士候補者、フィリピン人看護師及び フィリピン人介護福祉士の 送出しと受入れに関する覚書</p>
<p>This Memorandum of Understanding (MOU), which shall be treated as “a contract” mentioned in Note 3 of paragraph 2 of Section 6 of Part1 in Annex 8 of Agreement between Republic of the Philippines and Japan for an Economic Partnership, hereafter referred to as JPEPA , after its entry into force, as well as a reference document for preparatory arrangements before it, reached by and between the Philippine Overseas Employment Administration, an agency of the Philippine Government, ..., hereafter referred to as POEA represented by Jennifer Jardin Manalili – Administrator, and the Japan International Corporation of Welfare Service, a coordination organization to be approved by the Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan and to be notified to the Government of Japan based on the JPEPA, ..., hereafter referred to as JICWELS represented by Tkashi Tsunoda – Managing Director, sets the following provisions with respect to the deployment and acceptance of Filipino Candidates for “Kangoshi”(Registered Nurse under the laws and regulations of Japan), Filipino Candidates for “Kaigofukushishi”(Certified Care worker under the laws and regulations of Japan), Filipino “Kangoshi” and Filipino “Kaigofukushishi”.</p>	<p>この覚書は、フィリピン海外雇用庁（以下「POEA」という。）を代表して〇〇長官と、日本の厚生労働省により調整機関として認定され日本国政府に正式に通知された国際厚生事業団（以下「JICWELS」という。）を代表して〇〇専務理事により合意され、日フィリピン経済連携協定の発行後は附属書8第1部第6節2項注釈3（注3）に言及されている契約として、また、この協定の発効前の調整段階では基準文書として扱われ、フィリピン人看護師（日本の法令により登録された看護師）候補者、フィリピン人介護福祉士（日本の法令により認定された介護福祉士）候補者、フィリピン人看護師及びフィリピン人介護福祉士（注4）の送出し及び受入れに関する規定を示している。</p>
<p>Part I General Provisions</p>	<p>第一部 総則</p>
<p>Article 2 Definition For the purpose of this MOU: (a) The term “deploying agency” refers to the POEA which is responsible for the recruitment, selection and deployment of Filipino candidates for “Kangoshi”, “Filipino Candidates for “Kaigofukushishi”, Filipino “Kangoshi” and Filipino “Kaigofukushishi” based on the JPEPA in the Republic of the Philippines. (b) The term “accepting agency” refers to the JICWELS which is responsible for screening and checking of qualification of</p>	<p>第2条 定義 この覚書において： (a) 「送出し調整機関」（注5）とは、POEAのことをいい、日フィリピン EPA に基づき、フィリピンにいるフィリピン人看護師・介護福祉士候補者等の募集、選考及び送出しに責任を負う。 (b) 「受入れ調整機関」（注6）とは、JICWELSのことをいい、雇用主の適性及び資格の確認に関して責任を負い、また送出し調整機関により送り出された者の受入れに際して支援を</p>

<p>employers and supports the acceptance of persons who are deployed by the deploying agency.</p>	<p>行う。</p>
<p>Part II Recruitment, Selection and Matching of Filipino Candidates for “Kangoshi”, “Filipino Candidates for “Kaigo-fukushishi”, Filipino “Kangoshi” and Filipino “Kaigo-fukushishi”</p>	<p>第二部 フィリピン人看護師・介護福祉士候補者等の募集、選考及びマッチング</p>
<p>Section2 Recruitment and Selection of Filipino Candidates for “Kangoshi”, “Filipino Candidates for “Kaigofukushishi”, Filipino “Kangoshi” and Filipino “Kaigofukushishi” by the POEA</p>	<p>第2節 POEAによるフィリピン人看護師・介護福祉士候補者等の募集及び選考</p>
<p>Article5 Preparation of the Lists of Filipino Candidates for “Kangoshi”, “Filipino Candidates for “Kaigo-fukushishi”, Filipino “Kangoshi” and Filipino “Kaigo-fukushishi”</p> <p>1. The POEA shall recruit Filipino candidates for “Kangoshi”, “Filipino candidates for “Kaigofukushishi”, Filipino “Kangoshi” and Filipino “Kaigofukushishi”, taking into consideration the number notified by Japan and prepare List of Filipino Candidates for “Kangoshi”, List of Filipino Candidates for “Kaigofukushishi”, List of Filipino “Kangoshi”, and List of Filipino “Kaigofukushishi”.</p> <p>2. The POEA shall recruit those who are qualified nurses under the Philippine laws and regulations with experience as the qualified nurses for at least three years and shall prepare the List of Filipino Candidates for “Kangoshi” to be deployed to Japan.</p> <p>3. The POEA shall recruit those who graduated with bachelor’s degree from higher educational institutions from which the minimum period required for graduation is four years and certified as caregivers by the Government of the Republic of the Philippines, or who graduated from a nursing school and shall prepare the List of Filipino Candidates for “Kaigofukushishi” to be deployed to Japan.</p> <p>4.～5. 略</p>	<p>第5条 フィリピン人看護師・介護福祉士候補者等のリストの作成</p> <p>1. POEA は、日本から通報された数を勘案した人数のフィリピン人看護師・介護福祉士候補者等を募集し、同候補者等のリストを作成することとする。</p> <p>2. POEA は、フィリピンの法令に基づく看護師の資格を持ち、かつ少なくとも看護師としての3年間の実務経験を有する者を募集し、日本に送り出されるフィリピン人看護師候補者のリストを作成することとする。</p> <p>3. POEA は、卒業に要する期間が少なくとも4年間である高等教育機関から学士号を取得して卒業した者又は看護師学校を卒業した者を募集し、日本に送り出されるフィリピン人介護福祉士候補者のリストを作成する。</p>
<p>Article 6 Confirmation by the POEA</p> <p>The POEA shall be responsible for implementing the selection pursuant to paragraph 2 to 5 of Article 5 and confirmation of compliance by each of Filipino Candidates for “Kangoshi”, Filipino Candidates for “Kaigofukushishi”, Filipino “Kangoshi” and Filipino “Kaigofukushishi” to the requirement provided in the said paragraphs, taking into consideration paragraph 4 to 6 of Article 7.</p>	<p>第6条 POEAによる確認</p> <p>POEA は第7条の4項から6項に勘案し、第5条の2項から5項に従って選考を実施すること及びフィリピン人看護師・介護福祉士候補者等のそれぞれが、この規定中にある要件に適合していることについての確認に対し責任を負うものとする。</p>
<p>Article7 Sending the List to the JICWELS after confirmation</p> <p>1. After the confirmation provided for in Article 6, the POEA shall send the List of Filipino Candidates for “Kangoshi”, List of Filipino Candidates for “Kaigofukushishi”, List of Filipino</p>	<p>第7条 確認後のリストの JICWELS への送付</p> <p>1. 6条の規定にある確認の後、POEA はフィリピン人看護師・介護福祉士候補者等のリスト</p>

<p>“Kangoshi” and Filipino “Kaigofukushishi” to the JICWELS by the date decided upon by the POEA and the JICWELS.</p> <p>2. The forms of the abovementioned lists shall be attached as Form 5 to 8.</p> <p>3. If there are any errors in the lists sent by the POEA, the JICWELS may send them back to the POEA with the indication of errors. If any fraudulent acts or false statements are found, the JICWELS may exclude the persons concerned from the lists after proper notice to the POEA.</p> <p>4. The POEA shall explain to all Filipino candidates for “Kangoshi” Filipino candidates for “Kaigofukushishi”, Filipino “Kangoshi”, and Filipino “Kaigofukushishi” about the details of the system of their deployment and acceptance under the JPEPA in the course of recruitment.</p> <p>5. The POEA shall inform all Filipino candidates for “Kangoshi”, Filipino candidates for “Kaigofukushishi”, Filipino “Kangoshi”, and Filipino “Kaigofukushishi” of that the inclusion in the List of Filipino Candidates for “Kangoshi”, List of Filipino Candidates for “Kaigofukushishi”, List of Filipino “Kangoshi”, and List of Filipino “Kaigofukushishi” does not guarantee an employment at a hospital or a caregiving facility in Japan in the course of recruitment.</p> <p>6. The POEA shall duly notify all Filipino Candidate for “Kangoshi”, that the certification of eligibility for the national examination for “Kangoshi” shall be based on the laws and regulations of Japan.</p>	<p>を、POEA と JICWELS の両者で決定された期日までに JICWELS に送付することとする。</p> <p>2. 上記に示されたリストは様式 5～8 とする。</p> <p>3. POEA によるリストに何らかの誤記があった場合、JICWELS はその点についての指示と共に POEA にそのリストを送り返すことができるものとする。不正行為或いは虚偽の申し立てが発覚した場合、JICWELS は POEA にその旨を適切に通知した後、当該の者をリストから削除することができるものとする。</p> <p>4. POEA は全てのフィリピン人看護師・介護福祉士候補者等に対し、その募集の課程において、EPA に基づく彼らの送出し及び受入れ制度の詳細について説明を行うものとする。</p> <p>5. POEA は全てのフィリピン人看護師・介護福祉士候補者等に対し、その募集の課程において、フィリピン人看護師・介護福祉士候補者等のリストに掲載されたことが、日本の病院や介護施設における雇用を保障するものではないということについての説明を行うものとする。</p> <p>6. POEA は全てのフィリピン人看護師候補者に対し、看護師の国家試験に関する資格の認定は日本の法令に基づくものであることについて正確に通知することとする。</p>
<p>Part IV Employment Contract and Compliance with the Laws and Regulations</p>	<p>第四部 雇用契約及び法令の遵守</p>
<p>Article 15 Compliance with the Laws and Regulations</p> <p>1. The POEA and the JICWELS shall undertake concerted efforts to ensure that all employees and their respective employers comply with the laws and regulations of Japan and Philippines are applicable, including faithful compliance with employment contracts. Such efforts shall include ensuring voluntary departure of employees from Japan within a reasonable amount of time before expiry of the period of stay as well as the prevention of illegal stay of employees.</p> <p>2. The JICWELS shall consult with employees and coordinate their repatriation.</p>	<p>第 15 条 法令の遵守</p> <p>1. 全ての被雇用者とそれぞれの雇用主が、雇用契約の忠実な遵守を含む、日本及びフィリピンの法令を遵守するために、POEA と JICWELS は協調的努力に取り組む。その努力項目には、被雇用者が、滞在期間の満了前に合理的な時間をもって自発的に日本から出国することや、不法滞在の防止も含まれる。</p> <p>2. JICWELS は被雇用者と帰国について相談し、調整を行うこととする。</p>
<p>Part V Miscellaneous Provisions</p>	<p>第 5 部 雑則</p>
<p>Article 16 Writing Annex on Other Rules Governing the Deployment Procedures</p> <p>Both parties may sign and add in writing annexes on</p>	<p>第 16 条 送出しのプロセスに関するその他のルールについての添付書面</p> <p>両者はフィリピン人看護師候補者等の送</p>

<p>other rules governing the deployment procedures of Filipino candidates for “Kangoshi”, Filipino candidates for “Kaigofukushishi”, Filipino “Kangoshi” and Filipino “Kaigofukushishi”.</p>	<p>しに関するルールについての添付書面に署名をし、追加することができる。</p>
<p>Article 17 Disputes Settlement in Relation to This MOU Any differences or disputes which may arise in relation to this MOU shall be resolved in an amicable manner through consultations between the POEA and the JICWELS.</p>	<p>第 17 条 本覚書に関する紛争解決 この覚書について何らかの相違や紛争事案が発生した場合は、POEA と JICWELS における協議により友好的な方法で解決をはかるものとする。</p>

(注) 1 当省にて必要箇所を抜粋・仮訳し作成した。

2 インドネシアの海外労働者派遣・保護庁 (BNP2TKI) と JICWELS との間で平成 20 年以降、毎年交わされている覚書もほぼ同様の内容となっている。

3 該当する E P A 附属書の記載は次のとおりとなっている。

注釈 3 この節の規定の適用上、「日本国の権限のある当局によりその活動を行うことについて許可された調整のための機関」とは、フィリピンの自然人を公私の機関に紹介することについてフィリピンの権限のある当局と契約を締結している機関をいい、「フィリピンの権限のある当局」とは、フィリピン海外雇用庁 (POEA) をいう。

4 この仮訳中、フィリピン人看護師候補者、フィリピン人介護福祉士候補者、フィリピン人看護師及びフィリピン人介護福祉士を、「フィリピン人看護師・介護福祉士候補者等」という。

5 “deploying agency”は直訳すると「送出し機関」であるが、厚生労働省の告示等に用いられている用語に合わせ、「送出し調整機関」としている。

6 “accepting agency”は直訳すると「受入れ機関」であるが、厚生労働省の告示等に用いられている用語に合わせ、「受入れ調整機関」としている。

図表 2 - (4) - ② 政府間合意に基づくフィリピン人看護師・介護福祉士候補者等の日本への送出しとその募集に関するガイドライン (2009 年 1 月 13 日) <抜粋>

英文	和訳 (仮訳)
<p>Guidelines for the Recruitment and Deployment of Filipino Nurses and Caregivers for Japan on a Government - to - Government Arrangement</p>	<p>政府間協定に基づくフィリピン人看護師及び介護福祉士の募集及び送り出しに関するガイドライン</p>
<p>Pursuant to the MOU forged between the POEA and JICWELS signed on 12 January 2009, in accordance with the framework of the Movement of Natural persons under the JPEPA, the following guidelines are hereby issued to facilitate the recruitment and deployment of Filipino nurses (Kangoshi) and caregivers (Kaigofukushishi) to Japan.</p>	<p>日フィリピン E P A に基づく自然人の移動の枠組みに従い、2009 年 1 月 12 日に POEA と JICWELS で署名し形成された MOU に準拠するために、日本に送り出されるフィリピン人看護師・介護福祉士候補者の募集及び送出しを促進するため、以下にガイドラインを発出する。</p>
<p>II. Qualifications</p> <p>1. Candidate – Nurses</p> <p>a. Registered Nurses</p> <p>b. With three years hospital experience</p> <p>c. Willingness to undergo a full time Japanese language training for six months in Japan</p> <p>d. Willingness to take the Nursing Licensure of Japan within the time allowed in order to qualify as registered Kangoshi under the laws and regulations of Japan</p> <p>e. No pending criminal or administrative cases or any other restriction which would prevent travel outside of the Philippines</p> <p>f. Not restricted from entering Japan</p>	<p>II. 資格</p> <p>1. 看護師候補者</p> <p>a. 登録看護師であること</p> <p>b. 3 年間の病院での実務経験を有すること</p> <p>c. 日本における 6 ヶ月間の全日の日本語研修を受ける意思を有していること</p> <p>d. 日本の法令に基づく看護師としての資格を得るため、滞在許可の期限内に日本の免許を取得する意思を有していること。</p> <p>e. 民事若しくは刑事事件の係争中その他フィリピン国外への出国を妨げるような制限を受けていないこと。</p> <p>f. 日本への入国が制限されていないこと</p>
<p>2. Candidate – Caregivers</p> <p>a. Graduate of any four year college course and Certified Caregiver by the Technical Education and Skills Development Academy (TESDA) or Graduate of Nursing Course</p> <p>b. Willingness to undergo a full time Japanese language training for six months in Japan</p> <p>c. Willingness to take the national examination for candidate-caregivers within the time allowed in order to qualify as Certified kaigofukushishi under the laws and regulations of Japan</p> <p>d. No pending criminal or administrative cases or any other restriction which would prevent travel outside of the Philippines</p> <p>e. Not restricted from entering Japan</p>	<p>2. 介護福祉士候補者</p> <p>a. 4 年間の高等教育機関を卒業し、フィリピンの労働雇用省技術教育技能教育庁 (TESDA) により介護士として認定されたもの又は看護学校を卒業した者であること</p> <p>b. 日本における 6 ヶ月間の全日の日本語研修を受ける意思を有していること</p> <p>c. 日本の法令に基づく介護福祉士としての資格を得るため、滞在許可の期限内に介護福祉士候補者のための日本の国家試験を取得する意思を有していること。</p> <p>d. 民事若しくは刑事事件の係争中その他フィリピン国外への出国を妨げるような制限を受けていないこと。</p> <p>e. 日本への入国が制限されていないこと</p>
<p>IV. Pre-Selection of Applicants</p> <p>1. Only applicants with active profiles in the POEA Registry shall be considered for pre-selection and pre-screening.</p>	<p>IV. 応募者の事前選考</p> <p>1. POEA に登録事務局に申請している応募者のみを事前審査・選考の対象とみなすこととす</p>

<p>2. Pre-selected applicants (those identified from the registry for pre-screening/validation of documents) shall be notified through their registered e-mail or contact numbers</p> <p>3. Pre-selected applicants shall be required to present the original and submit photocopies of the following documents at POEA as may be directed in the notification, for validation:</p> <p><u>For candidate nurses:</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. Self-made bio-data/resume with detailed job description with one piece 2x2 colored picture 2. Valid Passport 3. Valid NBI Clearance (for travel abroad) 4. College Diploma 5. Transcript of Records 6. Valid PRC ID 7. PRC Board Certificate 8. PRC Board Rating 9. Employment Certificate/s 10. Training/Skills Certificate/s 11. Japanese language proficiency certificate (optional) <p><u>For candidate caregivers:</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. Self-made bio-data/resume with detailed job description with one piece 2x2 colored picture 2. Valid Passport 3. Valid NBI Clearance (for travel abroad) 4. Authenticated College Diploma 5. TESDA Certificate on Caregiving (NCII) 6. Transcript of Records 7. Training/Skills Certificate/s 8. Japanese language proficiency certificate (optional) <p>4. Applicants found to have provided false or incorrect information or documents or who fail to present and submit documents to support their educational attainment, training, work experience and personal circumstances shall be disqualified from the registry and from application under this program.</p>	<p>る。</p> <p>2. 事前選考を通過した応募者（つまり事務局により事前審査／書類の確認を受けた者。以下「就労希望者」という（注2）。）に対して、登録されているメール又は電話の連絡先に通知がいくこととする</p> <p>3. 就労希望者は、確認のため、通知の際に知らされるとおり、POEA に対し、次に示す書類の原本を提示し、そのコピーを提出することが求められる。</p> <p><u>看護師候補者の場合：</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 写真を添付した履歴書 2. 有効な旅券 3. 有効な無犯罪証明書（出国のため） 4. 卒業証書 5. 出生証明書 6. 専門資格委員会による有効な ID 7. 専門資格委員会の認定 8. 専門資格委員会の評価 9. 在職証明書 10. トレーニング/スキルに関する認定書 11. 日本語能力証明書（あれば） <p><u>介護福祉士候補者の場合：</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ～3. 看護師と同じ 4. 認証された卒業証明書 5. TESDA による介護福祉士の認定書（NC II） 6. 出生証明書 7. トレーニング/スキルに関する認定書 8. 日本語能力証明書（あれば） <p>4. 虚偽あるいは不正確な情報や文書を提出したことが発覚した者或いは学業、トレーニング、実務経験、その他の要件を示す文書の提示及び提出ができない応募者は、本プログラムの登録及び応募の資格を失うこととする。</p>
<p>XI. Areas of Responsibility</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. The Employment Branch shall handle registration, validation and pre-qualification of candidates. 2. The Information and Communications Technology Branch (ICT) shall handle pre-selection of candidates for validation of documents. 3. The Government Placement Branch (GBP) shall handle documentation, processing and deployment of candidates in coordination with JICWELS and POLO 	<p>XI. 責任の範囲</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 雇用部局は候補者の登録、資格の確認及び事前認定を担当する 2. 情報通信技術部局（ICT）は文書の確認のための候補者の事前選考を担当する 3. 政府派遣部局（GBP）は JICWELS と海外労働事務所（POLO）と協議の上、候補者の書類作成、手続及び送出しを担当する。

(注) 1 当省にて必要箇所を抜粋・仮訳し作成した。

2 他の用語を合わせるため、先方政府の審査を通過した者を就労希望者とする。

図表 2 - (4) - ③ インドネシア人看護師候補者・介護福祉士候補者の応募用紙の記載内容<抜粋>

英文	和訳 (仮訳)
<p style="text-align: center;">NATIONAL BOARD FOR THE PLACEMENT AND PROTECTION INDONESIAN OVERSEAS WORKERS</p>	<p style="text-align: center;">インドネシア海外労働者派遣・保護庁</p>
<p>Information Sheet of Applicants for Indonesian Candidate for “Kangoshi”</p> <p>1)Name, 2)Sex, 3)Date of birth, 4)Age, 5)Address, 6)Telephone number, 7)Spouse/Dependent children, 8)Passport number, 9)Education, 10) Number of certificate for qualified nurse in Indonesia and the date of obtaining the certificate, 11) Total number of years and months of experience as a nurse, 12)Japanese Language Proficiency, 13)Request to accepting institution (if any), 14) Preference of the facility</p> <p>Declaration of authenticity of the abovementioned items (Signature)</p> <p>Endorsement by the National Board of the abovementioned duly authenticated documents (Signature)</p> <p>Note 1 This form should be used for Applicants for Indonesian Candidates for “Kangoshi”.</p> <p>Note 2 Certificate of academic record of nursing college should be attached.</p> <p>Note 3 Certificate of graduation of nursing school/college should be attached.</p> <p>Note 4 Certificate of Registration of Nurse should be attached.</p> <p>Note 5 Certificate of employment record should be attached</p> <p>Note 6 Fill this form for all applicants and gather.</p> <p>Note 7 Documents to certify Japanese language ability, for example, certificates of the Japanese-Language Proficiency Test (Level 1 or 2) should be attached if you wish to be exempted from Japanese language training in Japan.</p>	<p>インドネシア人看護師候補者志願者の報告書</p> <p>1)名前、2)性別、3)生年月日、4)年齢、5)住所、6)電話番号、7)配偶者/扶養児童家族、8)旅券番号、9)学歴、10)看護師資格番号と資格認定日、11)看護師実務経験期間、12)日本語能力、13)受入れ施設に対する要望、14)希望する受入れ施設 (所在地等)</p> <p>上記に関する内容に間違いがないことの申告 (署名)</p> <p>インドネシア海外労働者派遣・保護庁による上記内容が適正に確認された書類であることの承認 (署名)</p> <p>注 1 これは看護師候補者への志願者の申請用紙である</p> <p>注 2 看護学校の学歴証明書を添付すること。</p> <p>注 3 看護学校の卒業証明を添付すること。</p> <p>注 4 看護師登録証明書を添付すること。</p> <p>注 5 在職証明書を添付すること。</p> <p>注 6 志願者はこの申請用紙に記載の上、全ての書類を添付すること。</p> <p>注 7 日本における日本語研修の免除を希望する者は、日本語能力検定 (1級または2級) などの日本語能力の証明書を添付すること。</p>
<p>Information Sheet of Applicants for Indonesian Candidate for “Kaigofukushishi”</p> <p>1)~9)、日本語能力以下の情報は 看護師と同じ、10) Work experience</p> <p>Declaration of authenticity of the abovementioned items (Signature)</p> <p>Endorsement by the National Board of the abovementioned duly authenticated documents (Signature)</p> <p>Note 1 This form is for Applicants for Indonesian Candidate of “Kaigofukushishi”.</p>	<p>インドネシア人介護福祉士候補者志願者の報告書</p> <p>上記に関する内容に間違いがないことの申告 (署名)</p> <p>インドネシア海外労働者派遣・保護庁による上記内容が適正に確認された書類であることの承認 (署名)</p> <p>注 1 これは介護福祉士候補者への志願者</p>

<p>Note 2 Certificate of academic record of college should be attached.</p> <p>Note 3 Those who are qualified nurses registered under the laws and regulations of Indonesia should attach Certificate of Registration of Nurse.</p> <p>Note 4 Fill this form for all applicants and gather.</p> <p>Note 5 Documents to certify Japanese language ability, for example, certificates of the Japanese-Language Proficiency Test (Level 1 or 2) should be attached if you wish to be exempted from Japanese language training in Japan.</p>	<p>の申請用紙である</p> <p>注2 高等教育機関の学歴証明書を添付すること。</p> <p>注3 インドネシアの法令に基づく看護師資格を有する者は看護師登録証明書を添付すること。</p> <p>注4 志願者はこの申請用紙に記載の上、全ての書類を添付すること。</p> <p>注5 日本における日本語研修の免除を希望する者は、日本語能力検定（1級または2級）などの日本語能力の証明書を添付すること。</p>
--	--

(注) 1 当省にて必要箇所を抜粋・仮訳し作成した。

2 実物は申請用紙であるので、1～14の各項目についての記載欄が設けられている。

図表 2 - (4) - ④ 候補者の在留資格要件

国籍	看護師候補者	介護福祉士候補者
インドネシア	インドネシアの法令に基づいて登録された、資格を有する看護師であって、インドネシアにある看護専門学校から修了証書Ⅲ（注2）を取得し、又はインドネシアにある大学の看護学部を卒業しており、かつ、少なくとも2年間看護師としての実務経験を有する者	次の(i)～(iii)のいずれかの者 (i) インドネシアにある大学の看護学部を卒業した者 (ii) インドネシアにある看護専門学校から修了証書Ⅲを取得した者 (iii) インドネシアにある他のいずれかの専門学校または大学から修了証書Ⅲ又はそれ以上の学位を取得しており、かつ、第96条(c)の規定に基づき自然人の移動に関する小委員会により採択される指針に基づく適当な研修の修了後、インドネシアの法令に従い、インドネシア政府により必要な技術を有する介護福祉士としての資格を与えられた者
フィリピン	フィリピンの法令に基づき資格を有する看護師であるフィリピンの自然人であって、少なくとも3年間看護師としての実務経験を有する者	次の(i)、(ii)のいずれかの者 (i) 看護学校を卒業した者 (ii) 卒業に要する期間が少なくとも4年間である高等教育機関から学士号を取得して卒業したフィリピンの自然人であって、フィリピンの法令に従いフィリピン政府により介護士として認定された者

(注) 1 日インドネシアEPA附属書10及び日フィリピンEPA附属書8に基づき、当省が作成した。

2 インドネシア人の看護師候補者の「修了証書Ⅲ」とは、インドネシアの高等教育に関する政令（1999年政令第60号）に定義する高等学校教育の修了後、インドネシアにおいて3年間の専門教育を修了した資格をいう。

3 フィリピンの看護師候補者の必要とされる実務経験の年数が1年多いのは、我が国の国家試験を受けるために、修業年限が15年必要となっているところ、インドネシア人看護師候補者の場合は、母国での看護の養成施設卒業までの修業年限が15年であるのに対し、フィリピン人看護師候補者の場合は、修業年限が合計14年とされているためである。

図表 2 - (4) - ⑤ 受入れ施設による資格証明書の確認状況（実地調査結果）

（単位：病院・施設数）

区 分	病院	介護施設	計
実地調査対象機関数	10	11	21
うち、雇用契約締結時に資格証明書を確認している機関数	3	2	5
うち、原本証明付きの証明書により、正本であることを確認している機関数	1	1	2
うち、資格証明書を自らは確認していない機関数	7	9	16
その理由（複数回答）			
① 先方政府にて確認されているものと思うから。	5	2	7
② J I C W E L S が確認しているものと思うから。	5	6	11
③ マッチング時に学歴・職歴が示されているので、間違いはないだろうと思っているから。	5	4	9
④ 証明書の真性を確かめようがないから。	1	0	1

（注） 当省の実地調査結果に基づき、作成した。

図表 2 - (4) - ⑥ 候補者受入れ手続の流れ（看護師・介護福祉士候補者共通）

手順	手続内容	実施主体
1	受入れ希望機関募集	JICWELS
2	求人登録申請 a) 求人登録申請書、b) 求人票、c) 受入れ施設説明書、d) 研修計画書、e) 研修実施体制説明書、f) 研修責任者職歴証明書、g) 研修責任者資格証明の写し、h) 同等報酬を確認できる書類（就業規則（賃金規定）及び賃金台帳）等の提出（看護師の場合は、さらにいくつかの提出書類が加わる）	受入れ希望機関→JICWELS
3	受入れ希望機関の審査・選考 受入れ機関としての要件を JICWELS が審査。審査通過により、受入れ希望機関として登録	JICWELS
4	職業紹介契約（注2）・受け入れ支援契約（注3）の締結	受入れ希望機関・JICWELS 間
5	求人登録＝求人申込手数料の支払い 職業紹介締結の際、JICWELS に求人申込手数料を支払う。（注4）	受入れ希望機関→JICWELS
6	求人情報の提供 受入れ希望機関の求人情報が英訳され送出し調整機関に提供される。	JICWELS→送出し調整機関（＝先方政府）
7	就労希望者の募集・審査・選考 送出し調整機関の募集に応募した就労希望者は、資格要件を満たしているかなどの審査・選考を受け、最終的には受入れ希望機関による求人数の3倍程度に絞られる。	送出し調整機関
8	現地における面接等 JICWELS が受入れ希望機関に代わり、送出し調整機関により選考された就労希望者に対して、現地にて面接等を実施。面接の結果、就労希望者の E P A の枠組みに対する候補者の理解度や動機を A～C の3段階（注5）にランク付けして評価。 受入れ希望機関は、希望があれば、この面接の際に、別会場にて、受入れ施設の概要等について就労希望者に対して直接説明することが可能（現地合同説明会）	JICWELS (受入れ希望機関)
9	就労希望者の求職情報の提供 就労希望者の顔写真と求職情報（年齢、配偶者等の有無、学歴・職歴、日本語能力、日本の国家試験合格後の就労希望期間、JICWELS の面接結果等）が和訳され、受入れ希望機関に提供	JICWELS→受入れ希望機関
10	マッチング ① 就労希望者が就労する意向のある受入れ希望機関を選定	送出し調整機関→JICWELS
	② 就労意向情報の提供	JICWELS→受入れ希望機関

	③ 受入れ意向書の提出	受入れ希望機関→JICWELS
	④ マッチングの実施	JICWELS
	⑤ マッチングの結果への同意の確認	JICWELS→受入れ希望機関・就労希望者
	⑥ マッチング結果同意書の提出	受入れ希望機関→JICWELS
	⑦ 採用者の内定 ただし、マッチング前後に実施される健康診断において健康上不適格と診断された場合は、マッチング成立した場合であっても来日が許可されない。	
11	雇用契約（注6）の締結 採用予定者の入国手続に雇用契約が必要。よって、採用内定後、速やかに締結が必要 ① 受入れ予定機関（施設）は、雇用契約書（日本語版・英語版（インドネシア語版））を2通ずつ作成（最低4通）し、施設代表者署名・捺印の後、JICWELS に提出 ② JICWELS が雇用契約書（最低4通）に署名後、送出し調整機関に送付 ③ 送出し調整機関が雇用契約書（最低4通）に署名後、採用予定者に配布 ④ 採用予定者は雇用契約書（最低4通）に署名後、日本語・母国語の1通ずつ保管し、残りを送出し調整機関に提出 ⑤ 送出し調整機関は署名済の雇用契約書の原本の写しを保管。JICWELS に原本を送付。 ⑥ JICWELS は署名済の雇用契約書の原本の写しを保管。受入れ予定機関（施設に）原本を送付。 ⑦ 受入れ予定機関（施設）は、原本（日本語・母国語の1通ずつ）を保管	受入れ予定機関（施設）・採用予定者間
12	入国手続	相手国政府（送出し機関）→在外公館（日本国大使館）
13	あっせん手数料の支払い 雇用契約書締結時に、受入れ予定機関は、①JICWELS にあっせん手数料（注4）、②送出し調整機関に手数料を支払う（注4）。送出し調整機関には JICWELS が施設に代わり送金。	受入れ予定機関→JICWELS（→送出し調整機関）
14	滞在管理費（注4）の支払い	受入れ予定機関→JICWELS
15	出国前オリエンテーションの実施	送出し調整機関
16	事前研修 ① 日本語研修（訪日前・訪日後） なお、訪日後日本語研修に際しての費用の一部を受入れ機関が	日本語研修機関

	負担（1人当たり 36 万円）	
	② 導入研修（約 40 時間）（日本語研修期間中）	JICWELS
	③ 就労ガイダンス（日本語研修期間中）	JICWELS（対象：候補者）
17	受入れ施設担当者向け就労前説明会	JICWELS（対象：受入れ施設）
18	日本語研修終了後の受入れ施設までの引率	受入れ施設
19	就労開始	

- (注) 1 JICWELS 資料（受入れの手引き）及び外務省聴き取り調査に基づき、当省が作成した。
- 2 求職者のあっせんについての手続き、JICWELS に支払われるべき料金等を内容とする契約書で、国籍及び看護師・介護福祉士候補者に共通するもの（図表 2 - (5) - ①参照）。
- 3 受入れに当たっての JICWELS の業務やそれに係る費用の負担などを内容とする契約書で、国籍及び看護師・介護福祉士候補者に共通するもの（図表 2 - (5) - ③参照）。
- 4 各手数料の詳細については、図表 2 - (5) - ②を参照。
- 5 A～Cの評価は、相対評価であり、Aは上位 15%、Cは下位 15%、その他がB評価となる。
- 6 看護師・介護福祉士候補者に共通する JICWELS の定型様式がある（図表 2 - (5) - ④参照）。

図表 2 - (4) - ⑦ マッチングにおいて受入れ希望機関に提供される求職者情報

項目	求職者情報	フィリピン	インドネシア
1	顔写真・氏名・性別・年齢		○
2	住所（県名、市町村名）		○
3	学歴（入卒年、学校名、取得学位）		○
4	配偶者・扶養家族		○
5	送出し国の看護師認定年月日		○
6	職歴		○
7	海外就労経験	○	×
8	日本語能力・日本語学習歴 （学習時期、学習期間、国、日本語学習機関名）		○
9	就労を希望する施設 （地域、都道府県、施設種別等）		○
10	就労上配慮して欲しい事項		○
11	面接評価		○
12	適性検査結果	×	○
13	日本語クイズ	×	○
14	日本語能力試験資格証明書 ^(注2)		○
15	大学学業成績証明書 ^(注3)		○
16	面接ビデオクリップ ^(注3)		○
17	合格後就労希望期間		○

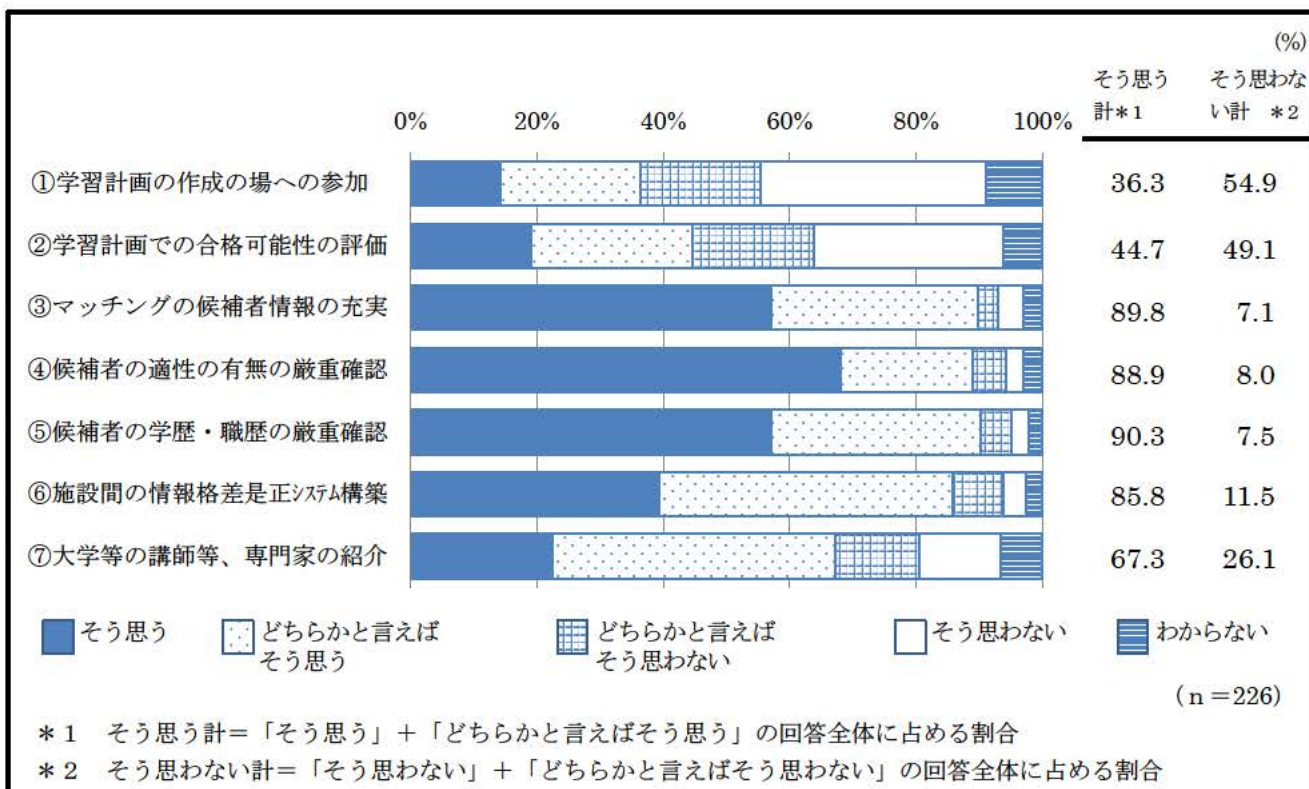
注 1 JICWLES資料に基づき、本省で作成した。

2 日本語能力試験資格証明書とは、（財）日本国際教育支援協議会又は（独）国際交流基金が実施する日本語能力試験の全ての資格証明書（N1～N5 の5 段階）

3 「大学学業成績証明書」および「面接ビデオクリップ」については、就労希望者が就労を希望する受入れ希望機関（施設）に対してのみ提供される。また、面接ビデオクリップについては、就労希望者が同意した場合のみ撮影がなされる。

4 「○」は求職者情報が提供されていることを表す。

図表 2 - (4) - ⑧ 意識調査結果抜粋（候補者の受入れに関し、J I C W E L S に求めること）



注1 当省の意識調査による。

2 質問は、「EPAによる外国人候補者の受入れにおいて、貴院・施設がJ I C W E L S に求めることは何ですか。次の①～⑦について「そう思う」、「どちらかと言えばそう思う」、「どちらかと言えばそう思わない」、「そう思わない」及び「わからない」から、それぞれ当てはまるもの1つずつ選んでご回答ください。」である。

3 それぞれチェックすべき①～⑦の内容は、次のとおり：

- ① 各施設で候補者への学習計画を作成する場に参加して欲しい、
- ② 施設で作成した学習計画で合格が望めるか評価してほしい、③ マッチング時の候補者に関する情報を充実させてほしい、④ あっせん機関として、候補者の適性の有無をしっかり確認してほしい、⑤ あっせん機関として、候補者の学歴や職歴に関する情報をしっかり確認してほしい、⑥ 各施設の取組事例をデータベース化して提供するなど、施設間の情報格差を是正するようなシステムを構築してほしい、⑦ 候補者の学習やその指導上で疑問や困ったことがある場合は直接相談したいので、大学や予備校の講師等の専門家を紹介してほしい。

図表 2 - (4) - ⑨ 入国手続における査証申請時の必要書類

(1) 相手国政府が準備するもの

- ・外務省作成の口上書及び候補者リスト

(2) 候補者が準備するもの

- ・査証申請書
- ・旅券
- ・写真
- ・本人確認書類（インドネシアは身分証明書、フィリピンは出生証明書）(注2)
- ・雇用契約書の写し
- ・履歴書の写し

(注) 1 外務省提供資料に基づき、当省で作成した。

2 インドネシアやフィリピンには日本のような戸籍制度は存在しないため、各国の制度に合わせて、本人確認ができるような書類の提出を求めている。

勸告	説明図表番号
<p>(5) 受入れ施設から徴収する各種契約に基づく手数料等の見直し</p> <p>【制度の概要等】</p> <p>(J I C W E L S の位置付け)</p> <p>厚生労働省は、受入れ指針の「第1 総論」において、日フィリピンE P A、日インドネシアE P Aの規定に基づき、候補者と受入れ機関との間の雇用関係の成立をあっせんする機関として、職業安定法（昭和22年法律第141号）第30条第1項の規定により有料職業紹介事業の許可を厚生労働大臣より受け、日本国政府から相手国政府に通報された機関を「受入れ調整機関」と定義付け、「第4 受入れ調整機関によるあっせん等」において、受入れ調整機関をJ I C W E L Sとすること及びJ I C W E L Sが、受入れ支援に係る契約を受入れ機関と締結した上で、受入れ機関と候補者との間における雇用関係の成立に向けたあっせんを行うこととしている。</p> <p>また、受入れ指針の「第5 円滑かつ適正な受入れを実施するための措置」において、厚生労働大臣は、日フィリピンE P A、日インドネシアE P Aに基づく候補者の受入れの円滑かつ適正な実施を図る観点から、J I C W E L Sが行う職業紹介事業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、J I C W E L Sに対し、必要な措置をとることを指示することができる」とされている。</p> <p>(受入れ施設が締結する各種契約の概要)</p> <p>J I C W E L Sは、受入れ指針に基づき、受入れ希望機関の募集を行い、応募をしてきた機関について、資格要件を満たしているかどうかの審査を行う。</p> <p>この審査に通過した受入れ希望機関は、求人登録を行うこととなり、この段階で、J I C W E L Sとの間で、「候補者の職業紹介に関する契約書」及び「候補者の受入れ支援に関する契約書」を交わすこととなる。</p> <p>また、受入れ希望機関は、就労希望者とのマッチングが成立し、採用が内定した段階で、就労予定者と、その入国手続のために雇用契約を締結する。その際、J I C W E L Sが送出し調整機関と合意した内容の契約書のひな形を用意しており、雇用主たる受入れ予定機関、就労者たる就労予定者に加え、J I C W E L S及び送出し調整機関の4者が署名を行い、契約の履行を担保することになっている。</p> <p>(候補者の職業紹介に関する契約)</p> <p>「候補者の職業紹介に関する契約書」においては、主に、受入れ希望機関がJ I C W E L S及び送出し調整機関に対して支払うべき手数料の種</p>	<p>図表2-(5)-①</p> <p>図表2-(5)-②</p>

<p>類（求人申込手数料、あっせん手数料、送出し調整機関への手数料の3種類）、金額、支払時期、返還条件等が規定されている。</p> <p>本契約締結時、受入れ希望機関はJ I C W E L Sに対し、求人申込手数料として1受入れ機関当たり3万1,500円（初めて候補者を受け入れる機関の場合）を支払うこととなっている。</p> <p>なお、求人申込手数料については、マッチングが不成立となった場合でも、マッチング前に行う応募のあった受入れ希望機関の要件審査及び求人情報の翻訳に要する費用であるため、返還は行われていない。</p> <p>次に、受入れ予定機関と就労希望者が雇用契約を締結した時点で、受入れ予定機関は職業紹介の対価として、J I C W E L Sに対し、あっせん手数料として1候補者当たり13万8,000円を、また、送出し調整機関に対して手数料（フィリピンの場合約4万円、インドネシアの場合約3万円）をそれぞれ支払うこととされている。送出し調整機関に支払われる手数料については、J I C W E L Sと送出し調整機関との間の覚書において、J I C W E L Sが、受入れ施設より定額を徴収し、候補者の送出しの前に、送出し調整機関に支払うこととされている。</p> <p>J I C W E L Sに支払われるあっせん手数料については、就労開始前に専ら候補者本人の責めに帰すべき事由により帰国に至った場合、50%が受入れ予定機関に返還される。</p> <p>（候補者の受入れ支援に関する契約）</p> <p>「候補者の受入れ支援に関する契約書」には、受入れに当たっての支援業務等をJ I C W E L Sが行うことができるようにするための規定と、J I C W E L Sが行う巡回訪問や報告等に関する守秘義務に関する規定がある。受入れ支援に係るJ I C W E L Sの業務内容としては、候補者の入国・滞在支援、受入れ機関及び候補者からの在留管理に関する相談への対応、その他受入れ事業の円滑化のために必要な業務等とされている。</p> <p>本契約により、J I C W E L Sの実施する業務に対し、受入れ施設は滞在管理費として1候補者1年当たり2万1,000円を支払うこととなっている。また、この滞在管理費は、受け入れた候補者が国家試験に合格して看護師あるいは介護福祉士として当該施設で就労を開始した後も、引き続きJ I C W E L Sに対して支払うことになっている（1人1年間当たり1万500円）。</p> <p>滞在管理費の経費内訳としては、①地方入国管理局への所定報告の取次事務、②滞在外情報の取りまとめと国への報告、③受入れ機関・候補者からの在留管理に関する相談への対応、④在留期間更新許可申請の手続案内、⑤日本語研修中に帰国する場合の帰国費用、⑥データベースシステム管理費、⑦受入れ機関を対象としたメールマガジンによる情報提供とされ</p>	<p>図表2-(5)-③</p>
--	------------------

ている。

(雇用契約)

日フィリピンEPA及び日インドネシアEPAのそれぞれの附属書では、候補者の在留については受入れ施設との契約が条件として許可されていることから、受入れ予定機関は、マッチングが成立した後、就労予定者の入国手続のため、速やかに雇用契約を締結する必要がある。

この雇用契約書は、いずれの受入れ施設においても、JICWELSが作成したひな形を基に作成しており、その内容は、賃金、休日など施設ごとに異なる細かい労働条件に加え、①給与の額に関する原則、②雇用契約の期間中の契約の終了、③雇用契約の期間、④更新の有無、⑤帰還費用の負担などが共通事項として規定されることとなっており、国内の労働関係法令に準じたものとなっている。

具体的には、①の項目について、日本人と同等額以上の報酬が受入れ施設側に求められること(注1)、②の項目について、受入れ施設が雇用契約を終了しようとする場合は、30日間の予告期間を設けること(注2)や、雇用主は、やむを得ない事由がある場合でなければ、期間が満了するまでの間において、本契約を終了させることができないこと(注3)が規定されており、候補者の保護がなされている。

また、③の項目については、看護師候補者の場合も介護福祉士候補者の場合も3年間とされ、日フィリピンEPA及び日インドネシアEPAにおいて4年間の滞在が認められている介護福祉士候補者については、必ず1回の更新が必要であるため、雇用主又は就労者のいずれかが契約を更新しない意思を表明しない限り、入国日の翌日から起算して4年後の日までに更新されること、④の項目については、雇用主は、契約の更新を、勤務成績、態度により判断することが規定されている。

さらに、⑤の項目については、雇用契約の終了の際の就労者の帰還費用は、契約の終了の原因が就労者の重大な責に帰する場合を除き、雇用主が負担するものとされ、就労者が日本国に滞在を認められた期間の最後の国家試験を受験した場合又は病気などやむを得ない事情により当該試験を受験しなかった場合において、日本国の国家資格を取得できなかったときは、そのこと自体をもって、就労者の重大な責に帰する場合とはみなされないことが規定されている。

なお、「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定」に基づき受け入れるインドネシア人看護師等の労働条件等の確保について(平成20年9月8日付け基発第0908001号労働基準局長通達)においては、日本語研修及び看護・介護導入研修(日本語の語学研修の受講を免除された者については導入研修)を修了することが雇用契約の効力発

図表2-(5)-④

図表2-(5)-⑤

生の条件とされている。

(注1) 労働基準法第3条では、「使用者は、労働者の国籍、信条又は社会的身分を理由として、賃金、労働時間その他の労働条件について、差別的取扱をしてはならない。」とされている。

(注2) 労働基準法第20条では、「使用者は、労働者を解雇しようとする場合においては、少なくとも30日前にその予告をしなければならない。」とされている。

(注3) 労働契約法(平成19年12月5日法律第128号)第16条では、「解雇は、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものとして、無効とする。」とされている。

【調査結果】

今回、当省が全受入れ施設(477施設)を対象に実施した意識調査において、候補者の学習支援において苦労していることについて尋ねたところ、回答のあった226施設のうち108施設(47.8%)が、「候補者の指導に当たって、施設が負担する経費が想定以上に大きいこと」であると回答していた。

また、平成22年度までに候補者を受け入れたことがあるものの、23年度以降の受入れを行っていない130施設の中には、経済的負担が大きいことが見合わせた理由であるとしているところも8施設あった(注)。

これらの回答は、学習支援又は全体の経費についての負担感に係るものであり、受入れ施設から徴収している各種手数料等について個別に触れているものではない。しかし、以下のような状況を踏まえると、受入れ施設の経済的負担軽減を図る観点から、各種手数料や滞在管理費について、改善に向けた検討が必要である。

(注)平成23年度以降の受入れを行っていない受入れ施設に対し、受入れを行わない理由を複数回答で尋ねたところ、「受け入れている候補者の国家試験の結果を見てから検討するため」、「就労開始前の日本語研修の充実だけでは、受入れを検討する材料にならないため」、「受け入れていた候補者が国家試験に合格せず、支援が無駄になったため」などの選択肢から、「その他」を選択し、かつ、自由記載欄に記載のあった47施設のうち、具体的に「経済的負担が大きいから」としたのは8施設であった。また、経済的・人的負担も含め、「施設の負担が大きいから」としたのは、47施設のうち16施設であった。

ア 送出し調整機関に支払う手数料

「候補者の職業紹介に関する契約書」においては、JICWELSに対する手数料の返還条件については記載があるものの、送出し調整機関への手数料の返還条件については何ら記載がない。JICWELSでは、実際の手続においては、専ら候補者本人の責めに帰すべき事由により入国してこなかった場合は、受入れ施設に対し当該手数料が返還されているが、入国後、就労開始前に帰国に至った場合は、返還されていないとしている。

このため、平成20年度に候補者受入れを開始して以降24年度までの間、

図表2-(5)-⑥

マッチングは成立したものの入国してこなかった候補者、あるいは、来日して日本語研修を受けたものの、就労開始前に帰国してしまった候補者数は合計で172人に及ぶが、このうち、入国してこなかった164人の当該手数料(計約530万円)については、J I C W E L Sは受領していないか又はJ I C W E L Sより受入れ施設に対し返還されている一方、来日して日本語研修を受けたものの就労開始前に帰国した8人については、1日も受入れ施設において就労していないが、送出し調整機関に手数料として計約32万円が受入れ施設から支払われていた。

イ J I C W E L Sに支払う滞在管理費

「候補者の受入れ支援に関する契約」に基づき支払われる滞在管理費については、J I C W E L Sが受入れ施設に向けて発行している「(看護師等) 候補者受入れの手引き」において、主な経費の内容(用途)が示されるとともに、国から委託費等の交付を受ける経費や職業紹介関係の手数を充てる経費を除くものとされており、

- ① 「相談対応」に係る経費について、雇用管理や研修に関する相談は委託費から、帰国手続や在留管理、生活管理等に関する相談は滞在管理費から支弁し、
- ② 「データベース管理」に係る経費について、厚生労働省への定期報告関係は委託費から、地方入国管理局への定期報告関係は、滞在管理費から、求職・求人情報関係はあっせん手数料から支弁するものとなっているなど、受入れ施設が拠出する滞在管理費については、その支出対象となる経費の範囲が整理されている。

しかし、こうした個々の経費のうち国からの委託費や職業紹介関係の手数を充てることにより除かれる具体的な経費の範囲や、滞在管理費の執行状況については、受入れ施設に向けて発行している上記手引きでも明らかにされておらず、受入れ施設にも示されていなかった。

ウ 勤務成績・態度が不適切な候補者の帰還費用

受入れ指針においては、候補者の責務として、「受入れ機関の指導に従い、日本国の法律に基づく看護師及び介護福祉士の資格の取得に必要な知識及び技術の修得に精励する」こととされている。

しかし、当省が意識調査において、学習支援において苦勞したことを尋ねたところ、回答のあった226施設のうち64施設(28.3%)は、「候補者の学習意欲が低く、学習が思うように進まないことである」としていた(注)。また、調査対象とした20施設のうち5施設においては、受け入れた候補者の中には、その来日目的が就労・観光であり、国家試験合格のための学習意欲が低い者がいるとしていた。

候補者の帰還費用は、契約の終了の原因が候補者の重大な責に帰する場合は、雇用主が負担するものとはならないが、このように学習意欲が低いとされ、候補者としての責務を十分に果たしていないと考えられる者が一部存在する中、現に雇用主により候補者の勤務成績・態度が著しく不適切であるとして雇用契約の更新がなされなかった場合でさえも、帰還費用を候補者が負担する事由に当たるのかどうかも明らかでないのが現状である。

(注) 候補者の学習支援において苦勞していることを複数回答で尋ねたところ、「候補者の学習意欲が低く、日本語学習が思うように進まないこと」あるいは「候補者の学習意欲が低く、国家試験の学習が思うように進まないこと」のどちらか又は両方を選択した施設が 64 施設であった。

【所見】

したがって、厚生労働省は、受入れ施設における負担軽減を図る観点から受入れ調整機関に対し、受入れ施設から徴収している各種手数料、滞在管理費等について、受入れ施設における責任の有無・度合いを勘案し、以下のような措置を講ずるよう指導する必要がある。

- ① 相手国政府の送出し調整機関に支払う手数料については、入国後、受入れ施設での就労に至らなかった候補者に係る手数料が送出し調整機関から返還（全部又は一部）されるよう、制度の改善について検討すること。
- ② 滞在管理費については、その範囲及び執行状況を明確にし、同管理費の拠出元である受入れ施設に対して「(看護師等) 候補者受入れの手引き」等において明示すること。
- ③ 受入れ施設での就労開始後の帰還費用に関し、候補者の勤務成績・態度が著しく不適切であることをもって、雇用主の側から雇用契約の更新を行わなかったことが明らかである場合について、雇用主に当該候補者の帰還費用の負担を求めず、当該候補者に負担を求める場合があることを明らかにすること。

図表 2 - (5) - ① 職業紹介に関する契約書（フィリピン人看護師候補者用）

フィリピン人看護師候補者の職業紹介に関する契約書

受入れ希望機関名（以下「甲」という。）と社団法人国際厚生事業団（以下「乙」という。）は、日本・フィリピン経済連携協定に基づいて我が国の看護師国家資格の取得を目的としてフィリピンより来日し、病院で就労する者（以下フィリピン人看護師候補者という。）の職業紹介（以下「職業紹介」という。）の実施に関して、以下のとおり契約を締結する。

（契約の目的）

第 1 条 本契約は、甲及び乙が次条以下に掲げる業務を履行することにより、円滑で秩序ある職業紹介が実施されるようにすることを目的とする。

（乙の提供する職業紹介）

第 2 条 乙は、甲から受理した求人申込書類を英訳した上でフィリピン海外雇用庁（以下「POEA」という）に伝達する。

- 2 乙は、POEA から入手したフィリピン人看護師候補者に対する求職者（以下「求職者」という。）のリストを和訳した上で甲に開示する。
- 3 乙は、甲への助言等を行うとともに、甲の希望順位と求職者の就職意思の照合を行うなど、甲と求職者のあっせんを行う。
- 4 乙は、あっせんを行った甲及び求職者の最終意思確認を行った後、雇用契約の締結を支援する。

（求人申込）

第 3 条 甲は前条に先立って、求人票を甲が受入れ機関の要件を満たしていることを証明する書類と共に乙に提出して求人申込をする。但し、求人申込に不備があった場合は甲は乙の指摘に基づき書類の不備を解消しなければならない。

- 2 前項の規定にも関わらず不備が解消されない場合は甲の求人申込及び本契約は無効となる。

（乙への料金）

第 4 条 甲は、職業紹介の対価として乙に対して以下の額を支払う。

料金種類	支払時期	支払額
求人申込手数料	職業紹介契約の締結時	初めて候補者を受け入れる機関： 31,500 円（税込）/受入れ機関当たり 候補者を受け入れたことのある機関： 21,000 円（税込）/受入れ機関当たり
あっせん手数料	雇用契約の締結時	138,000 円（消費税込）/1人当たり
POEA への手数料	雇用契約の締結時	450ドル相当/1人当たり

- 2 乙が紹介したフィリピン人看護師候補者が、専ら甲の事由により帰国に至った場合（就労開始

前を含む)、乙は一旦受領した前項で定める対価を返却しない。なお、当該退職が前項で定める対価を甲が支払う前であっても、甲の対価支払債務は消滅しないものとする。

3 乙が紹介したフィリピン人看護師候補者が、就労開始前に専らフィリピン人看護師候補者本人の責めに帰すべき事由により帰国に至った場合、乙はあっせん手数料の50%を返却するものとする。

4 甲は、乙の請求書が到達してから10日以内に、第1項に定める対価及びその消費税相当額を、乙が指定する口座に振り込むものとする。振込手数料は、甲の負担とする。

(雇用契約書の提出義務)

第5条 甲は、第2条にある乙の提供する職業紹介により採用を決定した場合には、甲の署名済の雇用契約書を乙に提出しなければならない。

2 前項の規定にも関わらず雇用契約書の提出がなされない場合は、乙は求人申込を無効とし、本契約書を解除することができる。

(情報の守秘義務)

第6条 甲及び乙は、本業務の遂行に関して得られた甲に関する情報及び乙が紹介した求職者(採用に至らなかった者を含む。)に関する情報を正当な理由なく第三者に漏洩してはならない。

2 前項の規定に関わらず情報の漏洩が行われた場合は、情報の漏洩をした者の相手方は求人申込を無効とし、及び本契約書を解除することができる。

(契約に定めのない事項等の取扱い)

第7条 甲及び乙は、この契約に定めのない事項又は解釈上の疑義を生じた場合、誠意を以って協議の上、解決を図る。

2 本契約に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

以上、本契約書締結の証として本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通保有する。

年月日

甲 受入れ機関名
代表者肩書 氏名 捺印

乙 社団法人 国際厚生事業団
理事長 氏名 捺印

(注) 「EPAに基づく候補者受入れの手引き」(JICWELS)に基づき、当省が作成した。

図表 2 - (5) - ② 受入れ機関が候補者受入れに要する手数料等

支払先	料金種類	支払時期	経費内訳	支払額	備考
JICWELS	求人申込手数料	職業紹介契約の締結時	求人申請書の審査、求人・求職情報の翻訳・提供、Web 求人申し込みシステム管理費、等	新規求人登録機関： 31,500 円（税込）/受入れ機関 既登録機関： 21,000 円（税込）/受入れ機関 比・尼 2 か国から 新規求人登録： 47.250 円/受入れ機関	マッチングが成立せず、実際に候補者を受け入れられなかった場合も、受入れ予定機関に返却されない。 （候補者受入れの手引きに記載）
	あっせん手数料	雇用契約締結時	現地面接・合同説明会経費、求職書類翻訳、マッチングシステム管理費、雇用契約締結支援経費、送出し調整機関との連絡調整に必要な経費、等	138,000 円（消費税込）/1 候補者	就労開始前に専ら候補者自身の責めに帰すべき事由により帰国に至った場合、50%返却。 （候補者の職業紹介に関する契約書に規定）
送り出し調整機関	送り出し調整機関への手数料	雇用契約締結時	対 POEA：事務処理経費、就労者福祉基金への拠出	450 ドル相当/1 候補者	入国後、就労開始前に専ら候補者自身の責めに帰すべき事由により帰国に至った場合でも、返却されない。
			対 BNP2TKI：事務処理経費	332 万ルピア相当/1 候補者	
JICWELS	滞在管理費	雇用契約締結時	入管への所定報告の取次事務、滞在情報のとりまとめと国への報告、受入れ機関・本人からの在留管理に関する相談への対応、在留期間更新許可申請の手続き案内、日本語研修中に帰国する場合の帰国費用負担、データベースシステム管理、等（注 2）	21,000 円/1 候補者、1 年間当たり（なお、合格後は、10,500 円/1 名、1 年間当たり）	候補者の事由などで入国しなかった場合は、費用が返却される。 （候補者の受入れ支援に関する契約書に規定）
日本語研修機関	日本語研修一部負担金	日本語研修の実施機関が決定した後	日本語研修費用の一部負担として、日額 2,000 円×6 か月間分	360,000 円/1 候補者	日本語研修免除者の場合、J I C W E L S に対し、来日渡航費、導入研修中の宿泊料等の実費（計約 25 万円）を負担のこと。 （候補者受入れの手引きに記載）

(注) 1 「EPA に基づく候補者受入れの手引き」（JICWELS）等に基づき、当省が作成した。

2 同「手引き」において、国から交付を受けるものや職業紹介関係の手数料を充てるものを除くとされている。

図表 2 - (5) - ③ 受入れ支援に関する契約書（フィリピン人看護師候補者用）

フィリピン人看護師候補者の受入れ支援に関する契約書

受入れ希望機関名（以下「甲」という。）と社団法人国際厚生事業団（以下「乙」という。）は、日本・フィリピン経済連携協定に基づいて我が国の看護師国家資格の取得を目的としてフィリピンより来日し、甲の設立する病院で就労する者（以下「フィリピン人看護師候補者」という。）の受入れに関する事業（以下「受入れ事業」という。）の実施に関して、以下のとおり契約を締結する。

（契約の目的）

第 1 条 本契約は、甲及び乙が次条以下に掲げる業務を履行することにより、円滑で秩序ある受入れ事業が実施されるようにすることを目的とする。

（乙の業務）

第 2 条 乙は、フィリピン人看護師候補者が甲の設立する病院における就労を通じて国家資格を取得することなどを支援するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) フィリピン人看護師候補者の入帰国支援
- (2) フィリピン人看護師候補者が日本語研修期間中に帰国する場合の帰国費用の支弁
- (3) フィリピン人看護師候補者の滞在支援（在留期間更新許可申請及び看護師の在留資格への変更許可申請の手続案内）
- (4) 滞在者情報の取りまとめと法務省など関係省庁への提供
- (5) 甲及びフィリピン人看護師候補者からの在留管理に関する相談に対する対応
- (6) その他受入れ事業の円滑化のために必要な業務

（日本語研修修了後の出迎え）

第 3 条 甲は、日本語研修が終わったフィリピン人看護師候補者を、特別な場合として乙が認める場合を除き、研修地又は乙が別に定める場所で、乙の立会いの下で出迎えるものとする。乙が別に定める場所で出迎える場合、当該場所までは、乙が当該人を引率するものとする。

（費用の負担）

第 4 条 甲は、フィリピン人看護師候補者一人当たり年間21,000 円（消費税込）を負担する。但し、フィリピン人看護師候補者が入国しなかった場合は除く。

2 甲は、前項の費用を、乙が別に定めるところにより支払う。

（契約の解除）

第 5 条 本契約を締結したにも関わらず、フィリピン人看護師候補者のやむを得ない事由などで入国する者がいなかった場合、本契約は解除され、前条の規定に関わらず、甲は費用の負担を要しない。ただし、甲が既にフィリピン人看護師候補者又は我が国の看護師国家資格を取得したフィリピン人を雇用している場合はこの限りではない。

2 乙は、フィリピン人看護師候補者が甲において就労することが不適当と認められる場合又は甲が

本契約に定める事項を履行しない場合は、本契約を解除することができる。

3 甲及び乙は、本契約の解除に起因する問題について誠意をもって協議を行い、その解決を図る。

(帰国)

第6条 甲は、フィリピン人看護師候補者が在留期間満了その他の理由により帰国する（一時帰国を除く）場合は、甲は当該人の出国を見届けるものとする。

(守秘義務)

第7条 乙は、「経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるフィリピン人看護師等の受入れの実施に関する指針」（平成20年厚生労働省告示第509号。以下「告示」という。）の報告及び巡回訪問の実施等に関して、知ることのできた秘密を、正当な理由なく漏らしてはならない。この契約が解除された後といえども同様とする。

2 乙は、乙が告示の報告及び巡回訪問の実施等について雇用し、請け負わせ、又は委任する者についても同様の措置をとることを確保する。

3 前2項は、乙が、甲に関し、個人及び法人を識別できない形により統計的データ、個別の情報その他の情報を公表すること並びにその他事案に応じた適当な形式により公表することを妨げるものではない。

(国家資格取得後の準用)

第8条 第2条第1号のうち帰国支援に係る規定、同条第3号から第6号まで、第4条から第5条まで（第5条第1項を除く）及び第7条の規定は、受入れ事業により来日し、我が国の看護師国家資格を取得したフィリピン人について準用する。この場合において「フィリピン人看護師候補者」とあるのは、「我が国の看護師国家資格を取得したフィリピン人」と読み替えるものとする。

2 第4条の甲が乙に負担する費用は、一人当たり年間10,500円（消費税込）とする。

(解釈等)

第9条 甲及び乙は、本契約の各条項について解釈上の疑義が生じた場合は、誠意をもって協議を行い、解決を図る。

2 本契約に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

以上の合意を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙各1通を保管する。

年月日

甲 受入れ機関名
代表者肩書 氏名 捺印

乙 社団法人 国際厚生事業団
理事長 氏名 捺印

(注) 「EPAに基づく候補者受入れの手引き」（JICWELS）等に基づき、当省が作成した。

図表 2 - (5) - ④ 雇用契約書 (フィリピン人看護師候補者用)

雇用契約書
(フィリピン人看護師候補者用)

以下A及びBにより署名された雇用契約書は、経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定(以下「協定」という。)に基づき就労者に義務付けられた日本語研修を含む6ヶ月間の研修及び独立行政法人国際交流基金の実施する訪日前の6ヶ月間の日本語研修の課程を修了することを条件として、(就労開始日)をもって有効となるものとする。

日本国内において日本語研修を実施する者(又は雇用主)は、就労者のフィリピン共和国内の空港から日本国への渡航費用を負担する。

A. 雇用主

雇用主の名称 : _____

連絡先氏名 : _____

連絡先電話番号 : _____

就労予定施設の名称 : _____

就労予定施設の住所 : _____

B. 就労者

就労者の氏名 : _____

フィリピン共和国における住所 : _____

電話番号 : _____

生年月日(年/月/日) : _____

旅券番号 : _____

旅券発行日(年/月/日) : _____

旅券発行地 : _____

1 雇用契約の期間

看護師候補者の場合 (就労開始日) から (入国日の翌日から起算して3年後の日) まで

介護福祉士候補者の場合 雇用契約の期間 3年間

*本契約は雇用主または就労者のいずれかが契約を更新しない意思を表明しない限り、(入国後4回目に到来する4月30日から、入国日の翌日から起算して4年後の日までの日付を記入する)更新されるものとする。

2 就業の場所 上記就労予定施設内

3 業務内容 _____

4 賃金

(1) 基本賃金(基本給額) (月給・日給・時給) _____

(2) 諸手当の額及び計算方法

A (手当 円 / 計算方法及び備考 : _____)

B・・・

5 所定時間外労働に対する割増賃金率

所定時間外労働の有無（有・無）

A. (1)～(3)のうち最も高い割増賃金率が適用される。

B. その他（ ）

(1) 月の労働時間に対する割増賃金率

(法定超・所定超)が月()時間～()時間____%

.....

(2) 週の労働時間に対する割増賃金率

(法定超・所定超)が週()時間～()時間____%

(3) 日の労働時間に対する割増賃金率

(法定超・所定超)が日()時間～()時間____%

6 休日労働に対する割増賃金率

(1) 法定休日____%

(2) 法定外休日____%

7 深夜労働に対する割増賃金率____%

※深夜労働とは、A. 午後10時から午前5時をいう。

B. その他（ ）

※この割増率は、5が適用される時間については、

A. 5の割増率と7の割増率を合算する。

B. その他（ ）

※この割増率は、6が適用される時間については、

A. 6の割増率と7の割増率を合算する。

B. その他（ ）

8 賃金の締切日、支払日、支払方法

(1) 賃金締切日：毎月 日

(2) 賃金支払日：当月・翌月・その他（ ）の毎月 日

(3) 賃金の支払方法（ ）

9 賞与：（有無）

時期：

金額：

備考：

10 労働時間、休憩

(1) 始業及び終業の時刻

A 定刻の場合

始業時刻____時____分 終業時刻____時____分

B 変形労働時間制又は交替制の場合等

((1週・1ヶ月・1年)単位の変形労働時間制・交替制)として次の勤務時間の組合せによる

始業時刻	終業時刻	適用日

(2) 休憩時間：()分 備考()

11 休暇

(1) 年次有給休暇

継続勤務月数	付与日数
	日

備考()

時間単位年休 (有・無)

(2) 代替休暇 (有・無)

(3) その他の休暇：有給

：無休

備考：

12 休日

(1) 定例日の場合：毎週_____曜日、国民の祝日、その他()

(2) 非定例日の場合：((週・月) 当たり) _____日、その他()

(3) 1年単位の变形労働時間制の場合：年間(日)

備考：

13 宿泊施設

雇用主は、就労者に対して適切な宿泊施設を確保するものとする。

14 社会保険・労働保険

雇用主は、健康保険、厚生年金、労働者災害補償保険及び雇用保険の適用があることを確保するものとする。

15 災害補償

(1) 雇用主は、日本国の法令に従い、業務に起因する疾病又は負傷に対する補償の義務を負担するものとする。

(2) 法定外の災害補償に関する事項：

16 試用期間

試用期間は設けない。

17 給与の額

報酬は、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上とする。月給制の場合には、各月の基本給は、当該月の所定労働日数又は所定労働時間数に応じては変動させないものとする。なお、少なくとも法定労働時間を超えて労働させた又は深夜に若しくは法定休日に労働させた場合には、雇用主は、法定以上で事業場所定の割増賃金を支払うものとする。

18 事故、重大な疾病又は死亡時の処置

就労者の事故、重大な疾病又は死亡の場合、雇用主は、在日フィリピン共和国大使館に連絡するものとし、死亡の際には、死亡者の遺体及び遺品をフィリピン共和国に返送する費用を負担するものとする。遺体の返送が不可能な場合には、就労者の近親者又は在日フィリピン共和国大使館の事前の許可により、遺体を処理することができる。

19 就労施設における研修

就労者は、協定に基づく看護師候補者である限りにおいて、看護師国家試験の受験に配慮した適切な内容の研修を就労中に受けることとする。

20 就労者の個人情報の提供

- (1) 就労者は、在留管理等の目的で、自らの個人情報が関係行政機関、受入れ調整機関その他の関連機関に提供されることに同意する。
- (2) 就労者は、雇用主が関係の法務省告示や厚生労働省告示に基づく報告を適切に行えるよう、看護師国家試験の合否結果、在留資格の変更の許可を受けた場合においては在留期限その他の必要な情報を雇用主に提供するものとする。

21 雇用契約の期間中の契約の終了

(1) 雇用主による終了

雇用主は、やむを得ない事由がある場合でなければ、期間が満了するまでの間において、本契約を終了させることができない。雇用主が契約の期間中に契約を終了しようとする場合においては、少なくとも30日前にその予告を行うか、その代わりとして30日以上平均賃金を支払わなければならない。

ただし、天変事変その他のやむを得ない事由のために事業の継続が不可能になった場合又は就労者の責に帰すべき事由に基づいて解雇する場合においては、この限りではない。

備考：

(2) 就労者による終了

就労者は、やむを得ない事由があるときは、期間が満了するまでの間において、本契約を終了させることができる。本契約の開始時より1年が経過した後は、就労者はやむを得ない事由がなくても本契約を終了させることができる。

備考：

22 帰還費用の負担

雇用契約の終了の際の就労者の帰還費用は、契約の終了の原因が就労者の重大な責に帰する場合を除き、雇用主が負担するものとする。就労者が協定により日本国に滞在を認められた期間の最後の看護師国家試験を受験した場合又は病気などやむを得ない事情により当該試験を受験しなかった場合において、日本国の看護師国家資格を取得しなかったときはそのこと自体を以て、就労者の重大な責に帰する場合とはみなされない。

23 日本国の法令及び就労施設の規則の遵守

就労者は、就労施設の規則及び日本国の法令を遵守するものとし、かつ日本国の慣習及び伝統を尊重するものとする。

24 紛争処理

紛争処理就労者の雇用契約に関する苦情は、当事者のいずれかが希望する場合であって、かつ、利用可能な場合には、日本国の紛争処理機関（裁判所又は都道府県労働局）に付託されるものとする。また、雇用地の最寄りのフィリピン共和国大使館又は総領事館の労働書記官又は権限のある代表者の参加により友好的に解決することもできる。

25 準拠法

この契約の準拠法は日本国の法令とする。

26 日本の看護師国家資格の取得

就労者が本雇用契約の期間内に看護師資格を取得した場合、就労者は看護師候補者ではなく看護師として就労するものとする。それに伴い、労働条件を、雇用主のもとで就労している看護師の労働条件を考慮し、就労者及び雇用者の間で誠実に協議して変更するものとする。

27 更新の有無

本契約は雇用主または就労者のいずれかが契約を更新しない意思を表明しない限り、この期間満了後に1に記載した日まで更新されるものとする。雇用主は、契約の更新を勤務成績、態度により判断する。

その後の更新については、適法な在留資格及び有効な在留期間が付与される場合は、雇用主は、就労者の勤務成績、態度により、判断する。

28 その他

- (1) 労働者に負担させるべき食費、作業用品その他に関する事項
()
- (2) 安全及び衛生に関する事項
()
- (3) 職業訓練に関する事項
()
- (4) 業務外の傷病扶助に関する事項
()
- (5) 表彰及び制裁に関する事項
()
- (6) 休職に関する事項
()
- (7) その他
()

上記の証拠として、雇用主及び就労者は本契約に署名した。

_____ 就労者	_____ 雇用主
署名日： _____	署名日： _____
署名地： _____	署名地： _____

フィリピン海外雇用庁及び(社)国際厚生事業団は、本契約が、協定に基づき、フィリピン海外雇用庁によって実施された募集過程を経た就労者と、(社)国際厚生事業団が紹介した雇用主との間で締結されたものであることを証明する。

_____ フィリピン海外雇用庁	_____ (社)国際厚生事業団
署名日： _____	署名日： _____

(注) 「EPAに基づく候補者受入れの手引き」(JICWELS)等に基づき、当省が作成した。

図表 2 - (5) - ⑤ 「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定」に基づき受け入れるインドネシア人看護師等の労働条件等の確保について」（厚生労働省労働基準局長通達、平成 20 年 9 月 8 日付け基発第 0908001 号）＜抜粋＞

都道府県労働局長 殿

(略)

協定に基づく受入れの枠組み等については、平成 20 年 5 月 19 日付け医政発第 0519001 号・職発第 0519001 号・社援発第 0519001 号・老発第 0519004 号「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるインドネシア人看護師等の受入れの実施に関する指針」について」をもって貴職あて通知されているところであるが、インドネシア人看護師等の労働条件等の確保については、下記に留意の上、適切な対応に遺憾なきを期されたい。

記

(略)

第 2 インドネシア人候補者に係る労働基準関係法令の適用

- 1 日本語の語学研修及び看護・介護導入研修の期間中受入れ機関とインドネシア人候補者との間の雇用契約は、我が国への入国後 6 か月間の日本語の語学研修及び看護・介護導入研修（日本語の語学研修の受講を免除された者については看護・介護導入研修）を修了することをその効力発生の条件としていること。

このため、日本語の語学研修及び看護・介護導入研修の期間中のインドネシア人候補者については、雇用契約の効力が未だ発生しておらず、また、受入れ機関からの指揮監督を受けず、労務の対償としての報酬を受けないこと等から、その限りにおいて、労働基準法上の「労働者」には該当しないものであること。

2 就労開始日以降

日本語の語学研修及び看護・介護導入研修の修了後、雇用契約において定められた所定の就労開始日以降のインドネシア人候補者については、受入れ機関との雇用契約に基づき、受入れ機関が運営する受入れ施設において就労するものであって、労働基準法上の「労働者」に該当するものであり、労働基準関係法令が適用されること。

また、日本人と同様に社会・労働保険が適用されるほか、「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」（平成 19 年厚生労働省告示第 276 号。以下「外国人労働者指針」という。）についても適用されるものであること。

(略)

(注) 厚生労働省の資料に基づき、当省が作成した。

図表 2 - (5) - ⑥ マッチングが成立したものの未入国の候補者及び受入れ施設での就労・研修前に帰国した候補者の数

(単位：人)

国籍	種類	平成 20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	計
インドネシア	未入国	18	38	10	12	6	84
	研修中帰国	0	0	0	0	0	0
フィリピン	未入国		15	15	41	9	80
	研修中帰国		8				8
合 計	未入国	18	53	25	53	15	164
	研修中帰国	0	8				8

(注) 1 JICWELS 提供資料に基づき、当省が作成した。

2 研修中帰国とは、入国したものの訪日後日本語研修中に帰国した者である。

図表 2 - (6) 意識調査結果概要

ア 調査の概要

(7) 目的

E P Aに基づく外国人看護師・介護福祉士候補者の受入れ制度に関する政策の効果や問題点・課題などについて、関係者より意見を聴取し、関係施策の見直し・改善を検討する目的で、意識調査を実施した。

(イ) 実施方法等

調査の対象者は、平成 24 年度までに候補者を受け入れた病院、施設（以下「受入れ施設」という。）の研修責任者及び候補者及び合格者のうち既に帰国済みの者である。

このうち、受入れ施設については、入国前日本語研修を受けている者と受けていない者を区別するため、平成 23 年度以降に新たな候補者の受入れを行っている施設（以下「23 年度以降受入れ有り施設」という）（注 1）、22 年度までは受入れを行っているものの、23 年度以降は新たな候補者の受入れを行っていない施設（以下「23 年度以降受入れ無し施設」という）で病院、介護施設それぞれを分類している。

調査は、平成 24 年 11 月 19 日から 12 月 9 日にかけて、ウェブ調査（注 2）の方法で実施した。

注 1 平成 23 年度以降も受け入れている病院・施設については、22 年度までの受入れの有無は問わない。

2 ウェブ調査の環境が整っていないなどの理由から、F A X 或いは郵送の方法で回答している受入れ施設もある。

(ウ) 回答状況等

対象者数及び回答数等は下表のとおりである。

対象者種類	対象者数	回答数	回答率
23 年度以降受入れ有り病院の研修責任者	67	38	56.7%
23 年度以降受入れ無し病院の研修責任者	127	50	39.4%
受入れ病院の研修責任者計	194	88	45.4%
23 年度以降受入れ有り介護施設の研修責任者	105	58	55.2%
23 年度以降受入れ無し介護施設の研修責任者	178	80	44.9%
受入れ介護施設の研修責任者計	283	138	48.8%
帰国者（候補者・合格者）	183	10	5.5%

(注) 1 当省意識調査の結果に基づく。

2 帰国者の対象者とは、メールでの捕捉が可能となった者である。実際の帰国者総数は、520 人である。

イ 国内の受入れ施設による回答の結果

問 1 a 23 年度以降に候補者を受け入れている理由【複数回答】

(上段：回答数 下段：%)

区分	病院	介護	計
	23 以降 有り (n=38)	23 以降 有り (n=58)	23 以降 有り (n=96)
① 以前から受け入れており、途中で辞めることができないと感じているから	4 10.5	3 5.2	7 7.3
② 就労前の日本語研修が充実したから	2 5.3	15 25.9	17 17.7
③ 既に受入れの経験があり、学習支援等のノウハウがあるから	12 31.6	31 53.4	43 44.8
④ 現在の人手不足解消のため	3 7.9	7 12.1	10 10.4
⑤ 将来、職員として就労してもらうため	22 57.9	45 77.6	57 59.4
⑥ 厚生労働省や J I C W E L S から受入れ要請があったため	8 21.1	5 8.6	13 13.5
⑦ その他 (以下、主な理由) ・国際貢献・国際協力 (7 病院、4 介護施設) ・施設本部からの要請 (4 病院、1 介護施設) ・トップの指示 (1 病院) ・看護知識のある者が施設として必要 (1 介護施設) ・将来の人手不足に対応するため (1 介護施設) ・経験のため (1 介護施設) ・職員の質の確保	11 28.9	9 15.5	20 20.8

- (注) 1 表中「23 以降有り」とは、23 年度以降受入れ有り施設のことを指す (以下、本調査においては全て同じ。)。この設問は、それに該当する病院、介護施設を対象としている。
 2 「n」は、該当する施設数である (以下、本調査においては全て同じ。)
 3 病院とあるのは、受入れ病院、介護とあるのは受入れ介護施設を示す (以下、本調査においては全て同じ。)

問 1 b 23 年度以降に候補者の受入れを行っていない理由【複数回答】

(上段：回答数 下段：%)

区分	病院	介護	計
	23 以降 無し (n=50)	23 以降 無し (n=80)	23 以降 無し (n=130)
① 以前受け入れた候補者の国家試験の結果を見てから検討するため	13 26.0	36 45.0	49 37.7
② 以前受け入れた候補者が国家試験に合格せず、支援が無駄になったため	13 26.0	1 1.3	14 10.8
③ 25 年度は受け入れる予定	1 2.0	19 23.8	20 15.4
④ 就労開始前の日本語研修の充実だけでは、受入れを検討する材料にはならないため	20 40.0	14 17.5	34 26.2
⑤ その他 (以下、主な理由) ・受入れ施設の負担が大きいため (5 病院、11 介護施設) うち 経済的負担が大きい (3 病院、5 介護施設) 負担の割にメリットが少ないため (1 病院、2 介護施設) ・一施設で受け入れるのには限界がある/手厚い支援を要するため、受け入れ人数を制限した/人員換算がされないから (8 介護施設) ・候補者の問題 (出稼ぎ目的/途中帰国/合格後に帰国予定) で、支援職員の士気が上がらなかった/下がったため (2 病院、1 介護施設) ・現制度の問題/現制度では、候補者の国試合格の望みが薄いため (1 病院、2 介護施設)	14 28.0	33 41.3	47 36.1

- (注) 表中「23 以降無し」とは、23 年度以降受入れ無し施設のことを指す (以下、本調査においては全て同じ。)。この設問は、それに該当する病院、介護施設を対象としている。

問2 候補者の日本語能力として研修開始時点で必要と思うレベル【択一】

区分	病院		介護	
	23以降 有り (n=38)	23以降 無し (n=50)	23以降 有り (n=58)	23以降 無し (n=80)
① 読む能力				
・テキストや参考書に書かれている内容を理解できる	25	25	28	44
・カルテや連絡事項等、日常的に使用している漢字を読んで内容を理解できる	11	20	18	24
・看護記録に書かれている内容を理解できる	2	5	9	10
② 聞く能力				
・患者の口頭での要求を理解できる	11	20	22	25
・同僚や上司の口頭での指示を理解できる	26	25	33	50
・緊急時の館内放送や急変時の対話の内容を聞き取り、理解できる	1	5	2	3
③ 書く能力				
・介護記録(チェックシート式)を記入できる	4	14	10	24
・介護記録(文章形式)を記入できる	8	10	9	10
・患者や利用者の要求を理解し、メモを取ることができる	10	9	12	8
・同僚や上司の指示について、メモを取ることができる	16	17	24	36
④ 話す能力				
・主語・述語を使って話ができる	7	11	8	19
・患者/利用者とは日常会話をすることができる	13	14	36	30
・同僚・上司へ口頭報告をすることができる	16	19	10	28
・患者/利用者の家族へ情報伝達をすることができる	1	0	0	0
・医師/看護師などの他職種へ情報伝達をすることができる	1	6	4	3

(注) 1 この設問は全ての受入れ施設を対象としている。

2 合計が合わないのは、これに合致しないとして回答をしなかった受入れ施設があるため。

問3 直近に受け入れた候補者(最大2名)の日本語能力【択一】

(単位:人)

区分	病院(n=38)	介護(n=58)
	23以降有りの 直近最大2人 (計70人)	23以降有りの 直近最大2人 (計107人)
① 訪日前日本語研修修了時		
・聞いていない	46	63
・成績は聞いたが、失念	9	11
・N3レベル相当	3	13
・N4レベル相当	2	18
・N5レベル相当	6	1
・N5レベル未満	4	0
・日本語研修免除者	0	1
② 訪日後日本語研修終了時		
・聞いていない	16	17
・成績は聞いたが、失念	10	10
・N3レベル相当	11	39
・N4レベル相当	14	35
・N5レベル相当	17	4
・N5レベル未満	2	1
・日本語研修免除者	0	1
③ 当該候補者(最大2名)のうち、問2で回答した就労開始時点で必要とされる日本語能力を有していた者の数		
	26	54

(注) 1 この設問は、23年度以降受入れ有りの病院(38施設)、介護施設(58施設)を対象としている。

2 直近に受け入れた2名の候補者について聴いている。よって、受入れ施設によっては23年度以降1人しか受け入れていない施設もある。

問4a 平成23年度以降に受け入れた候補者の1年目の学習方法と学習時間(月平均)等 (単位:時間)

区分		平均学習時間		最長		中央値	
		就業 時間内	就業 時間外	内	外	内	外
① 研修支援者や施設職員による 学習支援	病院(n=16)	39.6	2.7	176	30	20	0
	介護(n=26)	23.3	6.9	136	45	14.5	0
② 外部講師(ボランティア等含 む)による指導	病院(n=16)	5.1	2.5	16	16	3	0
	介護(n=26)	8.8	1.0	42	10	4.5	0
③ 外部教育機関への通学	病院(n=16)	3.0	2.0	48	16	0	0
	介護(n=26)	1.5	0.9	20	16	0	0
				日本語学習時間		国家試験受験勉強	
④ 日本語学習時間と国家試験対策のための学習 時間の比率	病院(n=16)			4		6	
	介護(n=26)			9		1	

- (注) 1 この設問は、23年度以降受入れ有り施設のうち22年度以前に受入れを行っていない施設を対象としている。
2 回答の日本語は日本語学習時間、国試は国家試験の学習時間を対比で表したもののうち、もっとも多い回答をしている。(以下問4の回答は全て同じ)

問4b 平成22年度までに受け入れた候補者の1年目の学習方法と学習時間(月平均)等 (単位:時間)

区分		平均学習時間		最長		中央値		
		就業 時間内	就業 時間外	内	外	内	外	
① 研修支援者や施設職員による 学習支援	病院	23以降有り	22.7	7.1	80	50	12	0
		23以降無し	50.1	8.1	176	120	50	0
	介護	23以降有り	16.1	3.9	50	18	15	1
		23以降無し	22.3	5.6	160	96	11.5	0
② 外部講師(ボランティア等含 む)による指導	病院	23以降有り	5.6	1.5	42	10	0	0
		23以降無し	10.7	1.5	200	20	2	0
	介護	23以降有り	10.9	3.6	48	16	6	0
		23以降無し	10.5	2.6	192	48	2	0
③ 外部教育機関への通学	病院	23以降有り	4.0	1.7	60	16	0	0
		23以降無し	9.5	3.2	80	64	0	0
	介護	23以降有り	0.4	0.6	12	10	0	0
		23以降無し	1.8	1.7	48	48	0	0
				日本語		国試		
④ 日本語学習時間と国家試験対策のための学習時間の比 率	病院	23以降有り			4		6	
		23以降無し			5		5	
	介護	23以降有り			9		1	
		23以降無し			8		2	

- (注) この設問は、22年度までに受入れを行っている全ての受入れ施設(184施設)を対象としている。

問4c 平成22年度までに受け入れた候補者の2年目の学習方法と学習時間(月平均)等 (単位:時間)

区分			平均学習時間		最長		中央値			
			就業 時間内	就業 時間外	内	外	内	外		
① 研修支援者や施設職員による 学習支援	病院	23以降有り	24.3	7.9	80	50	16	0		
		23以降無し	47.1	10.0	168	120	40	0		
	介護	23以降有り	16.0	4.8	60	20	20	2		
		23以降無し	20.0	5.3	160	84	11.5	0		
② 外部講師(ボランティア等含 む)による指導	病院	23以降有り	6.6	1.2	42	10	0	0		
		23以降無し	16.0	3.1	200	28	8	0		
	介護	23以降有り	10.9	3.3	48	16	4	0		
		23以降無し	9.2	5.0	48	196	4	0		
③ 外部教育機関への通学	病院	23以降有り	4.6	2.4	60	16	0	0		
		23以降無し	9.7	3.5	80	64	0	0		
	介護	23以降有り	1.2	1.7	28	16	0	0		
		23以降無し	2.3	2.5	48	48	0	0		
④ 日本語学習時間と国家試験対策のための学習時間の比率					日本語		国試			
					病院	23以降有り	2		8	
						23以降無し	4		6	
					介護	23以降有り	7		3	
23以降無し	6		4							

(注) この設問は、22年度までに受入れを行っている全ての受入れ施設を対象としている。

問4d 平成22年度までに受け入れた候補者の3年目の学習方法と学習時間(月平均)等 (単位:時間)

区分			平均学習時間		最長		中央値			
			就業 時間内	就業 時間外	内	外	内	外		
① 研修支援者や施設職員による 学習支援	病院	23以降有り	29.9	12.4	100	66	16	1		
		23以降無し	47.1	10.5	168	120	49	0		
	介護	23以降有り	20.1	4.4	60	20	20	0		
		23以降無し	18.9	5.2	160	112	9.5	0		
② 外部講師(ボランティア等含 む)による指導	病院	23以降有り	7.1	2.4	42	18	0	0		
		23以降無し	12.4	5.0	200	48	0	0		
	介護	23以降有り	9.5	2.0	48	12	4	0		
		23以降無し	9.2	4.3	70	196	2	0		
③ 外部教育機関への通学	病院	23以降有り	3.3	3.1	30	20	0	0		
		23以降無し	7.7	4.1	64	40	0	0		
	介護	23以降有り	1.1	2.8	28	20	0	0		
		23以降無し	2.6	4.3	60	144	0	0		
④ 日本語学習時間と国家試験対策のための学習時間の比率					日本語		国試			
					病院	23以降有り	2		8	
						23以降無し	2		8	
					介護	23以降有り	3		7	
23以降無し	3		7							

(注) この設問は、22年度までに受入れを行っている全ての受入れ施設を対象としている。

問4e 平成22年度までに受け入れた候補者の4年目の学習方法と学習時間(月平均)等 (単位:時間)

区分		平均学習時間		最長		中央値		
		就業 時間内	就業 時間外	内	外	内	外	
① 研修支援者や施設職員による 学習支援	介護	23以降有り	22.5	12.5	80	50	18	3
		23以降無し	20.8	4.6	160	50	10.5	0
② 外部講師(ボランティア等含 む)による指導	介護	23以降有り	9.0	2.5	50	12	5	0
		23以降無し	8.1	4.3	70	200	0	0
③ 外部教育機関への通学	介護	23以降有り	1.1	2.9	28	20	0	0
		23以降無し	2.3	2.4	32	48	0	0
		日本語		国試				
④ 日本語学習時間と国家試験対 策のための学習時間の比率	介護	23以降有り			1		9	
		23以降無し			2		8	

(注) この設問は、22年度までに受入れを行っている介護施設(23以降有り:32施設、23以降無し:80施設)を対象としている。

参考1 平成22年度までに受け入れた候補者の1年目及び3年目の学習方法と学習時間（月平均）等
（合否別）

（単位：時間）

区分		平均学習時間		最長		中央値	
		就業 時間内	就業 時間外	就業 時間内	就業 時間外	就業 時間内	就業 時間外
① 研修支援者や施設職員による学習支援	合格者有り病院（1年目）	49.3	14.7	120	120	50	0
	合格者無し病院（1年目）	40.1	5.5	176	50	60	0
	合格者有り病院（3年目）	47.0	15.8	128	120	40	0
	合格者無し病院（3年目）	40.9	9.6	168	75	60	0
② 外部講師(ボランティア等含む)による指導	合格者有り病院（1年目）	4.2	2.4	24	20	0	0
	合格者無し病院（1年目）	11.1	1.2	200	16	7	0
	合格者有り病院（3年目）	7.2	5.7	48	48	0	0
	合格者無し病院（3年目）	12.3	3.7	200	28	8	0
③ 外部教育機関への通学	合格者有り病院（1年目）	11.3	5.3	80	64	0	0
	合格者無し病院（1年目）	6.8	1.8	60	16	0	0
	合格者有り病院（3年目）	8.8	2.5	28	20	0	0
	合格者無し病院（3年目）	5.7	4.4	64	40	0	0
区分		日本語		国家試験対策			
④ 日本語学習時間と国家試験対策の学習時間の比率	合格者有り病院（1年目）			5		5	
	合格者無し病院（1年目）			5		5	
	合格者有り病院（3年目）			2		8	
	合格者無し病院（3年目）			2		8	

（注） 対象は、22年度までに看護師候補者の受入れを行っている病院（72施設）で、無効回答数は3である。

参考2 平成22年度までに受け入れた候補者の1年目及び4年目の学習方法と学習時間（月平均）等
（合否別）

（単位：時間）

区分		平均学習時間		最長		中央値	
		就業 時間内	就業 時間外	就業 時間内	就業 時間外	就業 時間内	就業 時間外
① 研修支援者や施設職員による学習支援	合格者有り施設（1年目）	26.8	7.1	105	21	15	8
	合格者無し施設（1年目）	20.7	5.2	160	96	12	0
	合格者有り施設（4年目）	28.9	13.0	80	50	24	12
	合格者無し施設（4年目）	21.8	6.6	160	50	9	0
② 外部講師(ボランティア等含む)による指導	合格者有り施設（1年目）	11.0	5.5	27	16	12	6
	合格者無し施設（1年目）	11.3	2.8	192	48	2	0
	合格者有り施設（4年目）	10.1	2.0	32	8	8	0
	合格者無し施設（4年目）	8.3	4.3	70	200	0	0
③ 外部教育機関への通学	合格者有り施設（1年目）	0.9	0.0	10	0	0	0
	合格者無し施設（1年目）	1.6	1.7	48	48	0	0
	合格者有り施設（4年目）	0.8	1.9	9	6	0	0
	合格者無し施設（4年目）	1.9	2.7	32	48	0	0
区分		日本語		国家試験対策			
④ 日本語学習時間と国家試験対策の学習時間の比率	合格者有り施設（1年目）			8		2	
	合格者無し施設（1年目）			9		1	
	合格者有り施設（4年目）			1		9	
	合格者無し施設（4年目）			2		8	

（注） 対象は、22年度までに介護福祉士候補者の受入れを行っている施設（112施設）で、無効回答数は6である。

問4f 平成22年度までに受け入れた候補者の学習支援に要した経費（最終年次まで）【択一】

区分	病院		介護		計 (n=184)	
	23以降 有り (n=22)	23以降 無し (n=50)	23以降 有り (n=32)	23以降 無し (n=80)	回答数	割合 (%)
1. 0円（補助金の範囲内での支援を含む）	1	1	1	11	14	7.6
2. 25万円以下	12	12	7	20	51	27.7
3. 25万円超50万円以下	3	10	2	12	27	14.7
4. 50万円超75万円以下	0	5	1	8	14	7.6
5. 75万円超100万円以下	1	2	2	7	12	6.5
6. 100万円超	5	20	19	22	66	35.9

(注) 1 この設問は、22年度までに受入れを行っている全ての受入れ施設を対象としている。

2 病院の場合は3年間、介護施設の場合は4年間の合計である。

3 対象となる経費は、施設内スタッフ（学習支援者等）への追加的人件費、教材・機材の購入費・賃借料、外部講師への謝金・交通費、外部の学校等への入学金・授業料、通学に係る交通費、民間の模擬試験費用といった、自治体の補助金の対象であっても金額的にカバーしきれない追加的実費負担である。なお、JICWELSへ支払う各種手数料等及び候補者への給与・手当は含まれない。

問5 候補者の学習支援において苦勞していること【複数回答】

(上段：回答数 下段：%)

区分	病院		介護		計 (n=226)
	23以降 有り (n=38)	23以降 無し (n=50)	23以降 有り (n=58)	23以降 無し (n=80)	
① 候補者の学習意欲が低く、日本語学習が思うように進まないこと	6 15.8	12 24.0	9 15.5	23 28.8	50 22.1
② 候補者の学習意欲が低く、国家試験の学習が思うように進まないこと	6 15.8	12 24.0	10 17.2	25 31.3	53 23.5
③ 候補者の学習意欲はあるが、日本語能力が芳しくないために、日本語の学習が思うように進まないこと	11 28.9	22 44.0	31 53.4	16 20.0	80 35.4
④ 候補者の学習意欲はあるが、日本語能力が芳しくないために、国家試験の学習が思うように進まないこと	29 76.3	33 66.0	30 51.7	43 53.8	135 59.7
⑤ 候補者の学習意欲はあるが、日本の医療に関する知識が乏しく、国家試験の学習が思うように進まないこと	18 47.4	13 26.0	6 10.3	16 20.0	53 23.5
⑥ 日本語の教え方が分からないこと	7 18.4	4 8.0	11 19.0	24 30.0	46 20.4
⑦ 国家試験の教え方が分からないこと	5 13.2	2 4.0	9 15.5	21 26.3	37 16.4
⑧ 国家試験合格を目指すに当たり、現時点で到達すべき能力・レベルが分からないこと	17 44.7	11 22.0	13 22.4	23 28.8	64 28.3
⑨ 国家試験合格を目指すに当たり、今後の学習スケジュールが分からないこと	5 13.2	2 4.0	8 13.8	13 16.3	28 12.4
⑩ 候補者への指導に当たり、指導役の職員の確保が難しいこと	28 73.7	27 54.0	41 70.7	60 75.0	156 69.0
⑪ 候補者への指導に当たり、想定以上に施設の経費の負担が大きいこと	14 36.8	27 54.0	35 60.3	32 40.0	108 47.8
⑫ その他（以下、主な意見）	4 10.5	8 16.0	12 20.7	15 18.8	39 17.3
<ul style="list-style-type: none"> ・候補者の意欲の問題（6病院、7介護施設） 金銭・出稼ぎ目的でしかない／仕事は得意だが、学習は苦手／モチベーションの維持／意欲のない候補者への追加的経費 ・候補者間で意欲・能力に差があり指導が困難（3介護施設） ・指導に要する時間・労力・場所の確保（1病院、2介護施設） ・漢字／日本語の基礎力が必要（1病院、2介護施設） ・何を母国で学んできているかが分からない（1病院） 					

(注) この設問は全ての受入れ施設を対象としている。

問6a J I C W E L Sの巡回訪問を受けたことがあるか【択一】

(単位：施設)

区分	病院			介護		
	23以降有り (n=38)	23以降無し (n=50)	計 (n=88)	23以降有り (n=58)	23以降無し (n=80)	計 (n=138)
受けたことがある	35	50	85	45	80	125

(注) この設問は全ての受入れ施設を対象としている。

問6b J I C W E L Sの巡回訪問のうち、労務管理についての意見

(単位：施設)

区分		そう思う	どちらか と言え ば そう 思う	どちらか と言え ば 思 わ な い	そう 思 わ な い	分 か ら な い
① 対面で具体的指導を受けられるので 役立つ	病院	23以降有り	8	21	3	0
		23以降無し	15	18	7	2
		計 (n=85)	23	39	10	2
	介護	23以降有り	8	12	2	4
		23以降無し	27	34	6	3
		計 (n=125)	35	46	8	7
② 機械的チェックであり、書類提出等の 他の方法で済ませ、訪問の必要はない	病院	23以降有り	3	10	8	2
		23以降無し	7	15	9	2
		計 (n=85)	10	25	17	4
	介護	23以降有り	16	9	4	5
		23以降無し	9	13	16	1
		計 (n=125)	25	22	20	6
③ 労務管理に関する巡回訪問は年1回 では少ない	病院	23以降有り	3	2	7	2
		23以降無し	3	4	5	4
		計 (n=85)	6	6	12	6
	介護	23以降有り	2	2	6	3
		23以降無し	2	10	12	3
		計 (n=125)	4	12	18	6
④ 新規受入れ施設のみ訪問すれば良い	病院	23以降有り	3	3	5	7
		23以降無し	5	8	3	6
		計 (n=85)	8	11	8	13
	介護	23以降有り	9	11	5	2
		23以降無し	5	11	6	8
		計 (n=125)	14	22	11	10
⑤ その他 (以下、主な意見)	病院					2
	介護					18

(注) この設問は、問6aで「巡回訪問を受けたことがある」と回答した全ての受入れ施設(病院：85施設、介護施設：125施設)を対象としている。

問6c JICWELSの巡回訪問のうち、学習・研修支援についての意見

(単位：施設)

区分		そう思う	どちらか と言えば そう思う	どちらか と言えば 思わない	そう 思わない	分からな い	
① 対面で具体的指導を受けられるので 役立つ	病院	23以降有り	17	14	3	1	0
		23以降無し	21	17	5	7	0
		計 (n=85)	38	31	8	8	0
	介護	23以降有り	8	12	2	19	4
		23以降無し	35	32	8	3	2
		計 (n=125)	43	44	10	22	6
② 郵送によるテストの受験等、他の方 法で済ませ、訪問の必要はない	病院	23以降有り	1	6	9	19	0
		23以降無し	5	12	5	27	1
		計 (n=85)	6	18	14	46	1
	介護	23以降有り	16	9	4	11	5
		23以降無し	3	6	21	46	4
		計 (n=125)	19	15	25	57	9
③ 研修状況把握のための巡回訪問は年 1回では少ない	病院	23以降有り	6	9	3	15	2
		23以降無し	5	8	7	27	3
		計 (n=85)	11	17	10	42	5
	介護	23以降有り	2	2	6	32	3
		23以降無し	12	15	18	32	3
		計 (n=125)	14	17	24	64	6
④ 訪問を希望する施設のみ訪問すれば 良い	病院	23以降有り	7	5	5	17	1
		23以降無し	10	8	1	25	6
		計 (n=85)	17	13	6	42	7
	介護	23以降有り	9	11	5	18	2
		23以降無し	8	9	10	47	6
		計 (n=125)	17	20	15	65	8
⑤ その他 (以下、主な意見)					病院	1	
<p>【学習支援に関する現在の巡回指導への疑問・問題点の指摘】 (6受入れ施設)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受入れ1年目～3年目が同じ内容であるなら、訪問でなくてもよい ・日本語の専門家は、日本語学習が最終目的ではないことを理解していない。 ・事業団が行う学習支援は補助金を消化するためだけの形式的なもののように感じる ・学習支援として国よりどれだけの予算が組まれているのか分からないが、効果ある学習方法を検討してもらいたい ・訪問時、専門家が日本語テストを実施したが、その詳細な結果・データ・基準点などの情報が施設に伝えられず、よく分からない <p>【学習支援に関する現在の巡回指導への提案・期待】 (7受入れ施設)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スカイプなど用いることで、候補者とのコンタクトを年1回の訪問よりも高め、学習密指導を施設に任せにせず、効果的な学習支援が行われることを希望 ・候補者間のネットワークで偏った情報が飛び交い、候補者が混乱しているケースがある。訪問時等にこうした問題に対応してほしい <p>【学習支援に関する現在の巡回指導への評価】 (5受入れ施設)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母国語で相談にのってくれるのはありがたい ・施設と候補者の間に入ってくれるので大変ありがたい ・試験に係る専門家の巡回訪問指導は非常に役に立った ・候補者の刺激になる／候補者の気持ちが引き締まる 					介護	19	

(注) この設問は、問6aで「受けたことがある」と回答した全ての受入れ施設 (病院：85施設、介護施設：125施設) を対象としている。

問7a JICWELSの巡回学習指導を受けたことがあるか【択一】

(単位：施設)

区分	病院		
	23 以降有り (n=38)	23 以降無し (n=50)	計 (n=88)
受けたことがある	27	42	69

(注) 巡回学習指導が看護師候補者のみを対象とした事業であるので、この設問は病院を対象としている。

問7b JICWELSの巡回学習指導の効果についての意見

(単位：施設)

区分		そう思う	どちらか と言え そう思う	どちらか と言え 思わない	そう 思わない	分からな い
		① 地域的事情で外部講師の招聘や教育機関への通学が困難な中、専門家が来訪しての指導により、候補者の理解が格段に進んだ	23 以降有り	4	13	4
	23 以降無し	8	9	15	8	2
② 巡回訪問は型どおりの指導だが、巡回学習指導はニーズにあった指導が受けられ、候補者の理解が格段に進んだ	23 以降有り	1	18	4	3	1
	23 以降無し	2	13	17	7	3
③ 巡回訪問は短時間だが、巡回学習指導は分かるまでじっくり教えてくれたので、候補者の理解が格段に進んだ	23 以降有り	0	17	6	3	1
	23 以降無し	4	7	18	9	4
④ 必要な時にすぐに指導を受けられたので、候補者の理解が格段に進んだ。	23 以降有り	0	12	6	6	3
	23 以降無し	2	4	18	13	5
⑤ その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1回の訪問で問題点は抽出できたが、その解決には時間がかかるため、継続的な支援が必要 ・ 指導を受けられる期間が限定され、施設が本当に必要なときに指導は受けられていない。 ・ 学習が進まない現状をみてもらえるのに役立ったが、国家試験の得点率が50%未満でも問題視されなかった点については、この制度の目的について考えさせられた。 					3

(注) この設問は、問7aで「受けたことがある」と回答した全ての受入れ病院(23 以降有り：27 施設、23 以降無し：42 施設)を対象としている。

問8a JICWELSの日本語テキスト・参考書の配布を受けたことがあるか【択一】 (単位：施設)

区分	病院			介護		
	23 以降 有り (n=38)	23 以降 無し (n=50)	計 (n=88)	23 以降 有り (n=58)	23 以降 無し (n=80)	計 (n=138)
配布を受けたことがある	34	50	84	58	80	138

(注) この設問は、全ての受入れ施設を対象としている。

問8b JICWELSの日本語テキスト・参考書の利用頻度等【択一】

(単位：施設)

区分	病院		介護	
	23 以降 有り (n=34)	23 以降 無し (n=50)	23 以降 有り (n=58)	23 以降 無し (n=80)
① 普段の学習では、JICWELS テキストのみ利用	8	6	15	15
② 普段の学習では、JICWELS テキストと別のテキストを併用	24	35	42	63
③ 普段の学習では、JICWELS テキストはほとんど利用していない	2	9	1	2

(注) この設問は、問8aで「配布を受けたことがある」と回答した全ての受入れ施設を対象としている。

問8c JICWELS以外の日本語テキスト・参考書の利用理由【複数回答】

(単位：施設)

区分	病院		介護	
	23以降 有り (n=26)	23以降 無し (n=44)	23以降 有り (n=33)	23以降 無し (n=50)
① JICWELS 教材は候補者のレベルと合っていないため	3	7	3	6
② JICWELS 教材は就労にあたって必要な日本語を学ぶことができないため	3	9	19	8
③ JICWELS 教材は国家試験の受験勉強に必要な日本語を学ぶことができないため	8	16	16	13
④ JICWELS 教材は施設の学習スケジュールと合致しないため	6	10	4	9
⑤ 他施設や外部講師等から他のテキストを薦められたため	7	12	26	26
⑥ 候補者が学習したいテキストを別に指定したため	7	8	2	6
⑦ JICWELS 教材は、指導方法等に関する説明がなく、使い方が分からないため	0	4	12	7
⑧ その他(以下、主な意見) ・ (量・質とも) 様々な教材に当たるため (3病院、13介護施設) ・ 国家試験を考えると、他教材が必要 (4病院、8介護施設) ・ 候補者のレベルや研修支援者の用途に合わせて、テキストを購入/作成 (3病院、6介護施設) ・ JICWELS テキストでは、日本語学習に不十分 (1病院、5介護施設) ・ JICWELS テキストは、合理的ではない/就労・国試対策など総合的に見て不十分 (3病院、3介護施設)	5	12	10	27

(注) この設問は、問8bで②「JICWELSのテキストと別のテキストを併用」、③「JICWELS テキストを利用しない」と回答した全ての受入れ施設を対象としている。

問9a JICWELSの国家試験対策テキスト・参考書の配布を受けたことがあるか【択一】

(単位：施設)

区分	病院			介護		
	23以降 有り (n=38)	23以降 無し (n=50)	計 (n=88)	23以降 有り (n=58)	23以降 無し (n=80)	計 (n=138)
配布を受けたことがある	35	50	85	49	80	129

(注) この設問は、全ての受入れ施設を対象としている。

問9b JICWELSの国家試験対策テキスト・参考書の利用頻度等【択一】

(単位：施設)

区分	病院		介護	
	23以降 有り (n=35)	23以降 無し (n=50)	23以降 有り (n=49)	23以降 無し (n=80)
① 普段の学習では、JICWELS テキストのみ利用	2	1	14	16
② 普段の学習では、JICWELS テキストと別のテキストを併用	27	34	34	56
③ 普段の学習では、JICWELS テキストはほとんど利用していない	6	15	1	8

(注) この設問は、問9aで「配布を受けたことがある」と回答した全ての受入れ施設を対象としている。

問9c JICWELS以外の国家試験対策テキスト・参考書の利用理由【複数回答】 (単位：施設)

区分	病院		介護	
	23以降 有り (n=33)	23以降 無し (n=49)	23以降 有り (n=35)	23以降 無し (n=64)
① JICWELS 教材は候補者のレベルと合っていないため	7	6	2	5
② JICWELS 教材は就労にあたって必要な日本語を学ぶことができないため	3	7	4	4
③ JICWELS 教材は国家試験の受験勉強に必要と思われる知識を学ぶことができないため	9	19	16	17
④ JICWELS 教材は施設の学習スケジュールと合致しないため	11	13	4	11
⑤ 他施設や外部講師等から他のテキストを薦められたため	7	14	10	20
⑥ 候補者が学習したいテキストを別に指定したため	9	12	13	16
⑦ JICWELS 教材は、指導方法等に関する説明がなく、使い方が分からないため	2	5	13	7
⑧ その他 (以下、主な意見) ・ (量・質とも) 様々な教材にあたるため (5病院、17介護施設) ・ 国家試験に慣れるため (2病院、8介護施設) ・ 候補者のレベルや研修支援者の用途に合わせて、テキストを購入/作成 (4病院、4介護施設) ・ JICWELS の教材では受からないから (7介護施設) ・ 候補者に国家試験の受験の意思がなく、試験対策テキストは使用していない (1介護施設)	9	8	13	26

(注) この設問は、問9bで②「JICWELS テキストと別のテキストを併用」、③「JICWELS テキストを利用しない」と回答した全ての受入れ施設を対象としている。

問10a JICWELSの集合研修に候補者を参加させたことがあるか【択一】 (単位：施設)

区分	病院			介護		
	23以降 あり (n=38)	23以降 なし (n=50)	計 (n=88)	23以降 あり (n=58)	23以降 なし (n=80)	計 (n=138)
参加させたことがある	37	50	87	47	78	125

(注) この設問は全ての受入れ施設を対象としている。

問10b JICWELSの集合研修参加は候補者の学習に効果をあげているか否か【択一】 (単位：施設)

区分	病院			介護		
	23以降 有り (n=37)	23以降 無し (n=50)	計 (n=86)	23以降 有り (n=47)	23以降 無し (n=78)	計 (n=125)
効果をあげていない	11	17	28	22	24	46

(注) この設問は、問10aで参加させたことがあると回答した全ての受入れ施設を対象としている。

問 10c J I C W E L S の集合研修についての意見

(単位：施設)

区分			そう思う	どちらか と言えば そう思う	どちらか と言えば 思わない	そう 思わない	分からな い
① 年4回では少なすぎるので頻度を高めるべき	病院	23以降有り	1	1	3	3	3
		23以降無し	3	0	5	7	2
		計 (n=28)	4	1	8	10	5
	介護	23以降有り	1	0	1	18	2
		23以降無し	4	4	1	11	4
		計 (n=46)	5	4	2	29	6
② 1泊2日では短すぎる。頻度を下げ、1回当たり期間を1週間程度とし、効率的に実施すべき	病院	23以降有り	2	5	0	3	1
		23以降無し	3	3	4	5	2
		計 (n=28)	5	8	4	8	3
	介護	23以降有り	3	12	1	5	1
		23以降無し	2	11	2	8	1
		計 (n=46)	5	23	3	13	2
③ 参加する候補者の日本語・受験勉強レベルに差がありすぎる。参加者を選抜すべき。	病院	23以降有り	2	6	0	3	0
		23以降無し	4	7	1	4	1
		計 (n=28)	6	12	1	7	2
	介護	23以降有り	15	3	1	2	1
		23以降無し	12	5	3	2	2
		計 (n=40)	27	8	4	4	3
④ 模擬試験や解説などはわざわざ一同に会して行う必要は無い。通信添削などで十分。	病院	23以降有り	2	1	2	4	2
		23以降無し	5	6	3	2	1
		計 (n=28)	7	6	5	6	4
	介護	23以降有り	13	3	4	2	0
		23以降無し	6	6	2	9	1
		計 (n=40)	19	9	6	11	1
⑤ その他 (以下、主な意見)					病院	8	
	<ul style="list-style-type: none"> 同窓会気分に参加している。(良い：気分転換になる／他の候補者の様子を見て刺激になる。悪い：研修としての意識がない／成果が上がらない) (2病院、7介護施設) 候補者のレベルに合わせたクラス編制・プログラムとすべき (9介護施設) 内容が不適切／必要性に疑問／模試・解説なら集合する必要はない (4病院、1介護施設) 個人指導を充実させるべき／少人数での指導をし、帰設後、フォローアップとしての模試を実施する方が良い (5介護施設) 候補者にとって移動が大変なので、開催場所を増やしてほしい (3介護施設) 				介護	19	

(注) この設問は、問10bで「効果をあげていない」と回答した全ての受入れ施設(病院：28施設、介護施設：46施設)を対象としている。

問 11a J I C W E L S の e ラーニングを候補者に利用させたことがあるか【択一】

(単位：施設)

区分	病院		
	23以降有り (n=38)	23以降無し (n=50)	計 (n=88)
受けたことがある	38	44	82

(注) 巡回学習指導が看護師候補者のみを対象とした事業であるので、この設問は病院を対象としている。

問 11b J I C W E L S の e ラーニング について の 意見

(単位：施設)

区分		そう思う	どちらか と言え ば そう思う	どちらか と言え ば 思わない	そう 思わない	分からな い
① 候補者が自分のスケジュールに合わせて勉強できるので利便性が高い	23 以降有り	15	21	0	0	2
	23 以降無し	20	19	1	2	2
② 候補者のレベルに合わせた学習が可能であり、学習効果が上がっている。	23 以降有り	10	16	2	4	6
	23 以降無し	6	18	8	6	6
③ 効果を挙げているか分からないが、他に適当なものがないので、やらせている。	23 以降有り	2	11	9	11	5
	23 以降無し	3	13	6	17	5
④ 候補者が1人でやっている状態では、あまり学習効果が上がっていない。	23 以降有り	2	10	9	10	7
	23 以降無し	5	12	8	15	4
⑤ JICWELS 以外が (有料・無料で) 提供している e ラーニングの方が良い	23 以降有り	0	3	4	22	9
	23 以降無し	2	6	4	21	11
⑥ その他 ・ 一人でも学習できる候補者であれば、有効／施設が勧めてもなかなか続かない／本当に利用していたか定かではない／効果は分からない (5 病院) ・ 一方的に話をしている内容なので、候補者がついていけない模様 (1 病院) ・ 模試が難しいので、候補者のモチベーションを上げるように段階的に難易度を上げて欲しい。(1 病院)	23 以降有り					2
	23 以降無し					4

(注) この設問は、問 11a で「利用したことがある」と回答した全ての受入れ病院 (23 以降有り：38 施設、23 以降無し：44 施設) を対象としている。

問 12 候補者を受け入れたことによる効果・影響

(単位：施設)

区分		そう思う	どちらか と言え ば そう思う	どちらか と言え ば 思わない	そう 思わない	分からな い	
① 人手不足が解消した	病院	23 以降有り	1	10	4	19	4
		23 以降無し	0	7	9	34	0
		計 (n=88)	1	17	13	53	4
	介護	23 以降有り	6	13	10	27	2
		23 以降無し	12	19	16	29	4
		計 (n=138)	18	32	26	56	6
② 職員のモチベーションが上がった	病院	23 以降有り	3	20	9	4	2
		23 以降無し	1	18	11	18	2
		計 (n=88)	4	38	20	22	4
	介護	23 以降有り	7	36	4	6	5
		23 以降無し	5	43	11	13	8
		計 (n=138)	12	79	15	19	13
③ 職場の雰囲気が明るくなった	病院	23 以降有り	7	25	2	3	1
		23 以降無し	5	30	8	6	1
		計 (n=88)	12	55	10	9	2
	介護	23 以降有り	25	23	2	4	4
		23 以降無し	19	40	7	10	4
		計 (n=138)	44	63	9	14	8

問 12 候補者を受け入れたことによる効果・影響

(前ページつづき)

区分		そう思う	どちらか と言え ば		そう 思わ ない	分 ら な い	
			そう思う	思わない			
④ 日本人職員が自己研鑽に励むなど、モチベーションが上がった	病院	23 以降有り	2	20	7	4	5
		23 以降無し	2	17	17	13	1
		計 (n=88)	4	37	24	17	6
	介護	23 以降有り	3	37	6	6	6
		23 以降無し	7	30	12	23	8
		計 (n=138)	10	67	18	29	14
⑤ 候補者を合格させようと、職場の団結力が強まった	病院	23 以降有り	2	22	2	3	9
		23 以降無し	6	22	14	7	1
		計 (n=88)	8	44	16	10	10
	介護	23 以降有り	5	28	17	4	5
		23 以降無し	8	37	12	13	10
		計 (n=138)	13	65	19	17	15
⑥ その他 (以下、主な意見)	病院					7	
	介護					8	

(注) この設問は、全ての受入れ施設 (23 以降有り病院 : 38 施設、23 以降無し病院 : 50 施設、23 以降有り介護施設 : 58 施設、23 以降無し介護施設 : 80 施設) を対象としている。

問 13 候補者を受け入れたことに起因する問題等

(単位 : 施設)

区分		そう思う	どちらか と言え ば		そう 思わ ない	分 ら な い	
			そう思う	思わない			
① 候補者の学習指導のために、研修支援者の負担が増えている	病院	23 以降有り	26	10	0	2	0
		23 以降無し	23	20	4	3	0
		計 (n=88)	49	30	4	5	0
	介護	23 以降有り	41	13	2	2	0
		23 以降無し	46	21	8	4	1
		計 (n=138)	87	34	10	6	1
② 候補者の業務をサポートするために、現場スタッフの負担が増えている	病院	23 以降有り	13	17	3	4	1
		23 以降無し	17	18	11	4	0
		計 (n=88)	30	35	14	8	1
	介護	23 以降有り	16	18	7	17	0
		23 以降無し	18	32	14	16	0
		計 (n=138)	34	50	21	33	0
③ 候補者の待遇に対して、日本人職員から不満の声が上がっている	病院	23 以降有り	2	4	5	21	6
		23 以降無し	4	6	5	32	3
		計 (n=88)	6	10	10	53	9
	介護	23 以降有り	2	9	5	40	2
		23 以降無し	9	15	11	39	6
		計 (n=138)	11	24	16	79	8

問 13 候補者を受け入れたことに起因する問題等

(前ページつづき)

区分		そう思う		どちらか と言えば そう思う		どちらか と言えば 思わない		そう 思わない		分からな い	
④ 患者／利用者や家族から不満や苦情が寄せられるなど、施設の雰囲気が悪くなった	病院	23 以降有り	1	1	5	28	3				
		23 以降無し	0	1	3	42	4				
		計 (n=88)	1	2	8	70	7				
	介護	23 以降有り	0	0	3	53	2				
		23 以降無し	0	0	7	71	2				
		計 (n=138)	0	0	10	124	4				
⑤ 支援のための経済的負担が想定以上である	病院	23 以降有り	6	21	4	7	0				
		23 以降無し	16	17	8	8	1				
		計 (n=88)	22	38	12	15	1				
	介護	23 以降有り	32	12	6	5	3				
		23 以降無し	33	26	12	5	4				
		計 (n=138)	35	38	18	10	7				
⑥ 外国人ということで、候補者の住まいの確保が難しい等、近隣住民の協力や理解が得られない	病院	23 以降有り	2	1	6	28	1				
		23 以降無し	0	4	6	39	1				
		計 (n=88)	2	5	12	67	2				
	介護	23 以降有り	0	1	9	44	4				
		23 以降無し	2	2	15	59	2				
		計 (n=138)	2	3	24	103	6				
⑦ 候補者に対して多大な支援を行い大きな負担を負っているにも関わらず、周囲からは安価な労働力として雇用していると思われるなど、実態が理解されていない	病院	23 以降有り	1	6	5	21	5				
		23 以降無し	9	6	6	27	2				
		計 (n=88)	10	12	11	48	7				
	介護	23 以降有り	4	10	6	33	5				
		23 以降無し	13	11	15	38	3				
		計 (n=138)	17	21	21	71	8				
⑦ その他								病院	4		
	<ul style="list-style-type: none"> 候補者の学習・就労に対する姿勢と施設の期待のずれ (5 受入れ施設) 候補者が制度の趣旨を分からず途中帰国したこと／結婚で永住権を獲得し退職したこと／就労態度等が不良な候補者も雇用し続ける必要があること 日本語の問題 (3 受入れ施設) 日本語能力が不十分で、業務に係る指導さえ苦労・不十分／夜勤に就けず、そのことが、候補者のモチベーションにも悪影響 生活面のフォローや煩雑な事務手続きなど、施設にとっては、様々な負担が増えたこと (2 受入れ施設) 外国人労働者を警察が特別視すること／外国人雇用が今の日本のシステムに不適合マスコミも適切な報道をせず、受入れをしにくくしていること (2 受入れ施設) 特例措置が最初から用意されていなかったため、ギリギリ不合格になった段階で候補者がすっかりやる気を無くしたこと (1 受入れ施設) 公立機関であり、支援金も無いため、学習支援はボランティア頼りになること (1 受入れ施設) 							介護	10		

(注) この設問は、全ての受入れ施設 (23 以降有り病院 : 38 施設、23 以降無し病院 : 50 施設、23 以降有り介護施設 : 58 施設、23 以降無し介護施設 : 80 施設) を対象としている。

問 14 候補者に期待する合格後の就労期間【択一】

(単位：施設)

区分	病院		介護	
	23 以降 有り (n=38)	23 以降 無し (n=50)	23 以降 有り (n=58)	23 以降 無し (n=80)
① 当院・施設で可能な限り長く働くこと	24	22	45	58
② せめて3年程度は当院・施設で働くこと	10	16	11	12
③ 合格後の就労にはこだわらない	4	12	2	10

(注) この設問は、全ての受入れ施設を対象としている。

問 15 候補者に期待する合格後の就労時における役割【択一】

(単位：施設)

区分	病院		介護	
	23 以降 有り (n=38)	23 以降 無し (n=50)	23 以降 有り (n=58)	23 以降 無し (n=80)
① 日本人職員と同程度の業務量・業務内容をこなせること	32	44	25	55
② 外国人職員のリーダー・指導役となること	4	3	15	12
③ 科内において、日本人も含む職員のリーダー・指導役となること	1	3	8	9
④ その他 ・ 合格後の就労は、今後の検討事項 ・ フロアリーダーから主任、そして管理職者として成長し、日本の介護技術のより良き理解者として日本とアジアの架け橋となり、母国の介護に貢献してほしい	1	0	8	4

(注) この設問は、全ての受入れ施設を対象としている。

問 16a 合格した候補者の現在の就労状況【択一】

(単位：施設)

区分	病院		介護	
	23 以降 有り (n=38)	23 以降 無し (n=50)	23 以降 有り (n=58)	23 以降 無し (n=80)
① まだ合格者は出ていない	28	33	51	69
② すでに帰国している	2	5	1	5
③ 別の病院・施設で働いている	1	1	2	2
④ 当院・施設にて就労中だが、日勤・夜勤とも日本人と同程度の業務はできない。	3	3	1	1
⑤ 当院・施設にて就労中だが、日勤においては日本人と同程度の業務ができるが、夜勤はできない。	4	5	1	0
⑥ 当院・施設にて就労中だが、日勤・夜勤共に日本人と同程度の業務量をこなしている。	2	7	4	5
⑦ 分からない	0	0	0	1

(注) この設問は、全ての受入れ施設を対象としている。

問 16b 合格者が日本人と同程度の業務をこなしていない理由

(単位：施設)

区分		そう思う	どちらか	どちらか	そう	分からな
			と言え	と言え		
			そう思う	思わない		
① 日常業務で用いる日本語が不足しているため	病院	4	7	2	2	0
	介護	2	0	1	0	0
② 日常業務で使用する医療／介護の知識や技術が不足しているため	病院	3	6	4	2	0
	介護	2	0	0	1	0
③ 患者／利用者の容体急変時や緊急時に対応できる日本語能力が不足しているため	病院	7	7	1	0	0
	介護	2	1	0	0	0
④ 患者／利用者の容体急変時や緊急時に対応できる医療／介護の知識や技術が不足しているため	病院	5	5	4	1	0
	介護	3	0	0	0	0
⑤ 日本人介護職員だけで人員が足りているため	病院	0	0	3	12	0
	介護	0	2	0	1	0
⑥ その他 ・ 日本語の微妙なニュアンスを理解していない模様。患者／利用者が外国人ということのためらっているように感じる	病院					1
	介護					0

(注) この設問は、問 16a で④「日勤・夜勤とも日本人と同程度の業務はできない」、⑤「夜勤は日本人と同程度の業務はできない」と回答した全ての受入れ施設（病院：15 施設、介護施設：3 施設）を対象としている。

問 17 候補者の受入れに関し、J I C W E L S に求めること

(単位：施設)

区分	回答者	そう思う	どちらか	どちらか	そう	分からな	
			と言え	と言え			
			そう思う	思わない			
① 各施設で候補者への学習計画を作成する場に参加してほしい	病院	23 以降有り	9	11	6	7	5
		23 以降無し	13	10	6	16	5
		計 (n=88)	22	21	12	23	10
	介護	23 以降有り	4	12	6	32	4
		23 以降無し	6	17	25	26	6
		計 (n=138)	10	29	31	58	10
② 施設で作成した学習計画で合格が望めるか、評価してほしい	病院	23 以降有り	7	15	7	7	2
		23 以降無し	12	14	9	13	2
		計 (n=88)	19	29	16	20	4
	介護	23 以降有り	10	11	8	27	2
		23 以降無し	14	18	19	21	8
		計 (n=138)	24	29	27	48	10
③ マッチング時の候補者に関する情報を充実させてほしい	病院	23 以降有り	21	14	2	1	0
		23 以降無し	25	18	1	4	2
		計 (n=88)	46	32	3	5	2
	介護	23 以降有り	38	15	1	3	1
		23 以降無し	45	27	3	1	4
		計 (n=138)	83	42	4	4	5
④ あっせん機関として、候補者の適性の有無をしっかりと確認してほしい	病院	23 以降有り	24	8	5	1	0
		23 以降無し	36	9	2	2	1
		計 (n=88)	60	17	7	3	1
	介護	23 以降有り	41	10	3	1	3
		23 以降無し	53	20	2	2	3
		計 (n=138)	94	30	5	3	6

問 17 候補者の受入れに関し、J I C W E L Sに求めること

(前ページつづき)

区分	回答者	そう思う	どちらか と言え ば		そう 思わ ない	分 か ら な い
			そう 思う	思 わ な い		
⑤ あっせん機関として、候補者の学歴や職歴に関する情報をしっかり確認してほしい	病院	23 以降有り	18	18	2	0
		23 以降無し	32	14	1	2
		計 (n=88)	50	32	3	2
	介護	23 以降有り	38	13	5	2
		23 以降無し	41	30	3	2
		計 (n=138)	79	43	8	4
⑥ 各施設の取組事例をデータベース化して提供するなど、施設間の情報格差を是正するようなシステムを作してほしい	病院	23 以降有り	14	19	1	2
		23 以降無し	19	24	4	2
		計 (n=88)	33	43	5	4
	介護	23 以降有り	19	32	4	2
		23 以降無し	37	30	9	2
		計 (n=138)	56	62	13	4
⑦ 候補者の学習やその指導上で疑問や困ったことがある場合は直接相談したいので、大学や予備校の講師等の専門家を紹介してほしい	病院	23 以降有り	9	17	5	4
		23 以降無し	17	17	5	9
		計 (n=88)	26	34	10	13
	介護	23 以降有り	8	32	6	8
		23 以降無し	17	35	14	8
		計 (n=138)	25	67	20	16
⑧ その他 【学習支援について】 ・ 施設任せで施設の負担が増加することを避けるべく、学習支援のあり方を見直してほしい (7 受入れ施設) ・ 施設任せではない学習スケジュールの作成・提示、それに沿った学習支援 (3 受入れ施設) ・ 県や地域単位での勉強会の開催 (2 受入れ施設) ・ 受入れ2年目以降の学習計画について、1年目のテスト・研修結果を踏まえ、評価・アドバイスがほしい ・ 国家試験合格だけでなく、就労も踏まえた研修・学習計画であるべきことを理解してほしい ・ モバイル学習支援コンテンツの開発 ・ 集合研修など、学習支援の拡充 ・ 施設で依頼している専門家の解雇を勧めるなどの過度な干渉を避けてほしい 【日本語について】 ・ 就労に必要な日本語の要件の設定 (4 受入れ施設) ・ 日本語の学習支援の充実 ・ 日本語専門家について、適者の選定 【その他】 ・ 候補者に、事前に日本での就労・学習の意味について教えておいてほしい (2 受入れ施設) ・ 施設に対してもう少し支援する体制・姿勢を示してほしい ・ 合格後の就労者の支援の強化 ・ 介護福祉士の就学コースの復活	病院	7				
	介護	20				

(注) この設問は、全ての受入れ施設 (23 以降有り病院 : 38 施設、23 以降無し病院 : 50 施設、23 以降有り介護施設 : 58 施設、23 以降無し介護施設 : 80 施設) を対象としている。

問 18 必要と思われる制度の改善点

(単位：施設)

区分	回答者	そう思う	どちらか と言え そう思う		そう 思わない	分からな い
			どちらか と言え そう思う	どちらか と言え 思わない		
① 今後開始する日ベトナム EPA の取り決めのよう に、候補者の入国には一定の日本語能力の条件を設けるべきである	病院	23 以降有り	33	5	0	0
		23 以降無し	39	10	0	0
		計 (n=88)	72	15	0	0
	介護	23 以降有り	45	12	0	1
		計 (n=138)	99	36	0	1
② 平成 20、21 年度に来日した候補者に認められて いる 1 年間の在留期間の延長特例措置は、優秀でやる気のある候補者にとっては学習の励みになり、また、病院・施設としてもそれまでの投資が無駄にならないので恒久化すべき	病院	23 以降有り	17	14	3	1
		23 以降無し	16	17	10	6
		計 (n=88)	33	31	13	9
	介護	23 以降有り	43	9	3	3
		計 (n=138)	94	28	6	8
③ 介護については業務内容も日本人スタッフと変わらず、雇用や給与の条件も同じなので、介護施設においては人員配置基準にも日本人と同じく算定に入れられるようにすべき	病院	23 以降有り	16	14	3	1
		23 以降無し	21	12	6	2
		計 (n=88)	37	26	9	3
	介護	23 以降有り	48	5	2	3
		計 (n=138)	106	17	7	5
④ 急性期の患者も抱える病院で看護師候補者を受け入れるのは負担が大きく、また、たとえ合格し採用しても、就労中の指導が大変である 看護師が不足している介護施設で受け入れ、採用を目指した方がよい	病院	23 以降有り	6	11	5	7
		23 以降無し	7	13	12	12
		計 (n=88)	13	24	17	19
	介護	23 以降有り	23	5	5	8
		計 (n=138)	37	18	15	23
その他						8
【国の姿勢・制度の考え方について】						病院 介護
<ul style="list-style-type: none"> ・ 不合格者にかかった費用がいくら無駄になったか、政府は公表すべき ・ 施設で様々な準備をし、負担をするのが、当たり前と思われているのがおかしい ・ 厚生労働省、経済産業省、JICWELS も無責任で、負担は施設任せ ・ 日本人と同等報酬など無責任に決定し、改善が見られず、制度の不備と思える ・ 相手国と日本の双方がプラスとなる仕組みとすべき 						
【受入れ前の手続き・研修中の指導等について】						29
<ul style="list-style-type: none"> ・ マッチングの詳細が明らかにされていないのがおかしい ・ 候補生の資格のチェックを日本側が行うべき。当然行っていると信頼して受け入れているのに裏切られた気持ち ・ 受入れ前に候補者の就労研修への適応性を見て選抜を行うべき ・ 国家試験受験のために来日していることを事前にしっかり理解するまで教えてほしい ・ 受入れ前の研修時、金銭管理についての指導を望む。施設に所持金をほとんど持たずに来る者も少なくない ・ 採用時点で候補者の意思を施設にも提供すべき 						
【候補者の意識・学習意欲について】						
<ul style="list-style-type: none"> ・ 国家試験についての情報・認識が低い ・ 出稼ぎ目的の候補者もいるため、施設の期待（合格して、就労してほしい）と乖離している場合がある。あまりにひどい場合は、ペナルティがあつて然るべき ・ 国の目的と候補者本人の目的にずれがある ・ 模試を増やすなど、自分のレベルがどれぐらいなのか解らせてあげてほしい ・ 学習態度が悪い者や学習の成果が著しく低い者に対しては、契約解除もあり得るとすべき ・ 短期間の出稼ぎ意識で来ている候補者に制度の趣旨を伝え、意識を変えさせるのに時間を要した。この点、改善を求める ・ 出稼ぎ目的で学習しない者、来日の目的への意識や積極性が低い者がいるので、 						

<p>今後は、資格取得という目的を真に自覚している候補者を望む</p> <p>【学習支援について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県単位での勉強会の開催 ・ 候補者のモチベーションの維持・アップに資する取組があると良い <p>【日本語について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 受入れ施設での研修・就労を円滑にするため、一定の日本語能力を備えた者を来日させるべき ・ 日本語ができないと国家試験に合格できないことを最後まで理解していなかったようだ ・ 国家試験の日本語が外国人には複雑すぎるので、日本語専門家も監修に加わるべき <p>【合格後の規定等について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国家試験合格後、受入れ施設で最低3年は勤務するなど、受入れ施設の負担を考慮した制度改正を期待 ・ 試験に合格しても施設で働いてくれる確約がなく、改善を求める。 <p>【人員配置基準の算定について（8受入れ施設）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 就労1年もすれば日常業務は問題なくこなすことができるというアンケート結果もある。1年経過後及びN3であれば算定できるなどの仕組の導入を強く希望 ・ 受入れにより施設の経済的負担は大きい。日本人スタッフと同じ業務内容をこなし、仕事ぶりも優秀なのに、算定されないのは、施設にとってはマイナス ・ 算定されないのに、教育・指導までして、就労する保証もないなら、どこも受け入れなくなる。現に、受け入れ施設は当初に比べ激減している ・ 人員配置基準で1人とカウントすることは難しいかもしれないが、せめて0.5人としてほしい <p>【その他の現制度の改正】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現在の3年／4年の就労研修期間が短すぎる。特例延長でなく、最初から5年程度の期間とすれば、様々な改善が図られる。現状のまま学習支援内容を変えたり情報共有をしたりしても、EPA候補者・就労者の定着に繋がらない ・ 就業時間中の学習を推奨しているが、このことに対しては日本人スタッフから納得を得られないこともあり、就業時間中に学習させる場合には、報酬を日本人と同等とするとの条件を外すべき ・ 特例措置はありがたいが、もう少し基準を厳しくすべき。 <p>【その他の新たな制度の導入など】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 母国の看護師有資格者への優遇措置の導入（9受入れ施設） 看護師資格を有している者は何らかの優遇措置を導入すべき／看護師有資格者は、介護福祉士国家資格を免除するなどの措置を導入すべき ・ 介護福祉士の資格を取得後、就労し、希望する者には看護師資格を得るための仕組みを作ってほしい ・ 日本人と同じ要件を課すことから、あらゆる意味で負担が増えるのではないか。「外国人介護福祉士」の独自資格を創設し、就労可能とし、労働力として確保できるようにすべき（2受入れ施設） ・ 3年間就労した介護福祉士試験に合格しなかった者への優遇措置の導入（2受入れ施設） <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 在留資格にかかる手続きが候補者には難しすぎるようだ。JICWELSが関わっているのだから、もっとわかりやすくすべき ・ 厚生労働省に対する評価・意見も調査すべきだ ・ 日本で専門職として就労しようとする外国人候補者が失望しない仕組みと取り組みを切望する ・ 人材確保という視点から現在の制度を見直し、整備していくことが重要（3受入れ施設） 		
---	--	--

(注) この設問は、全ての受入れ施設（23以降有り病院：38施設、23以降無し病院：50施設、23以降有り介護施設：58施設、23以降無し介護施設：80施設）を対象としている。

ウ 候補者及び合格者のうち既に帰国済みの者による回答の結果

インドネシア人及びフィリピン人の候補者及び合格者のうち、既に日本を離れた者による本省意識調査への回答結果の概要は以下のとおりである。なお、回答数が少ないため、主なもののみを参考として掲載する。

問 1 帰国の理由【複数回答】

(単位：人)

区分	(n=10)
① 親の指示により	1
② 家族の病気のため	1
③ 結婚するため	0
④ 出産・育児のため	1
⑤ 自身が病気となったため	0
⑥ ホームシックのため	1
⑦ 日本ではなく、他国へ行くこととなったため	1
⑧ 日本が合わなかったから	0
⑨ 働いていた施設・病院があわなかったから	9
⑩ 母国で他の仕事に就くため	1
⑪ 必要な分だけ稼ぐことができたから	0
⑫ 国家試験を受験したが不合格となったため	7
⑬ 国家試験の合格は難しいと思ったため	0
⑭ 施設から帰国を勧められたから	0
⑮ その他	2

問 2 a 現在の状況【択一】

(単位：人)

区分	(n=10)
① 無職	0
② 求職中（就職のため活動中）	4
③ 就職	6

(注) この設問は、全ての帰国者を対象としている。

問 2 b 就労中・求職中の者の就職（希望）先【択一】

(単位：人)

区分	(n=10)
① 看護・介護関係で母国内の職場	4
② 看護・介護関係で日本以外の国の職場	1
③ 看護・介護関係で日本の職場	1
④ 看護・介護関係でなく母国内の母国企業	2
⑤ 看護・介護関係でなく母国内の日本企業	2

(注) 1 この設問は、問 2 a で②「求職中」あるいは③「就職」を回答した者を対象としている。
 2 本設問においては、この他の選択肢も用意したが、ここでは回答が集まった選択肢だけを掲載している。

問2c① 求職、就職に際して、EPA候補者であったことはプラスとなるか【択一】

(単位：人)

区分	(n=10)
プラスとなる	8

(注) この設問は、問2aで②「求職中」或いは③「就職」を回答した者を対象としている。

問2c② EPA候補者であったことがプラスになるとした理由【複数回答】(単位：人)

区分	(n=8)
① 日本語ができるということがアピール材料となるから	6
② 日本の医療技術を習得したことがアピール材料となるから	2
③ 日本の施設で正規職員として雇用されていた実績がアピール材料となるから	4
④ EPAプログラムで選抜された実績がアピール材料となるから	2
⑤ 日本でなくても構わないが、海外で就労経験があることがアピール材料となるから	4
⑥ その他	1

(注) この設問は、問2c①でプラスになると回答した者を対象としている。

問3 日本での研修・就労中の勉強における問題点【複数回答】

(単位：人)

区分	(n=10)
① 日本語学習に際し、施設内に適当な指導者がいなかった	3
② 日本語の学習時間が十分に持てなかった	5
③ 日本語学習に際し、適当な教材がなかった	2
④ 日本語学習に際し、施設外部の専門家による適切なアドバイスがなかった	2
⑤ 国家試験の受験勉強に際し、施設内に適当な指導者がいなかった	5
⑥ 受験勉強の学習時間が十分に持てなかった	6
⑦ 受験勉強に際し、適当な教材がなかった	1
⑧ 受験勉強に際し、施設外部の専門家による適切なアドバイスがなかった	3
⑨ 試験に向けて、自分自身のモチベーションを維持しつづけること	4
⑩ その他	5

(注) この設問は、全ての帰国者を対象としている。

問4 日本での研修・就労中の勉強以外において苦勞したこと【複数回答】

(単位：人)

区分	(n=10)
① 日本語での日本人スタッフとのコミュニケーション	5
② 日本語での患者・利用者とのコミュニケーション	4
③ 国民性や宗教等の違いから来る、日本人との意思疎通の困難性	6
④ 日本の文化・習慣を理解し、慣れること	2
⑤ 他の候補者との人間関係や共同生活	2
⑥ 施設・病院内での人間関係	3
⑦ その他	5

(注) この設問は、全ての帰国者を対象としている。

問5 日本での滞在中に問題・悩みを一番多く相談した相手【択一】 (単位：人)

	(n=10)
① 施設の研修責任者、支援者や他のスタッフ	4
② 同じ時に入国した他の施設で就労中の候補者	4
③ 日本にいる同国の友人・知人・家族(親戚)	2

(注) 1 この設問は、全ての帰国者を対象としている。

2 本設問においては、この他選択肢も用意したが、ここでは回答が集まった選択肢だけを掲載している。

問6a JICWELSの巡回訪問で、専門家による日本語又は看護・介護に係る指導を受けたか【択一】 (単位：人)

区分	(n=10)
受けたことがある	9

(注) この設問は、全ての帰国者を対象としている。

問6b① 日本語又は看護・介護に係る専門家の指導で良かった点【複数回答】 (単位：人)

区分	(n=9)
① テストを受けてからその結果に沿ってアドバイスをくれた点	8
② 普段、学習に使っているテキストを見ながらの具体的アドバイス	5
③ 対面で話をし、こちらの弱点を理解した上で、的確なアドバイス	1
④ 病院・施設の研修支援者に対し、学習支援・指導方法を教えた	3
⑤ 他の病院・施設の候補者の学習方法を紹介してくれた	3
⑥ その他	2

(注) この設問は、問6aで①「指導を受けたことがある」と回答した者を対象としている。

問6b② 日本語又は看護・介護に係る専門家の指導で良くなかった点【複数回答】

(単位：人)

区分	(n=9)
① 説明やアドバイスが不十分で疑問が解決できなかった点	3
② 指導の内容が分かりづらかった点	0
③ 指導時間が短かった点	6
④ 研修支援者を交えて説明・アドバイスが無かった(あるいは少ない)点	2
⑤ こちらの弱点を理解せず、的確なアドバイスが無かった点	0
⑥ アドバイスの内容が、当時の自分にとっては難し過ぎた点	0
⑦ その他	2

(注) この設問は、問6aで①「指導を受けたことがある」と回答した者を対象としている。

問7a 病院・施設での研修中、JICWELSの集合研修に参加したことがあるか【択一】

(単位：人)

区分	(n=10)
集合研修に参加したことがある	10

(注) この設問は、全ての帰国者を対象としている。

問7b① 集合研修で良かった点【複数回答】

(単位：人)

区分	(n=10)
① 他病院・施設の候補生と会うことで、気分転換になった点	8
② 病院・施設外で学習することで、気分転換になった点	4
③ 講師の指導が分かり易かった点	5
④ 講義のレベルが自分の学習レベルと合っていた点	2
⑤ 同じ目的を持つ候補者と会うことで、モチベーションが向上した点	8
⑥ 勉強したい内容を指導してもらえた点	4
⑦ その他	2

(注) この設問は、問7aで①「集合研修に参加したことがある」と回答した者を対象としている。

問7b② 集合研修で良くなかった点【複数回答】

(単位：人)

区分	(n=10)
① 講師の喋る日本語が早すぎたり難しすぎたりして十分理解できなかった点	0
② 自分の学習レベルと講義のレベルが合っていなかった点	2
③ 講師の説明内容が高度すぎであったこと等により、説明がうまくなく、理解がよくできなかった点	1
④ 勉強したい内容を指導してもらえなかった点	0
⑤ 集合研修に参加したくなかったが、強制的に参加させられた点	0
⑥ 参加者同士で理解・学習の進捗度合いに違いがありすぎた点	1
⑦ その他	7

(注) この設問は、問7aで①「集合研修に参加したことがある」と回答した者を対象としている。

問8 国家試験の配慮事項についての意見【択一】

(単位：人)

区分	(n=10)
① 候補者は試験に受かる目的で来日している。病名だけでなく、試験の問題文全てに英語やインドネシア語を併記し、かつ試験時間もさらに延長すべきである	4
② 病名だけでなく、試験の問題文全てに英語やインドネシア語を併記すべきである	1
③ 今回決まった試験時間の延長(看護1.3倍、介護1.5倍)程度では、十分な緩和策だとは思わない。もっと試験時間を延長すべきである	2
④ 現場業務には日本人と同じような日本語能力が必要である。よって、たとえ外国人といえども、日本人と全く同じ試験に合格すべきである	3

(注) 1 この設問は、全ての帰国者を対象としている。

2 本設問においては、この他の選択肢も用意したが、ここでは回答が集まった選択肢だけを掲載している。

問9 平成20年度、21年度の入国者を対象に実施された特例措置についての意見【択一】

(単位：人)

区分	(n=10)
① 試験の成績次第で延長が認められ、受験のチャンスが増えるので、候補者の励みになって良い。今後も続けるべき	2
② 試験成績にかかわらず、施設が認めれば延長出来る制度などにした方が良い	4
③ 日本語の十分な能力が絶対的に必要なので、在留期間を看護3年、介護4年ではなく、もっと延長すべきである	4

(注) 1 この設問は、全ての帰国者を対象としている。

2 本設問においては、この他の選択肢も用意したが、ここでは回答が集まった選択肢だけを掲載している。

問10 EPAについての意見【複数回答】

トータルとしてEPAのプログラムに参加してどのような意見を有しているかを見るため、「あなたの知人が『EPAプログラムへの参加に興味がある』と言ってきたら、あなたはどうかアドバイスするか」と尋ねたところ、結果は次表のとおりとなった。

(単位：人)

区分	(n=10)
① 日本は給料等の待遇が良いので勧める	4
② 日本は治安が良く暮らしやすいので勧める	5
③ 日本の進んだ医療・介護技術を学ぶことができるので勧める	4
④ 日本での就労経験は帰国後も役に立つので勧める	4
⑤ 日本語を身につければ、帰国後も就職活動等に役立つので勧める	3
⑥ 日本に行くなら、施設・地域選びが重要だとアドバイスする	3
⑦ 日本での就労は得ることが少なく、苦勞が多いのでやめた方が良いと言う	0
⑧ 日本語の学習や国家試験の受験勉強が大変だから、やめた方が良いと言う	1
⑨ 日本語の修得が難しく、仕事で苦勞するので、やめた方が良いと言う	0
⑩ 他国へは競争率が高くて難しくとも、就労においては言葉や文化・社会的な面で苦勞が少ないので、そちらを勧める	0
⑪ 日本の資格を取っても国際的に意味が無いので、やめておいた方が良いと言う	1
⑫ その他	5

(注) この設問は、全ての帰国者を対象としている。

問11 現在の日本の看護師・介護福祉士の国家資格の取得の希望の有無【択一】

(単位：人)

区分	(n=8)
① 希望している	8
② 希望していない	0

(注) この設問は、全ての帰国者を対象としている。

3 外国人留学生の在籍管理等

制度の概要等	説明図表番号
<p>(1) 外国人留学生の受入れに関する政策・制度の概要</p> <p>ア 外国人留学生受入れに関する制度の概要等</p> <p>(7) 外国人留学生受入れ制度</p> <p>a 本勧告でいう外国人留学生の定義</p> <p>外国人留学生とは「入管法」においては、「本邦の大学、高等専門学校、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）若しくは、特別支援学校の高等部、専修学校若しくは各種学校又は設備及び編制に関してこれらに準ずる機関において教育を受ける活動をする者」とされている。本勧告において外国人留学生とは、「留学」の在留資格を取得し、大学、大学院、短期大学、高等専門学校又は専修学校（専門課程）に在籍して学習に専念する者及び我が国の大学に入学するための準備教育課程を設置する教育施設において教育を受ける者を指している。</p> <p>b 在留資格としての「留学」</p> <p>(a) 在留資格「留学」と「就学」の一本化</p> <p>平成 22 年 7 月 1 日以前は、教育機関の形態により、在留資格は「留学」（大学、大学院、高等専門学校、専修学校専門課程等）と「就学」（専修学校高等課程、専修学校一般課程、各種学校等）に区分されており、認められる在留期間も「留学」の場合は、2 年 3 月、2 年又は 1 年 3 月、1 年であり、また「就学」の場合は、1 年 3 月、1 年又は 6 月であり、差異があった。</p> <p>しかし、就学生として日本語教育機関等で学んだ後、「留学」の在留資格を取得し、大学等へ進学する傾向が高まり、「就学」の位置付けについて「留学」のためのワンステップとする傾向が強まったことを背景として、外国人留学生の安定的な在留及び負担軽減のため、入管法等改正法により、在留資格「留学」への一本化が行われた。</p> <p>(b) 在留期間の拡大</p> <p>入管法等改正法が平成 24 年 7 月に施行されたことに伴う、新しい在留管理制度では、法務大臣が、我が国に在留資格を持って中長期間在留する外国人を対象として、その在留状況を継続的に把握し、対象者には、基本的身分事項、在留資格、在留期間、顔写真等が記載された在留カードが交付されることとなった。この制度の導入により、法務省入国管理局及び地方入国管</p>	<p>図表 3-(1)-①</p> <p>図表 3-(1)-②</p> <p>図表 3-(1)-③</p> <p>図表 3-(1)-④</p>

理局・支局・派出所（以下「入国管理局」という。）においては、在留状況をこれまで以上に正確に把握できるとされ、在留期間の上限がこれまでの3年から5年に変更された。これを受け、在留資格「留学」に認められる在留期間として、4年3月、4年、3年3月、3年及び3月が創設され、従来どおりの2年3月、2年、1年3月、1年、6月に追加された。

(イ) 留学生の種類

日本への留学は、以下の4種類に分類することができ、留学経費の負担方法、留学の期間が異なっている。

a 国費外国人留学生(日本政府奨学金留学生)

日本国政府と国交のある国の出身で（無国籍でも応募可能）、日本の高等教育機関で学ぶ意欲のある者を対象として、大使館推薦、大学推薦、国内推薦の3つの方法で選考が行われる。教育機関・課程により給付期間は異なるが、渡航費及び日本国内での滞在費が、日本国政府から支給される。平成23年度の国費外国人留学生数は9,396人であり、留学生総数（18万8,065人）の1割にも満たない。

b 私費外国人留学生

日本に留学する学生の大半が、経費を自己負担する私費外国人留学生である。学生が大学等に入学するには、海外から志望大学等の選考を経て入学する方法か、又は、渡日後、日本語教育施設に入学し1年程度の日本語教育を受けて進学する方法がある。

なお、当省が調査した大学によれば、ほとんどの留学生は、日本語教育機関での日本語教育を受けた上で、大学・短期大学（以下「大学等」という。）に進学する傾向にあるとしているが、法務省においては、日本語教育機関に入学し、大学等に進学する者の数は把握していないとしている。

c 外国政府派遣留学生

諸外国の中には、人材養成を推進するため、当該国政府の経費負担により留学生を派遣し、日本国政府に対して、その受入れについての協力を要請するところがある。これらの留学生は国費外国人留学生（日本政府奨学金留学生）ではないため、私費外国人留学生に位置付けられている。現在、日本国政府は、マレーシア等各国政府の人材育成を支援し、国際協力を積極的に推進する立

図表3-(1)-⑤

場から、これらの国の留学生に対して、教育機関への受入れあっせん等必要な協力を行っている。

d 短期留学生・交換留学生

短期留学とは、主として大学間交流協定に基づいて、母国の大学に在籍しつつ、他国の大学等における学習や異文化、語学の習得等を目的とし、おおむね1学年以内の1学期間又は複数学期留学するものである。交換留学とは、このように大学間協定を結んだ大学が相互に留学生を派遣し、受け入れる留学のことをいう。学費は通常、在籍中の大学に支払うことが多い。

イ 留学生の受入拡大政策の概要

(7) 留学生受入れ拡大計画

a 10万人計画の背景と概要

現在の我が国における留学生政策は、昭和58年当時の中曽根内閣総理大臣の指示に基づき、同年8月の「21世紀への留学生政策に関する提言」（以下「政策提言」という。）及び昭和59年6月の「21世紀への留学生政策の展開について」（以下「政策展開」という。）という文部省（当時）の2つの有識者会議報告により、枠組みが形づくられた。

政策提言においては、我が国は21世紀初頭までに、当時のフランスと同程度の10万人の留学生受入れ国となるという目標が掲げられ（当時の議論の前提となった昭和57年の受入れ数は8,116人）、それを受け政策展開において、受入れ政策の長期的指針が示されている。しかし、実際に留学生数が10万人に達したのは平成15年（10万9,508人）であり、当初の計画より3年遅れた。

b 30万人計画の背景と概要

10万人の受入れという目標は、平成15年に達成されたものの、目標が達成される頃から、留学生の質の低下が懸念されるようになり、平成19年頃からは、政府の有識者会議等で議論されるようになった。こうした議論の背景として、社会・経済のグローバル化が急速に進展し、世界各国が優秀な人材を求め中、高等教育の段階から人材を確保しなければ、国際的な頭脳獲得競争に勝てないという認識が浸透してきたことが挙げられる。

新たな留学生受入れ拡大が議論される中、福田内閣総理大臣（当時）は平成20年の第169回国会（常会）における施政方針演説の中で、「30万人計画」を策定し、実施に移すと共に、産学官連携に

図表3-(1)-⑥

図表3-(1)-⑦

図表3-(1)-⑧

よる海外の優秀な人材の大学院・企業への受入れの拡大を進めることを述べた。これを受け、文部科学省の中央教育審議会では、大学分科会の下に留学生特別委員会を設け、新たな留学生政策の策定についての調査・審議を行った。これらの検討を経て、「経済財政改革の基本方針 2008」（平成 20 年 6 月 27 日閣議決定）において、平成 20 年度中に「グローバル 30（国際化拠点大学 30）等のプログラムをはじめとする留学生 30 万人計画を策定し、具体化を進める」とされ、「平成 32 年度を目途に、留学生数を 30 万人とすることを目指す」という目標が明記された。なお、平成 23 年における留学生数は、13 万 8,075 人となっている（注）。

（注）独立行政法人日本学生支援機構（以下「JASSO」という。）の「外国人留学生在籍状況調査」（5 月 1 日現在）による。なお、本集計には、日本語教育機関への留学生は含まれていない。また、法務省統計によると、平成 23 年度（24 年 1 月 1 日現在）の留学生数は 18 万 8,605 人である。

（イ） 留学生受入れ拡大に係る政策

a 10 万人計画の当初

10 万人計画が始まった昭和 58 年と時期を同じくして、法務省は、留学生の資格外活動（アルバイト）を解禁した。

また、留学生を大学等に送り込む役割を担う日本語学校は、その当時、学校設置基準や、認可制度もなく、個人や有限会社であっても自由に日本語学校を開校でき、入学許可書を発行すれば、海外から学生を招聘することが可能であった。その結果、日本語学校に在籍する、又は日本語学校出身である不法就労者や、不法残留者が増加した。昭和 63 年 11 月には、中国で、日本語学校が入学許可書を乱発したことによって、入学金を払い込んだにもかかわらず、入国ビザがとれない事態に怒った数百人が日本国上海総領事館を取り囲む事件が起きた。

b 厳格な審査の実施

この事態を受けて、平成元年（施行は平成 2 年）に入管法が改正され、入国管理局では日本語学校に対し、極めて厳しい指導を行うようになった（なお、当該改正の際に在留資格「留学」及び「就学」が制度化された。）。

また、財団法人日本語教育振興協会による日本語学校の審査等も開始された。これにより、就学生が激減し、大学等に入学する留学生数も停滞した。

さらに、平成 8 年から入国管理局は、日本語学校に対し、国別、不法残留率による学校別の審査（不法残留率が 5 % 以上となると、

図表 3-(1)-⑨

非適格校とされ、従来どおりの「厳格な審査」の対象となる。)を開始した。

c 緩和と厳格化の方針の繰り返し

平成 12 年、入国管理局は、この国別、不法残留率による学校別の審査対象者を、大学等と専修学校・各種学校（以下「専修学校等」という。）への入学予定者に拡大し、不法残留者を多く発生させたこれら教育機関に対しては、審査を厳格に行うという条件の下、財政、学歴等の書類添付を一切求めず、申請書と写真のみで、在留資格認定書を発給するという方針に変更した。しかし、学生の定員不足を留学生で埋めようとする大学等の問題が露呈し、留学生の量的拡大を急ぐあまり、質の低下を招いたのではないかと議論されるようになった。

結果的には、平成 15 年 11 月から、留学生の入国に係る各種審査が再び厳格化され、受入れ数は減少した。現在はこの方針を保ちつつ、出来るだけ教育機関の学生選考結果・入学許可事実を尊重しながら、在留資格審査を行っている。

ウ 留学生の実態

(7) 受入れ人数・実態

平成 23 年度の在留資格「留学」の外国人登録者数は、18 万 8,605 人となっており、前年度の 20 万 1,511 人と比較して、6.4%の減少となっている。

また、留学生を受け入れている教育機関数は、日本語教育機関及び準備教育課程（注 1）については、「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件」（平成 2 年法務省告示第 145 号）により留学生の受入れが可能な学校が定められているため、法務省において把握が可能となっている。平成 23 年度に同省において留学生の在籍管理状況等（注 2）を確認した教育機関は、日本語教育機関 349 校、準備教育課程 20 校となっている。

しかし、留学生を受け入れている大学等や専修学校等の数については、これら教育機関側の届出等が義務化されておらず、実態把握が十分に行われていない。法務省が把握している限りでは、平成 23 年度に留学生の在籍管理状況等を確認した教育機関は専修学校が 889 校となっており、また、文部科学省が JASSO 調査により把握している平成 23 年度に留学生を受け入れた大学は 633 校、短期大学は 124 校となっている。

図表 3-(1)-⑩
図表 3-(1)-⑪
図表 3-(1)-⑫

<p>(注1) 準備教育課程は、諸外国において高等学校に対応する学校の課程を修了した者で、我が国の大学等に入学することを目的とする者に対し、日本語その他大学等に入学するために必要な教科に係る教育を行うことを目的としており、文部科学大臣が指定した教育施設のことである。</p> <p>(注2) 本報告書においては、留学生が教育機関に入学し、在籍している期間における教育機関の行う出欠の管理、生活指導等について「在籍管理」と称し、退学除籍卒業等により在籍しなくなった後の、在留資格満了時までの教育機関の留学生の帰国の確認等といった取組を「卒業後等の在留管理」と称する。</p>	<p>図表 3-(1)-⑬</p>
<p>(イ) 不法残留者数</p> <p>平成 23 年度の在留資格「留学」における不法残留者数は、3,187 人となっている。この数は、平成 23 年度の不法残留者総数 6 万 7,065 人のうち、不法残留者数が 1 番多い「短期滞在」4 万 6,845 人、2 番目に多い「日本人の配偶者等」5,060 人の次に多いものである。</p>	<p>図表 3-(1)-⑭</p>
<p>(ウ) 留学生に占める不法残留者数の推移</p> <p>平成 12 年度に我が国に在留していた留学生総数は 11 万 4,761 人であったのに対し、同年に留学生で不法残留者となった者は 1 万 4,426 人で、留学生に占める不法残留者数の割合は 12.6%であった。近年は、留学生に占める不法残留者数は年々減少してきており、平成 21 年度は 19 万 2,668 人に対し 5,842 人 (3.0%)、22 年度は 20 万 1,511 人に対し 4,322 人 (2.1%)、23 年度は 18 万 8,605 人に対し 3,187 人 (1.7%) となっている。</p>	<p>図表 3-(1)-⑮ 図表 3-(1)-⑯</p>
<p>エ 私費外国人留学生等に対する支援</p>	
<p>(ア) 私費外国人留学生学習奨励費</p> <p>JASSO は、独立行政法人日本学生支援機構法（平成 15 年法律第 94 号）第 13 条 1 項 2 号に規定される業務（外国人留学生、我が国に留学を志願する外国人及び外国に派遣される留学生に対し、学資の支給その他必要な援助を行うこと。）を実施するため、私費外国人留学生学習奨励費給付制度を設けている。</p> <p>当該制度は、大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校の専門課程、我が国の大学に入学するための準備教育を行う課程を設置する教育機関に在籍する私費外国人留学生のうち、学業、人物ともに優れ、かつ、経済的理由により、修学に困難があるものに対し、学習奨励のための奨学金を給付する制度である。</p> <p>この給付制度における「私費外国人留学生」とは、我が国の大学等に在籍する外国人留学生（入管法別表 1 に定める「留学」の在留資格を有する者（予定者を含む。)) で、「国費外国人留学生制度実施要項」（昭和 29 年 3 月 31 日文部大臣裁定）に定める国費外国人留学</p>	<p>図表 3-(1)-⑰ 図表 3-(1)-⑱</p>

<p>生及び外国政府の派遣する留学生以外の者を指す。</p> <p>この給付制度によって学習奨励費を受けている私費外国人留学生は、平成 23 年度は、1 万 3,421 人であり、在籍する教育機関別に見ると大学 533 校、短期大学 71 校、専修学校 367 校、日本語教育機関 225 校となっている。</p>	<p>図表 3-(1)-⑱</p>
<p>(イ) 私立大学等経常費補助金（特別補助）</p> <p>日本私立学校振興・共済事業団（以下「私学共済事業団」という。）は、私立学校振興助成法（昭和 50 年法律第 61 号）第 4 条の規定等に基づき、国の補助金を財源として、私立大学等を設置する学校法人に対し、私立大学等経常費補助金を交付している。当該補助金は、私立大学等の教育又は研究に係る経常的経費の 2 分の 1 以内を補助する「一般補助」と、学術や教育の振興のため補助金を増額交付する「特別補助」に分けられている。</p> <p>私学共済事業団は、「特別補助」による支援の一つとして、「大学等の国際交流の基盤整備への支援」を行っており、グローバル化に対応した教育研究環境を整備するため、①学生や教員の海外からの受入れ、②海外からの教員の招へい、③学生の海外派遣、④教員の海外派遣、⑤大学等のグローバル化に向けた取組を組織的に行っている私立大学等を対象に補助金を交付しており、平成 23 年度に交付を受けた私立大学等は 664 校となっている。</p> <p>なお、私立大学等が行う留学生を対象とした授業料の減免については、平成 21 年度までは、文部科学省から政府開発援助外国人留学生修学援助費補助金（授業料減免学校法人援助）が交付されていた。しかし、文部科学省において、留学生の支援に係る制度の在り方について検討が行われた結果、当該補助金は平成 21 年度をもって廃止され、平成 22 年度より「特別補助」として、留学生に対する授業料減免の取組を「大学等のグローバル化に向けた取組み」の中で新たに支援することとなった。</p>	<p>図表 3-(1)-⑳</p> <p>図表 3-(1)-㉑</p>

図表 3 - (1) - ① 出入国管理及び難民認定法(昭和 26 年 10 月 4 日政令第 319 号)別表在留資格「留学」(平成 22 年 7 月 1 日入管法等改正法施行以降)

在留資格	本邦において行うことができる活動
留学	本邦の大学、高等専門学校、高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)若しくは特別支援学校の高等部、専修学校若しくは各種学校又は設備及び編成に関してこれらに準ずる機関において教育を受ける活動

(注) 法務省の資料に基づき、当省が作成した。

図表 3 - (1) - ② 出入国管理及び難民認定法施行規則(昭和 56 年 10 月 28 日法務省令第 54 号)別表 2 在留資格「留学」在留期間

在留資格	本邦において認められている在留期間
留学	4 年 3 月、4 年、3 年 3 月、3 年、2 年 3 月、2 年、1 年 3 月、1 年、6 月、3 月

(注) 法務省の資料に基づき、当省が作成した。

図表 3 - (1) - ③ 出入国管理及び難民認定法(昭和 26 年 10 月 4 日政令第 319 号)別表 在留資格「留学」及び「就学」(平成 22 年 7 月 1 日入管法等改正法施行以前)

在留資格	本邦において行うことができる活動	期間
留学	本邦の大学若しくはこれに準ずる機関、専修学校の専門課程、外国において 12 年の学校教育を修了した者に対して本邦の大学に入学するための教育を行う機関又は高等専門学校において教育を受ける活動	2 年 又は 1 年
就学	本邦の高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)若しくは特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程若しくは一般課程又は各種学校(この表の留学の項の下欄に規定する機関を除く。)若しくは設備及び編成に関してこれに準ずる教育機関において教育を受ける活動	1 年 又は 6 月

(注) 法務省の資料に基づき、当省が作成した。

図表3-(1)-④ 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令(平成2年5月24日法務省令第16号) 在留資格「留学」及び「就学」<抜粋>

活動	基準
<p>法別表第1の4の表の留学の項の下欄に掲げる活動</p>	<p>1 申請人が次のいずれかに該当していること。</p> <p>イ 申請人が本邦の大学若しくはこれに準ずる機関、専修学校の専門課程、外国において12年の学校教育を修了した者に対して、本邦の大学に入学するための教育を行う機関又は高等専門学校に入学して教育を受けること(専ら夜間通学して又は通信により教育を受ける場合を除く。)</p> <p>ロ 申請人が本邦の大学に入学して、当該大学の夜間において授業を行う大学院の研究科(当該大学が当該研究科において教育を受ける外国人の出席状況及び法第19条第1項の規定の遵守状況を十分に管理する体制を整備している場合に限る。)において専ら夜間通学して教育を受けること。</p> <p>ハ 申請人が本邦の高等学校(定時制を除き、中等教育学校の後期課程を含む。以下この項において同じ。)若しくは特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程若しくは一般課程又は各種学校若しくは設備及び編成に関してこれに準ずる教育機関に入学して教育を受けること(専ら夜間通学して又は通信により教育を受ける場合を除く。)</p> <p>2 申請人がその本邦に在留する期間中の生活に要する費用を支弁する十分な資産、奨学金その他の手段を有すること。ただし、申請人以外の者が申請人の生活費用を支弁する場合は、この限りではない。</p> <p>3 申請人が専ら聴講による教育を受ける研究生又は聴講生として教育を受ける場合は、第1号イ又はロに該当し、当該教育を受ける教育機関が行う入学選考に基づいて入学の許可を受け、かつ、当該教育機関において1週間につき、10時間以上聴講すること。</p> <p>4 申請人が高等学校において教育を受けようとする場合は、年齢が20歳以下であり、かつ、教育機関において1年以上の日本語の教育又は日本語による教育を受けていること。ただし、我が国の国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人、国立大学法人、学校法人、公益社団法人又は公益財団法人の策定した学生交換計画その他これに準ずる国際交流計画に基づき生徒として受け入れられて教育を受けようとする場合は、この限りではない。</p> <p>5 申請人が専修学校又は各種学校において教育を受けようとする場合(専ら日本語の教育を受けようとする場合を除く。)は、次のいずれにも該当していること。ただし、申請人が外国から相当数の外国人を入学させて初等教育又は中等教育を外国語により施すことを目的として設立された教育機関において教育を受ける活動に従事する倍は、イに該当することを要しない。</p> <p>イ 申請人が外国人に対する日本語教育を行う教育機関(以下「日本語教育機関」という。)で法務大臣が告示をもって定めるものにおいて6ヶ月以上の日本語の教育を受けた者、専修学校若しくは各種学校において教育を受けるに足りる日</p>

	<p>本語能力を試験により証明された者又は学校教育法第1条に規定する学校（幼稚園を除く。）において1年以上の教育を受けた者であること。</p> <p>ロ 申請人が教育を受けようとする教育機関に外国人学生の生活の指導を担当する常勤の職員が置かれていること。</p> <p>6 申請人が専修学校、各種学校又は設備及び編成に関して各種学校に準ずる教育機関において専ら日本語の教育を受けようとする場合は、当該教育機関が法務大臣が告示をもって定める日本語教育機関であること。</p> <p>7 申請人が外国において12年の学校教育を修了した者に対して本邦の大学に入学するための教育を行う機関において教育を受けようとする場合は、当該機関が法務大臣が告示をもって定めるものであること。</p> <p>8 申請人が設備及び編成に関して各種学校に準ずる教育機関において教育を受けようとする場合（専ら日本語の教育を受けようとする場合を除く。）は、当該教育機関が法務大臣が告示をもって定めるものであること。</p>
--	--

(注) 法務省の資料に基づき、当省が作成した。

在留資格「就学」

活動	基準
<p>法別表第1の4の表の就学の項の下欄に掲げる活動</p>	<p>1 申請人が本邦の高等学校（定時制を除き、中等教育学校の後期課程を含む。以下この項において同じ。）若しくは特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程若しくは一般課程又は各種学校若しくは設備及び編成に関してこれに準ずる教育機関に入学して教育を受けること（専ら夜間入学して又は通信により教育を受ける場合を除く。）。</p> <p>2 申請人が生活費用を支弁する十分な資産、奨学金その他の手段を有すること。ただし、申請人以外の者が申請人の生活費用を支弁する場合は、この限りではない。</p> <p>3 申請人が高等学校において教育を受けようとする場合は、年齢が20歳以下であり、かつ、教育機関において1年以上の日本語による教育を受けていること。ただし、我が国の国も若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人、学校法人、公益社団法人又は公益財団法人の策定した学生交換計画その他これに準ずる国際交流計画に基づき生徒として受け入れられて教育を受けようとする場合は、この限りではない。</p> <p>4 申請人が専修学校の高等課程若しくは一般課程又は各種学校において教育を受けようとする場合（専ら日本語の教育を受けようとする場合は除く。）は、次のいずれにも該当していること。ただし、申請人が外国から相当数の外国人を入学させて初等教育又は中等教育を外国語により施すことを目的として設立された教育機関において教育を受ける活動に従事する場合は、イに該当することを要しない。</p> <p>イ 申請人が法務大臣が告示をもって定める日本語教育機関において6ヶ月以上の日本語の教育を受けた者、専修学校若しくは各種学校において教育を受けるに足る日本語能力を試験により証明された者又は学校教育法（昭和22年法律26号）第1条に規定する学校（幼稚園を除く。）において1年以上の教育を受けた者であること。</p> <p>ロ 申請人が教育を受けようとする教育機関に外国人学生の生活の指導を担当する常勤の職員が置かれていること。</p> <p>5 申請人が設備及び編成に関して各種学校に準ずる教育機関において教育を受けようとする場合（専ら日本語の教育を受けようとする場合を除く。）は、当該教育機関が法務大臣が告示をもって定めるものであること。</p> <p>6 申請人が専修学校の高等課程若しくは一般課程、各種学校又は設備及び編成に関して各種学校に準ずる教育機関において専ら日本語の教育を受けようとする場合は、当該教育機関が法務大臣が告示をもって定める日本語教育機関であること。</p>

(注) 法務省の資料に基づき、当省が作成した。

図表 3 - (1) - ⑤ 留学生の入学・卒業等の在留資格等に係る手続の流れ

	申請者の種類別、申請書類の種類		備考
	日本滞在中 (例：日本語学校→進学)	新規入国者	
入試	—	(要すれば 来日に際し、 短期ビザ取得)	在外公館にて実施
合格→ 入学許可	—	在留資格認定証明申請 ・同証明書交付申請書 ・入学許可書 ・経費支弁書 等	地方入管にて実施 ・本人もしくは教育機関 の職員が申請可能
		留学ビザ申請 ・在留資格認定証明書 ・旅券	在外公館にて実施
入国	—	上陸許可 (→在留資格・在 留期間)	地方入管にて実施 (入国 審査官)
入学	(在留資格「就学」の場合、 在留資格変更手続きも 不要)	在留カード届出・申請	・3月を超える在留期間 の在留資格をもって日 本に在留する者に交付 ・居住地を定めてから14 日以内に市区町村の窓 口にて、居住地を法務 大臣に届出
留学(在留 期間3ヶ 月～4年 3か月)	在留期間更新許可申請 ・大学の押印の入った同申請所 ・旅券及び在留カード ・在学証明書 ・成績証明書 ・経費支弁に関する書類 資格外活動許可申請 ・同申請書 ・在留カード ・旅券又はは在留資格証明書の提示		
退学・除籍	教育機関→地方入管に報告		・継続して3月以上、在 留資格に係る活動を行 わないで在留している
卒業	教育機関→地方入管に報告		

	<p>必要とすれば就職活動のため、在留資格の変更（留学→特定活動）及び在留期間の延長（6か月（1回の更新が可能、最長1年））可能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大学推薦状 ・ 在留資格変更許可申請書 ・ 経費支弁に関する書類 ・ 大学卒業証明書 ・ 継続就職活動を行っていることを明らかにする書類 ・ 旅券及び在留カード等 	<p>場合、在留資格取消（入管法22条4項6号）</p>
--	---	------------------------------

(注) 法務省の資料に基づき、当省が作成した。

図表3-(1)-⑥ 留学生10万人計画の概要(昭和58年8月中曽根内閣提言)

1. 背景

- (1) 留学生交流は、我が国と諸外国との相互理解の増進や教育、研究水準の向上、開発途上国の人材育成等に資するものであり、我が国にとって留学生政策は、文教政策及び対外政策上、重要な国策の一つである。
- (2) 元留学生の中には、各国の発展や我が国との関係で貴重な役割を果たしている者も少なくない。
- (3) 我が国の受け入れている留学生の数が、昭和58年当時、他の先進諸国に比べ、際だって少ない。

2. 基本的見通し

- (1) 21世紀初頭において、10万人の学生(当時のフランス並み)を受け入れることを目途とする。
- (2) 我が国の18才人口が1992年までを前期、減少傾向に転ずる1993年以降を後期とし、前期においては、受入れ体勢、基盤の整備に重点をおき、後期においては、その受入れ体勢、基盤の上に立った受入れ増を見込んでいる。
- (3) 国費留学生の私費留学生の割合は、10万受入れ時においては、フランスの状況等を勘案し、1:9程度とする。
- (4) 国費留学生は、私費留学生受入れの牽引力としての役割を果たす。

3. 留学生受入れの拡充に対応する基本的方策

- (1) 大学等における受入れ体勢の整備
 - ① 教育指導
 - a 留学生に対する教育指導体制の充実
 - b 留学生の学習に配慮したコース等の拡充
 - c 私費留学生統一試験の海外での実施(渡日前の入学者選考を可能にする)等
 - ② 留学相談と受入れ世話業務
 - a 現地における留学相談等のための体制の整備
 - b 日本国際教育協会の充実
 - c 大学等における事務組織の整備充実等
- (2) 留学生のための日本語教育(国内外におけう日本語教育の推進)
- (3) 留学生のための宿舍の確保

留学生宿舍又は一般学生寮において、留学生全体の4割を収容することを目途にし、整備を図る。

 - ① 大学の留学生宿舍及び一般学生寮の整備
 - ② 民間等による留学生宿舍の整備等

(4) 民間活動等の推進

(5) 帰国留学生に対する諸政策

① 帰国留学生の活動に対する支援の充実

② 帰国留学生に対する諸事業の充実

(注) 1 文部科学省の資料に基づき、当省が作成した。

2 下線は、当省が付した。

図表3－(1)－⑦ 第169回国会（平成20年1月18日）における福田内閣総理大臣（当時）施政方針演説 <抜粋>

（第三 活力ある経済社会の構築）

1 経済成長戦略の実行

（技術革新の加速）略

（開かれた日本）

第二は、日本を世界により開かれた国とし、アジア、世界との間のヒト・モノ・カネ・情報の流れを拡大する「グローバル戦略」の展開であります。世界の活力を我が国の成長のエネルギーとしていくため、WTO交渉やアジア太平洋地域との経済連携協定の交渉の早期妥結に取り組むとともに、日本への投資に関する制度をより透明性の高いものに変え、対日投資の倍増計画を確実に達成します。日本の空の自由化や貿易手続きの効率化に加え、日本の金融・資本市場の国際競争力を一層高め、世界の中で中核的な金融センターとなることを目指します。

新たに日本への「留学生30万人計画」を策定し、実施に移すとともに、産学官連携による海外の優秀な人材の大学院・企業への受け入れの拡大を進めます。

（注）文部科学省の資料に基づき、当省が作成した。

図表3-(1)-⑧ 留学生30万人計画の概要（平成20年7月福田内閣策定）

1 趣旨

- (1) 日本を世界により開かれた国とし、アジア、世界との間のヒト、モノ、カネ、情報の流れを拡大する「グローバル戦略」を展開する一環として、2020年を目途に留学生受入れ30万人を目指す。その際、高度人材受入れとも連携させながら、国・地域・分野などに留意しつつ、優秀な留学生を戦略的に獲得していく。また、引き続き、アジアをはじめとした諸外国に対する知的国際貢献等を果たすことにも努めていく。
- (2) このため、我が国への留学についての関心呼び起こす動機づけから、入試・入学・入国の入り口から大学等や社会での受入れ、就職など卒業・修了後の進路に至るまで、体系的に以下の方策を実施し、関係省庁・機関等が総合的・有機的に連携して計画を推進する。

2 方策

(1) 日本留学への誘い

日本留学の動機付けとワンストップサービスの展開

- ① 積極的に日本の文化、社会、高等教育に関し情報発信し、イメージ戦略としての日本のナショナル・ブランドを確立
- ② 海外の大学等と連携して効率的に日本語教育拠点を増加させることにより、海外における日本語教育を積極的に推進
- ③ 各大学等の留学情報発信や、日本留学フェア等多用な方法による留学情報の提供の取組を推進
- ④ 在外公館、独立行政法人の海外事務所、大学等の海外拠点が連携して海外において、日本留学に係る各種情報を提供。また、留学希望者への相談サービスを提供する機能を強化し、留学希望者のためのワンストップ（一元的窓口）サービスの展開を目指す
- ⑤ ビジット・ジャパンキャンペーンとの連携による情報発信の強化

(2) 入試・入学・入国の入り口の改善

日本留学の円滑化

- ① ウェブ等を通じ、入試など留学に関わる大学等の情報発信機能の強化
- ② 日本留学試験の改善や、日本語能力試験、TOEFL、IELTSなどの既存の試験を活用した渡日前入学許可を推進。また、宿舍や奨学金採用など安心して留学するための受入れまでの手続きの渡日前の決定を促進
- ③ 海外において留学生を積極的に獲得するための大学等の海外拠点の展開と、大学等同士の間での共同・連携の推進
- ④ 大学等の在籍管理の徹底と入国時や入国後の在留期間の更新申請等に係る審査の簡素化や審査期間の短縮

(3) 大学等のグローバル化の推進

魅力ある大学づくり

- ① 国際化の拠点となる大学を30選定し重点的育成
- ② 国際化拠点大学やCOEでは原則英語のみによる学位取得を可とするなど、英語のみによるコースを大幅に増加し、国際的な教育研究拠点づくりを推進

- ③ 交換留学、単位互換、ダブルディグリーなど国際的な大学間の共同・連携や短期留学、サマースクールなどの交流促進、学生の流動性向上、カリキュラムの質保証などにより大学等の魅了を国際的に向上。
 - ④ 専門科目での外国人教員の採用を増やし、教育研究水準を向上
 - ⑤ 留学生の受入れや日本人学生の海外留学の推進を図るため、大学等における9月入学を促進
 - ⑥ 留学生受入れのための大学等の専門的な組織体制を強化し、組織的な受入れを充実
 - ⑦ 国費留学生等の優先配置、財政支援の傾斜配分、競争的資金やG Pによる支援などにより、グローバル化を積極的に進める大学等への支援を重点化
- (4) 受入れ環境づくり
- 安心して勉学に専念できる環境への取組
- ① 大学等が各関係機関と連携し、短期留学を含め渡日後1年以内の留学生に宿舎を提供できるよう、大学の宿舎整備、民間宿舎確保の円滑化、公的宿舎の効率的活用等の多用な方策を推進
 - ② 国費外交人留学生制度、私費留学生学習奨励費については、その改善を図りつつ活用
 - ③ 地域・企業などのコンソーシアムによる交流を支援することや、関係者が一同に会する場として、全国レベルの交流推進会議を創設
 - ④ 留学生が留学後困らないよう、日本語教育機関・大学等の日本語教育担当部署をはじめとした国内の日本語教育の充実
 - ⑤ カウンセリングなど留学生や家族への生活支援の取組を促進
- (5) 卒業・修了後の社会の受入れの推進
- 社会のグローバル化
- ① 大学等の専門的な組織の設置などを通じた留学生の就職支援の取組の強化
 - ② インターンシップ、ジョブカードの活用、就職相談窓口拡充など産官学が連携した就職支援や起業支援の充実
 - ③ 企業側の意識改革や受入れ体制の整備を促進
 - ④ 就労可能な職種の明示等在留資格の明確化や取扱いの弾力化、就職活動のための在留期間の延長の検討
 - ⑤ 帰国留学生の同窓会の組織化支援、活動支援など帰国後の元日本留学生のフォローアップの充実を図り、元日本留学生に日本の理解者・支援者として活躍してもらうための人的ネットワークの維持・強化

(注) 文部科学省の資料に基づき、当省が作成した。

図表 3 - (1) - ⑨ 留学生政策の年表

年	留学生数	留学生受入れに関する施策等
昭和 58	10, 482	8月 留学生 10 万人計画 (経緯) 中曽根首相の意向を受けた 2 つの有識者会議報告「21 世紀への留学生政策に関する提言 (S 59. 8. 31)」及び「21 世紀への留学生政策の展開について (S 59. 6. 29)」により、我が国の留学生政策が形作られた。 留学生の資格外活動の解禁、受入機関による査収発給代理申請の許可 (手続きの簡素化) : <u>出入国管理及び難民認定法施行規則 (第 19 条)</u>
63	25, 643	授業料減免学校法人援助 (3 割) 開始 (文部科学省) (背景) 留学生の受入数拡充には、私学に期待するところが大きいとされていたことから。 10 月 査証申請手続きに係る手続きの厳格化 (経緯) 日本語教育機関の所管庁が不明確かつ設立等に関する法的規制がないことから、実態のない日本語学校が多数。こうした学校が入学許可証を乱発し、専ら就労を目的とする者が就学生を装って入国。多くの不法就労者、不法残留者となって深刻な問題になる。 11 月 上海事件発生 (経緯) 先の厳格化を受け、入学金等を払ったにも係わらず、査証の発給を受けられなかった中国人が上海日本国領事館に押し寄せた事件。
平成 2	41, 347	2 月 日本語教育振興協会による日本語教育施設の審査・認定授業開始 6 月 「留学」「就学」の在留資格制度、在留資格認定証明書、資格外活動許可制度開始 : <u>出入国管理及び難民認定法の一部改正 (H 元年改正)</u> ○在留資格「留学」「就学」に関する在留資格基準が、「出入国管理及び難民認定法 第七条第一項第二号の基準を定める省令」により定められた。 〔共通〕 ・経費支弁能力の確認 : 現金又は銀行等の資産残高証明書その他適切な方法により行うことが必要 ・「留学」「就学」は就労が認められない : 事前に資格外活動の許可を受けること。一日 4 時間以内 〔留学 : 大学等、専修学校の専門課程、外国において 1 ~ 2 年の学校教育を修了した者に対して本邦大学に入学するための教育を行う機関又は高等専門学校において教育を受ける活動〕 a 専修学校の専門課程において専ら日本語の教育を受けようとする場合は、当該教育機関が、日本語教育振興協会が行う日本語教育施設の教育条件等についての審査等を受けている日本語教育施設で、法務大臣が告示をもって定めるもの b 専修学校の専門課程において教育を受けようとする場合 (専ら日本語の教育を受けようとする場合を除く。) は、上記 a において 6 か月以上の日本語の教育を受けた者又は日本語能力検定 2 級以上 c 留学生を受け入れた際、当該受入れ教育機関から文部省に提出されていた「外国人留学生の入学許可に関する報告」は不要となった 〔就学 : 専修学校の高等課程若しくは一般課程又は各種学校若しくは設備及び編制に関してこれに準ずる教育機関において教育を受ける活動〕 A 専修学校の高等課程若しくは一般課程、各種学校又は設備及び編制に関して各種学校に準ずる教育機関において専ら日本語の教育を受けようとする場合は、上記 a と同じ B 専修学校の高等課程若しくは一般課程又は各種学校において教育を受けようとする場合 (専ら日本語の教育をうけようとする場合は除く。) は、上記 b と同じ C 「就学」の在留期間が 1 年、6 月又は 3 月と定められた。

		11月 日本語教育施設の在籍管理状況に応じた厳格な取扱いの実施、経費支弁及び日本語学習意思・能力審査の徹底等： <u>我が国における日本語就学生の在留状況と今後の受入れ方針</u> （法務省）
8	89,307	12月 身元保証人制度の廃止： <u>出入国管理及び難民認定方施行規則改正</u>
9	87,366	4月 在籍管理の適切な日本語教育施設等における在留期間の延長（6か月→1年）、提出書類の簡素化
10	90,339	9月 資格外活動許可に係る取扱いの変更（4時間／日まで→28時間／週まで）
11	99,187	12月 教育機関の在籍管理状況に着目した審査実施、留学生・就学生の在留期間見直し（規制緩和及び申請負担の軽減）： <u>留学生及び就学生の入国・在留審査方針について</u> （法務省通達）
12	114,761	1月 教育機関の在籍管理状況に着目した審査実施： 今後の留学生及び就学生の入国在留審査方針について（文科省通知） → 留学生及び就学生の入国・在留審査方針について（法務省通達）に基づく。なお、文科省通知の別紙としての法務省通達において、「適正校」以外を「非適正校」と初めて区分
14	157,613	10月 酒田短期大学事件 （経緯） 10月入学予定の中国人265人の在留資格が認められずに来日できなくなる。同短大は前秋から中国人留学生を大量に入学させており、既に定員を100人以上上回る中国人が在籍。仙台入国管理局は「学生が適切な授業が受けられない可能性がある」として、短大側に在留資格の認定証明書を交付しないと伝えたもの。 （背景） 事実上、学生ビザでの日本への労働目的の入国の足掛かりにさせ、留学生の多くが授業に出席せず、就労。しかも多くは首都圏に移住（「首都圏の4年生大学編入のため」という理由付けがなされ、それをサポートする、サテライトスタジオを都内に設置）などがあり、入国管理局も厳しい審査を実施したものと推察される。
15	176,070	6月 福岡一家4人殺害事件 11月 留学生及び就学生に対する在留資格審査の強化：在留資格「留学」及び「就学」に係る審査方針について（法務省） ○不法残留者多数発生国等以外の出身者に対しても ▶大学：昨年1年間に多数の不法残留者を発生している大学 ▶専修学校（日本語以外）：昨年1年間に多数の不法残留者を発生している専修学校 ▶日本語教育施設：教育施設の適・不適にかかわらず ・経費支弁能力に係る厳正な審査 ・日本語能力（大学の場合、2級或いは日本留学試験200点以上。日本語別科等は4級相当以上。専修学校の場合、上陸許可基準の日本語能力を証明する資料） ・最終学歴卒業後5年以上の者は、勉学の意思を慎重に審査 等 ○資格外活動により摘発された者が在籍していた大学・教育施設に入学する者に対して ・募集体制、選抜方法、管理方法、資格外活動許可に関する学校の管理体制等の確認 ○上記以外の罪により摘発された者が在籍していた大学・教育施設に入学する者に対して ・募集体制、選抜方法、管理方法、資格外活動許可に関する学校の管理体制等の確認
16	173,081	7月 留学生及び就学生に対する在留資格審査の徹底：平成16年10月以降に日本教育機関に入学を予定する外国人からの在留資格「留学」又は「就学」

		<p>の在留資格認定証明書交付申請に係る審査等について（法務省通達）</p> <p>○不法残留者多数発生国等出身者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入学許可書の写し ・経費支弁能力を証明する文書 ・最終学歴に係る卒業証明書の原本 ・日本語を学ぶ理由、本人の経歴等を記載した入学願書の写しその他の文書 <p>○不法残留者多数発生国等出身者で、①前年3%超の不法残留率の学校、②不法就労や刑事摘発を受けた学生が在籍し、事件発生後に改善が認められない学校、③定期報告が行われていない又は不法残留には至っていないものの、多数の退学者・失踪者が発生するなど在籍管理に問題があると認められる学校に入学する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本語能力が客観的に証明される資料の原本 ・経費支弁能力に関する資料 ・経歴を証明する資料として、戸籍又はこれに代わる証明書の原本 <p>○教育機関の指導等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2年程度は、上に掲げる資料を保管しておくよう、日本語教育機関に対して指導 ・学生の選考に関し、仲介機関等に依頼している場合は、当該機関等に関する資料
17	157,715	<p>1月 留学生の在籍管理の徹底：外国人留学生の適切な受入について（文科省通知）－別添「大学等に入学する留学生について」（法務省入管局）－参考「在留資格「留学」及び「就学」の在留資格認定証明書の交付に係る審査の提出書類について」（別添）</p> <p>○全ての大学等の定期報告等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成12年1月以降、毎年1回退学者等名簿を入管に報告しているものを、文科省への報告と同様、毎月1回前月に発生した退学者等について、翌月中に管轄の地方入管等に報告（任意） <p>○①不法残留者が多数発生している、②退学者・所在不明者が多数発生している、③在学生の不法就労事件・刑事事件が発生し改善が図られていない等の大学・短期大学については、在留資格認定証明書交付申請の際、下記資料の提出を求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育を受けようとする機関の入学許可書の写し ・在留中の一切の経費の支弁能力を証する文書、当該外国人以外の者が経費を支弁する場合には、その者の支弁能力を証する文書及びその者が支弁するに至った経緯を明らかにする文書 （これら文書を教育機関は、当該学生が在籍している間は保管すること） <p>（参考）</p> <p>○不法残留者が多数発生している国の出身者で、①不法残留者が多数発生している大学、②不法残留率が3%を超える専修学校等、③資格外活動や刑事事件で摘発を受けた学生が在籍していた大学・専修学校で事件発生後に適切な対応が講じられていないところ、④不法残留ではないが、除籍・退学後に出国事実がなく、又は失踪している者が多数発生しているなど、在籍管理に問題のある大学・専修学校等に入学する者は、在留資格認定証明書の交付に関して、以下の資料の提出を求める</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本語能力を証明する資料又は外国にある高等教育機関の卒業証明書の写し ・経費支援能力に関する資料 ・経歴を証明する資料（最終学歴から5年以上経過している者については、勉学の目的、経歴、勉学後の進路等を説明する具体的な資料）

20	179,827	6月 留学生 30 万人計画の策定：経済財政改革の基本方針 2008（H20. 6. 27 閣決） 7月 留学生 30 万人計画骨子（平成 32 年を目途に 30 万人の留学生受入を目指すもの）：法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省														
24	188,605 (23 年現在)	7月 届出時期の追加、大学等についての対象機関の広がり： <u>入管法等改正法</u> <table border="1" data-bbox="411 443 1441 1496"> <thead> <tr> <th data-bbox="411 443 507 517"></th> <th data-bbox="507 443 927 517">改正前 (H11 入国・在留審査方針等)</th> <th data-bbox="927 443 1441 517">H24 改正入管法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="411 517 507 853">届出時期</td> <td data-bbox="507 517 927 853"> 「退学者等名簿」：発生翌月 10 日まで（専修学校は義務。大学は年 1 回（6 月）が義務、毎月報告は任意。） 「留学生・就学生名簿」：4 月末及び 10 月末現在の在籍者について報告（5 月・11 月末）（専修学校のみ義務） </td> <td data-bbox="927 517 1441 853"> ①～④について、各 14 日以内に入管に届け出るよう努めなければならない ①受入開始：当該在留者の氏名、受入開始年月日 ②5 月 1 日：在留者の氏名 ③11 月 1 日：在留者の氏名 ④受入終了：在留者の氏名、終了年月日、終了に係る事由 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="411 853 507 1115">届出対象</td> <td data-bbox="507 853 927 1115"> 大学 「退学者等名簿」報告 年 1 回義務（H11～） 毎月 1 回報告は任意（H17～） 「留学生名簿」 年 2 回の報告義務無し </td> <td data-bbox="927 853 1441 1115"> 大学 年 2 回の在籍者の報告を新たに届け出の対象とした（努力義務） </td> </tr> <tr> <td data-bbox="411 1115 507 1496" rowspan="2">届出事項</td> <td data-bbox="507 1115 927 1301"> 在籍者（留学生・就学生）名簿：学科・コース、氏名、生年月日、性別、国籍、外国人登録証明番号、入学年月日、終了予定年月日 </td> <td data-bbox="927 1115 1441 1301"> 在籍報告：氏名、生年月日、性別、国籍・地域、在留カード番号 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="507 1301 927 1496"> 退学者名簿：学科・コース、氏名、生年月日、性別、国籍、外国人登録証明番号、住所、退学等の事由、在留期限、措置内容 </td> <td data-bbox="927 1301 1441 1496"> 受入終了報告：氏名、生年月日、性別、国籍・地域、在留カード番号、受入終了年月日、終了事由 </td> </tr> </tbody> </table>		改正前 (H11 入国・在留審査方針等)	H24 改正入管法	届出時期	「退学者等名簿」：発生翌月 10 日まで（専修学校は義務。大学は年 1 回（6 月）が義務、毎月報告は任意。） 「留学生・就学生名簿」：4 月末及び 10 月末現在の在籍者について報告（5 月・11 月末）（専修学校のみ義務）	①～④について、各 14 日以内に入管に届け出るよう努めなければならない ①受入開始：当該在留者の氏名、受入開始年月日 ②5 月 1 日：在留者の氏名 ③11 月 1 日：在留者の氏名 ④受入終了：在留者の氏名、終了年月日、終了に係る事由	届出対象	大学 「退学者等名簿」報告 年 1 回義務（H11～） 毎月 1 回報告は任意（H17～） 「留学生名簿」 年 2 回の報告義務無し	大学 年 2 回の在籍者の報告を新たに届け出の対象とした（努力義務）	届出事項	在籍者（留学生・就学生）名簿：学科・コース、氏名、生年月日、性別、国籍、外国人登録証明番号、入学年月日、終了予定年月日	在籍報告：氏名、生年月日、性別、国籍・地域、在留カード番号	退学者名簿：学科・コース、氏名、生年月日、性別、国籍、外国人登録証明番号、住所、退学等の事由、在留期限、措置内容	受入終了報告：氏名、生年月日、性別、国籍・地域、在留カード番号、受入終了年月日、終了事由
	改正前 (H11 入国・在留審査方針等)	H24 改正入管法														
届出時期	「退学者等名簿」：発生翌月 10 日まで（専修学校は義務。大学は年 1 回（6 月）が義務、毎月報告は任意。） 「留学生・就学生名簿」：4 月末及び 10 月末現在の在籍者について報告（5 月・11 月末）（専修学校のみ義務）	①～④について、各 14 日以内に入管に届け出るよう努めなければならない ①受入開始：当該在留者の氏名、受入開始年月日 ②5 月 1 日：在留者の氏名 ③11 月 1 日：在留者の氏名 ④受入終了：在留者の氏名、終了年月日、終了に係る事由														
届出対象	大学 「退学者等名簿」報告 年 1 回義務（H11～） 毎月 1 回報告は任意（H17～） 「留学生名簿」 年 2 回の報告義務無し	大学 年 2 回の在籍者の報告を新たに届け出の対象とした（努力義務）														
届出事項	在籍者（留学生・就学生）名簿：学科・コース、氏名、生年月日、性別、国籍、外国人登録証明番号、入学年月日、終了予定年月日	在籍報告：氏名、生年月日、性別、国籍・地域、在留カード番号														
	退学者名簿：学科・コース、氏名、生年月日、性別、国籍、外国人登録証明番号、住所、退学等の事由、在留期限、措置内容	受入終了報告：氏名、生年月日、性別、国籍・地域、在留カード番号、受入終了年月日、終了事由														

- (注) 1 法務省の資料に基づき、当省が作成した。
 2 下線は、当省が付した。
 3 平成 22 年までの留学生数は、在留資格「留学」と「就学」を合算した数。

図表 3 - (1) - ⑩ 我が国における留学生数（各年 12 月 31 日現在）

（単位：人）

	平成 19 年	20 年	21 年	22 年	23 年
在留資格「留学」者数	170,590	179,827	192,668	201,511	188,605

（注） 1 法務省の資料に基づき、当省が作成した。

2 「留学」には、不法残留者となった時点での在留資格が「就学」（平成 22 年 7 月 1 日施行前の出入国管理及び難民認定法上の在留資格）だった者の数も含まれる。

図表 3 - (1) - ⑪ 法務省が把握している留学生を受け入れている専修学校等数、留学生数（平成 21 年から 24 年）

（単位：人、校）

教育機関		平成 21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
専修学校	学校	852	902	889	909
	留学生	27,660	28,960	27,743	26,138
準備教育課程	学校	18	20	20	20
	留学生	2,414	2,321	1,485	1,759
日本語教育機関	学校	303	319	349	365
	留学生	31,811	33,700	25,600	24,535

（注） 1 法務省の資料に基づき、当省が作成した。

2 日本語教育機関の学校数については、専修学校及び準備教育課程を除く。

3 同一の専修学校において専ら日本語教育を行う課程とそれ以外の課程の両方に留学生を受け入れている場合は、2校として計上。

図表 3 - (1) - ⑫ 留学生を受け入れている大学等数、留学生数（平成 21 年度から 23 年度）

（単位：人、校）

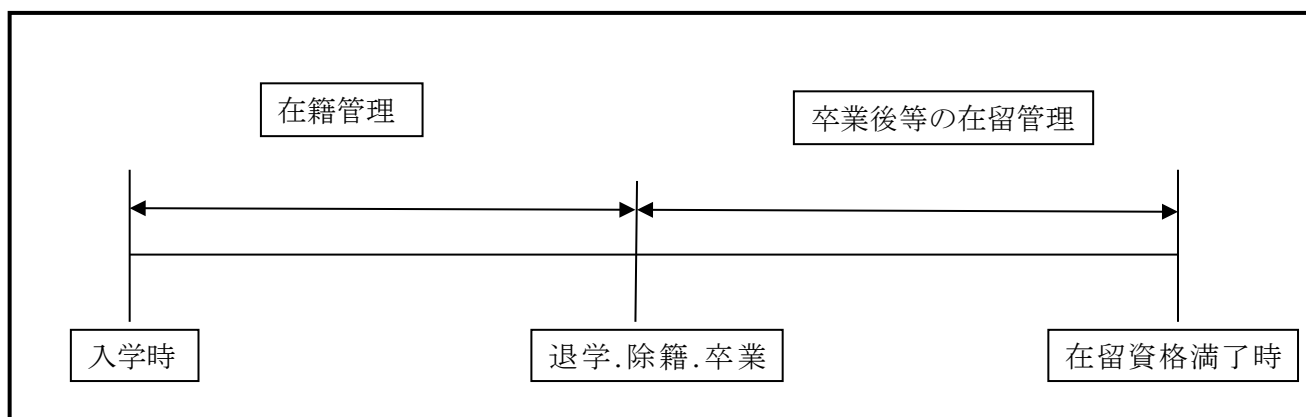
教育機関		平成 21 年度	22 年度	23 年度
大学	学校	631	630	633
	留学生	99,732	109,118	108,650
短期大学	学校	133	126	124
	留学生	2,224	2,093	1,827

（注） 1 文部科学省の資料に基づき、当省が作成した。

2 日本学生支援機構が毎年度行っている「外国人留学生在籍状況調査」の調査結果による。

3 毎年度 5 月 1 日現在の数字。

図表 3 - (1) - ⑬ 本報告書における「在籍管理」及び「卒業後等の在留管理」の区分



(注) 法務省の資料に基づき、当省が作成した。

図表 3 - (1) - ⑭ 在留資格別不法残留者（平成 24 年 1 月 1 日現在）

(単位：人)

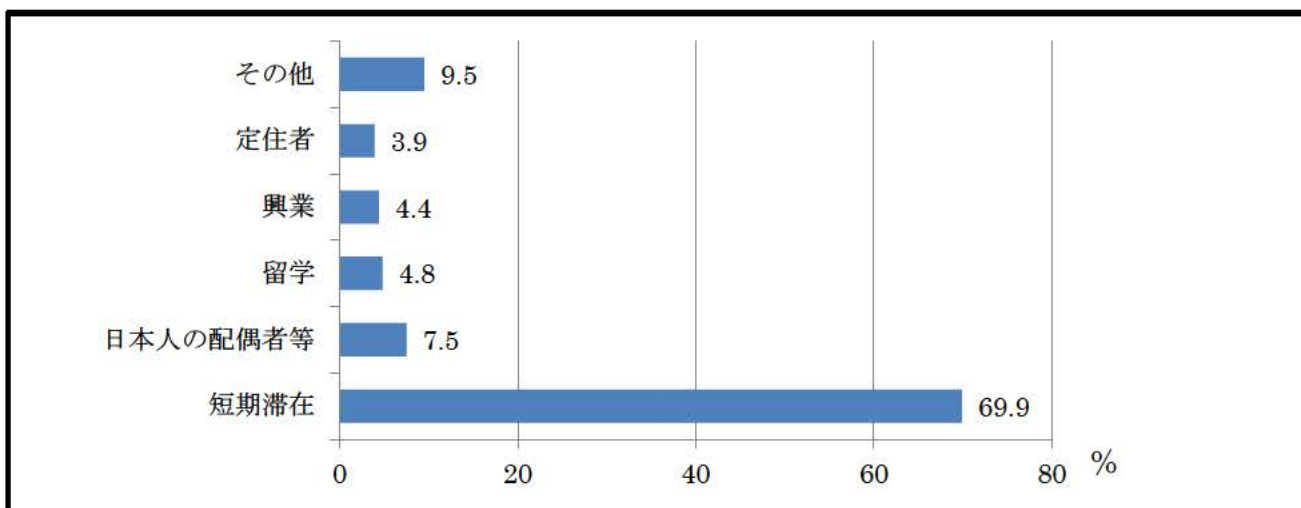
在留資格	人数
総数	67,065 (100.0)
短期滞在	46,845 (69.9)
日本人の配偶者等	5,060 (7.5)
留学	3,187 (4.8)
興業	2,956 (4.4)
定住者	2,627 (3.9)
その他	6,390 (9.5)

(注) 1 法務省の資料に基づき、当省が作成した。

2 短期滞在は、不法残留者となった時点での在留資格が「短期滞在」であった者。

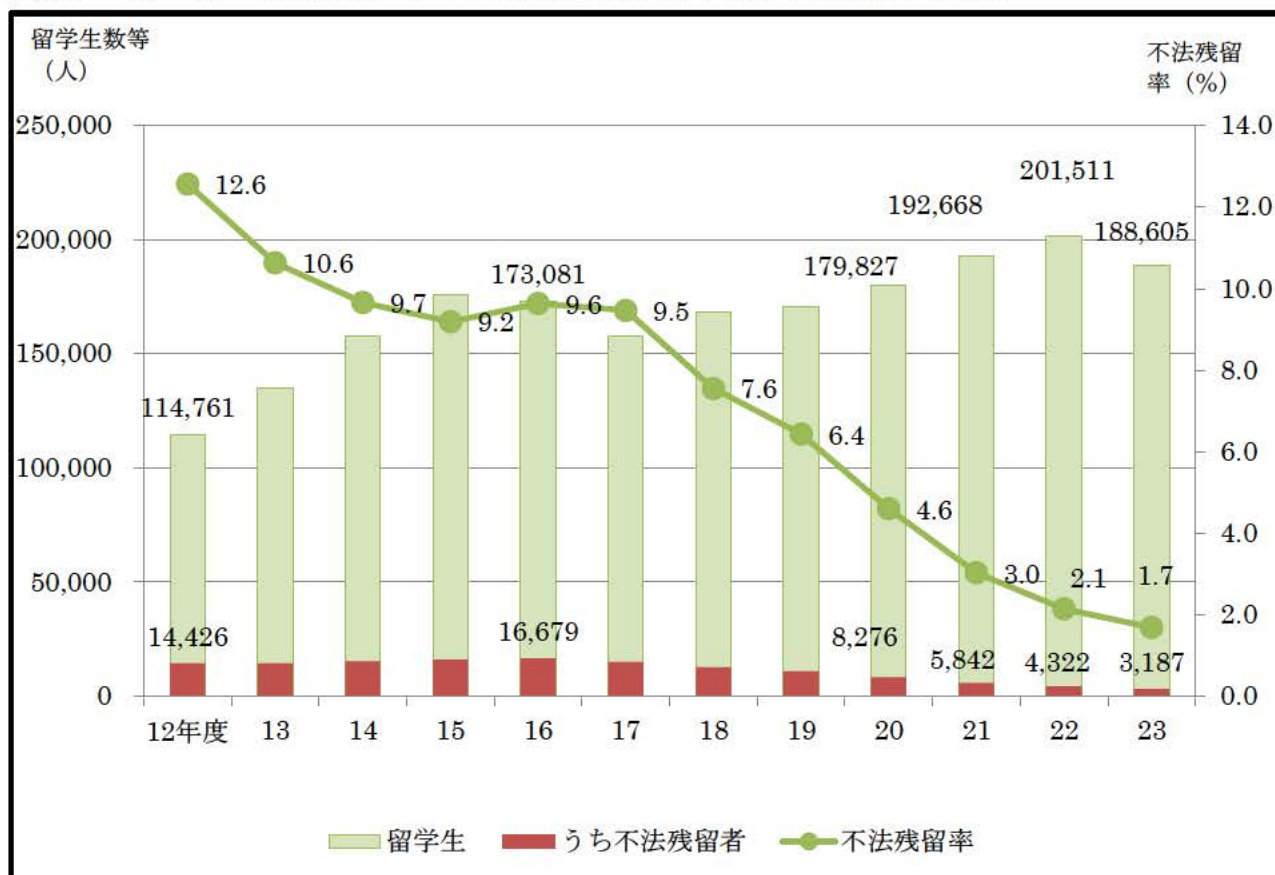
3 日本人の配偶者等は、不法残留者となった時点での在留資格が「日本人の配偶者等」であった者。

図表3-(1)-⑮ 在留資格別不法残留者割合（平成24年1月1日現在）



- (注) 1 法務省の資料に基づき、本省が作成した。
 2 短期滞在は、不法残留者となった時点での在留資格が「短期滞在」であった者。
 3 日本人の配偶者等は、不法残留者となった時点での在留資格が「日本人の配偶者等」であった者。

図表3-(1)-⑯ 留学生数、うち不法残留者数、留学生の不法残留率の推移



- (注) 1 法務省の資料に基づき、本省が作成した。
 2 留学生数は各年末現在の数値（平成23年度の場合、23年12月末日）
 3 不法残留者数は各年度の1月1日現在の数値（23年度の場合、24年1月1日）
 4 平成22年度までの留学生は、在留資格「留学」と「就学」の合算数である。

図表 3 - (1) - ⑰ 私費外国人留学生給付制度の概要

給付期間	<ul style="list-style-type: none"> ・受給者として決定した年度の4月分から翌年の3月分までの間の12か月を超えない期間 ・受給者として決定した年度の10月分から翌年の3月分までの間の6か月を超えない期間 	
大学院レベル	月額6万5,000円 ・我が国の大学院に正規生として在籍する私費外国人留学生、又は大学の学部卒業以上の学歴を有し、かつ、大学院レベルの研究活動を行うため、研究生として在籍する私費外国人留学生	<条件> ①前年度の成績評価係数が、大学院レベル2.30以上、学部レベル2.00以上であり、受給期間中においてもそれを維持する見込みのある者 ②仕送りが平均月額9万円以下であること ③他から受けている奨学金等の受給月額の合計が、学習奨励費の給付月額未満であること ④在日している扶養者の年収が500万円未満であること ⑤学習奨励費受給後に、機構が在籍大学等を通じて行う進路状況調査に協力できる者であること
学部レベル	月額4万8,000円 ・我が国の大学の学部、短期大学、高等専門学校第4年次以上（専攻科含む）又は専修学校の専門課程にそれぞれ正規生として在籍する私費外国人留学生 ・我が国の大学又は短期大学が設置する専攻科、留学生別科に正規に在籍する私費外国人留学生 ・我が国の大学に入学するための準備教育課程を設置する教育機関に正規に在籍する私費外国人留学生	

(注) 日本学生支援機構の資料に基づき、当省が作成した。

図表 3 - (1) - ⑱ 私費外国人留学生学習奨励費予算額・決算額（平成21年度から24年度）

(単位：百万円)

年度	平成21年度	22年度	23年度	24年度
予算額	15,781	7,937	7,212	6,723
決算額	15,746	7,907	7,180	

(注) 日本学生支援機構の資料に基づき、当省が作成した。

図表 3 - (1) - ⑲ 私費外国人留学生学習奨励費採用人数・教育機関別数(平成21年度から24年度)

(単位：人、校)

年度	平成21年度				22年度				23年度				24年度			
	大	短	専	日	大	短	専	日	大	短	専	日	大	短	専	日
採用機関数	537	83	359	224	543	77	367	227	533	71	367	225	536	68	366	221
採用人数	27,974				12,831				13,421							

(注) 1 日本学生支援機構の資料に基づき、当省が作成した。

2 表中の「大」は大学、「短」は短期大学、「専」は専修学校、「日」は日本語教育機関を表す。

図表 3 - (1) - ⑳ 私立大学等経常費補助金（特別補助）制度の概要

<p>概要</p>	<p>私立大学等経常費補助金は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 私立大学等（大学、短期大学、高等専門学校）の教育研究条件の維持向上のため、 ② 学生の修学上の経済的負担の軽減等に資するため、 ③ 私立大学等の経営の健全性向上に資するため、 <p>日本私立学校振興・共済事業団が国から補助金の交付を受け、これを財源として全額、学校法人に対して私立大学等の経常的経費について補助するものであり、補助金の配分方法は「一般補助」・「特別補助」とある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「一般補助」は、各私立大学等における教職員数及び学生数を基に、学生定員の充足状況、学生納付金収入に対する教育研究経費支出等の割合等に応じ、増減を行った上で交付。 ・「特別補助」は、私立大学における学術の振興及び私立大学等における特定の分野、課程等に係る教育の振興を図るために交付。 <ul style="list-style-type: none"> i) 成長分野で雇用に結びつく人材の育成 ii) 社会人の組織的な受入れへの支援 iii) 大学等の国際交流の基盤整備への支援 iv) 大学院等の機能の高度化への支援 v) 未来経営戦略推進経費 vi) 授業料減免及び経済的支援体制の充実 vii) 東日本大震災に係る支援 <p>※ 平成 23 年度時点の内容。</p>
<p>対象</p>	<p>Ⅲ 大学等の国際交流の基盤整備への支援</p> <p>グローバル化に対応した教育研究環境を整備するため、学生や教員の海外からの受入れ、海外への派遣、大学の国際化に向けた取組を組織的に行っている大学等が対象</p> <p>(1) 海外からの学生の受入れ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 次の①及び②に該当する大学等 <p>① 当該年度 9 月 30 日現在において、次のアからオのいずれかの取組を行っている大学等。</p> <p>ア 留学生の受入れ体制の整備、イ 留学生の修学支援、ウ 留学生の就職支援、エ 留学生向けの入学制度の整備、オ 教育課程の編成</p> <p>② 次のアに定める外国人留学生若しくはイに定める招致学生を受け入れている大学等。</p> <p>ア 当該年度 5 月 1 日現在で、出入国管理及び難民認定法別表一の四に定める「留学」の在留資格を得ている者、又は過去 6 か月の間に「留学」の在留資格を取得していた者で、当該年度 5 月 1 日現在で「留学」の在留資格又は資格取得（更新等）の手続きを行っている者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該年度 5 月 1 日現在において、大学等の正規の課程（学部等及び研究科）又は外

国人留学生を対象とした「留学生別科」に在籍する者。ただし、次の a 又は b に該当する者は除く。

- a) 当該年度 5 月 1 日現在で、休学中の者の休学期間が、継続して 1 年以上となることが明らかな者
- b) 当該年度 5 月 1 日現在で、履修登録していない者の未登録期間が、継続して 1 年以上となることが明らかな者

イ 外国の大学等との間で締結した協定に基づき、当該年度 4 月 1 日から 3 月 31 日までの間に協定校から受け入れた招致学生

- (2) 海外からの教員の招へい（省略）
- (3) 学生の海外派遣（省略）
- (4) 教員の海外派遣（省略）
- (5) 大学等のグローバル化に向けた取組

1 大学等のグローバル化に向けた取組

大学等の教育研究環境の国際化のため、当該年度 9 月 30 日現在で表 10 に掲げるいずれかの取組を実施している大学等。

表 10（抜粋）

区分	
1	留学生の受入れ体制の整備
2	留学生の修学支援
3	留学生の就職支援
4	入学制度の整備
5	教育課程の編成
6	留学プログラムの実施
7	帰国留学生のフォローアップ

2 留学生に対する授業料減免

当該年度の 4 月 1 日から 3 月 31 日までの間に、経済的に修学困難な次の①及び②に該当する外国人留学生を対象とした授業料（入学金は除く。）減免事業等を、選考方法、選考基準等が明記された規定等に基づき実施している大学等。

※ 上記（1）の②アと同様の資格をもつ留学生

算定方法	<p>(1) 海外からの学生の受入れ 当該大学等の受入れ学生数に学生1人当たり3万円を乗じて得た額を増額する。ただし、対象となる人数は1,000人を限度とする。</p> <p>(2)～(4) (省略)</p> <p>(5) 1・大学等のグローバル化に向けた取組 表10に掲げる各区分の取組の当該年度9月30日現在における実施件数に1件当たり30万円を乗じて得た額を増額する。</p> <p>2・留学生に対する授業料減免 授業料減免などの対象者数に表11に掲げる単価を乗じた額に、当該大学等の授業料減免等の対象者に係る平均の授業料減免率を乗じて得た額を増額する。ただし、3,000万円を限度とする。</p>							
	<p>表 11</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">大学</td> <td style="text-align: center;">15 万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">短期大学</td> <td style="text-align: center;">10 万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">高等専門学校</td> <td style="text-align: center;">5 万円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	単価	大学	15 万円	短期大学	10 万円	高等専門学校
区分	単価							
大学	15 万円							
短期大学	10 万円							
高等専門学校	5 万円							

(注) 日本私立学校振興・共済事業団の資料に基づき、当省が作成した。

図表3-(1)-㉑ 私立大学等経常費補助金特別補助「大学等の国際交流の基盤整備への支援」における留学生に対する授業料減免関係の予算・交付額・交付大学等数

(単位：百万円、人、校)

年度	平成 22 年度	23 年度	24 年度
予算額	104,814 の内数	34,884 の内数	33,659 の内数
交付額	1,239	1,344	
交付大学等数	397	269	

(注) 日本私立学校振興・共済事業団の資料に基づき、当省が作成した。

調査結果・勧告等	説明図表番号
<p>(2) 専修学校等における留学生の管理の適正化</p> <p>【制度の概要等】</p> <p>(専修学校等の所管)</p> <p>専修学校等は、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 130 条の規定により、国又は都道府県が設置する専修学校を除くほか、市町村の設置する専修学校にあつては都道府県の教育委員会、私立の専修学校にあつては都道府県知事の認可を受けなければならないこととされている。各種学校は、学校教育法第 134 条の規定により、市町村の設置する各種学校又は私立の各種学校の設置にあつては、それぞれ都道府県の教育委員会又は都道府県知事の認可を受けなければならないこととされている。また、私立の専修学校等は私立学校法（昭和 24 年 12 月 15 日法律第 270 号）第 4 条第 2 号及び第 4 号の規定により、都道府県知事の所轄（市町村が設置する専修学校等の場合は、都道府県の教育委員会が所轄）となっている。</p> <p>なお、学校教育法その他の法令において、留学生数の把握を含め留学生の在籍管理に関して、都道府県及び都道府県教育委員会（以下「都道府県等」という。）の責任等について規定しているものはない。</p> <p>(専修学校等の留学生に関する地方入国管理局の取組)</p> <p>地方入国管理局では、留学生の態様に係る情報を得るため、「入国・在留審査要領」に基づき、専修学校等に対し、年 2 回（4 月末と 10 月末現在の在籍者）の「留学生名簿」及び月 1 回の「退学者等名簿」（退学・除籍・所在不明者・不入学について発生した翌月の 10 日までに提出するもの。以下「定期報告」という。）について任意で提出を求め、その情報を基に留学生の受入れ状況や退学等により「留学」に係る活動を行っていない者を把握（注）していた。</p> <p>平成 24 年 7 月の入管法等改正法の施行以降は、入管法第 19 条の 17 の規定及び入管法施行規則第 19 条の 16 の規定に基づき、年 2 回（5 月 1 日及び 11 月 1 日現在の在籍者）の「受入れ状況に関する届出」及び受入れの開始又は終了が発生した都度「受入れに関する届出」（発生から 14 日以内）の提出に努めるように変更された（努力義務化）（以下これらの届出をまとめて「在籍届出」という。）。)</p> <p>また、「留学生及び就学生の入国・在留審査について」（平成 11 年 12 月 28 日付け管在第 4919 号入国管理局長通知）及び「入国・在留審査要領」に基づき、不法残留率（前年の留学生在籍者に占める不法残留者数の割合）が 5 % を超える学校、定期報告を適正に行わなかった学校等については、専修学校等における適正な留学生管理を促すため、非適正校として選定し、入国・在留手続時の申請書類の簡素化は行わず、在留期間を短縮する</p>	<p>図表 3 - (2) - ①</p> <p>図表 3 - (2) - ②</p> <p>図表 3 - (2) - ③</p> <p>図表 3 - (2) - ④</p> <p>図表 3 - (2) - ⑤</p> <p>図表 3 - (2) - ⑥</p> <p>図表 3 - (2) - ⑦</p> <p>図表 3 - (2) - ⑧</p>

等の措置を講ずることとされている。

(注) 退学・除籍・卒業となった者あるいは所在不明者となった者の報告が元の教育機関からなされ、転校先からの届けや在留資格の変更届けがなされず、かつ、出国が確認されなければ、在留期限満了日前でも先の退学等の日から3月経った段階で在留資格の取消しの対象となる場合がある。このように教育機関からの定期報告は、在留資格の取消しの端緒としても活用されている。

(専修学校等の留学生に関する文部科学省の取組)

文部科学省では、専修学校等を所管する都道府県等に対し、専修学校等において留学生の適切な受入れ、在籍管理等がなされるよう、平成22年7月の入管法等改正法の施行に伴う手続変更による提出書類の周知や留学生の募集・在籍管理の方法等について、累次の課長通知等により要請している。

特に、「専修学校における留学生管理等の徹底について」(平成22年9月14日付け22生生推第51号生涯学習政策局生涯学習推進課長通知。以下「留学生管理要請通知」という。)においては、専修学校等における留学生の選抜や在留管理に関して、参考例として、入学許可に際しての書類審査、面接、筆記試験等、日本語能力の判定、入学時オリエンテーション、母国語によるオリエンテーション等の具体的取組について示している。

図表3-(2)-⑨

(専修学校における留学生の受入れ基準)

文部科学省は、専修学校における留学生の受入れ数について、「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律等の施行に伴う留学生、就学生及び外国人教師等の受入れについて(通知)」(平成22年6月29日付け文学留第168号学術国際局長、生涯学習局長、初等中等局長通知)により、専修学校が設置する全ての学科の入学定員を合算した数(以下「総入学定員」という。)の2分の1までにとどめるものとし、都道府県等に対し、そのことを専修学校に周知するよう要請してきた。

しかし、高度人材受入れの拡大等に対する要請の高まりや当時の教育機関の受入れ実態等を考慮し、平成23年度以降に入学予定の留学生については、「専修学校及び各種学校における留学生の受入れについて」(平成22年9月14日付け22文科生第473号生涯学習政策局長通知。以下「留学生受入れ基準通知」という。)により、都道府県等に対し、留学生の在籍管理等を適正に行っている専修学校にあっては、充実した教育指導及び適切な留学生管理を確保できる範囲で、総入学定員2分の1を超えて、受け入れることを可能とする旨を通知している。

図表3-(2)-⑩

また、留学生管理要請通知においては、「専修学校教育の振興方策等に関する調査研究」の協力者会議(注)による留学生受入れ数に関する取扱いの方法例が紹介されている。これによると、総入学定員数の2分の1を

図表3-(2)-⑪

超えて受け入れることとした専修学校は、所轄の都道府県等に対し、①事前届出（留学生の受入れ状況、留学生の受入れ予定数、在籍管理の実績、留学生の受入れのための組織体制、その他必要な事項）及び②定期の報告（留学生の受入れ状況、当該年度内及び次年度における留学生の受入れ予定数、在籍管理の実績、留学生の受入れのための組織体制、その他必要な事項）を行うこととされている。

（注）文部科学省では、平成 24 年 11 月 11 日に専修学校制度の目的・役割を踏まえつつ、固有の課題等への対応を図る観点から、社会の要請に対応した教育内容の充実を始めとする今後の専修学校教育の振興方策等について、調査研究を実施し、施策立案等に資することを目的として、「専修学校教育の振興方策等に関する調査研究協力者会議（協力者会議）」を立ち上げた。

協力者会議は、専修学校教育の振興策のうち、具体的な検討課題として、①教育内容・方法の改善・充実について、②多様な学習ニーズへの対応について、③各種制度等における専修学校の取扱いについて、④その他（専修学校に対する理解促進など）等を掲げ、各課題の内容の整理、具体的な振興方策の方針や取組について、平成 23 年 2 月 28 日までの間に全 15 回の会議を開催し、議論や方策の整理を行った。

さらに、留学生管理要請通知では、

- ① 地方入国管理局により留学生の在籍管理能力の判定において、非適正校の選定を受け、翌年の留学生受入れに関し、入国・在留手続を簡素化しないこととされた年が、受入れ予定年度の前年から過去 4 年間に 2 回以上あるものなど、在籍管理の実績が良好でない専修学校、
 - ② 留学生の生活指導に係る業務に専任する教職員が置かれていないなど、留学生受入れのための組織体制が十分でない専修学校
- については、従来どおり、留学生数を総入学定員の 2 分の 1 までにとどめるべきとした提言に沿った取組を促している。

【調査結果】

今回、専修学校等の留学生の在籍管理に対する関係機関（地方入国管理局、専修学校、文部科学省、都道府県）における取組状況について調査したところ、以下のとおり、地方入国管理局において留学生が在籍する専修学校等の実態把握が必ずしも十分に行われていないことや都道府県等の役割が明確になっていないことから、専修学校等における留学生の在籍管理の適正化に向けた取組が十分に効果を上げていない状況がみられた。

ア 法務省による専修学校等に対する適切な在籍管理を促す取組

(7) 専修学校等及び留学生の実態把握

地方入国管理局は、在留資格認定証明書交付申請やその他在留に係る申請の審査の際に、留学生を受け入れる教育機関の名称や所在地等を把握しているほか、平成 24 年 7 月の入管法等改正法の施行後は、留学生本人による所属機関の届出（入管法第 19 条の 16）及び

所属機関による届出（入管法第 19 条の 17）により留学生を受け入れている教育機関の名称や所在地等を把握している。また、それらの情報は、F E I S に入力・蓄積され、それぞれの留学生がどの専修学校等に受け入れられているのかといった情報について適時に抽出できるものとなっている。

しかし、F E I S においては、蓄積した情報等を基に、専修学校等の機関を基準とした形での情報抽出が十分にできないため、各地方入国管理局管内において留学生が在籍する専修学校等の数などが網羅的に把握できていなかった。

(イ) 定期報告による専修学校等及び留学生の実態把握

今回調査した 9 地方入国管理局による定期報告制度の運用状況についてみると、定期報告の対象となる専修学校等を網羅的に把握できていないため、次のとおり、把握できていなかった専修学校等に対して、定期報告の依頼を行っていないものがあった。

【事例 1】 地方入国管理局が把握している留学生を受け入れている専修学校数と都道府県が把握しているデータに齟齬がある事例

地方入国管理局名	内 容
神戸入国管理局	<p>平成 23 年 6 月末時点で神戸入国管理局及び兵庫県（注）がそれぞれ把握している留学生を受け入れている専修学校等について確認した結果、兵庫県が把握している 16 校中 2 校について、同局は留学生の受入れ校として把握していなかった。</p> <p>このため、同局では、この未把握の 2 校に対して定期報告を求めておらず、毎年 6 月に行う専修学校等に対する適正校・非適正校の選定も行っていなかった。</p> <p>これについて同局は、「留学生受入れ校については、教育機関からの入学予定の留学生に係る在留資格認定証明書の交付申請等を通じて把握に努めている。しかし、F E I S では、管内で留学生を受け入れている専修学校等の検索・抽出等はできず、例えば日本国内の日本語教育機関に在籍している留学生が別の教育機関に進学した場合、その進学先教育機関から入国管理局に報告等がなければ、留学生から次回の在留期間更新許可申請等があるまで進学先教育機関を把握できないことから、留学生受入れ校の把握漏れが生じることが有り得る。」としている。</p> <p>（注） 兵庫県は、学校の運営状況や補助金の使用状況等を中心とした約 2、3 年に 1 回ずつの専修学校等の調査と、J A S S O の「外国人留学生在籍状況調査」を通じて、留学生が在籍している専修学校名及び留学生数について把握している。</p>
高松入国管	平成 22 年及び 23 年における高松入国管理局及び香川県（注）がそれぞれ把握している留学生を受け入れている専

<p>理局</p>	<p>修学校等について確認した結果、両年とも、香川県が把握している9校のうち1校について、同局は留学生の受入れ校として把握していなかった。</p> <p>このため、同局では、この未把握の1校に対して定期報告を求めておらず、毎年5月に行う専修学校等に対する適正校・非適正校の選別も行っていなかった。</p> <p>これについて、同局は、「入国・在留審査時における申請書類により、留学生の在籍校を把握することとしているが、留学生の在籍校に係る情報を別途リスト化していない。留学生を受け入れている専修学校等の名称等は、担当者の記憶によるところが大きく、留学生が少数である場合は、留学生が多い専修学校等と比べて、担当者が申請書類を目にする回数も相対的に少なくなり、把握漏れとなる場合がある。」としている。</p> <p>(注) 香川県は、毎年JASSOが実施する「外国人留学生在籍状況調査」により、県内の専修学校等に対して、5月1日時点の生徒数、生徒の年齢、学歴等とともに、留学生が在籍している専修学校等名及び留学生数について調査を行っている。</p>
-----------	--

(注) 当省の調査結果による。

【事例2】 地方入国管理局による定期報告の提出依頼が適切に行われていない事例

地方入国管理局名	内 容
大阪入国管理局	<p>大阪入国管理局では、日本語教育機関については、告示校のみが受入れ可能となっているため、留学生を受け入れる機関を漏れなく把握しているが、その他の専門学校については、継続して留学生を受け入れている学校以外はリスト化していないため、定期報告の提出依頼をしておらず、このため未報告の学校が発生している可能性があるとしている。</p>
広島入国管理局	<p>全国専修学校各種学校総連合会のホームページ記載の「留学生受入れ校一覧」(平成23年5月現在、留学生を受け入れている、又は受け入れたいとしている学校の一覧)に掲載されている中国5県の42校と、広島入国管理局の管内で、平成22年から24年までに受け入れを行い、定期報告の対象となった54校を突き合わせ、同局の報告対象となっていなかった25校に対して、留学生の受け入れ実績について確認した結果、留学生が在籍していたが報告書を提出していなかったという学校が、25校中、定期報告の基準日である平成22年4月末に9校、同年10月末に14校、23年4月末に6校、同年10月末に4校みられた。</p> <p>この原因は、同局では近年、日本語教育機関を除き、留学生名簿、退学者等名簿、在留資格認定証明書交付申請書等が提出された教育機関のみに定期報告の提出依頼をしているためである。</p>

(注) 当省の調査結果による。

また、これらの事例にあるとおり、専修学校等の留学生に関する情報については、文部科学省、JASSO、都道府県等の地方入国管理局以外の機関においても調査等が行われているが、これらの情報について地方入国管理局では活用されていなかった。

(ウ) 適正校・非適正校の選定

地方入国管理局では、専修学校等に対する適正校・非適正校の選定の枠組みを導入し、専修学校等における留学生の適正な在籍管理を促している。

しかし、この枠組みは、専修学校等における自主的な取組を促すにとどまるものであるため、例えば、東京入国管理局管内で見ると、非適正校は、平成21年24校、22年13校、23年13校で、このうち3年連続で非適正校に選定されたものが6校（うち3年連続で不法残留率が10%を超えるものが2校）と多く、在籍管理を適切に行っていない専修学校等が固定化される傾向にあり、現在の取組の効果が十分に上がっているとはいえない状況となっていた。

図表3-(2)-⑫

イ 文部科学省による専修学校等に対する適切な在籍管理を促す取組

文部科学省では、専修学校等及び国費外国人留学生に関する制度の所管省として在籍管理に関する留意点等は都道府県に提示している。しかし、専修学校等の直接的な所管は都道府県であり、専修学校等に在籍する留学生の管理も都道府県の指導等の下で専修学校等において適正に行われるものであるとして、専修学校等における留学生の在籍管理に関する実態について把握していなかった。

また、文部科学省では、都道府県ごとに、専修学校等に在籍する留学生の管理等に関する取組や認識が区々になっていることは把握しているが、法令等の整備を新たに行わなくとも、都道府県には、現行制度の下で、留学生の在籍管理が適切に行われていない専修学校等に対して厳格な指導監督を行える権限があるとしている。

ウ 都道府県による専修学校等に対する適切な在籍管理を促す取組

調査した11都道府県では、私立学校法(昭和24年12月15日法律第270号)第4条の2号及び4号の規定では、私立専修学校及び私立各種学校の所轄庁は都道府県知事とするとされているが、そこに在籍する留学生の管理等に関する責任について、専修学校等自体も一学生という範囲を超えてどこまで責任を負うものなのか、また、それに対して都道府県がどこまで指導監督できるのかが法令上も含め明確になっていないため、設置許可の取消等の措置は事実上困難であり、都道府県が専修学

校等の留学生の在籍管理に関し、指導等を行うにも限界があるとしている。このため、次のとおり、留学生を受け入れている専修学校等への対応が11都道府県によって区々になっていた。

○ 専修学校等に在籍する留学生に関する実態把握の状況をみると、管内の留学生を受け入れている学校数及び留学生数については、いずれもJASSOから毎年度依頼されている「外国人留学生在籍状況調査」の取りまとめを通じて把握していた。しかし、留学生の在籍管理に関する実態については、独自に調査やヒアリングを行っているものが3都道府県みられるものの、残りの8都道府県では、専修学校等の実態把握を行う根拠も権限もないため行っていなかった。

専修学校等の留学生受入れ基準通知に係る取扱状況をみると、総入学定員2分の1を超えて留学生を受け入れる際の事前事後の届出を専修学校等から求めていたものが9都道府県あったが、残りの2都道府県では、それらの届出を求めていなかった。

当該2都道府県のうち1都道府県においては、地方入国管理局から平成23年の選定において、非適正校とされた専修学校が総入学定員2分の1を超えて留学生を受け入れているもの（1事例）があり、留学生受入れ基準通知に沿った取組が行われていない状況がみられた。

図表3-(2)-⑬

【所見】

したがって、法務省及び文部科学省は、専修学校等における留学生の在籍管理の適正化を図る観点から、以下の措置を講ずる必要がある。

① 法務省は、管内の留学生を受け入れている専修学校等を的確に把握するため、地方入国管理局において、他の機関が保有する情報の活用やF E I Sの機能見直し等により教育機関のリスト作成を可能とする措置を講じ、地方入国管理局において、リストを適時に作成し、当該リストを基に、在籍届出が未報告の専修学校等に対する督促等を厳格に行い、その徹底を図ること。

なお、大学等に関してもこれに準じた措置を講ずること。

② 文部科学省は、法務省と連携して、専修学校等の留学生の受入れ及び在籍管理に関する都道府県等の役割について明確にすること。

③ 法務省は、上記②を踏まえ、都道府県に対して、行政目的に照らして法令で認められる範囲で、専修学校等の適正校・非適正校の選定結果を提供すること。

図表3-(2)-① 学校教育法第130条、第134条(昭和22年3月31日法律第26号)〈抜粋〉

第130条(専修学校)

国又は都道府県が設置する専修学校を除くほか、専修学校の設置廃止(高等課程、専門課程又は一般課程の設置廃止を含む。)、設置者の変更及び目的の変更は、市町村の設置する専修学校にあっては都道府県の教育委員会、私立の専修学校にあっては都道府県知事の認可を受けなければならない。

- 2 都道府県の教育委員会又は都道府県知事は、専修学校の設置(高等課程、専門課程又は一般課程の設置を含む。)の認可の申請があったときは、申請の内容が第124条、第125条及び前3条の基準に適合するかどうかを審査した上で、認可に関する処分をしなければならない。
- 3 前項の規定は、専修学校の設置者の変更及び目的の変更の認可の申請があった場合について準用する。
- 4 都道府県の教育委員会又は都道府県知事は、第一項の認可をしない処分をするときは、理由を付した書面をもって申請者にその旨を通知しなければならない。

第134条(各種学校)

第1条に掲げるもの以外のもので、学校教育に類する教育を行うもの(当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるもの及び第124条に規定する専修学校の教育を行うものを除く。)は、各種学校とする。

- 2 第4条第1項前段、第5条から第7条まで、第9条から第11条まで、第13条第1項、第14条及び第42条から第44条までの規定は、各種学校に準用する。この場合において、第4条第1項前段中「次の各号に掲げる学校」とあるのは「市町村の設置する各種学校又は私立の各種学校」と、「当該各号に定める者」とあるのは、「都道府県の教育委員会又は都道府県知事」と、第10条中「大学及び高等専門にあっては文部科学大臣に、大学及び高等専門学校以外の学校にあっては都道府県知事に」とあるのは「都道府県知事に」と、第13条第1項中「第4条第1項各号に掲げる学校」とあるのは「市町村の設置する各種学校又は私立の各種学校」と、「同項各号に定める者」とあるのは「都道府県の教育委員会又は都道府県知事」と、第14条中「大学及び高等専門学校以外の市町村の設置する学校については都道府県の教育委員会、大学及び高等専門学校以外の私立学校については都道府県知事」とあるのは「市町村の設置する各種学校については都道府県の教育委員会、私立の各種学校については都道府県知事」と読み替えるものとする。
- 3 前項のほか、各種学校に関し必要な事項は、文部科学大臣が、これを定める。

図表 3 - (2) - ② 私立学校法第 4 条 2 号及び 4 号（昭和 24 年 12 月 15 日法律第 270 号）〈抜粋〉

第 4 条（所轄庁）

この法律中「所轄庁」とあるのは、第 1 号、第 3 号及び第 5 号に掲げるものにあつては文部科学大臣とし、第 2 号及び第 4 号に掲げるものにあつては都道府県知事とする。

- 1 私立大学及び私立高等専門学校
- 2 前号に掲げる私立学校以外の私立学校並びに私立専修学校及び私立各種学校
- 3 第 1 号に掲げる私立学校を設置する学校法人
- 4 第 2 号に掲げる私立学校を設置する学校法人及び第 64 条第 4 項の法人
- 5 第 1 号に掲げる私立学校と第 2 号に掲げる私立学校、私立専修学校又は私立各種学校と併せて設置する学校法人

図表 3 - (2) - ③ 入国在留審査要領（第 3 分冊第 12 編第 21 節留学）〈抜粋〉

第 7 在籍管理状況等の把握

(1) 留学生の実態把握

① 大学

月 1 回、退学者、除籍者又は所在不明者について退学者等名簿（別記第 1 号様式）により報告を求める。

② 専修学校・準備教育機関・各種学校・設備及び編成に関して各種学校に準ずる教育機関

年 2 回、4 月末と 10 月末現在の在籍者について、それぞれ 5 月末、11 月末までに留学生名簿（別記第 3 号様式）により報告を求め、また、月 1 回、不入学、退学者、除籍者及び所在不明者について退学者等名簿（別記第 1 号様式）により報告を求める。

③ 高等学校・特別支援学校

退学者、除籍者又は所在不明者について学校から報告があった場合や資格外活動違反等の資料を学校別にとりまとめる。

(注) 法務省の資料に基づき、当省が作成した。

図表 3 - (2) - ④ 中長期在留者の受入れに関する届出（平成 24 年 7 月 9 日施行）

手続根拠	出入国管理及び難民認定法第 19 条の 17
手続対象者	留学の在留資格を有する中長期在留者の受入れを開始又は終了した機関
届出期間	中長期在留者の受入れを開始又は終了した日から 14 日以内
届出者	所属機関の職員
必要書類等	届出書、身分証
届出事項	<ul style="list-style-type: none"> ・届出書記載事項 中長期在留者の氏名、生年月日、性別、国籍・地域、住居地、在留カード番号 ・留学の在留資格を有する中長期在留者の受入れを開始した場合 中長期在留者の受入れを開始した年月日 ・留学の在留資格を有する中長期在留者の受入れを終了した場合 (1) 中長期在留者の受入れを終了した年月日 (2) 卒業、退学、除籍その他の中長期在留者の受入れの終了に係る事由

(注) 法務省の資料に基づき、当省が作成した。

図表 3 - (2) - ⑤ 中長期在留者の受入れ状況に関する届出（平成 24 年 7 月 9 日施行）

手続根拠	出入国管理及び難民認定法施行規則第 19 条の 16
手続対象者	留学の在留資格を有する中長期在留者を受入れている機関
届出期間	毎年 5 月 1 日及び 11 月 1 日から 14 日以内
届出者	所属機関の職員
必要書類等	届出書、身分証
届出事項	<ul style="list-style-type: none"> ・届出書記載事項 5 月 1 日及び 11 月 1 日時点で受け入れている中長期在留者の締氏名、生年月日、性別、国籍・地域、住居地、在留カード番号

(注) 法務省の資料に基づき、当省が作成した。

図表 3 - (2) - ⑥ 入国在留審査要領（第 1 分冊第 5 編第 3 節留学関係）＜抜粋＞

第 2 教育機関の選定結果・停止報告書

(1) 教育機関の選定

専修学校（専門課程、高等課程、一般課程）、各種学校及び日本語教育機関について、教育機関から報告のあった退学者等名簿を基に、前年 1 年間（1 月 1 日から 12 月 31 日）に不法残留した者の数を確定し、前年在籍者数（1 月末現在）に占める不法残留者割合（不法残留率）を算出する。その結果、次の基準を満たさない教育機関は在籍管理が適切に行われているとは認められないものとして取り扱う。

- ① 不法残留者が 5 % 以下であること。ただし、在籍者数が 20 人以下である場合は不法残留者数が 1 人を超えないこと。
- ② 定期報告が適切に行われていること。
- ③ 上記①又は②のほか、在籍管理上不適切であると認められる事情がないこと。

(2) 選定結果の本省報告

地方局等の長は、次について報告する。

- ① 各地方局等ごとに毎年 5 月に選定を行い、「教育機関の選定結果報告」により、6 月末までに報告する。
- ② 選定時期以外においても、①により選定された教育機関が上記（1）①から③の内容を満たさないこととなり、その在籍管理状況から所属する留学生について、それぞれ 1 年又は 6 月に一度在留状況を確認する必要があるものと認められた場合は、別記第 15 号様式「教育機関の選定停止報告書」により、報告する。

(3) 大学における不法残留者数の把握

上記（1）で規定する専修学校等教育機関の選定作業と同時に、大学については、大学から報告のあった退学者等名簿を基に、前年 1 年間（1 月 1 日から 12 月 31 日）に不法残留した者の数を確定させ、上記（2）の専修学校等教育機関の選定報告と同時に、当該不法残留者数を本省に報告する（別記第 14 号様式の 3（表 3））。また、在籍管理状況から所属する留学生について、1 年に一度在留状況を確認する必要があるものと認められた場合は、別記第 15 号の 2 様式により、その旨報告する。

(注) 法務省の資料に基づき、本省が作成した。

図表 3 - (2) - ⑦ 入国在留審査要領（平成 24 年 7 月改編）＜抜粋＞

イ 専修学校・準備教育機関・各種学校・設備及び編成に関して各種学校に準ずる教育機関

上記（2）イの調査を基に、前年 1 年間（1 月 1 日から 12 月 31 日）に不法残留した者の数を確定し、前年在籍者数（1 月末現在）に占める不法残留者割合（不法残留率）を算出する。

その結果、次の基準により教育期間を在籍管理能力に応じて、選定することとする。なお、選定結果については 6 月末までに本省に報告する。

おって、選定期間以外において次の基準を満たさないこととなり、その在籍管理状況から所属する留学生について 1 年又は 6 月に 1 度在留状況を確認する必要があるものと認められた場合は、教育機関の選定停止を本省に報告する。

(ア) 不法残留率が 5 % 以内であること。ただし、在籍者数が 19 人以下である場合は不法残留者が 1 人を超えないこと。

(イ) 入管法第 19 条の 17 による届出等により、当該教育施設に受け入れた外国人の在留状況が確認でき、その状況に問題がないこと。

(注) 届出が適正に行われなため、当該教育施設に受け入れた外国人の在留状況が確認できないときは、届出を督促し、届出の履行を求める。

(ウ) 上記（ア）又は（イ）のほか、在籍管理上不適切であると認められる事情がないこと。

(注) 選定結果の適用時期については、在留資格認定証明書交付申請においては選定翌年 4 月以降に入学を予定する学生に係る審査から開始し、在留資格変更許可申請及び在留期間更新許可申請においては、選定翌年 1 月以降の申請に係る審査から開始する。

選定区分 \ 在籍者数	19 人以下	20 人以上
	適正校（3 % 以下）	0 人
適正校（3 % 超）	1 人以下	3 % 超から 5 % 以下
非適正校・新規校	2 人以上	5 % 超
問題校	5 人以上	20% 超

(注) 1 法務省の資料に基づき、本省が作成した。

2 下線は、本省が付した。

図表 3 - (2) - ⑧ 適正校及び非適正校の選定の概要

制度	備考																	
<p>○ 留学生の入国・在留許可申請時の提出書類 留学生の入国・在留許可申請時の提出書類 については、出入国管理及び難民認定法施行 規則において、次の通り規定。(第6条及び 別表第3)</p> <p>(1) 申請書1通 (2) 写真1葉 (3) 入学許可書の写し (4) 勉学の能力・意思を有することを示す 書類 (日本語能力に関する資料、高等教育機 関の卒業証明書等) (5) 経費支弁能力に関する書類 (預金残高証明書等) (6) 経歴を証明する資料 (最終学歴証明書、戸籍証明書)</p> <p>・不法残留者が多く発生している国からの留 学生については、慎重審査を行うことされ ている。</p>	<p>(平成24年7月9日以前「入国・在留審査要領」第 1分冊第5編)</p> <table border="1" data-bbox="772 389 1447 1211"> <thead> <tr> <th></th> <th data-bbox="884 389 1131 441">適正校</th> <th data-bbox="1131 389 1283 441">非適正校</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="772 441 884 920">選定 要件</td> <td data-bbox="884 441 1131 920"> <ul style="list-style-type: none"> ・前年度の留學 生の <u>不法在留率</u> が <u>3%未満</u> かつ ・ <u>定期報告を励 行</u> </td> <td data-bbox="1131 441 1283 920"> <ul style="list-style-type: none"> ・前年度 の留學生 の <u>不法 在留率が</u> <u>3%以上</u> <u>5%未満</u> </td> <td data-bbox="1283 441 1447 920"> <ul style="list-style-type: none"> ・前年度の 留學生の <u>不法在留 率が5%</u> <u>以上</u> 又は ・ <u>定期報告 の提出率 が70%未 満</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="772 920 884 1211">メリ ット 等</td> <td data-bbox="884 920 1131 1211"> <ul style="list-style-type: none"> ・提出書類の簡 素化 </td> <td colspan="2" data-bbox="1131 920 1447 1211"> <ul style="list-style-type: none"> ・提出書類の簡素化な し(メリットなし) </td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="884 1066 1131 1211"> <ul style="list-style-type: none"> ・在留期間は最長2年3か 月 </td> <td colspan="2" data-bbox="1131 1066 1447 1211"> <ul style="list-style-type: none"> ・在留期間 は最長1 年3か月 </td> </tr> </tbody> </table> <p>(平成24年7月9日以降)</p> <p>入管法等改正法の平成24年7月9日の施行に伴 い、「入国・在留審査要領」が改編され、以前は非適 正校の選定基準として、①定期報告、②不法残留者 率、③その他の在籍管理上の問題の3つがあったが、 現在は、①届出等により、留學生の在留状況が確認 でき、問題がないこと、②不法残留率、③その他の 在籍管理上の問題とされた。</p>				適正校	非適正校	選定 要件	<ul style="list-style-type: none"> ・前年度の留學 生の <u>不法在留率</u> が <u>3%未満</u> かつ ・ <u>定期報告を励 行</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・前年度 の留學生 の <u>不法 在留率が</u> <u>3%以上</u> <u>5%未満</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・前年度の 留學生の <u>不法在留 率が5%</u> <u>以上</u> 又は ・ <u>定期報告 の提出率 が70%未 満</u> 	メリ ット 等	<ul style="list-style-type: none"> ・提出書類の簡 素化 	<ul style="list-style-type: none"> ・提出書類の簡素化な し(メリットなし) 			<ul style="list-style-type: none"> ・在留期間は最長2年3か 月 	<ul style="list-style-type: none"> ・在留期間 は最長1 年3か月 	
	適正校	非適正校																
選定 要件	<ul style="list-style-type: none"> ・前年度の留學 生の <u>不法在留率</u> が <u>3%未満</u> かつ ・ <u>定期報告を励 行</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・前年度 の留學生 の <u>不法 在留率が</u> <u>3%以上</u> <u>5%未満</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・前年度の 留學生の <u>不法在留 率が5%</u> <u>以上</u> 又は ・ <u>定期報告 の提出率 が70%未 満</u> 															
メリ ット 等	<ul style="list-style-type: none"> ・提出書類の簡 素化 	<ul style="list-style-type: none"> ・提出書類の簡素化な し(メリットなし) 																
	<ul style="list-style-type: none"> ・在留期間は最長2年3か 月 	<ul style="list-style-type: none"> ・在留期間 は最長1 年3か月 																

(注) 法務省の資料に基づき、当省が作成した。

図表 3 - (2) - ⑨ 「専修学校等における留学生管理等の徹底について（通知）」（平成 22 年 9 月 14 日付け 22 生生推第 51 号）〈抜粋〉

1 留学生管理等に関する具体的留意事項

専修学校における留学生管理等については、平成 22 年 9 月 14 日付け 22 文科生第 473 号生涯学習政策局長通知記 2 に掲げる留意事項の徹底を図るものとするが、具体的には、留学生を受け入れる専修学校において、以下の事項に関し、特に留意するものとする。

(1) 入学者の募集・選抜について

1 入学者の募集について

留学生の入学時及び在学中における注意事項等を、あらかじめ留学生の募集要項等で示すこと。

2 入学者選抜について

留学生の入学者選抜に当たっては、入学志願者の中に、不法就労・不法滞在を目的とする者がいる場合等も想定した上で、真に修学を目的とした者が選抜されるよう、次のア〜ウに留意しつつ、適切に行うこと。

ア 書類審査、面接、筆記試験等について

諸外国における教育の実情等を勘案しつつ、専修学校の教育を受けるに足る能力、適性等を総合的に判定し、入学許可するよう配慮すること。入学志願者の目的意識、学習意欲等を適切に判定するため、書類審査に加え、可能な限り面接による審査を行うこと。また、入学志願者の実態に応じ、可能な限り筆記試験を行う等の適切な方法により、当該専修学校の課程の履修に必要な学力等の有無を的確に判定すること。

イ 日本語能力の判定について

留学に係る在留資格の取得については、法令上、法務大臣が告示をもって定める日本語教育施設における 6 か月以上の日本語の教育を受けた者又は学校教育法第 1 条に規定する学校（幼稚園を除く。）において 1 年以上の教育を受けた者であれば、日本語能力に関する試験の成績如何にかかわらず、その他の諸要件を満たすことにより、在留資格の取得が可能な取扱いとなっているが、専修学校における入学志願者の日本語能力の判定に当たっては、これらの者についても、志望学科（日本語に関する学科を除く。）の教育課程を履修し得る日本語能力を有しているか否かを適切に判定する観点から、財団法人日本国際教育支援協会及び国際交流基金が実施している日本語能力試験（N1 若しくは N2 レベル）又は独立行政法人日本学生支援機構が実施している日本留学試験（試験科目「日本語」）などを活用することが望ましいこと。

ウ 支弁能力の確認について

入学許可に際しては、面接等を通じ、留学に伴う学費や留学期間中の生活に要する費用の支弁方法等を含め、わが国における留学生生活を維持できるだけの経済的基盤を有することについて、十分な確認を行うこと。

(2) 留学生向けの入学時オリエンテーションについて

1 入学時オリエンテーションの実施について

留学生の入学時には、オリエンテーションを実施し、例えば次のア～オのような注意事項等について周知を図ること。特に入国して間もない留学生に対しては、注意事項等を周知徹底すること。

ア 留学期間中の勉学に関すること

イ 日本における生活環境、日本の文化等に関すること

ウ 出入国管理に係る手続に関すること（例えば、一時出国する場合には事前に再入国許可手続が必要であることなど）

エ 法令の遵守に関すること

オ その他の注意事項

2 母国語によるオリエンテーションについて

留学生に対し、必要な注意事項等を十分理解させるためには、その日本語能力等も考慮しつつ、できる限り母国語ごとに、複数回のオリエンテーションを実施することが望ましいこと。

(3) 留学期間中の在籍管理等について

1 在籍管理について

留学生の入学後は、所期の留学の目的を達成できるよう、勉学状況等の把握に努めるとともに、次のア～オに留意しつつ、各専修学校が自ら責任を持って、その実態に応じた適切な在籍管理を行うこと。

ア 留学生の住所、電話番号及び帰国時の連絡先並びに経費支弁者等の連絡先などを把握しておくこと。

イ 日常の出欠管理を徹底するとともに、学業成績が良好でない者や出席状況の低調な者に対しては、面談等により改善指導を行うこと。

ウ 無断欠席者、長期欠席者に対する指導方針や除籍基準を策定し、留学生に対して周知徹底すること。

エ 退学者・除籍者及び所在不明者等については、直ちに地方入国管理局等へ報告すること。

オ 退学（転校・転学を除く。）・除籍させる留学生については、特に、留学という所期の目的が達成できなくなっている状況に鑑みて、できる限り帰国するよう勧めること。また、その後の帰国状況等を十分把握すること。

2 生活指導について

留学生に対し、次のア～ウに留意しつつ、日本の生活習慣や住居に関すること、緊急時の対処法など、学校外の日常生活に関する指導（以下「生活指導」という。）を行うこと。特に入国して間もない留学生に対しては、生活指導を徹底すること。

ア 生活指導担当教職員の配置について

専修学校への留学に係る在留資格の取得は、当該専修学校に外国人学生の生活の指導を担当する常勤の教職員が置かれている場合にのみ認められるものであるが、当該常勤の教職員については、なるべく、留学生の生活指導に係る業務に専任できる体制を整えること。

イ 資格外活動（アルバイト）について留学生による資格外活動（アルバイト）については労働の内容、就業場所、就業期間及び就業時間、雇用主の連絡先等を常時正確に把握するとともに、留学生に対しては、以下の事項を周知・指導すること。

（ア）風俗営業又は風俗関連営業が行われる場所でのアルバイトは行わないこと。

（イ）アルバイトを行うに当たっては、資格外活動許可書（写し）又は就労資格証明書を携行すること。

（ウ）資格外活動許可の有無、労働の内容、就業場所、就業期間・時間等に変更があった際は、在籍する専修学校の担当窓口に遅滞なく届け出ること。

ウ その他

留学生に対して、外国人登録の申請又は変更及び国民健康保険への加入について指導するとともに、その状況を把握すること。

3 日本語指導について

専ら日本語の教育を行う学科等以外においても、留学生の日本語能力の向上を図るため、日本語の指導を行う教員を置くよう努めること。

(4) 卒業時の指導等について

留学生の卒業時には、進学、就職又は帰国など、その後の進路を把握すること。帰国することとした者については、確実に本国に帰るまでの確認を行うこと。また、国内での就職を希望するなどにより、在留資格の変更が必要となる者に対しては、その手続等について周知し、指導すること。

2 留学生の受入数に関する取扱い

平成22年9月14日付け22文科生第473号生涯学習政策局長通知記2(2)に規定する留学生の受入数の取扱いについては、「専修学校教育の振興方策等に関する調査研究（平成21年11月11日付け生涯学習政策局長決定）」の協力者会議においても検討が行われ、以下のような取扱いの方法例が提言されているので、これらを参考としつつ、適切に取り扱うものとする

(注) 1 文部科学省の資料に基づき、当省が作成した。

2 下線は、当省が付した。

図表 3 - (2) - ⑩ 「専修学校及び各種学校における留学生の受け入れについて（通知）」（平成 22 年 9 月 14 日付け 22 文科生第 473 号）〈抜粋〉

2 専修学校における留学生管理等に関する留意事項

(1) 適切な受入れについて

各専修学校においては、生徒数の確保の観点からのみ安易に留学生を受け入れることに慎むこと。入学者選抜に当たっては、真に修学を目的とした者が選抜されるよう、入学志願者等の目的意識、学習意欲、学力等を適切に判定すること。また、わが国における留学生生活を維持できるだけの経済的基盤を有することを確認すること。

(2) 受入数について

専修学校における留学生の受入数は、充実した教育指導及び適切な留学生管理を確保する観点から、専修学校の設置目的、入学定員、教職員組織、施設設備等を考慮した適切なものとすること。

このため、地方入国管理局等に対し、在留資格認定証明書の交付又は在留資格変更の許可に関する手続きをとる留学生に係る入学許可者数については、「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律等の施行に伴う留学生、就学生及び外国人教師等の受け入れについて（通知）」（平成 2 年 6 月 29 日付け 文学留第 168 号）記 4 (3) の規定により、設置する全ての学科の入学定員を合算した数（以下「総入学定員数」という。）の 2 分の 1 までにとどめることとしてきたが、留学生の在籍管理等を適正に行っている専修学校にあつては、平成 23 年度以降に入学予定の留学生について、充実した教育指導及び適切な留学生管理を確保できる範囲内で、総入学定員の 2 分の 1 をこえて受け入れることを可能とすること。なお、入学者募集要項等において、留学生の受入予定数をあらかじめ示すことが望ましいこと。

(3) 在籍管理等について

入学許可して受け入れた外国人生徒については、各専修学校が自ら責任を持って在籍管理等を行う必要があること。

このため、各専修学校においては、留学生の出欠状況、学業成績、資格外活動の状況等を的確に把握するとともに、長期欠席者や学業成績の良好でない者に対する連絡や指導を徹底すること。学校外の日常生活に関しても、各留学生に対する十分な指導を行えるよう、必要な体制を整備すること。

また、勉学状況等に関し改善の見込みのない者に対しては、退学・除籍等の処分を適切に行う必要があること。退学・除籍等の処分を行い、生徒が留学目的を達成する見込みがなくなった場合には、原則として帰国を勧めることとし、帰国することとした者については、確実に本国に帰るまでの確認を行うなど、適切に対応すること。

3 各種学校における留学生管理等に関する留意事項

各種学校における留学生の受け入れについても、上記 2(1) 及び(3) に準じた取扱いを行うことが望ましいこと。

(注) 1 文部科学省の資料に基づき、当省が作成した。

2 下線は、当省が付した。

図表 3 - (2) - ⑪ 留学生の受入数の取扱いの方法例の提言（専修学校教育の振興方策等に関する調査研究協力者会議）

留学生の受入数に関する取扱いの方法例

(1) 受入体制等に応じた適正な数の受入れ

専修学校における留学生の受入数は、充実した教育指導及び適切な留学生管理を確保できる範囲内にとどめるものとし、受入数の増加を図る場合には、当該専修学校の経営に関する将来的な見通しの上に、計画的に留学生指導担当者の増員及び資質の向上を図るなど、十分な受入体制を整備した上で段階的に行うこととする。

(2) 在籍管理の実績又は受入体制に基づく受入数の上限

次のア又はイのいずれかに該当する専修学校にあっては、当該専修学校の入学許可を受けて、地方入国管理局等へ在留資格認定証明書の交付又は在留資格変更の許可の手続きを行うこととなる留学生の数が、設置する全ての学科の入学定員を合算した数（以下「総入学定員数」という。）の2分の1をこえないようにする。

ア 当該専修学校の日本語教育機関（日本語学科）又はそれ以外の学科について、地方入国管理局等による在籍管理能力の判定において「非適正校」の判定を受け、翌年の留学生受入れに関し入国・在留審査手続きを簡素化しないこととされた年が、受入予定年度の前年から過去4年間に2回以上あるものなど、在籍管理の実績が良好でないもの。

イ 留学生の生活指導に係る業務に専任する教職員が置かれていないなど、留学生受入れのための組織体制が十分でないもの。

(3) 総入学定員の2分の1をこえる留学生の受入れ

① 事前申出

所轄庁は、総入学定員数の2分の1をこえる数の留学生を受け入れようとする専修学校に対し、事前に次の事項を申し出るよう求め、その申出の内容の確認を行うものとする。

ア 留学生の受入状況

イ 入学許可を行おうとする留学生の数（留学生の受入予定数）

ウ 在籍管理の実績

エ 留学生受入れのための組織体制

オ その他必要な事項

② 定期報告

所轄庁は、総入学定員数の2分の1をこえて留学生を受け入れることとした専修学校に対し、次の事項を定期的に報告するよう求めるものとする。

ア 留学生の受入状況

イ 当該年度内及び次年度における留学生の受入予定数

ウ 在籍管理の実績（除籍者・退学者・所在不明者等の状況を含む。）

エ 留学生受入れのための組織体制

オ その他必要な事項

③ 在籍管理の実績が良好でなくなった又は管理体制が不適切となった場合

- i) 総入学定員数の2分の1をこえて留学生を受け入れることとした専修学校が、(2)ア又はイに該当することとなったときは、その後、継続的な改善実績が示されるまでの間、入学者募集における留学生受入数を総入学定員の2分の1までにとどめるものとする。この場合において、在籍管理能力の判定等及び留学生受入れのための組織体制について、複数年度にわたる良好な実績を示した専修学校は、所轄庁の確認を得た上で、再度、総入学定員の2分の1をこえて留学生を受け入れることができることとする。
- ii) (2)ア又はイに該当する専修学校が、正当な理由なく(3)②の定期報告を行わず、総入学定員の2分の1をこえる留学生を受け入れた場合には、過剰受入数の調整を図るよう、当該受入れを行った年度の翌年度以降における留学生受入数を減ずるものとする。

(4) 留学生の受入数に関する取扱いの適用及び経過措置

① 留学生の受入数に関する取扱いの適用

(2)及び(3)の取扱いは、平成23年度入学予定の留学生の受入れから、適用するものとする。

② 経過措置

(2)アにかかわらず、総入学定員の2分の1をこえる留学生の受入れを平成23年度又は平成24年度から行う専修学校に求める在籍管理の実績については、次のア又はイのいずれかに該当し、その実績が良好なものであることを確認できれば足りるものとする。

ア 当該専修学校の日本語教育機関（日本語学科）又はそれ以外の学科について「非適正校」の判定を受けた年が、受入予定年度の前年から過去4年間に1回以下であること。

イ 受入予定年度の前年から過去2年間のいずれの年においても、当該専修学校の日本語教育機関（日本語学科）又はそれ以外の学科について「非適正校」の判定を受けていないこと。

(注) 1 文部科学省の資料に基づき、当省が作成した。

2 下線は、当省が付した。

図表 3 - (2) - ⑫ 東京入国管理局管内における適正校・非適正校の選定結果（平成 21 年度から 23 年度）

3年連続して非適正校の選定を受けた専修学校等

	校名	平成 21 年	22 年	23 年
1	A 専門学校	× (24.2%)	× (14.4%)	× (15.5%)
2	B 専門学校	× (17.3%)	× (10.6%)	× (17.7%)
3	C 専門学校	× (5.2%)	× (8.3%)	× (7.1%)
4	D 専門学校	× (10.7%)	× (3.1%)	× (14.3%)
5	E 専門学校	× (5.7%)	× (14.9%)	× (10.5%)
6	F 専門学校	× (7.9%)	× (12.1%)	× (12.0%)

2年連続して非適正校の選定を受けた専修学校等

	校名	平成 21 年	22 年	23 年
1	A 専門学校	× (14.3%)	× (7.4%)	なし
2	B 専門学校	× (50.0%)	× (5.4%)	○ (3.4%)

- (注) 1 法務省の資料に基づき、当省が作成した。
 2 ×は「非適正校」を意味し、○は「適正校」を意味する。
 3 () 内の数字は、当該校の各年における不法残留率を意味する。

図表 3 - (2) - ⑬ 総入学定員 2 分の 1 を超える際の届出の指導を行っていない都道府県の例

事例	内容
事例 1	<p>A 県学事課では、文部科学省通知（留学生管理要請通知及び留学生受け入れ基準通知等）を受けて、県下の専修学校等に事務連絡とし、通知を発出している。しかし、同課は、通知に例示されている、総入学定員 2 分の 1 を超えて留学生を入学させようとする専修学校に対し、都道府県が留学生の受け入れ状況等について事前申出や定期報告を求める等の取扱いは行っていない。</p> <p>この理由について学事課は、「当課では私立専修学校の認可等を行っているが、留学生の在籍管理に係る取組（指導、実態把握等）は所管業務ではない。そのため文部科学省通知等に関して、同通知等の周知は行ったものの、通知で示された「留学生受け入れ数に関する取扱いの方法例」（事前事後の届出を求める等）等の留学生の在籍管理については特段の取組は行っていない。」としている。</p>
事例 2	<p>B 県では、留学生の在籍管理等に係る専修学校等に対する指導等は実施しておらず、また、専修学校等から留学生の在籍管理等に係る報告等を求めていることもあり、専修学校等の留学生の不法残留率の動向等の実態について把握していない。</p> <p>総入学定員 2 分の 1 をこえる専修学校等から事前の届出及び定期報告（年 2 回）の提出を求めていることについて、B 県では、特に私立学校の場合、学校の運営は各学校法人及び専修学校等に任されており、外国人留学生の受け入れ数など 在籍管理等についても、各専修学校等において適切に行われることが前提であるとの理解の下、総入学定員の 2 分の 1 を超える学校から定期報告等の提出を求める等の指導を行ってこなかったとしている。</p> <p>（入国管理局に対する調査の結果、平成 23 年の選定において、総入学定員 2 分の 1 を超えて留学生を受け入れている 1 校が「非適正校」として選定されており、専修学校等における在籍管理等が必ずしも適正に行われていない状況が見られる。）</p>

(注) 当省の調査結果による。

勧告	説明図表番号
<p>(3) 留学生の卒業後等の適切な在留管理の推進</p> <p>【制度の概要等】</p> <p>(教育機関に対する留学生の卒業後等の対応要請)</p> <p>文部科学省は、留学生受入れ基準通知において、都道府県等に対し、専修学校等においては、①退学・除籍者に対して、できる限り帰国を勧めるよう努めること、②その後の帰国状況等を十分把握すること、③卒業時には、その後の進路を把握すること、④帰国者については、確実に本国に帰るまでの確認を行うこととし、専修学校等への周知を要請している。</p> <p>また、大学等に対しても、「外国人留学生の適切な受入れについて」(平成24年9月5日付け24高学留第60号高等教育局学生・留学生課長通知)等の通知において、専修学校等と同様、退学・除籍・卒業後の者に関する帰国等に至るまでの適切な対応について要請している。</p> <p>法務省においては、各種講習会や行政相談において、卒業・退学等した留学生に対する受入れ教育機関の指導等について周知を行っている。</p> <p>(元留学生の不法残留が発生した場合における教育機関への措置)</p> <p>法務省は、専修学校等や大学等に在籍していた留学生が卒業後等に起こした不法残留事案についても、在留資格期間が満了するまでの間は、当該教育機関の責任であるとの認識から、不法残留者に教育機関の卒業後等の者を含め、次のような措置を講じている。</p> <p>① 専修学校等について、「留学生及び就学生の入国・在留審査方針について」(平成11年12月28日付け管在第4919号入国管理局長通達)に基づき、不法残留率が5%を超えるなど留学生の在籍管理が良好と認められない場合は非適正校と選定し、在留資格申請の際の申請書類を簡素化しない、在留資格期間を短縮するといった措置を講ずることとしている。</p> <p>② 大学等について、前年(1月1日から12月31日の期間)に不法残留者が5名以上発生した大学等を文部科学省に連絡している。これを受け、文部科学省では、これらの大学等に対し、留学生の在籍管理に関する関係書類の提出を求めたり、ヒアリングを行っている。</p> <p>(不法残留者の発生に伴う学習奨励費における減額措置)</p> <p>JASSOは、学業、人物ともに優れ、かつ、経済的理由により、修学に困難があり、大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校の専門課程、我が国の大学に入学するための準備教育を行う課程を設置する教育機関、日本語教育機関に在籍する私費外国人留学生に対し、奨学金(私費外国人留学生学習奨励費。以下「学習奨励費」という。)を給付している。</p>	<p>図表3-(3)-①</p> <p>図表3-(3)-②</p> <p>図表3-(3)-③</p>

この給付における配分基準、条件等について、JASSOの学習奨励費の募集要項では、「大学等において、本事業に係る事務処理が適切に行われていない場合や外国人留学生の在籍管理について不適切な状況が見受けられる場合は、該当大学等に対する学習奨励費の推薦依頼数、採用数の削減又は募集を停止し、推薦を受け付けない措置を行うことができる。」とされている。

図表 3-(3)-④

(不法残留者の発生に伴う私立大学等経常費補助金における減額措置)

私学共済事業団は、私立大学等経常費補助金特別補助のうち「大学等の国際交流の基盤整備への支援」に係る取組に対する補助（以下「大学等国際交流基盤整備特別補助」という。）として、経済的に修学困難な留学生に対し、授業料減免等を行うといった大学のグローバル化に向けた取組を行っている私立大学等を設置する学校法人への補助を行っており、この補助制度における配分基準、条件等については、私学共済事業団が文部科学省と調整した上で決定されている。

図表 3-(3)-⑤

【調査結果】

ア 卒業後等の在留管理の責任に関する認識

今回、教育機関に在籍する留学生の卒業後等の在留管理に関する認識について、11 都道府県及び 29 教育機関（大学 7 校、専修学校 22 校）に調査したところ、留学生の卒業後等の在留管理に関する教育機関の責任の範囲が明確に示されていないため、以下のとおり、これに関する教育機関の役割の認識が都道府県等、教育機関によって区々となっている状況がみられた。

(7) 専修学校等を所管する都道府県の認識

調査した 11 都道府県のうち回答があった 9 都道府県では、専修学校等における卒業後等の在留管理の責任の範囲は、

- ① 当該留学生が退学・除籍・卒業した段階まで（2 都道府県）
- ② 当該留学生が帰国するまで、又はそれを確認するまで（4 都道府県）
- ③ 地方入国管理局へ退学者等名簿で留学生を報告するまで（1 都道府県）
- ④ 当該留学生の在留資格の期限が満了するまで（1 都道府県）
- ⑤ 留学生の入学に当たっての教育機関の関与の度合いによって在留管理の責任が変わってくる（1 都道府県）としており、その認識が区々になっていた。

図表 3-(3)-⑥

(イ) 教育機関における認識

調査した専修学校 22 校のうち、回答のあった 21 校では、専修学校における卒業後等の在留管理の責任の範囲は、

- ① 当該留学生が退学・除籍・卒業した段階まで（3 校）
- ② 当該留学生が帰国するまで、又はそれを確認するまで（10 校）
- ③ 地方入国管理官署へ退学者等名簿で留学生を報告するまで（6 校）
- ④ 当該留学生の在留資格の期限が満了するまで（1 校）
- ⑤ 除籍なら処分の段階まで、退学卒業なら帰国の確認まで（1 校）としており、その認識が区々になっていた。

また、卒業後等の在留管理の認識について調査を行った専修学校 22 校及び大学 7 校のうち、回答のあった 13 校（専修学校 9 校、大学 4 校）において、次のとおり、卒業後等の在留管理の教育機関における責任への疑義や実効性の問題についての意見が聴かれた。

i) 卒業後等の在留管理を教育機関が十全に行うことは事実上困難であり、そもそもそのような責任を負うべきか疑義がある専修学校で 6 校、大学 4 校)

ii) 退学・除籍後に具体的に何をすれば責任を取ったとされるのかが明確でないため、取り組みようがない（大学 4 校）

さらに、前述①の認識を持つ専修学校（6 校）及び大学（4 校）においては、教育機関による卒業後等の在留管理を十全に行うことが困難な理由として、次のような問題があるとしていた。

① 地方の小さな学校が退学・除籍者等の帰国を確認するために空港まで見送りに行くことは人的・経済的な問題があり、限界がある。

② 退学・除籍者等の帰国の確認手段として、当該者に対し、帰国時のチケットの半券の送付やパスポートの出国スタンプのページのコピーの送付を義務付けたとしても、連絡が取れないなどにより帰国の確認が困難となる場合もある。

③ 退学・除籍者等の帰国を確認したものの、その後、当該留学生が在留資格期間内に再入国し、不法残留となる場合もある。この際に、教育機関が元留学生の帰国の取組を適正に行っていない状況（出国確認等の対策や届出が行われていない等）が見られた場合は、地方入国管理局は、当該教育機関から発生した不法残留者として取り扱っている。

なお、調査した 29 教育機関（大学 7 校、専修学校 22 校）のうち 22 教育機関においては、前述③のように、教育機関が行った措置内

図表 3-(3)-⑦

図表 3-(3)-⑧

容によって一旦帰国したものの、再入国し、その後不法残留となった場合も、教育機関から発生した不法残留者として計上されていることを知らなかった。

イ 不法残留者に関する情報提供の状況

留学生の卒業後等、在留資格期間が満了するまでの間に発生した不法残留の責任を教育機関に求める根拠については、法令上等においても明らかになっていないのが現状である。しかし、教育機関で受け入れた留学生の一部が卒業後等に不法残留している事案が発生している状況に鑑み、教育機関においては、そうした不法残留事案が発生しないよう、その防止に努めることが求められる。

こうした不法残留の防止対策を的確に行うためには、不法残留となった元留学生が就学していた教育機関において、当該者に対する在学中の管理や卒業後等の対応等について、どこにどのような問題があったのかを検証し、現行の防止対策の見直しにつなげていくことが必要不可欠である。

このため、留学生の卒業後等における不法残留事案に関する具体的な情報を、関係の専修学校等や大学等に提供することが必要となる。

また、不法残留者が所在不明な場合は、地方入国管理局がその手がかりとなる情報を得るためにも、関係の専修学校等や大学等に提示することが必要となる。今回、地方入国管理局における教育機関への留学生の不法残留事案に関する情報提供の状況について調査した結果、次のような状況がみられた。

(7) 地方入国管理局が教育機関に提供する情報の内容

地方入国管理局が、教育機関に提供している留学生の不法残留事案に関する情報の内容についてみたところ、次のとおり、教育機関における不法残留の再発防止に資するような不法残留者の氏名、不法残留の態様を含む具体的な情報の提供は行われていなかった。

- ① 専修学校等については、非適正校に選定した場合は、その結果を該当の専修学校等に毎年10月から12月の間に書面で伝えることとなっているが（適正校にも書面で結果が伝えられる）、その際に伝えられる情報は、非適正校に選定したという事実のみである。
- ② 大学等については、前年に不法残留者が5名以上発生した場合は、その大学等を文部科学省に伝えているが、その際に伝えられる情報は、該当する大学等の名称と不法残留者数のみである。また、文部科学省は、法務省から提供された情報に基づき、該当する大学等に対してヒアリング等を行い、当該大学等における在籍管理状況を確認しているが、その際に法務省の意向を踏まえ、当該大学等に

対して伝える情報は、前年中、一定程度の不法残留者が発生しているという事実のみである。

(イ) 情報提供を受けた教育機関における対応

a 専修学校等における対応

地方入国管理局からの情報提供に関して調査を行った専修学校22校のうち回答のあった13校においては、非適正校の選定は定期報告の提出状況も要件となっていることから、非適正校と選定されたとしても、実際に不法残留者が発生したのか否かも分からず、また、実際に不法残留者が発生していたとしても、具体的に何人の不法残留者が発生し、退学者等名簿で報告したどの者が該当者なのかといった情報が提供されなければ、その後の再発防止策を講ずることが難しいとしていた。

他方、不法残留率が5%を超えたことにより非適正校に選定された専修学校等について、東京地方入国管理局管内の専修学校等についてみると、平成21年に24校、22年に13校、23年に13校と跡を絶たず、また、これらの中には、2年連続で非適正校に選定されたものが2校、3年連続で発生させたものが6校（うち3年連続で不法残留率が10%を超えるものが2校）あり、専修学校等における再発防止対策が十分に行われていない状況となっていた。

b 大学等における対応

調査した7大学のうち、不法残留者が5名以上発生したとして文部科学省のヒアリングの対象となった4大学においては、不法残留者の発生にかかる詳細な情報が文部科学省から提供されず、大学としては、今後の再発防止策のためにも、不法残留者が何人発生したのか、当該留学生の出国状況等の不法残留の具体的な情報を提供してもらいたいとしていた。

他方、不法残留者が5名以上発生した大学等は、全国で、平成21年に8校、22年に12校、23年に11校と跡を絶たず、また、これらの中には、2年連続で不法残留者が5名以上発生したものが6校（21年から22年に連続して発生したのが2校、22年から23年に連続して発生したのが4校）、3年連続で発生させたものが1校あり、大学等における再発防止対策が十分に行われていない状況となっていた。

図表3-(3)-⑨

図表3-(2)-⑫（再掲）

図表3-(3)-⑩

ウ 学習奨励費等におけるペナルティ措置の適用状況

前述イ (i) b の4校について、学習奨励費の支給状況をみると、JASSOの募集要項において、外国人留学生の在籍管理について不適切な状況が見受けられる大学等に対しては、学習奨励費の推薦依頼数、採用数の削減又は募集を停止し、推薦を受け付けない措置を行うことができるものとなっているが、この在籍管理が不適切な状況とは、どういった状況を基準とするのかが明確でないため、学習奨励費は推薦依頼数、採用数の削減等の措置を受けることなく給付されていた。

また、大学等国際交流基盤整備特別補助については、その取扱要領上において、外国人留学生の在籍管理を適切に行うことが支給条件として明確にされていない。ただし、在籍管理を含め、法人として基本的な管理運営に問題があると考えられる場合には、取扱要領等に基づき、私立大学等経常費補助金を減額又は不交付とすることとされている。

また、文部科学省では、大学等における不法残留者の情報は把握しているが、専修学校（専門課程）における法残留者等の情報については、法務省から提供を受けていない。このため、留学生の在籍管理が適切ではないとして非適正校の認定を受けた専修学校等に対しても、学習奨励費の推薦依頼数、採用数の削減等の措置が行われることなく、給付されている。

【所見】

したがって、法務省及び文部科学省は、教育機関における適切な留学生の卒業後等の在留管理を推進する観点から、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 法務省は、教育機関における留学生の卒業後等の在留管理の実行性を確保する観点から、文部科学省と連携して、留学生の卒業後等における在留管理に係る教育機関の役割及び取り組むべき具体的な措置を整理し、教育機関に示すこと。

また、文部科学省は、教育機関に対し、上記の具体的な措置に沿って、留学生の卒業後等の適切な在留管理への協力を求めること。

- ② 法務省は、教育機関における留学生の不法残留事案の再発防止策を充実強化する観点から、文部科学省に提供する留学生の不法残留事案に関する情報については、法令の範囲内で再発防止に資するような具体的な情報を提供すること。

また、文部科学省は、大学等に対しても、法務省から提供された当該情報を提供すること。

なお、専修学校等に対する留学生の不法残留事案に関する情報の提供について、法務省は、専修学校等の留学生に関する都道府県の役割の範囲を踏まえ、適切に対処すること。

③ 文部科学省は、JASSOに対し、学習奨励費の支給について、教育機関から発生する不法残留者数等を踏まえた推薦依頼数・採用数の削減等に係る基準の策定を求め、また、法務省から提供される情報を参考にしつつ、その基準に沿った適切な措置をとるよう求めること。

また、法務省は、文部科学省に対し、専修学校等に対する適正校・非適正校の選定結果を提供すること。

さらに、文部科学省は、私学共済事業団に対し、大学等国際交流基盤整備特別補助について、留学生の在籍管理を適切に行うことを支給条件とすることを明確にするとともに、在籍管理の状況を含め大学等の管理運営が不適正であると認められる場合には、文部科学省の学習奨励費制度等における対応を十分に踏まえつつ、当該大学等に対して、補助金の減額等を行うなど、在籍管理の適正化を図るための措置を講ずるよう求めること。

図表 3 - (3) - ① 「専修学校及び各種学校における留学生の受入れについて（通知）」（平成 22 年 9 月 14 日付け 22 文科生第 473 号）＜抜粋＞

2 専修学校における留学生管理等に関する注意事項

(3) 在籍管理等について

入学許可して受け入れた外国人生徒については、各専修学校が自ら責任を持って在籍管理等を行う必要があること。このため、各専修学校においては、留学生の出欠状況、学業成績、資格外活動の状況等を的確に把握するとともに、長期欠席者や学業成績の良好でない者に対する連絡や指導を徹底すること。学校外の日常生活に関しても、各留学生に対する十分な指導を行えるよう、必要な体制を整備すること。

また、勉学状況等に関し改善の見込みのない者に対しては、退学・除籍等の処分を適切に行う必要があること。退学・除籍等の処分を行い、生徒が留学目的を達成する見込みがなくなった場合には、原則として帰国を勧めることとし、帰国することとした者については、確実に本国に帰るまでの確認を行うなど、適切に対応すること。

(注) 1 文部科学省の資料に基づき、当省が作成した。

2 下線は、当省が付した。

図表 3 - (3) - ② 「外国人留学生の適切な受入れについて（通知）」（平成 24 年 9 月 5 日付け 24 高学留第 60 号）＜抜粋＞

2 外国人留学生の在籍管理について

外国人留学生の在籍管理については、「外国人留学生の在籍管理等について（通知）」（平成 22 年 6 月 22 日付け 22 高学支第 23 号）により依頼しているところですが、各大学等において、入学許可して受入れた外国人留学生について、自ら責任を持って在籍の管理を行う必要があります。

各大学等においては、各留学生の出欠状況、学業成績、資格外活動の状況等を的確に把握し、長期欠席者や学業成績の良好でない者に対する連絡や指導を徹底するとともに、改善の見込みのない場合には退学等、適切な対応をお願いします。

また、退学等の処分を行い、学生が留学目的を達成する見込みがなくなった場合には、その留学生が確実に帰国するよう適切な対応をお願いします。

3 退学者・除籍者・所在不明者の定期報告について

各大学等の外国人留学生の退学者・除籍者・所在不明者の文部科学省への定期報告については、「外国人留学生の在籍管理等について（通知）」（平成 22 年 6 月 22 日付け 22 高学支第 23 号）により、ご協力をお願いしているところですが、このたび、退学者の報告については、本通知に基づき、前月に退学（転学・転校を含む。）、除籍又は所在不明となった者を毎月 10 日までに、別紙様式により、文部科学省高等教育局学生・留学生課宛に FAX 又は郵便により報告して下さい。

(注) 文部科学省の資料に基づき、当省が作成した。

図表 3 - (3) - ③ 「留学生及び就学生の入国・在留審査方針について（通達）」（平成 11 年 12 月 28 日付け 24 法務省管在第 4919 号）〈抜粋〉

2 審査の基本方針

(1) 教育機関に着目した審査

短期大学・大学院を含む大学、高等専門学校並びに不法残留率の低い専修学校、各種学校及び日本語教育施設（以下「大学等」という。）に入学を許可された者は、当該機関に入学するには相当の学力を要するか、又は十分な在籍管理下に置かれるため、入国・在留管理上問題となる事案は少ない状況にあると考えられることから、これらに受け入れられる留学生・就学生については、その国籍・出身地域にかかわらず、活動内容及び経費支弁能力に係る真実性について、厳格な立証を求めることはせず、できる限り簡素な手続によりその入国・在留を認めるものとする。

また、これにより生じた余力を在籍管理の十分でない教育施設の調査・指導に充て、各学校及び施設の自己責任及び自助努力に期待しつつ、不法残留者等入管法違反者の発生防止に努めることとする。

(2) 入国・在留諸申請に応じた審査

上記のような教育機関に係る振り分けにより、大学等については厳格な審査は不要とし、原則として、入国後に教育を受ける活動を行っているか否かを中心とした審査を行うことで足りるものとする。他方、不法残留率の高い専修学校、各種学校及び日本語教育施設については、入国審査において従来どおり勉学の意思・能力に係る審査を実施するが、むしろ経費支弁能力を中心に審査し、特に本国送金の場合には、預金残高証明書の真偽に終始することなく、資産形成過程の合理性を踏まえた一層慎重な審査を実施することとする。

また、これらの教育機関に在籍する学生の在留審査については、資格外活動を所得した上でのアルバイト収入の学費充当を認めている現状にかんがみ、経費支弁能力の有無よりも、学生の成績及び出席状況を中心とした審査を実施することとする。

(注) 1 文部科学省の資料に基づき、当省が作成した。

2 下線は、当省が付した。

図表3-(3)-④ 私費外国人留学生学習奨励費給付制度募集要項（平成24年度）〈抜粋〉

11 学習奨励費の給付の打切り等

機構理事長は、受給者が、

- (1) 在留資格に変更（留学→他の在留資格）が生じたとき
- (2) 学習奨励費の給付を辞退しようとするとき（終了等も含む）
- (3) 転学及び自主退学したとき
- (4) 受給者の修学状況等が著しく不良であると判断したとき
- (5) 提出書類等の記載事項に虚偽が発見されたとき
- (6) 停学、退学又は除籍その他の在籍大学等からの処分を受けたとき
- (7) その他、受給者としての資格を失ったとき

のいずれかに該当する場合には、学習奨励費の給付の打切り又は給付期間の短縮をすることができる。また、機構理事長は、大学等の管理体制や事務処理等に不備があり、学習奨励費の適切な給付が行われていないと判断した場合、受給者への給付を打ち切ることができる。

17 推薦依頼数、採用数の削減又は募集停止について

機構理事長は、大学等において、本事業に係る事務処理が適正に行われていない場合や外国人留学生の在籍管理について不適切な状況が見受けられる場合は、当該大学等に対する学習奨励費の推薦依頼数、採用数の削減又は募集を停止し、推薦を受け付けない措置を行うことができる。

(注) 独立行政法人日本学生支援機構の資料に基づき、当省が作成した。

図表 3 - (3) - ⑤ 私立大学等経常費補助金取扱要領（平成 10 年 2 月 27 日）〈抜粋〉

4 補助金の減額等

(減額又は不交付の事由及び措置)

(1) 事業団は、学校法人等（私立大学等を設置する学校法人、私立大学等及び私立大学等に所属する学部等（大学の学部、短期大学及び高等専門学校の学科、分校、大学院の研究科並びに附属研究科、附属病院、同分院その他の附属機関をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）が次の各号の一に該当する場合には、原則として、その状況に応じ、当該学校法人等に係る私立大学等経常費補助金配分基準（以下「配分基準」という。）Ⅴの 6 別記 7 による増額を除く補助金（以下「一般補助」という。）の 10%、25%、50% 又は 75% に相当する額を減額して交付するものとする。ただし、その状況が著しく、補助の目的を有効に達成することができないと認めるときは、補助金の全額を交付しないものとする。

ア 私立大学等経常費補助金、私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費補助金又は私立大学等研究設備等整備費補助金を他の用途へ使用し、その他補助事業に関して当該補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく所轄庁の処分に違反し又は偽りその他不正の手段により当該補助金の交付を受けたもの

イ 学校法人の財産を不正に使用したもの

ウ 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書又は監事の監査報告書に記載すべき事項を記載しなかったもの又は虚偽の記載をしたもの

エ 私立学校法第 47 条に定める財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書又は監事の監査報告書の備付け及び閲覧義務に違反したもの

オ 事業団又は地方公共団体（地方公共団体から補助金又は貸付金を受けて私立学校の助成を行う法人を含む。）からの借入金に係る契約条項に違反し、その返還を請求されたもの（請求に基づき、その全部又は一部を返還した場合を含む。）

カ 入学に関する寄付金又は学校債の收受等により入学者選抜の公正が害されと認められるもの

キ 偽りその他不正の手段により設置認可を受けたもの

ク 学校経営に係る刑事事件により役員又は教職員が逮捕及び起訴されたもの

ケ 役員若しくは教職員の間又はこれらの者の間において訴訟その他の紛争があり、教育研究その他の学校運営が著しく阻害され、又はその機能の全部若しくは一部を休止しているもの

コ 理事会又は評議員会が長期間にわたり開催されず、教育研究その他の学校運営が著しく阻害され、又はその機能の全部若しくは一部を休止しているもの

サ 教職員の争議行為等又は学生による施設の占拠若しくは封鎖、授業放棄その他の正常でない行為により、教育研究その他の学校運営が著しく阻害され、又はその機能の全部若しくは一部を休止しているもの

シ アからサに掲げる事由のほか、私立学校振興助成法第 5 条第 1 号又は第 5 号に該当する場合で必要があると認められるもの

(減額又は不交付の措置の例外)

- (2) 事業団は、(1)の各号の一に規定する事由の状況に応じ、(1)に規定する減額又は不交付の措置を講じる必要がないと認めるときは、一般補助の10%未満に相当する額を減額して交付又は減額若しくは不交付の措置を講じないことができるものとする。
- (3) 事業団は、国又は事業団が交付する補助金等の返還を命じられた学校法人等について、一般補助の10%に相当する額を限度として、当該返還を命じられた金額(加算金を除く)に相当する額を一般補助から減額して交付することができるものとする。

(特別補助の減額又は不交付の措置)

- (4) 事業団は、(1)、(2)又は(7)の規定により一般補助の減額の措置を受けた学校法人等について、当該減額の措置を受けることとなった事由の状況に応じ、私立大学等経常費補助金配分基準のVの6別記7による増額の補助金(以下「特別補助」という。)を減額して交付又はその全額を交付しないことができるものとする。

((1)の各号に該当するおそれがある学校法人が事実を明らかにしない場合の措置)

- (7) 文部科学省又は事業団が、学校法人に対して、(1)の各号の一に該当するおそれがあることにより調査を指示したにもかかわらず、当該学校法人が、正当な理由なく、相当期間が経過しても、その事実を明らかにしないときは、事業団は、その状況に応じ、当該学校法人等に係る補助金の一般補助を減額して交付又は補助金の全額を交付しないことができるものとする。

(注) 日本私立学校振興・共済事業団の資料に基づき、当省が作成した。

図表 3 - (3) - ⑥ 各都道府県の教育機関に対する卒業後等の在留管理における責任の範囲の認識

調査対象	教育機関における在留管理の責任の範囲
①	当該留学生在が帰国するまで、またはそれを確認するまで
②	当該留学生在が帰国するまで、またはそれを確認するまで
③	当該留学生在の在留資格期限の満了日まで
④	当該留学生在が帰国するまで、またはそれを確認するまで
⑤	当該留学生在が退学・除籍・卒業する段階まで
⑥	当該留学生在が帰国するまで、またはそれを確認するまで
⑦	当該留学生在が退学・除籍・卒業する段階まで
⑧	留学生在の入学に当たって、教育機関の関与の度合いが異なってくる
⑨	地方入国管理局へ退学者等名簿で報告するまで

(注) 当省の調査結果による。

図表 3 - (3) - ⑦ 各専修学校の卒業後等の在留管理における責任の範囲の認識

学校名	在留管理の責任の範囲
a 専修学校	当該留学生在帰国するまで、またはそれを確認するまで
b 専修学校	当該留学生在帰国するまで、またはそれを確認するまで
c 専修学校	当該留学生在留資格期限の満了日まで
d 専修学校	除籍の場合、除籍した段階まで、退学・卒業の場合、当該留学生在帰国するまで、またはそれを確認するまで
e 専修学校	地方入国管理局へ退学者等名簿で報告するまで
f 専修学校	当該留学生在帰国するまで、またはそれを確認するまで
g 専修学校	当該留学生在帰国するまで、またはそれを確認するまで
h 専修学校	地方入国管理局へ退学者等名簿で報告するまで
i 専修学校	地方入国管理局へ退学者等名簿で報告するまで
j 専修学校	地方入国管理局へ退学者等名簿で報告するまで
k 専修学校	当該留学生在帰国するまで、またはそれを確認するまで
l 専修学校	当該留学生在帰国するまで、またはそれを確認するまで
m 専修学校	当該留学生在帰国するまで、またはそれを確認するまで
n 専修学校	当該留学生在帰国するまで、またはそれを確認するまで
o 専修学校	当該留学生在帰国するまで、またはそれを確認するまで
p 専修学校	地方入国管理局へ退学者等名簿で報告するまで
q 専修学校	地方入国管理局へ退学者等名簿で報告するまで
r 専修学校	当該留学生在帰国するまで、またはそれを確認するまで
s 専修学校	当該留学生在帰国するまで、またはそれを確認するまで
t 専修学校	当該留学生在帰国するまで、またはそれを確認するまで (進学する場合は、進学先の入学許可証が発行されるまで)
u 専修学校	当該留学生在帰国するまで、またはそれを確認するまで

(注) 当省の調査結果による。

図表 3 - (3) - ⑧ 教育機関における留学生の卒業後等の在留管理に関する取組の実態

教育機関名	内容
A 大学	<p>i) 留学生に対して、除籍等の処分を行った時点で、大学が管理すべき対象から外れるものと考えている。</p> <p>ii) 法務省や文部科学省からは、留学生の退学除籍後も、当該留学生が帰国するまでは大学が責任をもつべきと言われていたが、大学が管理出来る術がない。国からも、具体的な退学除籍後の留学生に関する管理方法について指示があるわけでもなく、各大学任せになっている。</p>
B 大学	<p>i) 退学除籍等の処分を行い、地方入国管理局にもその旨を届けた元留学生については、在留資格を「留学」から「短期ビザ」に変更し、大学の責任から外してほしい。</p> <p>ii) 留学生を退学除籍等の処分にした後、大学はどこまで責任を負うのか明らかではなく、法務省や文部科学省からの指示もないため、大学としてどこまで責任を持つべきか不明である。自己防衛の一環として退学除籍者等に対し、当大学の取った対応を記録しているが、それで大学の責任が免責されるのかもわからない。</p>
C 大学	<p>i) 退学除籍等の留学生については、空港まで送って飛行機に乗せるのが大学側の責任だと、地方入国管理局の担当者の方に言われた。しかし、現実にはそのような帰国策をとるのは、マンパワー的に難しい。</p>
D 大学	<p>i) 退学除籍者等のその後の動向は、大学では手がかりがない。せめて地方入校管理局から帰国したかどうかの情報提供してもらえれば、把握すべき者の対象も絞り込みやすい。現在は帰国したかどうかもわからない者について連絡をとる努力をし、所在を確認しなければならないことになっている。</p>
E 大学	<p>ii) 行政からは、退学除籍等後も在籍管理をしっかりとるようにといった指導を受けるが、具体的にどうやればいいのかわからない。</p>
F 大学	<p>ii) 法務省は、退学除籍等後の留学生の失踪は、大学の責任と明確に言っているわけではないが、やり取りや指導等を通じて、そのように理解している。しかし、現実的に、退学除籍後の留学生の所在地を把握する等の取組・指導は困難である。</p>
a 専修学校	<p>i) 専修学校が、退学者等の帰国状況を確実に把握することは困難である。当校では、空港の出発口まで見送りを行っているが、退学者等が見送られた後に搭乗口から引き返して不法残留者となる可能性も否定できない。学校側としては、不法残留者が生じたことにより、非適正校とされる心配が残る。</p>
b 専修学校	<p>i) 退学等により帰国することとなった留学生に対して、最寄りの空港まで見送る等考え得る措置を講じて確実に帰国するよう努めているが、中には帰国予定日の前に所在不明となる者があり、確実な帰国方策に苦慮してい</p>

	る。
c 専修学校	i) 素行不良等で退学し、母国に帰国したものの、入国管理局においてビザを取り消されないため、元留学生が元の留学ビザで再入国したケースがある。そのような者について、学校側で確認できず責任も持てない。
d 専修学校	i) 少ないスタッフでは、入国管理局から求められている「空港まで留学生を見送りに行く」などの対応は困難。
e 専修学校	i) 退学した学生が、再入国許可を得て、一旦帰国後、再び来日していても学校では把握できない。 留学生の出身国によっては、空港まで見送りにいくこともある。また、原則として全員に、帰国後の電話連絡及びパスポートのコピー送付を指示しているが、履行されるとは限らない。
f 専修学校	i) 異動後の進路確認を、学校側に要求されるのは分かるが、問題がある学生の場合など、限界もある。不法残留率により、適正校・非適正校と選定され、結果が悪ければ在留資格の審査を厳格化されるなど、学校にはペナルティも科せられる。そして、確認困難な事案が発生した際に、すでに出国または在留資格変更・更新等をしていったような、入国管理局でなければ把握できない事実は、個人情報保護を理由に照会には回答してくれない。

(注) 当省の調査結果による。

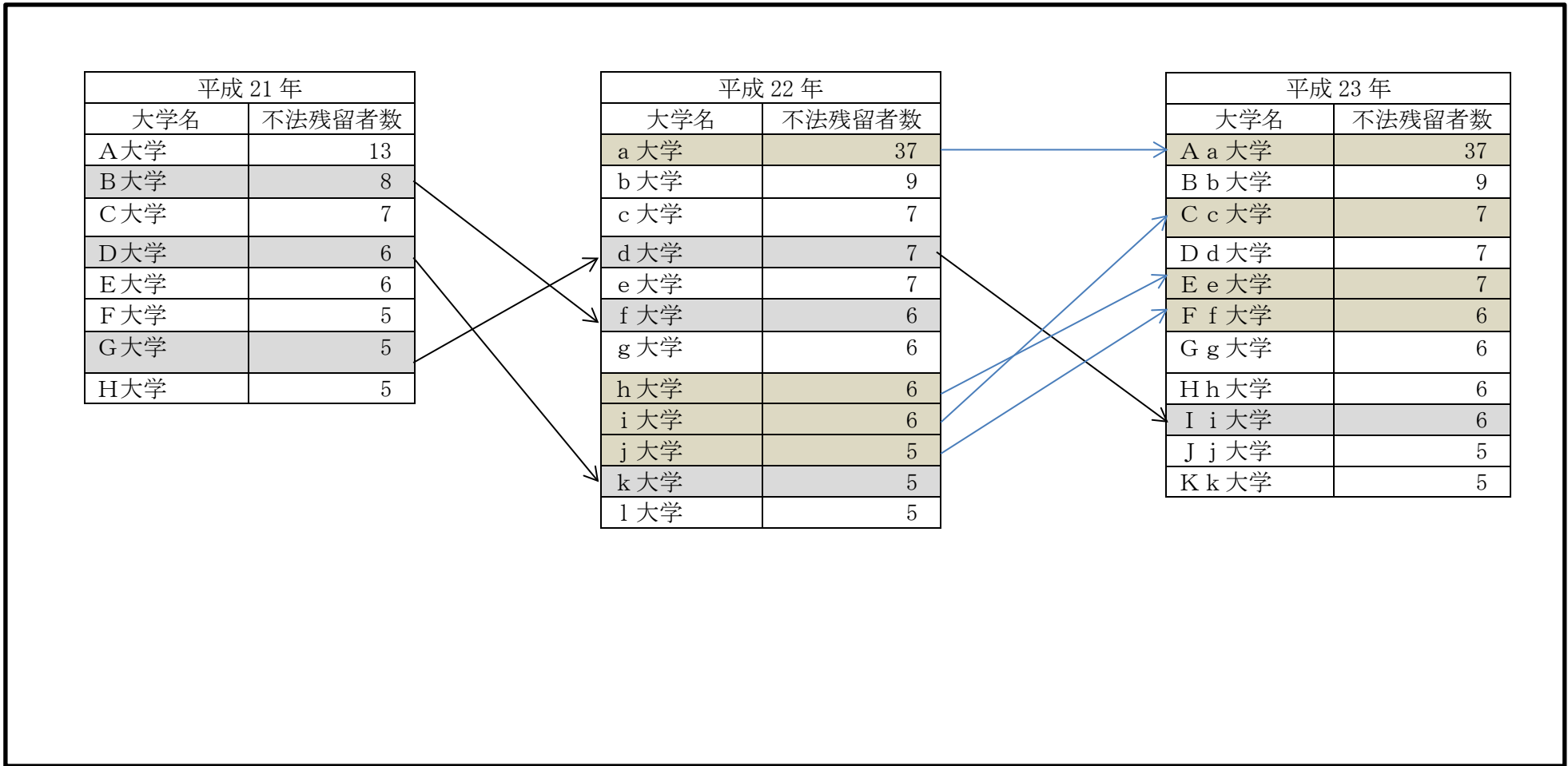
図表 3 - (3) - ⑨ 地方入国管理局から教育機関に提供される不法残留事案に関する情報例

学校名	内容
A 専修学校	学校側が、退学除籍者等の帰国状況を確実に把握することは困難であり、退学除籍者等が帰国したかどうかの情報を入国管理局から頂きたい。
B 専修学校	退学除籍者等が出国したか否かの情報は、在籍管理を行う上で重要であるが、入国管理局は個人情報として提供してくれない。
C 専修学校	平成 22 年に非適正校と選定され、不法残留率が 5 % を超えたためと説明されたが、不法残留者が何名出たかについて入国管理局からの説明はなかった。
D 専修学校	退学除籍等の処分を行った元留学生の出国状況について、地方入国管理局に電話照会を行っても回答がない。退学除籍等の処分を行った元留学生が出国した際には、その旨を連絡頂けるとありがたい。
E 専修学校	情報公開の観点から、法的・制度的に可能であれば、元留学生のうち不法残留者となった者の状況を、以前の所属機関に開示して頂きたい。現在、入国管理局が不法残留率 5 % 以上の教育機関に対し「非適正校」の選定を行っているが、不法残留者の実数が開示されておらず、受入れた留学生のうち何人中何人が不法残留となっているのか、それが誰なのか不明。
F 専修学校	学校としても、退学者等名簿の報告対象となった元留学生の中には、その後の状況を把握しておきたい者もいるが、入国管理局は個人情報の保護を理由に照会に応じてくれない。改善を希望する。
G 専修学校	入国管理局と教育機関の情報交換をもっと積極的に行い、お互いが求める在留管理の方法についてよりよい道筋を見いだすことが重要だと思う。
H 専修学校	元留学生が帰国したかどうかの確認において、入国管理局から本人が日本を出国したかどうか教えてもらえると、現在在籍している留学生に対してより、的確な指導が行えるが、現時点では、個人情報保護法の関係で教えてもらえない。
I 専修学校	平成 23 年に不法残留者が 1 名発生した。しかし、入国管理局では、個人情報に該当するとして、不法残留者の氏名等の情報提供を行ってくれない。このため、どのような原因で不法残留に至ったかの原因分析が行えない状況にある。
J 専修学校	平成 23 年に不法残留者が 1 名発生した。しかし、入国管理局では、個人情報に該当するとして、不法残留者の氏名等の情報提供を行ってくれない。このため、どのような原因で不法残留に至ったかの原因分析が行えない状況にある。
K 専修学校	平成 23 年に不法残留者が 1 名発生した。しかし、入国管理局では、個人情報に該当するとして、不法残留者の氏名等の情報提供を行ってくれない。このため、どのような原因で不法残留に至ったかの原因分析が行えない状況にある。
L 専修学校	在籍していた元留学生を行方不明等の理由により、除籍処分を行ったとしても、当該留学生の在留資格の満了までは、在籍管理上の責任が学校に残ることなので、当該留学生の出国・在留資格の変更といった事実の情報提供を行ってほしい。

M専修学校	入国管理局は、かつて在籍していたが、行方不明や強制送還となった留学生の出国情報について、個人情報であるとして提供してくれない。せめて、出国したと確認するまでは心配なので、当該留学生が出国した場合には、その事実だけでも情報提供してほしい。
-------	--

(注) 当省の調査結果による。

図表 3 - (3) - ⑩ 大学・短期大学における不法残留者数（5名以上）の推移（平成 21 年度から 23 年度）



(注) 法務省の資料に基づき、当省が作成した。

勸告	説明図表番号
<p>(4) 留学生の退学・除籍等の届出に関する基準の明確化</p> <p>【制度の概要等】</p> <p>法務省では、留学生は、入国後、在留資格期間満了前であっても、在籍する教育機関における退学・除籍等により、在留目的となっている留学に係る活動を行っていない場合があるため、教育機関に対し、在籍する留学生における退学・除籍、所在不明等が発生した場合は、翌月 10 日まで（平成 24 年 7 月 9 日以降は、卒業・退学・除籍・その他の事由について 14 日以内）に所轄の地方入国管理局に届けるよう求めている。</p> <p>この届出を受けた地方入国管理局においては、当該留学生が退学・除籍等となった後、猶予期間である 3 か月以内に出国等したか否かを確認している。したがって、この届出は、地方入国管理局による留学生の在籍状況等の的確な把握のために重要なものとなっており、教育機関においては、在籍する留学生が退学・除籍、所在不明等になった場合における速やかな対応が求められる。</p> <p>なお、届出の対象となる退学・除籍・所在不明等について、在籍する留学生におけるどのような状態がどれぐらいの期間継続した場合に退学・除籍の処分を行うのか、行方不明の認定をするのか等の具体的な判断基準がなく、その判断は各教育機関に任されている。</p> <p>【調査結果】</p> <p>今回、地方入国管理局への届出対象となる留学生の退学・除籍、所在不明等についての判断基準について、調査した教育機関 29 校（大学 7 校及び専修学校 22 校）を対象に照会したところ、回答があった 9 校（大学 6 校及び専修学校 3 校）においては、各学校により、判断基準は区々となっており、所在が確認できなくなってから 2 週間をかけてその行方を調査しても所在が確認できない場合は除籍処分とし、地方入国管理官署にその旨を届け出るものとしている教育機関がある一方、所在が確認できなくなった後、次の学期が開始されるまでの間（最大 6 か月）に学費が納入されないことをもって除籍処分とし、それから、地方入国管理局に届け出るとしている教育機関もみられた。</p> <p>このため、当該留学生が在籍する教育機関の退学・除籍等の判断基準の違いによって、留学生の所在が確認できなくなっからの教育機関の地方入国管理局への届出時期が相違している。</p> <p>【所見】</p> <p>したがって、法務省は、留学生の不法残留に係る端緒情報を的確に把握する観点から、文部科学省と連携して、教育機関において、在籍する留学生の</p>	<p>図表 3-(4)-①</p> <p>図表 3-(4)-②</p>

所在が確認できなくなった後、地方入国管理局への届出の対象となる所在不明の留学生として取り扱う標準期間を明らかにし、それを教育機関に示す必要がある。	
---	--

図表 3 - (4) - ① 各大学における退学除籍等の判断期間の例

学校名	退学除籍等の判断期間
A 大学	2 週間学校に来ない場合は、まずバイト先に連絡、友人関係に連絡、それでもわからない場合は、祖国に連絡を行い、家庭訪問等行う。その段階でもわからない場合に、入国管理局に連絡を行う。
B 大学	5 週連続で出席しなくなったら、個別に指導（5 週程度）を行い、それでも指導に従わない場合には、責任をもって家庭訪問を続ける。全体で半年ほど指導を行い、改善の見込みがない場合に除籍を行う。
C 大学	留学生は、6 ヶ月連絡が取れない場合や改善が見られない場合に除籍としている。少なくとも 6 ヶ月は様子をみている。
D 大学	除籍者の多くは、学費未納が理由であることが多く、学費納入期限の 1、2 週間前までに納入がない者に対し、督促状を出し、事情を聞いた上で、払えない場合に除籍としている。
E 大学	入国管理局には、毎年 5 月、11 月、2 月に退学除籍者等の報告を行っている。
F 大学	学費未納により除籍となる場合が多く、前期末納（4 月 30 日納入）は 6 月 30 日に、後期末納（9 月 30 日）は 11 月 30 日時点で振り込まれなければ、遡って除籍処分にする。

(注) 当省の調査結果による。

図表 3 - (4) - ② 各専修学校における退学除籍等の判断期間の例

学校名	退学除籍等の判断期間
A 専修学校	3 ヶ月所在不明が続いた場合には、職員会議を経て、除籍を決定する。
B 専修学校	実務上、1 週間の無断欠席が続いた場合は、電話指導等を行い、3 ヶ月所在不明が続いた場合は、職員会議を経て、除籍を予告。1 ヶ月、留学生から連絡が無ければ、除籍を決定。入国管理局に届けるまで、約 4、5 ヶ月かかる。
C 専修学校	「除籍になる行為」として、2 週間以上連絡がつかない者（理由不明や無届、連絡不通）、2 週間以上当校しない者（理由不明や無届、連絡不通）等を除籍基準で規定している。

(注) 当省の調査結果による。

4 F E I Sを活用した的確かつ効率的な業務の実施

勧告	説明図表番号
<p>(1) 出入国管理業務の概要</p> <p>ア 出入国管理システムの概要</p> <p>出入国管理行政の目的は、全ての人の出入国の公正な管理を図ることにより、それはすなわち、外国人の適正かつ円滑な受入れを進めていく一方で、テロリストや犯罪者など我が国の治安等を脅かす外国人の入国・滞在を阻止することにより、我が国社会の活性化と健全な国際化の進展に資するとともに、安全・安心な国民生活の確保に寄与することにあるとされている。</p> <p>現在の我が国の出入国管理における具体的な実施手続としては、入管法に基く我が国と諸外国間の人の移動に当たっての国境通過に係る許可・確認手続として、全国の空港・海港における日本人・外国人の出入国審査、全国の地方入国管理局・支局・出張所における外国人の在留審査、退去強制・出国命令に関する手続及び難民認定審査等の手続により構成される。</p> <p>これらの業務をコンピュータにより処理又は支援するための諸システムが整備され、地方入国管理局等で運営・利用されている。</p> <p>現行の出入国管理システムは、F E I S、個人識別情報システム（注1）、指紋照合システム（注2）、外国人出入国記録即日取得システム（注3）などにより構成されており、これらと、財務省と共同で運用している事前旅客情報センターシステム、外務省の査証発給システム及び輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社が運営管理する府省共通ポータルとの間で連携が図られている。</p> <p>（注1） 上陸申請手続時の外国人に係る指紋及び顔画像をデータ管理するもの。 （注2） 退去強制・出国命令の手続の過程で対象外国人から取得した指紋及び顔画像をデータ管理するもの。 （注3） 外国人の出入国審査手続の際に提出される出入国記録カードの画像をデータ管理するもの。</p> <p>イ F E I Sの概要</p> <p>F E I Sは、出入国・在留管理に係る様々なデータベース（以下「D B」という。）で構築されている統合サーバシステムのことである。F E I S導入以前は、出入国・在留管理に係る各システムがそれぞれで管理され、関連する情報の取り出しができないなど、入国管理に係る業務が非効率的に行われていた。そこで平成13年度から3か年計画により、昭和59年から運用してきた既存システムのD BをF E I Sに統合し一元化を図り、さらに、その他のシステムとF E I SのD Bとの接続を図ることで、単一の端末から全システムのデータ検索が可能と</p>	

なり、外国人の入国から出国までの記録が一元化される等、業務の適正化、効率化が実現されることとなった。

現行のF E I Sは、氏名、性別、国籍、生年月日、旅券番号、入国年月日、居住地、在留目的、在留資格期間、資格外活動に係る情報、研修生派遣・所属機関番号などの「外国人管理情報DB」、「所属機関情報DB」、「イメージ情報DB」などの共通事項に加え、「査証情報DB」、「外国人BL（ブラックリスト）基本情報DB」、「出入国記録情報DB」、「外国人登録履歴情報DB」、「在留認定審査情報DB」など、いくつものDBから構成されている。

ウ F E I Sの活用状況

F E I Sを活用した外国人の一般上陸（注1）等に係る現行の手続きは、おおむね次のようになっている。

上陸申請や在留資格認定書の申請の際、提出された書類をF E I Sの外国人BL（ブラックリスト）基本情報DBやその他のDBと突合し、その結果、条件に適合すると認められれば、申請が認められる。また、申請が認められた結果、当該外国人の情報がF E I Sに入力され、情報がストックされていくこととなる。

なお、法務省では、不法残留者数は、F E I Sの情報を元に在留期限が過ぎ、かつ、出国が確認されていない者をブラックリストとしてまとめていることから推計（注2）されている数であるとしている。

（注1） 外国人の入国及び上陸に関する基本原則は、入管法第2条の規定において、外国人が領海内に入ること（入国）と外国人が領土に入ること（上陸）を区別して規定されている。

（注2） 不法残留者には、在留期限を過ぎた者のほかに、密入国者、データ入力の際等による誤差などもあるため、精緻なデータが出せないことから、あくまで推計としている。

(2) 出入国管理業務に係る動向

ア 第4次出入国管理基本計画

適正かつ円滑な出入国管理行政を実現するために、法務大臣が、我が国に入国・在留する外国人の状況を明らかにした上で、外国人の入国及び在留の管理の指針となるべき事項その他関係する施策に関し必要な事項を定めたものが出入国管理基本計画（以下「基本計画」という。）である。平成4年に初めての基本計画が策定され、12年に第2次、17年に第3次、そして20年3月に第4次基本計画が策定されている。

第4次基本計画は、第3次基本計画策定以降の国内外の社会状況の変化や新たな在留管理制度の導入などが進められている中、今後5年程度の期間を想定し「活力ある豊かな社会」、「安全・安心な社会」、

図表4-①

「外国人との共生社会」の実現への貢献という視点に立ち、策定されている。

イ 出入国管理業務・システムの最適化計画

(7) 最適化計画の概要

現行の業務システムのままでは、昨今の出入国管理行政を取り巻く環境の大きな変化に対して柔軟かつ迅速に対応することが難しくなりつつあるとして、平成 18 年 3 月に「出入国管理業務の業務・システム最適化計画」（以下「最適化計画」という。）が策定され、その後、19 年 8 月、22 年 3 月、23 年 5 月に改定されている。

これによれば、近年の外国人入国者数の増加等に伴う出入国管理に係る業務量の顕著な増加や予算効率の高い簡素な政府を実現するという「電子政府構築計画」（平成 15 年 7 月 17 日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）を背景に、出入国管理業務の業務・システムについて、経済的重要度、戦略的重要度、利用者のニーズ及びサービス向上効果を勘案した上で、平成 17 年度から 24 年度の間において、最適化を実施することとされている。その具体的な内容としては、システムの刷新や情報の電子化などの基盤整備に加え、平成 22 年 7 月から施行された入管法等改正法に対応した新たな在留管理制度の実施や機能の拡充、外国人総合相談窓口の設置などの体制整備となっている。

(4) 最適化の実施状況等

平成 22 年 3 月改定の最適化計画に基づき 22 年 5 月に作成されている「出入国管理業務の業務・システム最適化に係る次世代外国人出入国情報システムの設計・開発・テスト等及び統合データ管理システムの改修に関する仕様書」（以下「仕様書」という。）では次の記載がある。

「現行の F E I S においては、業務ごとにデータベースが縦割りとなっており、十分なデータ統合が図られているとは言えない状況である。また、至るところでマスターデータの重複が発生しており、データ補正を頻繁に行っていること及びデータの鮮度が最新の状態ではない等の課題が顕在化しておりこれらの課題も併せて解決する。次世代 F E I S の整備及び統合データ管理システムの改修により（以下、総称する場合、「次世代外国人出入国情報システム等」という。）、新たな在留管理制度に適正に対応するとともに、各業務系のデータを統合し、全体として統合されたデータベースで業務情報を管理することにより出入国管理業務の一層の効率化を図ることを

図表 4-②

目的とする。」

また、平成 24 年 8 月に公表されている「平成 23 年度出入国管理業務・システム最適化実施評価報告書」（法務省情報推進会議決定）では、22 年 1 月から日本人の出帰国審査システムの導入に伴い、出入国管理システムに関する次世代日本人審査システムと統合データ管理システムの連携が実施されているとしている。また、雇用状況及び教育・研修機関等所属機関から提供のあった情報についても、次世代 F E I S 及び統合データ管理システムについては、情報の統合及び一元的管理に係る設計・開発（改修）を行ったとしている。

(3) F E I S を活用した的確かつ効率的な業務の実施

【制度の概要等】

(F E I S における技能実習生・留学生関係情報)

F E I S は、出入国・在留管理に係る様々な D B を一元的に管理する入国管理局の基幹システムであり、在留資格認定証明書交付申請書に係る事項等の主要な事項や同申請の一件書類も個人毎データとして保存されている。

技能実習生や留学生に関する情報についても、上陸審査時又は在留資格認定証明書交付申請書の審査時に地方入国管理局が把握した技能実習生の受入れ先の監理団体及び実習実施機関や留学生を受け入れる専修学校等の名称や所在地等に関する最新の情報が逐次入力・蓄積されている。

また、この F E I S により、例えば、目的とする技能実習生や留学生個人が明確になっている場合、その個人の氏名から、当該者が所属する監理団体・実習実施機関や専修学校等の名称、電話番号等を検索することが可能なものとなっている。

このように、F E I S には技能実習生や留学生に関する豊富で最新の情報が蓄積されていることから、その活用は、監理団体による監査結果の報告や教育機関による定期報告の徹底を図るために必要となる、報告対象となる監理団体・実習実施機関や専修学校等に関する情報の的確かつ網羅的な把握に有用である。

【調査結果】

ア 監理団体からの監査結果報告及び教育機関からの定期報告の励行状況

今回、技能実習制度に基づく監理団体からの監査結果の報告状況並びに留学生に関する専修学校等及び大学等からの退学者等名簿等の報告状況について調査したところ、

- ① 監理団体からの監査結果の報告については、項目 1 「(2) 監理団体による監査の適正化」のとおり、実地調査を行った 9 地方入国管理局の

うち4 地方入国管理局において、管轄の監理団体からの監査結果報告は、その傘下の全ての実習実施機関に対して実施されたものであるかどうかを確認されていない事例

- ② 専修学校等からの定期報告については、項目3「(2)専修学校等における留学生の管理の適正化」のとおり、4 地方入国管理局において管内の専修学校等からの定期報告が未報告になっている事例がみられた。

こうした事例の発生は、地方入国管理局において、報告を徴収すべき監理団体や実習実施機関、専修学校等を網羅的に分析可能な形態で整理できておらず、未報告の学校への督促や定期報告の提出依頼が適切に行われていないことなどによるものであった。

このため、技能実習生や留学生の出入国や国内での異動等により日々変化する、技能実習生を受け入れている監理団体や実習実施機関、留学生を受け入れている専修学校等の教育機関のリストを適時・適切に策定し、それに基づき、未報告や内容に報告漏れがある監理団体や教育機関を的確に把握することが必要である。

イ 地方入国管理局による報告徴収対象の把握状況

今回、9 地方入国管理局による監理団体やその傘下の実習実施機関、専修学校等の教育機関に関する情報の把握状況について調査した結果、次のとおり、これらの情報の把握・整理が的確かつ効率的に行われていない状況がみられた。

F E I Sには、地方入国管理局が上陸審査時又は在留資格認定証明書交付申請の審査時に把握した技能実習生の受入れ先の監理団体及び実習実施機関や留学生を受け入れる専修学校等の名称や所在地等の情報が蓄積されているが、次のようなシステム仕様上の問題から、技能実習生がいる監理団体ごとの実習実施機関数や留学生がいる教育機関数等を適時に把握することが困難なものとなっていた。

このため、地方入国管理局では、技能実習生を受け入れている監理団体やその傘下の実習実施機関、留学生を受け入れている専修学校等の教育機関に関する情報の網羅的な把握に、F E I Sを活用していなかった。

(F E I Sの仕様上の問題の例)

- ① 技能実習生や留学生を現時点で受け入れている団体・機関のリストを作成しようとした場合、これまでに受入れ実績がある団体・機関に関する情報が履歴情報として全て出力されてしまう。
- ② 監理団体と実習実施機関のデータが連携されていないため、監理団体ごとの傘下の実習実施機関の数等も出力できない。

また、大阪入国管理局など担当官個人が入国審査時の書類等から情報を集め、管内の監理団体や実習実施機関、留学生を受け入れている教育機関を整理しDBを構築している地方入国管理局もあったが、これは地方入国管理局個々の判断で独自に行っているものであるため、その策定の有無を始め、蓄積する情報やその範囲、利用方法等が地方入国管理局ごとに異なったものとなっており、全国統一的な対応となっていなかった。また、個別DBに蓄積された情報の精度についても、技能実習生や留学生の出国・再入国・移動等に関する最新情報が逐次反映されるものとなっていないため、十分なものとなっていなかった。

ウ F E I S への新たな機能の付与の可能性

法務省では、F E I S は、個人をベースとした情報を元に、在留資格者個人を管理するためのシステムであり、個人が属する団体全体を把握・管理するために設計されたものではないため、所属の団体・機関を基準とした最新データの把握ができないとしている。また、F E I S に新たな機能を付与することとする場合、複雑に連携し、かつ膨大なDBから、どのような命令システムにより必要な情報を取り出すかということについて検討し、それに沿ったシステムを設計・構築し運営に供するまでには、相当な時間と費用を要するため、業務上の必要性が相当に高いと判断されない限り難しいとしている。

【所見】

したがって、法務省は、監理団体による監査結果報告、教育機関による届出に対する的確かつ効率的な確認に資する観点から、監理団体及び実習実施機関並びに留学生を受け入れる教育機関に関する情報について、F E I S に蓄積された情報を活用した適時的確なリスト化が可能となるよう、F E I S の機能見直しに向けた取組を行う必要がある。

図表 4 - ① 第 4 次出入国管理基本計画の概要

今後の出入国管理行政の方針

- 本格的な人口減少時代が到来する中、我が国の社会が活力を維持しつつ、持続的に発展するとともに、アジア地域の活力を取り込んでいくとの観点から、積極的な外国人の受入れ施策を推進していく
- 我が国社会の秩序を維持し、治安や国民の安全等を守るため、テロリストや犯罪者の入国を確実に水際で阻止し、また、依然として相当数存在する不法滞在者や今後増加が懸念される偽装滞在者対策等を強力に推進するとともに、法違反者の状況に配慮した適正な取扱いを行っていく
- 我が国における在留外国人の増加、活動内容の多様化等に対応し、在留外国人の居住・在留状況等を正確に把握等するために導入される新たな在留管理制度を適切に運用し、情報を活用した適正な在留管理を行っていくとともに、地方公共団体における円滑な行政サービスの実施に必要な情報の提供を行うなど、外国人の利便性の向上に努めていく
- 国際社会の一員として、難民の適正かつ迅速な庇護を推進していく

具体的施策

我が国社会に活力をもたらす外国人の円滑な受入れ

- 1 経済成長に寄与するなど社会のニーズにこたえる人材の受入れ
 - 高度人材の積極的な受入れのためのポイント制を活用した優遇制度の導入
 - 企業における人材活用の多様化に対応する、企業で雇用される外国人に係る在留資格の見直し
 - 資格等によって専門性、技術性が担保されている外国人の受入れの推進
 - 企業で雇用される外国人の在留資格審査に係る提出書類の簡素化及び審査の迅速化の一層の徹底
 - 歯科医師、看護師等の有資格者に対する就労年数制限の見直し
 - E P A で受け入れた介護福祉士の就労状況等も踏まえ、我が国の大学等を卒業し、介護福祉士等の国家資格を取得した者の受入れの可否について検討
- 2 日系人の受入れ
 - 地域社会の中で自立・安定した社会生活が営まれる観点から、日系人に係る入国等の要件の見直しの検討
 - 日系人子女の健全な育成等のための在留期間更新等の審査における就学状況の確認
- 3 国際交流の一層の推進
 - 観光立国実現に向けた取組の推進
 - ワーキングホリデー制度等を通じた青少年交流の拡大
 - ビジネス関係者等の交流の一層の活発化に向けた円滑な出入国手続の検討
- 4 留学生の適正な受入れの推進
 - 「留学生30万人計画」の達成に向けた適正・円滑な入国・在留審査の実施
 - 我が国企業への就職を希望する留学生の在留資格変更手続の円滑化の推進
- 5 研修・技能実習制度の適正化への取組
 - 労働基準監督署等との連携を密にし、技能実習生の保護を徹底
 - 積極的な実態調査等に基づく監理団体、実習実施機関の適正化
 - 送出し機関の適正化に向けた審査の強化、送出国への働きかけの強化
- 6 外国人の受入れについての国民的議論の活性化
 - 人口減少時代における外国人の受入れの在り方について、国民的議論を活性化し、国全体として方策を検討していく中で、その検討に積極的に参画

安全・安心な社会の実現に向けた不法滞在者対策等の推進

- 1 厳格な出入国審査等の水際対策の実施
 - 個人識別情報を活用した上陸審査の推進
 - 国内外の関係機関との連携による情報を活用した水際対策の強化
 - 港湾におけるパトロールなど、船舶等を使った不法入国者への対策の強化
- 2 国内に不法滞在・偽装滞在する者への対策の推進
 - 不法滞在者・偽装滞在者に係る情報の収集・分析体制の整備等

- 不法滞在者の稼働先の分散化等に対応した積極的な摘発等の実施
 - 偽装滞在者に対する在留資格の取消し等の実施、警察等捜査機関との連携の強化
 - 迅速な送還に向けた取組の実施
 - 3 被收容者処遇の一層の適正化に向けた取組
 - 入国者收容所等視察委員会の活動等を通じた処遇の透明化・適正化
 - 4 在留特別許可の適正な運用
 - 在留特別許可の透明性の向上に向けた取組の推進
 - 在留特別許可の適正な運用を通じ、許可の対象となり得る者の法的地位の早期安定化
- 新たな在留管理制度の円滑な導入と同制度に基づく出入国管理行政の展開**

- 1 情報を活用した適正な在留管理の実現
 - 在留状況の迅速かつ的確な分析による適正な在留管理の実現
- 2 外国人との共生社会の実現に向けた取組
 - 市区町村等への適切な情報提供等を通じた市区町村が実施する在留外国人への各種行政サービスの向上
 - 在留外国人の負担軽減の観点からの在留諸申請手続の簡素化等の推進

難民の適正かつ迅速な庇護の推進

- 1 適正かつ迅速な難民認定のための取組
 - 難民等の法的地位の早期安定化及び難民認定制度の公正性・中立性の確保
- 2 第三国定住による難民の受入れ
 - パイロットケースの円滑な実施とともに、今後の受入れの在り方の検討

その他

- 出入国管理体制の整備
- 国際協力の更なる推進
- 人身取引被害者等への配慮
- 外国人登録制度の適切な運用及び新制度への円滑な移行



「活力ある豊かな社会」、「安全・安心な社会」、「外国人との共生社会」の実現

(注) 法務省の資料に基づき、当省で作成した。

図表4-② 出入国管理業務の業務・システム最適化計画（平成23年5月13日決定）の概要

凡例 **最適化の基本理念** → **実施内容**

- 情報システムの見直し** → システム刷新、最適化施策実施のための基盤整備・拡充
- テロ・犯罪・不法滞在防止** → バイオ・メトリクスを活用した出入国審査体制確立
- 電子申請手続き(改善)** → 申請関係の電子化、情報提供機能の充実、照会対応体制の拡充
- 情報収集・分析** → 情報共有化の促進とインテリジェンス機能の充実・強化、GPSを活用した実態調査及び違反調査業務の効率化
- 情報システム管理体制強化** → 情報システム管理体制の強化
- 新たな在留管理制度対応** → 新たな在留管理体制の実施及び従来機能の拡充

(注) 法務省の資料に基づき、当省で作成した。